

高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した  
建築設計のあり方に関する検討委員会  
第4回委員会

日時：平成28年12月22日（木）16：00～19：00

場所：国土交通省11階特別会議室

議事次第

1. 開会
2. 議事
  - 2-1 報告事項（ホテルアンケート結果報告）
  - 2-2 高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（平成28年度版）の改正概要
  - 2-3 「2.9 客室」  
「2.10 浴室・シャワー室、脱衣室・更衣室」  
「2.7 便所・洗面所」
  - 2-4 高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準
    - （1）第1部 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の制定について
    - （2）第2部 第1章 高齢者、障害者等の移動に配慮した建築物整備の考え方
    - （3）第2部 全体
  - 2-5 意見交換
3. その他 今後の予定について
4. 閉会

【配布資料】

- |       |   |
|-------|---|
| 資料1   | ホテルのバリアフリー化の現状等に関するアンケート調査結果（ホテル協会）           |
| 資料2   | 高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（平成28年度版）の改正概要      |
| 資料3   | 「2.9 客室」、「2.10 浴室・シャワー室、脱衣室・更衣室」、「2.7 便所・洗面所」 |
| 資料4   | 建築設計標準（案）（全体版）                                |
| 資料5   | 今後の予定   |
| 参考資料1 | 委員名簿  |
| 参考資料2 | 第3回委員会議事要旨（案）                                 |
| 参考資料3 | 意見照会結果と対応方針について                               |
| 参考資料4 | 設計の考え方、設計のポイント一覧表                             |
| 参考資料  | 高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（平成24年度抜粋版）         |

<オブザーバー席左>

<オブザーバー席右>

- ▼内閣官房 東京利権の競技大会・パワフルの競技大会推進本部 事務局
- ▼横浜市 建築局 建築指導部 建築環境課
- ▼文部科学省 大臣官房 施設企画部 施設企画課
- ▼厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 企画課
- ▼厚生労働省 老健局 高齢者支援課

- ▼厚生労働省 大臣官房 会計課 施設整備室
- ▼国土交通省 総合政策局 安心生活政策課
- ▼国土交通省 大臣官房 官庁営繕部 整備課
- ▼国土技術政策総合研究所 住宅研究部住宅ストック高度化研究室
- ▼国立研究開発法人建築研究所 建築生産研究グループ

窓

- 大竹 浩司 (一財)全日本ろうあ連盟 理事
- 松田 雄二 東京大学大学院工学系研究科建築学専攻 准教授
- 高橋 儀平 東洋大学ライオンデザイン学部 教授
- 佐藤 克志 日本女子大学家政学部 住居学科 教授
- 布田 健 国土技術政策総合研究所 住宅研究部住宅生産研究室 室長
- 今西 正義 (特非)DPI日本会議 バリアフリー担当顧問

委員長

手話通訳席

- 大日方 邦子 (一社)日本パラリンピアンズ協会 副会長
- 小幡 恭弘 (公社)全国精神保健福祉会連合会 理事
- 齊藤 秀樹 (公財)全国老人クラブ連合会 常務理事
- 土岐 達志 (福)日本身体障害者団体連合会 副会長
- 田中 正博 全国手をつなぐ育成会連合会 統括
- 橋口 亜希子 (一社)日本発達障害ネットワーク 事務局長
- 妻屋委員代理 赤城 喜久代 (公社)全国脊髄損傷者連合会 専務理事
- 藤井 貢 (福)日本盲人会連合 組織部長
- 風間 淳 (一社)日本ホテル協会 副委員長
- 藤井さまお付添い
- 小山 修司 (一社)日本フランチャイズチェーン協会
- 梶原 優 (一社)日本病院会 副会長
- 高橋 広直 (一社)日本建設業連合会 設計企画部会委員
- 黒田 和孝 (一社)全日本駐車協会 専務理事
- 成藤委員代理 本多 健 (公社)日本建築士会連合会 福祉まちづくり部会 委員
- 中山 康一郎 (公社)国際観光施設協会 名誉会長
- 早川 文雄 (一社)日本建築士事務所協会連合会
- 大宅 宏之 大阪府住宅まちづくり部建築指導室 建築企画課 課長補佐
- 村上 哲也 (一社)日本ショッピングセンター協会 事務局長
- 木戸 麻亜子 神奈川県 県土整備局 建築住宅部 建築指導課 主任技師
- 連 健夫 (公社)日本建築家協会 委員長
- 工藤 秀仁 東京都 都市整備局 市街地建築部 建築企画課 課長代理

オブザーバー席

オブザーバー席

随行者席

随行者席

佐野 孝雄  
一般社団法人新・建築士制度普及協会

渡壁 克好  
株式会社市浦ハウジング&プランニング

- 伊藤伸一 一般財団法人国土技術研究センター 都市住宅地域政策グループ 副総括
- 荒川 辰雄 一般財団法人国土技術研究センター 都市住宅地域政策グループ 総括
- 松井 康治 国土交通省 住宅局 建築指導課 企画専門官
- 伊藤 明子 国土交通省 大臣官房 審議官
- 石崎 和志 国土交通省 住宅局 建築指導課 課長
- 藤原 健二 国土交通省 住宅局 建築指導課 企画専門官
- 中村 安季 国土交通省 住宅局 建築指導課 資格検定係長
- 遠又 美穂 株式会社市浦ハウジング&プランニング
- 沼尻 恵子 一般財団法人国土技術研究センター 都市住宅地域政策グループ 首席研究

速記

出入口

廊下

出入口

# ホテルのバリアフリー化の 現状等に関するアンケート調査 結果報告

# アンケート実施概要

## ■実施対象

- ・日本ホテル協会の  
会員ホテル
- ・配布総数 239
- ・有効回答数 106
- ・回答率 44.4%

## ■アンケート実施期間

- ・調査期間  
2016年11月～12月

## アンケート項目

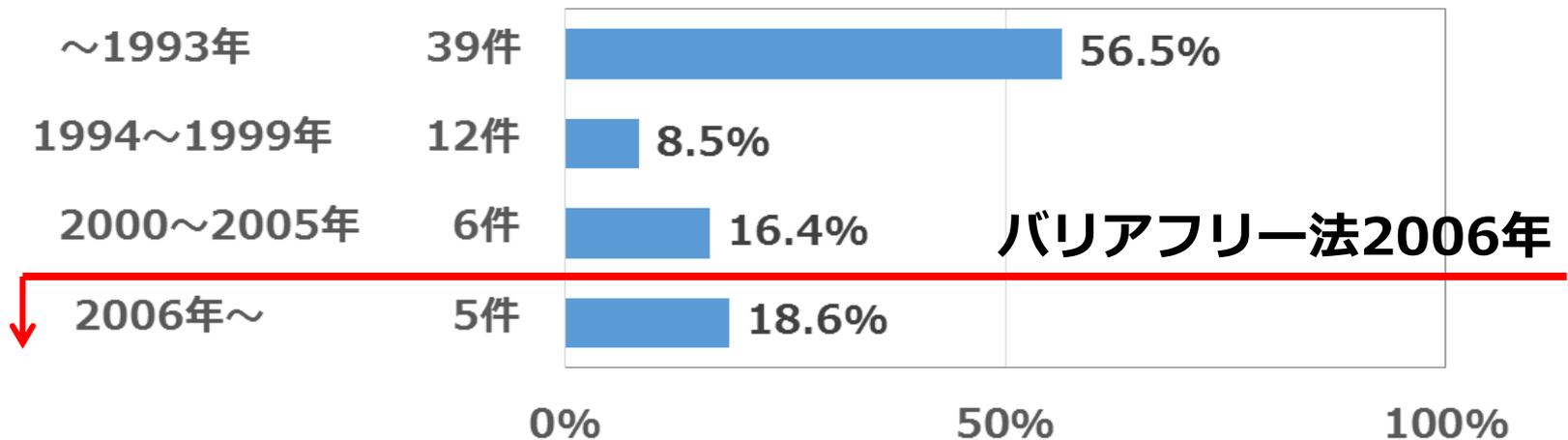
1 ホテル 基礎情報	1.1 所在地 1.2 階数 1.3 延べ床面積	1.4 構造 1.5 竣工年、開業年 1.6 客室数
2 UDルーム	2.1 UDルーム概要 2.2 出入口 2.3 UDルームの浴室・トイレ 2.4 情報提供、予約 2.5 今後について	
3 一般客室	3.1 一般客室概要 3.2 客室出入口 3.3 浴室（ユニットバス含む） 3.4 一般客室の配慮 3.5 今後について	
4 ホテル 共用部	4.2 共用の車いす使用者用トイレ 4.2 大浴場・共用浴室 4.3 メインエントランス 4.4 レストラン	
5 全体を 通じて	5.1 これまでに高齢者や障害のある人、乳幼児連れの人、外国人等がホテルを利用するにあたり、対応に困ったこと 5.2 今後の高齢社会への対応、オリンピック・パラリンピック時の対応など、ホテルとして対応予定のこと	

# UDルームの状況 (1/5)

ユニバーサルルーム、またはバリアフリールーム、アクセシブルルームなど、以降UDルームと略す

- 106回答のうち62回答 (58.5%) がUDルーム有と回答
- UDルームの総数は138部屋、平均2.23室
- UDルームの有るホテルの総客室数は26,055室
- UDルームの有るホテルの総客室数に対するUDルームの割合は0.4%

開業年別 UDルームのあるホテル n=62



# UDルームの面積、位置 (2/5)

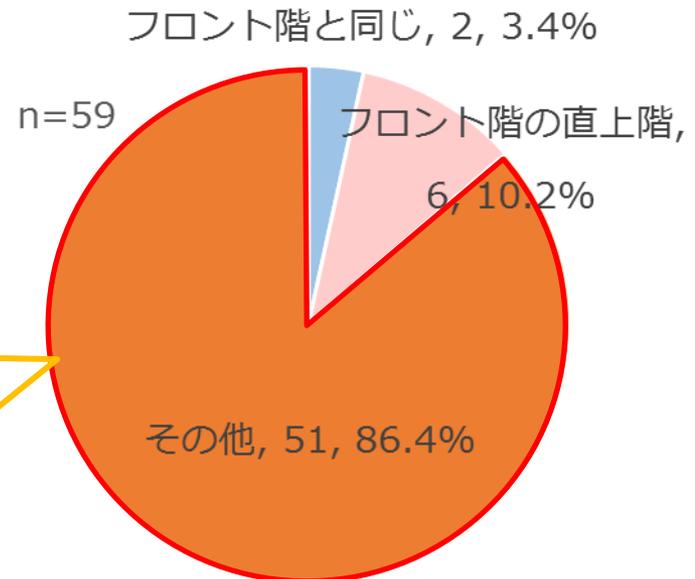
○ UDルームの部屋面積は一般客室に比べ広く、ツインで38.1㎡

部屋タイプ	件数	面積平均	参考：一般客室部屋 面積平均
ツイン	54	38.1㎡	27.6㎡
ダブル	3	32.7㎡	29.5㎡
シングル	1	23.0㎡	14.8㎡
その他	4	21.4㎡	67.0㎡
合計	62	35.1㎡	34.7㎡

○ UDルームはフロント階の直上階に位置するものが10.2%、その他が86.4%

## 【その他】

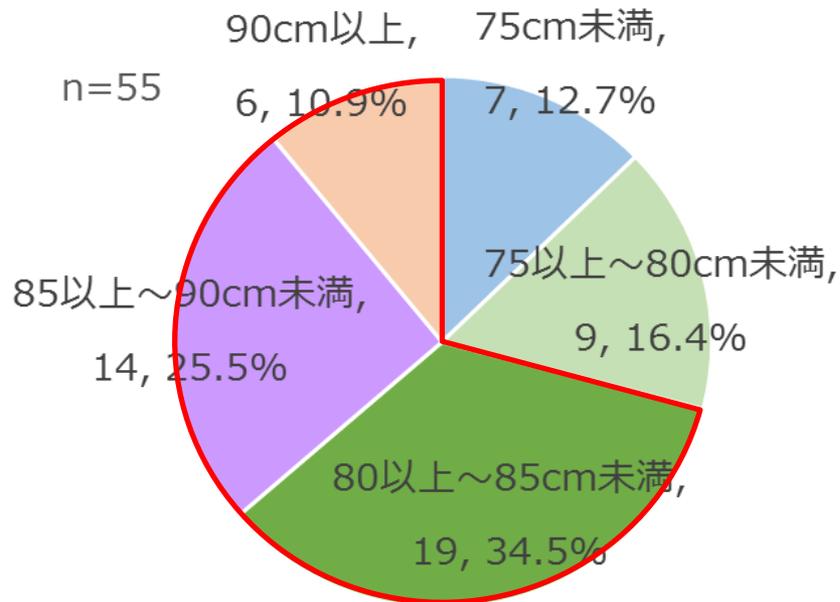
1F、3F、6F、4/5/6/7F、4F、4/7F、  
5F、5/6F、6F、6/22F、6/7F、7F、  
8F、8/9F、9F、10F、11/12F、12F、  
14/15F、16F、17/18F、19/25/26F、  
19F、27F、28F、29F、30F、  
31~35F、52F



# UDルームのドアの幅と段差 (3/5)

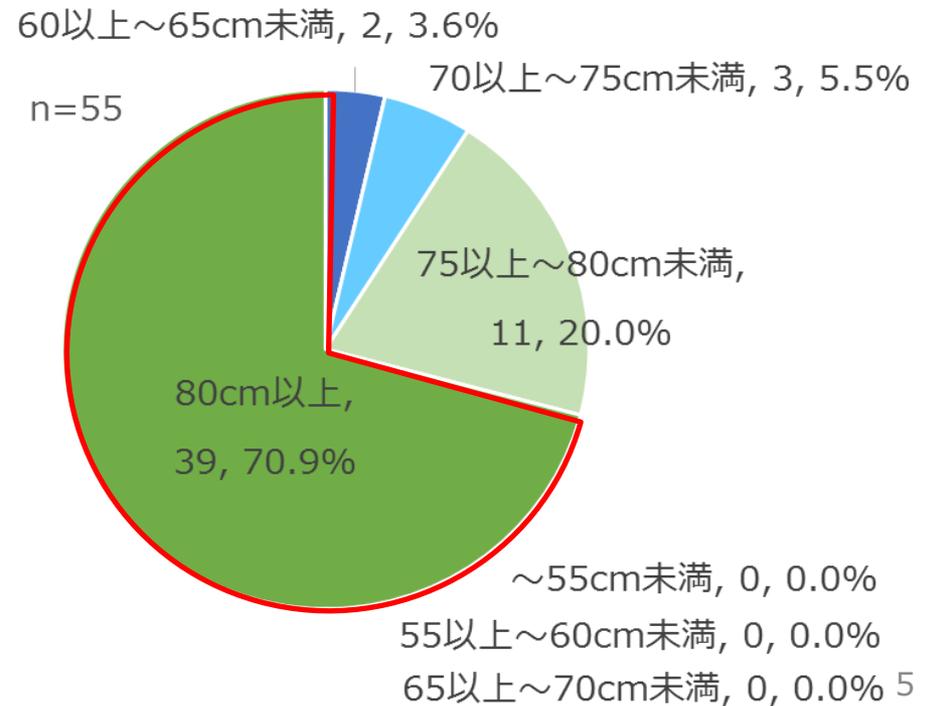
○UDルームの  
客室出入口の段差はなく、  
ドア幅は80 cm以上が70.9%

客室出入口のドア有効開口幅  
(平均85.4 cm)



○UDルームの  
浴室出入口の段差はなしは90%  
ドア幅は80 cm以上が70.9%

浴室出入口のドア有効開口幅  
(平均86.5 cm)

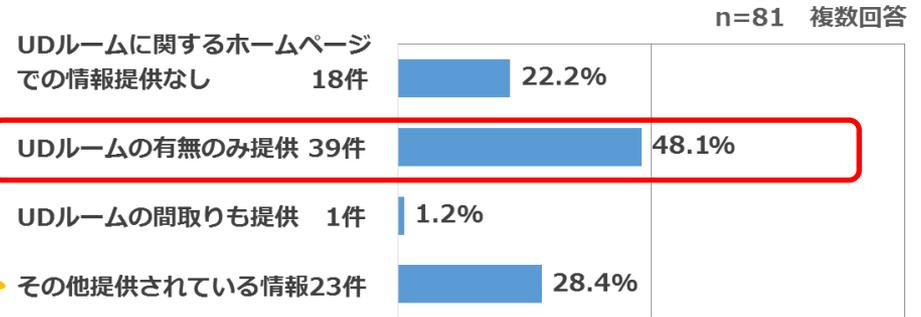


# UDルームに関する情報提供・予約 (4/5)

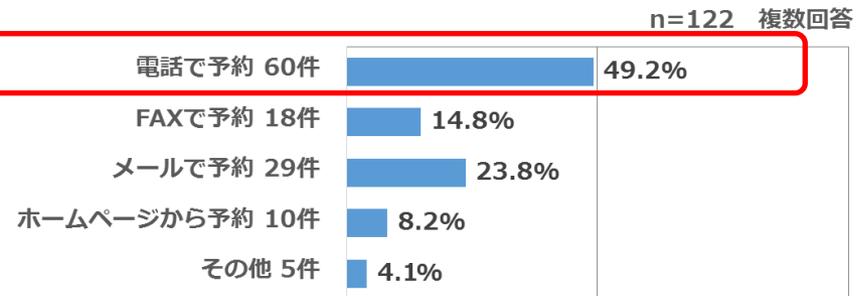
○UDルームの有無のみを情報提供が最も多い

【その他の提供されている情報】

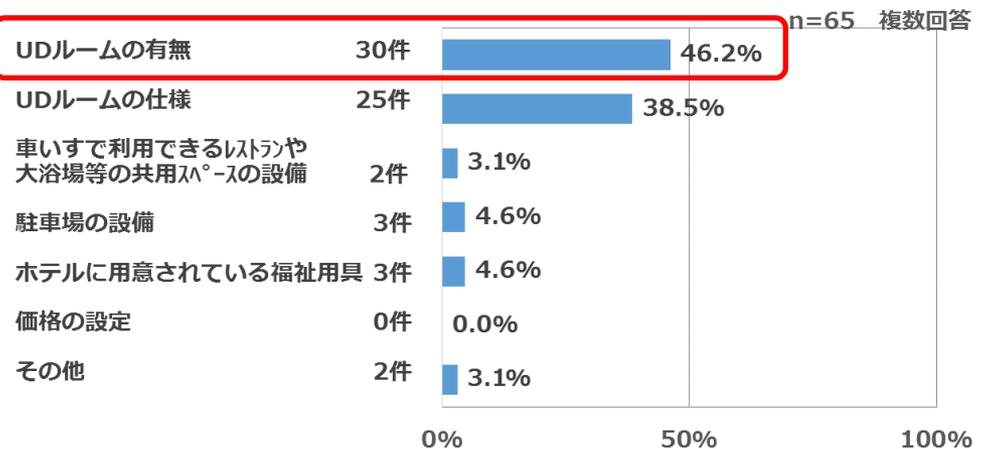
- ・詳細情報
- ・おもてなし愛知観光バリアフリー情報ポータルサイト



○UDルームの予約は電話対応が最も多い

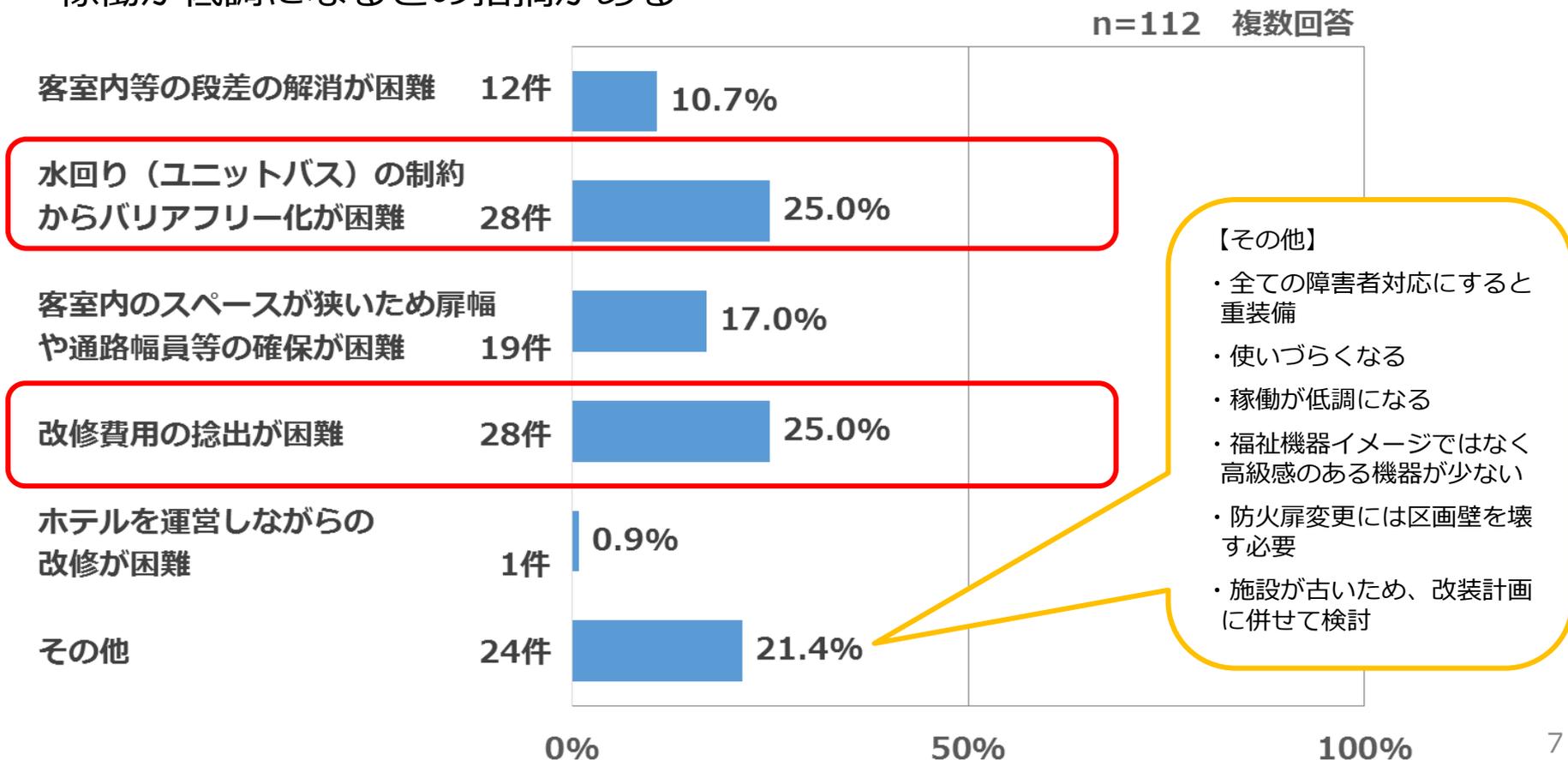


○UDルームに関する問い合わせはUDルームの有無についてが最も多い



# UDルームの改修にあたっての課題 (5/5)

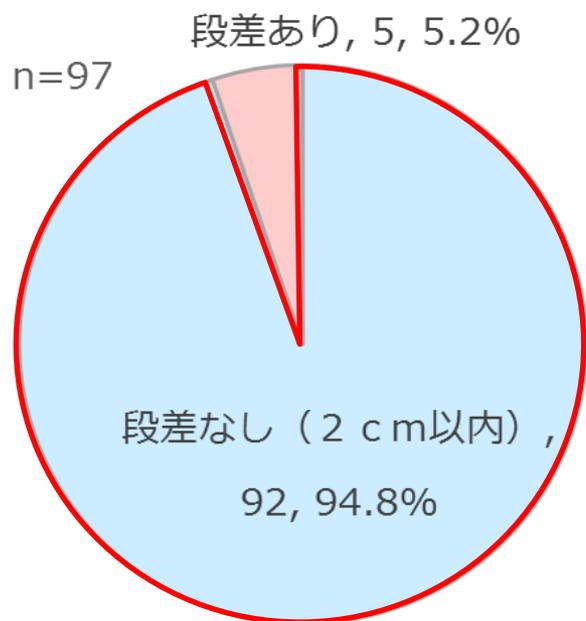
- UDルームを増やす予定が有るとの回答は3回答 (4.5%) のみ
- UDルームを増やすにあたり、既存の客室改修の課題としては、水回り (ユニットバス) の制約と改修費用の捻出が挙げられている
- その他の回答では、全ての障害者対応にすると重装備になり、使いづらく、稼働が低調になるとの指摘がある



# 一般客室の出入口の段差とドアの幅 (1/4)

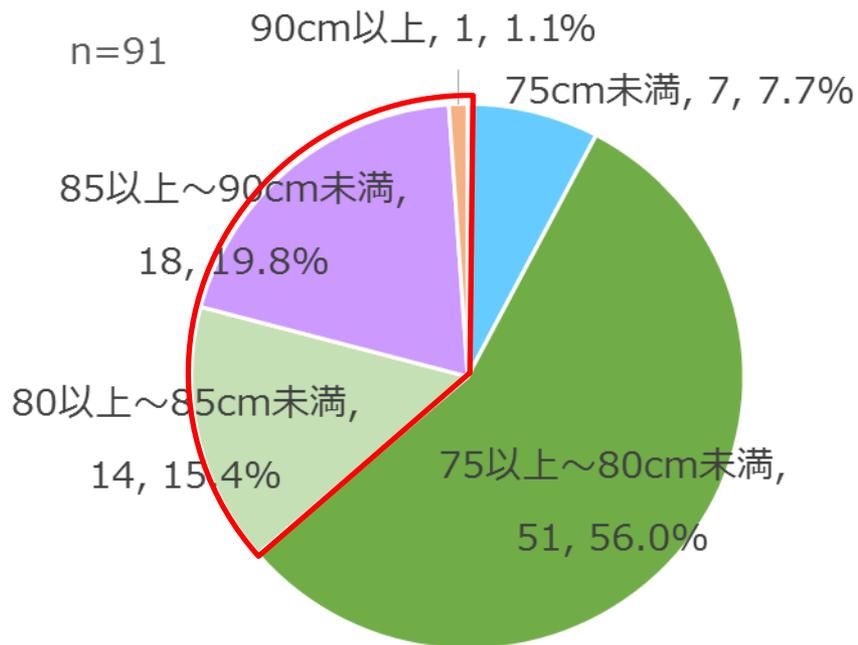
○一般客室の出入口の段差は、  
段差なしが94.8%

一般客室出入口の段差



○一般客室のドアの幅は  
80 cm以上が36.3%

一般客室出入口のドア有効開口幅  
(平均79.0 cm)

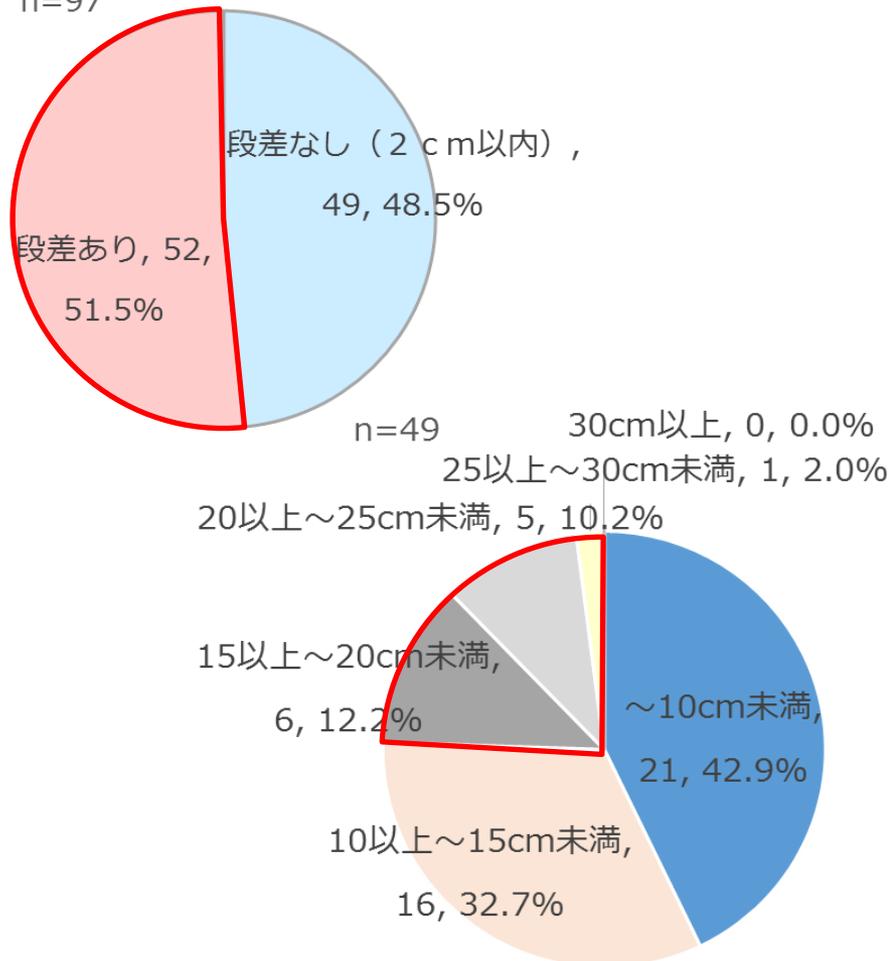


# 一般客室の浴室出入口の段差とドアの幅 (2/4)

○一般客室の浴室出入口の段差は、  
段差有りが51.5%、  
15cm以上の段差が24.4%

一般客室浴室出入口の段差

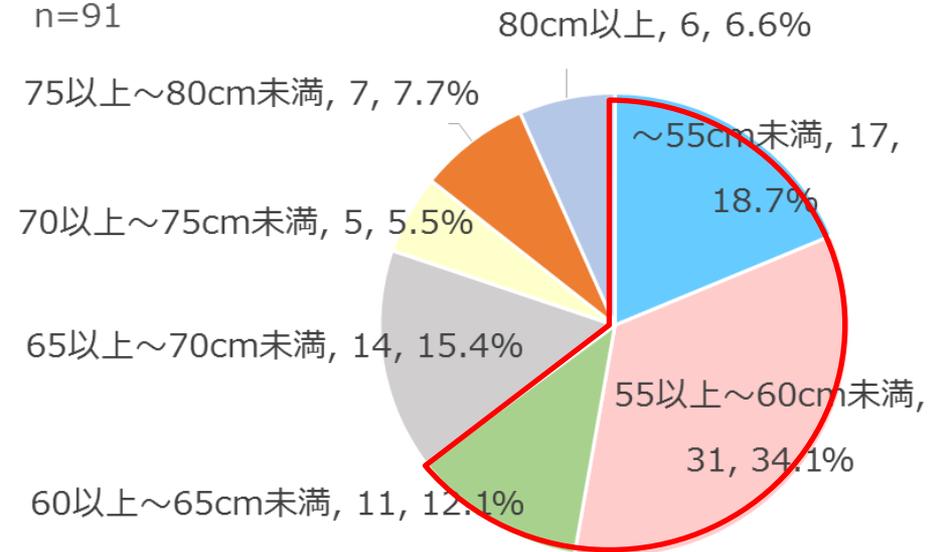
n=97



○一般客室の浴室ドアの幅は  
65 cm未満が64.9%

一般客室浴室のドア有効開口幅  
(平均64.4 cm)

n=91

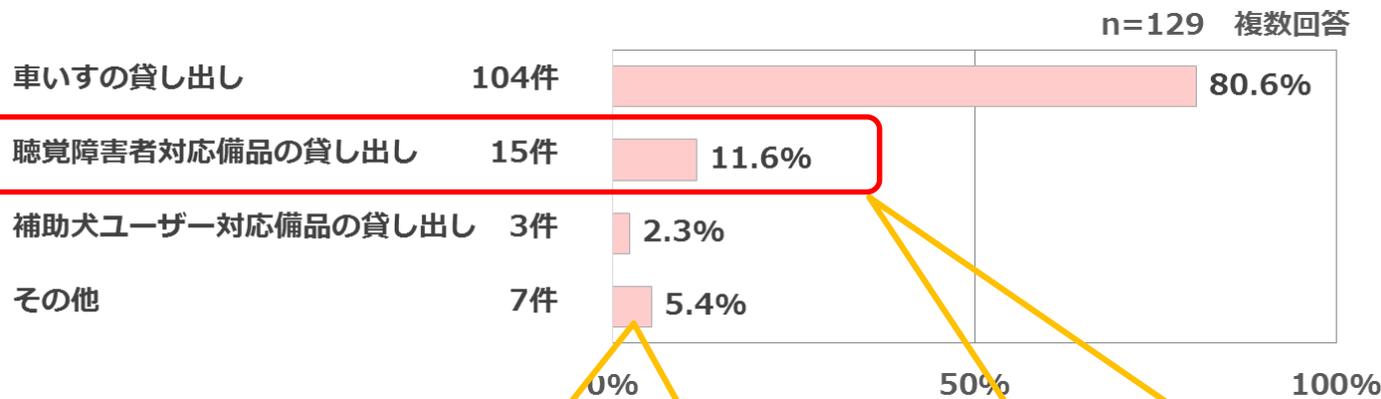


# 客室での配慮 (3/4)

○ 一般客室（又はUDルーム）における高齢者、障害者（聴覚障害者、補助犬）等への配慮としての備品の貸し出しについては、貸出備品有りが99.1%、

○ 貸出備品の内容は車いすの貸し出しが80.6%のほか、聴覚障害者対応備品や補助犬ユーザー対応備品の貸し出しがある。

n=106  
貸出備品は特に無い, 1, 0.9%



## 【その他の貸し出し備品】

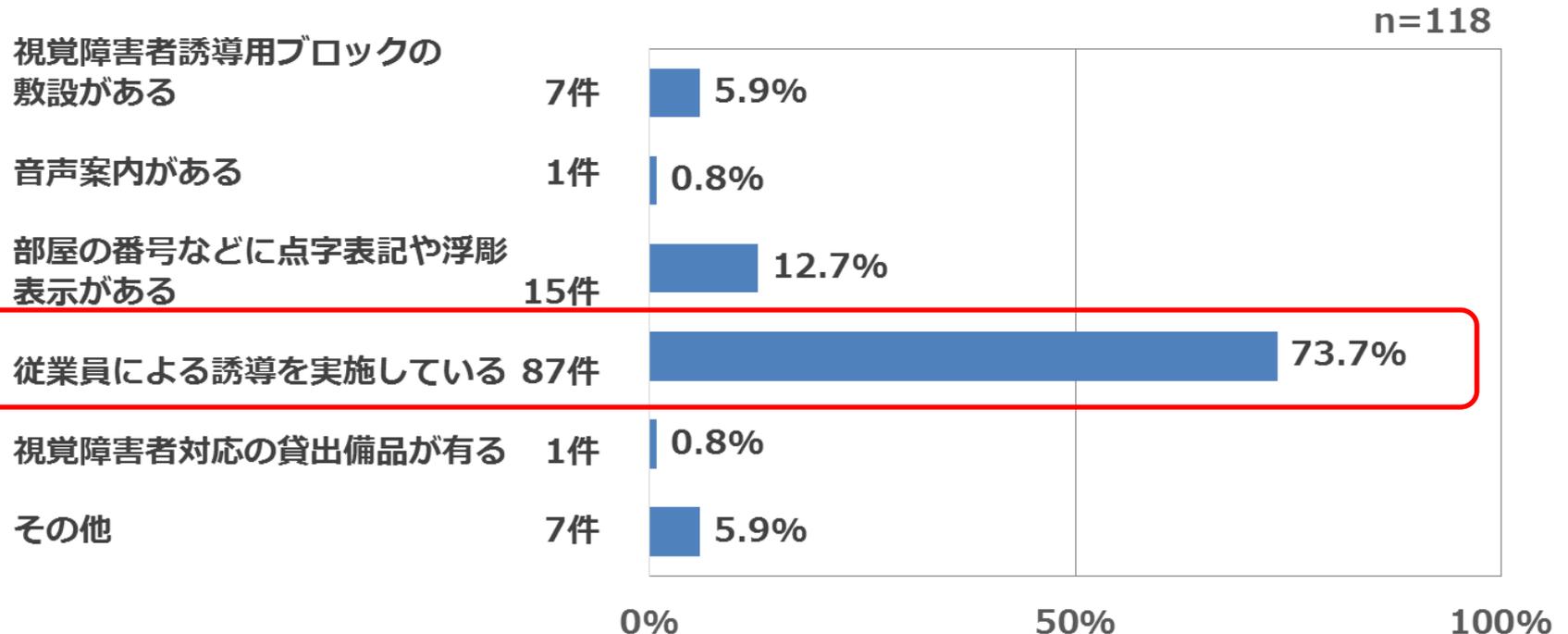
- ・老眼鏡
- ・杖
- ・S字フック
- ・バスタブ補助器具
- ・バスボード
- ・バスクリップ
- ・バスチェア
- ・すべり止めマット
- ・補助イス
- ・円座貸出し
- ・トランスフォーボード

## 【聴覚障害者対応備品】

- ・補聴器
- ・筆談ボード
- ・筆談器
- ・ipad
- ・F A X
- ・フラッシュベル
- ・ノックセンサー
- ・リンガーフォン
- ・ドアチャイムランプ
- ・パトランプ
- ・守護神（音をキャッチして無線で光表示するもの）

# 客室での配慮 (4/4)

- 視覚障害者への配慮としては**従業員による誘導が73.7%**
- 視覚障害者誘導用ブロックの敷設してある場所**は玄関等の出入口の他、外歩道が**挙げられている。
- 音声案内のある場所としては、**大通りに面した入口**が挙げられている
- 点字や浮彫表示に関しては、**部屋番号の他、エレベーター**が挙げられている。

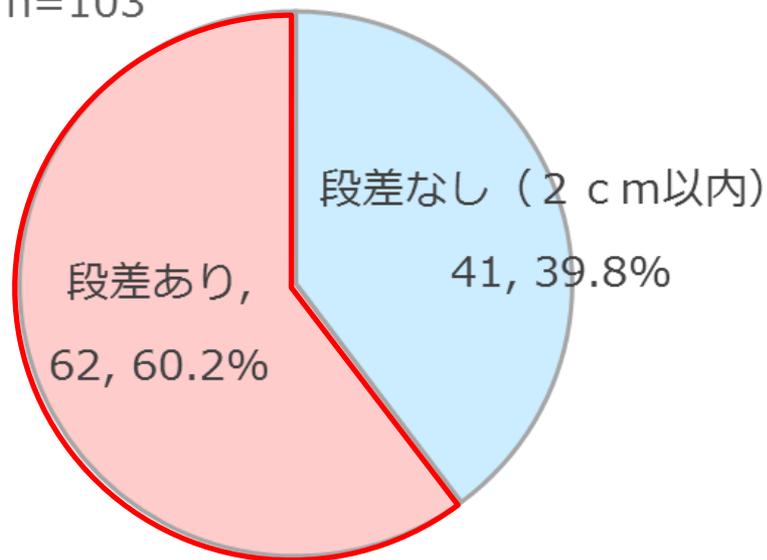


# メインエントランスの段差

○メインエントランスの段差

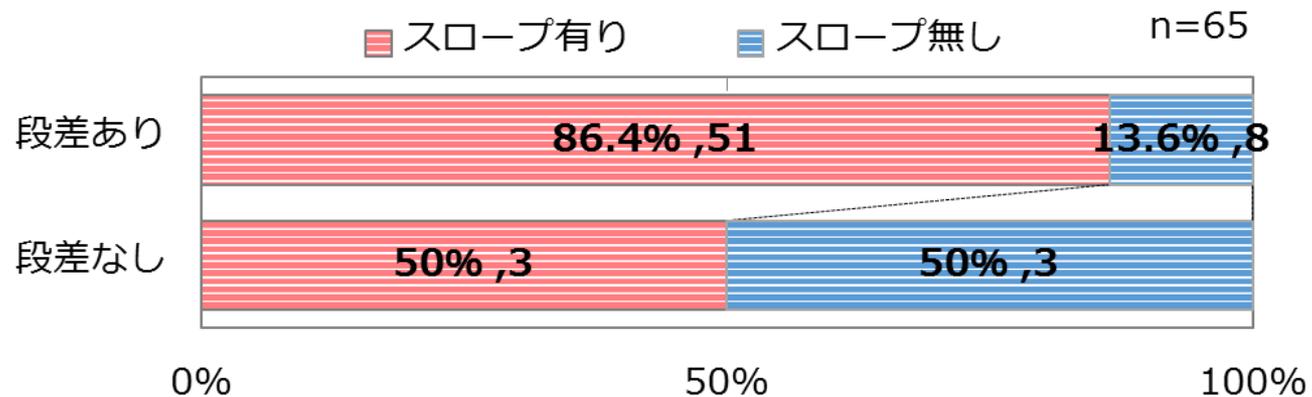
段差有りが60.2%

n=103



段差がある場合の対応

他の出入口に誘導する	3
簡易スロープを設置する	2
その他 (人的介助)	5
合計	10

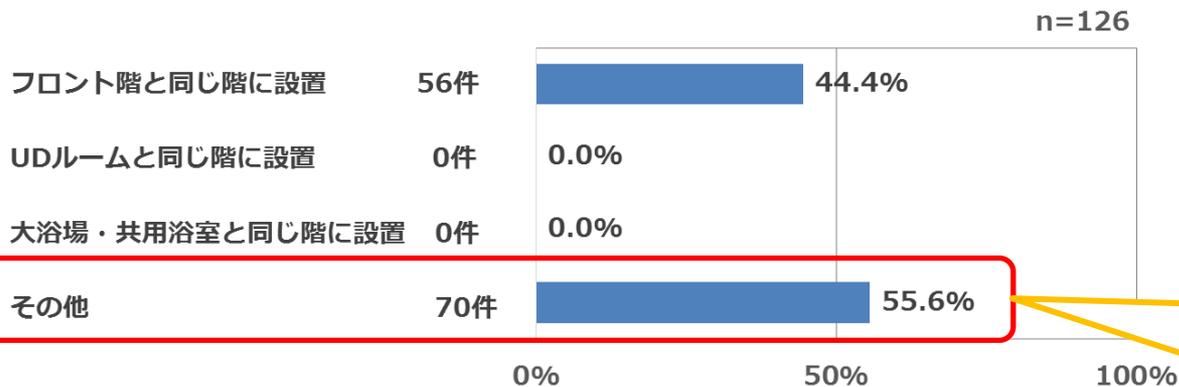
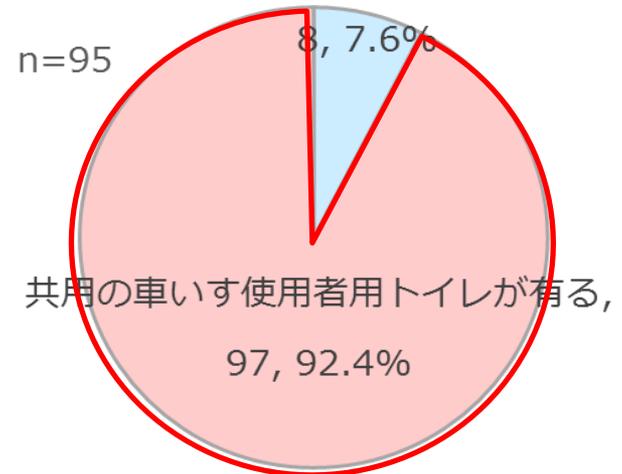


# 共用の車いす使用者用トイレ

○共用の車いす使用者用トイレが  
有るとの回答は92.4%

○共用の車いす使用者用トイレはフロント階と同じ階に設置が44.4%、その他が55.6%で、**宴会場、レストランの周辺に設置**されている。

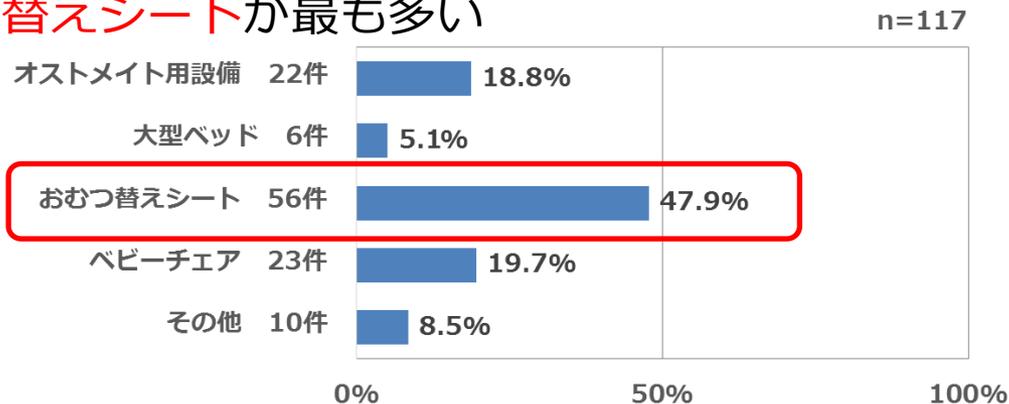
共用の車いす使用者用トイレは無い,



【その他の設置場所】

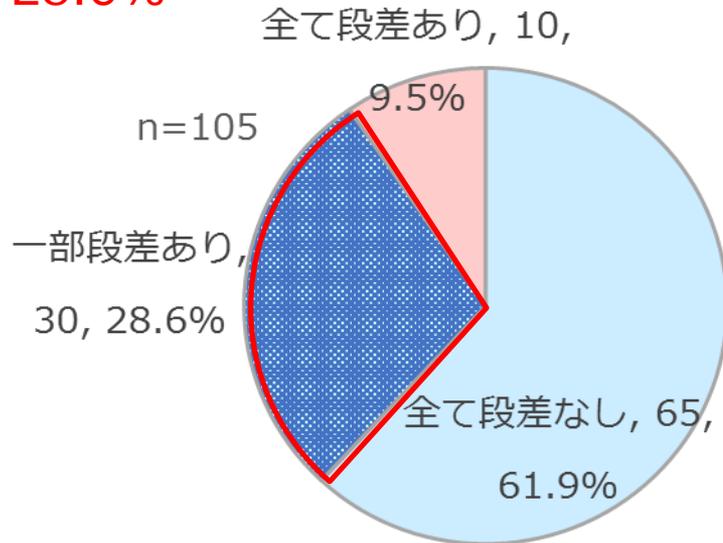
- ・2F 6F客室廊下
- ・4F 宴会場
- ・宴会場付近
- ・客室フロア
- ・駐車場
- ・レストラン付近
- ・ロビー
- ・ロビー宴会場付近

○共用の車いす使用者用トイレ内の設備は  
**おむつ替えシート**が最も多い



# レストランの段差

## ○ レストランの出入口の段差 一部段差有りが28.6%

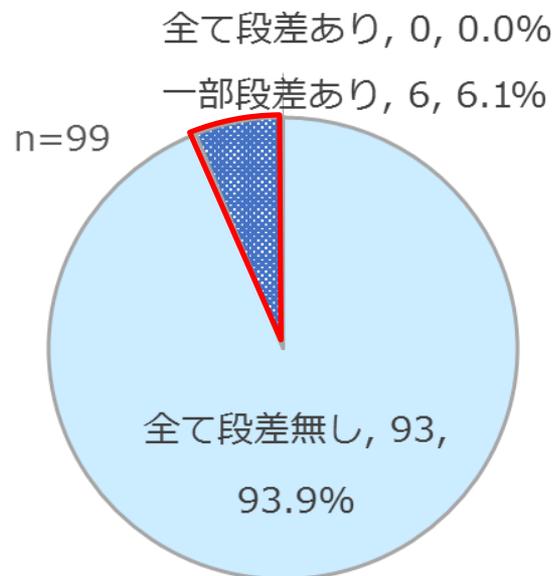


### 段差がある場合の対応

簡易スロープを設置	24
人的に介助	8
その他	1
合計	33

【その他の対応】  
リフト設置

## ○ レストラン内部の段差 一部段差有りが6.1%



### 段差がある場合の対応

簡易スロープを設置	0
人的に介助	5
その他	0
合計	5

# 高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（平成28年度版）の改正概要

- 「建築設計標準」は、バリアフリー設計のガイドラインとして、平成19年度に作成。新たな機器の普及や技術の進展、障害者団体等からの要望を反映させるため、これまで5年ごとに改正を実施。
- 2020年東京大会での国内外からの来訪者の増大を見据え、新築だけでなく既存施設のバリアフリー化にも取り組む必要があることから、改修の観点などを盛り込むため、1年前倒して「建築設計標準」を改正（年内に案を作成、年度内に公表）する。

## 現状の課題

### ○ ホテル客室（新築）

- ・車いす使用者用客室は一般客室に比べ約1.4倍の面積※である
- ・高齢者、障害者等の外出・旅行等の機会の増加から、より多くの利用可能なホテル客室が必要
- ・一方で、インバウンド増加の対応のためには、より多くの客室数を確保することも必要  
→客室数を確保しながら、客室のバリアフリー化を促進する必要がある

### ○ ホテル客室（既存）

- ・客室の面積が小さいことや、浴室・便所の出入口の幅が狭く、段差があることから車いす使用者等が利用しにくい
- ・一方で、改修にあたって、面積や水回り配管の位置・スペースの確保に関する制約が多い（日本のホテルの特徴）  
→様々な制約を解決しながら改修を促進する必要がある

### ○ トイレ

- ・多機能トイレの普及により、多機能トイレへ利用者が集中し、本来必要とする車いす使用者等がトイレを使用しづらい状況  
→多機能トイレの利用集中を解消する必要がある
- ・高齢者、障害者等が利用できるトイレの数が少ない  
→既存トイレの改修を促進する必要がある

※日本ホテル協会及びシティホテル連盟へのアンケート調査による結果（ツインタイプの客室）

## 主要改正事項

### ① ホテル客室のバリアフリー化の促進

- ・「バリアフリーに配慮した一般客室」の設計標準の追加
- ・既存ホテルの合理的・効果的なバリアフリー改修方法の提案

### ② トイレのバリアフリー化の促進

- ・多機能トイレへの利用者の集中を避けるため、個別機能トイレの分散配置を促進
- ・既存トイレの合理的・効果的なバリアフリー改修方法の提案

### ③ その他改正事項

- ・用途別の計画・設計のポイントの記述の充実
- ・設計者等にとって分かりやすい内容とするための記述内容の充実

# ① ホテル客室のバリアフリー化の促進

○ 2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会を契機として、今後、国内外から多くの来訪者が見込まれるため、宿泊施設のバリアフリー化が求められている。このため、ホテル客室の記載を充実し、ホテル客室のバリアフリー化を促進する。

## 「バリアフリーに配慮した一般客室※1」の設計標準

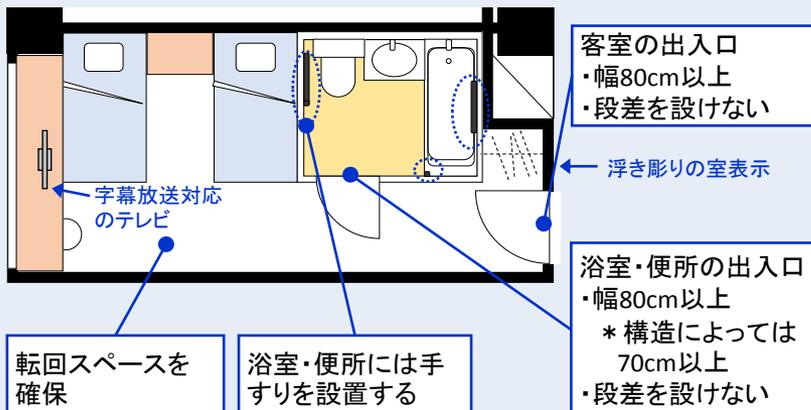
一人でも多くの高齢者、障害者等が利用できるよう「バリアフリーに配慮した一般客室」の設計標準を新たに追加

### ○一般客室(新築)におけるバリアフリーの問題点

- ・ユニットバスの出入口の幅が狭い  
(参考)出入口の幅65cm未満が約6割※2
- ・客室内が狭く車いすの転回スペースが確保できていない  
(参考)客室(ツイン)の平均面積約27.2㎡※2

### ○一般客室の標準的な規模で実現可能なバリアフリー対応について規定

＜「バリアフリーに配慮した一般客室」の事例(ツイン客室 25㎡程度)＞

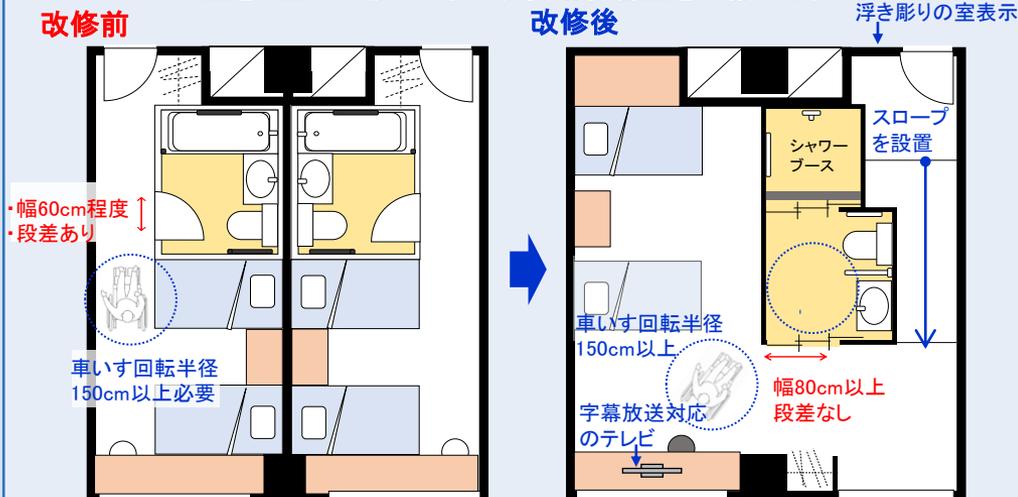


※1 車いす使用者用客室(通称:ユニバーサルルーム等)以外の客室  
※2 日本ホテル協会及びシティホテル連盟へのアンケート結果

## 車いす使用者用客室(ユニバーサルルーム等)への改修

既存のホテルにおける車いす使用者用客室の整備が進むよう、効果的な改修方法を提案

＜2室を1室に改修し、車いす使用者客室を整備する例＞



- ユニットバスの出入口の幅及び内部スペースが狭く、車いすが進入・回転できない ➔ ➤ 出入口の幅を広げ、引き戸として内部スペースを確保することで、車いすが進入・回転が可能に
- ユニットバスの出入口に段差があり、車いすが進入できない ➔ ➤ スロープを設けることにより、段差を解消し、車いすで進入可能に
- 客室内の通路幅が狭く、車いすが回転できない ➔ ➤ 客室内においてスペースを設けることにより、車いすが回転可能に

### 適切な情報提供

施設運営者はホームページ等での事前の情報提供(車いす使用者用客室の有無やその仕様、一般客室における障害者等への配慮の内容、備品の貸し出し等に関する基本的な情報)及び利用者からの情報入手に努めるよう要請

## ② トイレのバリアフリー化の促進

- 多くの国内外からの来訪者を受け入れるにあたって、高齢者、障害者等が円滑に利用できるトイレの整備が求められる。このため、トイレの機能分散を図るとともに、バリアフリー改修を促進し、より多くの施設におけるトイレのバリアフリー化を促進する。

### 個別機能の分散配置を促進

- 多機能トイレへの利用者の集中を避けるため、個別機能の分散配置を促進

#### 多機能トイレ

##### 必要な設備等

- 車いす使用者 ... 回転スペース、大型ベッド等
- オストメイト ... 汚物流し等
- 乳幼児連れ ... 乳幼児用いす、おむつ交換台等

施設の用途や利用状況を勘案し、  
障害者等に必要な各設備を個別機能トイレへ分散

設計上の工夫により対応

#### 車いす使用者 用トイレ

回転スペース  
大型ベッド等



#### オストメイト用 設備を有する トイレ

汚物流し等

#### 乳幼児連れに 配慮した設備を 有するトイレ

乳幼児用いす  
おむつ交換台

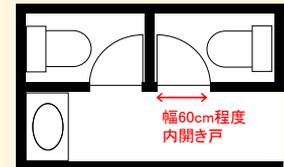
- 小規模施設や、面積・構造の制約が多い改修の場合には、利用者ニーズ等を考慮した上で、「多機能トイレ」と「簡易型機能トイレ」の組み合わせにより、可能な限り機能分散を図る

### 既存トイレのバリアフリー改修方法の充実

既存建築物におけるトイレのバリアフリー化が進むよう、便房の数や配置の工夫等、効果的な改修方法を提案

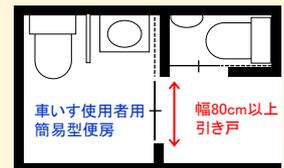
#### 改修前

- 出入口の幅が狭いため、車いすで進入できない
- 便房内のスペースが狭く、内開き戸のため、車いすで進入できない

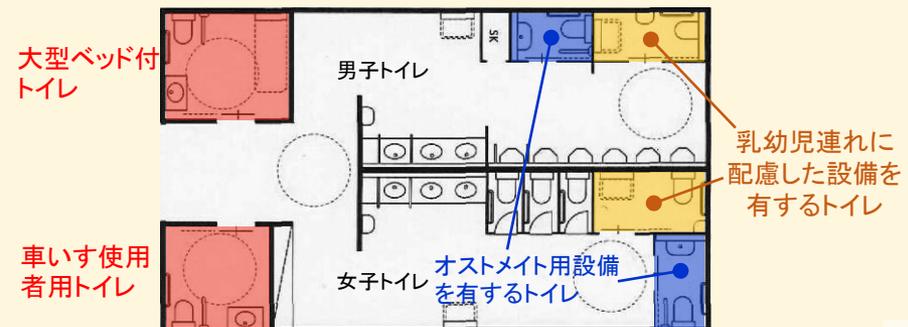


#### 改修後

- 出入口の幅を確保することにより、車いすで進入可能に
- 便房内においてスペースを設け、引き戸にすることにより、車いすで進入可能に



#### 〈 個別機能を分散配置した設計例 〉



### ③ その他の改正事項

- 建築物のバリアフリーについて、設計者をはじめ、建築主、施設管理者等の理解がより一層進むよう、建築物の用途別の計画・設計のポイントについて記載の充実を図り、また、設計者等の理解が深まるよう、建築設計標準全体の記述内容の充実を行う。

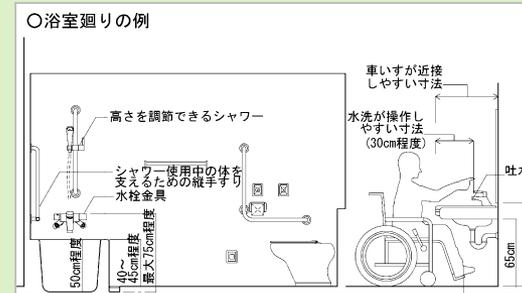
#### 用途別の計画・設計のポイントの記述の充実

##### <追記した記述の例>

<p>学校</p>	<p>災害時に避難所となる学校施設には、車いす使用者用トイレ等を設置することが望ましい</p>	 <p>車いす使用者用トイレ</p>
<p>劇場・競技場</p>	<p>乳幼児連れ、知的障害者、発達障害者、精神障害者等に配慮して、「区画された観覧席」を設けることを検討する</p>	 <p>親子観覧席</p>
<p>ホテル</p>	<p>聴覚障害者等への情報伝達が円滑に行えるよう、携帯端末の貸し出しを検討する</p>	 <p>携帯端末</p>

#### 設計者等にとってわかりやすい内容とするための記述内容の充実

- 高齢者、障害者等のニーズを具体化し、バリアフリーの必要性に関する記述を充実  
(例)・知的・発達・精神障害者等への異性介助等により、男女共用の便房設置に対するニーズが高まっている
- 図版をわかりやすく修正  
(例)・客室における浴室の断面図を追加し、高さに関する情報を充実



- ハード面での対応だけでは困難な場合のソフト対応(案内、機器貸出し、情報伝達等)について記述を充実  
(例)・視覚障害者が一般客室に宿泊する際には、エレベーターから近く、見つけやすい位置の客室に案内することが望ましい。  
・便所、浴室等の備品(浴室用車いす、補高便座等)、室内信号装置、電話機等を貸し出すことが望ましい。  
・非常時対応のため、従業員による障害者等の宿泊状況の把握
- バリアフリー条例の一覧を追加し、地方公共団体の取り組みを紹介

## 2. 9 客室

赤字：「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（以下：建築設計標準）」からの加筆修正案（アンダーラインは、前回委員会以降の主な加筆・修正部分）  
 青字：建築設計標準内に既にある記述の移動、又は繰り返し案

## ◆ 基準 ◆

## &lt;建築物移動等円滑化基準チェックリスト&gt;

施設等	チェック項目	
＜一般＞ ホテル 又は 旅館の客室 (第15条)	①客室の総数が50以上で、車いす使用者用客室を1以上設けているか	
	②便所(同じ階に共用の車いす使用者用便房があれば代替可能)	—
	(1)便所内に車いす使用者用便房を設けているか	
	(2)出入口の幅は80cm以上であるか（当該便房を設ける便所も同様）	
	(3)出入口の戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか(当該便房を設ける便所も同様)	
	③浴室等(共用の車いす使用者用浴室等があれば代替可能)	—
	(1)浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されているか	
	(2)車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されているか	
	(3)出入口の幅は80cm以上であるか	
	(4)出入口の戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	

## &lt;建築物移動等円滑化誘導基準チェックリスト&gt;

施設等	チェック項目	
＜一般＞ ホテル 又は 旅館の客室 (第10条)	①客室の総数が200以下の場合には当該客室の総数の1/50以上、客室の総数が200を超える場合は当該客室の総数の1/100に2を加えた数以上の車いす使用者用客室を設けているか。	
	②車いす使用者用客室の出入口	
	(1)幅は80cm以上であるか	
	(2)戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	
	③便所(同じ階に共用の車いす使用者用便房があれば代替可能)	—
	(1)便所内に車いす使用者用便房を設けているか	
	(2)出入口の幅は80cm以上であるか（当該便房を設ける便所も同様）	
	(3)出入口の戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか(当該便房を設ける便所も同様)	
	④浴室等(共用の車いす使用者用浴室等があれば代替可能)	—
	(1)浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されているか	
	(2)車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されているか	
	(3)出入口の幅は80cm以上であるか	
	(4)出入口の戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	

## ◆ 設計の考え方 ◆

- 高齢者、障害者等が、他の利用者と同様に外出・旅行等の機会を享受するための環境の整備が求められており、宿泊機能を有する建築物においては、バリアフリー法に義務づけられた「車いす使用者用客室」（車いす使用者が円滑に利用できる客室）を設けることや、「高齢者、障害者等の利用に配慮した一般客室」（高齢者や自立移動が可能な車いす使用者等が利用できるよう配慮した客室のこと）を設けることが求められている。
- 「高齢者、障害者等の円滑な利用に配慮した一般客室」を設けることにより、自立移動が可能な車いす利用者等、より多くの利用者の宿泊が可能となる。
- 宿泊機能を有する建築物の設計においては、客室のほかに、施設全体のバリアフリー対応として、道路や駐車場から客室に至る経路や共用スペース（レストラン、大浴場、共用便所など）に段差の解消や、フロントにおける車いす使用者に配慮したカウンター設置、緊急時の避難動線の確保や情報提供等への配慮が求められる。また建築物のハード対応とあわせて、情報提供やサービス等のソフト対応（人的な対応）の両面を考慮しつつ設計を行うことも重要である。
- 高齢者、障害者等の個々の事情等について、予約時や来訪時の質問に的確に答えることのほか、ホームページ等での事前の情報提供（車いす使用者用客室の有無やその仕様、備品の貸し出し等に関する基本的な情報）を行うことが、施設運営者に求められる。
- 「高齢者、障害者等の円滑な利用に配慮した一般客室」を、客室のバリエーションの一つとして整備することや、施設全体のバリアフリー対応のための様々な配慮を行うことは、施設運営者にとって、今後の利用者拡大につながる重要な取り組みでもある

## ◆ 設計のポイント ◆

- ホテルや旅館等の宿泊施設には、車いす使用者が円滑に利用できる客室（以下「車いす使用者用客室」）を設ける。
- 車いす使用者用客室以外の客室においても、高齢者、障害者等の利用しやすさの確保に配慮し、高齢者、障害者等の利用に配慮した一般客室を設ける。
- 車いす使用者用客室内には、車いす使用者が円滑に利用可能なスペース及び便所・浴室等を設ける。
- 車いす使用者用客室は高齢者、障害者等と同伴者が宿泊することに配慮した広さ、間取りとする。
- 車いす使用者用客室や高齢者、障害者等の利用に配慮した一般客室の出入口においては、高齢者、障害者等の利用に支障がないよう、有効幅員の確保や戸の形式、ドア取っ手、室名表示等に配慮する。
- 車いす使用者用客室や高齢者、障害者等の利用に配慮した一般客室には、高齢者、障害者等への情報提供等に配慮した設備・備品等を設置する（または貸し出す）。特に、視覚障害者、聴覚障害者にとっては情報提供に係る設備・備品等が重要となる。

## 2. 9. 1 客室の設計標準

客室の設計標準を、  
(1) 車いす使用者用客室、  
(2) 高齢者、障害者等に配慮した一般客室、  
に示す。

### (1) 車いす使用者用客室

車いす使用者用客室は、以下に即して設計する。

#### ① 設置数、配置

- ・客室の総数が50以上の場合は、車いす使用者用客室を1以上設ける。
- ・客室の総数が200以下の場合は、当該客室の総数に1/50を乗じて得た数以上、客室の総数が200を超える場合は、当該客室の総数に1/100を乗じて得た数に2を加えた数以上の車いす使用者用客室を設けることが望ましい。
- ・客室の総数が50未満の場合であっても、車いす使用者用客室を1以上設けることが望ましい。
- ・車いす使用者用客室の位置は、車いす使用者の移動負担の軽減を考慮し、エレベーターからできるだけ近い位置とする。

#### ② 客室出入口の寸法、空間の確保等

- ・客室出入口の有効幅員は、80cm以上とする。
- ・客室出入口前後には、車いす使用者が直進でき、車いすで転回できるよう、140cm角以上の水平なスペースを設ける。
- ・客室内には、車いすで360°回転できるよう、直径150cm以上の円が内接できるスペースを、1以上設ける。(家具等の下部に車いすのフットレストが通過できるスペースが確保されていれば、その部分も有効スペースとする。)
- ・ベッドの側面には車いすで進入し、ベッドに移乗するためのスペースを設ける。
- ・客室の床には、原則として段を設けない。

#### 留意点：和室

- ・車いす使用者用客室が和室の場合、畳に車いす使用者が容易に移乗できるよう、畳の高さを車いすの座面の高さと同程度とする等の工夫をすることが望ましい。

#### ③ 戸の形式

- ・客室出入口の戸は、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないものとする。
- ・便所、便房及び浴室等の戸は、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないものとする。(※1)

※1 以下の場合を除く。

- ・車いす使用者用客室が設けられている階に、車いす使用者用便房が設けられた共用の便所が、1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)設けられている場合
- ・車いす使用者用客室が設けられている施設内に、共用の車いす使用者用浴室等が1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)設けられている場合

- ・客室出入口の戸の取っ手は、大きく操作性の良いレバーハンドル式、又はプッシュプルハンドル式等とする。
- ・客室出入口のドアクローザーは、閉鎖作動時間が十分に確保され、かつ操作の軽いものを設置する。
- ・客室出入口の戸のアイスコープは、一般客室と同じ高さで、床から120cm程度（車いす使用者の目線の高さ）程度の高さに設置する。
- ・そのほか客室出入口の戸の形式については、2. 8. 1 利用居室の出入口の設計標準 を参照。

#### ④ 部品・設備等

##### ア. ベッド

- ・ベッド高さは、マットレス上面で40～45cm程度（車いすの座面の高さ程度）とする。
- ・ヘッドボード高さは、マットレス上面より30cm以上とし、形状はベッド上で寄り掛かりやすいものとする。
- ・ベッドの下に車いすのフットレストが入るものとする。
- ・車いす使用者に配慮し、客室内のレイアウト変更が可能となるよう、ベッドを床に固定することは避ける。

##### イ. ベッドサイドキャビネット

- ・高さは、マットレス上面より10cm程度高くする。
- ・車いす使用者に配慮し、客室内のレイアウト変更が可能となるよう、ベッドサイドキャビネットを床に固定することは避ける。

##### ウ. 照明

- ・ベッド上で点灯・消灯できるものとする。

##### エ. コンセント、スイッチ類

- ・車いす使用者の利用に適した位置とする。
- ・電動車いすのバッテリー充電のため、客室内の利用しやすい位置にコンセントを設置する。
- ・そのほかコンセント、スイッチ類については2. 13 E. 1 コンセント・スイッチ類を参照。

##### 留意点：その他の設備・備品

- ・スイッチ類、緊急通報ボタンを設ける場合、同一施設内では設置位置を統一することが望ましい。
- ・タッチパネル方式のスイッチは、視覚障害者にとって、わかりづらいものであり、望ましくない。

##### オ. 収納等

- ・車いす使用者の利用に適した位置とする。
- ・棚の高さは、下端：床から30cm程度、上端：床から120cm程度とする。
- ・ハンガーパイプやフックの高さは、床から120cm程度の低い位置とするか、高さの調節ができるものとする。
- ・収納の奥行きは、60cm程度とする。
- ・収納の形状は、下部に車いすのフットレストが入るものとする。
- ・戸を設ける場合、取っ手は、高齢者、障害者等が使い易い形状のものとする。
- ・室内のカウンターは、床からの上端高さ70cm程度、下端高さ60～65cm程度とし、奥行きは45cm程度とする。

## ⑤ 仕上げ

- ・客室の床は、滑りにくい材料で仕上げる。
- ・車いすの操作が困難になるような毛足の長い絨毯を、床の全面に使用することは避ける。

## ⑥ 便所

- ・客室内の便所には、車いす使用者が円滑に利用できる便房（以下、「車いす使用者用便房」という。）を設ける。

（※2）

※2 以下の場合には代替可能。

- ・車いす使用者用客室が設けられている階に、車いす使用者用便房が設けられた共用の便所が、1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けられている場合
- ・下記のほか、車いす使用者用便房については、2. 7. 1 個別機能を有する便房の設計標準（1）共通する事項、及び（2）車いす使用者用便房を参照。

## ア. 便所の出入口の寸法、空間の確保等

- ・車いす使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口の有効幅員は、80cm以上とする。
- ・車いす使用者が円滑に利用することができるよう、十分な空間を確保する。
  - ・各設備を使用でき、車いすが360°回転できるよう、直径150cm以上の円が内接できるスペースを、1以上設ける。（設備等の下部に車いすのフットレストが通過できるスペースが確保されていれば、その部分も有効スペースとする。）
- ・床には段を設けない。

## イ. 部品・設備等

- ・車いす使用者用便房には、腰掛便座、手すり等を適切に配置する。

## ⑦ 浴室又はシャワー室

- ・客室内には、車いす使用者が円滑に利用できる浴室又はシャワー室（以下、「車いす使用者用浴室等」という。）を設ける。（※3）

※3 以下の場合を除く。

- ・車いす使用者用客室が設けられている施設内に、共用の車いす使用者用浴室等が1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けられている場合
- ・1以上の共用の車いす使用者用浴室等（個室浴室、貸し切り浴室を含む）は、異性による介助に配慮し、男女が共用できる位置に設けることが望ましい。
- ・下記のほか、車いす使用者用浴室等については、2. 10. 1 浴室・シャワー室の設計標準を参照。

## 留意点：浴室までの経路

- ・車いす使用者用客室から共用の車いす使用者用浴室等までの経路のうち1以上は、高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路とする。

## ア. 浴室等の出入口の寸法、空間の確保等

- ・出入口の有効幅員は、80cm以上とする。
- ・浴室の洗い場やシャワー室には、車いす使用者が円滑に利用することができるよう、十分な空間を確保する。
- ・床には段を設けない。

## イ. 部品・設備等

- ・車いす使用者用浴室等には浴槽、シャワー、手すり等を適切に配置する。

### a. 浴槽

- ・深さは50cm程度、エプロン高さは40～45cm程度（車いすの座面の高さ程度）とする。
- ・車いすから移乗しやすいよう、浴槽の脇に移乗台を設ける。移乗台の高さは、浴槽と同程度とする。移乗台は取り外し可能なものでもよい。
- ・浴槽は濡れても滑りにくく、体を傷つけにくい材料で仕上げる。

### b. シャワー

- ・原則としてハンドシャワーとする。
- ・シャワーホースの長さは150cm以上とすることが望ましい。
- ・浴室等には、浴室用車いす、シャワーチェア等を備える。
- ・浴室用車いすやシャワーチェア等に座った状態で手が届くよう、シャワーヘッドは、垂直に取り付けられたバーに沿ってスライドし高さを調整できるものか、上下2箇所を使いやすい位置に、ヘッド掛けを設けたものとする。

### c. 手すり

- ・浴槽出入り、浴槽内での立ち座りのための手すりを設ける。
- ・シャワー使用中の体を支えるための手すり、及び浴室用車いす等への立ち座りのための手すりを設ける。

### d. 浴槽及びシャワーの水栓金具

- ・洗い場の水栓金具の取り付け高さは、浴室用車いすやシャワーチェア等から手が届く位置とし、浴槽の水栓金具の取り付け高さは浴槽に座った状態で操作可能な位置とする。
- ・水栓金具は、レバー式等の操作のしやすいものとする。
- ・サーモスタット（自動温度調節器）付き混合水栓等、湯水の混合操作が容易なものとする。
- ・サーモスタット（自動温度調節器）には、適温の箇所に認知しやすい印等を付ける。

#### 留意点：浴室等のバリエーション

- ・複数の車いす使用者用客室を設ける場合、高齢者、障害者等が選択ができるよう、便器や浴槽のレイアウトは、右からの移乗用と左からの移乗用のバリエーションを準備することが望ましい。
- ・また車いす使用者用浴室のある客室のほか、車いす使用者用シャワー室のある客室を準備することが望ましい。

#### 留意点：水栓

- ・浴槽からの湯水の溢れ出しを防止するため、水栓は定量止水機能のついたものとすることが望ましい。

- e. 洗面器等（洗面脱衣室に設置する場合を含む。）
- ・洗面器下部に、車いす使用者の膝が入るスペースを確保する。
  - ・水栓金具はシングルレバー方式等、湯水の混合操作が容易なものとする。
  - ・車いす使用者の利用に配慮し、吐水口の位置は、洗面器の手前縁から30～35cm程度とする。
  - ・鏡は、洗面器上端部にできる限り近い位置を下端とし、上端は洗面器から100cm以上の高さとするのが望ましい。
- f. 緊急通報ボタン等
- ・緊急通報ボタン又は非常用を兼ねた浴室内電話機を設置する。

#### ウ. 仕上げ等

- ・床は濡れても滑りにくく、転倒時や床に座ったままで移動する場合にも体を傷つけない材料で仕上げる。
- ・車いすでの移動の妨げにならないよう、床は水はけの良い材料で仕上げ、可能な限り排水勾配を緩やかにする。

### （2）高齢者、障害者等の利用に配慮した一般客室

高齢者、障害者等の利用に配慮した一般客室は、以下に配慮して設計する。

#### ① 客室出入口の寸法、空間の確保等

- ・客室出入口の有効幅員は、80cm以上とする。
- ・客室出入口前後には、車いす使用者が直進でき、車いすで転回できるスペースを設けることが望ましい。
- ・客室内には、車いす使用者が直進でき、車いすで転回できるスペースを設けることが望ましい。
- ・ベッドの側面には車いすで進入し、ベッドに移乗するためのスペースを設ける。
- ・客室の床には、原則として段を設けない。やむを得ず段を設ける場合には、高齢者、障害者等が乗り越えやすい形状とするか、傾斜路（据え置き型の設置を含む）により段を解消する。

**留意点：高齢者、障害者等の利用に配慮した一般客室の整備**

- ・一人でも多くの高齢者、自立移動が可能な車いす使用者等が、一般客室を利用できる環境を整えるため、できるだけ多くの整備に取り組むことが望ましい。

#### ② 戸の形式

- ・客室出入口の戸は、その前後に高低差がないものとする。
- ・便所及び浴室等の戸は、その前後に高低差（浴室内側の防水に必要な高低差（立ち上がり高さ）を除く。）がないものとする。
- ・そのほか客室出入口の戸の形式については、2. 8. 1 利用居室の出入口の設計標準 を参照。

### ③ 部品・設備等

#### ア. コンセント、スイッチ類

- ・コンセント、スイッチ類については2. 13E. 1 コンセント・スイッチ類を参照。

### ④ 便所

- ・出入口の有効幅員は、原則として80cm以上とする。やむを得ず80cmを確保できない場合には、出入口の有効幅員は70cm以上とすることが望ましい。
- ・腰掛便座、手すり等を適切に配置する。

### ⑤ 浴室又はシャワー室

#### ア. 出入口の寸法

- ・出入口の有効幅員は、原則として80cm以上とする。やむを得ず80cmを確保できない場合には、出入口の有効幅員は70cm以上とすることが望ましい。

#### イ. 部品・設備等

- ・浴槽、シャワー、手すり等を適切に配置する。
  - a. 浴槽
    - ・浴槽は濡れても滑りにくく、体を傷つけにくい材料で仕上げる。
  - b. シャワー
    - ・原則としてハンドシャワーとする。
    - ・シャワーチェア等に座った状態で手が届くよう、シャワーヘッドは、垂直に取り付けられたバーに沿ってスライドし高さを調整できるものか、上下2箇所を使いやすい位置に、ヘッド掛けを設けたものとする。
  - c. 手すり
    - ・浴槽出入り、浴槽内での立ち座りのための手すりを設ける。
    - ・シャワー使用中の体を支えるための手すり、及びシャワーチェア等への立ち座りのための手すりを設けることが望ましい。
  - d. 浴槽及びシャワーの水栓金具
    - ・サーモスタット（自動温度調節器）付き混合水栓等、湯水の混合操作が容易なものとする。
    - ・サーモスタット（自動温度調節器）には、適温の箇所に認知しやすい印等を付ける。
  - e. 洗面器等（脱衣場に設置する場合を含む。）
    - ・水栓金具はシングルレバー方式等、湯水の混合操作が容易なものとする。

#### ウ. 仕上げ等

- ・床は濡れても滑りにくく、体を傷つけにくい材料で仕上げる。

### (3) 案内表示、情報伝達設備等

案内表示、情報伝達設備等は、以下に配慮して設計する。

#### ① 室名表示等

- ・戸の取っ手側の壁面又は戸に、部屋番号、室名表示を設置する。
- ・客室出入口の部屋番号、室名表示には、高齢者、障害者等に分かりやすいよう、大きめの文字を用いるほか、特に視覚障害者に配慮し、浮き彫り、点字、図・文字と背景色の明度、色相、彩度（輝度比）の差に配慮したものとする。
- ・客室出入口の戸に設置する避難情報及び避難経路の表示サインは、大きめの文字を用いる等、高齢者、障害者等にわかりやすい表示とする。車いす使用者用客室の戸の表示サインは、車いす使用者の見やすい高さに設置する。
- ・上記のほか案内表示については、2. 13. G. 1 案内表示 を参照。

#### ② 客室の鍵

- ・視覚障害者に配慮し、客室の鍵は、分かりやすく操作しやすいものとする

#### ③ テレビ

- ・聴覚障害者等に配慮し、テレビは字幕放送の表示が可能なものとする。

#### ④ 電話機

- ・車いす使用者用客室の電話は、ベッドから手が届く位置に設置する。

#### ⑤ 非常警報装置

- ・フラッシュライト等の火災警報装置（光警報装置）の設置や、点滅や振動によって伝える室内信号装置（ドアノック音等を受信する装置）の貸し出し等、聴覚障害者等への非常時の情報伝達に十分、配慮する。
- ・室内信号装置については、2. 9. 4 ソフト面の工夫（4）②を参照。
- ・情報伝達設備については、2. 13. I. 1 情報伝達設備 を参照。

#### ⑥ シャンプー等の容器

- ・シャンプー・リンス・ボディソープ等の容器は、視覚障害者が手で触れて区別することのできるものを設置することが望ましい。

#### 留意点：カードキー等

- ・高齢者や視覚障害者は、カードキーを円滑に利用することが困難であるため、フロントでの使用方法の説明等に加え、開錠・施錠が音等でわかるなどの工夫することが望ましい。
- ・客室の電源キーの挿込みと連動している場合、電動車いすの充電等に配慮し、予備キーを貸し出す等の準備をしておくことが望ましい。

#### 留意点：シャンプー等の触覚識別表示

- ・シャンプー等の触覚識別表示については、日本工業標準規格（JIS）S0021の「高齢者・障害者配慮設計指針-包装・容器」に規定されている。
- ・このJISでは、「洗髪料の容器には、ざざざ状の触覚記号を付け、身体用（顔面及び頭髪用は除く）洗浄料の容器には、一直線状の触覚記号を付ける」とされている。
- ・触覚記号を付ける箇所は主に、容器ポンプの頭頂部と胴体の側面である。

## 2. 9. 2 改善・改修のポイント

2. 9. 1 客室の設計標準に基づき改善・改修することが望ましいが、特に以下の点に配慮して設計する。

### (1) 車いす使用者用客室

一般客室から車いす使用者用客室への改善・改修にあたっては、基準に適合させることのほか、2. 9. 1 客室の設計標準(1)(3)に基づいて行うことが望ましい。

既存の客室を車いす使用者用客室とするためには、必要な空間の確保、車いす使用者用便房・浴室の設置、車いす使用者用便房・浴室等の出入口の段差解消等が必要であり、以下のような工夫が必要となる。

#### ① 必要な空間の確保、車いす使用者用便房・浴室の設置

・客室内に車いすの回転スペース等を確保し、また車いす使用者用便房・浴室を設置するためには、一定の客室広さが必要であるが、1室では客室面積が不足する場合には、例えば2つの客室の間仕切り壁を撤去して1室化し、室の間取りを変更することが考えられる。

#### ② 車いす使用者用便房・浴室出入口の段差解消

・既存客室と便房・浴室の出入口にまたぎ段差等がある場合(既存客室より便所・浴室の床が高い場合)には、改善・改修によって車いす使用者用客室内又は廊下部分にスロープ等を設置し客室全体の床を高くして、便房・浴室等の床高さとおわせることや、便房・浴室の出入口手前にスロープを設置することが考えられる。

**留意点：既存躯体や設備配管等の確認**

・客室の床スラブの構成(段差の有無)、階高寸法・梁の位置・梁下寸法(客室出入口やユニットバス設置、配管・配線に必要なスペースの確保)、既存・新設配管等の位置等に留意する必要がある。

#### ③ 運営しながらの改善・改修実施

・宿泊施設等を運営しながら改善・改修を実施する場合には、できる限り利用客に影響しないよう工事動線・避難動線の分離、工事音の低減、工期の短縮に努めることが必要となる。

### (2) 高齢者、障害者等に配慮した一般客室

一般客室から高齢者、障害者等の利用に配慮した一般客室への改善・改修にあたっては、一人でも多くの高齢者、障害者等が一般客室を利用できるように環境を整えることが重要であり、2. 9. 1 客室の設計標準(2)(3)に基づいて行うことが望ましい。

また、改善・改修での対応が著しく困難な場合には、ソフト対応の充実を図ることも重要となる。

・既存の一般客室を高齢者、障害者等の利用に配慮した一般客室とするためには、客室内に必要なスペースの確保、便房・浴室等の出入口の段差解消等が必要であり、前項(1)を参考とした工夫が必要となる。

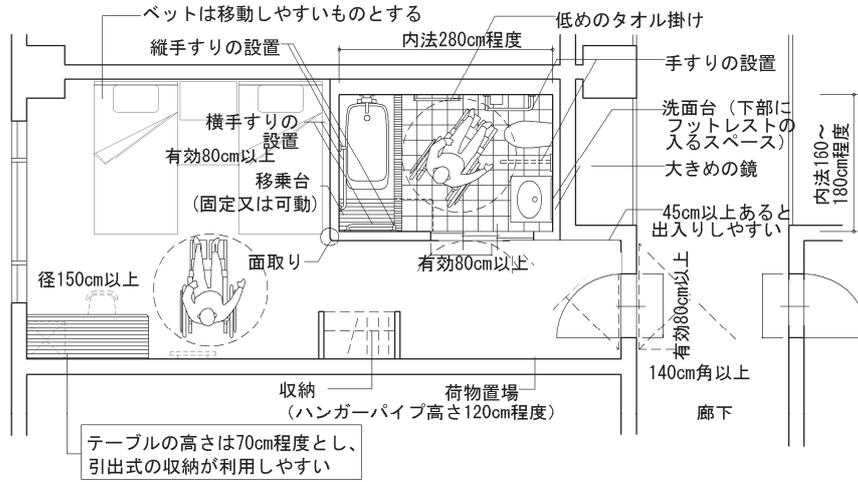
・前項(1)に加え、限られた空間で必要なスペースを確保するには、家具の配置を変えることも有効である。

・また、便房・浴室等の出入口や必要スペースを確保するには、ユニットバスの交換や、戸の形式を引き戸や外開き戸にする等の方法も検討する。

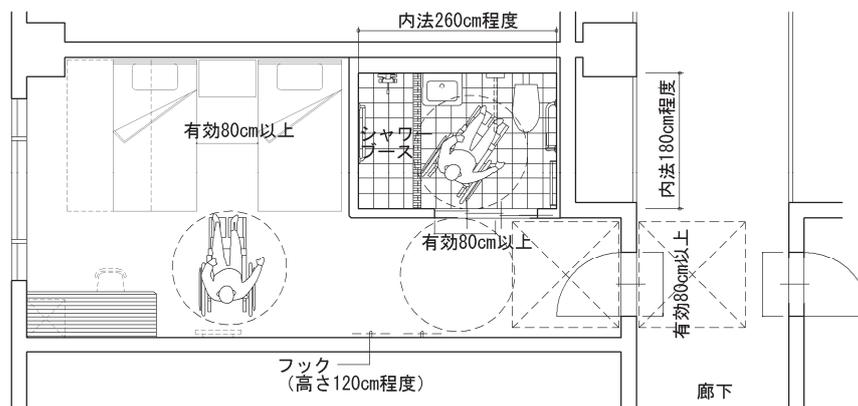
# 客室 1

## ●客室の設計標準

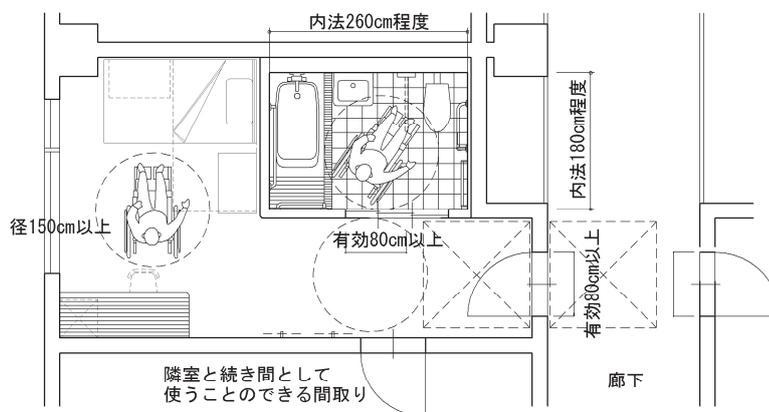
### ○車いす使用者用客室（ツインルーム）の例

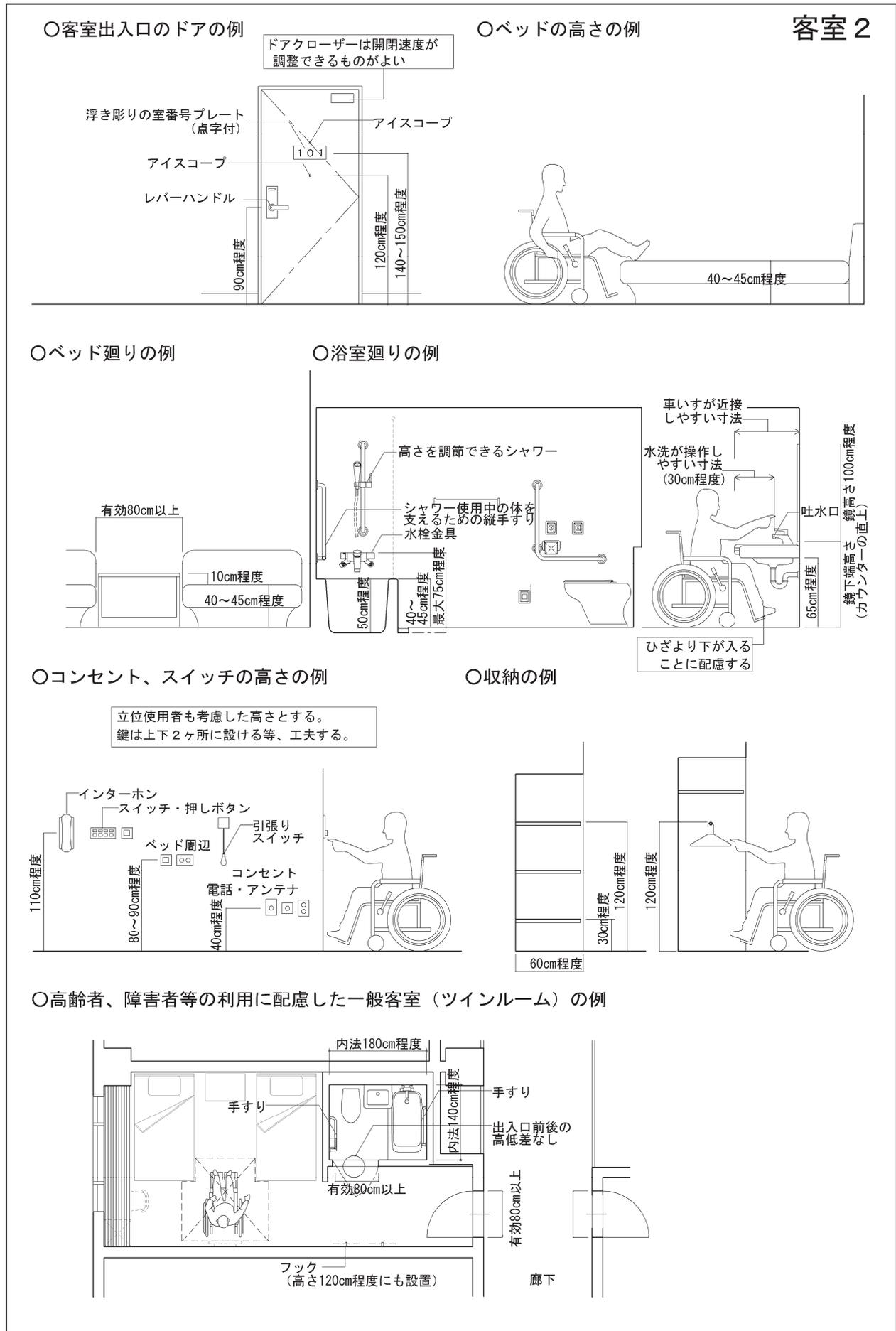


### ○車いす使用者用客室（ツインルーム）の例



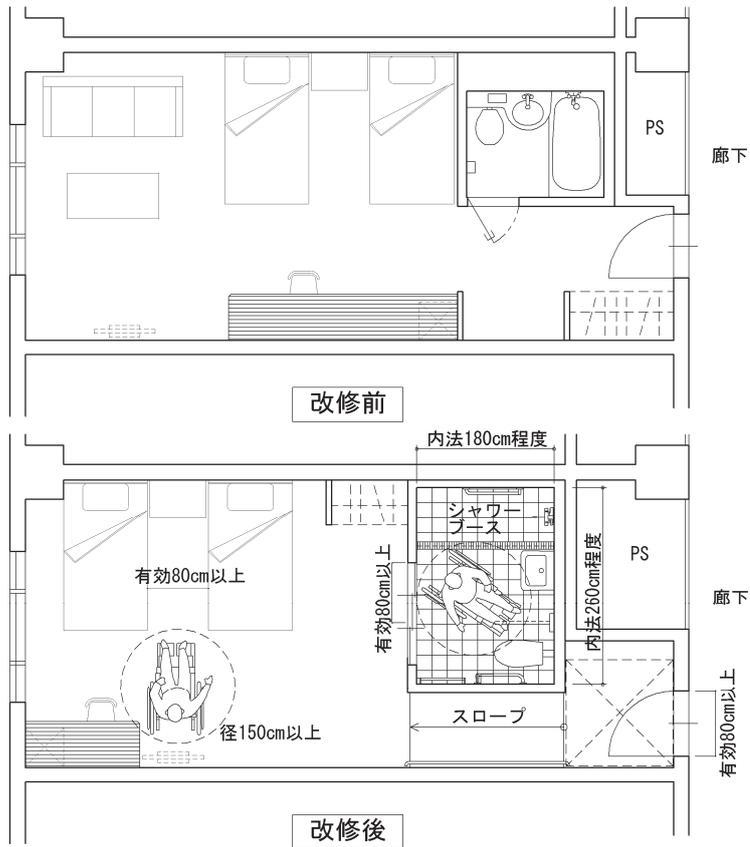
### ○車いす使用者用客室（シングルルーム）の例



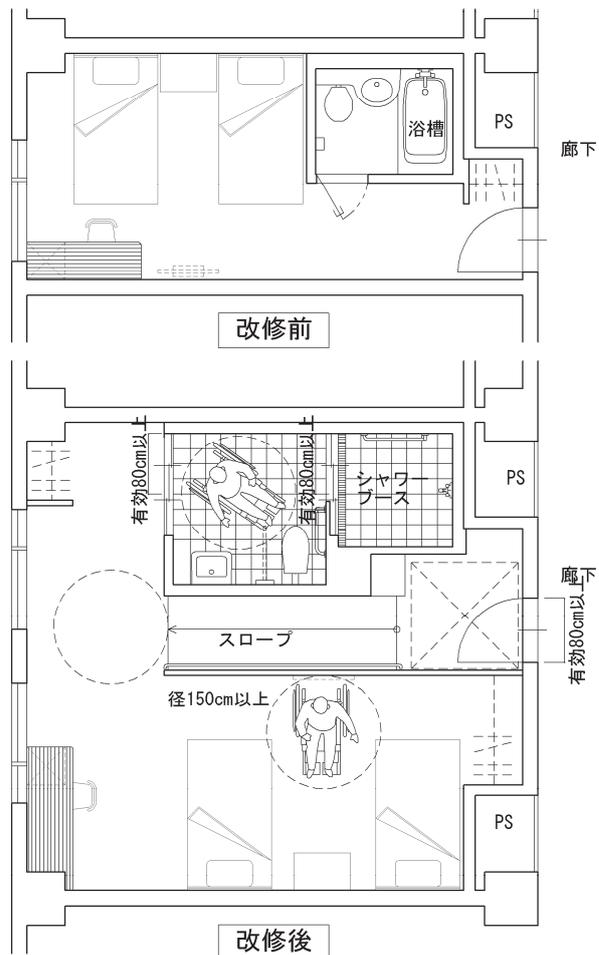


客室 3

○改善例 1



○改善例 2



### 2. 9. 3 設計例



- ・床に段がなく、車いす使用者が回転できるスペースを確保した客室

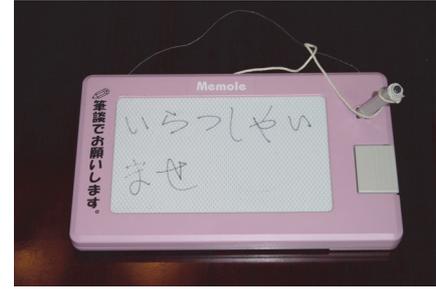


- ・出入口、床の段をなくし、引き戸とした客室内の便所（改修事例）

## 2. 9. 4 ソフト面の工夫

### (1) 情報提供と蓄積

- ・車いす使用者用客室の有無やその概要（段差・寸法等）、備品等の貸し出しの有無、一般客室や施設全体のバリアフリー化状況等の基本的な情報が、施設のホームページで提供されることが望ましい。
- ・利用者のニーズを把握し・蓄積し、ソフト面の工夫に活かしていくことが望ましい。



・筆談ボード：書いて消せる白板

### (2) 意思疎通

- ・フロントや受付には、耳マークや「聴覚障害者向けの備品の貸し出しがあります」といった表示のほか、聴覚障害者とのコミュニケーションに配慮した筆談ボード、言葉（文字と話言葉）による人とのコミュニケーションが困難な人に配慮したコミュニケーション支援用絵記号等によるコミュニケーション支援ボードを常備することが望ましい。
- ・コミュニケーション支援用絵記号等については、JIS T0103 を参照。

#### 留意点：耳マーク

- ・窓口、受付に設置した場合、聴覚障害者のために筆談などの支援ができるという意味のシンボルマーク。
- ・全日本難聴者、中途失聴者団体連合会が著作権を管理している。

### (3) 客室の位置

- ・視覚障害者が一般客室に宿泊する際には、エレベーターから近く、わかりやすい位置の客室に案内することが望ましい。

### (4) 設備の使用方法等の説明

- ・視覚障害者等が宿泊する際には、チェックイン時に客室に同行し、鍵の使い方（カードキーの裏表等）、スイッチ・リモコン等の位置、水栓や便器洗浄ボタン・レバー等の位置・使い方、シャンプー等のアメニティの区別等について、実際に宿泊者に手で触れてもらいながら説明することが望ましい。
- ・多様な利用者に配慮し、客室には高齢者、障害者等にわかりやすいデザインで、室内の設備の使い方や備品の配置等を表示したイラスト入りの解説図等を準備することが望ましい。

### (5) 備品の設置、貸し出し

#### ① 便所、浴室等の備品

- ・客室に浴室用車いす、ポータブルシャワーチェア、浴槽移乗台、補高便座等を貸し出すことができるように準備することが望ましい。
- ・複数の方が、一度に利用することに配慮する。

## ② 室内信号装置

- ・聴覚障害者等に配慮し、室内信号装置（ドアロック、ドアベルやインターホン、電話のコール、目覚まし時計のアラーム等の音等）を感知して、時計等の受信機器の光を点滅・振動させ、視覚情報や体感情報として伝える機器）を貸し出すことが望ましい。

## ③ 電話機

- ・視覚障害者等に配慮し、大型の表示ボタンの電話機を設置又は貸し出すことが望ましい。
- ・聴覚障害者等に配慮し、点滅灯付音量増幅装置やファクシミリを貸し出すことが望ましい。



- ・ファクシミリ他、様々なセンサー類

### 留意点：電話機、ファクシミリ

- ・電話機には、上肢の巧緻障害者等の利用のための呼気スイッチやペダル状のスイッチ等を取り付けることが可能なものもある。
- ・ファクシミリは、着信時に、フラッシュライトやバイブレーター等の聴覚障害者がわかる方法で知らせる機能がついているとよい。

## ④ 補助犬用の備品の貸し出し等

- ・補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）のための備品（犬用マット、水とえさ用のボウル等）を貸し出すことが望ましい。
- ・屋外に、補助犬の排泄用スペースを設けることが望ましい。

### 留意点：補助犬

- ・目の不自由な方の歩行のサポートをする「盲導犬」、身体の不自由な方の生活のサポートをする「介助犬」、耳の不自由な方に音を知らせる「聴導犬」の3種類の犬を補助犬という。
- ・平成14年に身体障害者補助犬法が施行され、スーパーやレストラン、ホテルなど、不特定多数の人が出入りする民間施設などに、補助犬同伴の受け入れが義務付けられたため、配慮が必要である。

## (6) 非常時の情報伝達、避難

- ・火災等の非常事態の発生が、高齢者、障害者等に適切に伝達されるよう配慮する。
- ・聴覚障害者に非常事態の発生を伝えるために、光警報装置や屋内信号装置（従業員がドアノックして非常事態の発生を伝達する）がある。また筆談ボードは、緊急時のコミュニケーション手段として活用することができる。
- ・車いす使用者や聴覚障害者、視覚障害者等が一般客室に宿泊する際には、より早い情報伝達や、非常時の誘導や救助のしやすい位置の客室に案内することが望ましい。
- ・また障害者等の宿泊する客室位置について、従業員が十分に把握しておく必要がある。

### 留意点：聴覚障害者の避難誘導

- ・火災時の聴覚障害者の避難誘導に関しては、「旅館・ホテルの火災時等における聴覚障害者への情報伝達手段のあり方」総務省消防庁（平成17年3月）の内容が参考となる。

### 留意点：携帯端末の活用

- ・携帯端末等を貸し出し（あるいは聴覚障害者の持つ携帯端末のメールアドレスを確認し）、聴覚障害者に緊急時の情報を配信する、あるいは客室内の聴覚障害者からのフロントへの緊急連絡や問い合わせ等に対応することも考えられる。

(7) 人的対応

- ・車いす使用者をテーブル席のあるレストランに案内することや、知的障害・発達障害・精神障害等の多様な利用者のニーズに応じた対応（例：食事を部屋食とすることや、個室（簡易な仕切りを含む）のあるレストランに案内すること）等の配慮があることが望ましい。

留意点：フロントにおけるソフト面での対応例

・宿泊機能を有する施設では、予約時・フロントにおける丁寧な説明等の人的対応の充実を図ることが望ましい。

・右に（社）日本観光協会の「高齢者・障害者の利用に対応する宿泊施設のモデルガイドライン」の一部を例として示す。



車いす使用者等に対しては、フロントに低いカウンターを用意しておくことが望ましい。



ローカウンターの代わりに、ロビーのテーブル等にて対応することも良い。

対応策・整備項目	利用対象者				
	高齢者	車いす使用者	視覚障害者	聴覚障害者	障害者
◎予約の際に申し出のあった場合には、利用者の障害の種類・程度、年齢等を確認するとともに要望を伺い、整備状況等をふまえて対応可能範囲を的確に判断して伝える	○	○	○	○	○
◎障害の種類や程度によっては一般客室の中で適した部屋を手配する等、臨機応変な対応を心掛ける	○	○	○	○	○
◎予約受付後、利用者の障害の種類・程度等とともに、必要になると思われる誘導・案内・介助等について、各セクションに申し送りを行う	○	○	○	○	○
◎盲導犬の宿泊に際しては、関係箇所への的確な申し送りしておく	○	○	○	○	○
◎従業員は常に館内の様子に気を配り、要望に応じて速やかな対応をとる	○	○	○	○	○
◎通常のハイカウンターの場合、金銭やキーの受け渡しの際等には、適宜カウンターを出て、目線の高さに合わせた対応をとる	○	○	○	○	○
●車いす使用者の利用に適したタクシー等の手配ができるようにしておくことが望ましい	○	○	○	○	○
○車いすの貸し出しを行なう	○	○	○	○	○
●老眼鏡の貸し出しを行なう	○	○	○	○	○
○コンシェルジュ等によって、手話等を交えたきめ細かい案内を行う	○	○	○	○	○
○館内施設の位置や利用時間、レストランのメニュー、売店の商品、非常口等について、パンフレットや点字ガイド、手話等を用いて説明する	○	○	○	○	○
○通常のパンフレットや客室内のインフォメーションを拡大コピーして渡す	○	○	○	○	○
○視覚障害者に対しては、チェックインの際に館内の各施設やエレベーター操作盤のボタン位置や使用方法、また非常口、客室内の設備について実際に案内・説明する	○	○	○	○	○

- ◎基本事項：宿泊施設においてクリアすることが望まれる、高齢者や障害を持つ人の受け入れに際して必要とされる基本的な事項。
- 重点事項：高齢者や障害をもつ人に対する快適な受け入れ体制を策定していくに際して重点的な整備・取り組みが期待される事項。
- 補完事項：高齢者や障害をもつ人の受け入れ体制づくりに際して、上記の基本事項や重点事項を補完するもの。ごく当然とされるものから、きめ細かな対応策等まで幅広い事項を含む。



## 2. 10 浴室・シャワー室、脱衣室・更衣室

### ◆ 基準 ◆

<建築物移動等円滑化誘導基準チェックリスト>

施設等	チェック項目	
＜一般＞ 浴室等 (第13条)	①車いす使用者用浴室等を設けているか(1以上)	
	(1)浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されているか	
	(2)車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されているか	
	(3)出入口の幅は80cm以上であるか	
	(4)出入口の戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	

### ◆ 設計の考え方 ◆

- ・高齢者、障害者等が、他の利用者と同様に外出・旅行等の機会を享受するための環境の整備が求められており、宿泊機能を有する建築物に付属する共同浴室、独立した公衆浴場等、及びそれらに付帯するシャワー室、脱衣室等におけるバリアフリー対応が求められている。
- ・また高齢者、障害者等が、他の利用者と同様にスポーツ活動の機会を享受するために、体育館や水泳場等のスポーツ施設等においても、シャワー室や更衣室のバリアフリー対応が求められている。
- ・高齢者、障害者等にとって転倒等の危険の大きな場所であるため、浴室・シャワー室、脱衣室・更衣室の設計においては、移動や動作時の安全性確保に十分配慮した動線計画や仕上げ等の配慮が求められる。

### ◆ 設計のポイント ◆

- ・宿泊機能を有する建築物や公衆浴場等、不特定多数の利用者が利用する浴室を設ける場合には、1以上の車いす使用者用浴室等を設ける。また浴室と隣接する位置に、車いす使用者が円滑に利用できる脱衣室を設ける。
- ・体育館やスポーツ施設等、不特定多数の利用者が利用するシャワー室を設ける場合には、1以上の車いす使用者が円滑に利用できるシャワー室（車いす使用者用シャワー室）を設置する。またシャワー室と隣接する位置に、車いす使用者が円滑に利用できる更衣室を設ける。
- ・出入口においては、高齢者、障害者等の利用に支障がないよう、有効幅員の確保や戸の形式、室名表示に配慮する。
- ・浴室・シャワー室では、浴室用車いす等への移乗や入浴等の動作を円滑に行うことができるように配慮する。
- ・脱衣室・更衣室では、脱衣や着替え等の動作を円滑に行うことができるように配慮する。

浴室・シャワー室、脱衣室・更衣室の設計標準を以下の項目において示す。

2. 10. 1 浴室・シャワー室の設計標準

2. 10. 2 脱衣室・更衣室等の設計標準

## 2. 10. 1 浴室・シャワー室の設計標準

### (1) 車いす使用者用浴室

不特定多数の利用者が利用する浴室を設ける場合には、  
以下に即して設計する。

#### ① 配置、設置数

- ・浴室等のうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）に、車いす使用者が円滑に利用できる浴室又はシャワー室（以下 車いす使用者用浴室等）を設けることが望ましい。
  - ・公衆浴場、宿泊機能を有する建築物では、異性による介助に配慮し、1以上の個室タイプの車いす使用者用浴室（以下、「貸し切り浴室」という。）を、男女が共用できる位置に設けることが望ましい。
  - ・公衆浴場、宿泊機能を有する建築物の共同浴室では、共同浴室の一部に1以上の車いす使用者用の洗い場、浴槽等を設けることが望ましい。

#### ② 出入口の寸法、空間の確保等

- ・出入口の有効幅員は、80cm以上とする。
- ・浴室の洗い場には、車いす使用者が円滑に利用することができるよう、十分な空間を確保する。
  - ・車いすで360°回転できるよう、直径150cm以上の円が内接できるスペースを、1以上設ける。（設備等の下部に車いすのフットレストが通過できるスペースが確保されていれば、その部分も有効スペースとする。）
- ・出入口前後には、車いす使用者が直進でき、車いすで転回できるよう、140cm角以上の水平なスペースを設ける。
- ・床には段を設けない。

#### ③ 戸の形式

- ・出入口の戸は、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないものとする。
- ・転倒等による事故防止を考慮し、扉等のガラスには安全ガラスを用いる。

#### ④ 部品・設備等

- ・車いす使用者用浴室等には浴槽、シャワー、手すり等を適切に配置する。

## ア. 浴槽

- ・深さは50cm程度、エプロン高さは40～45cm（車いすの座面の高さ）程度とする。
- ・浴槽の縁の1箇所に車いすから移乗できる移乗台を設ける。移乗台の高さ及び奥行きは、浴槽と同程度とし、幅は45cm以上とする。移乗台は取り外し可能なものでもよい。
- ・浴槽は濡れても滑りにくく、体を傷つけない材料で仕上げる。

**留意点：設備・備品等のわかりやすさ**

- ・高齢者、障害者等が認知しやすいよう、浴槽、水栓金具、洗面器等の設備・備品等は、周囲の壁等と識別しやすい色とし、形状もわかりやすいものとするのが望ましい。

## イ. シャワー

- ・原則としてハンドシャワーとする。
- ・ホースの長さは150cm以上とすることが望ましい。
- ・シャワーヘッドは、垂直に取り付けられたバーに沿ってスライドし高さを調整できるものか、上下2箇所の使いやすい位置に、ヘッド掛けを設けたものとする。
- ・洗い場には浴室用車いす、又はシャワーチェア等を備える。

## ウ. 手すり

- ・出入口から洗い場や浴槽内まで誘導するための手すりを設置する。
- ・浴槽への移乗台や浴槽に入るための階段付近には、出入りのための手すりを設置する。
- ・浴槽の周囲には手すりを設置する。
- ・洗い場には、シャワー使用中の体を支えるための手すり、を設置する。
- ・必要に応じて洗い場、浴槽の周囲に手すりを連続して設置する。
- ・貸し切り浴室では、浴槽内での立ち座りのための手すりを設置する。
- ・手すりは原則として水平及び垂直に取り付ける。段がある場合には、斜めに手すりを取り付けることができる。
- ・その他 2. 13 A. 1 手すり（7）を参照。

**留意点：手すり**

- ・浴槽内にも手すりを設置することが望ましい。

## エ. 洗い場及びシャワーの水栓金具

- ・水栓金具は、動作の障害にならない位置に設置する。
- ・洗い場の水栓金具の取り付け高さは、洗い場から手が届く位置とする。
- ・水栓金具は、レバー式等の操作のしやすいものとする。
- ・サーモスタット（自動温度調節器）付き混合水栓等、湯水の混合操作が容易なものとする。
- ・サーモスタット（自動温度調節器）には、適温の箇所に認知しやすい印等をつける。

**留意点：水栓**

- ・点字を読めない視覚障害者も多いため、点字表示とともに、浮き彫り文字や音声による案内を併用する等の工夫が望まれる。
- ・洗い場での動作や、とっさの時に、水栓金具で怪我をしないよう取り付け方法、取り付け位置、水栓金具の形状に配慮する。

## オ. 緊急通報ボタン等

- ・貸し切り浴室では、ループやひもをつけた緊急通報ボタンを設置する。

**留意点：緊急通報ボタンの設置位置**

- ・緊急通報ボタンは、浴室内で倒れたとき等に使うので、低い位置にも設けることが望ましい。

## ⑤ 仕上げ等

- ・床は濡れても滑りにくく、転倒時や床に座ったままで移動する場合にも体を傷つけない材料で仕上げる。
- ・貸し切り浴室では、浴槽の床が滑りにくいよう、床マットを貸し出すことができるよう準備する。
- ・浴室用車いす等での移動の妨げにならないよう、床は水はけの良い材料で仕上げ、可能な限り排水勾配を緩やかにする。

## (2) 車いす使用者用シャワー室

不特定多数の利用者が利用するシャワー室を設ける場合には、以下に即して設計する。

## ① 設置数、配置

- ・浴室等を設ける場合には、そのうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）に、車いす使用者が円滑に利用できる浴室又はシャワー室（以下 車いす使用者用浴室等）を設けることが望ましい。
  - ・体育館や水泳場等のスポーツ施設等で、男子用及び女子用のシャワー室（ブース）が複数ある場合には、それぞれ1以上に、車いす使用者が円滑に利用できるシャワー室（ブース）を設けることが望ましい。
  - ・体育館や水泳場等のスポーツ施設等では、異性による介助に配慮し、1以上の共用の車いす使用者用シャワー室（個室）を、男女が共用できる位置に設けることが望ましい。

## ② 出入口の寸法、空間の確保等

- ・出入口の有効幅員は、80cm以上とする。
- ・シャワー室には、車いす使用者が円滑に利用することができるよう、十分な空間を確保する。
  - ・車いすで360°回転できるよう、直径150cm以上の円が内接できるスペースを、1以上設ける。（設備等の下部に車いすのフットレストが通過できるスペースが確保されていれば、その部分も有効スペースとする。）
- ・出入口前後には、車いす使用者が直進でき、車いすで転回できるよう、140cm角以上の水平なスペースを設ける。
- ・床には段を設けない。

## ③ 戸の形式

- ・出入口に戸を設ける場合、戸は、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないものとする。
- ・転倒等による事故防止を考慮し、扉等のガラスには安全ガラスを用いる。

**④ 部品・設備等**

- ・車いす使用者用シャワー室にはシャワー、手すり等を適切に配置する。

**ア. シャワー**

- ・原則としてハンドシャワーとする。
- ・ホースの長さは150cm以上とすることが望ましい。
- ・浴室用車いす、又はシャワーチェア、ベンチ等を備える。
- ・浴室用車いす等に座った状態で手が届くよう、シャワーヘッドは、垂直に取り付けられたバーに沿ってスライドし高さを調整できるものか、上下2箇所の使いやすい位置に、ヘッド掛けを設けたものとする。

**イ. 手すり**

- ・シャワー使用中の体を支えるための手すりを設置する。
- ・手すりは水平及び垂直に取り付ける。
- ・その他 2. 13 A. 1 手すり（7）を参照。

**ウ. シャワーの水栓金具**

- ・水栓金具は、動作の障害にならない位置に設置する。
- ・水栓金具は、レバー式等の操作のしやすいものとする。
- ・サーモスタット（自動温度調節器）付き混合水栓等、湯水の混合操作が容易なものとする。
- ・サーモスタット（自動温度調節器）には、適温の箇所に認知しやすい印等をつける。

**エ. 緊急通報ボタン等**

- ・ループやひもをつけた緊急通報ボタンを設置する。

**オ. 浴室用車いす等**

- ・ベンチの高さは、床面から40～45cm程度とする。

**⑤ 仕上げ等**

- ・床は濡れても滑りにくく、転倒時や床に座ったままで移動する場合にも体を傷つけにくい材料で仕上げる。
- ・浴室用車いす等での移動の妨げにならないよう、床は水はけの良い材料で仕上げ、可能な限り排水勾配を緩やかにする。

**（4）案内表示、情報伝達設備等**

案内表示、情報伝達設備等は、以下に配慮して設計する。

**① 室名表示等**

- ・案内表示については、2. 13. G. 1 案内表示 を参照。

**② シャンプー等の容器**

- ・シャンプー・リンス・ボディソープ等の容器は、視覚障害者が手で触れて区別することのできるものを設置することが望ましい。

**(5) その他**

- ・専ら高齢者が利用する施設、専ら障害者が利用する施設では、利用者や入居者の動作等の特性及び介助の方法に応じた設計とする。
- ・これらの施設の設計は、設計標準を参照しつつ、福祉施設の設計技術書も参照して、実情に合ったものとする。

**2. 10. 2 脱衣室・更衣室等の設計標準**

不特定多数の利用者が利用する脱衣室・更衣室を設ける場合には、以下に配慮して設計する。

**(1) 設置数、配置**

- ・脱衣室・更衣室のうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）に、車いす使用者が円滑に利用できる脱衣・更衣等のスペースを設けることが望ましい。
- ・異性による介助に配慮し、1以上の共用の車いす使用者が円滑に利用できる脱衣室・更衣室等を、男女が共用できる位置に設けることが望ましい。

**(2) 出入口の寸法、空間の確保等**

- ・出入口の有効幅員は、80cm以上とする。
- ・脱衣室・更衣室等には、車いす使用者が円滑に利用することができるよう、十分な空間を確保する。
  - ・車いすで360°回転できるよう、直径150cm以上の円が内接できるスペースを、1以上設ける。（設備等の下部に車いすのフットレストが通過できるスペースが確保されていれば、その部分も有効スペースとする。）
- ・出入口前後には、車いす使用者が直進でき、車いすで転回できるよう、140cm角以上の水平なスペースを設ける。
- ・床には、段を設けない。

**(3) 戸の形式**

- ・出入口の戸は、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないものとする。
- ・転倒等による事故防止を考慮し、扉等のガラスには安全ガラスを用いる。

**(4) 部品・設備等****① 手すり**

- ・手すりを設置する場合には、水平及び垂直に取り付ける。
- ・その他 2. 13 A. 1 手すり（7）を参照。

## ② 収納棚

- ・車いす使用者の利用に配慮した位置に、収納棚やロッカー等を設置する。
- ・収納棚の高さは、下端：床から30cm程度、上端：床から120cm程度とする。
- ・車いす使用者用のロッカー等のハンガーパイプやフックの高さは、床から120cm程度の低い位置とするか、高さの調節ができるものとする。
- ・車いす使用者用の収納棚等の奥行きは、60cm程度とする。
- ・車いす使用者用の収納棚等の形状は、下部に車いすのフットレストが入るものとする。

**留意点：収納、ロッカー**

- ・視覚障害者が、鍵のある収納やロッカーを使用する際には、脱衣室・更衣室に同行し、鍵の位置、使い方等について、実際に手で触れてもらいながら説明することが望ましい。
- ・更衣室の下足入れや収納棚は、視覚障害者が認知をしやすいうように、点字表示等を行うことが望ましい。

## ③ ベンチ等

- ・高齢者、障害者等が着替えの際に、横になる場合もあるため、1以上の脱衣のためのベンチを設置する。
- ・利用者の状況に対応し、介助スペースを確保することができるよう、脱衣のためのベンチを床に固定することは避ける。
- ・脱衣のためのベンチ座面の高さは床から40～45cm程度、幅は180cm程度以上、奥行き60cm程度以上とする。
- ・脱衣のためのベンチには、上体が寄り掛かることのできるヘッドボードのあるものとするのが望ましい。
- ・脱衣のためのベンチ表面の仕上げはクッション材付きとし、滑りにくく耐水性のあるものとする。

**留意点：設備・備品等のわかりやすさ**

- ・脱衣ベンチ等の設備・備品等は、認知しやすいように周囲の壁等と識別しやすい色とし、形状もわかりやすいものとするのが望ましい。

## ④ 洗面器、鏡

- ・水栓金具はシングルレバー方式等、湯水の混合操作が容易なものとする。
- ・1以上の洗面器は車いす使用者の利用に配慮したものとする。
  - ・洗面器の下部には、車いす使用者の膝が入るスペースを確保する。
  - ・洗面器の吐水口の位置は、車いす使用者の利用に配慮した位置（洗面器の手前縁から30～35cm程度）とする。
  - ・鏡は、洗面器上端部にできる限り近い位置を下端とし、上端は洗面器から100cm以上の高さとするのが望ましい。

## ⑤ 乳幼児連れ利用者への配慮

- ・不特定多数の利用者が利用する脱衣室・更衣室等には、1以上（男女の別があるときはそれぞれ1以上）の乳幼児のおむつ替えができる台を設ける。

## (5) 仕上げ等

- ・床は濡れても滑りにくく、転倒時や床に座ったままで移動する場合にも体を傷つけにくい材料で仕上げる。

### (6) 車いす使用者用便房

- ・ **不特定多数の利用者が利用する脱衣室・更衣室等には、1以上の車いす使用者用便房を設ける。**
- ・ 車いす使用者用便房については、2. 7. 1 個別機能を有する便房の設計標準 (1) 共通する事項及び (2) 車いす使用者用便房を参照。

### (7) 案内表示、情報伝達設備等

- ・ 案内表示については、2. 13. G. 1 案内表示 を参照。
- ・ 情報伝達設備については、2. 13. I. 1 情報伝達設備 を参照。

### (8) その他

- ・ 専ら高齢者が利用する施設、専ら障害者が利用する施設では、利用者や入居者の動作等の特性及び介助の方法に応じた設計とする。
- ・ これらの施設の設計は、設計標準を参照しつつ、福祉施設の設計技術書も参照して、実情に合ったものとする。

## 2. 10. 3 改善・改修のポイント

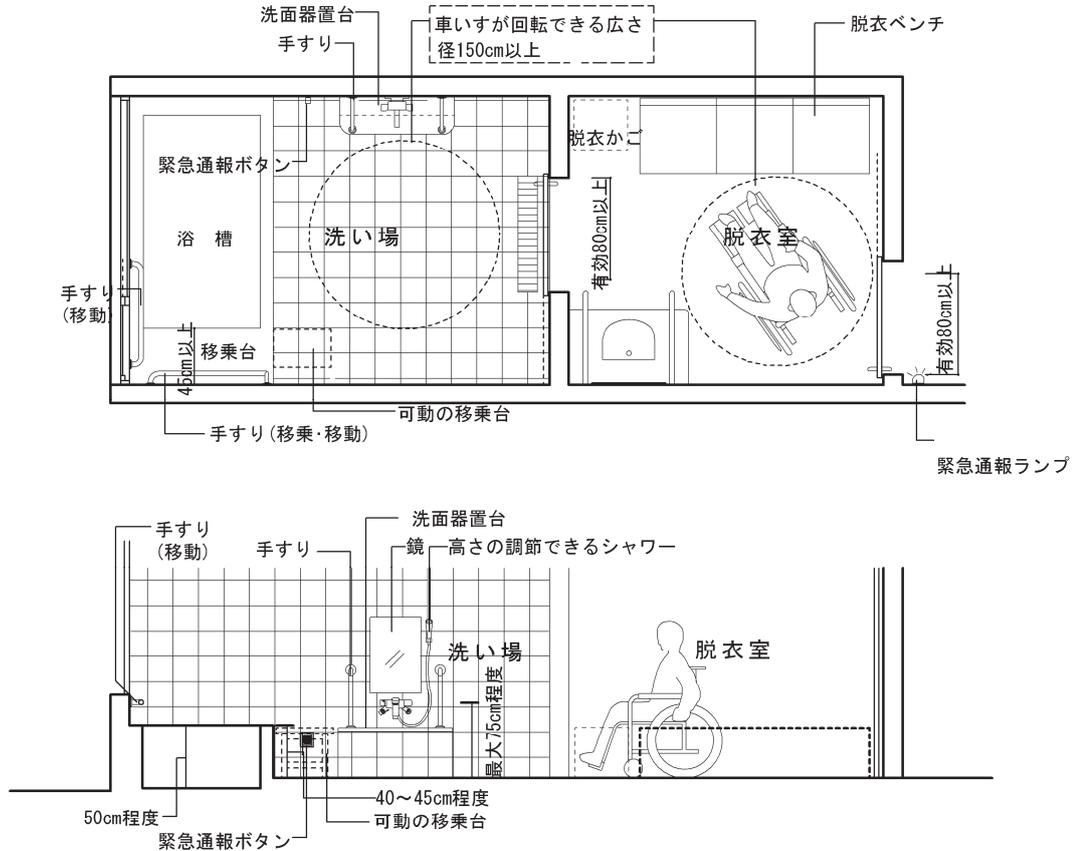
浴室・シャワー室、脱衣室・更衣室の改善・改修にあたっては、建築物移動等円滑化誘導基準に適合させることその他、2. 10. 1 浴室・シャワー室の設計標準、2. 10. 2 脱衣室・更衣室の設計標準に基づいて行うことが望ましい。

### (1) 経路

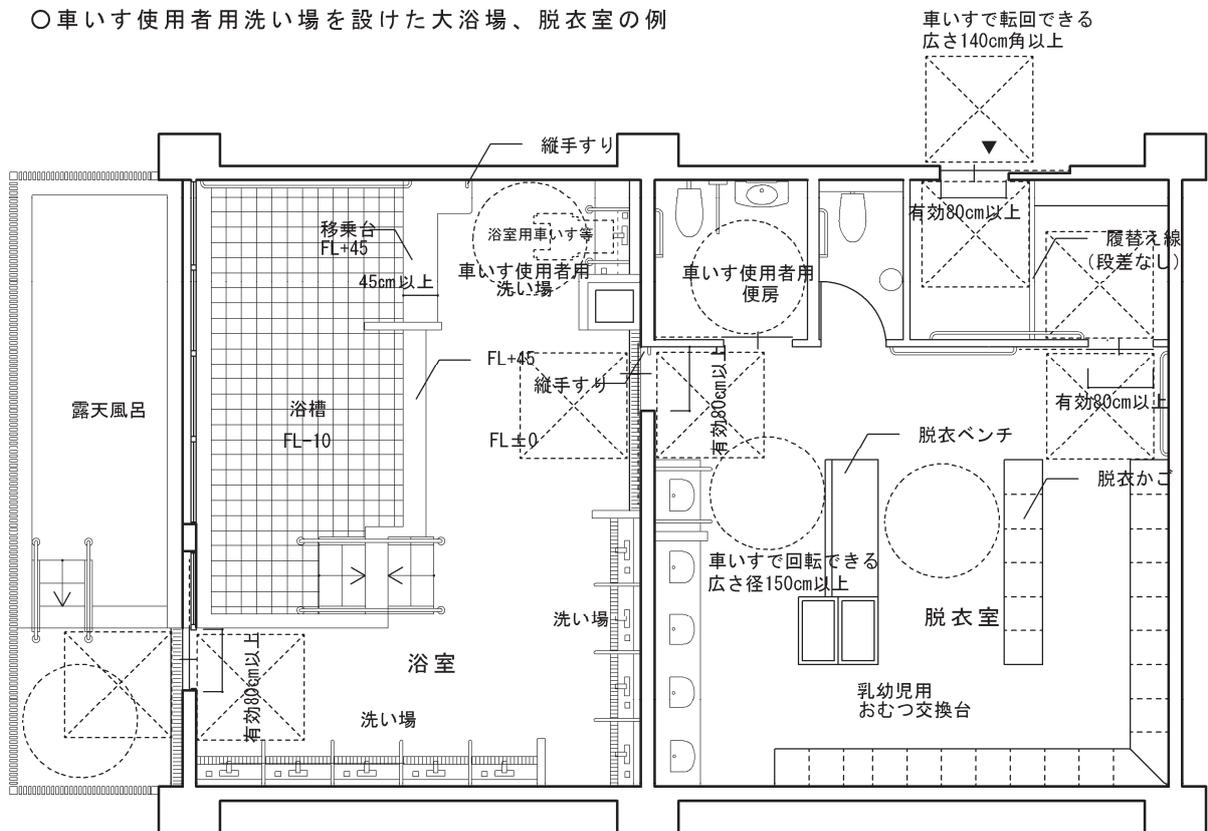
- ・ 改善・改修等により車いす使用者用浴室等を設置する場合には、利用居室から車いす使用者用浴室等までの経路についても、段の解消等を図り、高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路として整備する。

### 浴室・シャワー室・脱衣室・更衣室 1

○貸し切り浴室の例

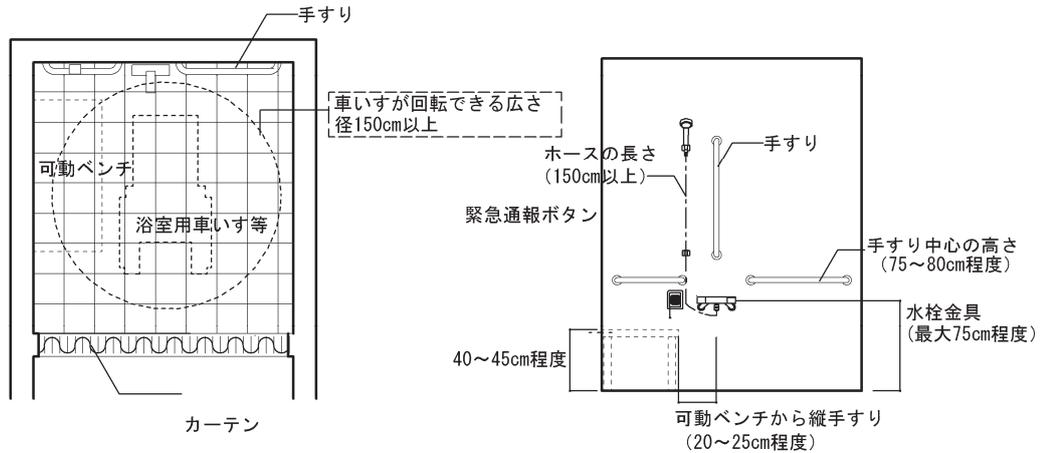


○車いす使用者用洗い場を設けた大浴場、脱衣室の例

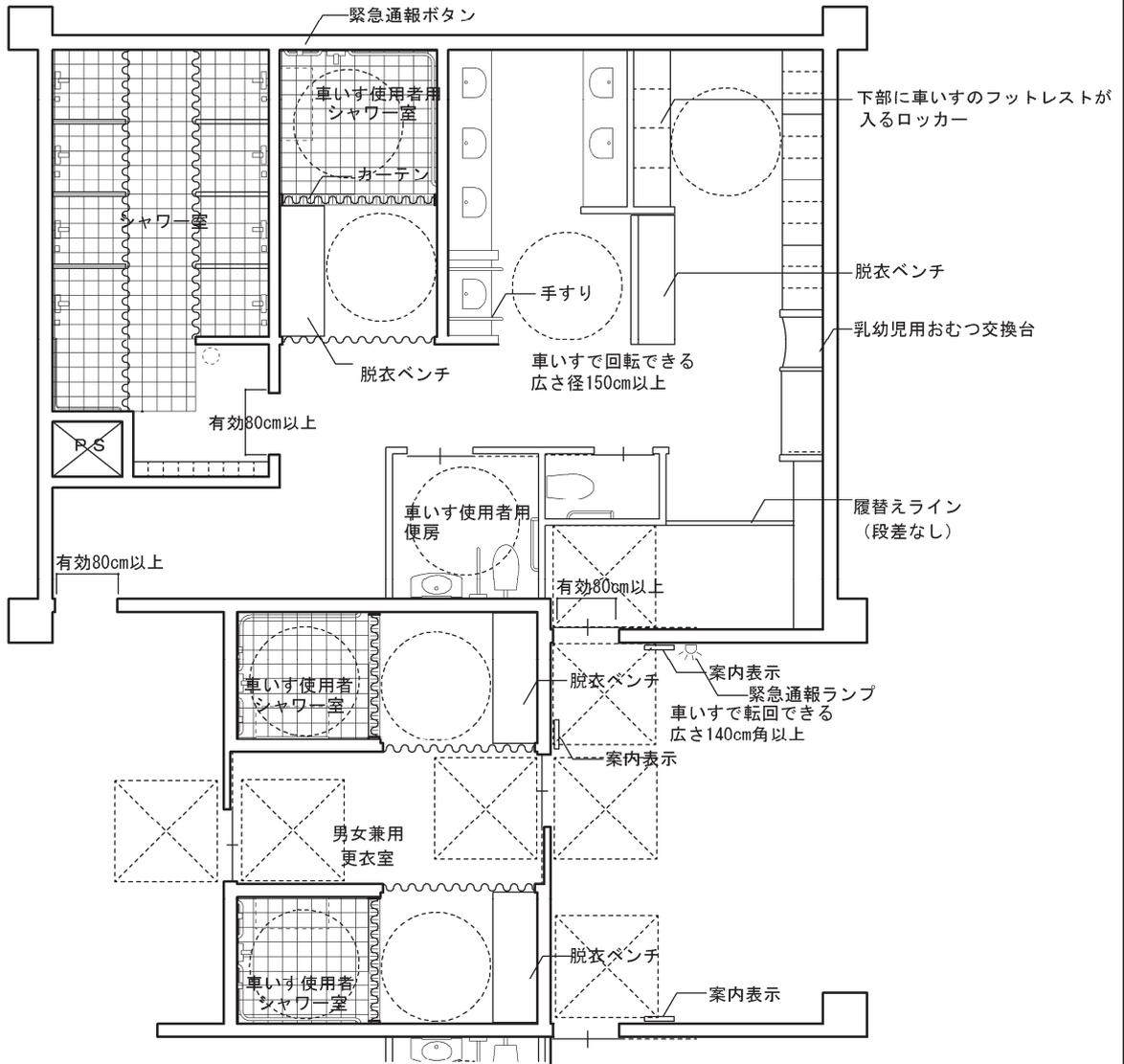


## 浴室・シャワー室、脱衣室・更衣室 2

○車いす使用者用シャワー室の例



○シャワー室、更衣室の例



2. 11. 3 設計例



- 車いすでアクセス可能な露天風呂  
(手すり、階段を整備。入浴は歩行による。)



- 浴槽まで車いすでアクセス可能な大浴場  
(手すりを整備。入浴は歩行による。)



## 2. 7 便所・洗面所

### ◆ 基準 ◆

#### <建築物移動等円滑化基準チェックリスト>

施設等	チェック項目
<一般> 便所 (第14条)	①車いす使用者用便房を設けているか (1以上)
	(1) 腰掛便座、手すり等が適切に配置されているか
	(2) 車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されているか
	②水洗器具を設けているか (オストメイト対応、1以上)
	③床置き式の小便器、壁掛式小便器(受け口の高さが35cm以下のものに限る。)その他これらに類する小便器を設けているか (1以上)
<一般> 標識 (第19条)	①エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることの表示が見やすい位置に設けているか
	②標識は、内容が容易に識別できるものか(日本工業規格Z8210に適合しているか)

#### <建築物移動等円滑化誘導基準チェックリスト>

施設等	チェック項目
<一般> 便所 (第9条)	①階の便房の総数が200以下の場合には便房総数の1/50以上、階の便房の総数が200を超える場合は便房総数の1/100に2を加えた数以上の車いす使用者用便房の数を設けているか。
	(1)腰掛便座、手すり等が適切に配置されているか
	(2)車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されているか
	(3)車いす用便房及び出入口は、幅80cm以上であるか
	(4)戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか
	②水洗器具(オストメイト対応)を設けた便房を設けているか(各階1以上)
	③車いす使用者用便房がない便所には腰掛便座、手すりが設けられた便房があるか(当該便所の近くに車いす使用者用便房のある便所を設ける場合を除く)
	④床置き式の小便器、壁掛式小便器(受け口の高さが35cm以下のものに限る)その他これらに類する小便器を設けているか(各階1以上)
<同上> 標識 (第14条)	①エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることの表示が見やすい位置に設けているか
	②標識は、内容が容易に識別できるものか(日本工業規格Z8210に適合しているか)

### ◆ 設計の考え方 ◆

- ・高齢者、障害者等の社会参加や外出等の機会をさらに促進するため、高齢者、障害者等が円滑に利用できる便所・便房を、整備することが求められている。
- ・便所・便房の設計においては、施設用途や規模の他、多様な利用者を十分に想定することが重要である。
- ・まず、バリアフリー法に義務付けられた「車いす使用者用便房」と「オストメイト用設備を有する便房」を設置する。さらに高齢者、障害者、乳幼児連れ利用者等の多様なニーズを踏まえ、それぞれの利用者特性に配慮した設備や便房の設置を検討する必要がある。
- ・また近年では、知的障害者や発達障害者等への異性介助、高齢者同士の異性介助等により、男女共用の便房設置に対するニーズが高まっており、介助者等の実態に即した便所・便房の設計とすることも求められている。
- ・一方で、「車いす使用者用便房」にオストメイト用設備や大型ベッド、乳幼児用いす、乳幼児用おむつ交換台等を付加した「多機能便房」については、近年、利用者が集中し、便房内に広い空間を必要とする車いす使用者が円滑に利用することが困難になっているとの声が多く寄せられている。
- ・このような実態を踏まえると、多様な利用者の円滑な利用を促進するためには、従来の「多機能便房」内にあった各種設備・機能を、便所全体に適切に分散して配置することが重要となる。

- このため、便所・便房の整備においては高齢者、障害者、介助者、乳幼児連れ利用者等の個別のニーズに対応した「個別機能を備えた便房」を設置することを基本的な考え方とし、
  - ・ 小規模施設等の便所で、複数の便房を確保することが困難な場合
  - ・ 面積や構造による制約がある既存建築物の改善・改修であり、やむを得ず「車いす使用者用便房」にオストメイトや乳幼児連れ利用者に対応した機能等を付加する場合等においては、利用者のニーズを満たす機能を付加した「多機能便房」と「簡易型機能を備えた便房」等の組み合わせにより、可能な限り機能の分散を図る。
- また、バリアフリー法に基づくバリアフリー化の義務対象とされない小規模な施設の整備や、既存施設の改善・改修においても、高齢者、障害者等が円滑に利用できる便所・便房の設置を進めることが求められる。こうした施設においても、面積や構造による制約等も考慮しつつ、必要な設備を分散配置した設計を行うことが重要である。

## ◆ 設計のポイント ◆

- 施設の使用用途や利用状況を勘案し、利用者の集中を避け、高齢者、障害者等が円滑に利用できる便所・便房の設置を進めるため、「個別機能を備えた便房」を便所内に分散して設ける。
  - ・ 1以上の車いす使用者用便房、オストメイト用設備を有する便房等の「個別機能を備えた便房」を便所内に分散して設ける。
  - ・ 介助者が異性の場合があることに配慮し、少なくとも1以上の「車いす使用者用便房」は、男女が共用できる位置に設ける。また排泄介助が必要な障害のある児童、成人等の脱衣等には、大型ベッドが必要であり、「車いす使用者用便房」を設ける場合は、男女が共用できる位置に、1以上の「大型ベッド付き便房」を設ける。
  - ・ これまで「多機能便房」内での設置が多かったオストメイト用設備や乳幼児用いす、乳幼児用おむつ交換台は、便所内（男子用及び女子用の区別があるときはそれぞれの便所）、若しくは「オストメイト用設備を有する便房」及び「乳幼児連れに配慮した設備を有する便房」にそれぞれ設置する。
  - ・ 施設用途等により、車いす使用者が多数利用することが考えられる場合には、「個別機能を備えた便房」に加え、便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ）に1以上の「車いす使用者用簡易型便房」を設ける。
- 「個別機能を備えた便房」を便所内に分散して設けることが困難な場合には、以下の点に留意し、「多機能便房」及び「簡易型機能を備えた便房※1」を設ける。
  - ・ 「車いす使用者用便房」にオストメイト用設備、乳幼児連れ利用者に配慮した設備等をすべて付加するのではなく、建築物の使用用途、施設全体の便所の配置・機能分散のバランス、利用者の重なりを考慮した上で、「多機能便房」の設備・機能等の組み合わせを検討する。
  - ・ オストメイト用の水洗器具を「多機能便房」に設置する場合には、利用者の意識や動向に十分に配慮する。
  - ・ 介助者が異性の場合があることに配慮し、少なくとも1以上の「多機能便房」は、男女が共用できる位置に設ける。
  - ・ 利用者の分散を図る観点から、乳幼児連れ利用者に配慮した設備を「多機能便房」に設置することは避ける。この場合、1以上の「乳幼児連れ利用者に配慮した設備」を、便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）内に設けるか、若しくは1以上の「乳幼児連れ利用者に配慮した設備を有する便房」を設けて対応する。

- ・あらかじめ利用者が特定される用途（学校（特別支援学校を除く。）、事務所等）である場合は、利用者の想定等を十分に行った上で、「多機能便房」を設置することにより、高齢者、障害者等の利用に備える。
- ・施設全体で便所・便房の数が1~2カ所程度の場合、便所に男子用及び女子用の区別がない場合、面積や構造による制約がある既存建築物の改善・改修の場合、法の義務付け対象とならない小規模な施設の新築で面積による制約がある場合等には、利用者の想定等を十分に行った上で、「個別機能を備えた便房」又は「多機能便房」を設置することにより、高齢者、障害者等の利用に備える。
- ・面積や構造による制約がある既存建築物の改善・改修、法の義務付け対象とならない小規模な施設の新築で面積による制約があるもので、「個別機能を備えた便房」や「多機能便房」の設置が困難な場合には、「簡易型機能を備えた便房」を設置することにより、高齢者、障害者等の利用に備える。

**留意点：施設用途別の配慮**

- ・バリアフリー法においては、地方公共団体は条例により、義務付けの対象となる建築物の規模を引き下げることや、対象用途の追加、基準の付加を行うことが可能である。
- ・近年の待機児童問題という社会的背景から、当該規定に基づく条例を保育所等へ適用するにあたっては、児童の体格や年齢、保育所等の運営体制や定員数、建築物のバリアフリー化の状況を踏まえ、合理的な運用（多数の者の利用が想定されない設備等に関する規制を求めないなど）が必要とされている。
- 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項に基づく条例の運用について」（平成28年6月2日付け国住指第484号）

**※1 簡易型機能を備えた便房**

「車いす使用者用簡易型便房」とは車いす使用者が利用可能な出入口の有効幅員、最小限の広さを有する便房、「オストメイト用簡易型便房」とはオストメイト簡易型設備（腰掛便器の背もたれに水洗をつけたもの等）を設置した便房を指す。

**■ ニーズに対応した便所・便房と設備の組み合わせ（◎義務、○推奨（ニーズや規模に応じて整備））**

	車いす使用者対応	オストメイト対応	乳幼児連れ対応	大型ベッド対応	男女共用 <sup>※1</sup>	多機能化の可能性
2000㎡以上の特別特定建築物	◎	◎	○	○	○	
上記以外の建築物	○	○	○	○	○	有り <sup>※2</sup>

**※1 知的障害者や発達障害者等への異性介助、高齢者同士の異性介助に配慮し、男女共用の便房を設ける。**

**※2 小規模建築物、既存建築物、あらかじめ利用者が特定される用途（特別支援学校を除く学校、事務所等）の建築物に便所・便房を整備する場合に多機能化（2つ以上の機能を有する便房とすること）の可能性が有る。**

各便房の設計標準を以下の項目において示す。

2. 7. 1 個別機能を備えた便房の設計標準

2. 7. 2 多機能便房の設計標準

2. 7. 3 簡易型機能を備えた便房の設計標準

2. 7. 4 その他の便所・洗面所の設計標準

## 2. 7. 1 個別機能を備えた便房の設計標準

### (1) 共通する事項

#### ① 設置数、配置

- ・個別機能を備えた便房の位置は、他の便所と一体的若しくはその出入口の近くに設ける等、利用者が位置を把握しやすく利用しやすいものとする。

#### ② 空間の確保等

- ・床には段を設けない。

#### ③ 戸の形式

- ・戸の取っ手は操作のしやすいものとする。
- ・手動式引き戸の場合、取っ手は握り易さに配慮したものとする。
- ・自動式引き戸の場合、施錠の操作がしやすいものとし、緊急の場合は外部からも解錠できるものとする。
- ・手動式引き戸の場合、指の不自由な人でも施錠の操作がしやすいものとし、緊急の場合は外部からも解錠できるものとする。
- ・施錠を示す色等は、視覚障害者の利用に配慮したものとする。
- ・その他については、2. 7. 4 その他の便所・洗面所の設計標準(4)を参照。

#### 留意点：施錠を示す色

- ・施錠を示す色は赤と青とすることが望ましい。このことは、個別機能を備えた便房のみでなく、その他の便房においても同様である。

#### ④ 部品、設備等

- ・設備は操作しやすいものとするとともに、分かりやすさにも配慮したものとする。

#### ア. 手すり

- ・腰掛便器の**壁側**に手すりを設置する場合には、水平、垂直に取り付ける。
- ・水平手すりは、腰掛便座の座面から20～25cm程度の高さに取り付ける等の配慮をする。
- ・腰掛便器の両側に手すりを設置する場合には、介助等を考慮し、片側の手すりは跳ね上げ手すりとする。

#### 留意点：手すりの位置

- ・手すりの位置が遠すぎて体を預けることができない場合がある。使いやすい位置関係に配慮して手すりを設ける。

#### イ. ペーパーホルダー、ボタン

- ・腰掛便器の横壁面に、ペーパーホルダー、便器洗浄ボタン、呼び出しボタンを設ける場合は、JIS S0026に基づく配置とする。
- ・ペーパーホルダーは、腰掛便座に座った状態で利用できる位置に設置する。

#### 留意点：呼び出しボタンの位置

- ・手すりに掴まったときに、呼び出しボタンに触れてしまうことのないようにする。

- ・便器洗浄ボタンは、腰掛便座に座った状態で操作しやすいものとする。
- ・呼び出しボタンは、腰掛便座に座った状態で手が届く位置に設置する。
- ・呼び出しボタンは、床に転倒したときにも届くよう、側壁面の低い位置にも設置する。

#### ウ. 視覚障害者等誘導用ブロック等

- ・便所までの経路に視覚障害者誘導用ブロック等を設置する場合には、車いす使用者用便房以外の便所に誘導する。

#### エ. その他の設備

- ・便房内の洗面器・手洗器の水栓金具は、レバー式、光感知式等、操作が容易なものとする。
- ・照明は、十分な照度を確保する。

#### ⑤ 仕上げ等

- ・床面は滑りにくい材料・仕上げとする。また転倒したときの危険防止のため適度に弾性のあるものとする。

#### ⑥ 案内表示、情報伝達設備等

##### ア. 便所付近・便所内の標識、案内図

- ・便所の付近には、便所があることを表示する標識を設ける。
- ・標識は、**ピクトグラム等**の表示すべき内容が容易に識別できるもの（当該内容がJIS A8210 案内用図記号に定められているときは、これに適合するもの）とする。
- ・便所の出入口には、男女の別、**便所内部の配置等**をわかりやすく表示した**案内図を設置することが望ましい**。
- ・案内図は、視覚障害者の利用に配慮し、**点字等による表示や触知案内図を兼ねたものとする**。また必要に応じて音声による案内・誘導を行う。
- ・個別機能を備えた便房**や簡易型機能を備えた便房等**を設けた便所の**案内図**には、**各便房の機能**、位置等を表示する**ことが望ましい**。
- ・弱視者等にも配慮し、案内図は大きさや設置位置に配慮したものとする。
- ・便房の戸には、ピクトグラム等を用いて、便房の設備内容をわかりやすく表示する**ことが望ましい**。
- ・聴覚障害者の利用に配慮し、便房の戸には使用中か否かの**わかりやすい表示装置を設置することが望ましい**。
- ・触知案内図の情報内容、形状及び表示方法等についてはJIS T0922を参照。
- ・案内表示については、2. 1 3 G. 1 案内表示を参照。

##### イ. 建築物等に設ける案内板

- ・建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の便所の配置を表示した案内板その他の設備を設ける（当該便所の配置を容易に視認できる場合、案内所を設ける場合を除く。）。

#### 留意点：ボタンの色、表示

- ・洗浄ボタン、呼び出しボタンは、色の違いやボタンの配置、壁とボタンとの色のコントラストに配慮して選定し、弱視者や色弱者の視認性や高齢者のわかりやすさを高めることが望ましい。
- ・ボタンの配色・配置に関しては、その他の便房においても同様の措置が求められる。
- ・ボタンには点字や浮き彫り文字、触覚記号等による表示を行うことが望ましい。

#### 留意点：他の個別機能を備えた便房の位置を示す表示

- ・使用中の場合等に他の便房へ行くことができるよう、他の階や場所にある個別機能を備えた便房の位置を便房の付近に表示することが望ましい。

- ・建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の便所の配置を、点字、文字等の浮き彫り、音による案内、これらに類するものにより視覚障害者に示すための設備を設ける（案内所を設ける場合を除く。）。
  - ・利用者を誘導するために、個別機能を備えた便房を設けた便所の位置を案内板に表示する。
  - ・視覚障害者の利用に配慮し、便所の位置及び男女の別を、点字等により表示する。
  - ・触知案内図の情報内容、形状及び表示方法等については JIS T0922を参照。
- ・案内表示については、2. 1 3 G. 1 案内表示を参照。

## （2）車いす使用者用便房

車いす使用者用便房は、以下に即して設計する。

### ① 設置数、配置

- ・便所のうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）には、車いすを使用者が円滑に利用することができる構造の便房（以下「車いす使用者用便房」）を1以上設ける。
- ・便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）が設けられている階ごとに、当該便所のうち1以上に、車いす使用者用便房を設けることが望ましい。
  - ・劇場・競技場等の客席、観覧席が複数階にわたる場合や、同時に多数の車いす使用者が利用することが考えられる場合には、複数の車いす使用者用便房を設けることが望ましい。
- ・便所が設けられている階の車いす使用者用便房の数は、当該階の便房の総数が200以下の場合には当該便房の総数に1/50を乗じて得た数以上とし、当該階の便房の総数が200を超える場合は当該便房の総数に1/100を乗じて得た数に2を加えた数以上とすることが望ましい。
- ・異性介助に配慮し、少なくとも1以上の車いす使用者用便房は、男女が共用できる位置に設ける。
- ・劇場・競技場等の車いす使用者用便房の位置は、車いす使用者用客席・観覧席から容易に到達できるものとする。

### ② 出入口の寸法、空間の確保等

- ・車いす使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口の有効幅員は、80cm以上とする。
- ・車いす使用者等の利便性を考慮すると、車いす使用者用便房の出入口の有効幅員は、90cm以上とすることが望ましい。
- ・車いす使用者用便房には、車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間を確保する。
  - ・各設備を使用でき、車いすが360°回転できるよう、直径150cm以上の円が内接できるスペースを、1以上設ける。（設備等下部に車いすのフットレストが通過できるスペースが確保されていれば、その部分も有効スペースとする。）

- ・車いすの回転や介助者の同伴などの多様な動作が可能なスペースを確保する。
- ・便房の標準的寸法は200cm×200cm程度とする。設備等の形状、配置によって、必要な広さは変わること
- ・便器の正面及び側面に移乗のためのスペースを設ける。
- ・複数の車いす使用者用便房を設ける場合は、便器の位置は正面からのアプローチを確保し、左右からの移乗に配慮する。

### ③ 戸の形式

- ・車いす使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口に戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないものとする。
- ・車いす使用者の利用に配慮し、円滑に開閉して通過できるように、戸は軽い力で操作できる引き戸とする。可能であれば自動式引き戸とする。
- ・手動式引き戸の場合は、自動的に戻らないタイプ、又は一定時間開いた後に自動的に閉まるタイプとし、取っ手は棒状ハンドル式等の握りやすさに配慮したものとする。
- ・戸の開閉や施錠の操作が円滑に行えるよう、戸の付近には大型ベッドやゴミ箱等を設けない。
- ・操作性を確保するため、取っ手等の位置や形状に十分配慮する。
- ・自動式引き戸については、「多機能トイレ用自動ドア安全ガイドライン」(JADA-0006) (全国自動ドア協会)による。

#### 留意点：接近しやすい錠の配慮

- ・車いす使用者が接近しやすいよう、錠の位置に配慮する。

#### 留意点：ドア開閉盤

- ・自動式引き戸のドア開閉盤は、手かざしセンサー式が使いにくい人もいることから、操作しやすい押しボタン式とすることが望ましい。

#### 留意点：多機能トイレ用自動ドア安全ガイドライン

- ・本ガイドラインには、自動ドアの挟まれ防止、衝突防止その他の対策について、建築設計者、発注者、自動ドアの製造者、販売者、施工者、点検整備者及び建物管理者等が留意すべき点が示されている。

### ④ 部品、設備等

- ・車いす使用者用便房には、腰掛便座、手すり等を適切に配置する。

#### ア. 便器

- ・腰掛便器とし、床置き又は壁掛等とする。
- ・腰掛便器(床置き)の前面は、車いすですできるだけ接近できるように、フットレストの当たりにくい、トラップ突き出しの少ない形式等とする。
- ・座面高さは、蓋のない状態で、40～45cm程度とする。
- ・腰掛便座は、温水洗浄便座(温水でおしり等を洗浄する機能を持つ腰掛便座)とすることが望ましい。

#### イ. 手すり

- ・車いすから腰掛便座への移乗を容易にするために手すりを設置する。
- ・腰掛便器の両側に、水平、垂直に取り付ける。

#### 留意点：便器

- ・座位を保てない人の姿勢の安定に配慮し、便器には背もたれを設けるとよい。
- ・温水洗浄便座の操作ボタンは、前方から移乗する場合に配慮し、便座横に附置した操作ボックスではなく、壁付けとすることが望ましい。
- ・温水洗浄便座の操作ボタンは、色の違いやボタンの配置、壁とボタンとの色のコントラストに配慮して選定し、弱視者や色弱者の視認性や高齢者のわかりやすさを高めることが望ましい。

**ウ. ペーパーホルダー、ボタン等**

- ・ペーパーホルダー、呼び出しボタン等が腰掛便座及び車いすに座った状態で手が届く範囲に設置する。
- ・ペーパーホルダーは、腰掛便座及び車いすに座った状態で利用しやすい位置に設置する。
- ・便器洗浄ボタンは、腰掛便座に座った状態で操作しやすいものとする。
- ・呼び出しボタンは、腰掛便座及び車いすに座った状態で手が届く位置に設置する。
- ・便房内に確認ランプ付呼び出し装置、出入口の廊下等に非常呼び出し表示ランプ、事務所に警報盤を設置する。

**エ. 洗面器、鏡**

- ・手すりを設置する場合は車いす使用者の利用にも配慮する。
- ・水栓金具は、レバー式、光感知式等、操作の容易なものとする。
- ・車いす使用者が利用できるよう洗面器下部に車いすで膝が入るスペースを確保する。
- ・吐水口の位置は、車いす使用者の利用に配慮した位置（洗面器の手前縁から30～35cm程度）とする。
- ・鏡は、洗面器上端部にできる限り近い位置を下端とし、上端は洗面器から100cm以上の高さとするのが望ましい。

**留意点：洗面器**

- ・車いす回転スペースに洗面器が張り出さないように、製品機種を選定に配慮する。

**留意点：手洗い器の位置**

- ・便座に腰掛けた状態で手を洗いたい場合もあるため、便座から手が届く位置に手洗い器を設置することも有効である。

**オ. 手荷物置き台、フック**

- ・手荷物置き台は、車いす使用者の利用に配慮した高さとする。
- ・フックは、車いす使用者の利用に配慮した高さとする。

**留意点：鏡**

- ・傾斜式鏡は主に車いす使用者を想定したものであるが、立位では使いにくい。洗面所の鏡は傾けず、むしろ設置高さを下げることでだれにでも利用できるようになる。

**(3) オストメイト用設備を有する便房**

オストメイト用設備を有する便房は、以下に即して設計する。

**① 設置数、配置**

- ・便所のうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）には、オストメイト用設備を有する便房を1以上設ける。
- ・便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）が設けられている階ごとに、当該便所のうち以上に、オストメイト用設備を有する便房を設けることが望ましい。

## ② 部品、設備等

### ア. 汚物流し等

- ・オストメイト<sup>1</sup>の利用に配慮し、パウチや汚れたもの、しびん等を洗浄するための汚物流し（洗浄ボタン・水栓を含む）、ペーパーホルダーを設置する。
- ・ストーマ装具を交換する際に腹部を洗浄することがあり、水栓は温水が出る混合水栓であることが望ましい。

#### 留意点：汚物流し等

- ・腹部等を洗浄しやすいよう、水栓はハンドシャワー型であることが望ましい。
- ・利用者の身長によって使いやすい汚物流しの高さは異なるため、汚物流しの高さが調節できると使いやすい。

### イ. その他の設備

- ・ストーマ装具や関連の小物等を置くことができる十分な広さの手荷物置き台（カウンター）を設置する。
- ・ストーマ装具の装着や身だしなみを確認するための鏡を設置する。
- ・小物や手荷物をかけるフックやコート等の衣類をかけるフックを複数設置する。
- ・ストーマ装具の廃棄等に配慮し、汚物入れを設置することが望ましい。
- ・ストーマ装具の装着のための衣類の脱着、着替え等に配慮し、汚物流しの近くに着替え台を設置することが望ましい。

#### 留意点：手荷物置き台、フック

- ・手荷物置き台やフックは、手荷物を置いたりコートをかけるだけでなく、オストメイトの方が脱いだ衣類やパウチを置いたりかけたり、介助者が荷物を広げたりするため等に必要である。

## （４）大型ベッド付き便房

大型ベッド付き便房は車いす使用者用便房に、介助によって着替え、おむつ交換、排泄等を行う際に使用される大型ベッドを付加するものである。

従って大型ベッド付き便房は、（１）車いす使用者用便房の設計標準による他、以下に配慮して設計する。

### ① 設置数、配置

- ・建物内に車いす使用者用便房や多機能便房を設置する場合には、そのうち1以上は大型ベッド付き便房とする。
- ・異性介助に配慮し、施設用途や規模を十分に考慮した上で、少なくとも1以上の大型ベッド付き便房は、男女が共用できる位置に設ける。

#### 留意点：大型ベッドの設置

- ・介助を必要とする高齢者や、肢体不自由児・肢体不自由者等には、ベッド上での着脱衣やおむつ交換、排泄（自己導尿等）等が必要となることがあるため、大型ベッドを設置することが求められている。

### ② 空間の確保等

- ・大型ベッドを設置する際には、車いすの動きや介助者の動きを考慮し、十分なスペースを確保する。

#### 留意点：大型ベッドの寸法

- ・大型ベッドに関し、大型化を求めるニーズもあることから、大型ベッドの寸法の検討に際しては、施設利用者等のニーズを踏まえて決定することが望ましい。

<sup>1</sup>手術を受けてストーマ（人工肛門、人工膀胱）保持者となった者を言う。ストーマには装具を装着している。ストーマ装具は、ワンピース型（体に張り付ける面版と、便と尿をためる袋（パウチ）が一体になったもの）とツーピース型（面版とパウチが別になったもの）がある。

### (5) 乳幼児連れ利用者に配慮した設備を有する便房

乳幼児連れ利用者に配慮した設備を有する便房は、以下に配慮して設計する。

#### ① 設置数、配置

- ・施設用途や規模を十分に考慮した上で、便所のうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）には、乳幼児連れ利用者に配慮した設備を有する便房を1以上設ける。

#### ② 空間の確保等

- ・乳幼児連れ利用者に配慮した設備を有する便房は、ベビーカーと共に入ることの可能なゆとりある広さとする。

#### ③ 部品、設備等

- ・乳幼児連れ利用者に配慮した設備を有する便房には、乳幼児用いす、乳幼児用おむつ交換台等を設置する。

#### 留意点：乳幼児用いす

- ・乳幼児用いすは、乳幼児がいすから抜け出したりしにくく、また安全に座らせることができるよう配慮されたものとする。
- ・乳幼児用いすは、乳幼児連れの利用者から常に目や手が届く位置に設けることが望ましい。

#### 留意点：乳幼児用おむつ交換台

- ・乳幼児用おむつ交換台から目や手を離さずに利用できる位置に、荷物置き場やおむつ用のごみ箱等を設けることが望ましい。
- ・乳幼児用おむつ交換台は落下防止措置が講じられたものとする。
- ・乳幼児用おむつ交換台は乳幼児を寝かせた状態でのおむつ交換に適しており、転落等の可能性のある幼児の立位姿勢でのおむつ交換、排泄前後の着脱衣には、着替え台が適している。
- ・乳幼児用おむつ交換台を利用する乳幼児に対し、照明の光が直接目に入らないように、器具の配置に配慮する必要がある。

## 2. 7. 2 多機能便房の設計標準

多機能便房は車いす使用者用便房に、他の機能を付加するものである。

従って多機能便房の設計標準は、2. 7. 1 個別機能を備えた便房の設計標準（1）共通する事項、（2）車いす使用者用便房による他、以下に配慮して設計する。

- ・設置する設備・機能の組み合わせは、建築物の用途、施設全体の便所の配置・機能分散のバランス、利用者の重なりを考慮したものとする。
- ・設置する設備・機能については、（3）オストメイト用設備を有する便房、（4）大型ベッド付き便房、（5）乳幼児連れ利用者に配慮した設備を有する便房を参照。

#### 留意点：多機能便房への乳幼児用おむつ交換台等の設置

- ・乳幼児用おむつ交換台、乳幼児用いす及び大型ベッドを多機能便房内に設ける場合は、車いす使用者が必要とするスペースを確保しつつ設けることが必要である。

## 2. 7. 3 簡易型機能を備えた便房の設計標準

簡易型機能を備えた便房は、以下に配慮して設計する。

### (1) 車いす利用者用簡易型便房

車いす利用者用簡易型便房は、個別機能を備えた便房以外の便房に、車いすで使用可能な有効幅員や空間を確保し、腰掛便座、着座や立ち上がりのための手すりを設置することで、自力で腰掛便座に移乗が可能な車いす利用者等の利用を可能とする便房であり、以下に配慮して設計する。

#### ① 設置数、配置

- ・施設用途や規模を十分に考慮した上で、便所のうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）には、車いす利用者用簡易型便房を1以上設ける。

#### ② 出入口の有効幅員、空間の確保等

- ・便房の出入口の有効幅員は、80cm以上とする。
- ・車いすで使用可能なゆとりある広さを確保する。

#### ③ 戸の形式

- ・便房の戸は原則として引き戸とし、やむを得ない場合には外開き戸等とする。
- ・限られたスペースにおいて車いす使用者が利用可能なよう、出入口の位置や戸、戸の錠等について工夫をする。
- ・車いすは壁の隅には近寄れないため、便房の戸の形式、取っ手の位置や形状に配慮する。

#### ④ 部品、設備等

- ・腰掛便座、着座や立ち上がりのための手すりを設置する。

### (2) オストメイト用簡易型便房

- ・整備が義務付けられたオストメイト用設備を有する便房とは別に利用者の分散を図るために整備する場合や、専用の汚物流しの設置スペースが取れない改善・改修など構造上やむを得ない場合には、オストメイト用簡易型便房を設置する。
- ・オストメイト用簡易型便房とは、オストメイト簡易型水洗設備（腰掛便器の背もたれに水洗をつけたもの等）を設置することで、オストメイト用設備を有する便房を利用できない場合の利用を可能とする便房であり、以下に配慮して設計する。

#### ① 設置数、配置

- ・施設用途や規模を十分に考慮した上で、便所のうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）には、簡易型機能を備えた便房を1以上設ける。

#### 留意点：車いす利用者用簡易型便房の出入口の有効幅員

- ・出入口の有効幅員80cmは車いす使用者が直進で通過可能な寸法である。直進以外の出入りとなる場合は、通過のしやすさに配慮して80cm以上のゆとりある幅員の確保が望ましい。

#### 留意点：2枚引き戸、折れ戸

- ・内開き戸では、車いす使用者が利用できないが、外開き戸あるいは引き戸にすると利用できる場合がある。
- ・改修・改善等、便房前の通行空間や引き戸の戸袋寸法を十分に確保できない場合には、戸の形式を2枚引き戸とすることや折れ戸を採用すること等も考えられる。

## ② 部品、設備等

- ・ ストーマ装具や関連の小物等を置くことができる十分な広さの手荷物置き台（カウンター）を設置する。

## (3) 案内表示

- ・ 2. 7. 1 個別機能を備えた便房の設計標準 (1) 共通する事項 ⑥、及び2. 13G. 1 案内表示を参照。

## 2. 7. 4 その他の便所・洗面所の設計標準

2. 7. 1 個別機能を備えた便房の設計標準、2. 7. 2 多機能便房の設計標準、2. 7. 3 簡易型機能を備えた便房の設計標準 以外の、その他の便所・洗面所は、以下に配慮して設計する。

## (1) 設置数、配置

- ・ 同一建築物内においては便所の位置、男女の位置が統一されていると分かりやすい。

## (2) 出入口の有効幅員、空間の確保等

- ・ 便所の出入口の有効幅員は、80cm以上とする。
- ・ 便房の出入口の有効幅員は、65cm以上とする。
- ・ 便所内の通路には、車いすの回転スペースを確保する。
- ・ 床には段を設けない。
- ・ 内開き戸の場合、便器前から戸までの間に、戸の開閉動作に支障がないようスペースにゆとりをもつ。

**留意点：配置**

- ・ 視覚障害者にとっては、どこの便所を使う場合にも、利用方法が同じで非常に分かりやすいため、同一建築物では、なるべく同じ配置、同じ部品を使用することが望ましい。
- ・ 階によって配置をかえる場合には、わかりやすく表示することが望ましい。

## (3) 戸の形式

- ・ 使用時以外は開いているタイプとすることが望ましい。
- ・ 外開き戸を設ける場合には、開閉操作が円滑に行うことができるよう、扉に補助取手を追加する。
- ・ 内開き戸とする場合には、緊急時に戸を外せるものとする。
- ・ 施錠を示す色等は、視覚障害者の利用に配慮したものとする。

**留意点：戸の形式**

- ・ 外開き戸とする場合は、奥に設ける等、利用者が衝突する危険がないよう配慮する。
- ・ 内開き戸は、利用者が便房内で倒れたとき等に、倒れた利用者の体が障害となり開けることができず、救出できないおそれがある。

## (4) 部品、設備等

## ① 男性用小便器

- ・ 男子用小便器のある便所を設ける場合には、そのうち一以上に、床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35cm以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を一以上設ける。
- ・ 男子用小便器のある便所が設けられている階ごとに、当該便所のうち1以上に、床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35cm以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を一以上設けることが望ましい。
- ・ 便所の出入口から最も近い小便器は、床置き式ストール又は、低リップの壁掛式とする。
- ・ 1以上の小便器には手すりを設置する。

**留意点：設備・備品等**

- ・ 手すりは認知しやすい色とすることが望ましい。
- ・ 小便器の脇には、杖や傘等を立てかけるくぼみあるいはフックを設けることが望ましい。

## ② 大便器

- ・便所に車いす使用者用便房が設けられておらず、かつ、当該便所に近接する位置に車いす使用者用便房が設けられている便所が設けられていない場合には、便所内に腰掛便器及び手すりの設けられた便房を一以上設けることが望ましい。
- ・高齢者等の足腰の弱っている人にとって、和風便器の利用は困難を伴うため腰掛便器とすることが望ましい。
- ・1以上の腰掛便器には、手すりを設置する。
- ・1以上の和風便器には、手すりを設置する。

## ③ ペーパーホルダー、ボタン（腰掛便座の便房）

- ・腰掛便器の横壁面にペーパーホルダー、洗浄ボタン等を設置する場合は、JIS S0026に基づく配置とすることが望ましい。
- ・ペーパーホルダーは、腰掛便座に座った状態で利用しやすい位置に設置する。
- ・便器洗浄ボタンは、腰掛便座に座った状態で操作しやすいものとする。
- ・便器洗浄ボタンは、押しボタン式等、視覚障害者が触知しやすく誤作動しにくいものとする。
- ・視覚障害者が利用しやすいよう、同一建築物内においては、洗浄装置等の使用法や、ボタン等の形状・配置を統一することが望ましい。

### 留意点：便房内の設備

- ・ボタンがたくさん並んでいて、どれがどのボタンかわかりづらいものもあり、利用状況が想定できる場合は、必要最小限にとどめる。
- ・ボタンには、凹凸やふくらみ、へこみ、色のコントラスト等をつけ、また、点字や浮き彫り文字、触覚記号等による表示を行う等、視覚障害者に分かりやすい配慮をするとよい。
- ・洗浄装置は、センサー式が使いやすい一方で、視覚障害者は触れることのできる形式の方が使いやすいため、センサー式の場合は、便器洗浄ボタンを併設する等の配慮をする。

## ④ 洗面器、鏡

- ・1以上の洗面器には手すり等を設け、寄りかかれる等の配慮を行う。
- ・水栓金具は、レバー式、光感知式等、操作が容易なものとする。
- ・1以上の洗面器は、車いす使用者の利用に配慮したものとする。
  - ・洗面器下部に車いすで膝が入るスペースを確保する。
  - ・吐水口の位置は、車いす使用者の利用に配慮した位置（洗面器の手前縁から30～35cm程度）とする。
  - ・鏡は洗面器にできる限り近い位置を下端とし、高さ100cm以上とすることが望ましい。

### 留意点：洗面器

- ・車いす使用者に使いやすいものと、立位で使いやすいものと、高さの異なる複数の洗面器を設けることが望ましい。

## ⑤ 手荷物置き台

- ・手荷物棚やフックを設置する。

### 留意点：フック等

- ・洗面器の脇には、杖を立てかけるくぼみあるいはフックを設けることが望ましい。

## ⑥ おむつ交換台

- ・施設用途や規模を十分に考慮した上で、便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）には、乳幼児のおむつ交換台を1以上設ける。

## ⑦ 非常通報

- ・聴覚障害者が便房でも非常通報の情報がわかるよう、フラッシュライト等を設置することが望ましい。

### 留意点：照明器具の配置

- ・照明器具を、便房、小便器、洗面器に対応させて配置することにより、各設備の位置を分かりやすくする等の工夫も考えられる。外せるタイプとする等の配慮が必要である。

## ⑧ その他の設備

- ・照明は、十分な照度を確保する。

## (5) 仕上げ

- ・床面は滑りにくい材料・仕上げとする。

## (6) 案内表示、情報伝達設備

- ・2. 7. 1 個別機能を備えた便房の設計標準 (1) 共通する事項 ⑥、及び2. 13 G. 1 案内表示を参照。

**留意点：音声案内装置の設置**

- ・多数の視覚障害者が利用する施設の便所では、男性用・女性用の位置等を、音声により案内することが望ましい。
- ・音声案内装置には、便房内において便器や設備・ボタンの位置を案内するものもある。

## 2. 7. 5 改善・改修のポイント

便所・洗面所の改善・改修にあたっては、建築物移動等円滑化基準に適合させることその他、2. 7. 1 個別機能を備えた便房の設計標準、2. 7. 2 多機能便房の設計標準、2. 7. 3 簡易型機能を備えた便房の設計標準、2. 7. 4 その他の便所・洗面所の設計標準に基づいて行うことが望ましい。

(1) 設置数、配置

- ・改善・改修により、車いす使用者用便房を設ける場合や、和風便器から腰掛便器に変更する場合には、総便房数が減る可能性があるため、利用者の実態に応じた便房数の設定や、配置に留意する必要がある。

(2) 面積や構造に制約がある場合等

- ・面積や構造による制約がある既存建築物の改善・改修で、「個別機能を備えた便房」や「多機能便房」の設置が困難な場合には、「簡易型機能を備えた便房」の設置を検討する。
- ・必要な面積を確保する方法としては、便房や手洗いスペース等の配置を工夫することを検討する。

(3) 経路

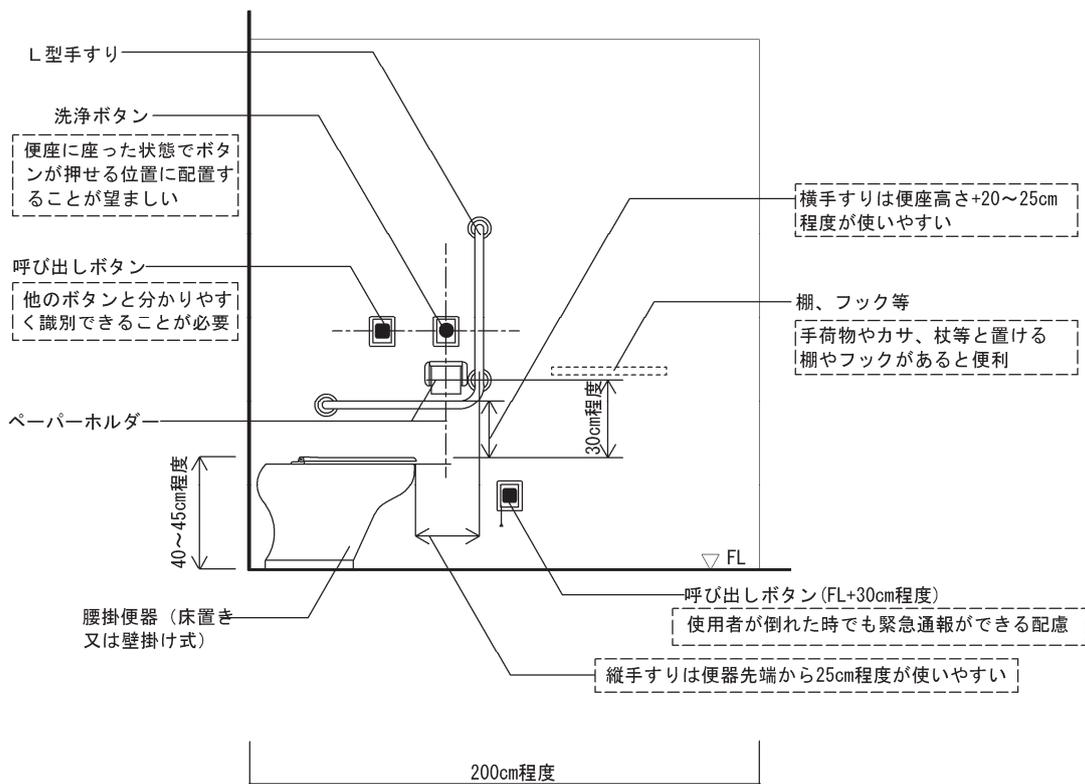
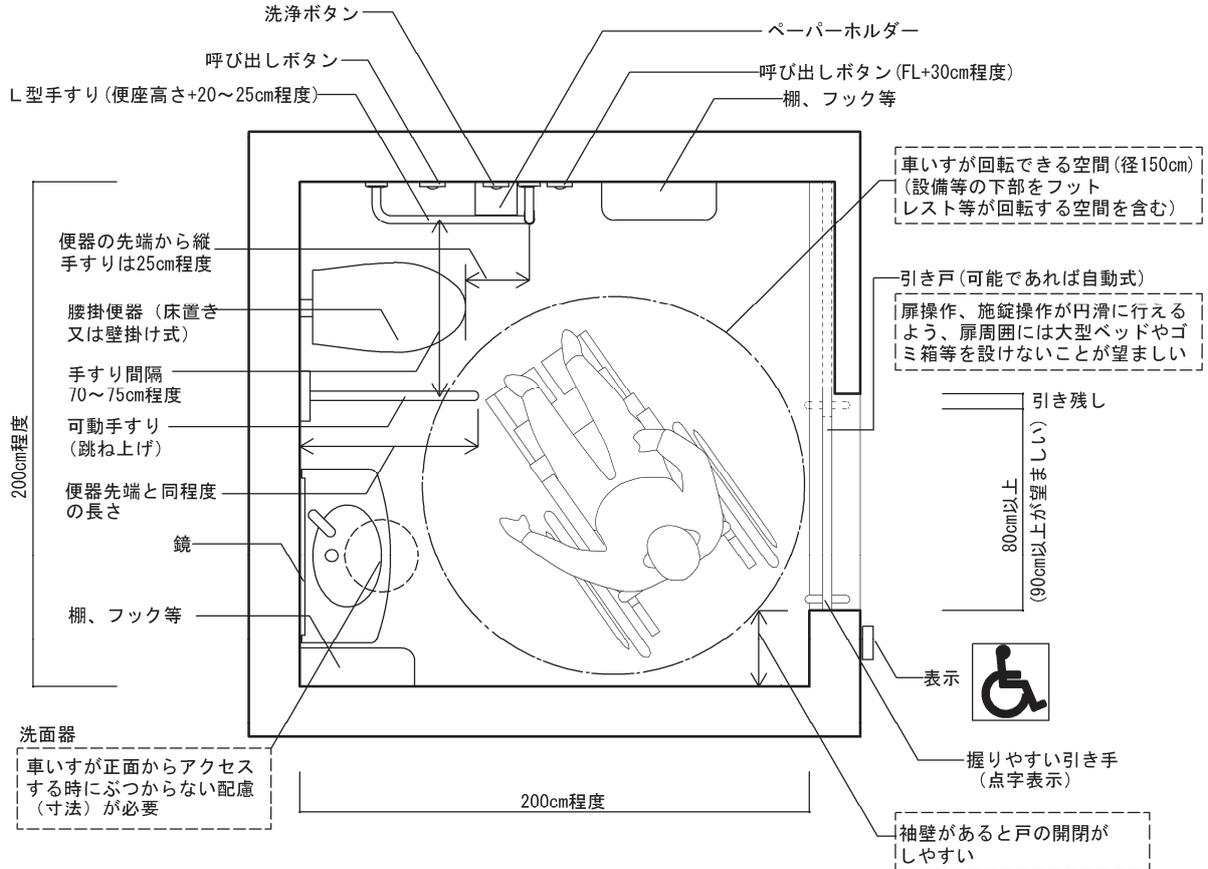
- ・改善・改修により車いす使用者用便房を設置する場合には、利用居室から車いす使用者用便房までの経路についても、段の解消等を図り、高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路として整備する。

(4) 運営しながらの改善・改修実施

- ・改善・改修にあたっては、一定規模・期間の工事が必要となることから、施設を運営しながら改善・改修を実施する場合には、工事の実施時期（休館日や夏休み等での工事実施）、仮設便所の設置、工期の短縮に努めること等の工夫が必要となる。

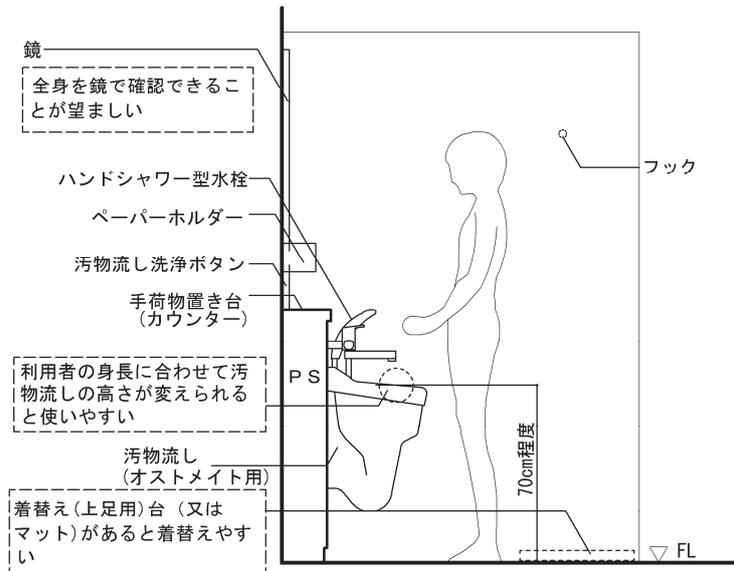
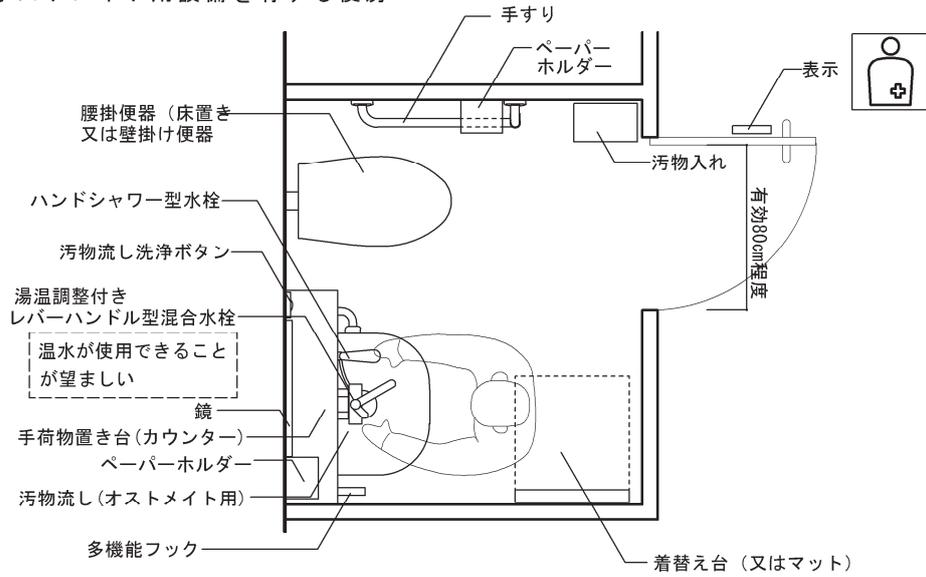
# 便所・洗面所 1

## ●車いす使用者用便房

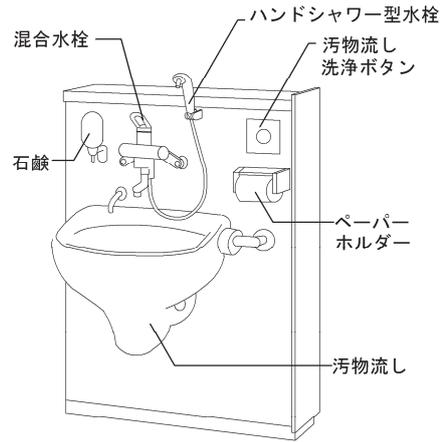


## 便所・洗面所 2

### ● オストメイト用設備を有する便房

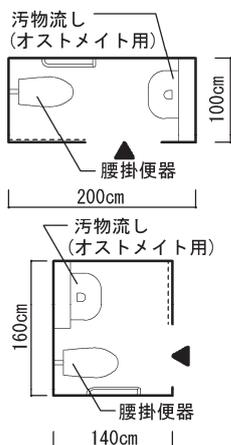


### ○ 汚物流し (オストメイトに配慮した設備)

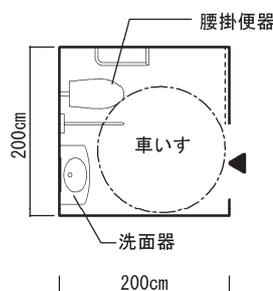


### ● 個別機能を備えた便房及び多機能便房の寸法例

#### ○ オストメイト用設備を有する便房



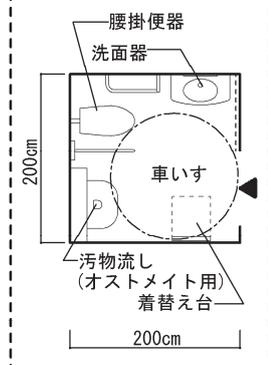
#### ○ 車いす使用者用便房



#### ○ 大型ベッド付便房



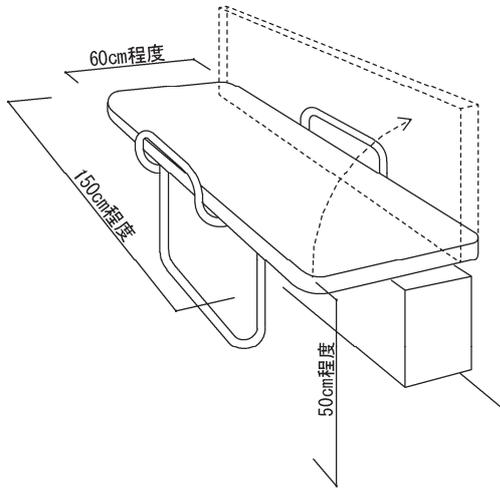
#### ○ 多機能便房



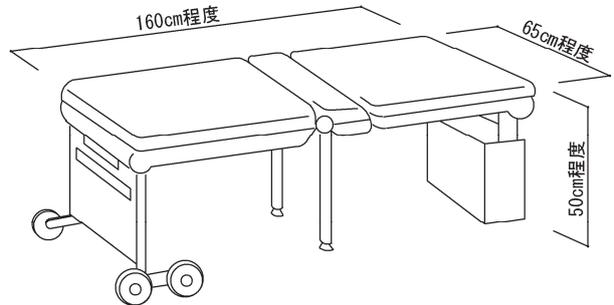
便所・洗面所 3

● 大型ベッド

○ 大型ベッド 1  
(幼児～大人まで：折畳み収納型)

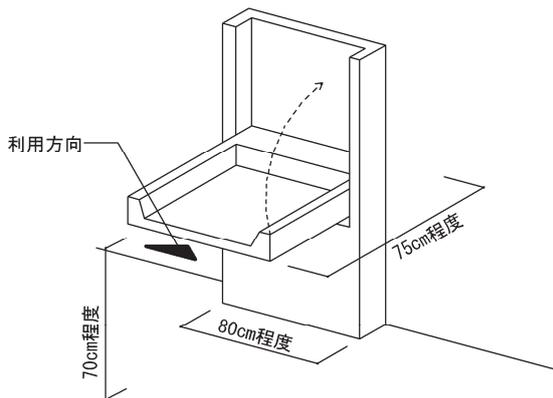


○ 大型ベッド 2  
(幼児～大人まで：折畳み収納型)

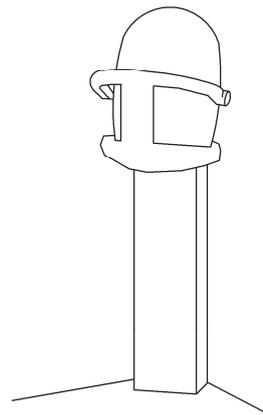


● 乳幼児用おむつ交換台・乳幼児用いす

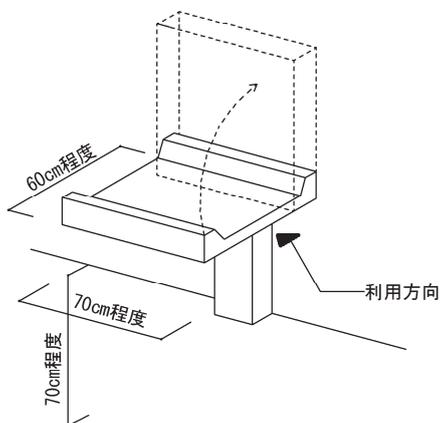
○ 壁・床取付乳幼児用おむつ交換台  
(生後1ヶ月～2歳半程度)



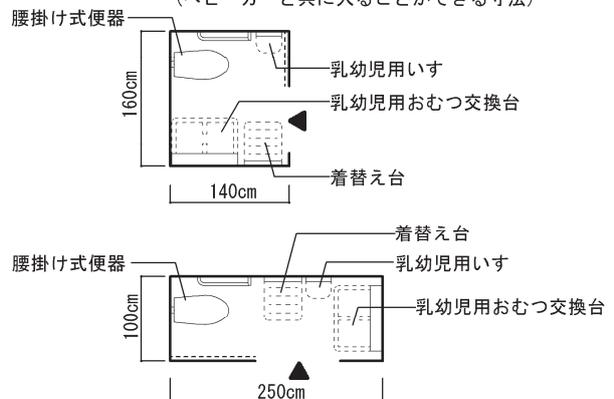
○ 乳幼児用いす  
(生後5ヶ月～2歳半程度)



○ 壁取り付け乳幼児用おむつ交換台  
(生後1ヶ月～2歳半程度)



○ 乳幼児連れに配慮した便所の寸法例  
(ベビーカーと共に入ることができる寸法)

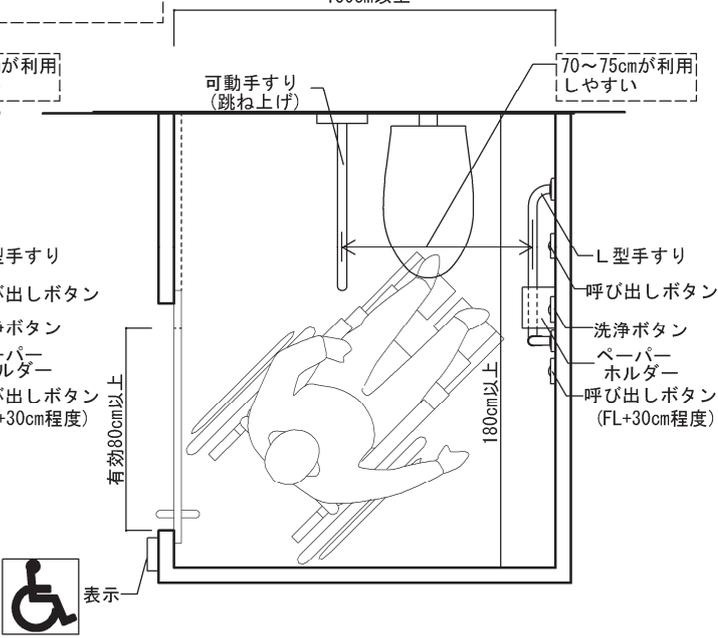
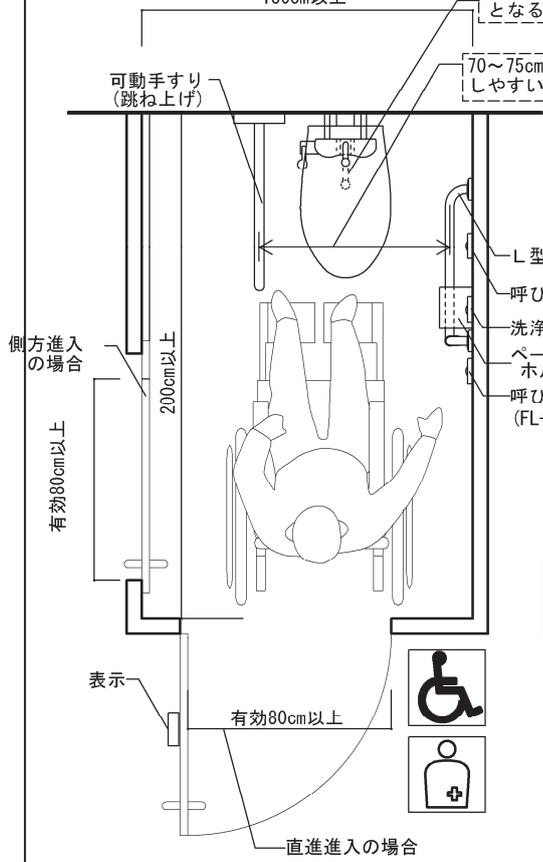


### 便所・洗面所 4

- 車いす使用者用簡易型便房
- 直進又は側方進入の場合

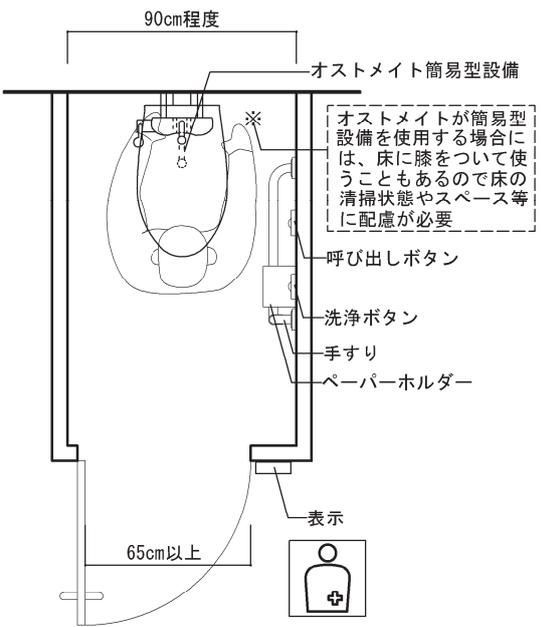
オストメイト簡易型設備を  
設置することでオスト  
メイトの方も利用が可能  
となる

- 側方進入の場合



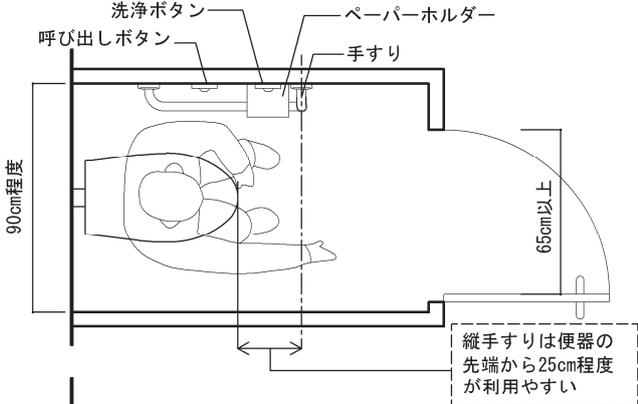
表示

- オストメイト用簡易型便房



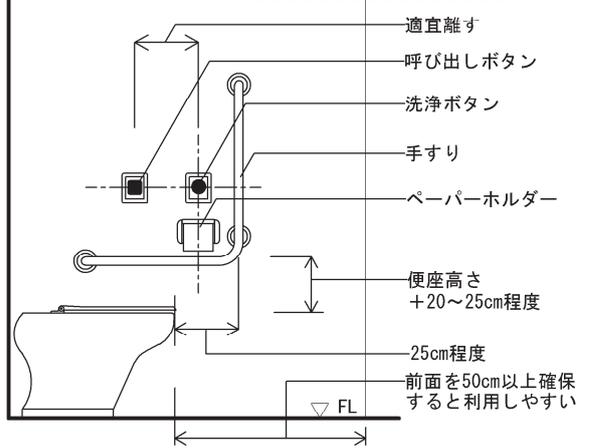
オストメイトが簡易型  
設備を使用する場合には、  
床に膝をついて使うこと  
もあるので床の清掃状態  
やスペース等に配慮が必  
要

- その他の便所・洗面所



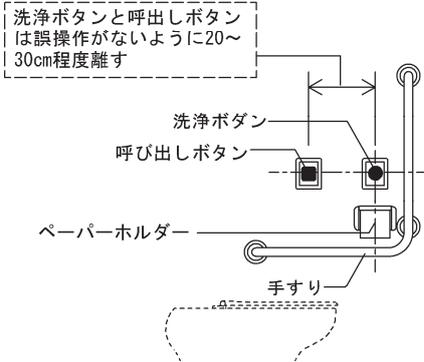
縦手すりは便器の  
先端から25cm程度  
が利用しやすい

洗浄ボタンと呼び出しボタン  
は誤操作がないように形状や  
色で識別し、取付位置を離す

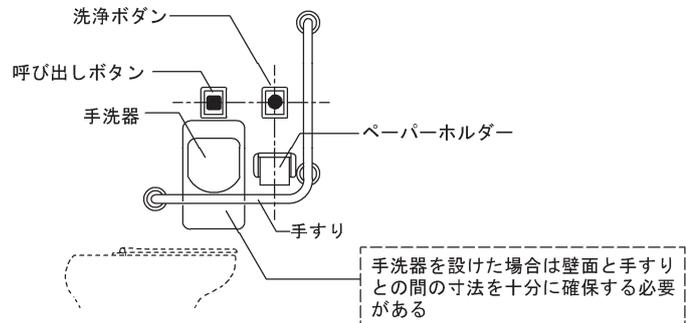


### 便所・洗面所 5

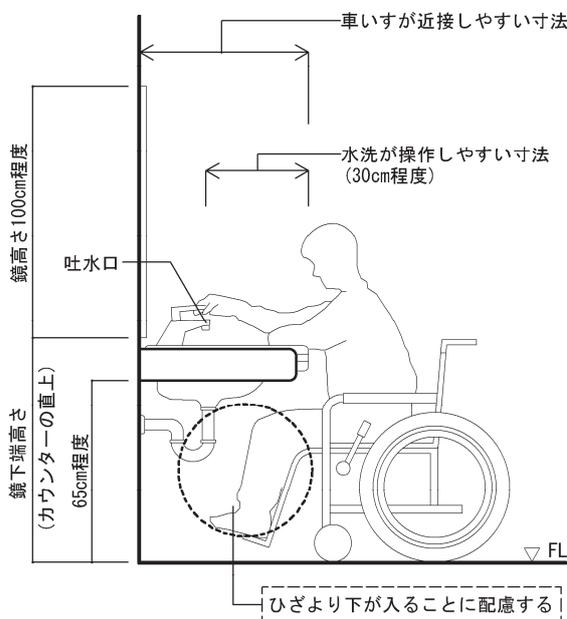
● 洗浄ボタン等の標準配置例  
(JIS S 0026による)



● 手洗器を設ける場合の洗浄ボタン等の配置例



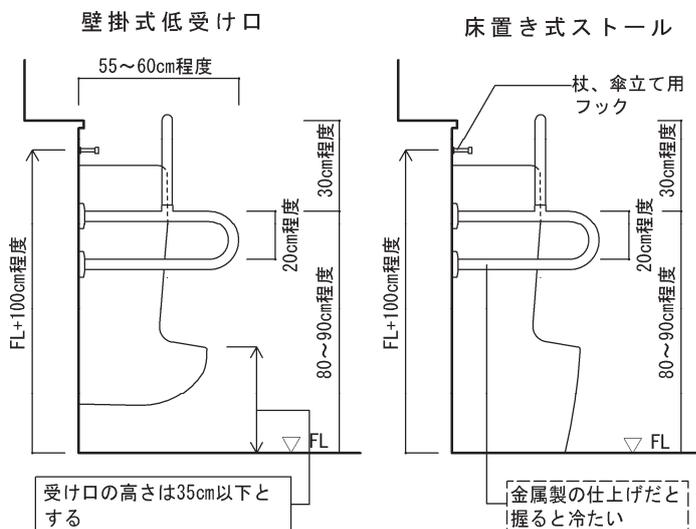
● 車いす使用者が利用しやすい洗面化粧台



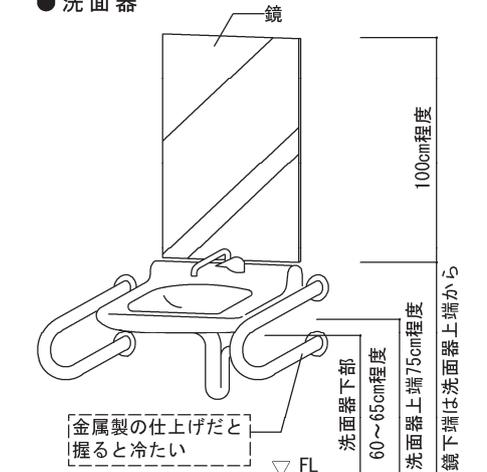
● 便所設備の表示例



● 小便器

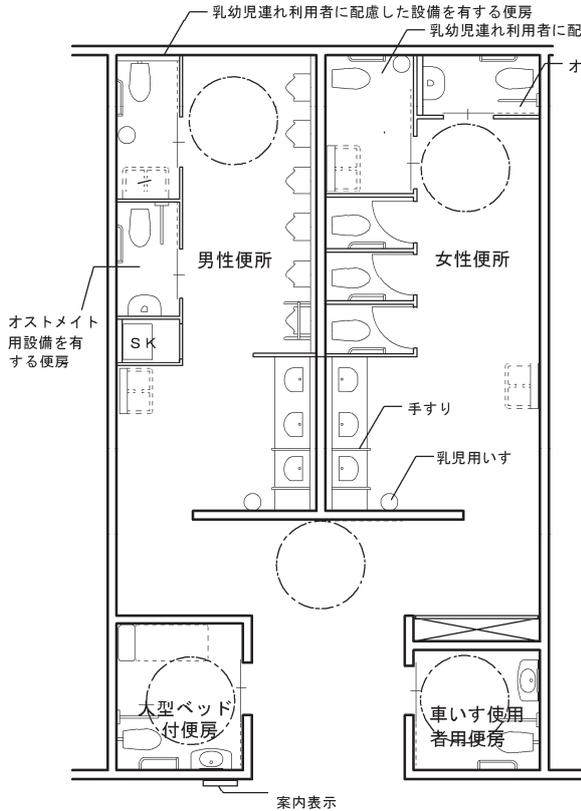


● 洗面器

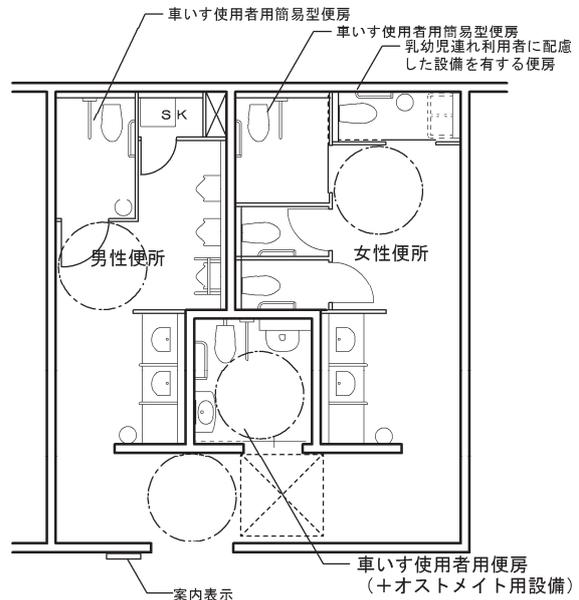


# 便所・洗面所 6

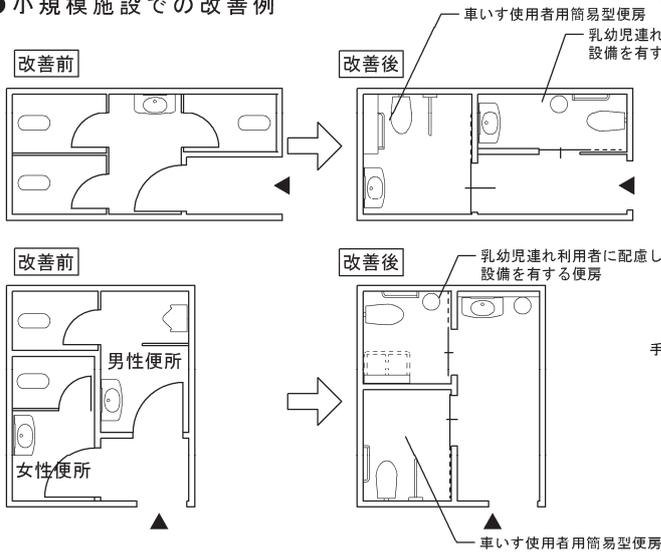
● 便所・洗面所の例 1



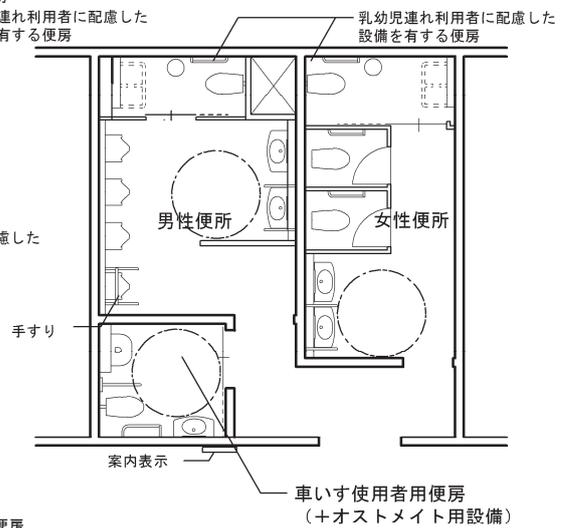
● 便所・洗面所の例 2



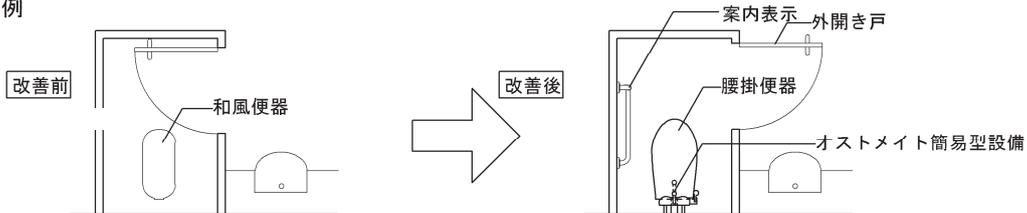
● 小規模施設での改善例



● 便所・洗面所の例 3



● 改善例



・ その他の便所で和風便器の場合

- ・ 和風便器を腰掛便器に交換する
- ・ 内開き戸を外開き戸に改善し緊急時の対応をはかる
- ・ 便座からの立ち座りを補助する手すりを設置する
- ・ オストメイト簡易型設備を設置する

2. 7. 6 設計例



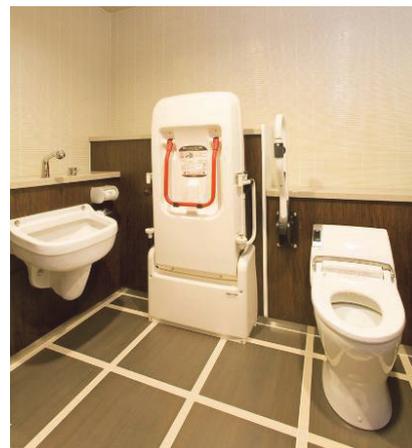
・機能をわかりやすく示し、点字表示・色使いにも配慮された案内表示



・オストメイト用汚物流し



・操作系設備配置 JIS S0026規定



・壁掛式大型ベッドのある便房



・広さにゆとりをもたせ、乳幼児用いすを設けた便房



・色による戸の施錠／開錠表示



・大きめのレバーによる錠

高齢者、  
障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準  
(案)



# 目次

## はじめに

### 第1部 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律について

- 1. 1 バリアフリー法の概要-----1-1
- 1. 2 建築物におけるバリアフリー法への対応-----1-5

### 第2部 高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準

#### 第1章 高齢者、障害者等に配慮した環境整備の促進について

- 1. 1 高齢者、障害者等に配慮した建築物整備の考え方-----2-1
- 1. 2 建築物全体の計画・設計の考え方、ポイント-----2-4

#### 第2章 単位空間等の設計

- 2. 0 第2章の見方-----2-17
- 2. 1 敷地内の通路-----2-19
- 2. 2 駐車場-----2-31
- 2. 3 建築物の出入口-----2-37
- 2. 4 屋内の通路-----2-47
- 2. 5 階段-----2-57
- 2. 6 エレベーター・エスカレーター-----2-64
- 2. 7 便所・洗面所-----2-79
- 2. 8 利用居室の出入口-----2-100
- 2. 9 客室-----2-106
- 2. 10 浴室・シャワー室、脱衣室・更衣室-----2-123
- 2. 11 劇場等の客席・観覧席-----2-134
- 2. 12 避難設備・施設-----2-144
- 2. 13 造作・機器-----2-148
  - A. 手すり-----2-148
  - B. 段差解消機-----2-152
  - C. カウンター・記載台・作業台・事務机等-----2-157
  - D. 水飲み器・自動販売機等-----2-160
  - E. コンセント・スイッチ類-----2-162
  - F. 乳幼児等用設備-----2-163

G. 案内表示	2-167
H. 視覚障害者誘導用設備	2-177
I. 情報伝達設備	2-184
2. 14 写真の出典	2-189

(以下 第4回委員会資料では、省略)

### 第3章 設計事例集

- 3. 1 都道府県推薦優良事例一覧
- 3. 2 設計事例集

### 第4章 基本寸法等

- 4. 1 バリアフリー対応を図るべき利用者について
- 4. 2 主要寸法の基本的な考え方
- 4. 3 車いす使用者の寸法
- 4. 4 杖使用者の寸法
- 4. 5 視覚障害者誘導用ブロック等の敷設について
- 4. 6 公衆便所便房内操作部の器具配置の概要
- 4. 7 段差解消機関連告示
- 4. 8 案内用図記号
- 4. 9 国際シンボルマークの形状及び使用
- 4. 10 床の滑り

### 付 録

- 1 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律及び関係政省令・告示
- 2 高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計のあり方に係る検討委員会について

## はじめに

### (1) 「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」とは

「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」(以下「建築設計標準」という。)は、すべての建築物が利用者にとって使いやすいものとして整備されることを目的に、設計者をはじめ、建築主、審査者、施設管理者、利用者に対して、適切な設計情報を提供するバリアフリー設計のガイドラインとして定めたものである。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律においては、不特定多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物で一定の規模以上のもの(特別特定建築物)に対して建築物移動等円滑化基準への適合を義務付けるとともに、多数の者が利用する建築物(特定建築物)に対しては同基準への適合に努めなければならないこととしている。また、高齢者、障害者等がより円滑に建築物を利用できるようにするため、誘導すべき基準として、建築物移動等円滑化誘導基準を定めている。建築設計標準は、建築物のバリアフリーの標準的な仕様を示すものであり、高齢者、障害者等からのニーズを踏まえた設計の基本思想や、設計を進める上での実務上の主要なポイント、これらの基準を実際の設計に反映する際に考慮すべき内容を、図表や設計例を交えて解説することとしている。加えて、高齢者、障害者等をはじめとする多彩な利用者のニーズに応えるため、施設の実情に応じて設計時に考慮することが望ましい留意点を掲載している。

なお、平成26年度には、2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の開催を踏まえ、『高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準(劇場、競技場等の客席・観覧席を有する施設に関する追補版)』を策定し、劇場・競技場等の客席・観覧席を有する施設において多様な利用者が円滑に利用できる環境整備を図っているところである。

### (2) 今回の改正の背景と目的

前回の建築設計標準の改正から4年が経過し、その間、2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の開催決定や、障害者権利条約の締結、障害者差別解消法の施行、観光立国推進による訪日外国人旅行者の増加など、社会情勢は大きく変化しており、一層のバリアフリー化が求められている。また、我が国においては諸外国に例を見ない急速な高齢化が進行しており、本格的な高齢社会への対応は急務である。このような背景から、高齢者や障害者等に配慮した施設に対する需要は特に高まっており、建築物の新築時だけでなく、既存の建築物を改修し、バリアフリー化することが強く求められている。これらを踏まえて、建築設計標準は、利用者の目線に立ち、全国の建築物において、バリアフリー化を一層進めるため、以下の内容を中心に改正している。

- ① 宿泊施設について、「高齢者、障害者等の円滑な利用に配慮した一般客室」の設計標準の追加、既存建築物における改修方法の提案、ソフト面での配慮等の記述の充実
- ② トイレについて、一層の機能分散や小規模施設・既存建築物の整備を進めるための記述の充実
- ③ 建築物の用途別の計画・設計のポイントの記述の充実
- ④ 設計者にとってわかりやすい内容とするための構成等の整理

上記の内容を盛り込んだ新たな建築設計標準が広く活用され、設計者等の更なる資質の向上を促すことで、すべての人にとって使いやすい建築物が社会全体で整備されることが望まれる。



第 1 部 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進  
に関する法律について



# 第1部 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律について

## 1. 1. バリアフリー法の概要

一体的・総合的なバリアフリー施策を推進するために、ハートビル法と交通バリアフリー法を統合・拡充した「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下「バリアフリー法」という。）が制定された。（平成18年6月21日公布、12月20日施行）

### （1） 法律の趣旨

高齢者、障害者（身体障害者のみならず、知的・精神・発達障害者など、全ての障害者を対象）、妊産婦、けが人などの移動や施設利用の利便性や安全性の向上を促進するために、公共交通機関、建築物、公共施設のバリアフリー化を推進するとともに、駅を中心とした地区や、高齢者、障害者などが利用する施設が集まった地区において、重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進することとしている。

### （2） 法律の基本的な仕組み

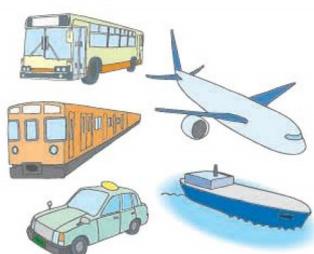
#### ① 基本方針の策定

バリアフリー施策を総合的かつ計画的に推進するため、「移動等円滑化の促進に関する基本方針」が作成（平成18年 国家公安委員会・総務省・国土交通省告示第1号）された。平成18年の制定後、平成23年に改正が行われ、移動等円滑化の新規目標の設定、施設設置管理者が講ずべき措置の充実、基本構想策定の促進等の改正が行われている。

#### ② バリアフリー化のために施設設置管理者等が講ずべき措置

公共交通機関（駅・バスターミナルなどの旅客施設、鉄道車両・バスなどの車両）、並びに特定の建築物、道路、路外駐車場及び都市公園を新しく建設・導入する場合、それぞれの事業者・建築主等の施設設置管理者に対して、施設ごとに定めた「バリアフリー化基準(移動等円滑化基準)」への適合が義務付けられている。

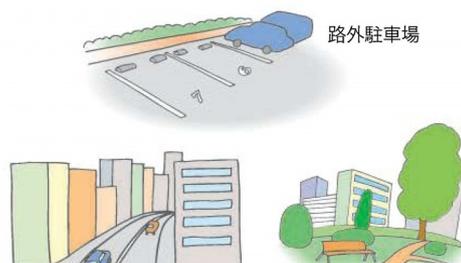
また、既存のこれらの施設等について、基準適合するように努力義務が課されている。



旅客施設及び車両等  
(福祉タクシーの基準を追加)



建築物  
(既存建築物の基準適合努力義務を追加)



道路

路外駐車場

都市公園

## ③ 重点整備地区におけるバリアフリー化に係る事業の重点的かつ一体的な実施

## ア. 市町村による基本構想の作成

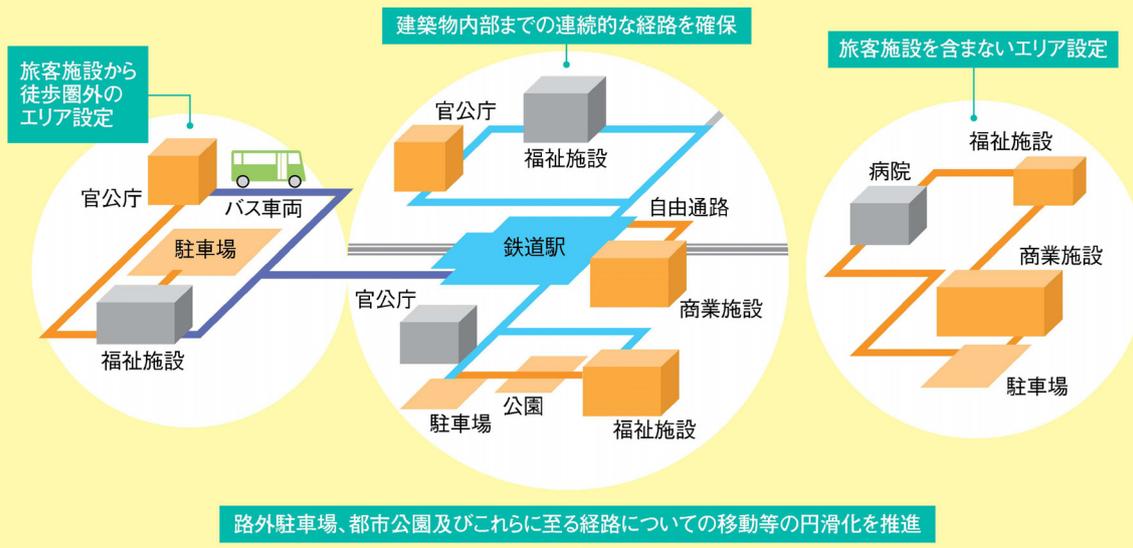
市町村は、国が定める基本方針に基づき、旅客施設を中心とした地区や、高齢者、障害者などが利用する施設が集まった地区(「重点整備地区」)において、公共交通機関、建築物、道路、路外駐車場、都市公園、信号機などのバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するため、当該地区におけるバリアフリー化のための方針、事業等を内容とする「基本構想」を作成することができる。現在、「基本構想」は 288 の市町村 (465 基本構想) で作成されている (平成 28 年 3 月 31 日時点)。

## イ. 基本構想に基づく事業の実施

関係する事業者・建築主などの施設設置管理者及び都道府県公安委員会は、それぞれ具体的な事業計画を作成し、事業を実施することとしている。

## バリアフリー化を重点的に進める対象エリアを旅客施設を含まない地域にまで拡充

## 重点整備地区における移動等の円滑化のイメージ



## ④ 住民などの計画段階からの参加の促進を図るための措置

基本構想を作成する際に、基本構想を作成しようとする市町村は、基本構想の作成に関する協議や、基本構想の実施に関する連携・調整を行うための協議会を組織することができることとしており、現在、112 基本構想 (平成 25 年 3 月 31 日時点) において協議会を設置している。高齢者、障害者などの当事者参加を図るために、協議会制度が法律に位置づけられ、また、高齢者、障害者などから、市町村に対して、基本構想の作成・見直しを提案できる制度が創設された。

⑤ 「スパイラルアップ」と「心のバリアフリー」の促進

ア. 「スパイラルアップ」の導入

具体的なバリアフリー施策などの内容について、高齢者、障害者など当事者の参加の下で検証し、その結果に基づいて新たな施策や措置を講じることによって、段階的・継続的な発展を図っていく「スパイラルアップ」が国（地方公共団体）の責務とされた。

イ. 「心のバリアフリー」の促進

バリアフリー化の促進に関する国民の理解・協力を求める「心のバリアフリー」が、国（地方公共団体）や国民の責務とされた。

⑥ その他(移動等円滑化経路協定)

基本構想で定められた重点整備地区内において、駅～道路～建築物などの連続的なバリアフリー環境を、安定的に維持するために、その土地所有者などが、全員の合意により、経路の整備や管理に関する事項を移動等円滑化経路協定として締結することができるようになった。なお、協定は市町村長の認可を受けなければならない。

これにより、継続的に協定内容が効力を発揮することができるようになった。

障害者差別解消法について

国連の「障害者の権利に関する条約」の締結（平成 26 年 1 月 20 日）に向けた国内法制度の整備の一環として、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成 25 年 6 月、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」という。）が制定され、平成 28 年 4 月 1 日から施行された。

① 「不当な差別的取扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」

障害者差別解消法では、国・都道府県・市町村等の役所や、会社等の事業者が、障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として差別することを禁止している。

また、国・都道府県・市町村等の役所や、会社等の事業者に対して、障害者から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること（事業者に対しては、対応に努めること）を求めている。

② 合理的配慮と建築物のバリアフリー化の関係

障害者差別解消法では、個別の場面において、個々の障害者に対して行われる合理的配慮を的確に行うための環境の整備として、バリアフリー法に基づく公共施設や交通機関におけるバリアフリー化等の実施に努めることとしている。

■ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針  
第 2 行政機関等及び事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する共通的事項

3 合理的配慮 (1) 合理的配慮の基本的な考え方

合理的配慮は、障害者等の利用を想定して事前に行われる建築物のバリアフリー化、介助者等の人的支援、情報アクセシビリティの向上等の環境の整備（「第 5」において後述）を基礎として、個々の障害者に対して、その状況に応じて個別に実施される措置である。したがって、各場面における環境の整備の状況により、合理的配慮の内容は異なることとなる。また、障害の状態等が変化することもあるため、特に、障害者との関係性が長期にわたる場合等には、提供する合理的配慮について、適宜、見直しを行うことが重要である

第 5 その他障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する重要事項

1 環境の整備

法は、不特定多数の障害者を主な対象として行われる事前的改善措置（いわゆるバリアフリー法に基づく公共施設や交通機関におけるバリアフリー化、意思表示やコミュニケーションを支援するためのサービス・介助者等の人的支援、障害者による円滑な情報の取得・利用・発信のための情報アクセシビリティの向上等）については、個別の場面において、個々の障害者に対して行われる合理的配慮を的確に行うための環境の整備として実施に努めることとしている。新しい技術開発が環境の整備に係る投資負担の軽減をもたらすこともあることから、技術進歩の動向を踏まえた取組が期待される。また、環境の整備には、ハード面のみならず、職員に対する研修等のソフト面の対応も含まれることが重要である。

障害者差別の解消のための取組は、このような環境の整備を行うための施策と連携しながら進められることが重要であり、ハード面でのバリアフリー化施策、情報の取得・利用・発信におけるアクセシビリティ向上のための施策、職員に対する研修等、環境の整備の施策を着実に進めることが必要である。

（参考資料：障害者差別解消法リーフレット（内閣府））

**ふ どう き べつ て き とり あつか**  
**不当な差別的取扱い**

障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として、サービスの提供を拒否することや、サービスの提供にあたって場所や時間等を制限すること、障害のない人にはつけない条件をつけることなどが禁止されます。  
正当な理由があると判断した場合は、障害のある人による理由を説明し、理解を得よう努めることが大切です。

**ふ どう き べつ て き とり あつか く たい り**  
**〈不当な差別的取扱いの具体例〉**

おかげさまで、ありがとうございます。  
受付の対応を拒否する。

本人を無視して、介助者や支援者、付き添いの人だけに話しかける。

**ご り て き じ ゅ り**  
**合理的配慮**

合理的配慮は、障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること（事業者に対しては、対応に努めること）が求められるものです。重すぎる負担があるときも、障害のある人になぜ負担が重すぎるかの理由を説明し、別のやり方を提案することも認め、話し合い、理解を得よう努めることが大切です。  
たとえば、従業員が少ないお店で混雑しているときに、「華いすを押し込んで店内を案内してほしい」と伝えられた場合に、話し合ったうえで、負担が重すぎない範囲で、別の方法をさがすなどが考えられます。その内容は、障害特性やそれぞれの場面・状況に応じて異なります。

**ご り て き じ ゅ り く たい り**  
**〈合理的配慮の具体例〉**

〇〇〇〇〇〇  
これで  
ありがとうございます。  
ごさいました。

障害のある人の  
障害特性に応じて、  
座席を決める。

障害のある人から、  
「自分で書き込むのが難しいので代わり  
に書いてほしい」と伝えられたとき、  
代わりに書くことに問題がない書類の  
場合は、その人の意思が十分に  
確認しながら代わりに書く。

意思を伝え合うために絵や  
写真のカードやタブレット  
端末などを使う。

段差がある場合に、スロープ  
などを使って補助する。

合理的配慮の事例が内閣府のホームページ  
にあります。

合理的配慮サーチ

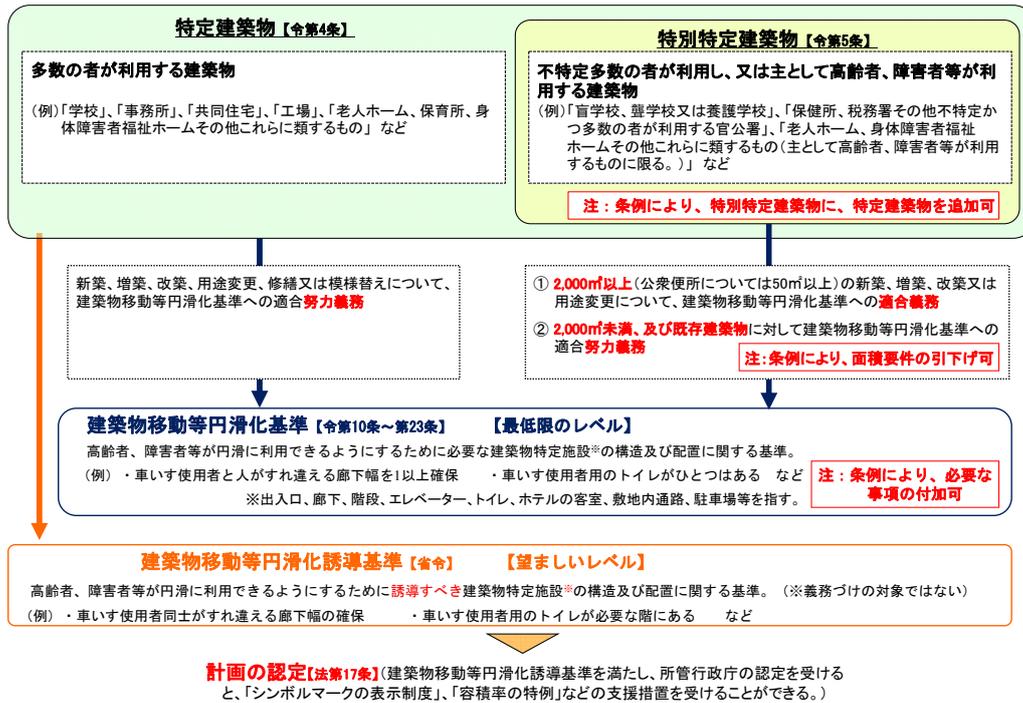
合理的配慮サーチでは、障害の種類や生活の場面から  
事例をさがすことができます。法の施行と相まって、今後、  
さらに事例を追加・更新し、内容を充実させていきます。

# 1. 2. 建築物におけるバリアフリー法への対応

## (1) 建築物に関するバリアフリー法の仕組み

バリアフリー法においては、不特定多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物で一定の規模以上のもの（特別特定建築物）に対して建築物移動等円滑化基準への適合を義務付けるとともに、多数の者が利用する建築物（特定建築物）に対しては同基準への適合に努めなければならないこととしている。また、高齢者、障害者等がより円滑に建築物を利用できるようにするため、誘導すべき基準として、建築物移動等円滑化誘導基準を定めている。

○バリアフリー法（建築物分野に限る）の概要



○バリアフリー法に基づく建築物移動等円滑化基準（義務基準）、建築物移動等円滑化誘導基準（誘導基準）の例

出入口			廊下等			傾斜路		
○主な基準			○主な基準			○主な基準		
	義務基準	誘導基準		義務基準	誘導基準		義務基準	誘導基準
出入口の幅	80cm以上※1	90cm以上※2	廊下の幅	120cm以上※1	180cm以上※2	手すり	片側設置※1	両側設置※1
※1 高齢者、障害者等が利用する居室等に至る1以上の経路に係る基準 ※2 直接地上に通じる出入口は120cm以上			※1 高齢者、障害者等が利用する居室等に至る1以上の経路に係る基準 ※2 廊下の状況により緩和・適用除外あり			※1 低位部分は適用除外 ※2 傾斜路の状況により緩和・適用除外あり		
エレベーター及びその乗降ロビー			便所			※その他以下の施設に係る基準がある。 ・階段 ・ホテル又は旅館の客室 ・敷地内の通路 ・駐車場 ・標識 ・案内設備 等		
○主な基準			○主な基準					
	義務基準	誘導基準		義務基準	誘導基準			
出入口の幅	80cm以上※1	90cm以上※3	車いす使用者用便房の数	建物に1以上	各階に原則2%以上			
かごの幅	140cm以上※1・2	160cm以上※3	オストメイト対応水洗面具を設けた便房の数	建物に1以上	各階に1以上			
乗降ロビーの広さ	150㎡角以上※1・2	180㎡角以上※3						
※1 高齢者、障害者等が利用する居室等に至る1以上の経路に係る基準(適用除外あり) ※2 2000㎡以上の建築物における不特定多数の者が利用するものに限る ※3 不特定多数の者が利用するもので必要階に停止する1以上のものに限る								

## (2) バリアフリー法の対象となる建築物

バリアフリー法では、多数の者が利用する建築物を特定建築物、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する特定建築物のうち、移動等円滑化が特に必要な建築物を特別特定建築物と定義している。特別特定建築物の 2,000 m<sup>2</sup>以上の新築、増築、改築及び用途変更は、建築物移動等円滑化基準への適合を義務付けている。条例により、義務付ける対象の建築物の対象用途や規模を付加することができることとしており、地域の実情に即して、バリアフリー化を推進しているところである。

特定建築物	特別特定建築物
1.学校	1.盲学校、聾学校又は養護学校
2.病院又は診療所	2.病院又は診療所
3.劇場、観覧場、映画館又は演芸場	3.劇場、観覧場、映画館又は演芸場
4.集会場又は公会堂	4.集会場又は公会堂
5.展示場	5.展示場
6.卸売市場又は百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	6.百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
7.ホテル又は旅館	7.ホテル又は旅館
8.事務所	8.保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署
9.共同住宅、寄宿舎又は下宿	
10.老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの	9.老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの(主として高齢者、障害者等が利用するものに限る。)
11.老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	10.老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
12.体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場	11.体育館(一般公共の用に供されるものに限る。)、水泳場(一般公共の用に供されるものに限る。)若しくはボーリング場又は遊技場
13.博物館、美術館又は図書館	12.博物館、美術館又は図書館
14.公衆浴場	13.公衆浴場
15.飲食店又はキャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	14.飲食店
16.郵便局又は理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	15.郵便局又は理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
17.自動車教習所又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの	
18.工場	
19.車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの	16.車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
20. 自動車の停留又は駐車のための施設	17. 自動車の停留又は駐車のための施設(一般公共の用に供されるものに限る。)
21.公衆便所	18.公衆便所
22.公共用歩廊	19.公共用歩廊

### (3) 認定のメリット

バリアフリー法 第 17 条に基づく認定を受けると、以下のメリットがある。

#### ① 表示制度

建築物を利用しようとする方々にとって、その建築物が利用しやすいか否かの情報はとても有用で便利なものであり、バリアフリー法では認定特定建築物やその利用に関する広告などに、認定を受けている旨をシンボルマークで表示することができるようにしている。



#### ② 容積率の特例

高齢者、障害者等に利用しやすくするためには、便所や廊下などの面積が増えることもある。バリアフリー法では延べ面積の 1/10 を限度に、容積率の算定に際して延べ面積に不算入とすることが可能である。

#### ③ 補助制度

##### 【バリアフリー環境整備促進事業】

バリアフリー法に基づく基本構想等の策定及び基本構想等に従って行われる移動システム等（動く通路、スロープ、エレベーター等）の整備並びに認定特定建築物への移動システム等の整備に対し、助成を行う。

- ・ 交付対象事業者：地方公共団体、民間事業者、協議会等
- ・ 交付内容：

##### ■ 移動システム等整備事業

基本構想等の策定、屋外の移動システム整備（スロープ、エレベーター等）、建築物の新築・改修に伴う一定の屋内の移動システム整備（市街地空間における移動ネットワークを形成するものに限る。）、移動システムと一体的に整備されるパブリックスペース（広場、空地、アトリウム、ホール、ラウンジ、トイレ等）等

##### ■ 認定特定建築物建築事業

屋外の移動システム整備（建築物敷地内の平面経路に限る。）、屋内の一定の移動システム整備（商業用以外の特別特定建築物の用途に至る経路に係るもの。）、移動システムと一体的に整備されるパブリックスペース等

- ・ 交付率：

地方公共団体又は協議会等が施行者の場合	国：1/3、地方：1/3
民間事業者が施行者の場合	国：1/3、地方：1/3、民間：1/3

#### (4) 地方条例について

バリアフリー法第14条第3項に基づき、地方公共団体は、その地方の自然的社会的条件の特殊性により、国の定めた措置のみでは、建築物のバリアフリー化が十分には達成できないと判断した場合は、条例により、以下の措置を講じることが可能である。

- ・義務付け対象用途に政令上、特別特定建築物に含まれていない特定建築物用途（学校等）を追加すること
- ・義務付け対象規模を、政令の規模(原則 2,000 m<sup>2</sup>)未満に設定すること
- ・建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を付加すること

ただし、特定建築物用途以外の用途（倉庫、一戸建て住宅等）を義務付け対象とすることや、建築物特定施設以外の施設に係る制限等、建築物特定施設と無関係な制限の付加はできない。

2016年12月時点でバリアフリー法第14条第3項に基づく付加条例を制定している都道府県は、岩手県、山形県、埼玉県、東京都、神奈川県、石川県、京都府、大阪府、兵庫県、鳥取県、徳島県、大分県、熊本県の13箇所である。また、市区町村では、東京都世田谷区、東京都練馬区、神奈川県横浜市、神奈川県川崎市、岐阜県高山市、京都府京都市の6箇所である。

(5) チェックリスト

① 建築物移動等円滑化基準チェックリスト

※施設等の欄の「第○条」はバリアフリー法施行令の該当条文

○一般基準

施設等	チェック項目	
廊下等 (第 11 条)	①表面は滑りにくい仕上げであるか ②点状ブロック等の敷設（階段又は傾斜路の上端に近接する部分） ※1	
階段 (第 12 条)	①手すりを設けているか(踊場を除く)	
	②表面は滑りにくい仕上げであるか	
	③段は識別しやすいものか	
	④段はつまずきにくいものか	
	⑤点状ブロック等の敷設（段部分の上端に近接する踊場の部分） ※2	
	⑥原則として主な階段を回り階段としていないか	
傾斜路 (第 13 条)	①手すりを設けているか（勾配1/12以下で高さ16cm未満の傾斜部分は除く）	
	②表面は滑りにくい仕上げであるか	
	③前後の廊下等と識別しやすいものか	
	④点状ブロック等の敷設（傾斜部分の上端に近接する踊場の部分） ※3	
便所 (第 14 条)	①車いす使用者用便房を設けているか（1以上） （1）腰掛便座、手すり等が適切に配置されているか （2）車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されているか	
	②水洗器具(オストメイト対応)を設けた便房を設けているか（1以上）	
	③床置き式の小便器、壁掛式小便器(受け口の高さが35cm 以下のものに限る)その他これらに類する小便器を設けているか（1以上）	
	ホテル又は 旅館の客室 (第 15 条)	①客室の総数が50以上で、車いす使用者用客室を1以上設けているか
②便所(同じ階に共用の車いす使用者用便房があれば代替可能)		—
（1）便所内に車いす使用者用便房を設けているか		
（2）出入口の幅は80cm以上であるか（当該便房を設ける便所も同様）		
（3）出入口の戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか（当該便房を設ける便所も同様）		
③浴室等(共用の車いす使用者用浴室等があれば代替可能)		—
（1）浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されているか		
（2）車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されているか		
（3）出入口の幅は80cm以上であるか		
（4）出入口の戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか		

※1 告示で定める以下の場合を除く(告示第 1497 号)

- ・勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・自動車車庫に設ける場合

※2 告示で定める以下の場合を除く(告示第 1497 号)

- ・自動車車庫に設ける場合
- ・段部分と連続して手すりを設ける場合

※3 告示で定める以下の場合を除く(告示第 1497 号)

- ・勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・自動車車庫に設ける場合

・傾斜部分と連続して手すりを設ける場合

○一般基準

施設等	チェック項目	
敷地内の 通路 (第 16 条)	①表面は滑りにくい仕上げであるか	
	②段がある部分	—
	(1)手すりを設けているか	
	(2)識別しやすいものか	
	(3)つまずきにくいものか	
	③傾斜路	—
駐車場 (第 17 条)	①車いす使用者用駐車施設を設けているか (1以上)	
	(1)幅は350cm以上であるか	
	(2)利用居室までの経路が短い位置に設けられているか	
標識 (第 19 条)	①エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることの表示が見やすい位置に設けているか	
	②標識は、内容が容易に識別できるものか(日本工業規格Z8210Iに適合しているか)	
案内設備 (第 20 条)	①エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した案内板等があるか(配置を容易に視認できる場合は除く)	
	②エレベーターその他の昇降機、便所の配置を点字その他の方法(文字等の浮き彫り又は音による案内)により視覚障害者に示す設備を設けているか	
	③案内所を設けているか(①、②の代替措置)	

○視覚障害者移動等円滑化経路 (道等から案内設備までの1以上の経路に係る基準)

施設等	チェック項目	
案内設備 までの経路 (第 21 条)	①線状ブロック等・点状ブロック等の敷設又は音声誘導装置の設置 (風除室で直進する場合は除く) ※1	
	②車路に接する部分に点状ブロック等を敷設しているか	
	③段・傾斜がある部分の上端に近接する部分に点状ブロック等を敷設しているか ※2	

※1 告示で定める以下の場合を除く(告示第 1497 号)

- ・自動車車庫に設ける場合
- ・受付等から建物出入口を容易に視認でき、道等から当該出入口まで線状ブロック等・点状ブロック等や音声誘導装置で誘導する場合

※2 告示で定める以下の部分を除く(告示第 1497 号)

- ・勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・段部分又は傾斜部分と連続して手すりを設ける踊場等

○移動等円滑化経路 (利用居室、車いす使用者用便房・駐車施設に至る1以上の経路に係る基準)

施設等	チェック項目	
(第18条第2項第一号)	①階段・段が設けられていないか (傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は除く)	
出入口 (第二号)	①幅は80cm以上であるか ②戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	
廊下等 (第三号)	①幅は120cm以上であるか ②区間50m以内ごとに車いすが転回可能な場所があるか ③戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	
傾斜路 (第四号)	①幅は120cm以上(階段に併設する場合は90cm以上)であるか ②勾配は1/12以下(高さ16cm以下の場合は1/8以下)であるか ③高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか	
エレベーター及び その 乗降ロビー (第五号)	①かごは必要階(利用居室又は車いす使用者用便房・駐車施設のある階、地上階)に停止するか	
	②かご及び昇降路の出入口の幅は80cm以上であるか	
	③かごの奥行きは135cm以上であるか	
	④乗降ロビーは水平で、150cm角以上であるか	
	⑤かご内及び乗降ロビーに車いす使用者が利用しやすい制御装置を設けているか	
	⑥かご内に停止予定階・現在位置を表示する装置を設けているか	
	⑦乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けているか	
	⑧不特定多数の者が利用する2,000㎡以上の建築物に設けるものの場合	—
	(1)上記①から⑦を満たしているか	
	(2)かごの幅は、140cm以上であるか	
(3)かごは車いすが転回できる形状か		
⑨不特定多数の者又は主に視覚障害者が利用するものの場合 ※1	—	
(1)上記①から⑧を満たしているか		
(2)かご内に到着階・戸の閉鎖を知らせる音声装置を設けているか		
(3)かご内及び乗降ロビーに点字その他の方法(文字等の浮き彫り又は音による案内)により視覚障害者が利用しやすい制御装置を設けているか		
(4)かご内又は乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を知らせる音声装置を設けているか		
特殊な構造 又は使用形態のエレベーターその他の昇降機 (第六号)	①エレベーターの場合	—
	(1)段差解消機(平成12年建設省告示第1413号第1第九号のもの)であるか	
	(2)かごの幅は70cm以上であるか	
	(3)かごの奥行きは120cm以上であるか	
	(4)かごの床面積は十分であるか (車いす使用者がかご内で方向を変更する必要がある場合)	
②エスカレーターの場合	—	
(1)車いす使用者用エスカレーター(平成12年建設省告示第1417号第1ただし書のもの)であるか		
敷地内の 通路 (第七号)	①幅は120cm以上であるか	
	②区間50m以内ごとに車いすが転回可能な場所があるか	
	③戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	
	④傾斜路	—
	(1)幅は120cm以上(段に併設する場合は90cm以上)であるか (2)勾配は1/12以下(高さ16cm以下の場合は1/8以下)であるか (3)高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか (勾配1/20以下の場合は除く)	
(第3項)	⑤上記①から④は地形の特殊性がある場合は車寄せから建物出入口までに限る	

※1 告示で定める以下の場合を除く(告示第1494号)

・自動車車庫に設ける場合

② 建築物移動等円滑化誘導基準チェックリスト

※施設等の欄の「第○条」はバリアフリー法誘導基準省令の該当条文

○一般基準

施設等	チェック項目	
出入口 (第2条)	①出入口（便所・浴室等の出入口、基準適合出入口に併設された出入口を除く）	—
	(1)幅は90cm以上であるか	
	(2)戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	
	②一以上の建物出入口	—
廊下等 (第3条)	(1)幅は120cm以上であるか	
	(2)戸は自動に開閉し、前後に水平部分を設けているか	
	①幅は180cm以上（区間50m以内ごとに車いすのすれ違いに支障がない場所がある場合、140cm以上）であるか	
	②表面は滑りにくい仕上げであるか	
	③点状ブロック等の敷設（階段又は傾斜路の上端に近接する部分） ※1	
	④戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	
	⑤側面に外開きの戸がある場合はアルコーブとしているか	
	⑥突出物を設ける場合は視覚障害者の通行の安全上支障とならないよう措置されているか	
⑦休憩設備を適切に設けているか		
⑧上記①、④は車いす使用者の利用上支障がない部分(※2)については適用除外		
階段 (第4条)	①幅は140cm以上であるか（手すりの幅は10cm以内まで不算入）	
	②けあげは16cm以下であるか	
	③踏面は30cm以上であるか	
	④両側に手すりを設けているか（踊場を除く）	
	⑤表面は滑りにくい仕上げであるか	
	⑥段は識別しやすいものか	
	⑦段はつまずきにくいものか	
	⑧点状ブロック等の敷設（段部分の上端に近接する踊場の部分） ※3	
	⑨主な階段を回り階段としていないか	
傾斜路又はエレベーターその他の昇降機 の設置 (第5条)	①階段以外に傾斜路・エレベーターその他の昇降機（2以上の階にわたるときは第7条のエレベーターに限る）を設けているか	
	②上記①は車いす使用者の利用上支障がない場合(※4)は適用除外	
傾斜路 (第6条)	①幅は150cm以上（階段に併設する場合は120cm以上）であるか	
	②勾配は1/12以下であるか	
	③高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか	
	④両側に手すりを設けているか（高さ16cm以下の傾斜部分は除く）	
	⑤表面は滑りにくい仕上げであるか	
	⑥前後の廊下等と識別しやすいものか	
	⑦点状ブロック等の敷設（傾斜部分の上端に近接する踊場の部分） ※1	
	⑧上記①から③は車いす使用者の利用上支障がない部分(※2)については適用除外	

※1 告示で定める以下の場合を除く(告示第1489号)

- ・勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・自動車車庫に設ける場合

※2 車いす使用者用駐車施設が設けられていない駐車場、階段等のみに通ずる廊下等の部分(告示第1488号)

※3 告示で定める以下の場合を除く(告示第1489号)

- ・自動車車庫に設ける場合
- ・段部分と連続して手すりを設ける場合

※4 車いす使用者用駐車施設が設けられていない駐車場等のみに通ずる階段である場合(告示第1488号)

○一般基準

施設等	チェック項目	
エレベーター (第7条)	①必要階(多数の者が利用する居室又は車いす使用者用便房・駐車施設・客室・浴室等のある階、地上階)に 停止するエレベーターが1以上あるか	
	②多数の者が利用するすべてのエレベーター・乗降ロビー	—
	(1)かご及び昇降路の出入口の幅は80cm以上であるか	
	(2)かごの奥行きは135cm以上であるか	
	(3)乗降ロビーは水平で、150cm角以上であるか	
	(4)かご内に停止予定階・現在位置を表示する装置を設けているか	
	(5)乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けているか	
	③多数の者が利用する1以上のエレベーター・乗降ロビー	—
	(1)②のすべてを満たしているか	
	(2)かごの幅は140cm以上であるか	
	(3)かごは車いすが転回できる形状か	
	(4)かご内及び乗降ロビーに車いす使用者が利用しやすい制御装置を設けているか	
	④不特定多数の者が利用するすべてのエレベーター・乗降ロビー	—
	(1)かご及び昇降路の出入口の幅は80cm以上であるか	
	(2)かごの奥行きは135cm以上であるか	
	(3)乗降ロビーは水平で、150cm角以上であるか	
	(4)かご内に停止予定階・現在位置を表示する装置を設けているか	
	(5)乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けているか	
	(6)かごの幅は140cm以上であるか	
	(7)かごは車いすが転回できる形状か	
	⑤不特定多数の者が利用する1以上のエレベーター・乗降ロビー	—
	(1)④(2)、(4)、(5)、(7)を満たしているか	
	(2)かごの幅は160cm以上であるか	
	(3)かご及び昇降路の出入口の幅は90cm以上であるか	
	(4)乗降ロビーは水平で、180cm角以上であるか	
	(5)かご内及び乗降ロビーに車いす使用者が利用しやすい制御装置を設けているか	
	⑥不特定多数の者又は主として視覚障害者が利用する1以上のエレベーター・乗降ロビー ※3	—
(1)③のすべて又は⑤のすべてを満たしているか		
(2)かご内に到着階・戸の閉鎖を知らせる音声装置を設けているか		
(3)かご内及び乗降ロビーに点字その他の方法(文字等の浮き彫り又は音による案内)により視覚 障害者が利用しやすい制御装置を設けているか		
(4)かご内又は乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を知らせる音声装置を設けているか		
特殊な構造 又は使用形 態のエレベ ーターその 他の昇降機 (第8条)	①エレベーターの場合	—
	(1)段差解消機(平成12年建設省告示第1413号第1第九号のもの)であるか	
	(2)かごの幅は70cm以上であるか	
	(3)かごの奥行きは120cm以上であるか	
	(4)かごの床面積は十分であるか(車いす使用者がかご内で方向を変更する必要がある場合)	
②エスカレーターの場合	—	
車いす使用者用エスカレーター(平成12年建設省告示第1417号第1ただし書のもの)であるか		

※1 告示で定める以下の場合を除く(告示第1489号)

- ・勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・自動車車庫に設ける場合
- ・傾斜部分と連続して手すりを設ける場合

※2 車いす使用者用駐車施設が設けられていない駐車場、階段等のみに通ずる傾斜路の部分(告示第1488号)

※3 告示で定める以下の場合を除く(告示第1486号)

- ・自動車車庫に設ける場合

○一般基準

施設等	チェック項目	
便所 (第9条)	①階の便所の総数が200以下の場合には便所総数の1/50以上、階の便所の総数が200を超える場合は便所総数の1/100に2を加えた数以上の車いす使用者用便所の数を設けているか。	
	(1)腰掛便座、手すり等が適切に配置されているか	
	(2)車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されているか	
	(3)車いす用便房及び出入口は、幅80cm以上であるか	
	(4)戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	
	②水洗器具(オストメイト対応)を設けた便房を設けているか(各階1以上)	
	③車いす使用者用便房がない便所には腰掛便座、手すりが設けられた便房があるか(当該便所の近くに車いす使用者用便房のある便所を設ける場合を除く)	
ホテル又は 旅館の 客室 (第10条)	④床置き式の小便器、壁掛式小便器(受け口の高さが35cm以下のものに限る)その他これらに類する小便器を設けているか(各階1以上)	
	①客室の総数が200以下の場合には客室総数の1/50以上、客室の総数が200を超える場合は客室総数の1/100に2を加えた数以上の車いす使用者用客室を設けているか。	
	(1)幅は80cm以上であるか	
	(2)戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	
	②便所(同じ階に共用の車いす使用者用便房があれば代替可能)	—
	(1)便所内に車いす使用者用便房を設けているか	
	(2)出入口の幅は80cm以上であるか(当該便房を設ける便所も同様)	
	(3)出入口の戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか(当該便房を設ける便所も同様)	
	③浴室等(共用の車いす使用者用浴室等があれば代替可能)	—
	(1)浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されているか	
(2)車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されているか		
(3)出入口の幅は80cm以上であるか		
(4)出入口の戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか		
敷地内の 通路 (第11条)	①幅は180cm以上であるか	
	②表面は滑りにくい仕上げであるか	
	③戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	
	④段がある部分	—
	(1)幅は140cm以上であるか(手すりの幅は10cm以内までは不算入)	
	(2)けあげは16cm以下であるか	
	(3)踏面は30cm以上であるか	
	(4)両側に手すりを設けているか	
	(5)識別しやすいものか	
	(6)つまずきにくいものか	
	⑤段以外に傾斜路又は昇降機を設けているか	
	⑥傾斜路	—
	(1)幅は150cm以上(段に併設する場合は120cm以上)であるか	
	(2)勾配は1/15以下であるか	
(3)高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか(勾配1/20以下の場合を除く)		
(4)両側に手すりを設けているか(高さ16cm以下又は1/20以下の傾斜部分は除く)		
(5)前後の通路と識別しやすいものか		
⑦上記①、③、⑤、⑥(1)から(3)は地形の特殊性がある場合は車寄せから建物出入口までに限る		
⑧上記①、③、④、⑥(1)から(3)は車いす使用者の利用上支障がないもの(※1)は適用除外		

※1 車いす使用者用駐車施設が設けられていない駐車場、段等のみに通ずる敷地内の通路の部分(告示第1488号)

○一般基準

施設等	チェック項目	
駐車場 (第 12 条)	① 駐車台数が200以下の場合には駐車台数の1/50以上、200を超える場合は駐車台数の1/100に2を加えた数以上の車いす使用者用駐車施設を設けているか	
	(1) 幅は350cm以上であるか	
	(2) 利用居室等までの経路が短い位置に設けられているか	
浴室等 (第 13 条)	① 車いす使用者用浴室等を設けているか(1以上)	
	(1) 浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されているか	
	(2) 車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されているか	
	(3) 出入口の幅は80cm以上であるか	
標識 (第 14 条)	④ 出入口の戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	
	① エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることの表示が見やすい位置に設けているか	
案内設備 (第 15 条)	② 標識は、内容が容易に識別できるものか(日本工業規格Z8210に適合しているか)	
	① エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した案内板等があるか(配置を容易に視認できる場合は除く)	
	② エレベーターその他の昇降機、便所の配置を点字その他の方法(文字等の浮き彫り又は音による案内)により視覚障害者に示す設備を設けているか	
	③ 案内所を設けているか(①、②の代替措置)	

○視覚障害者移動等円滑化経路 (道等から案内設備までの主な経路に係る基準) ※1

施設等	チェック項目	
案内設備 までの 経路 (第 16 条)	① 線状ブロック等・点状ブロック等の敷設又は音声誘導装置の設置 (風除室で直進する場合は除く) ※1	
	② 車路に接する部分に点状ブロック等を敷設しているか	
	③ 段・傾斜がある部分の上端に近接する部分に点状ブロック等を敷設しているか ※2	

※1 告示で定める以下の場合を除く(告示第 1489 号)

- ・自動車車庫に設ける場合
- ・受付等から建物出入口を容易に視認でき、道等から当該出入口まで線状ブロック等・点状ブロック等又は音声誘導装置で誘導する場合

※2 告示で定める以下の部分を除く(告示第 1497 号)

- ・勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・段部分又は傾斜部分と連続して手すりを設ける踊場等

## バリアフリー法制定までの経緯

### ① ハートビル法（平成6年）の制定

平成6年に、不特定多数の人たちや、主に高齢者や身体障害者などが使う建築物のバリアフリー\*化を進めるため、「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」（以下「ハートビル法」という。）が制定された。

ハートビル法では、デパートやスーパーマーケット、ホテルなど、不特定多数の者が利用する建築物を特定建築物とし、その建築主は、建物の出入口や階段、トイレなどに、高齢者や身体障害者などが円滑に利用できるような措置を講じるよう努めなければならぬとされた。

また、平成14年の改正では、高齢者や身体障害者などが円滑に利用できる特定建築物の建築を一層促進するため、不特定でなくとも多数の者が利用する学校や事務所、共同住宅などを特定建築物として範囲の拡大が行なわれた。

併せて、特別特定建築物（不特定多数の者が利用し、又は主に高齢者や身体障害者等が利用する特定建築物）の新築等について利用円滑化基準（基礎的な基準）に適合することを義務付けるとともに、認定を受けた特定建築物について容積率の算定の特例、表示制度の導入等の支援措置の拡大を行う等の所要の措置が講じられた。

### ② 交通バリアフリー法（平成12年）の制定

平成12年には、駅・鉄道車両・バスなどの公共交通機関と、駅などの旅客施設周辺の歩行空間のバリアフリー\*化を進めるための「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（以下「交通バリアフリー法」という。）が制定された。

この交通バリアフリー法により、公共交通事業者による鉄道駅等の旅客施設及び車両のバリアフリー化と、市町村が作成する基本構想に基づいた、鉄道駅等の旅客施設を中心とした一定の地区における旅客施設や周辺の道路、駅前広場等の重点的・一体的なバリアフリー化が推進された。

このような立法措置と、補助・税制などの様々な助成措置を併せて講じることで、建築物や公共交通機関・公共施設などにおいて、段差の解消や視覚障害者誘導用ブロックの設置など、バリアフリー化の整備は着実に進められてきた。

[キーワード] 本文中\*をつけた言葉

#### ● バリアフリー

高齢者、障害者等が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去（フリー）すること。物理的、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁などすべての障壁を除去するという考え方

#### ● ユニバーサルデザイン

あらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方

### ③ バリアフリー法の制定

ハートビル法や交通バリアフリー法の制定後、我が国では、男性も女性も互いにその個性と能力を十分に発揮するための男女共同参画のための取組が推進され、一方、国際化が進む中で、ビジネス・観光など、様々な分野で外国人と我が国との関わりが深まってきていた。

これらの変化等を受けて、平成17年7月には、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザイン\*の考え方を踏まえた国土交通行政を推進するため、バリアフリー施策の指針となる「ユニバーサルデザイン政策大綱」がとりまとめられた。

この「ユニバーサルデザイン政策大綱」をとりまとめる議論の過程で、「『公平』であること」「『選択可能性』があること」「当事者の『参加』が図られること」といったユニバーサルデザインの考え方から、これまでのバリアフリー化の取組を見たときに、必ずしも十分とはいえない点があることが明らかになってきた。

例えば、バリアフリー化を促進するための法律が別々につくられていることで、バリアフリー化自体が施設ごとに独立して進められ、連続的なバリアフリー化が図られていないといった問題や、バリアフリー化が駅などの旅客施設を中心とした地区にとどまっているなど、生活や利用者の視点に立ったバリアフリー化が十分ではないことが指摘された。

またハード面の整備だけでなく、国民一人一人が、高齢者、障害者などの自立した日常生活や社会生活を確保することの重要性について理解を深めるとともに、このような人たちの円滑な移動や施設の利用に積極的に協力していくという「心のバリアフリー」や情報提供など、ソフト面での対策が不十分であるなどの課題が挙げられた。

さらには、様々な観点から段階的・継続的に取組を進めるプロセスが必ずしも確立していないといった点も問題として指摘された。

国土交通省では、「ユニバーサルデザインの考え方に基づくバリアフリーのあり方を考える懇談会」を開催するほか、「ユニバーサルデザイン政策推進本部」を設置し、様々な課題について議論を進める中で、今後、バリアフリーに関する法制度をどうするべきかについて検討を重ねてきた。

その結果、「ユニバーサルデザイン政策大綱」の施策の一つである「一体的・総合的なバリアフリー施策の推進」のためには、ハートビル法と交通バリアフリー法の一本化に向けた法制度の構築が必要という判断が下され、ユニバーサルデザイン政策の柱として、ハートビル法と交通バリアフリー法を統合・拡充した「バリアフリー法」が第164回通常国会において成立し、平成18年6月21日に公布、12月20日から施行されることとなった。

## 第2部 高齢者、障害者等の円滑な移動等に 配慮した建築設計標準



# 第1章 高齢者、障害者等に配慮した環境整備の 促進について



## 第2部第1章 高齢者、障害者等に配慮した環境整備の促進について

### 1. 1 高齢者、障害者等に配慮した建築物整備の考え方

---

#### (1) すべての人に使いやすい建築物の計画、設計

##### ① すべての人に使いやすい建築物を目指した考え方

- ・建築物は、可能な限りあらゆる市民の利用を想定しておくことが望まれる。すべての人に使いやすい建築物とは、地域で生活し、あるいは地域を移動するすべての人が利用しやすいことを目標として整備された建築物のことである。その範囲は、公共施設、民間施設を問わず、また、働く場であるか、遊ぶ場であるか、学ぶ場であるかを問わず地域に存在する大半の建築物のことである。
- ・建築物の整備において、すべての人の公平な利用に供することは容易なことではないが、市民・建築主・施設管理者・行政等、様々な人々が、それぞれの立場で協力し合い、支え合い、高齢者、障害者等の円滑な利用に配慮した物理的環境の整備を図ることが求められる。
- ・建築主・施設管理者や設計者には、建築設計標準を参考にしながらも、画一的に適用するのではなく、想定される利用者の特性や施設用途、あるいは工事費や立地環境等を十分に検討して整備方法を工夫し、建築物の計画・設計を行うことが求められる。

##### ② 高齢者、障害者等の対応の考え方

- ・バリアフリー法において、高齢者、障害者等とは、「高齢者又は障害者で日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受けるもの、その他日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受ける者をいう。」とされており、妊産婦、けが人など一時的に制限を受ける人々や、身体の機能上の制限を受ける障害者に限らず、知的障害者、精神障害者及び発達障害者もすべてバリアフリー法に基づく施策の対象とされている。このような法的解釈の上に立って、すべての市民の利用を考えることになる。
- ・すべての利用者のうち、高齢者、障害者、児童・乳幼児、外国人等については、特にその利用特性を把握する必要がある。
- ・車いす使用者は、下肢・上肢、あるいは体幹の障害部位、車いすを移動する推進力等によって、利用特性が異なる。
- ・視覚障害者は、受障年齢、視覚障害の内容、見え方、受障後の生活訓練体験、就労経験、外出頻度、単独での外出が可能であるか等によって利用特性が異なる。
- ・聴覚障害者は、文字情報伝達手段の必要性は共通であるが、ろう者と中途聴覚障害者では手話などコミュニケーション手段に相違が見られる。
- ・知的障害者や発達障害者は、コミュニケーションや情報の発信、情報の入手が不得手な人が多く、静かな環境などが確保できない場合に、物理的環境や周囲の人間関係からの不安を感じることもある。
- ・精神障害者は、空間計画や施設運営が分かりやすくないと、環境不安を感じることもある。
- ・児童は、成人と体格の違いがあり、また、乳幼児は保護者との同伴が必要である等の特徴がある。
- ・すべての人に公平に使いやすい建築物を計画するためには、こうした様々な利用者の利用特性を十分把握する必要がある。そのためには、建築主・施設管理者や設計者は、必要に応じて市民、利用者の意見を聞き、参画を求め、利用者のニーズを理解し、可能な限りすべての人に使

しやすい建築物を実現するよう努める必要がある。

- ・また、高齢者、障害者等は、火災や地震などの非常時に特に避難上の制約を受けやすいので、**的確な情報伝達**、安全な避難動線の確保、避難場所の整備等について、十分、留意する必要がある。専ら高齢者、障害者等が利用する建築物の計画に際しては、特に留意しなければならない。

## (2) ソフトとハードの相互補完と対応について

- ・すべての人に使いやすい建築物は、**移動経路や利用居室等の建築的な対応による整備**、即ちハードの整備だけで達成されるものではない。建築物を利用するためには、ハードとソフトの両側面からの支援が必要であり、**整備された建築物をより利用しやすくする運営管理・人的対応等のソフトを工夫することが重要となる。**
- ・ソフトによる工夫として、高齢者、障害者等の道路等から利用居室等への円滑な移動・施設の円滑な利用のための人的配置（案内・誘導の実施、筆談・手話通訳の実施等）、**コミュニケーション支援のための備品**や福祉用具の貸し出し等による支援、**建築物のバリアフリー化等に係る情報提供等**を総合的に計画することが考えられる。また、補助犬を利用している方々の施設利用について、十分に**理解し**、配慮する必要がある。児童や知的障害者等の利用が想定される場合には、利用を支援する職員配置にも留意する必要がある。
- ・優先課題である非常時の安全対策には、建築・設備の配慮に加えて人的サポートも包含した、総合的なバリアフリーの観点に基づく**情報伝達・避難システム**の構築が必要である。
- ・また、整備された建築物が適切に機能するよう、維持管理することも重要である。施設使用開始後に、利用者のニーズが増加したり多様化したりすることも考えられることから、利用者の意見を聞き、必要に応じて改善・改修することも考えなければならない。**建築主・施設管理者には**、建設後の改善・改修に柔軟に対応できるよう、維持管理、運営面での配慮も求められる。

## (3) さらに使いやすく**快適な建築物の整備に向けた計画・設計情報の蓄積**

- ・高齢化や「どこでも、誰でも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方が進展する中、バリアフリー化を進めるためには、具体的な施策や措置の内容について、関係する当事者の参加のもとで検証し、その結果に基づき新たな施策や措置を講じることにより、段階的・継続的な発展を図ることが重要であり、このような考え方は「スパイラルアップ」と呼ばれている。
- ・すべての人が使いやすい建築物を**整備**するためには、**計画・設計時の当事者参加による検証で得た情報**、計画・設計、施工において得た情報等の収集と蓄積を図ることが重要となる。
- ・また施設使用開始後に**利用者や施設管理者の意見を聞き、必要に応じて当該施設での改修・改善を行うこととともに、これらの過程で得た情報を蓄積することも重要となる。**利用者個人の経験に係る情報も、重要な設計情報である。
- ・建築主・施設管理者、設計者、行政には、これらの情報収集・蓄積と公開に努め、次の新築設計・改修設計等に反映し、よりよい建築物、生活環境の整備に努めることが求められる。
- ・利用者のニーズにきめ細やかに対応した建築物の設計・整備や**運営管理**は、こうした作業を繰り返すこと（スパイラルアップ）によって達成されるものである。

## バリアフリー整備を活かすソフトな取り組み事例

### さいたま新都心バリアフリーまちづくりボランティア

#### ① 経緯

さいたま新都心では1997年2月、全国に先駆け「さいたま新都心バリアフリー都市宣言」を行い、学識者・障害者団体等を含めた委員会での検討を経て、公共施設及び民間施設の各整備主体と連携し、ハード面のバリアフリー化を推進するとともに、ソフト面ではまちづくりボランティア活動によるバリアフリー化を推進することとなった。

ボランティアは「バリアフリーまちづくり」として公募により選考され、事前講習を受けて、2000年の街びらきとともにボランティア活動を開始しており、現在はスタッフ4名（常時2名の2交替）を中心とし、61名のボランティアが活動している。

#### ② 活動拠点

スタッフ及びボランティアは、けやきひろば1階の「ふれあいプラザ」（利用時間10時～18時、12月29日～1月3日を除き無休）に待機しており、依頼があった際には街の案内や身体の不自由な方のサポートを実施している。なお、ふれあいプラザには、休憩室があり、大人用ベッドの他、乳幼児連れ利用者のための設備として「おむつ替え台」、「授乳コーナー」、ミルク調乳用のお湯と電子レンジが利用可能となっている。また、車いす、ベビーカー、音声誘導端末の貸し出しも無料で実施している。

#### ③ 主な活動内容

##### i) 高齢者や障害者へのサポート

さいたま新都心を訪れる高齢者や障害者の方々へのサポートを行っており、市内のみならず、県外からも、ホームページやロコミで情報を入手して利用される方もいる。

##### ii) イベントの実施・協力

けやき広場を活用し、誰もが安心して楽しめるような様々なイベントを企画し、実施している。

毎月水曜日に開催される歌声ひろば活動は、懐かしい童謡や唱歌を演奏に合わせて歌うイベントで、500人を超す参加者があり盛り上がりを見せている。

また、七夕飾り活動では、さいたま新都心駅前を中心にボランティアの手作りにより、七夕の飾り付けを行っている。ボランティア利用者、ふれあいプラザ利用者、イベント参加者、近隣の小学校や高齢者、障害者施設の方など多数の方が書いた短冊をさいたま新都心に飾り付けることにより、まちの賑わいを演出している。

##### iii) 小学生のバリアフリー社会科見学の対応、体験学習への支援

さいたま新都心には、合同庁舎やスーパーアリーナも立地していることから、社会科見学を訪れる小学校が多く、これら見学への対応においてバリアフリーのまちづくりの取り組みも紹介している。

「バリアフリー」について学習するようになると、学習を深めるためにバリアフリー疑似体験が活用されることも多い。「バリアフリーまちづくりボランティア」では、学校側の目的や実施時間の希望等を踏まえ、バリアフリーに関する理解が高まるようにプログラムのアレンジも行っている。また、見学等に関するボランティアのための共通マニュアルの作成や研修も実施し、スキルアップに努めている。

平成23年度の実績では、小中学校129 団体（市内89、市外40）が利用した。

##### iv) インターネットによる情報発信

ふれあいプラザのホームページを設け、活動内容などに関する情報発信を行っている。

#### ④ 実績

街びらきからの約12年間でボランティア利用者数は延べ約9万人（平成12～24.3）となり、平成23年度の利用団体数は151団体、利用者数は4、000人となっている。



## 1. 2 建築物全体の計画・設計の考え方、ポイント

---

### (1) 建築計画の手順

#### ① 整備方針を設定する

- ・建築物のバリアフリー化においては、高齢者、障害者等を含むすべての利用者に公平に対応することを原則とする。
- ・建築物の立地条件、用途・規模、新築か改修かによってもバリアフリーに係る整備方針は異なる。
- ・建築部位や単位空間のバリアフリー化のみを目標とし、部分的な整備に目をうばわれると、建築物全体の安全かつ円滑な移動、利用のしやすさ等の確保が不十分になる。常に建築物全体の安全かつ円滑な移動、利用しやすさ等を念頭に置いて、計画・設計を行う。

#### ② 利用者の特性とニーズを把握する

- ・利用者の特性や利用者ニーズを適切に把握し、これらを反映した計画を行うためには、利用者の意見を聴取し、設計・計画への参画を求めることが必要である。例えば劇場、競技場等の客席・観覧席を有する施設においては、客席・観覧席の利用者（観客）となる高齢者、障害者等の他に、舞台や競技スペースの利用者（演者・競技者等）となる高齢者、障害者等の意見を聴取することが考えられる。
- ・また計画・設計の段階において、建築主、高齢者、障害者等の利用者、設計者や施工者等が参加して意見交換を行い、当該施設での対応方針を検討する場を設けることや、モックアップ（実物大の模型・試作）や動作検証を行い、計画・設計に反映することも必要である。
- ・意見聴取にあたっては、意見を設計に反映することができるよう早い段階で行い、十分な時間的余裕を持つことが重要となる。
- ・公共施設等、ある程度利用者が特定される用途の建築物の場合は、設計段階から利用予定者が参加することにより、適切な配慮の実現が可能になる。2-7、2-8頁に、公共施設の整備において、利用予定者の参加によって設計を進めた事例を紹介する。

#### ③ 法や条例に基づく基準、建築設計標準等で示した整備水準の適用を検討する

- ・「バリアフリー法」に基づく建築物移動等円滑化基準、及び地方公共団体が制定しているバリアフリー条例や福祉のまちづくり条例の整備基準を遵守し、「建築設計標準」への適合・整合を検討する。
- ・条例やマニュアル等で設定された「望ましい整備」「努力基準」等の基準に対応した整備が困難な場合には、その原因・理由を整理し、利用者からの問い合わせに対して、いつでも説明できるようにしておくことが必要である。
- ・バリアフリー法に基づく基準や条例、「建築設計標準」に掲げられている対応がすべてではなく、利用者の特性やニーズの変化に対応した配慮も重要であり、立地や施設ごとに設計者が工夫しなければならないことも多く存在する。
- ・新築・改修を問わず、安全かつ円滑な移動、利用しやすさ等を広範かつ容易に確保するために、空間の効果的な活用方法等、経済性・効率性を加味した建築計画を検討することが重要である。

④ 建築主・施設管理者、従業員等のバリアフリーに対する理解を促進する

- ・整備の方針を固めていく上で重要な点は、建築主・施設管理者、従業員（職員）等（以下「建築主等」）の理解である。物理的な対応と人的な対応の組み合わせ方、バリアフリーやユニバーサルデザインに対する理解、ニーズの異なる利用者の理解の促進を図るためには、建築主等への教育が不可欠となる。
- ・高齢者、障害者等と共に行う施設利用の体験学習あるいはワークショップを通して、建築主等が、利用者特性や利用者のニーズを十分に理解することが必要である。

⑤ 火災や地震等、非常時の対応を考える

- ・火災や地震等の非常事態に対応した情報伝達設備・誘導設備の設置、二方向避難経路の確保、避難場所の確保について検討する。
- ・高齢者、障害者等の避難上の制約を有する利用者を含む、すべての利用者に対する、避難・誘導方法のマニュアルを作成する。

⑥ バリアフリー環境に係わる施設運営計画、維持管理計画を検討する

- ・利用者ニーズの継続的な把握と、それに基づく段階的な改善の必要性についても、予め想定した上で施設運営計画を検討することが望ましい。
- ・施設使用開始後のバリアフリー環境を適切に保つため、維持管理計画（定期点検や修繕の計画）を策定する。
- ・維持管理においては、特に視覚障害者誘導用ブロックや屋内外の床材・案内板等が経年劣化したり、車止め等が移動されたりしてしまう場合もある。また、エレベーター等、法的に保守点検が必要なものにも十分留意する必要がある。

障害のある当事者の参加事例：逗子市公共施設整備福祉適合検討委員会

① 経緯

公共施設の整備について、実施設計の段階で福祉のまちづくり条例の整備基準を遵守する等、行政内部でのバリアフリー化の検討を行い、対応してきた。しかし、実際に施設が出来上がると利用者からは指摘や批判を受けることがあった。

逗子市では、出来上がってから指摘の部分を改修するのではなく、事前に利用者から意見を聞き設計に反映させようと、障害を持つ当事者をメンバーに加えた「逗子市公共施設整備福祉適合検討委員会」を発足させた。



センサー、背もたれ



障害者用トイレ案内板

② 委員会の概要

委員は11人以内で、構成メンバーは、知識経験を有する者、障害者等及び障害者関係団体の代表者、市民、高齢者関係団体の代表者、逗子市福祉協議会の職員、市職員、その他市長が必要と認めるものとなっている。



障害者用更衣室（プール）



オストメイト設備

③ 実績

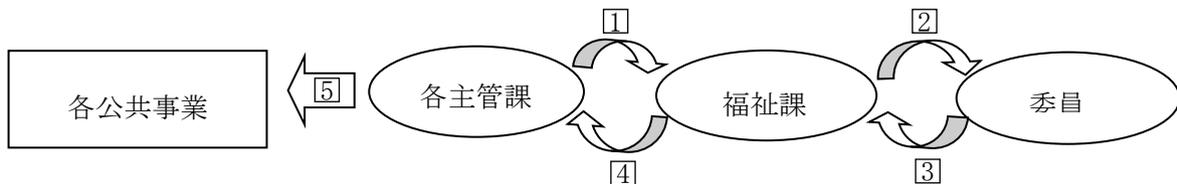
平成19年5月現在までに24回委員会を開催。検討建物の用途は市営住宅、集会所、トイレ、公園、道路(歩道整備)、子育て支援センター、文教ゾーン、協議事項は主に、サイン関係、トイレ、駐車場、スロープなど。

<事例>平成19年度 文教ゾーン内の市民交流センターにおいて、協議され整備されたものの例

④ 委員会の流れ

福祉課は年度当初に当該年度中に予定される公共施設の整備・改修等について各主管課に照会をかける。

- ① 工事主管課から施設整備に係る協議書が福祉課に提出される。
- ② 福祉課は「逗子市公共施設整備福祉適合検討委員会」を開催。
- ③ 委員会での協議事項のまとめ。
- ④ 事務局で精査し、「委員会審査結果報告書」を市長へ報告するとともに主管課へ送付。
- ⑤ 主管課は報告書の内容を各事業に反映。



## 利用者の参加によるバリアフリーデザインの実現：草加市立病院

### ① 経緯

埼玉県草加市は2003年6月に「そうかユニバーサルデザイン指針」を制定し、デザイン制定への当事者の参画などの取り組みを進めている。従来の草加市立病院の移転新築に伴い、この精神に基づいて以前から考慮されていた各種障害者だけでなく、新たに色弱者にも配慮した案内表示の設計を実施した。（366床、2002年着工・2004年夏開業、設計監理：久米設計、サイン工事：ブルアンドプッシュ。）

病院では「○色の×番の部屋に行ってください」のように色を用いて患者を検査室や病室に誘導することが多いが、色覚障害者は指示された色がわからずに困難を感じることもある。また、各種の案内表示も従来のデザインでは見づらい場合が少なくない。眼科を持つ総合病院では利用者にも占める色覚障害者の割合が一般の施設に比べて高いため、この問題は重要である。

### ② ゾーン色の制定

そこでデザインの問題に詳しい色覚障害者のグループと協同して、当初のデザイン原案をベースに改善作業を行った。まず、当初は施設を10以上の色に区分する予定だったが、色数が多すぎると区別が難しくなるため、利用者の誘導に必要な要素を考え、診察・救急・検査・東病棟・西病棟・その他の6つの区分（6色）に絞り込んだ。

これらの塗り分けに使う色は、病院では白内障の利用者も多いため黄色と白の識別が難しいことや、弱視やP型（1型）色覚の人には赤が黒に近く見えることを考慮し、橙・緑・水色・青・赤紫・灰色の6色とした。案内地図ではさらに、灰色だけは格子状のハッチングを施すことで“5色+1（模様あり）”とし、明瞭に区別できるようにした。

色弱者の色の見分けやすさはわずかな色調の違いで大きく変化するので、実際に案内表示の製作に用いる材料（塩ビシート）の色見本から、各色それぞれについて色調の異なる5種類程度の候補色を用意し、P型（1型）・D型（2型）の強度・弱度の色弱者が実際にこれらの色見本を比較することにより、もっとも見分けやすい色の組み合わせを選定した。色の見え方はサイズによっても大きく変化するので、選んだ色を使った原寸大の表示を試作し、見え方を確認した。

また、色が見分けられても色名を誤認する場合が少なくないことや、色の区別がほとんどつかない患者も来院することを考慮し、すべての案内表示に色名を表記した。色名は弱視の人や背の低い人にも見やすいように低い位置に表示し、誰でも読めるようにひらがなにした。色名表記を最初からデザイン要素のひとつとして取り入れることにより、わかりやすさとデザインの統一感を両立できた。

### ③ その他の配慮点

トイレ個室の空きと使用中を示すドアノブ表示は、標準の赤と緑の組み合わせから赤と青に変更した。男女トイレのピクトサインは朱色と水色の組み合わせにし、案内地図の現在位置表示は、朱色を用いて黒と対比するとともに、枠で囲って他と区別しやすくした。また、サインの掲出高さに注意し、いちばん利用頻度の高い情報が、弱視の人が見やすい高さに来るように配慮した。携帯電話などの禁止標示は、赤の色調に留意するとともに、赤い斜線と外周の回りに縁取りを設けて、黒いサインや周囲の木目に対して分かりやすくした。

一方、車イス用トイレの扉開閉ボタン、エスカレーターの進行方向を示す電光表示、病室の空調装置のパイロットランプなどは、メーカーから販売されている製品自体に分かりにくい色調の赤と緑が使われていたため、やむを得ずそのまま使用した。今後はこのような製品レベルでの色覚への配慮も望まれる。

### ④ 作業の流れ

作業の流れ	役割		内容
	デザイナー	当事者	
デザイン原案の説明	○	○	当事者グループのうち色彩デザインに詳しい人と面談
設置場所の選定と色数の確定	○	○	メールによる設計画像ファイルのやりとり
色見本の提供	○		実際に制作に用いる材料のメーカー作成見本の確認
色の選定と提案		○	当事者グループのうちの数人が、数百の色見本の中から見やすい色の候補をまず絞り込む。ついでより多くの当事者を集めて、どの人にも見分けやすい色を選択
試作品の制作と送付	○		特に重要な代表的箇所についてのみ実施
視認性の確認		○	当事者グループのうちの数人が確認
修正案の作成	○	○	メールによる設計画像ファイルのやりとり。配色以外に工夫すべき要素についても相談
報告書の作成	○	○	完工後の資料とする

### ⑤ 施工結果と課題

実際に誘導表示を設置したところ、同じ色の案内表示でも照明の具合によってかなり違う色に見えることが判明した。色名表記が色弱者だけでなく一般の人の誤認防止にも有効なことが示せた一方、今後の建築ではサインと連動した照明計画が必要になることが示唆された。また、公立の病院では職員が定期的に異動してゆくため、当初の設計時に配慮した項目や使用した色に関する情報が、表示の更新や改装工事を行う将来の担当者まできちんと受け継がれてゆく体制の維持も重要になる。（\*この結果設置された案内表示は、2. 1 3 G. 2 設計例に写真掲載）

## (2) 建築計画の要点

～高齢者、障害者等の利用に配慮した利用できる水準から、  
より使いやすく快適な水準へ～

### ① 連続的な移動動線を計画する

- ・バリアフリー法の趣旨に則り、敷地出入口・駐車場と目的となる所要諸室（利用居室）、便所の間を安全かつ円滑に移動できることが基本であり、原則として、高齢者、障害者等が一般の利用者と同じ経路や出入口を利用できるように計画する。
- ・例えば、劇場、競技場等の客席・観覧席を有する施設で重点的に整備すべき移動経路は、道等から客席・観覧席や楽屋・控室等への動線、楽屋・控室から舞台・競技スペース、客席から舞台等への動線となる。またホテル、旅館等の宿泊機能を有する施設で重点的に整備すべき移動経路は、道等からフロント・客室までの動線、フロント・客室からレストラン、大浴場等への動線である。

### ② 適切な有効幅員、空間を確保する

- ・人体寸法、各種動作寸法、車いす使用者の動作寸法、介助動作寸法及び利用者数の設定等に基づき、利用状況等を想定した上で、適切な空間寸法、家具・設備等の寸法等を設定する。

### ③ 認知性（わかりやすさ）と操作性を確保する

- ・高齢者、障害者等を含むすべての利用者にとってわかりやすい動線計画、建築物の全体構成とすることが建築物のバリアフリー化の基本である。
- ・案内表示（案内板、表示板等）は、高齢者、弱視者・色弱者、知的障害者、発達障害者、精神障害者等、多様な利用者のわかりやすさに配慮し、図記号（ピクトグラム）・多言語表記等により外国人へのわかりやすさにも配慮したものとする。
- ・視覚障害者を案内所（受付、窓口、チケット売場等）に円滑に誘導するために視覚障害者誘導用ブロック、点字・音声等による案内の設置等を行う。

### ④ 利用者特性に応じた人的配置を計画する

- ・施設管理者等は、敷地内及び建築物内での高齢者や車いす使用者等の移動支援や、視覚障害者や聴覚障害者、知的障害者、発達障害者、精神障害者等の多様な利用者の案内・誘導等に必要となる人的配置を計画する。

⑤ 経済性、柔軟性、及び効率性に配慮する

- ・高齢者、障害者等に特別に対応するのではなく、他の利用者が共通に利用できる空間や設備を計画することは、多数の人の使いやすさや快適性の向上、建設・運営コストの縮減、空間の効率性にもつながる。
- ・例えば、劇場・競技場等の客席・観覧席に可動席スペースを設けることにより、興行の規模や内容に応じて、車いす使用者や多様な利用者の増減に適切に対応することが可能となる。また旅館やホテルでは、車いす使用者用客室の他に、高齢者、障害者等の円滑な利用に配慮した一般客室を設けることにより、多くの車いす使用者の利用が可能となる。
- ・施設の駐車施設において、一度に多くの車いす使用者が来場することが予想される場合には、仮設の車いす使用者用駐車施設の設置により対応することも必要である。

(3) 共通する計画・設計のポイント

・以下に、すべての建築物に共通の計画・設計のポイントを示す。

●全体のチェックポイント

- ・利用者の想定はされているか
- ・屋内の動線計画は、わかりやすく、コンパクトか
- ・道や駐車場と利用居室、車いす使用者用便房の間等、**主要な経路上には、車いす使用者が円滑に利用できる有効幅員、空間が確保され、原則として段は設けられていないか**
- ・視覚障害者に注意喚起するための視覚障害者誘導用ブロックの配置は適切か
- ・案内表示・情報伝達設備の配置は適切か
- ・床の仕上げは、滑りにくいものか。
- ・案内板や室名札のわかりやすさ、見やすさ等は確保されているか

●部品・設備的対応チェックポイント

- ・誰もが利用しやすい設備が整備されているか
- ・乳幼児のためのおむつ交換場所、授乳スペース等は必要か、また確保されているか
- ・カウンター、スイッチ、鏡類は適切に配置され、関連設備等の操作性は確保されているか
- ・非常時の警報・通報、避難設備は設置されているか

●人的対応チェックポイント

- ・利用者へのソフト面での対応はどうなっているか
- ・視覚障害者、聴覚障害者などに対応した情報・コミュニケーション機器や筆記用具の配備はされているか
- ・案内や誘導のできる従業員、手話や筆談のできる従業員の配置は可能か
- ・外国人への案内対応は可能か
- ・非常時の通報、避難誘導人員の確保は可能か

■利用居室の出入口

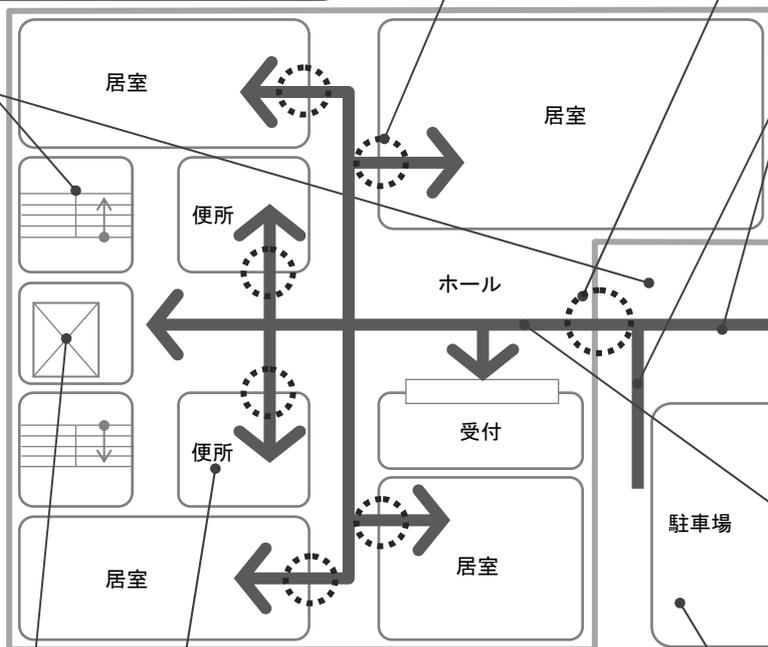
- ・車いす使用者・上肢障害者等の開閉しやすさに配慮し戸の形式か
- ・車いす使用者の見やすさや、視覚障害者の利用にも配慮した室名表示か

■建築物の出入口

- ・高齢者、障害者等と他の利用者が同じ出入口を利用できるようになっているか
- ・戸の形式は、車いす使用者・上肢障害者等の開閉しやすさに配慮したものとなっているか
- ・道等から受付、案内設備に至る経路には、視覚障害者を誘導するための措置がなされているか
- ・利用者が使いやすい受付、案内設備が設けられているか
- ・案内板等は設けられているか
- ・受付での対応やソフト対応に応じた設計となっているか

■階段・段、傾斜路

- ・階段、段は、事故防止に配慮した仕上げ、形状か
- ・傾斜路は、車いす使用者が無理なく上ることができ、また安全に下りることのできる幅員や形状か
- ・傾斜路は、壁のない側への落下防止、杖の落下防止等に配慮した形状か
- ・段や傾斜路の存在を容易に識別できる措置が講じられているか



■敷地内通路

- ・高齢者、障害者等と他の利用者が同じ通路を利用できるか
- ・歩行者と車の動線は分離されているか
- ・道路等から建築物の出入口に至る経路には、視覚障害者を誘導するための措置がなされているか

■屋内の通路

- ・利用者を利用居室等に誘導するための措置が講じられているか

■エレベーター

- ・誰もが利用しやすく、わかりやすい位置に、必要台数のエレベーターが設置されているか
- ・操作盤等は、車いす使用者の他、視覚障害者や上肢障害者の利用に配慮したものとなっているか
- ・視覚障害者や聴覚障害者等の利用に配慮した設備が設置されているか
- ・標識等が設置されているか

■便所・洗面所

- ・利用者想定に応じた機能分散が図られているか
- ・車いす使用者便房、オストメイト対応設備を有する便房は設置されているか、
- ・各便房の数、広さ、設備は適切か
- ・男女の便房数は適切か
- ・標識等が設置されているか

■駐車場

- ・建築物の出入口からできるだけ近い位置に、施設用途や規模に応じた台数の、車いす使用者用駐車施設があるか
- ・車いす使用者用駐車施設には、車いす使用者が安全に車から乗降するために十分な広さが確保されているか
- ・上・下肢障害者や妊婦、けが人、乳幼児連れ利用者等に対する駐車スペースが、車いす使用者用駐車施設に近い位置に別途、確保されているか
- ・標識等が設置されているか
- ・不正利用を防止する措置が必要か、また行われているか

## (4) 建築物の用途別の計画・設計のポイント

- ・不特定かつ多数の利用者が利用する建築物では、様々な要求を一般化して満たすような配慮を行うことが重要となる。一方、ある程度、利用者が特定される建築物では、利用者特性に対応した設計上の工夫や配慮が求められる。
- ・建築物のうち一部を特定多数の利用者が利用し、別の部分は、不特定多数の利用者が利用する場合（例：特別養護老人ホームに地域交流スペースやデイサービスセンターを併設する場合、工場内に就労スペースと見学・展示スペースを併設する場合）もある。このような場合には、施設の利用実態に応じた設計を行うことが重要である。
- ・利用者を想定しつつ、施設用途ごとに次のような点に留意して、設計を行う。

用途	設計上のチェックポイント
学校	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 通学者の特性に対応した設計とする他、地域の生涯学習、学校の地域開放、災害時の避難拠点化などコミュニティ施設としての役割を十分に配慮した設計とする</li> <li><input type="checkbox"/> 災害時に避難所となる学校施設には、腰掛便器の便房や車いす使用者用便房を設置することが望ましい</li> <li><input type="checkbox"/> 参考文献に示した学校整備指針、バリアフリー推進指針等を参考とする</li> </ul>
病院又は診療所	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 高齢者、障害者等にわかりやすい動線計画とする</li> <li><input type="checkbox"/> 文字情報の表示や振動器等を利用し、呼び出し等が高齢者、障害者等にわかりやすいようにする</li> </ul>
集会所又は公会堂、劇場、観覧場、映画館又は演芸場	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 高齢者、障害者等の客席・観覧席の選択可能性に配慮する</li> <li><input type="checkbox"/> 車いす使用者用客席・観覧席（及び同伴席）や聴覚障害者用集団補聴装置を設置した客席・観覧席を、複数の位置に分散して設ける</li> <li><input type="checkbox"/> 乳幼児連れ利用者、知的障害者、発達障害者、精神障害者等の多様な利用者に配慮して、「区画された観覧室」を設けることも検討する</li> <li><input type="checkbox"/> 上演内容等の説明についての音声、文字情報等による情報提供を行う（あるいは設備スペースを確保する）</li> <li><input type="checkbox"/> 高齢者、障害者等の舞台や楽屋の利用しやすさに配慮する</li> <li><input type="checkbox"/> 高齢者、障害者等が休むことのできる休憩室・休憩スペースを設ける</li> </ul>
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 出入口には段を設けない</li> <li><input type="checkbox"/> 物販棚の間の通路は、十分な幅員を確保する</li> <li><input type="checkbox"/> 棚の高さは車いす使用者に配慮したものとする</li> <li><input type="checkbox"/> 車いす使用者用便房を設置する</li> <li><input type="checkbox"/> 授乳及びおむつ換えのための設備を設ける</li> <li><input type="checkbox"/> 休憩場所、いすを適宜設ける</li> </ul>
ホテル又は旅館	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 車いす使用者用客室を設ける</li> <li><input type="checkbox"/> 車いす使用者用客室以外に、高齢者、障害者等の利用に配慮した一般客室を設ける</li> <li><input type="checkbox"/> 客室には、高齢者、障害者等への情報提供等に配慮した設備・備品（視覚障害者、聴覚障害者への情報提供に係る設備・備品を含む）等を設置、又は貸し出す</li> <li><input type="checkbox"/> 共用スペース（レストラン、宴会場、大浴場・個室浴室、共用便所等）には、段を設けない</li> <li><input type="checkbox"/> 宴会場等への聴覚障害者用集団補聴装置の設置等に配慮する</li> </ul>

1. 2 建築物全体の計画・設計の考え方、ポイント

用途	設計上のチェックポイント
	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 共同浴室を設ける場合には、車いす使用者用浴室・洗い場等を設ける</li> <li><input type="checkbox"/> 緊急時の避難動線の確保や情報提供等に配慮する</li> </ul>
事務所（官公署を除く）、工場	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 事務所への訪問者対応だけでなく、高齢者、障害者等の就労にも十分配慮した設計とする</li> </ul>
保健所、税務署等の公益上必要な建築物	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 文字表示や振動器を利用し、呼び出し等が高齢者、障害者等にわかりやすいようにする</li> </ul>
共同住宅、寄宿舎又は下宿	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 共用部分の設備・空間は、高齢者、障害者等の利用に配慮した設計とする</li> <li><input type="checkbox"/> 賃貸住宅にあつては、住戸内部も高齢者、障害者等居住者の利用に対応できるように配慮することが望ましい</li> </ul>
老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 利用者の特性に対応した設計とする</li> <li><input type="checkbox"/> 介助、介護のしやすさに配慮する</li> <li><input type="checkbox"/> 入所施設として、特定の利用者が日常生活を営む施設であることに配慮しつつ、バリアフリー化を実現する</li> </ul>
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 利用者の特性に対応した設計とする、特に高齢者の移動、休憩に配慮する</li> <li><input type="checkbox"/> 多数の高齢者、障害者等が利用する施設であるため、場合によっては利用者同士の利害を調整する必要がある</li> <li><input type="checkbox"/> 保育所等では乳幼児と成人との相違もあり、寸法、設備等利用者特性に十分配慮した寸法・設備等の計画とする</li> </ul>
体育館、ポーリング場、水泳場その他これらに類するもの	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 高齢者、障害者等が、円滑に運動施設を利用できるように配慮をする</li> <li><input type="checkbox"/> 車いす使用者用シャワー室及び更衣室を設ける</li> <li><input type="checkbox"/> 客席や観覧席がある場合には、「集会所又は公会堂、劇場、観覧場、映画館又は演芸場」を参照</li> </ul>
展示場、博物館、美術館又は図書館	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 展示物、書架等の間の通路は、十分な幅員を確保する</li> <li><input type="checkbox"/> 展示室内や順路に段を設けない、段を設ける場合には傾斜路又は昇降機を設置する</li> <li><input type="checkbox"/> 順路には、案内表示・情報伝達設備（音声案内等）を設置する。</li> <li><input type="checkbox"/> 展示物の説明についての音声、文字情報などによる情報提供を行う。</li> <li><input type="checkbox"/> 休憩場所、いすを適宜設ける</li> </ul>
公衆浴場	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 車いす使用者用浴室、洗い場等を設ける</li> <li><input type="checkbox"/> 脱衣室には、車いす使用者のための脱衣スペースを設ける</li> </ul>
飲食店又はキャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 出入口には段を設けない</li> <li><input type="checkbox"/> 移動可能なテーブル、いす席を配置し、車いす使用者の利用に配慮する</li> <li><input type="checkbox"/> 数字・文字の文字表示や振動器を利用し、呼び出し等が高齢者、障害者等に分かりやすいようにする</li> <li><input type="checkbox"/> 点字メニューを設けることが望ましい</li> <li><input type="checkbox"/> 補助犬同伴者に配慮する</li> <li><input type="checkbox"/> 車いす使用者用便房を設置する</li> </ul>

用途	設計上のチェックポイント
理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	<input type="checkbox"/> 出入口には段を設けない <input type="checkbox"/> 文字表示や振動器を利用し、呼び出し等が高齢者、障害者等にわかりやすいようにする <input type="checkbox"/> 視覚障害者用情報提供設備（音声誘導など）、聴覚障害者用情報提供設備を設ける <input type="checkbox"/> 便房を設ける場合には、車いす使用者用便房を設置する
自動車教習所又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの	<input type="checkbox"/> 自動車教習所には肢体不自由者、聴覚障害者の利用に配慮した設備を設ける <input type="checkbox"/> 自動車教習所では、道路交通法に基づき一定のコースの確保が必要であるため、施設配置上の制約を強く受けることに留意する <input type="checkbox"/> 学習塾等では、視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、知的障害のある児童生徒の学習環境の整備に配慮する
公衆便所	<input type="checkbox"/> 車いす使用者対応、オストメイト対応、乳幼児連れ対応を行う <input type="checkbox"/> 規模に応じて、複数の車いす使用者用便房等を設ける
公共用歩廊	<input type="checkbox"/> 公共用歩廊は通常、建物（駅舎を含む）から建物へと移動するための経路となっており、建物と歩廊で管理者が異なる場合には、接点の段差解消や誘導方法、誘導の考え方などが整合するように、設計と管理運営の両面から調整する

## 【参考文献】

- ・「学校施設バリアフリー化推進指針」（平成16年3月）  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shisetu/009/toushin/04031903.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shisetu/009/toushin/04031903.htm)
- ・「学校施設のバリアフリー化等に関する事例集」（平成17年3月）  
[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shisetu/shuppan/05032801.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/shuppan/05032801.htm)
- ・「学校施設のバリアフリー化整備計画策定に関する実践事例集」（平成19年6月）  
[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shisetu/shuppan/07072505.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/shuppan/07072505.htm)

### (5) 改善、改修のチェックポイント

- ・既存建築物の改善、改修においても、基本的には新築と同様のバリアフリー化が達成されることが望ましい。
- ・既存建築物の場合には、新築とは違い、建築物内の管理運営がどのように行われているか、利用者のニーズや課題がどこにあるか等について事前に把握することができる。現状及び課題を十分に把握した上で、改善の目標を定めることが重要となる。
- ・改善・改修によって必要な有効幅員や空間の確保、便房や浴室等の設備設置を行う場合には、構造躯体の状況（柱梁・構造壁の配置、床の構造、階高寸法・梁下寸法等）や既存設備配管の位置・状況等について、十分に調査・検討を行う必要がある。
- ・あわせて新しいプランや設備等の建築基準法や関係法令への適合について、十分に検討する必要がある。
- ・施設を運営しながら改善・改修を実施する場合には、利用可能範囲の制限や他室の利用に影響の少ない位置での実施、仮設施設の設置、工事動線・避難動線の分離、工事音の低減、工期の短縮に努めること等の工夫が必要となる。
- ・面積や構造による制約により、バリアフリー化に多くの困難が生じる場合には、ハード（建築や設備）で対応する部分と人的対応に委ねる部分とのバランスの調整が必要となる。その場合にあっても、基本的なバリアフリー化への配慮にはハードで対応することとし、その上で高齢者や障害者等の利用を支援する運営体制や、利用者への個別サービスのあり方を検討する。
- ・いずれにしても新築と同様、利用者や建築物を管理運営する従業員の意見を十分にくみ上げることが必要となる。

## (6) 災害時の避難、誘導について

### ① 避難時の認知性（わかりやすさ）と安全性を確保する

- ・建築物の計画・設計の際には、高齢者、障害者等の避難について、十分に計画に組み込んでおくことが求められる。
- ・高齢者、障害者等を含めたすべての利用者にとって、わかりやすい動線計画（移動経路と避難経路の計画）が避難・誘導計画の基本である。
- ・施設規模が大きい場合や施設構成が複雑な場合、例えば劇場・競技場等で上演中や競技中の客席・観覧席が暗い場合、大規模なホテルや旅館の場合等、避難経路がわかりにくい場合もある。避難介助を必要とする高齢者、障害者等にとって避難に時間を要し、迅速な避難が困難になることを予め想定して避難経路の計画を行う。
- ・平時における安全かつ円滑な移動経路等の確保は、非常時の敷地内・施設内事故防止にもつながるものである。また車いす使用者等のための一時待避スペースの設置、高齢者、障害者等の特性に対応した避難手法（階段・その他の垂直移動方法）の確保、避難設備の設置等においても、きめ細かな配慮が必要となる。

### ② 情報伝達、避難・誘導のための設備を配置する

- ・すべての利用者が安全に速やかに避難するためには、非常事態（火災、地震、津波等）であることを、利用者の混乱防止に配慮した上で速やかに伝達する必要がある。
- ・施設を利用する高齢者や障害者等に、情報を伝達できる同伴者がいないこともあることから、非常事態であることを伝達するための様々な障害に対応した設備（音声・文字・光等）を設ける。また利用者を速やかに避難階や屋外に誘導するための避難経路の表示や設備（音声・文字・光等）を設ける。

**留意点：ホームページやパンフレットによる情報周知**

- ・これらの設備を配置するだけでなく、避難経路等に関する情報を掲載したホームページやパンフレットを準備して周知することにより、利用者が施設の利用前や利用中に確認できることにしておくことが望ましい。

### ③ 火災時の避難施設を計画する

- ・火災時の避難にあたっては、まず火災元と隔てられたところに移動することが重要である。計画・設計においては、特に車いす使用者等が防火戸等を通過する際に、移動上の障壁となる段差を設けない。
- ・利用者の中に、避難に時間を要し、避難介助を必要とする高齢者、障害者等がいることが想定されるため、例えば階数が2以上の劇場、競技場等では、防火戸等を通過した先に、一時的な安全を確保するための避難区画、一時待避スペース（他の部分と防火区画された非常用エレベーターロビー、屋内階段や付室、避難バルコニー等）を設けることが重要である。

### ④ 避難・誘導のための人的配置を計画する

- ・施設管理者等は、高齢者、障害者等を含むすべての利用者に対する非常時の情報伝達、避難誘導、避難支援のための人的配置を計画する。
- ・情報伝達、避難誘導、避難支援においては、その必要性がわかりにくい知的障害者、発達障害者等がいることに留意する必要がある。
- ・従業員（職員）だけでは避難支援が困難な場合もあることから、必要に応じて、周辺建築物の施設管理者や自治会等との避難協定・協力関係を結ぶこと等も検討する。



## 第2章 単位空間等の設計



## 第2部第2章 単位空間等の設計

### 2.0 第2章の見方

本章では、各単位空間の設計について、法令に基づく基準、設計の考え方（社会的ニーズを踏まえたバリアフリー設計の基本的な考え方）及び設計のポイント（設計を進める上での実務上の主要なポイント）を示した上で、設計標準（整備内容及びその具体的な実現方法）、改善・改修のポイント、標準図、写真等を示している。

実際の設計においては、地域性や用途・規模等を考慮し、さらに建物を利用することが想定される高齢者、障害者等の意見を把握した上で、本章やその他の章を活用し、ニーズや利用実態に合った設計をするよう努められたい。

また本章で「主要な経路」とは、以下の3つの経路のことをいう。

- ・道又は公園、広場その他の空地（以下、「道等」という。）※から利用居室までの経路  
（地上階又はその直上階若しくは直下会のみを利用居室を設ける場合には、地上階と直上階又は直下階との間の上下の移動に係る部分を除く）
- ・利用居室から車いす使用者用便房までの経路
- ・車いす使用者用駐車施設から利用居室までの経路

※地形の特殊性により、対応が困難な場合には、「道又は公園、広場その他の空地（以下、「道等」という。）」とあるのは、「建築物の車寄せ」とする。

### 2.3 建築物の出入口

◆基準◆  
 <建物移動等円滑化基準チェックリスト>

施設等	チェック項目
<移動円滑化経路> (第18条 第2項第一号)	①階段・段が設けられていないか (斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は免除)
<同上>	①幅は80cm以上であるか
出入口 (第二号)	②戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか

<建築物移動等円滑化誘導基準チェックリスト>

施設等	チェック項目
<一般> 出入口 (第2条)	①出入口(便所・浴室等の出入口、基準適合出入口に併設された出入口を除く) (1)幅は90cm以上であるか (2)戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか
	②以上の建物出入口 (1)幅は120cm以上であるか (2)戸は自動に開閉し、前後に水平部分を設けているか

◆設計の考え方◆

- ・敷地内の通路と同様、建築物の出入口の設計においては、建築物の主要な出入口から案内所等や案内表示に至るまでの経路を、高齢者、障害者等が他の利用者と同一ように安全かつ円滑に利用するための配慮が求められる。
- ・あわせて、施設内の室配置等を、高齢者、障害者等にわかりやすく案内し、誘導する配慮が求められる。
- ・設計にあたっては、建築物の用途や管理の方法、利用状況等を十分に想定する必要がある。
- ・施設管理者には、高齢者、障害者等が施設の利用に際して情報や支援を必要とした場合に対応できるよう、従業員の配置等の準備をしておくことが求められる。

◆設計のポイント◆

- ・高齢者、障害者等他の利用者が同じ出入口を利用できるように計画する。
- ・建築物の出入口には、車いす使用者が円滑に利用できる有効幅員、空間を確保し、原則として段を設けない。
- ・傾斜路や昇降機の設置については、他の利用者との公平性などの観点から、計画段階で十分に検討を行う。
- ・戸の形式は、車いす使用者・上肢障害者等の開閉しやすさに配慮したものとする。
- ・建築物の出入口から案内所等の受付カウンター、または案内板・インターホン等の案内設備に至る経路には、視覚障害者を誘導するための措置を講じる。
- ・受付カウンターや、案内板・インターホン等の案内設備の手前には、視覚障害者に注意を喚起するための措置を講じる。
- ・床の仕上げは、濡れても滑りにくいものとする。
- ・建築物の出入口付近には、案内所等の受付カウンター、または案内板・インターホン等の案内設備を設ける。
- ・案内板には、施設内の配置や便所・エレベーター・駐車場の位置、利用案内等をわかりやすく示す。
- ・案内板は、高齢者、視覚障害者のほか、多様な利用者にわかりやすいものとする。

法令に基づく基準

社会的ニーズを踏まえたバリアフリー設計の基本的な考え方

設計を進める上での実務上の主要なポイント

なお本章では、国土交通省で定める設計標準という性格上、バリアフリー化のための性能としては優れている製品であっても、特許が付帯しているなどの理由により特定の業者のみ販売が認められている製品・材料の紹介及び記載は控えている。

2. 3 建築物の出入口

2. 3. 1 建築物の出入口の設計標準

建築物の出入口は、以下に即して設計する。

**(1) 出入口の有効幅員、空間の確保等**

- ・主要な経路上の出入口の有効幅員は、80cm以上とする。
- ・2以上の出入口を併設する場合には、そのうち1以上の出入口の有効幅員は、90cm以上とすることが望ましい。
- ・直接地上へ通ずる出入口のうち1以上の有効幅員は、120cm以上とすることが望ましい。
- ・出入口の前後には、車いす使用者が直進でき、車いすの転回ができるよう、140cm角以上の水平なスペースを設けることが望ましい。
- ・風除室の両開き戸の間隔は、車いす使用者が待機できるスペースが十分確保される大きさとする。
- ・風除室内で方向転換する設計は、避けることが望ましい。
- ・主要な経路上の出入口には、階段又は段を設けない。(傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合を除く。)

**(2) 戸の形式**

- ・主要な経路上の出入口に戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないものとする。
- ・主要な経路以外の出入口に戸を設ける場合にも、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないものとする。
- ・直接地上へ通ずる出入口のうち1以上に戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造とし、かつ、その前後に高低差がないものとする。
- ・開閉動作の難易度から見ると、引き戸の方が開き戸より使いやすく、また自動式の方が手動式より安全で使いやすい。

**① 自動式引き戸**

- ・開閉速度は、開くときは迅速に、閉まるときは遅くすることが望ましい。
- ・起動装置は、視覚障害者、車いす使用者等の通行については、支障なく作動するよう配慮する。
- ・高齢者、障害者等がドアに挟まれないように、ドア枠の左右かつ適切な高さ安全装置(安全センサー)を設置することが望ましい。
- ・非常時の対応のため、手動式の戸を併設することが望ましい。

- 2-37 -

第2章をまとめるにあたって、高齢者、障害者等や、設計実務者、専門家等にヒアリングを行い、様々な知見を得ることができた。

その内容は、専門知識をはじめ、単に数値では表現できない実態的な内容や、設計者の工夫など多岐にわたる。

これらは、留意点として掲載した。

- 留意点：有効幅員**  
・出入口の有効幅員の確保にあたっては、ドアの厚みや取っ手の引き残り・飛び出しを考慮し、必要な有効幅員が確保できるよう十分に配慮する。
- 留意点：段**  
・わずかな段であっても、視覚障害者や車いす使用者等の通過の妨げとなり、また高齢者や肢体不自由者がつまづく危険もあるため、設けないよう注意する。雨仕舞の関係から、段が生じる場合には、傾斜路を設けるものとする。
- 留意点：戸の認知のしやすさ**  
・視覚障害者に配慮し、戸や取っ手の色は認知しやすい色とすることが望ましい。

## 2. 1 敷地内の通路

### ◆ 基準 ◆

#### <建築物移動等円滑化基準チェックリスト>

施設等	チェック項目	
<一般> 敷地内の 通路 (第16条)	①表面は滑りにくい仕上げであるか	
	②段がある部分	—
	(1)手すりを設けているか	
	(2)識別しやすいものか	
	(3)つまずきにくいものか	
	③傾斜路	—
(1)手すりを設けているか(勾配1/12以下で高さ16cm未満又は1/20以下の傾斜部分は除く)		
(2)前後の通路と識別しやすいものか		
<移動円滑化 経路> (第18条第2項 第一号)	①階段・段が設けられていないか (傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は除く)	
<同上> 敷地内の 通路 (第七号)	①幅は120cm以上であるか	
	②区間50m以内ごとに車いすが転回可能な場所があるか	
	③戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	
	④傾斜路	—
	(1)幅は120cm以上(段に併設する場合は90cm以上)であるか	
(2)勾配は1/12以下(高さ16cm以下の場合は1/8以下)であるか		
(3)高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか(勾配1/20以下の場合は除く)		
(第3項)	⑤上記①から④は地形の特殊性がある場合は車寄せから建物出入口までに限る	

#### <建築物移動等円滑化誘導基準チェックリスト>

施設等	チェック項目	
<一般> 敷地内の 通路 (第11条)	①幅は180cm以上であるか	
	②表面は滑りにくい仕上げであるか	
	③戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	
	④段がある部分	—
	(1)幅は140cm以上であるか(手すりの幅は10cm以内までは不算入)	
	(2)けあげは16cm以下であるか	
	(3)踏面は30cm以上であるか	
	(4)両側に手すりを設けているか	
	(5)識別しやすいものか	
	(6)つまずきにくいものか	
	⑤段以外に傾斜路又は昇降機を設けているか	
	⑥傾斜路	—
	(1)幅は150cm以上(段に併設する場合は120cm以上)であるか	
	(2)勾配は1/15以下であるか	
	(3)高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか(勾配1/20以下の場合は除く)	
(4)両側に手すりを設けているか(高さ16cm以下又は1/20以下の傾斜部分は除く)		
(5)前後の通路と識別しやすいものか		
⑦上記①、③、⑤、⑥(1)から(3)は地形の特殊性がある場合は車寄せから建物出入口までに限る		
⑧上記①、③、④、⑥(1)から(3)は車いす使用者の利用上支障がないもの <sup>1</sup> は適用除外		

<sup>1</sup>車いす使用者用駐車施設が設けられていない駐車場、階段等のみに通ずる敷地内の通路の部分(告示第1488号)

## ◆ 設計の考え方 ◆

- ・高齢者、障害者等の円滑な移動に配慮した設計においては、様々な移動上の制約を受ける人も、制約を受けない人と同じように利用できるような配慮することが基本となる。
- ・そのため、敷地内の通路の設計においては、道路や駐車場から建築物の出入口等までの通路、同一敷地内の建築物間の通路を、高齢者、障害者等が他の利用者と同じように安全かつ円滑に利用するための配慮が求められる。
- ・また路面が濡れている状態の利用等も想定され、高齢者、障害者等の安全性確保への配慮が重要となる。

## ◆ 設計のポイント ◆

- ・高齢者、障害者等と他の利用者が同じ通路を利用できるように計画する。やむを得ず高齢者、障害者等の通路を別に設ける場合は、他の利用者とは著しく異なる経路としない。
- ・高齢者、障害者等の安全の確保を図るため、原則として歩行者と車の動線を分離する。
- ・道路及び駐車場から建築物の出入口までの通路、同一敷地内の建築物間の通路には、車いす使用者が円滑に利用できる有効幅員を確保し、原則として段を設けない。
- ・傾斜路を設ける場合には、車いす使用者が無理なく上ることができ、また安全に下りることができる幅員や形状とする。
- ・傾斜路を設ける場合には、車いす使用者や視覚障害者等の壁のない側への落下防止、杖の落下防止等に配慮した形状とする。
- ・道路等から建築物の出入口に至る経路には、視覚障害者を誘導するための措置を講じる。
- ・段や傾斜路の上端に近接する部分には、視覚障害者に注意を喚起するための措置を講じる。
- ・高齢者、障害者等が、段や傾斜路の存在を容易に識別できる措置を講じる。
- ・通路及び傾斜路の路面の仕上げは、濡れても滑りにくいものとする。

### 2. 1. 1 敷地内の通路の設計標準

敷地内の通路は、以下に即して設計する。

#### (1) 配置

- ・主要な経路上の敷地内の通路（道等（地形の特殊性により困難な場合は、車寄せ）及び、車いす使用者用駐車施設から建築物の出入口までの敷地内の通路）は、高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路とする。
- ・同一敷地内にある、利用居室を有する建築物の出入口間の敷地内の通路も、高齢者、障害者等が円滑に利用できるような計画する。
- ・傾斜路を設ける場合は、主要な経路上の通路に併設して設け、最短経路を確保することが望ましい。

#### (2) 通路の有効幅員、空間の確保等

##### ① 通路

- ・主要な経路上の通路の幅は、120cm以上とする。
- ・主要な経路上の通路には、50m以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設ける。

- ・通路の幅は、段がある部分及び傾斜路を除き、180cm以上とすることが望ましい。（※1）

※1 以下の場合を除く。

- ・車いす使用者用駐車施設が設けられていない駐車場、段等のみに通ずる敷地内の通路の部分（ただし勾配が1/12を超える傾斜がある部分には、両側に手すりを設ける。）
- ・主要な経路上の通路には、階段又は段を設けない。（傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合を除く。）
- ・主要な経路以外の通路に段を設ける場合にも、段に代わり、又はこれに併設する傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を設けることが望ましい。
- ・段には、段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない。
- ・段の幅は、140cm以上とすることが望ましい。（手すりが設けられた場合は、手すりの幅が10cmを限度として、ないものとみなして算定する。）
- ・けあげの寸法は、16cm以下とすることが望ましい。
- ・踏面の寸法は、30cm以上とすることが望ましい。
- ・道路等と敷地内通路に段差を設ける場合は、車いす使用者の通行に配慮する。
- ・水勾配が必要な場合を除き、通路は水平とする。
- ・モニュメント、車止め、植樹ます等の設置を行う場合は、車いす使用者、視覚障害者の通行に支障がないよう配慮する。
- ・その他の昇降機（段差解消機）については、2. 1 3 B. 1 を参照。

**留意点：安全のために**

- ・視覚障害者が敷地内の車路へ進入してしまうのを防ぐために、歩道と車路の間に、周囲との違いを認知しやすい色の手すりを設ける等の配慮をする。支柱が飛び出しているものや、白杖で認知できない形状は用いない。
- ・車止め（ボラード）\*は、視覚障害者が衝突したり、車いす使用者等の通過の障害となるので、原則として設置しないことが望ましい。やむを得ず設置する場合は、白杖で認知しやすい大きさや、弱視者が認知しやすいものとし、夜間の衝突を防止するために照明等の配慮をする。
- ・やむを得ず、歩行者と車の動線が交差する場合には、見通しを良くする等、危険を回避することが望ましい。

\*車止め（ボラード）とは、歩行者の保護や車両の進入禁止等を目的として設置する高さ50～90cm程度の柱のことをいう。

## ② 傾斜路

- ・主要な経路上の傾斜路の幅は、段に代わるものは120cm以上、段に併設するものは90cm以上とする。
- ・傾斜路の幅は、段に代わるものは150cm以上、段に併設するものは120cm以上とすることが望ましい。（※2）

※2 以下の場合を除く。

- ・車いす使用者用駐車施設が設けられていない駐車場、段等のみに通ずる敷地内の通路の部分（ただし勾配が1/12を超える傾斜がある部分には、両側に手すりを設ける。）
  - ・主要な経路上の傾斜路の勾配は、1/12を超えないものとし、高さが16cm以下のものでは、1/8を超えないものとする。
  - ・傾斜路の勾配は、1/15を超えないものとすることが望ましい。（※3）
- ※3 以下の場合を除く。
- ・車いす使用者用駐車施設が設けられていない駐車場、段等のみに通ずる敷地内の通路の部分（ただし勾配が1/12を超える傾斜がある部分には、両側に手すりを設ける。）
  - ・主要な経路上の傾斜路で、高さが75cmを超えるもの（勾配が1/20を超えるもの）では、高さ75cm以内ごとに踏幅が150cm以上の踊場を設ける。

**留意点：勾配**

- ・車いす使用者が自力で登坂できる勾配は、1/12以下である。1/12の勾配は国際シンボルマークの設置基準である。1/10は、自力で通過するのは困難である。

- ・主要な経路以外の傾斜路でも、高さが75cmを超えるもの（勾配が1/20を超えるもの）では、高さ75cm以内ごとに踏幅が150cm以上の踊場を設けることが望ましい。（※4）

※4 以下の場合を除く。

- ・車いす使用者用駐車施設が設けられていない駐車場、段等のみに通ずる敷地内の通路の部分（ただし勾配が1/12を超える傾斜がある部分には、両側に手すりを設ける。）
- ・傾斜路の上端・下端にも、通行の安全、休憩、方向転換等のため、150cm以上の水平なスペースを設けることが望ましい。
- ・長くゆるやかに続く傾斜路の場合は、傾斜路の距離、勾配を傾斜路の上端・下端に表示することが望ましい。
- ・傾斜路の曲がりの部分、折り返し部分、他の通路との交差部分にも150cm以上の水平な踊場を設けることが望ましい。
- ・義足使用者や片まひ者は階段の方が上り下りしやすい場合もあるため、傾斜路には緩勾配の手すり付階段を併設する。

### （3） 戸の形式

- ・主要な経路上の通路に戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないものとする。
- ・主要な経路以外の通路に戸を設ける場合にも、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないものとする。ことが望ましい。（※5）

※5 以下の場合を除く。

- ・車いす使用者用駐車施設が設けられていない駐車場、段等のみに通ずる敷地内の通路の部分（ただし勾配が1/12を超える傾斜がある部分には、両側に手すりを設ける。）

### （4） 部品・設備等

#### ① 手すり

- ・段がある部分には手すりを設ける。
- ・段がある部分の両側に、手すりを設けることが望ましい。
- ・勾配が1/12を超え、又は高さが16cmを超え、かつ、勾配が1/20を超える傾斜がある部分には、手すりを設ける。
- ・高さが16cmを超え、かつ、勾配が1/20を超える傾斜がある部分には、両側に手すりを設けることが望ましい。
- ・手すりは、耐久性のある材料とすることが望ましい。
- ・傾斜路の上端・下端では45cm以上水平に延長し、歩きはじめの安定確保や、視覚障害者の利用に配慮することが望ましい。
- ・踊場も含め、連続して取り付けることが望ましい。
- ・その他 2. 1 3 A. 1 手すり を参照。

## ② 傾斜路の立上り、側壁等

- ・側壁がない側には、杖等による危険の認知、車いすのキャスター等の脱輪防止等のため、傾斜路側端に5cm以上の立ち上がりを設けることが望ましい。

## ③ 視覚障害者誘導用ブロック等

- ・道等から点字・音声等による案内設備又は案内所に至る主要な経路には、視覚障害者の誘導を行うために、線状ブロック等及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設するか、音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設ける。(※6)

※6 以下の場合を除く。

- ・自動車駐車施設
  - ・建築物の内にある管理者等が常時勤務する案内所から直接地上へ通ずる出入口を容易に視認でき、かつ、道等から当該出入口までの経路に、視覚障害者誘導用ブロックの敷設又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設ける場合
  - ・道等から点字・音声等による案内設備又は案内所に至る主要な経路では、車路に近接する部分、段がある部分又は傾斜がある部分の上端に近接する部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設する。(※7)
- ※7 以下の場合を除く。
- ・勾配が1/20を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの
  - ・高さが16cmを超えず、かつ、勾配が1/12を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの
  - ・段がある部分若しくは傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊場等
- ・視覚障害者誘導用ブロック等以外の誘導方法を選択する必要がある場合には、音声による案内・誘導、従業員等による人的誘導を行う。
  - ・視覚障害者誘導用ブロック等については、2. 1 3 H. 1 視覚障害者誘導用設備を参照。
  - ・音声による案内・誘導については、2. 1 3 I. 1 情報伝達設備(1)を参照。

**留意点：視覚障害者誘導用ブロック等**

- ・歩道と敷地内の通路の視覚障害者誘導用ブロック等は連続させることが望ましい。

**留意点：インターホンへの誘導方法**

- ・インターホンへの誘導方法は、視覚障害者誘導用ブロック等あるいは音声による案内・誘導が考えられるが、設置位置を探すことの困難さがあり、できる限りわかりやすい位置にインターホンを設けることが望ましい。
- ・インターホンは、立位と車いす使用者両者が利用できる高さに設置する。
- ・インターホンは聴覚障害者が利用しにくい機器であることに配慮し、施設の利用案内など文字表示を併設することが望ましい。

## ④ 照明等

- ・誰にでも認知できる明るさを確保することが望ましい。

## ⑤ 屋根、庇

- ・積雪寒冷地では、通路や傾斜路の凍結や積雪を防止するため、融雪装置や上屋の設置による対応が望ましい。

**留意点：照明**

- ・夜間における弱視者の歩行に配慮し、適切な照明計画やわかりやすい動線計画等で敷地内の通路を整備する。
- ・建物名称表示等は、夜間でもわかりやすいよう照明等に配慮する。

## (5) 仕上げ等

### ① 路面の仕上げ

- ・通路の表面は粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。
  - ・通路の表面は、濡れても滑りにくい材料で仕上げる。
  - ・傾斜路の表面は、ノンスリップ加工を施す等、濡れても滑りにくい材料で仕上げる。

**② 溝蓋**

- ・通路や傾斜路を横断する排水溝等の蓋は、通路面との段をなくし、蓋のスリット等は杖先や車いすのキャスター等が落ちない2cm以下のものとするのが望ましい。

**③ 段、傾斜路の識別性**

- ・段がある部分は、踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。
- ・傾斜路は、その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。

**留意点：仕上げと施工**

- ・車いすでは移動が困難となる砂利敷きや石畳の採用を避ける必要がある。やむを得ずそのような通路を設ける場合は迂回路を設ける。また、レンガあるいはタイル敷き等は路盤の沈下による不陸や目地の凹凸を生じないように施工や管理を行う。
- ・仕上げの材料の目地幅は、できる限り小さくし、車いす使用者や視覚障害者の通行のしやすさに配慮する。

**(6) 案内表示**

- ・建築物又はその敷地には、建築物又はその敷地内のエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した案内板その他の設備を設ける。（当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を容易に視認できる場合、案内所を設ける場合を除く。）
- ・建築物又はその敷地には、建築物又はその敷地内のエレベーターその他の昇降機又は便所の配置を点字、そ音による案内、そのほかこれらに類する方法により視覚障害者に示すための設備を設ける。（案内所を設ける場合を除く。）
- ・聴覚障害者に配慮し、案内板には施設の利用案内が文字表示されていることが望ましい。
- ・案内板については、2. 1 3 G. 1 案内表示を参照。

**2. 1. 2 改善・改修のポイント**

敷地内の通路の改善・改修にあたっては、建築物移動等円滑化基準に適合させることの他、2. 1. 1 敷地内の通路の設計標準に基づき改善・改修を行うことが望ましいが、特に以下の点に留意する。

**(1) 通路の有効幅員、空間の確保等**

- ・歩道と車路及び敷地の境界の段を解消する。
- ・敷地内の通路の段を解消する。
- ・傾斜路で段を解消できない場合は、段差解消用の昇降機の整備によるのが望ましい。

**(2) 部品・設備等**

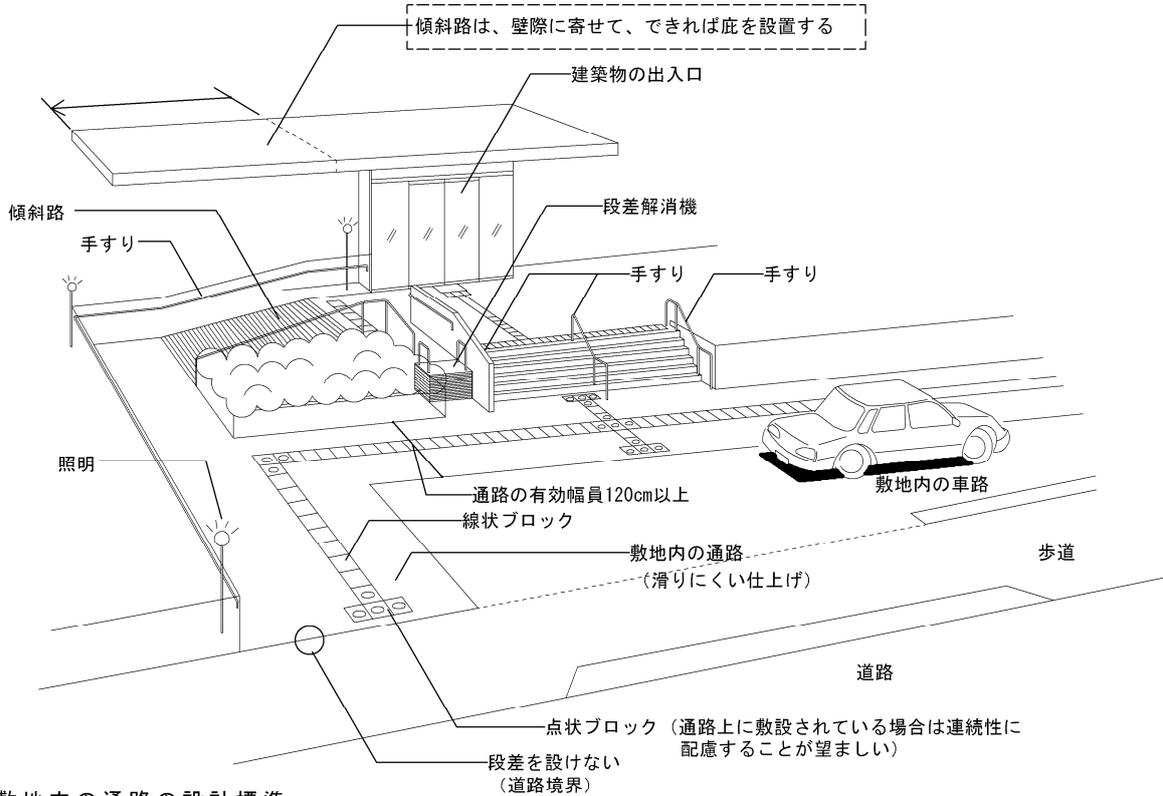
- ・傾斜路の側壁については、2. 1. 1 敷地内の通路の設計標準(4)②を参照。

**(3) 仕上げ等**

- ・路面の仕上げについては、2. 1. 1 敷地内の通路の設計標準(5)①を参照。

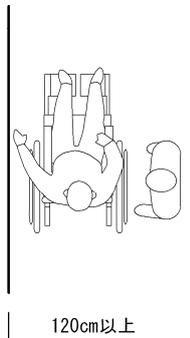
## 敷地内の通路 1

● 建築物の出入口と地盤面との間に高低差を設けざるを得ない場合

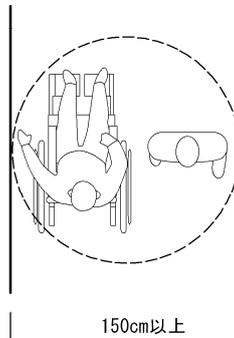


● 敷地内の通路の設計標準

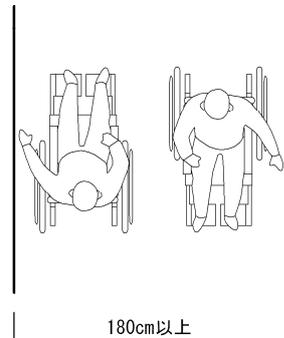
○ 敷地内の通路の有効幅員



a. 車いす使用者と横向きの人がすれ違える寸法

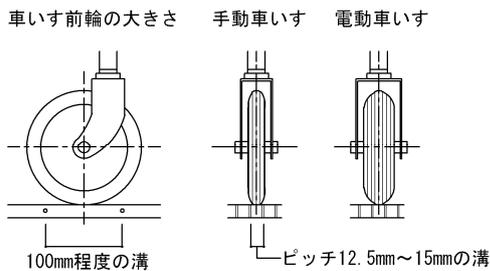


b. 人と車いす使用者がすれ違える寸法  
車いす使用者が回転(360°)できる寸法

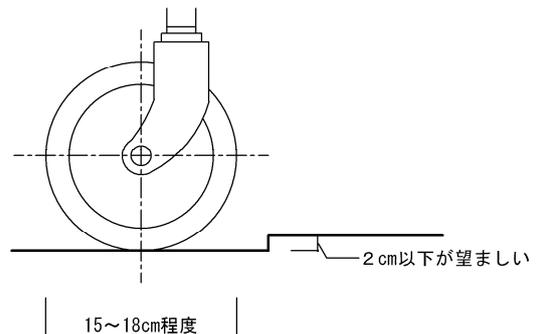


c. 車いす使用者同士がすれ違える寸法  
車いす使用者と杖使用者がすれ違える寸法

○ 車いすの前輪が落下しない配慮

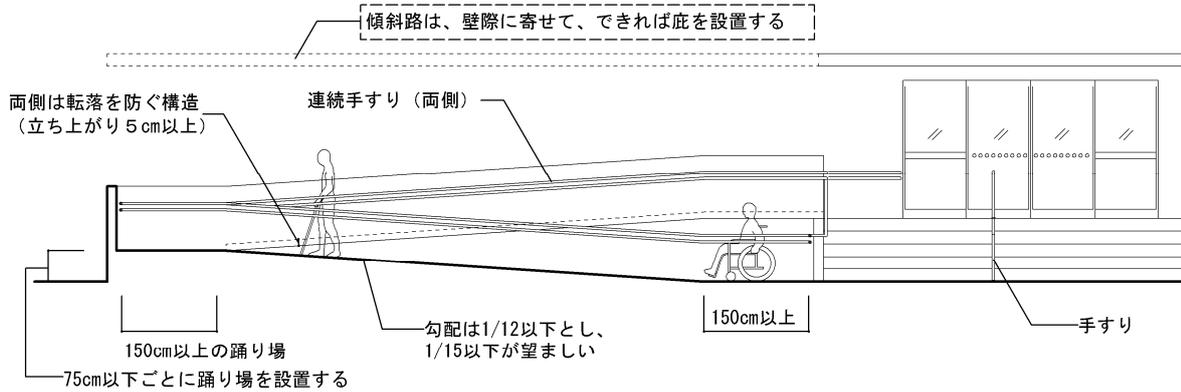
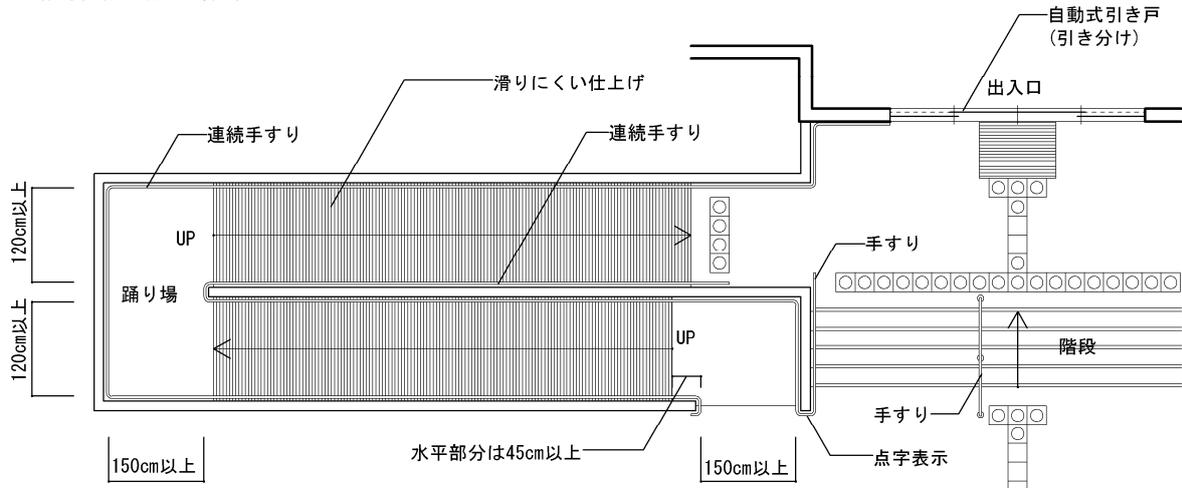


○ 段差の解消

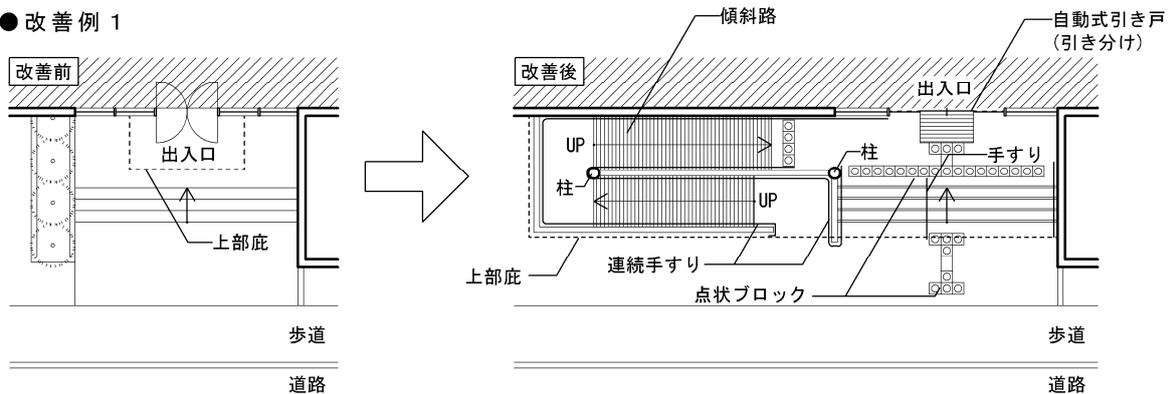


## 敷地内の通路 2

### ● 傾斜路の設計標準



### ● 改善例 1

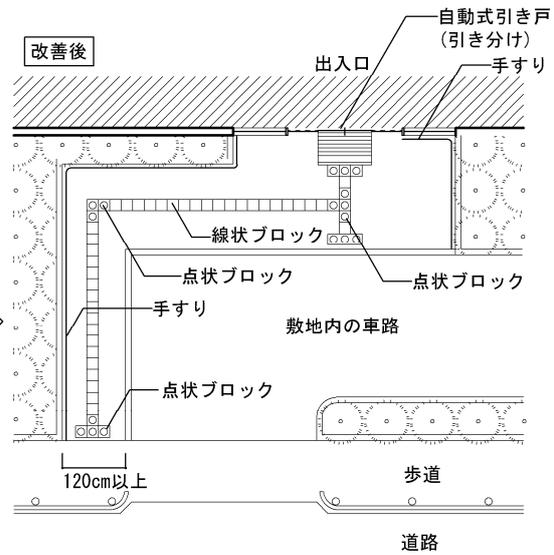
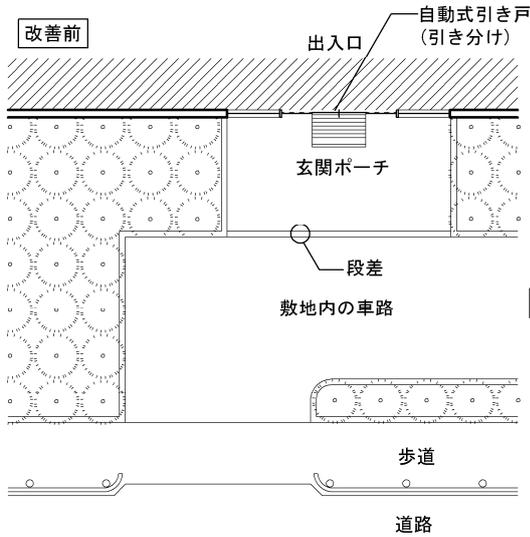


- ・ 敷地内の通路に高低差がある場合
- ・ 傾斜路を設置できるスペースがある場合
- ・ 出入口が開き戸の場合

- ・ 傾斜路を設ける
- ・ 階段の上端部に点状ブロックを敷設する
- ・ 自動式引き戸に改善する
- ・ 手すりを設置する
- ・ 玄関ポーチ及び傾斜路の上部に庇を設置する

### 敷地内の通路 3

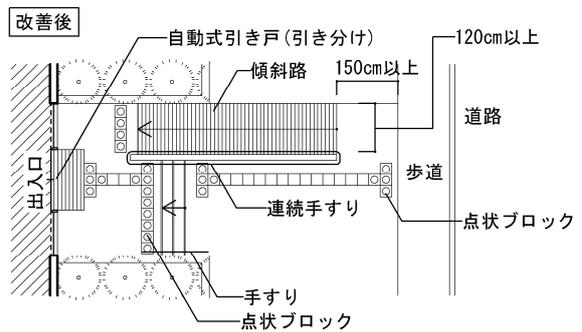
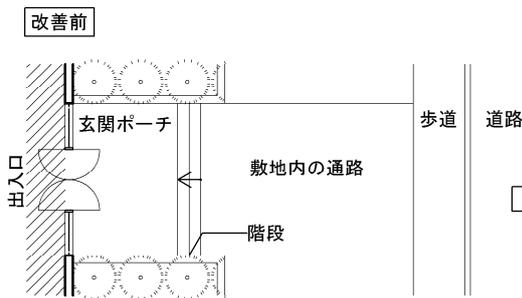
#### ● 改善例 2



- ・ 玄関ポーチに段差がある場合
- ・ 敷地内の通路がなく高齢者、障害者等への配慮がない場合

- ・ 敷地内の通路を新設する
- ・ 視覚障害者誘導用ブロック等を敷設する
- ・ 玄関ポーチまで連続する手すりを設置する

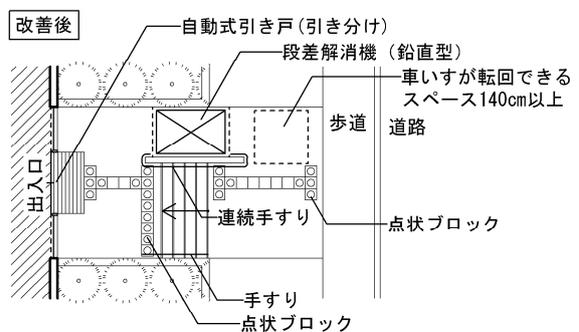
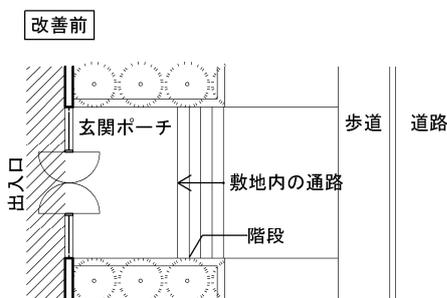
#### ● 改善例 3



- ・ 敷地内の通路に高低差がある場合
- ・ 出入口が開き戸の場合
- ・ 高齢者、障害者等への配慮がない場合

- ・ 傾斜路を設置する (勾配は1/15以下が望ましい)
- ・ 階段及び傾斜路に連続手すりを設置する
- ・ 視覚障害者誘導用ブロック等を敷設する
- ・ 出入口を自動式引き戸に改善する

#### ● 改善例 4



- ・ 敷地内の通路に高低差がある場合
- ・ 敷地内の通路が狭く傾斜路が設置できない場合
- ・ 出入口が開き戸の場合
- ・ 高齢者、障害者等への配慮がない場合

- ・ 段差解消機 (鉛直型) を設置する
- ・ 階段に連続手すりを設置する
- ・ 視覚障害者誘導用ブロック等を敷設する
- ・ 出入口を自動式引き戸に改善する

### 2. 1. 5 設計例



- ・敷地内の通路の上屋、視覚障害者誘導用ブロックの連続敷設（床仕上げの材料の変化と明度差に配慮した通路により、わかりやすいデザインとしている。）



- ・建物の出入口手前の、インターホンが設けられた案内板（視覚障害者誘導用ブロックの敷設はここまで。）



- ・敷地内に設けられた階段とエレベーター



- ・敷地内に設けられたスロープ

### 2. 1. 3 ソフト面の工夫

#### （１）人的な対応

- ・高齢者、障害者等が建築物をより円滑に利用するためには、建築的対応や設備に留まらず、常時来客に対応できる従業員（案内係・受付係・ドアマン等）が配置されていることが望ましい。

#### （２）障害物等

- ・敷地内の通路上に不用意な物品や案内板等が置かれていると、設計で配慮した高齢者、障害者等の利用しやすさが機能しなくなる。設計段階においても、施設運用上のあり方を十分検討し、物品や案内板等による通行の支障がおきないように配慮することが望ましい。

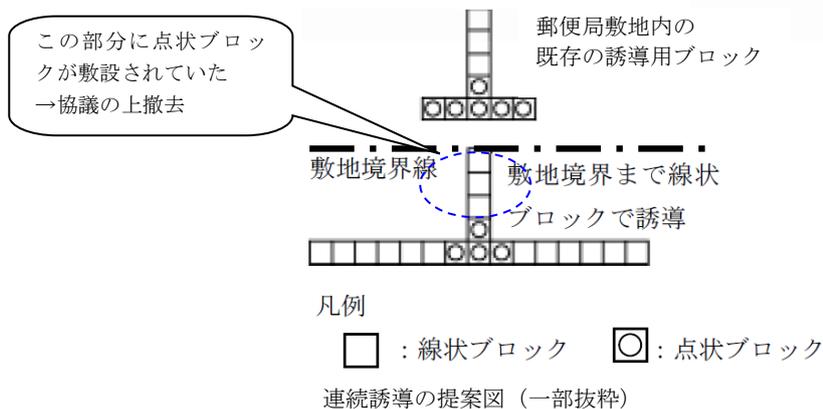
## 道路と敷地の境界をいかに整備するか -視覚障害者誘導用ブロックの敷設- 交通バリアフリー法基本構想に基づく特定経路における連続誘導 (視覚障害者誘導用ブロックの敷設)の事例(江東区)

江東区においては、平成17年度より交通バリアフリー法に基づく基本構想の策定に着手し、平成18年度は基本構想に基づく特定事業計画の検討を進めた。

基本構想において特定経路として設定されていた永代通りについては、特定経路の整備方針として、視覚障害者誘導用ブロックを連続的に敷設した連続誘導を行うこととされていた。東陽町駅改良工事に伴う道路復旧工事中という機会を捉え、視覚障害者等を含めた現地検等のワークショップを開催し、放置自転車等の障害物を避けた最も歩きやすい連続敷設の位置(歩道中央ではなく建物側から1.5m離れた位置とした)、交差点部分の敷設方法、バス停、駅入り口、建物への連続的な案内方法等を検討し、ワークショップの成果として連続敷設の案を作成して、工事へと反映させた。

なお、駅周辺では、駅出入口、バス停、タクシー乗降場など、様々な場所への誘導をしなくてはならず、交差点も多いことから視覚障害者誘導用ブロックの敷設は複雑になりやすい。その中で、施設内に音声標識誘導システムが設置されていた郵便局へは連続誘導すべきと整理された。

敷設途中に現場確認を行ったところ、郵便局との敷地境界に歩道側での警告ブロック(点状ブロック)が敷設され、警告ブロックが2重敷設となっていた。協議の上、その警告ブロックは撤去することとした。(図参照)建築敷地と歩道とのどちらに先に視覚障害者誘導用ブロックが敷設されているかは、その現場の状況によるが、関係者間の連携によって、安全を確保した効率的でわかりやすい敷設が求められる。



整備前：ワークショップの様子



整備後：郵便局への連続誘導



## 応急仮設住宅におけるバリアフリー対応の事例

### ① 敷地内の通路におけるバリアフリー対応の事例

#### i) 簡易舗装化

車いすや高齢者の手押し車の円滑な移動を図るため、住戸前通路や敷地内幹線通路及びそこから車両乗降場所に至る通路を簡易舗装化

#### ii) スロープの設置

敷地と玄関との段差を解消するため、手すり、車いすの回転スペースや脱輪防止のための立ち上がり等を備えたスロープを設置

#### iii) 通路の嵩上げ

住戸の出入口における段差を解消するため、各住戸の出入口が面する通路の嵩上げを実施。嵩上げによる出入口への雨水流入を防ぐため、通路をV字勾配として中央部に排水溝を設置するとともに、透水性アスファルトを採用

#### iv) 手すりの設置

敷地と玄関の段差箇所やスロープ設置箇所等に手すりを設置



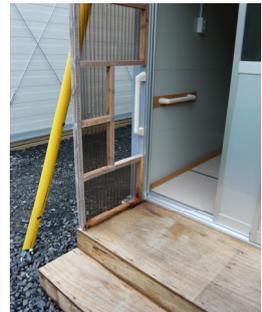
i) 簡易舗装化の実施例



ii) スロープの設置例



iii) 通路の嵩上げの実施例



iv) 玄関の手すりの設置例

### ② 東日本大震災における高齢者、障害者等に配慮した応急仮設住宅団地における取り組みの事例

#### i) コミュニティケア型の応急仮設住宅（岩手県釜石市）

- ・住戸間デッキ（路地デッキ）を設け住戸内と外の段差を解消し、車いすやストレッチャーも通行可能となっている。
- ・ケアゾーンと一般ゾーンを設定し、ケアゾーンには子育てケア世帯や要ケア世帯を配置し、路地デッキを介したコミュニティケアを重視し、一般ゾーンはプライバシーを優先した配置となっている。
- ・ケアゾーンの各住戸から路地デッキにより地続きで行き来できる位置にサポートセンターや店舗・スーパーを配置している。

#### ii) 集会所におけるバリアフリー対応（岩手県陸前高田市）

応急仮設住宅における浴室やトイレは、介助者を伴っての入浴や車いす使用者が使用するトイレとしては狭小なため、利用が困難な高齢者、障害者等への対応として、集会場にバリアフリーを考慮した浴室や多機能トイレ等を設置している。

《集会所におけるバリアフリー対応の例》

- ・玄関におけるスロープの設置
- ・トイレ、浴室等における手すりの設置
- ・ベビーシートやオストメイト用の設備が設置された多機能便房の設置
- ・玄関に多目的トイレを示すサインの設置
- ・引き戸の設置や広さが確保された浴室の設置

#### iii) 視覚障害者・聴覚障害者等に対する配慮の事例

- ・視覚障害者等への対応として視覚障害者誘導用ブロックの敷設、聴覚障害者等への対応として玄関チャイムと連動したフラッシュライトの設置が行われている。

※応急仮設住宅におけるバリアフリー対応については、応急仮設住宅建設必携の中間とりまとめ（国土交通省HP）（<http://www.mlit.go.jp/common/000211741.pdf>）も参考となる。



i) コミュニティケア型の応急仮設住宅の例（岩手県釜石市）  
（※配置計画については東京大学高齢社会総合研究機構によるもの）



ii) 集会所におけるバリアフリー対応の例  
（岩手県陸前高田市）

## 2. 2 駐車場

### ◆ 基準 ◆

#### <建築物移動等円滑化基準チェックリスト>

施設等	チェック項目	
＜一般＞ 駐車場 (第17条)	①車いす使用者用駐車施設を設けているか（1以上）	
	(1)幅は350cm以上であるか	
	(2)利用居室までの経路が短い位置に設けられているか	
標識 (第19条)	①エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることの表示が見やすい位置に設けているか	
	②標識は、内容が容易に識別できるものか(日本工業規格Z8210に適合しているか)	

#### <建築物移動等円滑化誘導基準チェックリスト>

施設等	チェック項目	
＜一般＞ 駐車場 (第12条)	①車いす使用者用駐車施設を設けているか（原則2%以上）	
	(1)幅は350cm以上であるか	
	(2)利用居室等までの経路が短い位置に設けられているか	
標識 (第14条)	①エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることの表示が見やすい位置に設けているか	
	②標識は、内容が容易に識別できるものか(日本工業規格Z8210に適合しているか)	

### ◆ 設計の考え方 ◆

- ・高齢者、障害者等が自動車を利用して外出する機会が増えており、高齢者、障害者等の社会参加を促進する上で、自動車は有効な移動手段であることから、建築物を設計する際には、駐車場の安全性確保や利用のしやすさへの配慮が求められる。
- ・駐車場の設計においては、車いす使用者のための駐車施設を設置し、高齢者、障害者等にわかりやすく案内する配慮が求められる。

### ◆ 設計のポイント ◆

- ・建築物の出入口からできるだけ近い位置に、施設用途や規模に応じた台数の、車いす使用者用駐車施設を設置する。
- ・車いす使用者用駐車施設には、車いす使用者が安全に車から乗降するために十分な広さを確保する。
- ・上・下肢障害者や妊婦、けが人、乳幼児連れ利用者等に対する駐車スペースを、車いす使用者用駐車施設に近い位置に別途、確保する。
- ・駐車施設には、車いす使用者用駐車施設の位置をわかりやすく示す標識等を設置する。

## 2. 2. 1 駐車場の設計標準

駐車場は、以下に即して設計する。

### (1) 設置数、配置

- ・ 駐車場には、車いす使用者が円滑に利用することができる駐車施設（以下「車いす使用者用駐車施設」という。）を1以上設ける。
- ・ 駐車場には、当該駐車場の全駐車台数が200以下の場合には当該駐車台数に1/50を乗じて得た数以上、全駐車台数が200を超える場合は当該駐車台数に1/100を乗じて得た数に2を加えた数以上の車いす使用者用駐車施設を設けることが望ましい。
- ・ 車いす使用者用駐車施設は、当該車いす使用者用駐車施設から利用居室までの経路の長さができるだけ短くなる位置に設ける
  - ・ 車いす使用者用駐車施設は、建築物の出入口までの経路ができる限り短くなる位置に設ける。
- ・ 施設規模・用途を考慮し、建築物の出入口に近い位置には、上・下肢障害者や妊婦、けが人、乳幼児連れ利用者等も利用できる通常の広さの駐車施設を設置する。

#### 留意点：設置位置

- ・ 車いす使用者用駐車施設を設ける場合は、建築物側に設ける等、車路を横断しないで済むようにする等、安全の確保について工夫することが望ましい。
- ・ 屋内駐車場の場合、車いす使用者用駐車施設は、エレベーターホールの入口付近に設ける。また、車いす使用者用駐車施設の他に、安全に乗降できるように、車寄せを設けることが望ましい。

### (2) 駐車場の幅、空間の確保等

- ・ 車いす使用者用駐車施設の幅は、350cm以上とする。
- ・ 奥行きについては施設用途に応じて、小型車からバス仕様までの奥行きについて検討することが望ましい。
- ・ 車いす用リフト付車両等の車いす使用者送迎用の自動車の利用も想定した乗降スペースを確保することが望ましい。特に後部ドア側のスペース確保が重要である。
- ・ 舗装は水平とする。

#### 留意点：車いす使用者乗降用スペース

- ・ 車いす使用者の乗降用スペースは左右両方に設けることがより望ましい。この場合、車いす使用者用駐車施設を隣接して複数設けると左右どちらからでも乗降できるようになる。
- ・ 車いす用リフト付き車両（バンタイプ）では、後部ドアの開閉が通常であり、幅員と共に奥行きについて配慮する必要がある。施設用途に応じたスペースの確保が望ましい。

### (3) 部品・設備等

#### ① 屋根、庇

- ・ 車いす使用者が自動車を利用する場合、屋根又は庇がないと雨天時の乗降に困難が生じる。少なくとも自動車・車いす間の乗降や車いすによる乗降を想定しているスペースの上には、屋根又は庇を設けることが望ましい。
- ・ 車いすによる乗降等を想定しているスペースに屋根又は庇を設ける場合には、車いす用リフト付車両等に対応した天井高さを確保することが望ましい。

#### 留意点：車いす用リフト付き車両の高さ

- ・ 一般的な車いす用リフト付き車両の高さは、230cm程度である。

#### 留意点：発券所等

- ・ 発券所等を設ける場合は、曲がり角や勾配のある場所に設けないよう計画する等、安全な利用に配慮することが望ましい。
- ・ 発券機や精算機等は、手や指の不自由な人も使えるように位置等に配慮する。
- ・ 発券機や精算機は、運転席のみでなく助手席からも利用できるように配慮する。

## (4) 案内表示

### ① 駐車場の案内表示

- ・駐車場の付近には、駐車場があることを表示する表示板（標識）を設ける。
- ・表示板は、**ピクトグラム等**の表示すべき内容が容易に識別できるもの（当該内容がJIS A8210 案内用図記号に定められているときは、これに適合するもの）とする。
- ・駐車場の進入口には、車いす利用者用駐車施設が設置されていることがわかるよう表示する。
- ・駐車場の進入口より車いす利用者用駐車施設まで、誘導用の表示をすることが望ましい。

### ② 車いす利用者用である旨の表示

- ・車いす利用者用駐車施設には、標識や表面への国際シンボルマークの塗装等、見やすい方法で車いす利用者用駐車施設である旨を明示した表示をする。
- ・駐車場に表示する国際シンボルマークの意味、及び使用方法については4. 9 国際シンボルマークの形状及び使用を参照。

### ③ 乗降用スペースの斜線表示

- ・車いす利用者用駐車施設の乗降用スペース表面は、斜線で塗装表示することが望ましい。

#### 留意点：車いす利用者等用である旨の表示

- ・車いす利用者、上・下肢障害者、妊婦、けが人、及び乳幼児連れ利用者等も利用できる車いす利用者用駐車施設等に、障害のない人の自動車が増え、車いす利用者等の乗った自動車が駐車できないため、専用である旨の表示をする必要がある。
- ・車いす利用者によりわかりやすくするため、また不適正利用を防止するために、標識は目立つものとするのが望ましい。
- ・一般スペースと区別が付きやすく、また不適正利用の抑止を図るために、表面への国際シンボルマークの塗装は、青色の地に白色のマークとする等、目立つものとするのが望ましい。
- ・パンフレット「障害者等用駐車場の適正利用のために」（国土交通省総合政策局）及びホームページ (<http://www.mlit.go.jp/common/000143891.pdf>) 参照。

#### 留意点：駐車場適正利用の取り組み

- ・車いす利用者用駐車施設等の適正利用に向け、一部の地方公共団体で導入されている制度として「パーキング・パーミット制度」がある他、商業施設・病院等では、車いす利用者用駐車施設等の入口に専用ゲートを設け、利用者登録制を導入し、利用対象者以外の利用防止に努めている例がある。

## 2. 2. 2 改善・改修のポイント

- ・駐車場の改善・改修にあたっては、建築物移動等円滑化基準に適合させることその他、2. 2. 1 駐車場の設計基準に基づき、改善・改修を行うことが望ましいが、**特に以下の点に配慮して設計する。**
- ・建物の出入口に近い位置に駐車場を確保する必要がある障害者等は、車いす利用者のみではないことに配慮し、車いす使用者に準ずる位置に、下肢障害者、妊婦、けが人などが利用可能な駐車スペースを設け、これを分かりやすく表示する。
- ・車いす利用者用駐車施設に至る経路についても高齢者、障害者等が円滑に利用できるよう整備する。

## パーキング・パーミット制度の事例 佐賀県（平成18年7月より）

### ① 背景

多くの方が利用する店舗などの施設には、身体に障害のある方のための駐車場がつけられるようになったが、この駐車スペースを本当に必要とする人のために確保しておく統一ルールがなかった。障害のある方々からは、障害のない人が車をとめているため、利用できないとの声が多く寄せられていた。

### ② 制度の概要

本制度は、真に必要とする人に身障者用駐車場を確保するため、県が県内共通の利用証を交付することで、利用できる対象を明らかにし、駐車スペースの確保を図るものである。

#### i) 対象者は、以下の通り。

- ・身体に障害のある方で歩行が困難な方（駐車禁止除外指定車標章交付対象者に準ずる）
- ・一時的に歩行が困難な方（けがをされている方、妊産婦の方）
- ・高齢者で歩行が困難な方（介護認定対象者に準ずる）
- ・難病等により歩行が困難な方

#### ii) 有効期間は以下の通り

- ・身体に障害のある方、高齢者及び難病等で歩行困難な方  
     … 5年（更新）
- ・一時的に歩行が困難な方…………… 1年未満で必要な期間
- ・けがをされている方…………… 車いす・杖などの使用期間
- ・妊産婦の方…………… 妊娠7か月～産後3か月

#### iii) パーキング・パーミットに協力している施設の種類

- ・商業施設、飲食店、医療・福祉施設、金融機関、官公庁・公共施設、観光施設・宿泊施設、スポーツ施設・公園等、身障者用駐車場を有する施設

#### iv) 連携する動き

- ・パーキング・パーミット制度は、思いやり駐車場制度等様々な名称により各地に広がってきている。
- ・また、隣接する県の間で協定を結び、ある県で利用証を取得した人が、近隣の県でも利用できるように連携する動きも広がってきている。



車いす使用者用駐車施設等の例



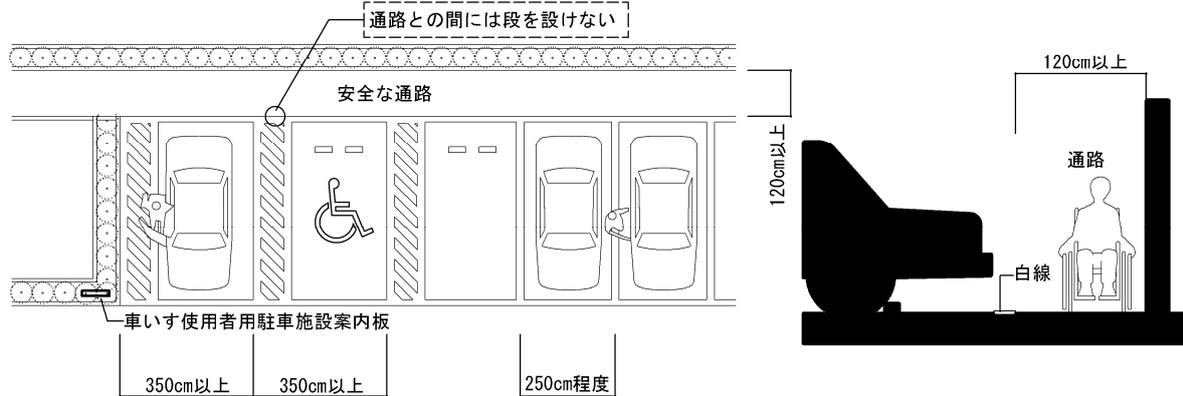
車内に利用証を掲示している例



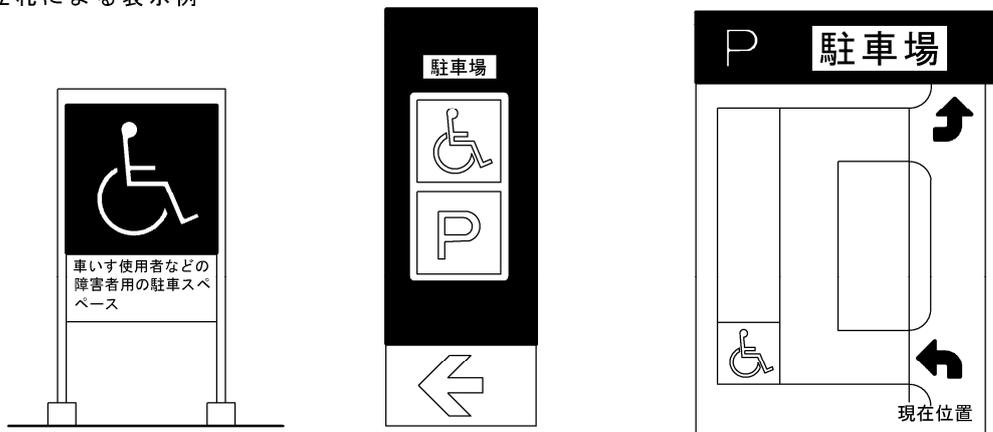
駐車場に掲げる案内表示

# 駐車場

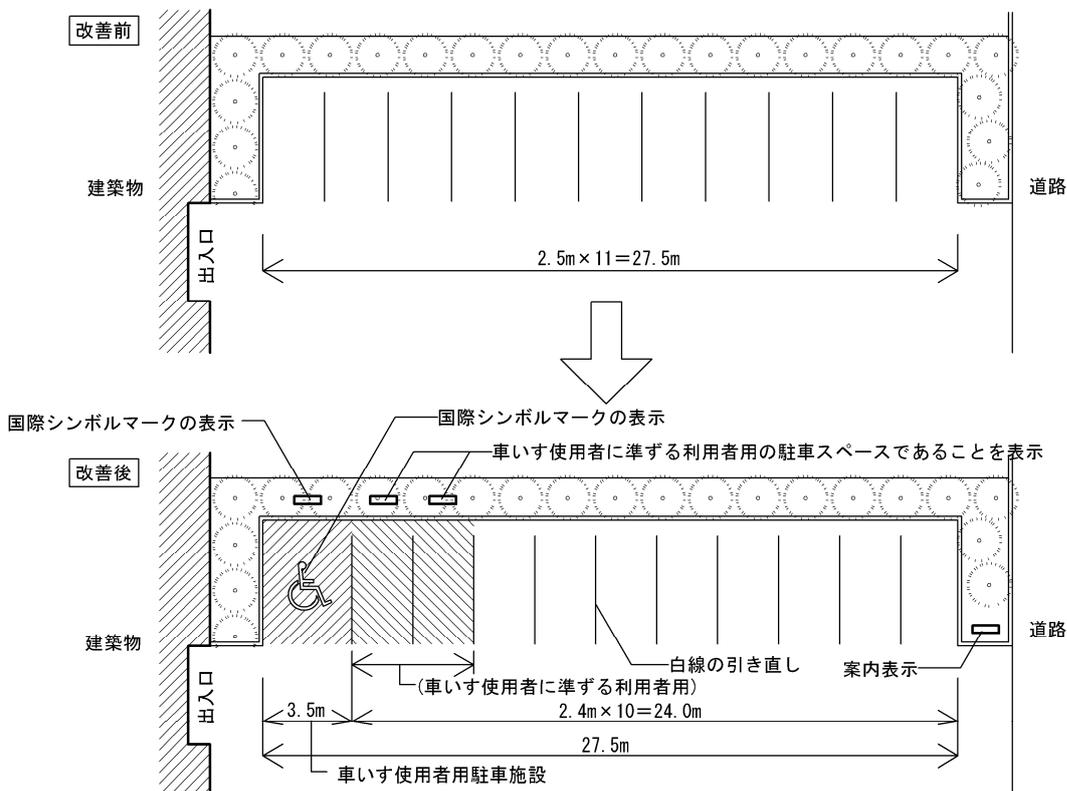
● 駐車場の設計標準



○ 立札による表示例



● 改善例



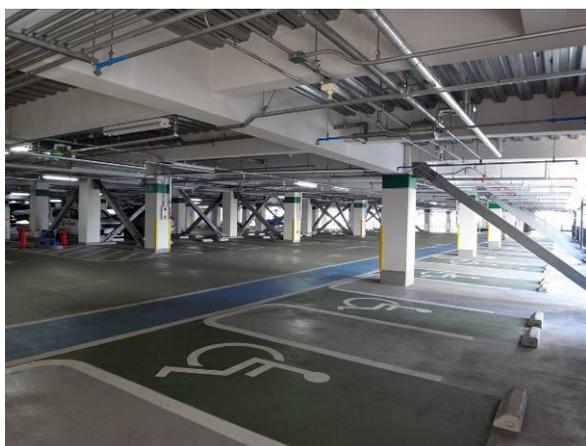
## 2. 2. 3 設計例



- ・エレベーターホール前に設けられた車いす使用者用駐車施設



- ・エントランスポーチの脇に設けられた車いす使用者用駐車施設  
(ポーチまでスロープを設けている。)



- ・一般スペースと区別が付きやすいよう、塗装された車いす使用者用駐車施設（車路の歩行者用通路は、別の色で塗装されている。)

## 2. 3 建築物の出入口

### ◆基準◆

#### <建物移動等円滑化基準チェックリスト>

施設等	チェック項目	
<移動円滑化経路> (第18条第2項第一号)	①階段・段が設けられていないか (傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は除く)	
	<同上>	
<出入口> (第二号)	①幅は80cm以上であるか	
	②戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	

#### <建築物移動等円滑化誘導基準チェックリスト>

施設等	チェック項目	
<一般> 出入口 (第2条)	①出入口(便所・浴室等の出入口、基準適合出入口に併設された出入口を除く)	—
	(1)幅は90cm以上であるか	
	(2)戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	
	②一以上の建物出入口	—
	(1)幅は120cm以上であるか	
	(2)戸は自動に開閉し、前後に水平部分を設けているか	

### ◆設計の考え方◆

- ・敷地内の通路と同様、建築物の出入口の設計においては、建築物の主要な出入口から案内所等や案内表示に至るまでの経路を、高齢者、障害者等が**他の利用者と同じように安全かつ円滑**に利用するための配慮が求められる。
- ・あわせて、施設内の室配置等を、高齢者、障害者等にわかりやすく案内し、誘導する配慮が求められる。
- ・設計にあたっては、建築物の用途や管理の方法、利用状況等を十分に想定する必要がある。
- ・施設管理者には、高齢者、障害者等が施設の利用に際して情報や支援を必要とした場合に対応できるように、従業員の配置等の準備をしておくことが求められる。

### ◆設計のポイント◆

- ・**高齢者、障害者等と他の利用者が同じ出入口を利用できるように計画する。**
- ・建築物の出入口には、車いす使用者が円滑に利用できる有効幅員、空間を確保し、原則として段を設けない。
- ・傾斜路や昇降機の設置については、他の利用者との公平性などの観点から、計画段階で十分に検討を行う。
- ・戸の形式は、車いす使用者・上肢障害者等の開閉しやすさに配慮したものとする。
- ・建築物の出入口から案内所等の受付カウンター、または案内板・インターホン等の案内設備に至る経路には、視覚障害者を誘導するための措置を講じる。
- ・受付カウンターや、案内板・インターホン等の案内設備の手前には、視覚障害者に注意を喚起するための措置を講じる。
- ・床の仕上げは、濡れても滑りにくいものとする。
- ・建築物の出入口付近には、案内所等の受付カウンター、または案内板・インターホン等の案内設備を設ける。
- ・案内板には、施設内の配置や便所・エレベーター・駐車場の位置、利用案内等をわかりやすく示す。
- ・案内板は、高齢者、視覚障害者のほか、多様な利用者にわかりやすいものとする。

## 2. 3. 1 建築物の出入口の設計標準

建築物の出入口は、以下に即して設計する。

### (1) 出入口の有効幅員、空間の確保等

- ・主要な経路上の出入口の有効幅員は、80cm以上とする。
- ・2以上の出入口を併設する場合には、そのうち1以上の出入口の有効幅員は、90cm以上とすることが望ましい。
- ・直接地上へ通ずる出入口のうち一以上の有効幅員は、120cm以上とすることが望ましい。
- ・出入口の前後には、車いす使用者が直進でき、車いすの転回ができるよう、140cm角以上の水平なスペースを設けることが望ましい。
- ・風除室の両開き戸の間隔は、車いす使用者が待機できるスペースが十分確保される大きさとする。
- ・風除室内で方向転換する設計は、避けることが望ましい。
- ・主要な経路上の出入口には、階段又は段を設けない。(傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合を除く。)

#### 留意点：有効幅員

- ・出入口の有効幅員の確保にあたっては、ドアの厚みや取っ手の引き残り・飛び出しを考慮し、必要な有効幅員が確保できるよう十分に配慮する。

#### 留意点：段

- ・わずかな段であっても、視覚障害者や車いす使用者等の通過の妨げとなり、また高齢者や肢体不自由者がつまづく危険もあるため、設けないよう注意する。雨仕舞の関係から、段が生じる場合には、傾斜路を設けるものとする。

### (2) 戸の形式

- ・主要な経路上の出入口に戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないものとする。
- ・主要な経路以外の出入口に戸を設ける場合にも、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないものとする。
- ・直接地上へ通ずる出入口のうち一以上に戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造とし、かつ、その前後に高低差がないものとするが望ましい。
- ・開閉動作の難易度から見ると、引き戸の方が開き戸より使いやすく、また自動式の方が手動式より安全で使いやすい。

#### 留意点：戸の認知のしやすさ

- ・視覚障害者に配慮し、戸や取っ手の色は認知しやすい色とすることが望ましい。

### ① 自動式引き戸

- ・開閉速度は、開くときは迅速に、閉まるときは遅くすることが望ましい。
- ・起動装置は、視覚障害者、車いす使用者等の通行については、支障なく作動するよう配慮する。
- ・高齢者、障害者等がドアに挟まれないように、ドア枠の左右かつ適切な高さに安全装置(安全センサー)を設置することが望ましい。
- ・非常時の対応のため、手動式の戸を併設することが望ましい。

## ② 手動式引き戸

- ・手動の引き戸は開閉が円滑にできる上吊り形式が望ましい。また、車いす使用者の通過を妨げるような敷居や溝は設けない。
- ・取っ手は、棒状のものとする。また、引き戸には、補助取っ手をつけることが望ましい。
- ・取っ手は、床から90cm程度の位置に設置することが望ましい。

### 留意点：引き戸・開き戸

- ・自動式引き戸は、高齢者、障害者等が出入口を完全に通過する前に閉まり始めることがないように、設置にあたっては十分配慮する。
- ・ドアクローザーを設ける場合は、開閉速度が調整できるものが良い。
- ・自動式開き戸は、突然開いたドアに衝突する危険があるため、使用しないことが望ましい。

## ③ 開き戸

- ・ドアクローザーは閉鎖作動時間が十分に確保され、かつ、操作の軽いものを設けることが望ましい。
- ・開き戸には、プライバシー上問題のある場合を除き、危険防止のため、戸の反対側の様子が分かるような窓を設けることが望ましい。窓は、車いす使用者や子ども等が容易に利用できる高さ・位置とすることが望ましい。
- ・戸の前後には車いす使用者が開閉操作しやすく、通過しやすいように袖壁と開閉スペースを十分に設けることが望ましい。
- ・取っ手は、大きく操作性の良いレバーハンドル式、プッシュプルハンドル式又はパニックバー形式のものとする（パニックバー形式：2. 8 利用居室の出入口 参照）。
- ・取っ手は、床から90cm程度の位置に設置することが望ましい。

### 留意点：取っ手

- ・握り玉タイプのものは、高齢者、障害者等には使いにくいいため使用しない。

## ④ 回転戸

- ・主要な経路の出入口に回転戸を使用することは避ける。
- ・回転戸は設けないことが望ましく、もし設ける場合は、高齢者、障害者、子ども等が使いやすい引き戸、開き戸を併設することが望ましい。

### 留意点：回転戸

- ・回転戸は、高齢者、障害者、子ども等には使いにくく、危険であるため、主たる出入口には設けないことが望ましい。高齢者、障害者等は、回転戸以外の形式の戸へ誘導する必要がある。

## (3) 部品、設備等

### ① 受付カウンター、インターホン（案内所）

- ・建築物の出入口に近い位置に受付カウンターやインターホン等を設け、人的に対応できるようにすることが望ましい。
- ・インターホンは、立位と車いす使用者両者が利用できる高さとする。

### ② 玄関マット

- ・玄関マットは、埋め込み式とし、車いすで動きにくいはげ状のものは使用しないことが望ましい。また、杖先を引っかけたりしないよう、しっかりと端部を固定するとともに、視覚障害者誘導用ブロック等との取り合いに配慮することが望ましい。

### ③ 視覚障害者誘導用ブロック等

- ・道等から、点字・音声等による案内設備又は案内所に至る主要な通路には、視覚障害者の誘導を行うために、線状ブロック等及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設するか、音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設ける。（※1）

※1 以下の部分、場合を除く。

- ・進行方向を変更する必要がない風除室内
- ・建築物の内にある管理者等が常時勤務する案内所から直接地上へ通ずる出入口を容易に視認でき、かつ、道等から当該出入口までの経路に、視覚障害者誘導用ブロックの敷設又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設ける場合

- ・道等から点字・音声等による案内設備又は案内所に至る主要な経路では、車路に近接する部分、段がある部分又は傾斜がある部分の上端に近接する部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設する。

（※2）

※2 以下の場合を除く。

- ・勾配が1/20を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの
- ・高さが16cmを超えず、かつ、勾配が1/12を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの
- ・段がある部分若しくは傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊場等

- ・小規模な建築物や利用者が特定される建築物で、受付カウンター等の案内設備を設けない場合はこの限りではない。
- ・風除室内で方向転換が求められる場合等は、視覚障害者誘導用ブロック等の敷設等により進行方向が分かりやすくなるよう配慮する。
- ・受付カウンターやインターホン等の案内設備前、戸又はマット直前には「点状ブロック等」を3枚程度敷設することが望ましい。
- ・視覚障害者誘導用ブロック等については、その他 2. 1 3 H. 1 視覚障害者誘導用設備を参照。

### ④ 屋根、庇

- ・建築物の出入口には、出入りの際、及び自動車の乗降時に雨等がかからないようにするため、屋根又は庇を設けることが望ましい。

**留意点：車いすによる乗降等**

- ・車いすによる乗降等の場合は、傘をさすことができないため、屋根、庇の設置が求められる。

### ⑤ 照明設備

- ・夜間の安全な通行に配慮して照明設備を設置する。

### ⑥ 非常時のための設備

- ・2. 1 2. 1 避難設備・施設的设计標準（1）、（3）を参照。

#### (4) 仕上げ等

##### ① 床の仕上げ

- ・床の表面は、濡れても滑りにくい材料で仕上げる。

##### ② ガラス

- ・ガラスの選定にあたっては、「ガラスを用いた開口部の安全設計指針（昭和61年建設省住指発第116号、117号）」等を参照し、安全性の高いものを選ぶことが望ましい。
- ・戸のガラス等は、衝突時の事故防止のため、安全ガラス（合わせガラス又は強化ガラスをいう。以下同じ）を用いる。
- ・視覚障害者にとっては、無色透明のガラス扉、ガラススクリーンは、衝突の危険があるため、目の高さの位置に横桟をいれるか、色（高齢者の黄変化した視界では見えにくい青色は避ける。）や模様等で十分識別できるようにすることが望ましい。

#### (5) 案内表示、情報伝達設備等

##### ① 案内板

- ・建築物又はその敷地には、建築物又はその敷地内のエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した案内板その他の設備を設ける。（当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を容易に視認できる場合、案内所を設ける場合を除く。）
- ・建築物又はその敷地には、建築物又はその敷地内のエレベーターその他の昇降機又は便所の配置を点字、そ音による案内、そのほかこれらに類する方法により視覚障害者に示すための設備を設ける。（案内所を設ける場合を除く。）
- ・聴覚障害者等の利用に配慮して、建築物や施設の案内を適切に表示する。
- ・聴覚障害者に配慮し、案内板には施設の案内が文字表示されていることが望ましい。
- ・案内板については、2. 1 3 G. 1 案内表示を参照。

##### 留意点：点字等による案内板

- ・点字等による案内板を設ける場合、視覚障害者誘導用ブロックや音声による案内・誘導等を設け、視覚障害者を案内板まで誘導することが必要である。

##### ② 音声による案内・誘導

- ・視覚障害者の利用に配慮して、音声案内装置を設ける場合には、戸の直上に設置することが望ましい。

## 2. 3. 2 改善・改修のポイント

建築物の出入口の改善・改修にあたっては、建築物移動等円滑化基準に適合させることその他、2. 3. 1 建築物の出入口の設計標準に基づき改善・改修を行うことが望ましいが、特に以下に配慮して設計する。

### (1) 出入口の有効幅員

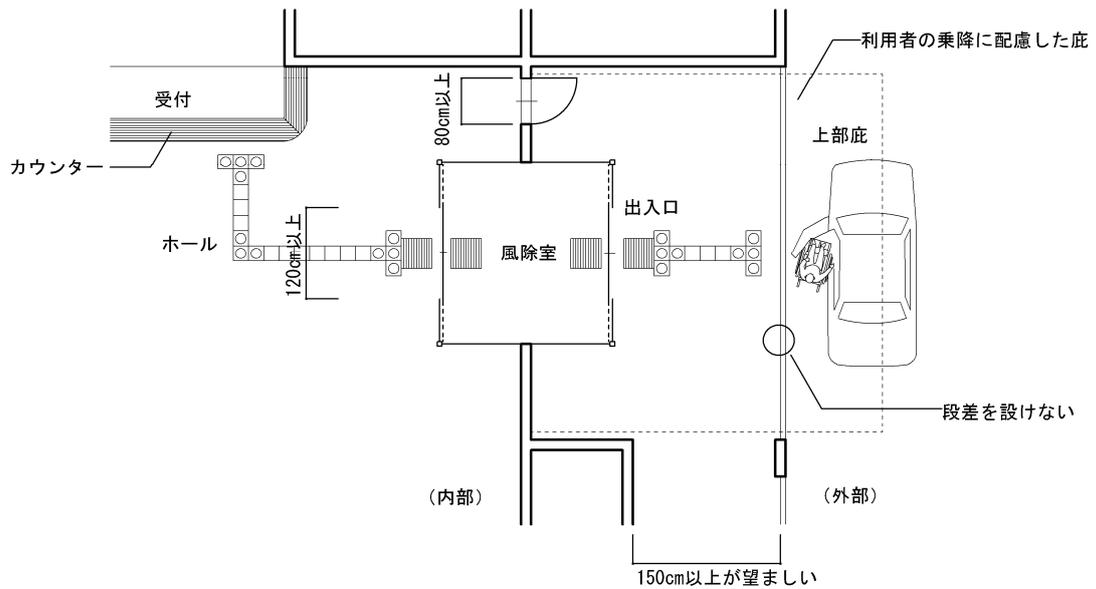
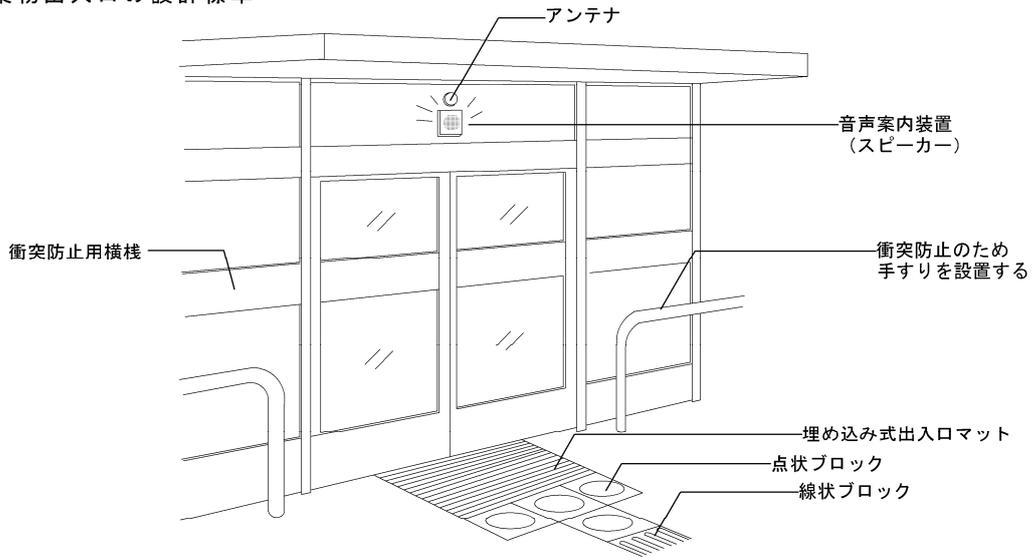
- ・有効幅員80cm以上を確保することが望ましい。

### (2) 戸の形式

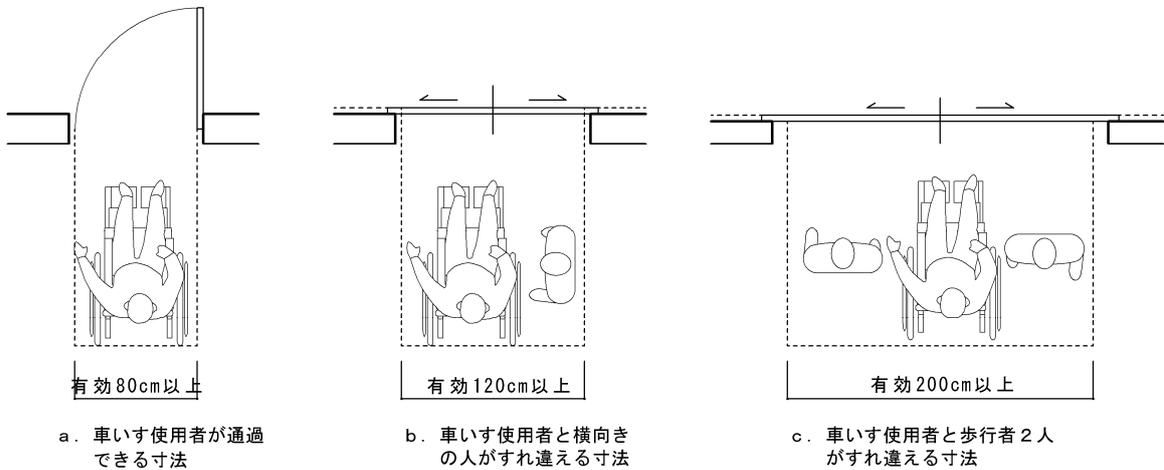
- ・重い開き戸は、高齢者、障害者等、動作に困難のある人にとっては使いにくい。したがって、自動式引き戸か、手動式引き戸に改めることが望ましい。
- ・高齢者や視覚障害者のつまずきの原因になったり、車いす利用者にとってのバリアになる戸の下枠の段をなくす望ましい。

# 建築物の出入口 1

## ● 建築物出入口の設計標準



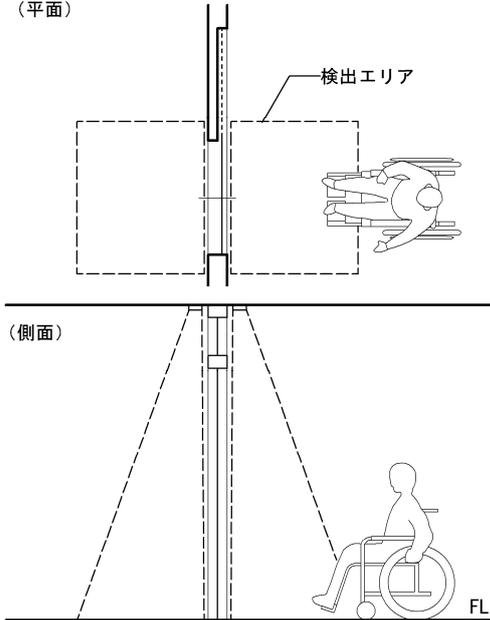
## ○ 出入口の有効幅員



## 建築物の出入口 2

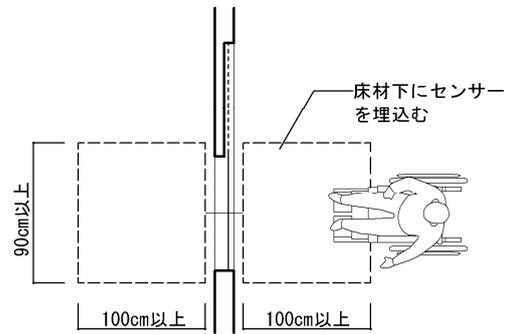
### ● 玄関廻りの設備・備品

#### a. 光線式反射スイッチ (平面)

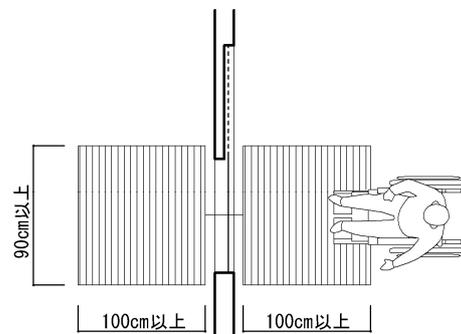


※透過型の光線スイッチもあるが、主として工場、倉庫等で間口が広い場合に使われる

#### b. 床埋込センサー式スイッチ

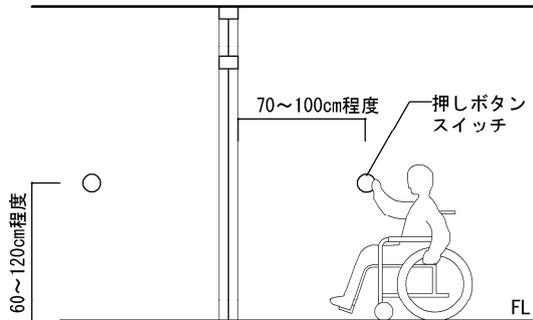


#### c. マットスイッチ

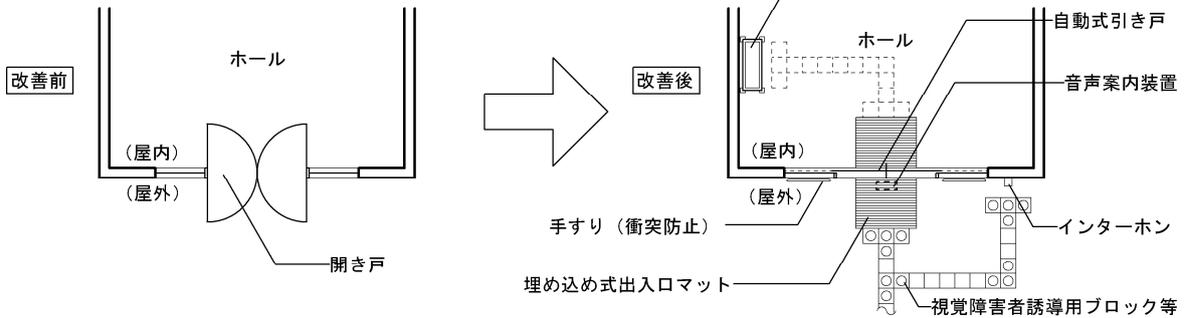


#### d. 押しボタンスイッチ

・戸に直接設けたスイッチは、車いすでは接近しにくいので、脇に副スイッチも設置する



### ● 改善例 1

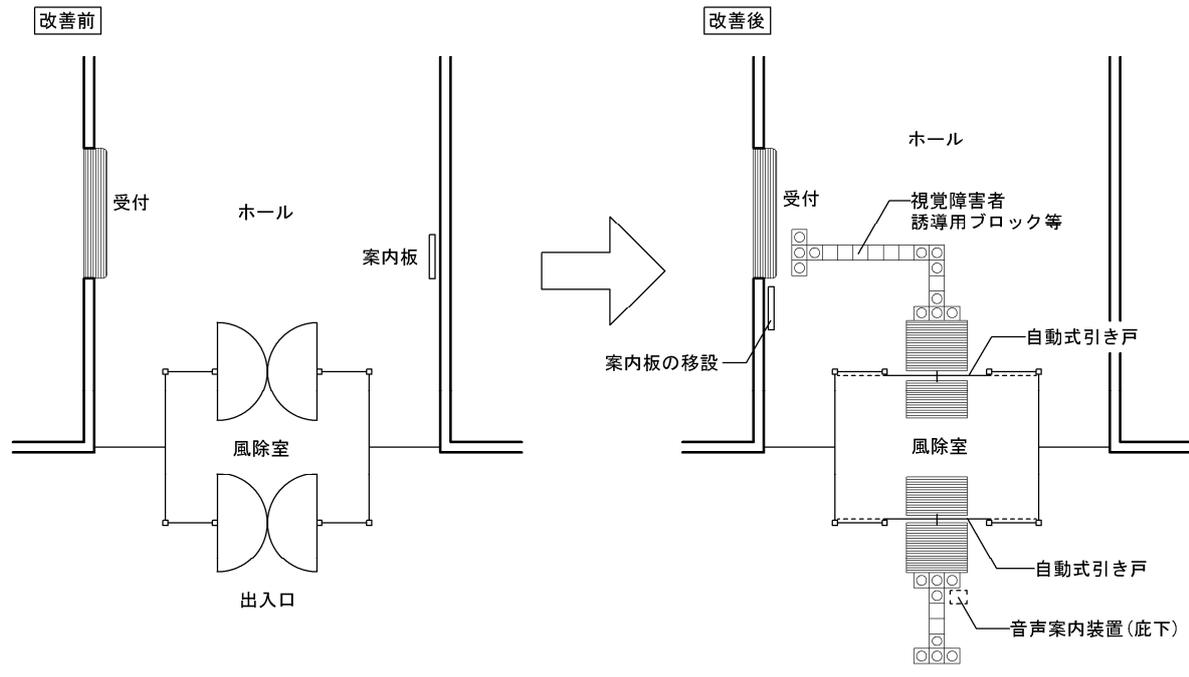


- ・出入口が開き戸の場合
- ・高齢者、障害者等への配慮がない場合

- ・出入口を開き戸から自動式引き戸へ変更する
- ・視覚障害者誘導用ブロック等を敷設する
- ・点字等による案内板を設置する
- ・音声案内装置を設置する
- ・衝突防止のための手すりを設置する
- ・ホール内は必要に応じて視覚障害者誘導用ブロック等を敷設する

## 建築物の出入口 3

## ● 改善例 2



- ・ 出入口が開き戸の場合
- ・ 高齢者、障害者等への配慮がない場合
- ・ 受付がある場合

- ・ 自動式引き戸に改善する
- ・ 視覚障害者誘導用ブロック等を敷設する
- ・ 音声案内装置を設置する
- ・ ホール内は必要に応じて視覚障害者誘導用ブロック等を敷設する

## 2. 3. 4 設計例



- 出入口まで敷設された視覚障害者誘導用ブロック等、自動式引き戸、段差のない床



- 車いす対応の出入口に設けた自動式引き戸、インターホン

## 2. 3. 2 ソフト面の工夫

### (1) 建築物の出入口における人的な対応

- 建築物の出入口における人的な対応は、2. 1. 3 ソフト面の工夫(1)と同様に、従業員等の適切な配置を行う。従業員が配置される時間を利用者に分かりやすく表示することが望ましい。

## 2. 4 屋内の通路

### ◆ 基準 ◆

#### <建築物移動等円滑化基準チェックリスト>

施設等	チェック項目	
<一般> 廊下等 (第11条)	①表面は滑りにくい仕上げであるか	
	②点状ブロック等の敷設 (階段又は傾斜路の上端に近接する部分) <sup>1</sup>	
<同上> 傾斜路 (第13条)	①手すりを設けているか (勾配1/12以下で高さ16cm未満の傾斜部分は除く)	
	②表面は滑りにくい仕上げであるか	
	③前後の廊下等と識別しやすいものか	
	④点状ブロック等の敷設 (傾斜部分の上端に近接する踊場の部分) <sup>2</sup>	
<移動等円滑化経路> (第18条第2項 第一号)	①階段・段が設けられていないか (傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は除く)	
<同上> 廊下等 (第三号)	①幅は120cm以上であるか	
	②区間50m以内ごとに車いすが転回可能な場所があるか	
	③戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	
<同上> 傾斜路 (第四号)	①幅は120cm以上(階段に併設する場合は90cm以上)であるか	
	②勾配は1/12以下(高さ16cm以下の場合は1/8以下)であるか	
	③高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか	

#### <建築物移動等円滑化誘導基準チェックリスト>

施設等	チェック項目	
<一般> 廊下等 (第3条)	①幅は180cm以上(区間50m以内ごとに車いすのすれ違いに支障がない場所がある場合、140cm以上)であるか	
	②表面は滑りにくい仕上げであるか	
	③点状ブロック等の敷設 (階段又は傾斜路の上端に近接する部分) <sup>3</sup>	
	④戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	
	⑤側面に外開きの戸がある場合はアルコーブとしているか	
	⑥突出物を設ける場合は視覚障害者の通行の安全上支障とならないよう措置されているか	
	⑦休憩設備を適切に設けているか	
	⑧上記①、④は車いす使用者の利用上支障がない部分 <sup>4</sup> については適用除外	
	⑧上記①から③は車いす使用者の利用上支障がない部分 <sup>4</sup> については適用除外	

<sup>1</sup>告示で定める以下の場合を除く(告示第1497号)

- ・勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・自動車車庫に設ける場合

<sup>2</sup>告示で定める以下の場合を除く(告示第1497号)

- ・勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・自動車車庫に設ける場合
- ・傾斜部分と連続して手すりを設ける場合

<sup>3</sup>告示で定める以下の場合を除く(告示第1489号)

- ・勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・自動車車庫に設ける場合

<sup>4</sup>車いす使用者用駐車施設が設けられていない駐車場、階段等のみに通ずる廊下等の部分 (告示第1488号)

施設等	チェック項目
< 同上 > 傾斜路 (第6条)	①幅は150cm以上(階段に併設する場合は120cm以上)であるか
	②勾配は1/12以下であるか
	③高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか
	④両側に手すりを設けているか(高さ16cm以下の傾斜部分は除く)
	⑤表面は滑りにくい仕上げであるか
	⑥前後の廊下等と識別しやすいものか
	⑦点状ブロック等の敷設(傾斜部分の上端に近接する踊場の部分) <sup>5</sup>

### ◆ 設計の考え方 ◆

- ・屋内の通路の設計においては、高齢者、障害者等が迷わず、容易に目的の空間まで到達できるようにすること、その移動等の負担を軽減すること等への配慮が求められる。
- ・そのため、屋内の動線計画をわかりやすいものとする、通路を高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用するための配慮が求められる。

### ◆ 設計のポイント ◆

- ・屋内の動線計画(利用居室と通路等の配置)は、利用者にとって、わかりやすいものとする。
- ・屋内の通路には、車いす使用者が円滑に利用できる有効幅員を確保し、原則として段を設けない。
- ・傾斜路を設ける場合には、車いす使用者が無理なく上ることができ、また安全に下りることのできる幅員や形状とする。
- ・傾斜路を設ける場合には、車いす使用者や視覚障害者等の壁のない側への落下防止、杖の落下防止等に配慮した形状とする。
- ・傾斜路の上端に近接する部分には、視覚障害者に注意を喚起するための措置を講じる。
- ・高齢者、障害者等が、傾斜路の存在を容易に識別できる措置を講じる。
- ・壁には、視覚障害者が杖で把握できないような突出物を設けない。
- ・施設用途や利用者特性により、高齢者や視覚障害者等を利用居室等に誘導するための措置を講ずる。
- ・床の仕上げは、滑りにくいものとする。

## 2. 4. 1 屋内の通路の設計標準

屋内の通路(廊下、傾斜路)は、以下に即して設計する。

### (1) 配置

- ・主要な経路上の通路は、わかりやすい動線、ゆとりある幅員、突出物のない壁等、誰にでも歩きやすいことが望ましい。

### (2) 通路の有効幅員、空間の確保等

#### ① 廊下

- ・主要な経路上の廊下の幅は、120cm以上とする。
- ・主要な経路上の廊下には50cm以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設ける。
- ・50m以内ごとに設ける転回スペースは、原則として140cm角以上とする。

#### 留意点：主要な通路の設計

- ・回廊形や複雑に向きを変える廊下の場合、廊下を部屋や壁で閉じた均質な空間にすると、視覚障害者が方向感覚を失いやすいため注意を要する。単純でわかりやすい動線がよい。
- ・長い廊下や広い空間に接する場所に、休憩の場所を設けると、一度に長い距離を歩行するのが困難な者にとっては休憩でき、歩行の負担を軽減できる。

<sup>5</sup>告示で定める以下の場合を除く(告示第1489号)

- ・勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・自動車庫に設ける場合
- ・傾斜部分と連続して手すりを設ける場合

- 廊下の幅は、180cm以上とすることが望ましい。ただし、50m以内ごとに車いすのすれ違いに支障がない場所を設ける場合にあっては、140cm以上とする。（※1）

※1 以下の部分を除く。

- 車いす使用者用駐車施設が設けられていない駐車場、階段等のみに通ずる通路等の部分

- 主要な経路上に設ける出入口の有効幅員は、80cm以上とする。
- 主要な経路上の廊下には、階段又は段を設けない。（傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合を除く。）
- バルコニー等外部への出入口は、段を設けず、出入口前後に車いす使用者が方向転換することが可能なスペースを設け、出入りがスムーズに行えるよう配慮する。

**留意点：避難経路の段**

- 段は、高齢者、障害者等には通行の支障となり、特に緊急時にはより深刻な障害となる。したがって避難経路には段を設けない。

## ② 傾斜路

- 主要な経路上の傾斜路の幅は、階段に代わるものにあつては120cm以上、階段に併設するものにあつては90cm以上とする。
- 傾斜路の幅は、階段に代わるものは150cm以上、階段に併設するものは120cm以上とすることが望ましい。（※1）
- 主要な経路上の傾斜路の勾配は、1/12を超えないものとする。（高さが16cm以下のものにあつては、1/8を超えないものとするができる。）
- 主要な経路以外でも、傾斜路の勾配は、1/12を超えないことが望ましい。（※1）
- 主要な経路上の傾斜路で、高さが75cmを超えるものでは、高さ75cm以内ごとに踏幅が150cm以上の踊場を設ける。
- 主要な経路以外でも、傾斜路の高さが75cmを超えるものでは、高さ75cm以内ごとに踏幅が150cm以上の踊場を設けることが望ましい。（※2）

※2 以下の部分を除く。（ただし勾配が1/12を超える傾斜がある部分には、両側に手すりを設ける。）

- 車いす使用者用駐車施設が設けられていない駐車場
- 階段等のみに通ずる傾斜路

## （3）戸の形式

- 主要な経路上の廊下に戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないものとする。
- 主要な経路以外の廊下に、戸を設ける場合にも、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないことが望ましい。（※3）

※3 以下の部分を除く。

- 車いす使用者用駐車施設が設けられていない駐車場、階段等のみに通ずる通路等の部分

**留意点：防火戸を設ける際の配慮事項**

- 防火戸は車いす使用者が通り抜けできるように、有効幅員を確保する。防火戸を押し開けながら直角に曲がらざるを得ないというような設置の仕方は車いす使用者が通行できないので避ける。
- 引き戸の防火戸で、下枠が無いか立ち上がりの無いものは、車いすでの通行に支障がなく有効である。
- 防火戸の取っ手は、高齢者、障害者等が容易に操作できる形式のものとする。
- 下枠が床面より立ち上がっているくぐり戸は、車いす使用者が通過できないため、くぐり戸を用いる場合は下枠の段をなくし、かつ防煙性能を確保する。

- ・側面に通路等に向かって開く戸を設ける場合には、当該戸の開閉により高齢者、障害者等の通行の安全上支障がないよう必要な措置を講ずることが望ましい。
- ・防火戸は一目見てわかる配置・デザインとすることが望ましい。
- ・防火戸には段を設けない。
- ・シャッター式の防火戸は車いす使用者等の安全性に十分配慮した製品を利用する。

#### (4) 設備・備品等

##### ① 手すり

- ・傾斜路の勾配が1/12を超え、又は高さが16cmを超える傾斜がある部分には、手すりを設ける。
- ・高さが16cmを超える傾斜がある部分には、両側に手すりを設けることが望ましい。
- ・廊下には、必要に応じて手すり等を設置する。
- ・廊下に手すりを設置する場合は、可能な限り有益に利用されるよう計画する。

○その他2. 13A. 1手すり を参照。

##### ② 壁

- ・廊下等に突出物を設けないことが望ましい。ただし、視覚障害者の通行の安全上支障が生じないよう必要な措置を講じた場合は、この限りでない。
- ・消火器、案内看板等を設ける場合は、通行の妨げにならないように設置し、また、柱型等の突出物をできるだけなくし、円滑な移動を確保する。
- ・やむを得ず高さ65cm以上の部分に突出物を設ける場合は、視覚障害者の白杖の位置に配慮し、突き出し部分を10cm以下とすることが望ましい。
- ・屈曲部においては、視野を少しでも広げ、利用者同士の衝突の危険を防止したり、車いす使用者の転回を容易にするため、屈曲部にはコーナーミラー等を設けたり、曲がり角の出隅を落とす（面取り、隅切り）等の配慮を行うことが望ましい。
- ・車いす使用者の利用が多い場合は、車いすフットレストあたりを設けることが望ましい。

##### ③ 休憩用設備

- ・高齢者、障害者等の休憩の用に供する設備を適切な位置に設けることが望ましい。
- ・通路内に休憩できるスペースを設ける場合は、腰掛け等を設置し、車いす使用者のスペースにも配慮する。通行の邪魔にならないように計画することが重要である。

#### ④ 視覚障害者誘導用ブロック等

- ・傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設する。（※4）

##### ※4 以下の場合を除く。

- ・傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分が勾配が1/20を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの
  - ・傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分が高さ16cmを超えず、かつ、勾配が1/12を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの
  - ・傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分が主として自動車の駐車のために供する施設に設けるもの
  - ・傾斜がある部分と連続して手すりを設けるものである場合
- ・廊下には、必要に応じて視覚障害者誘導用ブロック等を設置する。
  - ・廊下に連続して敷設する場合は、主な動線の通路に敷設することが望ましい。
  - ・その他2. 1 3 H. 1 視覚障害者誘導用設備 を参照。

#### ⑤ 照明

- ・照明は、むらがなく、通行に支障のない明るさとするのが望ましい。また、適宜足元灯、非常用照明装置を設置することが望ましい。

### （5）仕上げ等

#### ① 床の仕上げ

- ・床の表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。
- ・傾斜路の床の表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。
- ・転倒に対して衝撃の少ない材料とすることが望ましい。
- ・傾斜路の床面はノンスリップ加工を施すことが望ましい。

##### 留意点：カーペット

- ・カーペットの場合は、毛足の長いものは車いすの操作が極端に重くなるために避ける。

#### ② ガラス

- ・衝突のおそれのある箇所には、安全なガラスを用いることが望ましい。（「ガラスを用いた開口部の安全設計指針（昭和61年建設省住指発第116号、117号）」等を参照）

#### ③ 床や壁の識別性の確保

- ・傾斜路は、傾斜路の前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより、その存在を容易に識別できるものとする。
- ・床から壁の立ち上がり境を視認しやすくするため、床仕上げ材料と壁は、明度、色相、又は、彩度の差に留意することが望ましい。

**(5) 案内表示、情報伝達設備**

- ・視覚障害者が建物内の目的地に容易かつ安全に到達できるよう、次のような配慮を適宜行う。
- ・施設用途や視覚障害者の利用に配慮して、手すりの端部、通路の曲がり角の部分等には、現在位置及び誘導内容等を点字表示することが望ましい。
- ・点字表示については、JIS T0921を参照。
- ・室名表示については、2. 8. 1 利用居室の出入口の設計標準(3)①を参照。
- ・案内表示、点字・音声等による案内板については、2. 13 G. 1 案内表示を参照。
- ・音声による案内・誘導については、2. 13 I. 1 情報伝達設備(1)を参照。

**(6) 施設による配慮の工夫****① 専ら高齢者、障害者等が利用する施設における手すり**

- ・医療施設、福祉施設等においては、利用状況を勘案して屋内の通路の手すりを設置することが望ましい。

**② 視覚障害者誘導用ブロック等の敷設**

- ・専ら高齢者が利用する特別養護老人ホーム等の入所型高齢者施設における視覚障害者の誘導措置については、関係者で協議し適切と判断された場合には、視覚障害者誘導用ブロック等を整備する代わりに手すり・音声案内装置等を設置することも考えられる。

**2. 4. 2 改善・改修のポイント**

屋内の通路の改善・改修にあたっては、建築物移動等円滑化基準に適合させることの他、2. 4. 1 屋内の通路の設計標準に基づき、改善・改修することが望ましいが、特に以下の点に配慮する。

**(1) 通路の有効幅員、空間の確保等**

- ・少しでも有効幅員を広げるために、通路に突出している設備・備品を整理する等、ハード面のみならず使用状況等も含めて、改善することが望ましい。
- ・通路に段のある場合は傾斜路に改善することが望ましい。
- ・床の凹凸は、平滑な仕上に改修することが望ましい。

**(2) 部品・設備等**

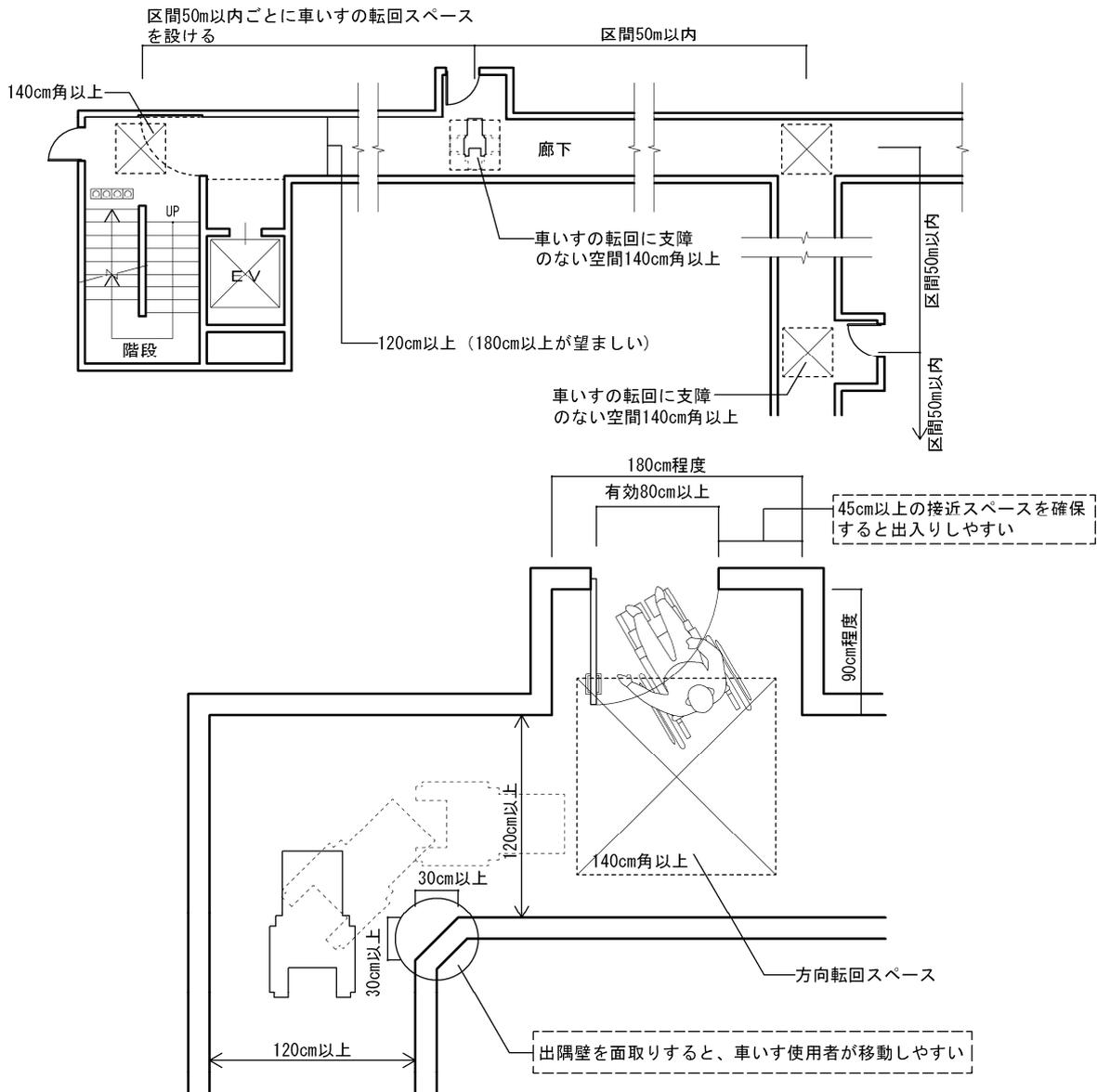
- ・出入口付近の手すりには、室名、現在位置等を、点字表示することが望ましい。

**(3) 案内表示、情報伝達設備**

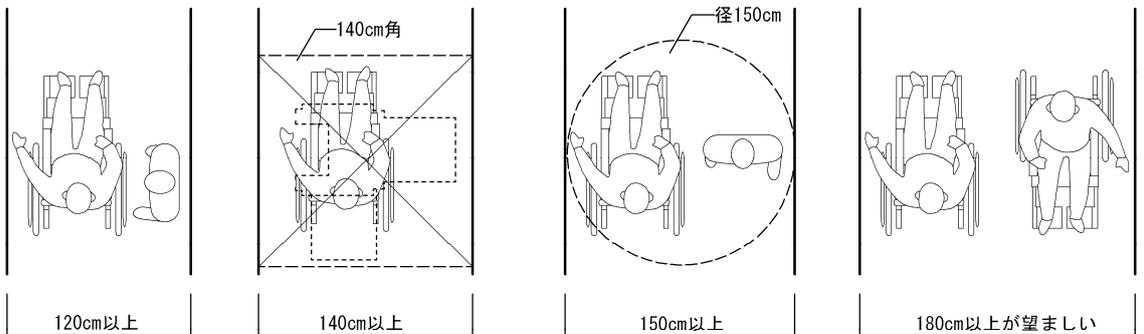
- ・主要な居室・便所・エレベーター・階段等には視覚障害者誘導用ブロック、音声案内装置により、案内・誘導することが望ましい。

# 屋内の通路 1

## ● 屋内の通路の設計標準



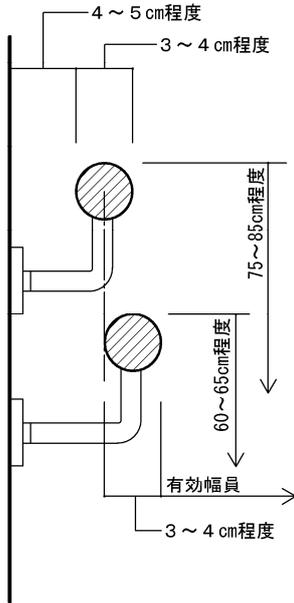
## ○ 屋内の通路の有効幅員



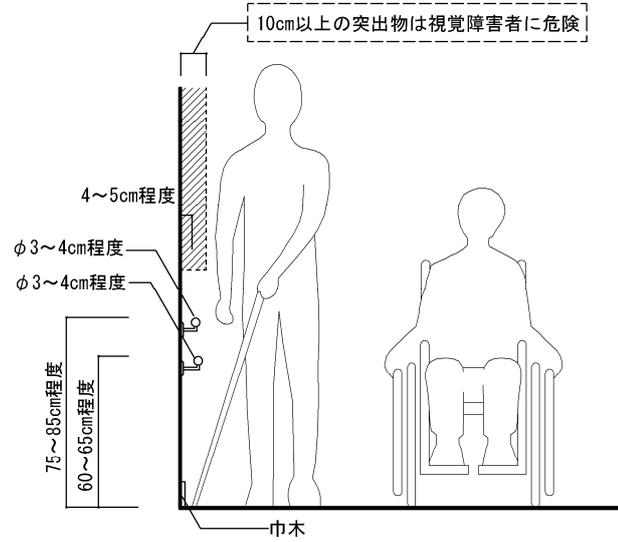
- a. 車いす使用者と横向きの人がすれ違える寸法
- b. 車いすが転回(180°)可能な寸法
- c. 人と車いす使用者がすれ違える寸法  
車いす使用者が回転(360°)できる寸法
- d. 車いす使用者同士がすれ違える寸法  
車いす使用者と杖使用者がすれ違える寸法

## 屋内の通路 2

### ○ 手すりと有効幅員

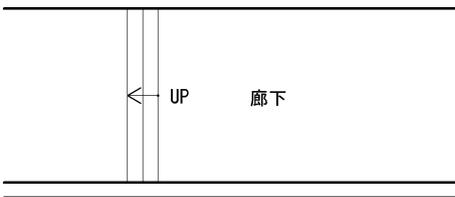


### ○ 壁面の配慮例

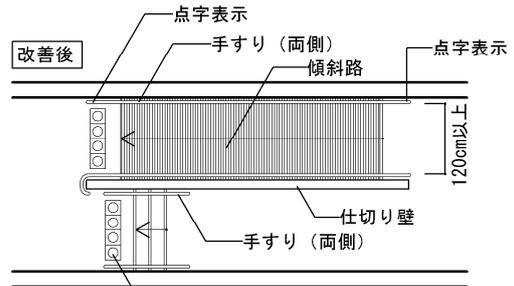
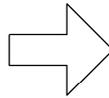


### ● 改善例 1

改善前



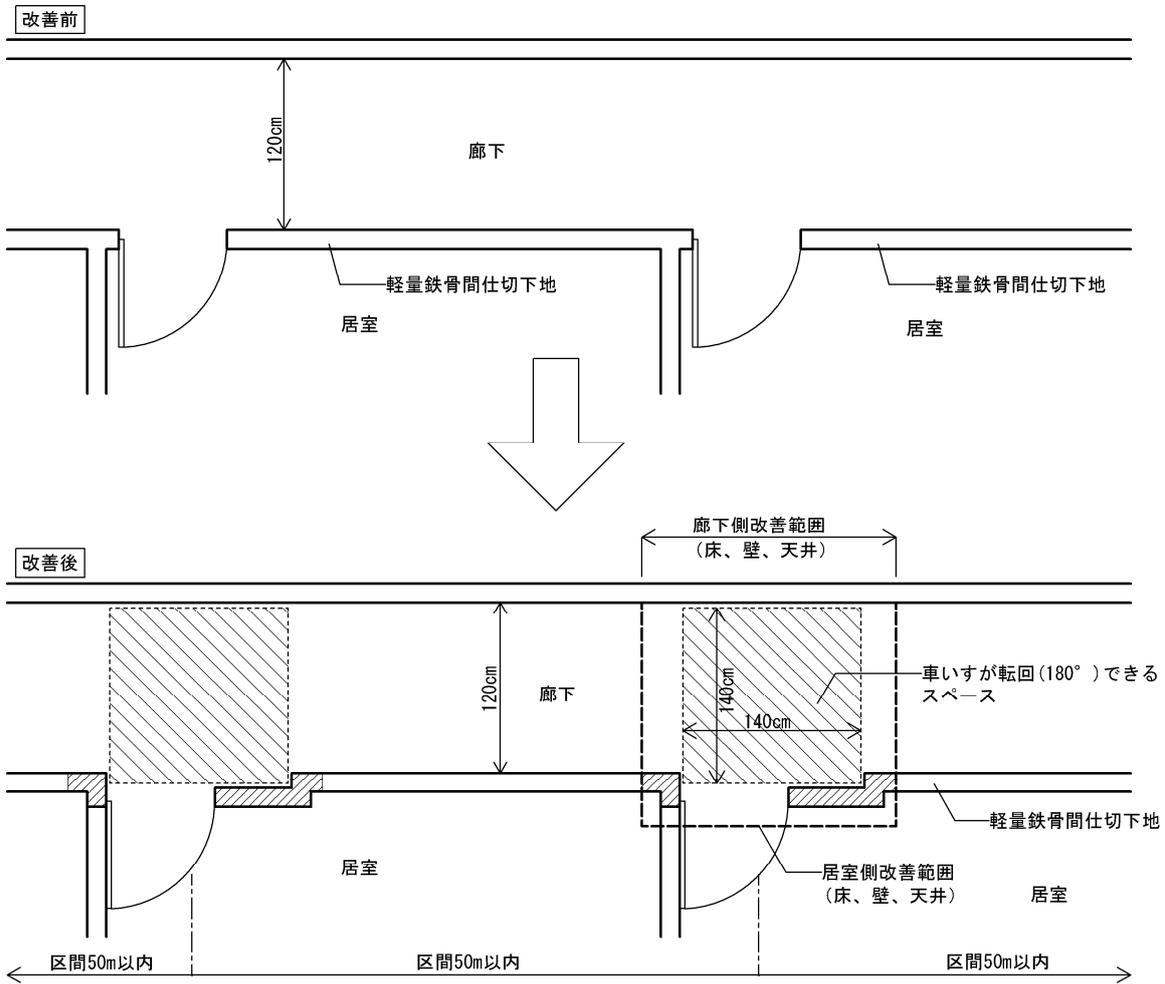
- ・廊下に3段程度の段がある場合
- ・高齢者、障害者等への配慮がない場合



- ・段の一部を残し、傾斜路を併設する
- ・視覚障害者誘導用ブロック等を敷設する
- ・手すりを設置する

### 屋内の通路 3

● 改善例 2



## 2. 4. 5 設計例



- ・医療施設における手すりの連続設置



- ・歩行の障害とならないように、壁に埋め込まれた消火器置場



- ・通路に設けられた休憩スペース

## 2. 4. 2 ソフト面の工夫

### (1) 通路に物品を置かない工夫

- ・通路にベンチ、案内板、植木鉢、自動販売機、消火器等の物品が置かれることもある。有効幅員を狭くしたり、手すりや壁による連続誘導が妨げられないように、設備・備品の設置場所をあらかじめ確保することが望ましい。
- ・施設の内容により必要な設備・備品の設置に対しては、建築設計時、収容できるスペースを確保したり、壁上部・天井への設置等により、あらかじめ調整しておくことが望ましい。例えば、設備・備品が置かれることが想定される壁際には、視覚障害者誘導用ブロック等は敷設しないこと等があげられる。

## 2. 5 階段

### ◆ 基準 ◆

#### <建築物移動等円滑化基準チェックリスト>

施設等	チェック項目
<一般> 階段 (第12条)	①手すりを設けているか(踊場を除く)
	②表面は滑りにくい仕上げであるか
	③段は識別しやすいものか
	④段はつまずきにくいものか
	⑤点状ブロック等の敷設(段部分の上端に近接する踊場の部分) <sup>1</sup>
	⑥原則として主な階段を回り階段としていないか

#### <建築物移動等円滑化誘導基準チェックリスト>

施設等	チェック項目
<一般> 階段 (第4条)	①幅は140cm以上であるか(手すりの幅は10cm以内まで不算入)
	②けあげは16cm以下であるか
	③踏面は30cm以上であるか
	④両側に手すりを設けているか(踊場を除く)
	⑤表面は滑りにくい仕上げであるか
	⑥段は識別しやすいものか
	⑦段はつまずきにくいものか
	⑧点状ブロック等の敷設(段部分の上端に近接する踊場の部分) <sup>2</sup>
	⑨主な階段を回り階段としていないか
<一般> 傾斜路又は エレベーター その他の 昇降機の設置 (第5条)	①階段以外に傾斜路・エレベーターその他の昇降機(2以上の階にわたるときは第7条のエレベーターに限る)を設けているか
	②上記①は車いす使用者の利用上支障がない場合 <sup>3</sup> は適用除外

### ◆ 設計の考え方 ◆

- ・階段は、高齢者、障害者等にとって転落、転倒等の危険の大きな場所であるため、その設計においては、安全性確保への配慮が求められる。
- ・なかでも視覚障害者の転落防止への配慮が重要となる。
- ・また高齢者、障害者等の昇降しやすさへの配慮が求められる。
- ・屋外階段でも日常利用されるものについては、屋内階段と同様の配慮が求められる。

<sup>1</sup>告示で定める以下の場合を除く(告示第1497号)

- ・自動車車庫に設ける場合
- ・段部分と連続して手すりを設ける場合

<sup>2</sup>告示で定める以下の場合を除く(告示第1489号)

- ・自動車車庫に設ける場合
- ・段部分と連続して手すりを設ける場合

<sup>3</sup>告示で定める以下の場合を除く(告示第1488号)

- ・車いす使用者用駐車施設が設けられていない駐車場等のみに通ずる階段である場合(告示第1488号)

## ◆ 設計のポイント ◆

- ・段鼻の形状等は、階段での転倒等の事故防止に配慮したものとする。
- ・高齢者、障害者等の転落、転倒等を防止するため、階段は、回り段とすることを避ける。
- ・階段の上端に近接する部分には、視覚障害者に注意を喚起するための措置を講じる。
- ・高齢者、障害者等が、階段や傾斜路の存在を容易に識別できる措置を講じる。
- ・階段の踏み面の仕上げは、滑りにくいものとする。

## 2. 5. 1 階段の設計標準

階段は、以下に即して設計する。

### (1) 有効幅員、空間の確保等

- ・主たる階段は、回り階段としない。ただし、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、この限りでない。
  - ・回り階段は、視覚障害者等が方向を失ったり、踏み面の寸法が内側と外側で異なるために段を踏み外したり、昇降動作と回転動作が同時に発生するため危険が生じやすいので避ける。
- ・階段の有効幅員は、140cm以上とすることが望ましい。(手すりが設けられた場合にあつては、手すりの幅が10cmを限度として、ないものとみなして算定することができる。)
  - ・140cm以上は、杖使用者が昇降しやすい値である。
- ・屋内階段の形状は、直階段または折り返し階段とし、転倒時の危険防止等を考慮し、踊場を設ける。
- ・けあげの寸法は、16cm以下とすることが望ましい。
- ・踏面の寸法は、30cm以上とすることが望ましい。
- ・段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とする。
- ・各寸法は、緩勾配にすることが望ましく、同一の階段においては同一寸法を原則とする。
- ・蹴込みは、2cm以下とすることが望ましい。
- ・引っかかり防止を配慮し、蹴込み板のない階段形状等の設計は避ける。
- ・避難階段等には、車いす使用者の一時待避スペースを確保することが望ましい。
- ・一時待避スペースについては、2. 1 2 避難設備・施設を参照。

#### 留意点：階段の形状

- ・直階段は、万一転落した場合、一気に下まで落ちてしまう危険性があるので、折り返し階段とすることが望ましい。直階段とする場合には、踊場を大きめに確保する等の配慮が望まれる。
- ・主要経路の階段は回り階段としない。

#### 留意点：蹴上げ、踏み面の寸法

- ・蹴上げ、踏み面は次の計算式を満たす寸法とすることが望ましい。  

$$550\text{mm} \leq T + 2R \leq 650\text{mm}$$
 (T：踏み面、R：蹴上げ)

#### 留意点：段鼻・蹴込み板

- ・段鼻が突き出しているつま先が引っかかりやすいので突き出さないものとする。また、すべり止めを設ける際も、踏み面及び蹴込み板の面とそろえ、つまずきにくいように配慮する必要がある。
- ・降りる時には踏み面ばかりが見えるため、段鼻を認知しやすくする必要がある。このためには、すべり止め部分の認知のしやすさが重要である。
- ・つま先が引っかかったり、杖や足が落ち込む可能性もあるため、蹴込み板を設ける。

- 多数の利用者が利用する階段を設ける場合には、階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路又はエレベーターその他の昇降機（2以上の階にわたるときには、エレベーターに限る。）を設けることが望ましい。（※1）

※1 以下の場合を除く。

- 階段が、車いす使用者用駐車施設が設けられていない駐車場等のみに通ずるものである場合
- その他の昇降機（段差解消機）については、2. 1 3 B. 1 を参照。

## （2）戸の形式

- 避難階段の出入口は、高齢者や障害者にも開閉しやすいものとし、下枠に段差は設けない。

## （3）部品、設備等

### ① 手すり

- 階段には、踊場を除き、手すりを設ける。
- 階段には、踊場を除き、両側に手すりを設けることが望ましい。
- 階段の手すりは踊場にも連続させ、途中で途切れないようにすることが望ましい。
- 幅員が3mを超える場合には、中央にも設置する。（階段の高さが1m以下の場合はこの限りではない。）
- 階段の上端では45cm以上水平に延長し、下端では斜め部分を含めて段鼻から45cm以上手すりを延長することが望ましい。
- その他2. 1 3 A. 1 手すり を参照。

### ② 立ち上り、側壁等

- 側面を手すり子形式とする場合は、杖が転落しないように、階段の側桁または地覆を5cm以上立ち上げることが望ましい。

### ③ 視覚障害者誘導用ブロック等

- 段がある部分の上端に近接する踊場の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設する。（※2）

※2 以下の場合を除く。

- 段がある部分の上端に近接する踊場の部分が、自動車車庫に設けるものである場合
- 段がある部分と連続して手すりを設けるものである場合
- 「点状ブロック等」は、階段手前30cm程度の位置に敷設する。
- 連続して手すりが設けられている踊場にも、点状ブロック等を設けることが望ましい。
- 視覚障害者誘導用ブロック等については、2. 1 3 H. 1 視覚障害者誘導用設備を参照。

#### 留意点：階段下の空間

- 階段下の空間をそのまま開放する場合、視覚障害者等が気付かずに近付き、頭が衝突する危険がある。したがって、衝突する前に白杖が当たって気付くように、柵やベンチ、植栽、点状ブロック等を適切に配置する必要がある。

#### 留意点：点状ブロック等の敷設

- 階段上端部における点状ブロック等の敷設位置は、段鼻の直前では、踏み外す危険があるため、30cm程度の余幅を取っておくことが必要である。
- 点状ブロック等は階段の上端に敷設するものとするが、階段の上端・下端を予告する意味で、階段の下端にも敷設することが考えられる。また、出口等から階段まで連続誘導がなされている場合には、上端・下端共に敷設することが望ましい。

## ④ 照明

- ・階段の照明は、むらがなく、通行に支障のない明るさとすることが望ましい。また、適宜足元灯、非常用照明装置を設けることが望ましい。
- ・外壁に面する階段においては、自然光が入る小窓等を設けることが望ましい。

**留意点：窓**

- ・階段室に窓を設ける場合は、太陽光線が直接目に入ることのないように、配慮することが望ましい。

## ⑤ その他

- ・折り返し階段の屈曲部には、聴覚障害者等が安全に通行できるように、衝突を回避するための鏡を設けることが望ましい。
- ・階段下側の天井やささら桁が低くなる部分では、歩行者がぶつかる危険があり、安全対策をすることが望ましい。

**留意点：その他の設備等**

- ・聴覚障害者に配慮し、階段の折り返し部分等に鏡を設置することが望ましいが、同時に視覚障害者がそれに衝突することのないよう鏡の大きさ、位置等に十分配慮する。

## (4) 仕上げ等

## ① 床の仕上げ

- ・踏面の表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。
- ・特に杖が横に滑らないよう配慮する必要がある。
- ・階段の段鼻にはすべり止めを設ける。
- ・階段のすべり止めは、杖が滑らないよう金属製のものは避ける等の設計とする。

## ② 階段等の識別性の確保

- ・階段は、踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより、段を容易に識別できるものとする。
  - ・段鼻、踏み面、蹴上げは、高齢者や視覚障害者等が認知しやすいように、明度、色相、彩度（輝度比の確保）、仕上げ等の差に配慮する。
- ・傾斜路は、傾斜路の前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより、その存在を容易に識別できるものとする。

## (5) 案内表示

## ① 手すりの点字表示

- ・視覚障害者の利用に配慮して、手すりの水平部分に現在位置及び上下階の案内情報等を点字表示する。
- ・点字は、はがれにくいものとすることが望ましい。
- ・点字表示については、JIS T0921を参照。

**留意点：浮き彫り文字や音声による案内・誘導の併用**

- ・点字を読めない視覚障害者も多いため、点字表示とともに、浮き彫り文字や音声による案内・誘導を併用することが望ましい。

## 2. 5. 2 改善・改修のポイント

2. 5. 1 階段の設計標準に基づき改善・改修を行うことが望ましいが、特に以下の点に配慮して設計する。

### (1) 部品・設備等

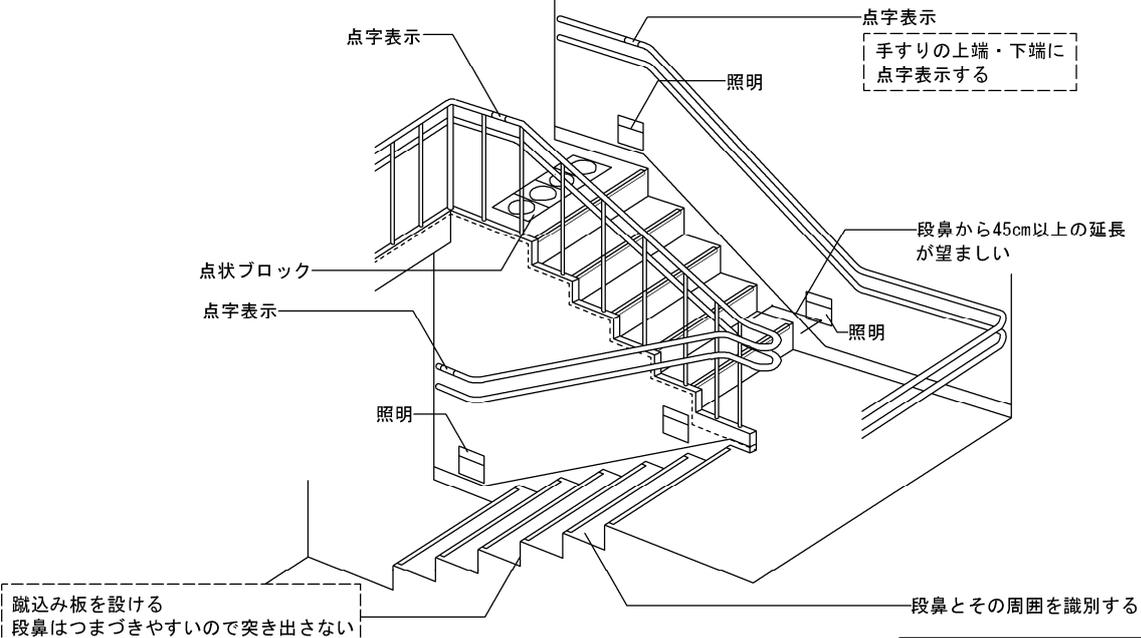
- ・階段は上り・下り共に、踏み外しの危険を伴い、また体力も必要である。高齢者、視覚障害者等にとって、手すりは安全を支える重要な設備である。手すりが設置されていない主要階段には、改修によって手すりを設けることが望ましい。
- ・2. 13 A. 1 手すり を参照。

### (2) 仕上げ等

- ・段鼻部分を踏み外さないように、段鼻と踏み面や蹴上げを認知しやすい色、明度、色相、彩度（輝度比の確保）を確保し、すべり止めを設置することが望ましい。

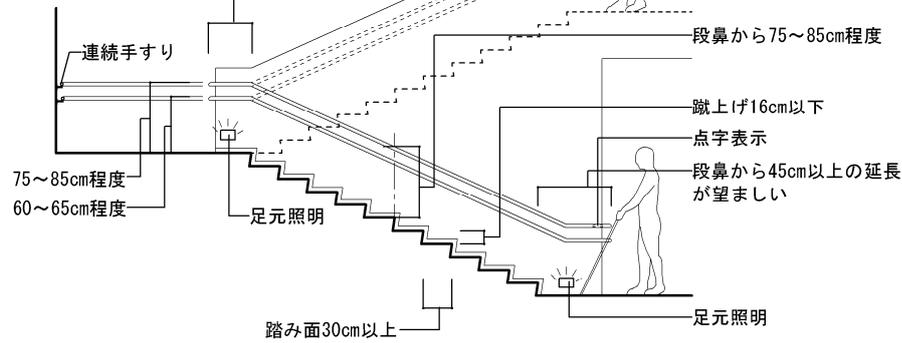
# 階 段

● 階段の設計標準

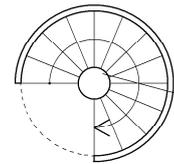


○ 望ましい階段の寸法

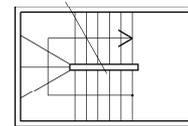
水平部分は45cm以上が望ましい



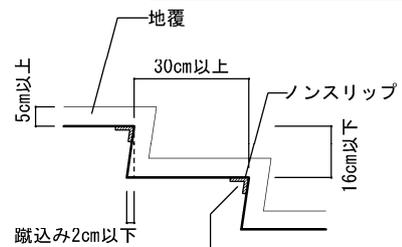
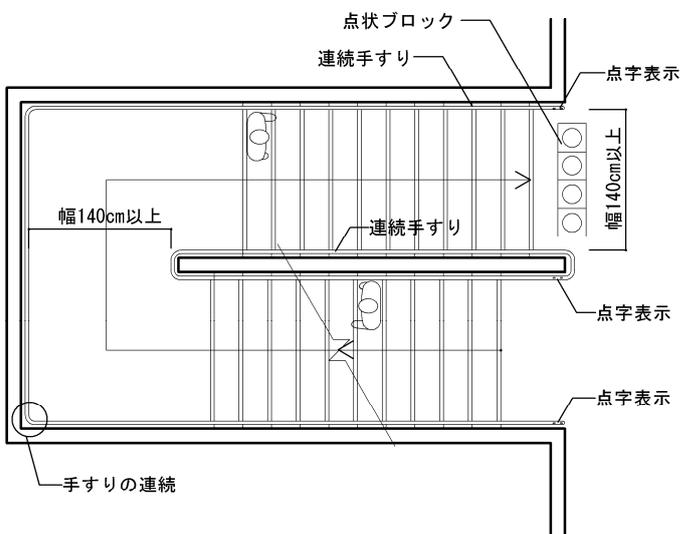
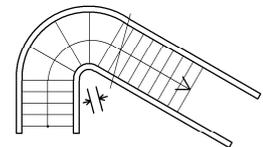
らせん階段 ×  
(らせん階段は主階段としない)



回り階段 △  
(小規模な2階建や構造上困難な場合等に限る)



回り階段 △  
(踏面の最小寸法は30cm必要)

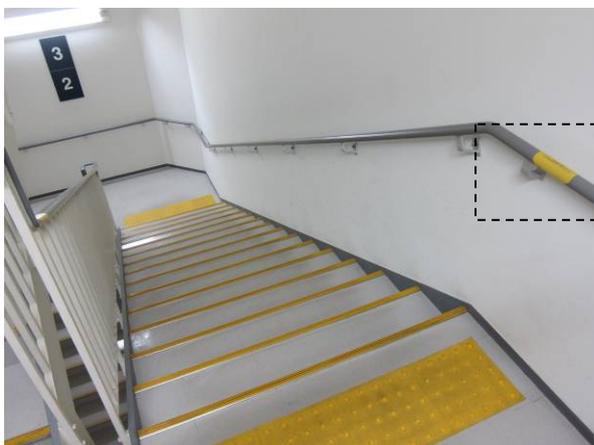


段鼻の位置をわかりやすくするためノンスリップ部分、蹴込みの先端部は目立つ色をつける等の工夫が望ましい

2. 5. 3 設計例



- ・段鼻の色、明度の差に配慮して、段鼻を認知しやすくした階段



- ・階段手すりに設けられた点字表示

## 2. 6 エレベーター・エスカレーター

### ◆ 基準 ◆

#### <建築物移動等円滑化基準チェックリスト>

施設等	チェック項目	
＜一般＞ 標識 (第19条)	①エレベーターその他の昇降機、便所または駐車施設があることの表示が見やすい位置に設けているか	
	②標識は、内容が容易に識別できるものか(日本工業規格Z8210に適合しているか)	
＜移動円滑化経路＞(第18条第2項第一号)	①階段・段が設けられていないか(傾斜路またはエレベーターその他の昇降機を併設する場合は除く)	
エレベーター 及びその 乗降ロビー (第五号)	①かごは必要階(利用居室または車いす使用者用便所・駐車施設のある階、地上階)に停止するか	
	②かご及び昇降路の出入口の幅は80cm以上であるか	
	③かごの奥行きは135cm以上であるか	
	④乗降ロビーは水平で、150cm角以上であるか	
	⑤かご内及び乗降ロビーに車いす使用者が利用しやすい制御装置を設けているか	
	⑥かご内に停止予定階・現在位置を表示する装置を設けているか	
	⑦乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けているか	
	⑧不特定多数の者が利用する2,000㎡以上の建築物に設けるものの場合	—
	(1)上記①から⑦を満たしているか	
	(2)かごの幅は、140cm以上であるか	
	(3)かごは車いすが転回できる形状か	
⑨不特定多数の者または主に視覚障害者が利用するもの場合 <sup>1</sup>	—	
(1)上記①から⑧を満たしているか		
(2)かご内に到着階・戸の閉鎖を知らせる音声装置を設けているか		
(3)かご内及び乗降ロビーに点字その他の方法(文字等の浮き彫りまたは音による案内)により視覚障害者が利用しやすい制御装置を設けているか		
(4)かご内または乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を知らせる音声装置を設けているか		
特殊な構造 または 使用形態の エレベーター その他の 昇降機 (第六号)	①エレベーターの場合	—
	(1)段差解消機(平成12年建設省告示第1413号第1第九号のもの)であるか	
	(2)かごの幅は70cm以上であるか	
	(3)かごの奥行きは120cm以上であるか	
	(4)かごの床面積は十分であるか(車いす使用者がかご内で方向を変更する必要がある場合)	
②エスカレーターの場合	—	
(1)車いす使用者用エスカレーター(平成12年建設省告示第1417号第1ただし書のもの)であるか		

#### <建築物移動等円滑化誘導基準チェックリスト>

施設等	チェック項目	
傾斜路または エレベーター等の 設置(第5条)	①階段以外に傾斜路・エレベーターその他の昇降機(2以上の階にわたるときは第7条のエレベーターに限る)を設けているか	
	②上記①は車いす使用者の利用上支障がない場合 <sup>2</sup> は適用除外	

<sup>1</sup>告示で定める以下の場合を除く(告示第1494号)  
・自動車車庫に設ける場合

<sup>2</sup>車いす使用者用駐車施設が設けられていない駐車場等のみに通ずる階段である場合(告示第1488号)

施設等	チェック項目	
エレベーター (第7条)	①必要階(多数の者が利用する居室または車いす使用者用便所・駐車施設・客室・浴室等のある階、地上階)に停止するエレベーターが1以上あるか	
	②多数の者が利用するすべてのエレベーター・乗降ロビー	—
	(1)かご及び昇降路の出入口の幅は80cm以上であるか	
	(2)かごの奥行きは135cm以上であるか	
	(3)乗降ロビーは水平で、150cm角以上であるか	
	(4)かご内に停止予定階・現在位置を表示する装置を設けているか	
	(5)乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けているか	
	③多数の者が利用する1以上のエレベーター・乗降ロビー	—
	(1)②のすべてを満たしているか	
	(2)かごの幅は140cm以上であるか	
	(3)かごは車いすが転回できる形状か	
	(4)かご内及び乗降ロビーに車いす使用者が利用しやすい制御装置を設けているか	
	④不特定多数の者が利用するすべてのエレベーター・乗降ロビー	—
	(1)かご及び昇降路の出入口の幅は80cm以上であるか	
	(2)かごの奥行きは135cm以上であるか	
	(3)乗降ロビーは水平で、150cm角以上であるか	
	(4)かご内に停止予定階・現在位置を表示する装置を設けているか	
	(5)乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けているか	
	(6)かごの幅は140cm以上であるか	
	(7)かごは車いすが転回できる形状か	
	⑤不特定多数の者が利用する1以上のエレベーター・乗降ロビー	—
	(1)④(2)、(4)、(5)、(7)を満たしているか	
	(2)かごの幅は160cm以上であるか	
	(3)かご及び昇降路の出入口の幅は90cm以上であるか	
	(4)乗降ロビーは水平で、180cm角以上であるか	
	(5)かご内及び乗降ロビーに車いす使用者が利用しやすい制御装置を設けているか	
	⑥不特定多数の者または主として視覚障害者が利用する1以上のエレベーター・乗降ロビー <sup>3</sup>	—
(1)③のすべてまたは⑤のすべてを満たしているか		
(2)かご内に到着階・戸の閉鎖を知らせる音声装置を設けているか		
(3)かご内及び乗降ロビーに点字その他の方法(文字等の浮き彫りまたは音による案内)により視覚障害者が利用しやすい制御装置を設けているか		
(4)かご内または乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を知らせる音声装置を設けているか		
特殊な構造 または 使用形態の エレベーター その他の 昇降機 (第8条)	①エレベーターの場合	—
	(1)段差解消機(平成12年建設省告示第1413号第1第九号のもの)であるか	
	(2)かごの幅は70cm以上であるか	
	(3)かごの奥行きは120cm以上であるか	
	(4)かごの床面積は十分であるか(車いす使用者がかご内で方向を変更する必要がある場合)	
②エスカレーターの場合	—	
車いす使用者用エスカレーター(平成12年建設省告示第1417号第1ただし書のもの)であるか		
標識 (第14条)	①エレベーターその他の昇降機、便所または駐車施設があることの表示が見やすい位置に設けているか	
	②標識は、内容が容易に識別できるものか(日本工業規格Z8210に適合しているか)	

<sup>3</sup>告示で定める以下の場合を除く(告示第1486号)  
・自動車庫に設ける場合

### ◆ 設計の考え方 ◆

- ・エレベーターは、高齢者、障害者等が安全かつ円滑に垂直移動を行うための有効な手段であり、その設計においては、高齢者、障害者等が容易に目的の空間まで到達できるようにすること、その移動等の負担を軽減すること等への配慮が求められる。
- ・乗降ロビー、エレベーターの設計では、車いす利用者への配慮のほか、視覚障害者・聴覚障害者への情報提供への配慮が求められる。
- ・使用時の安全性確保や利便性等を考慮すると、高齢者、障害者等の垂直移動にエスカレーターのみで対応することは好ましくなく、エレベーターで対応することが原則となる。

### ◆ 設計のポイント ◆

- ・誰もが利用しやすく、わかりやすい位置に、施設用途や規模に応じた台数のエレベーターを設置する。
- ・乗降ロビー、出入口には、車いす利用者が円滑に利用できる有効幅員、空間を確保し、段を設けない。
- ・かごには、車いす利用者が円滑に利用できる空間を確保する。
- ・乗降ロビーの乗り場ボタンやかご内の操作盤等は、車いす利用者のほか、視覚障害者や上肢障害者の利用に配慮したものとする。
- ・エレベーターの手前（乗降ロビー）には、視覚障害者に注意を喚起するための措置を講じる。
- ・かごの昇降方向を表示・音声案内する装置等、視覚障害者や聴覚障害者等の利用に配慮した設備を設置する。
- ・乗降ロビーの床の仕上げは、滑りにくいものとする。
- ・エレベーター付近には、エレベーターのあることをわかりやすく示す標識等を設ける。
- ・やむを得ず、エレベーターによるバリアフリー化が困難な場合は、車いす利用者対応エスカレーターを設置する。
- ・エスカレーターは、主要な経路に隣接して設置する。
- ・エスカレーターの乗降口には、視覚障害者に注意を喚起するための措置を講じる。
- ・エスカレーター付近には、エスカレーターのあることをわかりやすく示す標識等を設ける。

## 2. 6. 1 エレベーターの設計標準

エレベーターは、以下に即して設計する。

### (1) 設置数、配置

- エレベーターのかご（人を乗せ昇降する部分をいう。）は、利用居室、車いす使用者用便房又は車いす使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止することとする。
- 多くの利用者が利用するエレベーターを設ける場合には、多数の者が利用する居室、車いす使用者用便房、車いす使用者用駐車施設、車いす使用者用客室又は車いす使用者用浴室等がある階、及び直接地上へ通ずる出入口のある階に停止するかごを備えたエレベーターを、1以上設けることが望ましい。
- 大規模施設、集会施設、劇場等一度に多くの車いす使用者が集中することが想定される施設では稼働力が低下する時間帯があるため、エレベーターの設置数、配置、かごの大きさ等を十分に検討する。
- エレベーター付近に階段若しくは段を設ける場合には、車いす使用者等の転落防止柵を講じるなど、その配置に十分注意する。

#### 留意点：堅穴区画、遮煙・遮炎区画

- エレベーターシャフトの区画のために、防火戸の枠や柱をエレベーター付近に独立して設けると、視覚障害者の歩行の障害になるだけでなく、衝突の危険があるため、できる限り設けない区画設計が望ましい。

### (2) 出入口の有効幅員、空間の確保等

#### ① 出入口の有効幅員

- 主要な経路上のエレベーターのかご及び昇降路の出入口の幅は、80cm以上とすること。
- 主要な経路上以外のエレベーターでも、かご及び昇降路の出入口の幅は、80cm以上とすることが望ましい。
- 1以上のエレベーターのかご及び昇降路の出入口の幅は、90cm以上とすることが望ましい。
  - 車いす使用者の利便性を考慮すると、90cm以上が望ましい。

#### ② 乗降ロビーの広さ

- 主要な経路上のエレベーターの乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、150cm以上とする。
- 主要な経路上以外のエレベーターでも、乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、150cm以上とすることが望ましい。
- 1以上のエレベーターの乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、180cm以上とすることが望ましい。
  - 車いす使用者の利便性を考慮すると、水平な床を180cm角以上確保することが望ましい。

## ③ かがの広さ

- ・主要な経路上のエレベーターのかごの奥行きは、135cm以上とする。
- ・主要な経路上以外のエレベーターでも、かごの奥行きは、135cm以上とすることが望ましい。
- ・主要な経路上のエレベーターのかごの幅は、140cm以上とする。
- ・1以上のエレベーターのかごの幅は、160cm以上とすることが望ましい。
- ・主要な経路上のエレベーターのかごは、車いすの転回に支障がない構造とする。
- ・病院、福祉施設、共同住宅等では利用の特性に配慮したかご形状とする。

## ④ 段及びすきま

- ・かごの床と乗降ロビーの床の段は小さくし、かつ、すきまは、車いすのキャスターが落ちないように、3cm程度以下とすることが望ましい。

表 かが・乗降ロビー内法寸法（移動等円滑化誘導基準）

	1以上のエレベーター		その他のエレベーター	
	多数の者が利用する建築物	不特定多数の者が利用する建築物	多数の者が利用する建築物	不特定多数の者が利用する建築物
乗降ロビーの幅・奥行き	150cm	180cm	150cm	150cm
出入口幅	80cm	90cm	80cm	80cm
かごの幅	140cm	160cm	—	140cm
かご奥行き	135cm	135cm	135cm	135cm

## (2) 戸の形式

- ・聴覚障害者等の利用に配慮し、緊急時等においてかご内外の連絡等が可能となるように、エレベーターの出入口に、床上50cm程度まであるガラス窓（防火区画との関係に注意が必要）を設けることが望ましい。

## (3) 乗降ロビーの部品・設備等

## ① 車いす使用者対応の乗り場ボタン

- ・主要な経路上のエレベーターの乗降ロビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に乗り場ボタン（制御装置）を設ける。
  - ・設置位置は床高100cm程度とする。
- ・車いす使用者対応の乗り場ボタンは、車いす使用者が操作しやすく、当該ボタンを押すことにより、戸の開放時間が通常より長くなる機能を有するものとする。
- ・車いす使用者対応の乗り場ボタンの付近など、車いす使用者等の見やすい位置に、国際シンボルマークを表示することが望ましい。

## ② 乗り場ボタンへの点字表示等

- ・主要な経路上のエレベーターの乗降ロビーに設ける乗り場ボタン（車いす使用者が利用しやすい位置とその他の位置に乗り場ボタンを設ける場合にあつては、その他の位置に設けるもの）は、点字、文字等の浮き彫り、音による案内、その他これらに類するものにより、視覚障害者が円滑に操作することができる構造とする。
  - ・点字表示を乗り場ボタンに設ける際、立位で使用する乗り場ボタンに設けることを基本とする。
- ・視覚障害者の利用に配慮して、乗り場ボタンは方向が識別できる形状とすることが望ましい。
- ・乗り場ボタン等の操作ボタンへの点字表示は、ボタンの左側に設けることが望ましい。
- ・タッチセンサー式のボタンは、視覚障害者には押したか否か認知が難しく、誤って押す可能性があるため、使用しないことが望ましい。
- ・点字表示については、JIS T0921を参照。

### 留意点：乗降ロビーの点字表示

- ・点字は、掌が字に対して水平になるようにして読むため、車いす使用者対応の乗り場ボタンのように低い位置にあると読み難い。
- ・しかし視覚障害者が車いす使用者対応乗り場ボタンを押す場合に備えて、車いす使用者対応の乗り場ボタンに点字をつけることは望ましいことである。

## ③ かごの昇降方向を伝えるための装置

- ・主要な経路上のエレベーターの乗降ロビーには、到着するかごの昇降方向を表示する装置を設ける。
  - ・主要な経路上以外のエレベーターでも、乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けることが望ましい。
    - ・聴覚障害者等の利用に配慮して、乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を表示する装置を設ける。
  - ・主要な経路上のエレベーターの乗降ロビーには、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設ける。
    - (※1)
    - ・視覚障害者は、エレベーターが到着しても、上りか下りか認知できないため、かごが到着して戸が開いたときに、音声により昇降の別を案内することが望ましい。
- ※1 以下の場合を除く。
- ・エレベーター及び乗降ロビーを自動車車庫に設ける場合

## ④ 視覚障害者誘導用ブロック等

- ・「点状ブロック等」を乗り場ボタンの位置に敷設することが望ましい。
- ・その他 2. 1 3 H. 1 視覚障害者誘導用設備(2)視覚障害者誘導用ブロックの敷設③ 建築物の用途による敷設方法 を参照。

## ⑤ 庇

- ・出入口が外部に面するエレベーターには庇を設け、雨天時の乗降に配慮することが望ましい。

#### (4) かが内の部品・設備等

##### ① 手すり

- ・両側面の壁及び正面壁に設け、握りやすい形状することが望ましい。
- ・取り付け高さは、75～85cm程度とすることが望ましい。
  - ・その他 2. 1 3 A. 1 手すりを参照。

##### ② 鏡

- ・車いす使用者の利用に配慮して、かごの中で転回しなくても戸の開閉状況が確認できるよう、かご入口正面壁面に、出入口状況確認用の床上40cmから150cm程度までである鏡（ステンレス製または安全ガラス等）を設けることが望ましい。なお、出入口が貫通型（スルー型）、直角2方向型及びトランク付型のかごの場合には凸面鏡等でもよい。
- ・鏡の形状と設置位置は、車いす使用者がバックで出るとき、出入口まわりの人や床が見やすいものとなるよう考慮することが望ましい。

##### ③ 車いす使用者対応の主操作盤、副操作盤

- ・主要な経路上のエレベーターのかご内には、車いす使用者が利用しやすい位置に操作盤（制御装置）を設ける。
  - ・かご内で転回しにくい車いす使用者の操作を考慮し、かご中央あたりの左右の壁に車いす使用者対応の主操作盤、副操作盤を設ける。
  - ・設置位置は、車いす使用者の手の届く範囲を考慮し、高さは100cm程度が望ましい。また、極端にかごの奥や手前に設けないものとする。
- ・主・副操作盤については次の機能及び設備を有することが望ましい。
  - ・主・副操作盤の行き先ボタンを操作することにより、戸の開放時間が通常より長くなる機能。戸が開いている時間は10秒程度が望ましい。
  - ・主操作盤にはインターホン設ける。

##### ④ 操作盤への点字表示等

- ・主要な経路上のエレベーターのかご内に設ける操作盤（車いす使用者が利用しやすい位置とその他の位置に制御装置を設ける場合にあつては、当該その他の位置に設けるもの）は、点字、文字等の浮き彫り、音による案内、その他これらに類するものにより、視覚障害者が円滑に操作することができる構造とする。
  - ・かご内の立位で使用する操作盤の各ボタンに、点字表示を行う。
- ・ボタンに階数を浮き彫り表示する等の工夫が望ましい。
- ・タッチセンサー式のボタンは、視覚障害者には押したか否か認知が難しく、誤って押す可能性があるため、使用しないことが望ましい。
- ・操作盤の取付位置、配列、ボタンの形状、使い方等を統一することが望ましい。

- ・ボタンはボタン部分と周辺部分とのコントラストを十分に確保することが望ましい。
- ・点字表示については、JIS T0921を参照。

### ⑤ かごの昇降方向を伝えるための装置

- ・主要な経路上のエレベーターのかご内に、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設ける。
- ・主要な経路上以外のエレベーターでも、かご内に、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設けることが望ましい。
- ・主要な経路上のエレベーターのかご内に、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設ける。（※2）
- ・主要な経路上のエレベーターのかご内には、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設ける。（※2）

- ・視覚障害者の利用に配慮して、かご内にかごの到着階やドアの閉鎖等を知らせる音声案内装置を設ける。

※2 以下の場合を除く。

- ・エレベーター及び乗降ロビーを自動車車庫に設ける場合

**留意点：出入口が2方向ある場合の音声による案内**

- ・出入口が2方向あるエレベーターのかご内には、扉の開く方向、階数等をわかりやすく案内する音声案内装置を設けることが望ましい。

**留意点：非常時のための設備**

- ・かご内のインターホンボタンを押し、管理者または保守会社が応答した場合、インターホンの応答表示を点灯するもの等を設けることが望ましい。
- ・停電時管制運転、地震時管制運転、火災時管制運転装置を設けることが望ましい。管制運転が作動した時には、かご内の乗客に音声と電光表示等で案内をすることが望ましい。
- ・非常呼び出しボタンの形状を触覚でわかるようにすることが求められる

### ⑥ 乗降者検知装置

- ・かごの出入口には光電式、静電式または超音波式等で乗客を検出し、戸閉を制御する装置を設けることが望ましい。光電式の場合は光電ビームを2条以上、床上20cm及び60cm程度の高さに設けることが望ましい。

### ⑦ その他の表示装置等

- ・かご内には、聴覚障害者等の利用に配慮して緊急時等に情報提供を行う表示装置等を設置することが望ましい。
- ・聴覚障害者等に配慮し、緊急時のかご内の状況を外部に表示することができるかご内モニターを設けることが望ましい。
- ・過負荷（定員超過）の際の過荷重ブザーによる報知の分かりにくい利用者もいるため、過負荷の視覚的表示及び自動放送装置による案内をすることが望ましい。
- ・聴覚障害者が、定員超過であることを確認できるように、かご出入口の枠、若しくはかご正面壁など見やすい位置に過負荷表示灯を設けることが望ましい。

## (3) 案内表示

- ・エレベーターの付近には、エレベーターがあることを表示する標識を設ける。
- ・標識は、**ピクトグラム等**の表示すべき内容が容易に識別できるもの（当該内容がJIS A8210 案内用図記号に定められているときは、これに適合するもの）とする。
- ・建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内のエレベーターの配置を表示した案内板その他の設備を設ける（当該便所の配置を容易に視認できる場合、案内所を設ける場合を除く。）。

- ・建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内のエレベーターの配置を、点字、文字等の浮き彫り、音による案内、これらに類するものにより視覚障害者に示すための設備を設ける（案内所を設ける場合を除く。）。

#### （４）その他のエレベーターに関する標準

- ・車いす兼用エレベーターに関する標準（JEAS-C506 A）、視覚障害者兼用エレベーターに関する標準（JEAS-515D）（共に、（社）日本エレベーター協会制定）によることが望ましい。

## 2. 6. 5 エスカレーターの設計標準

エスカレーターは、以下に配慮して設計する。

### （１）踏み段の幅

- ・踏み段の幅は以下のものが望ましい。
  - ・ S600形 踏み段幅60cm程度：1つの踏み段に1人が乗る踏み段幅のエスカレーター
  - ・ S1000形 踏み段幅100cm程度：1つの踏み段に2人が乗ることのできる踏み段幅のエスカレーター

### （２）部品・設備等

#### ① 手すり

- ・移動手すりの折り返し端は、乗り口では踏み段手前くし部分から70cm程度、降り口では踏み段後方くし部分から70cm程度の延長を設けることが望ましい。
- ・エスカレーターの乗降口には、高齢者、障害者等の安全性を高めるため、乗降口誘導用固定手すりを設ける。
- ・乗降口誘導固定手すりは、長さ100cm以上とすることが望ましい。

#### 留意点：固定手すりの取り付け位置

- ・固定手すりを設ける場合エスカレーターの移動手すりとの間が狭いと、人や物が巻き込まれる危険性があるため、固定手すりの取り付け位置は十分吟味する必要がある。固定手すりを移動手すりの外側に一部重なるように設けることにより、この危険性を少なくすることができる。

#### ② 踏み段

- ・踏み段の水平部分は3枚程度とすることが望ましい。
- ・定常段差に達するまでの踏み段は5枚程度が望ましい。
- ・乗降口の足元は適宜照明を行い、乗り口、降り口をわかりやすくすることが望ましい。
- ・踏み段の表面は滑りにくい仕上げとすることが望ましい。
- ・踏み段の端部に縁取りを行う等により、踏み段相互の認知をしやすいとすることが望ましい。

#### ③ くし板

- ・歩行上支障のない形状、厚さとし、踏み段との違いが認知しやすいように色表示を行うことが望ましい。
- ・くし板の表面は滑りにくい仕上げとすることが望ましい。

## ④ 車いす利用者対応エスカレーター

- ・車いす利用者の円滑な上下移動に配慮して、主要な経路上の移動は、エレベーターによることを原則とするが、やむを得ず、車いす利用者対応エスカレーターを設ける場合は、**以下に即して設計する。**
- ・エスカレーターは、車いすに座ったまま車いす利用者を昇降させる場合に二枚以上の踏段を同一の面に保ちながら昇降を行うエスカレーターで、当該運転時において、踏段の定格速度を30m毎分以下とし、かつ、二枚以上の踏段を同一の面とした部分の先端に車止めを設けたものとする。
- ・エスカレーターは、平成12年建設省告示第1417号第一ただし書に規定するものとする。
- ・係員の呼び出しインターホンを設置し、車いすで利用できることを表示する案内表示を設けることが望ましい。

## ⑤ 視覚障害者誘導用ブロック等

- ⑤ エスカレーターの乗降口部には、注意を喚起するための視覚障害者誘導用ブロック等（点状ブロック等）を敷設するか、音声案内装置を設置する。
- ・「点状ブロック等」は、エスカレーター乗り口、降り口部のランディングプレートから30cm程度離し、固定手すりの内側に敷設することが望ましい。
- ・その他 2. 1 3 H. 1 視覚障害者誘導用設備 を参照。

## ④ その他の設備

- ・乗降口の近くの壁面または柱面等には、非常停止ボタンを設ける。

## (3) 案内表示、情報伝達設備等

- ・エスカレーターを設置した場合は、案内表示を設置する。
- ・エスカレーター利用時のはさまれ事故、転倒事故を防止するために利用者への注意を喚起することが望ましい。
- ・複合的商業施設、百貨店等大規模建築物等ではエスカレーターの乗降口付近に乗降を誘導する音声案内装置を設けることが望ましい。

**留意点：エスカレーターへの誘導**

- ・慣れない場所で視覚障害者がエスカレーターを利用する場合、上り下りの区別がわかりにくい、乗降のタイミングがはかりにくい等の問題がある。
- ・このため、視覚障害者をエスカレーターへ誘導する場合は、点状ブロック等や誘導固定手すりあるいは音声による案内、人的な対応等を組み合わせて安全に利用できるように配慮する必要がある。

**留意点：エスカレーターの進行方向の表示**

- ・時間帯等により進行方向が変わるエスカレーターでは、当該時間帯等におけるエスカレーターの進行方向を床面や手すり付近に表示、または音声案内することが望ましい。

**留意点：エスカレーター事故防止**

- ・近年エスカレーターでの児童、高齢者等の事故が多発している。踏段端部や蹴込み部分両端部は黄色系でわかりやすく表示する。
- ・エスカレーターの速度についても用途に応じてスピードを落とすなど安全な運行管理に十分留意する。
- ・事故を誘発するエスカレーター内での歩行には十分な注意喚起を促すことが望まれる。そのための案内や掲示が必要である。

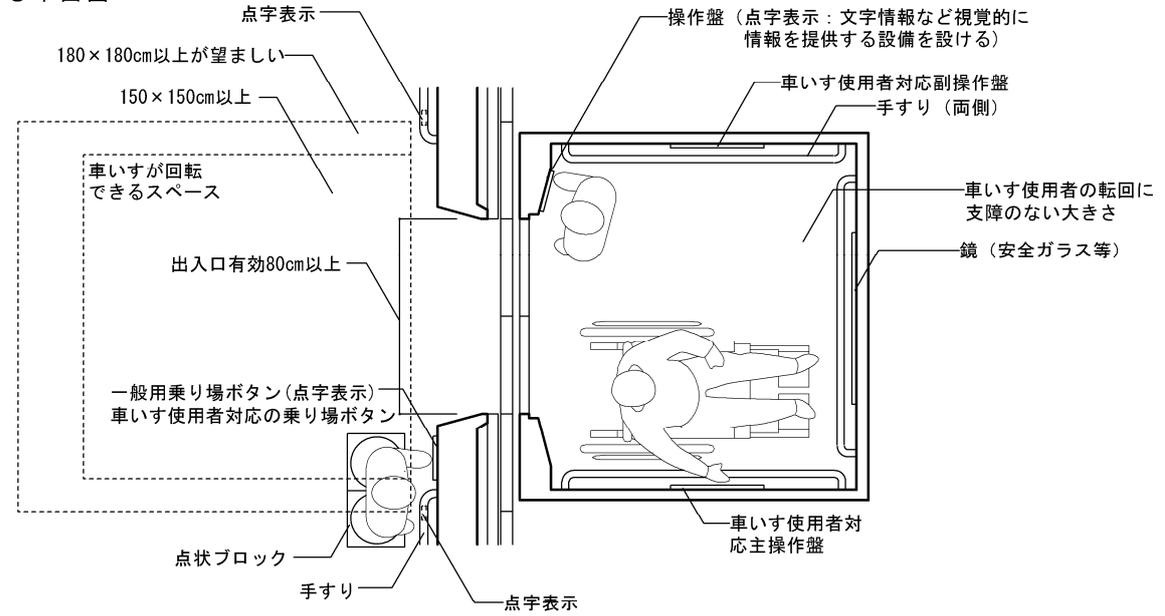
## 2. 6. 3 改善・改修のポイント

- ・エレベーターの改善・改修にあたっては、建築物移動等円滑化基準に適合させることその他、2. 6. 1 エレベーターの設計標準 に基づき改善・改修することが望ましい。（構造上の理由により通常のエレベーターを設けることが困難な場合には、車いす利用者が利用可能な段差解消機の設置等により対応する。）
- ・音声による案内を設けることが望ましい。

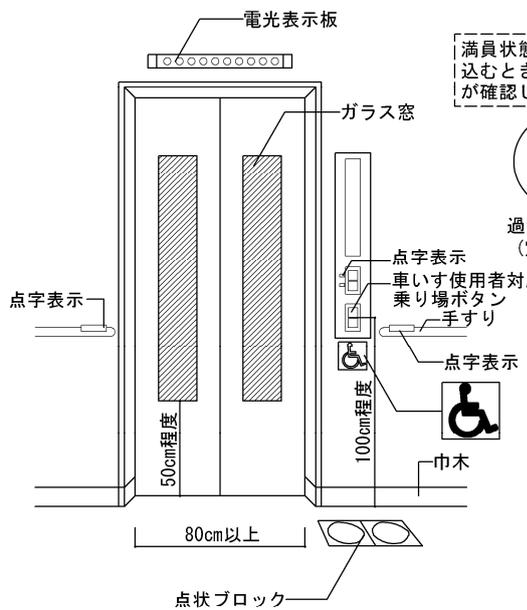
# エレベーター 1

## ●エレベーターの設計標準

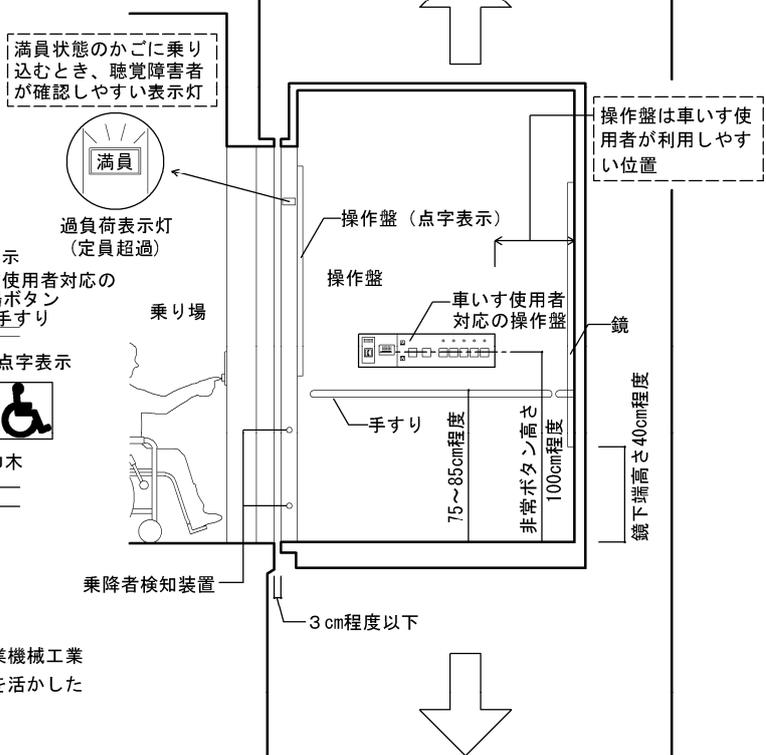
### ○平面図



### ○エレベーター出入口(乗り場)



### ○かご内の断面図

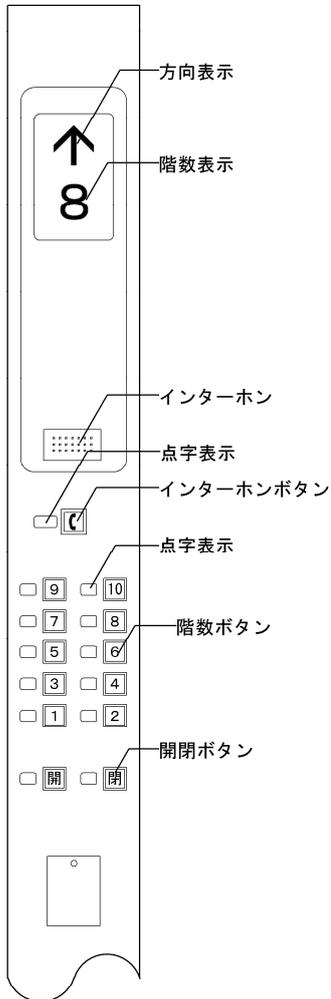


※過負荷表示灯については、社団法人日本産業機械工業会技術委員会による「ユニバーサルデザインを活かしたエレベーターの研究報告」を参考とした。

## エレベーター 2

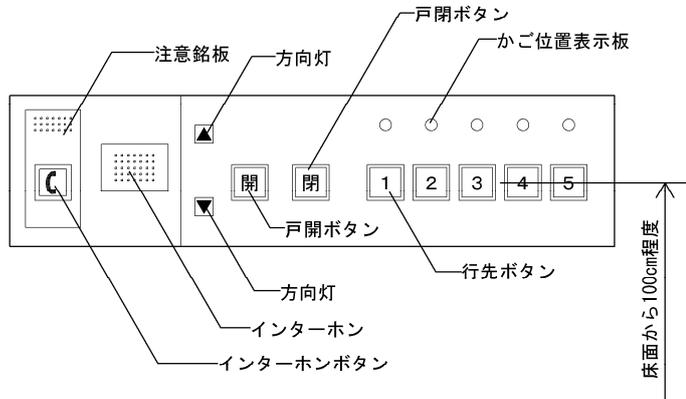
### ●エレベーター 操作盤仕様 (例)

#### ○縦型操作盤

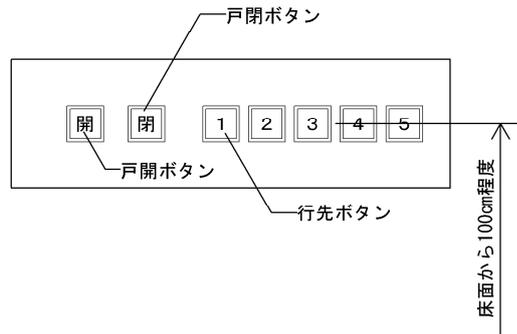


#### ○車いす使用者対応主操作盤

(背面パネルにかご位置表示灯、方向灯を設けない場合)

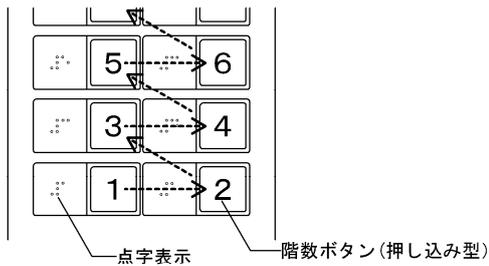


#### ○車いす使用者対応副操作盤



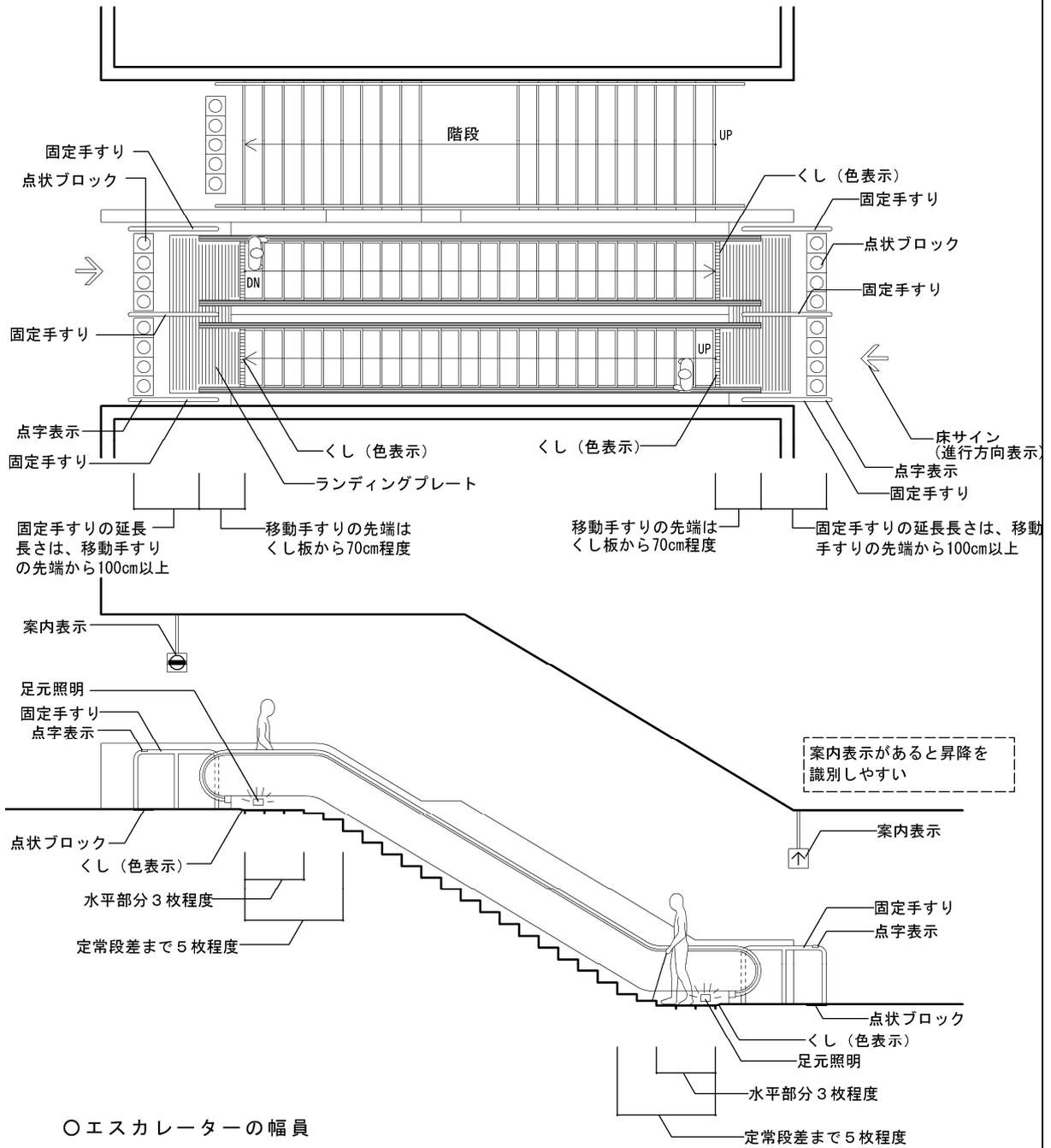
#### ○階数ボタン

- ・階数ボタンは浮彫階数表示が望ましい
- ・階数ボタンが2列になる場合は千鳥配列が望ましい

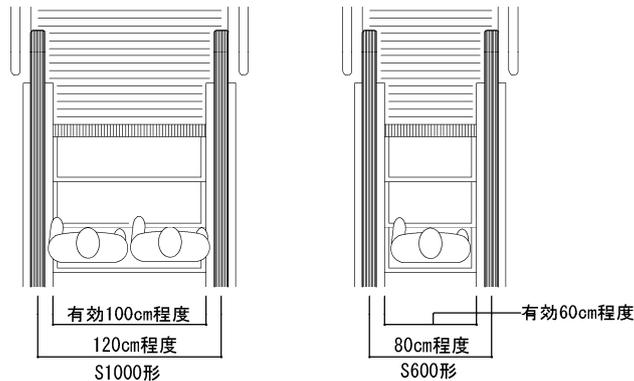


# エスカレーター

## ● エスカレーターの設計標準



## ○ エスカレーターの幅員



2. 6. 4 設計例



・エレベーター出入口戸のガラス窓、TVモニターの整備



・かご内の電光表示（緊急時に文字情報が提供できる。）



・わかりやすい車いす使用者対応の副操作盤



- ・階に満たない段差解消のために設けた車いす使用者対応エスカレーター（踏段の水平部分4枚（一般には3枚程度の場合が多い）、係員呼出ボタン、車いすで利用できる表示等が整備されている。）



- ・車いす使用者対応エスカレーターの作動状態（着色部分が車いす乗用踏段）



- ・エスカレーターの進行方向を表示した電光表示（進入禁止の表示があるエスカレーターに進入すると、ブザーが鳴る。）

## 2. 6. 2 ソフト面の工夫

### （1）人的対応

- ・一時に多数の利用が集中する施設（劇場や屋内競技場等）では、高齢者、障害者等のエレベーター利用に際して、誘導を行うなどの人的な対応をすることが望ましい。

## 2. 7 便所・洗面所

### ◆ 基準 ◆

#### <建築物移動等円滑化基準チェックリスト>

施設等	チェック項目
<一般> 便所 (第14条)	①車いす使用者用便房を設けているか (1以上)
	(1) 腰掛便座、手すり等が適切に配置されているか
	(2) 車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されているか
	②水洗器具を設けているか (オストメイト対応、1以上)
	③床置き式の小便器、壁掛式小便器(受け口の高さが35cm以下のものに限る。)その他これらに類する小便器を設けているか (1以上)
<一般> 標識 (第19条)	①エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることの表示が見やすい位置に設けているか
	②標識は、内容が容易に識別できるものか(日本工業規格Z8210に適合しているか)

#### <建築物移動等円滑化誘導基準チェックリスト>

施設等	チェック項目
<一般> 便所 (第9条)	①階の便房の総数が200以下の場合には便房総数の1/50以上、階の便房の総数が200を超える場合は便房総数の1/100に2を加えた数以上の車いす使用者用便房の数を設けているか。
	(1)腰掛便座、手すり等が適切に配置されているか
	(2)車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されているか
	(3)車いす用便房及び出入口は、幅80cm以上であるか
	(4)戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか
	②水洗器具(オストメイト対応)を設けた便房を設けているか(各階1以上)
	③車いす使用者用便房がない便所には腰掛便座、手すりが設けられた便房があるか(当該便所の近くに車いす使用者用便房のある便所を設ける場合を除く)
	④床置き式の小便器、壁掛式小便器(受け口の高さが35cm以下のものに限る)その他これらに類する小便器を設けているか(各階1以上)
<同上> 標識 (第14条)	①エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることの表示が見やすい位置に設けているか
	②標識は、内容が容易に識別できるものか(日本工業規格Z8210に適合しているか)

### ◆ 設計の考え方 ◆

- ・高齢者、障害者等の社会参加や外出等の機会をさらに促進するため、高齢者、障害者等が円滑に利用できる便所・便房を、整備することが求められている。
- ・便所・便房の設計においては、施設用途や規模の他、多様な利用者を十分に想定することが重要である。
- ・まず、バリアフリー法に義務付けられた「車いす使用者用便房」と「オストメイト用設備を有する便房」を設置する。さらに高齢者、障害者、乳幼児連れ利用者等の多様なニーズを踏まえ、それぞれの利用者特性に配慮した設備や便房の設置を検討する必要がある。
- ・また近年では、知的障害者や発達障害者等への異性介助、高齢者同士の異性介助等により、男女共用の便房設置に対するニーズが高まっており、介助者等の実態に即した便所・便房の設計とすることも求められている。
- ・一方で、「車いす使用者用便房」にオストメイト用設備や大型ベッド、乳幼児用いす、乳幼児用おむつ交換台等を付加した「多機能便房」については、近年、利用者が集中し、便房内に広い空間を必要とする車いす使用者が円滑に利用することが困難になっているとの声が多く寄せられている。
- ・このような実態を踏まえると、多様な利用者の円滑な利用を促進するためには、従来の「多機能便房」内にあった各種設備・機能を、便所全体に適切に分散して配置することが重要となる。

- このため、便所・便房の整備においては高齢者、障害者、介助者、乳幼児連れ利用者等の個別のニーズに対応した「個別機能を備えた便房」を設置することを基本的な考え方とし、
  - 小規模施設等の便所で、複数の便房を確保することが困難な場合
  - 面積や構造による制約がある既存建築物の改善・改修であり、やむを得ず「車いす使用者用便房」にオストメイトや乳幼児連れ利用者に対応した機能等を付加する場合等においては、利用者のニーズを満たす機能を付加した「多機能便房」と「簡易型機能を備えた便房」等の組み合わせにより、可能な限り機能の分散を図る。
- また、バリアフリー法に基づくバリアフリー化の義務対象とされない小規模な施設の整備や、既存施設の改善・改修においても、高齢者、障害者等が円滑に利用できる便所・便房の設置を進めることが求められる。こうした施設においても、面積や構造による制約等も考慮しつつ、必要な設備を分散配置した設計を行うことが重要である。

## ◆ 設計のポイント ◆

- 施設の使用用途や利用状況を勘案し、利用者の集中を避け、高齢者、障害者等が円滑に利用できる便所・便房の設置を進めるため、「個別機能を備えた便房」を便所内に分散して設ける。
  - 1以上の車いす使用者用便房、オストメイト用設備を有する便房等の「個別機能を備えた便房」を便所内に分散して設ける。
  - 介助者が異性の場合があることに配慮し、少なくとも1以上の「車いす使用者用便房」は、男女が共用できる位置に設ける。また排泄介助が必要な障害のある児童、成人等の脱衣等には、大型ベッドが必要であり、「車いす使用者用便房」を設ける場合は、男女が共用できる位置に、1以上の「大型ベッド付き便房」を設ける。
  - これまで「多機能便房」内での設置が多かったオストメイト用設備や乳幼児用いす、乳幼児用おむつ交換台は、便所内（男子用及び女子用の区別があるときはそれぞれの便所）、若しくは「オストメイト用設備を有する便房」及び「乳幼児連れに配慮した設備を有する便房」にそれぞれ設置する。
  - 施設用途等により、車いす使用者が多数利用することが考えられる場合には、「個別機能を備えた便房」に加え、便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ）に1以上の「車いす使用者用簡易型便房」を設ける。
- 「個別機能を備えた便房」を便所内に分散して設けることが困難な場合には、以下の点に留意し、「多機能便房」及び「簡易型機能を備えた便房※1」を設ける。
  - 「車いす使用者用便房」にオストメイト用設備、乳幼児連れ利用者に配慮した設備等をすべて付加するのではなく、建築物の使用用途、施設全体の便所の配置・機能分散のバランス、利用者の重なりを考慮した上で、「多機能便房」の設備・機能等の組み合わせを検討する。
  - オストメイト用の水洗器具を「多機能便房」に設置する場合には、利用者の意識や動向に十分に配慮する。
  - 介助者が異性の場合があることに配慮し、少なくとも1以上の「多機能便房」は、男女が共用できる位置に設ける。
  - 利用者の分散を図る観点から、乳幼児連れ利用者に配慮した設備を「多機能便房」に設置することは避ける。この場合、1以上の「乳幼児連れ利用者に配慮した設備」を、便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）内に設けるか、若しくは1以上の「乳幼児連れ利用者に配慮した設備を有する便房」を設けて対応する。

- ・あらかじめ利用者が特定される用途（学校（特別支援学校を除く。）、事務所等）である場合は、利用者の想定等を十分に行った上で、「多機能便房」を設置することにより、高齢者、障害者等の利用に備える。
- ・施設全体で便所・便房の数が1～2カ所程度の場合、便所に男子用及び女子用の区別がない場合、面積や構造による制約がある既存建築物の改善・改修の場合、法の義務付け対象とならない小規模な施設の新築で面積による制約がある場合等には、利用者の想定等を十分に行った上で、「個別機能を備えた便房」又は「多機能便房」を設置することにより、高齢者、障害者等の利用に備える。
- ・面積や構造による制約がある既存建築物の改善・改修、法の義務付け対象とならない小規模な施設の新築で面積による制約があるもので、「個別機能を備えた便房」や「多機能便房」の設置が困難な場合には、「簡易型機能を備えた便房」を設置することにより、高齢者、障害者等の利用に備える。

**留意点：施設用途別の配慮**

- ・バリアフリー法においては、地方公共団体は条例により、義務付けの対象となる建築物の規模を引き下げることや、対象用途の追加、基準の付加を行うことが可能である。
- ・近年の待機児童問題という社会的背景から、当該規定に基づく条例を保育所等へ適用するにあたっては、児童の体格や年齢、保育所等の運営体制や定員数、建築物のバリアフリー化の状況を踏まえ、合理的な運用（多数の者の利用が想定されない設備等に関する規制を求めないなど）が必要とされている。
- 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項に基づく条例の運用について」（平成28年6月2日付け国住指第484号）

**※1 簡易型機能を備えた便房**

「車いす使用者用簡易型便房」とは車いす使用者が利用可能な出入口の有効幅員、最小限の広さを有する便房、「オストメイト用簡易型便房」とはオストメイト簡易型設備（腰掛便器の背もたれに水洗をつけたもの等）を設置した便房を指す。

**■ ニーズに対応した便所・便房と設備の組み合わせ（◎義務、○推奨（ニーズや規模に応じて整備））**

	車いす使用者対応	オストメイト対応	乳幼児連れ対応	大型ベッド対応	男女共用 <sup>※1</sup>	多機能化の可能性
2000㎡以上の特別特定建築物	◎	◎	○	○	○	
上記以外の建築物	○	○	○	○	○	有り <sup>※2</sup>

**※1 知的障害者や発達障害者等への異性介助、高齢者同士の異性介助に配慮し、男女共用の便房を設ける。**

**※2 小規模建築物、既存建築物、あらかじめ利用者が特定される用途（特別支援学校を除く学校、事務所等）の建築物に便所・便房を整備する場合に多機能化（2つ以上の機能を有する便房とすること）の可能性が有る。**

各便房の設計標準を以下の項目において示す。

2. 7. 1 個別機能を備えた便房の設計標準

2. 7. 2 多機能便房の設計標準

2. 7. 3 簡易型機能を備えた便房の設計標準

2. 7. 4 その他の便所・洗面所の設計標準

## 2. 7. 1 個別機能を備えた便房の設計標準

### (1) 共通する事項

#### ① 設置数、配置

- ・個別機能を備えた便房の位置は、他の便所と一体的若しくはその出入口の近くに設ける等、利用者が位置を把握しやすく利用しやすいものとする。

#### ② 空間の確保等

- ・床には段を設けない。

#### ③ 戸の形式

- ・戸の取っ手は操作のしやすいものとする。
- ・手動式引き戸の場合、取っ手は握り易さに配慮したものとする。
- ・自動式引き戸の場合、施錠の操作がしやすいものとし、緊急の場合は外部からも解錠できるものとする。
- ・手動式引き戸の場合、指の不自由な人でも施錠の操作がしやすいものとし、緊急の場合は外部からも解錠できるものとする。
- ・施錠を示す色等は、視覚障害者の利用に配慮したものとする。
- ・その他については、2. 7. 4 その他の便所・洗面所の設計標準(4)を参照。

#### 留意点：施錠を示す色

- ・施錠を示す色は赤と青とすることが望ましい。このことは、個別機能を備えた便房のみでなく、その他の便房においても同様である。

#### ④ 部品、設備等

- ・設備は操作しやすいものとするとともに、分かりやすさにも配慮したものとする。

#### ア. 手すり

- ・腰掛便器の**壁側**に手すりを設置する場合には、水平、垂直に取り付ける。
- ・水平手すりは、腰掛便座の座面から20～25cm程度の高さに取り付ける等の配慮をする。
- ・腰掛便器の両側に手すりを設置する場合には、介助等を考慮し、片側の手すりは跳ね上げ手すりとする。

#### 留意点：手すりの位置

- ・手すりの位置が遠すぎて体を預けることができない場合がある。使いやすい位置関係に配慮して手すりを設ける。

#### イ. ペーパーホルダー、ボタン

- ・腰掛便器の横壁面に、ペーパーホルダー、便器洗浄ボタン、呼び出しボタンを設ける場合は、JIS S0026に基づく配置とする。
- ・ペーパーホルダーは、腰掛便座に座った状態で利用できる位置に設置する。

#### 留意点：呼び出しボタンの位置

- ・手すりに掴まったときに、呼び出しボタンに触れてしまうことのないようにする。

- ・便器洗浄ボタンは、腰掛便座に座った状態で操作しやすいものとする。
- ・呼び出しボタンは、腰掛便座に座った状態で手が届く位置に設置する。
- ・呼び出しボタンは、床に転倒したときにも届くよう、側壁面の低い位置にも設置する。

#### ウ. 視覚障害者等誘導用ブロック等

- ・便所までの経路に視覚障害者誘導用ブロック等を設置する場合には、車いす使用者用便房以外の便所に誘導する。

#### エ. その他の設備

- ・便房内の洗面器・手洗器の水栓金具は、レバー式、光感知式等、操作が容易なものとする。
- ・照明は、十分な照度を確保する。

#### ⑤ 仕上げ等

- ・床面は滑りにくい材料・仕上げとする。また転倒したときの危険防止のため適度に弾性のあるものとする。

#### ⑥ 案内表示、情報伝達設備等

##### ア. 便所付近・便所内の標識、案内図

- ・便所の付近には、便所があることを表示する標識を設ける。
- ・標識は、**ピクトグラム等**の表示すべき内容が容易に識別できるもの（当該内容がJIS A8210 案内用図記号に定められているときは、これに適合するもの）とする。
- ・便所の出入口には、男女の別、**便所内部の配置等**をわかりやすく表示した**案内図を設置することが望ましい**。
- ・案内図は、視覚障害者の利用に配慮し、**点字等による表示や触知案内図を兼ねたものとする**。また必要に応じて音声による案内・誘導を行う。
- ・個別機能を備えた便房**や簡易型機能を備えた便房等**を設けた便所の**案内図**には、**各便房の機能**、位置等を表示する**ことが望ましい**。
- ・弱視者等にも配慮し、案内図は**大きさや設置位置に配慮したものとする**。
- ・便房の戸には、**ピクトグラム等**を用いて、便房の設備内容をわかりやすく表示する**ことが望ましい**。
- ・聴覚障害者の利用に配慮し、**便房の戸には使用中か否かのわかりやすい表示装置を設置することが望ましい**。
- ・触知案内図の情報内容、形状及び表示方法等についてはJIS T0922を参照。
- ・案内表示については、2. 1 3 G. 1 案内表示を参照。

##### イ. 建築物等に設ける案内板

- ・建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の便所の配置を表示した案内板その他の設備を設ける（当該便所の配置を容易に視認できる場合、案内所を設ける場合を除く。）。

#### 留意点：ボタンの色、表示

- ・洗浄ボタン、呼び出しボタンは、色の違いやボタンの配置、壁とボタンとの色のコントラストに配慮して選定し、弱視者や色弱者の視認性や高齢者のわかりやすさを高めることが望ましい。
- ・ボタンの配色・配置に関しては、その他の便房においても同様の措置が求められる。
- ・ボタンには点字や浮き彫り文字、触覚記号等による表示を行うことが望ましい。

#### 留意点：他の個別機能を備えた便房の位置を示す表示

- ・使用中の場合等に他の便房へ行くことができるよう、他の階や場所にある個別機能を備えた便房の位置を便房の付近に表示することが望ましい。

- ・建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の便所の配置を、点字、文字等の浮き彫り、音による案内、これらに類するものにより視覚障害者に示すための設備を設ける（案内所を設ける場合を除く。）。
  - ・利用者を誘導するために、個別機能を備えた便房を設けた便所の位置を案内板に表示する。
  - ・視覚障害者の利用に配慮し、便所の位置及び男女の別を、点字等により表示する。
  - ・触知案内図の情報内容、形状及び表示方法等については JIS T0922を参照。
- ・案内表示については、2. 1 3 G. 1 案内表示を参照。

## (2) 車いす使用者用便房

車いす使用者用便房は、以下に即して設計する。

### ① 設置数、配置

- ・便所のうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）には、車いすを使用者が円滑に利用することができる構造の便房（以下「車いす使用者用便房」）を1以上設ける。
- ・便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）が設けられている階ごとに、当該便所のうち1以上に、車いす使用者用便房を設けることが望ましい。
  - ・劇場・競技場等の客席、観覧席が複数階にわたる場合や、同時に多数の車いす使用者が利用することが考えられる場合には、複数の車いす使用者用便房を設けることが望ましい。
- ・便所が設けられている階の車いす使用者用便房の数は、当該階の便房の総数が200以下の場合には当該便房の総数に1/50を乗じて得た数以上とし、当該階の便房の総数が200を超える場合は当該便房の総数に1/100を乗じて得た数に2を加えた数以上とすることが望ましい。
- ・異性介助に配慮し、少なくとも1以上の車いす使用者用便房は、男女が共用できる位置に設ける。
- ・劇場・競技場等の車いす使用者用便房の位置は、車いす使用者用客席・観覧席から容易に到達できるものとする。

### ② 出入口の寸法、空間の確保等

- ・車いす使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口の有効幅員は、80cm以上とする。
- ・車いす使用者等の利便性を考慮すると、車いす使用者用便房の出入口の有効幅員は、90cm以上とすることが望ましい。
- ・車いす使用者用便房には、車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間を確保する。
  - ・各設備を使用でき、車いすが360°回転できるよう、直径150cm以上の円が内接できるスペースを、1以上設ける。（設備等下部に車いすのフットレストが通過できるスペースが確保されていれば、その部分も有効スペースとする。）

- ・車いすの回転や介助者の同伴などの多様な動作が可能なスペースを確保する。
- ・便房の標準的寸法は200cm×200cm程度とする。設備等の形状、配置によって、必要な広さは変わること留意する。
- ・便器の正面及び側面に移乗のためのスペースを設ける。
- ・複数の車いす使用者用便房を設ける場合は、便器の位置は正面からのアプローチを確保し、左右からの移乗に配慮する。

### ③ 戸の形式

- ・車いす使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口に戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないものとする。
- ・車いす使用者の利用に配慮し、円滑に開閉して通過できるよう、戸は軽い力で操作できる引き戸とする。可能であれば自動式引き戸とする。
- ・手動式引き戸の場合は、自動的に戻らないタイプ、又は一定時間開いた後に自動的に閉まるタイプとし、取っ手は棒状ハンドル式等の握りやすさに配慮したものとする。
- ・戸の開閉や施錠の操作が円滑に行えるよう、戸の付近には大型ベッドやゴミ箱等を設けない。
- ・操作性を確保するため、取っ手等の位置や形状に十分配慮する。
- ・自動式引き戸については、「多機能トイレ用自動ドア安全ガイドライン」(JADA-0006) (全国自動ドア協会)による。

#### 留意点：接近しやすい錠の配慮

- ・車いす使用者が接近しやすいよう、錠の位置に配慮する。

#### 留意点：ドア開閉盤

- ・自動式引き戸のドア開閉盤は、手かざしセンサー式が使いにくい人もいることから、操作しやすい押しボタン式とすることが望ましい。

#### 留意点：多機能トイレ用自動ドア安全ガイドライン

- ・本ガイドラインには、自動ドアの挟まれ防止、衝突防止その他の対策について、建築設計者、発注者、自動ドアの製造者、販売者、施工者、点検整備者及び建物管理者等が留意すべき点が示されている。

### ④ 部品、設備等

- ・車いす使用者用便房には、腰掛便座、手すり等を適切に配置する。

#### ア. 便器

- ・腰掛便器とし、床置き又は壁掛等とする。
- ・腰掛便器(床置き)の前面は、車いすですできるだけ接近できるよう、フットレストの当たりにくい、トラップ突き出しの少ない形式等とする。
- ・座面高さは、蓋のない状態で、40～45cm程度とする。
- ・腰掛便座は、温水洗浄便座(温水でおしり等を洗浄する機能を持つ腰掛便座)とすることが望ましい。

#### イ. 手すり

- ・車いすから腰掛便座への移乗を容易にするために手すりを設置する。
- ・腰掛便器の両側に、水平、垂直に取り付ける。

#### 留意点：便器

- ・座位を保てない人の姿勢の安定に配慮し、便器には背もたれを設けるとよい。
- ・温水洗浄便座の操作ボタンは、前方から移乗する場合に配慮し、便座横に附置した操作ボックスではなく、壁付けとすることが望ましい。
- ・温水洗浄便座の操作ボタンは、色の違いやボタンの配置、壁とボタンとの色のコントラストに配慮して選定し、弱視者や色弱者の視認性や高齢者のわかりやすさを高めることが望ましい。

**ウ. ペーパーホルダー、ボタン等**

- ・ペーパーホルダー、呼び出しボタン等が腰掛便座及び車いすに座った状態で手が届く範囲に設置する。
- ・ペーパーホルダーは、腰掛便座及び車いすに座った状態で利用しやすい位置に設置する。
- ・便器洗浄ボタンは、腰掛便座に座った状態で操作しやすいものとする。
- ・呼び出しボタンは、腰掛便座及び車いすに座った状態で手が届く位置に設置する。
- ・便房内に確認ランプ付呼び出し装置、出入口の廊下等に非常呼び出し表示ランプ、事務所に警報盤を設置する。

**エ. 洗面器、鏡**

- ・手すりを設置する場合は車いす使用者の利用にも配慮する。
- ・水栓金具は、レバー式、光感知式等、操作の容易なものとする。
- ・車いす使用者が利用できるよう洗面器下部に車いすで膝が入るスペースを確保する。
- ・吐水口の位置は、車いす使用者の利用に配慮した位置（洗面器の手前縁から30～35cm程度）とする。
- ・鏡は、洗面器上端部にできる限り近い位置を下端とし、上端は洗面器から100cm以上の高さとするのが望ましい。

**留意点：洗面器**

- ・車いす回転スペースに洗面器が張り出さないように、製品機種を選定に配慮する。

**留意点：手洗い器の位置**

- ・便座に腰掛けた状態で手を洗いたい場合もあるため、便座から手が届く位置に手洗い器を設置することも有効である。

**オ. 手荷物置き台、フック**

- ・手荷物置き台は、車いす使用者の利用に配慮した高さとする。
- ・フックは、車いす使用者の利用に配慮した高さとする。

**留意点：鏡**

- ・傾斜式鏡は主に車いす使用者を想定したものであるが、立位では使いにくい。洗面所の鏡は傾けず、むしろ設置高さを下げることでだれにでも利用できるようになる。

**(3) オストメイト用設備を有する便房**

オストメイト用設備を有する便房は、以下に即して設計する。

**① 設置数、配置**

- ・便所のうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）には、オストメイト用設備を有する便房を1以上設ける。
- ・便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）が設けられている階ごとに、当該便所のうち一以上に、オストメイト用設備を有する便房を設けることが望ましい。

## ② 部品、設備等

### ア. 汚物流し等

- ・オストメイト<sup>1</sup>の利用に配慮し、パウチや汚れたもの、しびん等を洗浄するための汚物流し（洗浄ボタン・水栓を含む）、ペーパーホルダーを設置する。
- ・ストーマ装具を交換する際に腹部を洗浄することがあり、水栓は温水が出る混合水栓であることが望ましい。

#### 留意点：汚物流し等

- ・腹部等を洗浄しやすいよう、水栓はハンドシャワー型であることが望ましい。
- ・利用者の身長によって使いやすい汚物流しの高さは異なるため、汚物流しの高さが調節できると使いやすい。

### イ. その他の設備

- ・ストーマ装具や関連の小物等を置くことができる十分な広さの手荷物置き台（カウンター）を設置する。
- ・ストーマ装具の装着や身だしなみを確認するための鏡を設置する。
- ・小物や手荷物をかけるフックやコート等の衣類をかけるフックを複数設置する。
- ・ストーマ装具の廃棄等に配慮し、汚物入れを設置することが望ましい。
- ・ストーマ装具の装着のための衣類の脱着、着替え等に配慮し、汚物流しの近くに着替え台を設置することが望ましい。

#### 留意点：手荷物置き台、フック

- ・手荷物置き台やフックは、手荷物を置いたりコートをかけるだけでなく、オストメイトの方が脱いだ衣類やパウチを置いたりかけたり、介助者が荷物を広げたりするため等に必要である。

## （４）大型ベッド付き便房

大型ベッド付き便房は車いす使用者用便房に、介助によって着替え、おむつ交換、排泄等を行う際に使用される大型ベッドを付加するものである。

従って大型ベッド付き便房は、（１）車いす使用者用便房の設計標準による他、以下に配慮して設計する。

### ① 設置数、配置

- ・建物内に車いす使用者用便房や多機能便房を設置する場合には、そのうち1以上は大型ベッド付き便房とする。
- ・異性介助に配慮し、施設用途や規模を十分に考慮した上で、少なくとも1以上の大型ベッド付き便房は、男女が共用できる位置に設ける。

#### 留意点：大型ベッドの設置

- ・介助を必要とする高齢者や、肢体不自由児・肢体不自由者等には、ベッド上での着脱衣やおむつ交換、排泄（自己導尿等）等が必要となることがあるため、大型ベッドを設置することが求められている。

### ② 空間の確保等

- ・大型ベッドを設置する際には、車いすの動きや介助者の動きを考慮し、十分なスペースを確保する。

#### 留意点：大型ベッドの寸法

- ・大型ベッドに関し、大型化を求めるニーズもあることから、大型ベッドの寸法の検討に際しては、施設利用者等のニーズを踏まえて決定することが望ましい。

<sup>1</sup>手術を受けてストーマ（人工肛門、人工膀胱）保持者となった者を言う。ストーマには装具を装着している。ストーマ装具は、ワンピース型（体に張り付ける面版と、便と尿をためる袋（パウチ）が一体になったもの）とツーピース型（面版とパウチが別になったもの）がある。

### (5) 乳幼児連れ利用者に配慮した設備を有する便房

乳幼児連れ利用者に配慮した設備を有する便房は、以下に配慮して設計する。

#### ① 設置数、配置

- ・施設用途や規模を十分に考慮した上で、便所のうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）には、乳幼児連れ利用者に配慮した設備を有する便房を1以上設ける。

#### ② 空間の確保等

- ・乳幼児連れ利用者に配慮した設備を有する便房は、ベビーカーと共に入ることの可能なゆとりある広さとする。

#### ③ 部品、設備等

- ・乳幼児連れ利用者に配慮した設備を有する便房には、乳幼児用いす、乳幼児用おむつ交換台等を設置する。

#### 留意点：乳幼児用いす

- ・乳幼児用いすは、乳幼児がいすから抜け出したりしにくく、また安全に座らせることができるよう配慮されたものとする。
- ・乳幼児用いすは、乳幼児連れの利用者から常に目や手が届く位置に設けることが望ましい。

#### 留意点：乳幼児用おむつ交換台

- ・乳幼児用おむつ交換台から目や手を離さずに利用できる位置に、荷物置き場やおむつ用のごみ箱等を設けることが望ましい。
- ・乳幼児用おむつ交換台は落下防止措置が講じられたものとする。
- ・乳幼児用おむつ交換台は乳幼児を寝かせた状態でのおむつ交換に適しており、転落等の可能性のある幼児の立位姿勢でのおむつ交換、排泄前後の着脱衣には、着替え台が適している。
- ・乳幼児用おむつ交換台を利用する乳幼児に対し、照明の光が直接目に入らないように、器具の配置に配慮する必要がある。

## 2. 7. 2 多機能便房の設計標準

多機能便房は車いす使用者用便房に、他の機能を付加するものである。

従って多機能便房の設計標準は、2. 7. 1 個別機能を備えた便房の設計標準（1）共通する事項、（2）車いす使用者用便房による他、以下に配慮して設計する。

- ・設置する設備・機能の組み合わせは、建築物の用途、施設全体の便所の配置・機能分散のバランス、利用者の重なりを考慮したものとする。
- ・設置する設備・機能については、（3）オストメイト用設備を有する便房、（4）大型ベッド付き便房、（5）乳幼児連れ利用者に配慮した設備を有する便房を参照。

#### 留意点：多機能便房への乳幼児用おむつ交換台等の設置

- ・乳幼児用おむつ交換台、乳幼児用いす及び大型ベッドを多機能便房内に設ける場合は、車いす使用者が必要とするスペースを確保しつつ設けることが必要である。

## 2. 7. 3 簡易型機能を備えた便房の設計標準

簡易型機能を備えた便房は、以下に配慮して設計する。

### (1) 車いす使用者用簡易型便房

車いす使用者用簡易型便房は、個別機能を備えた便房以外の便房に、車いすで使用可能な有効幅員や空間を確保し、腰掛便座、着座や立ち上がりのための手すりを設置することで、自力で腰掛便座に移乗が可能な車いす使用者等の利用を可能とする便房であり、以下に配慮して設計する。

#### ① 設置数、配置

- ・施設用途や規模を十分に考慮した上で、便所のうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）には、車いす使用者用簡易型便房を1以上設ける。

#### ② 出入口の有効幅員、空間の確保等

- ・便房の出入口の有効幅員は、80cm以上とする。
- ・車いすで使用可能なゆとりある広さを確保する。

#### ③ 戸の形式

- ・便房の戸は原則として引き戸とし、やむを得ない場合には外開き戸等とする。
- ・限られたスペースにおいて車いす使用者が利用可能なよう、出入口の位置や戸、戸の錠等について工夫をする。
- ・車いすは壁の隅には近寄れないため、便房の戸の形式、取っ手の位置や形状に配慮する。

#### ④ 部品、設備等

- ・腰掛便座、着座や立ち上がりのための手すりを設置する。

### (2) オストメイト用簡易型便房

- ・整備が義務付けられたオストメイト用設備を有する便房とは別に利用者の分散を図るために整備する場合や、専用の汚物流しの設置スペースが取れない改善・改修など構造上やむを得ない場合には、オストメイト用簡易型便房を設置する。
- ・オストメイト用簡易型便房とは、オストメイト簡易型水洗設備（腰掛便器の背もたれに水洗をつけたもの等）を設置することで、オストメイト用設備を有する便房を利用できない場合の利用を可能とする便房であり、以下に配慮して設計する。

#### ① 設置数、配置

- ・施設用途や規模を十分に考慮した上で、便所のうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）には、簡易型機能を備えた便房を1以上設ける。

#### 留意点：車いす使用者用簡易型便房の出入口の有効幅員

- ・出入口の有効幅員80cmは車いす使用者が直進で通過可能な寸法である。直進以外の出入りとなる場合は、通過のしやすさに配慮して80cm以上のゆとりある幅員の確保が望ましい。

#### 留意点：2枚引き戸、折れ戸

- ・内開き戸では、車いす使用者が利用できないが、外開き戸あるいは引き戸にすると利用できる場合がある。
- ・改修・改善等、便房前の通行空間や引き戸の戸袋寸法を十分に確保できない場合には、戸の形式を2枚引き戸とすることや折れ戸を採用すること等も考えられる。

## ② 部品、設備等

- ・ ストーマ装具や関連の小物等を置くことができる十分な広さの手荷物置き台（カウンター）を設置する。

## (3) 案内表示

- ・ 2. 7. 1 個別機能を備えた便房の設計標準 (1) 共通する事項 ⑥、及び2. 13 G. 1 案内表示を参照。

## 2. 7. 4 その他の便所・洗面所の設計標準

2. 7. 1 個別機能を備えた便房の設計標準、2. 7. 2 多機能便房の設計標準、2. 7. 3 簡易型機能を備えた便房の設計標準 以外の、その他の便所・洗面所は、以下に配慮して設計する。

## (1) 設置数、配置

- ・ 同一建築物内においては便所の位置、男女の位置が統一されていると分かりやすい。

## (2) 出入口の有効幅員、空間の確保等

- ・ 便所の出入口の有効幅員は、80cm以上とする。
- ・ 便房の出入口の有効幅員は、65cm以上とする。
- ・ 便所内の通路には、車いすの回転スペースを確保する。
- ・ 床には段を設けない。
- ・ 内開き戸の場合、便器前から戸までの間に、戸の開閉動作に支障がないようスペースにゆとりをもつ。

**留意点：配置**

- ・ 視覚障害者にとっては、どこの便所を使う場合にも、利用方法が同じで非常に分かりやすいため、同一建築物では、なるべく同じ配置、同じ部品を使用することが望ましい。
- ・ 階によって配置をかえる場合には、わかりやすく表示することが望ましい。

## (3) 戸の形式

- ・ 使用時以外は開いているタイプとすることが望ましい。
- ・ 外開き戸を設ける場合には、開閉操作が円滑に行うことができるよう、扉に補助取手を追加する。
- ・ 内開き戸とする場合には、緊急時に戸を外せるものとする。
- ・ 施錠を示す色等は、視覚障害者の利用に配慮したものとする。

**留意点：戸の形式**

- ・ 外開き戸とする場合は、奥に設ける等、利用者が衝突する危険がないよう配慮する。
- ・ 内開き戸は、利用者が便房内で倒れたとき等に、倒れた利用者の体が障害となり開けることができず、救出できないおそれがある。

## (4) 部品、設備等

## ① 男性用小便器

- ・ 男子用小便器のある便所を設ける場合には、そのうち一以上に、床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35cm以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を一以上設ける。
- ・ 男子用小便器のある便所が設けられている階ごとに、当該便所のうち1以上に、床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35cm以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を一以上設けることが望ましい。
- ・ 便所の出入口から最も近い小便器は、床置き式ストール又は、低リップの壁掛式とする。
- ・ 1以上の小便器には手すりを設置する。

**留意点：設備・備品等**

- ・ 手すりは認知しやすい色とすることが望ましい。
- ・ 小便器の脇には、杖や傘等を立てかけるくぼみあるいはフックを設けることが望ましい。

## ② 大便器

- ・便所に車いす使用者用便房が設けられておらず、かつ、当該便所に近接する位置に車いす使用者用便房が設けられている便所が設けられていない場合には、便所内に腰掛便器及び手すりの設けられた便房を一以上設けることが望ましい。
- ・高齢者等の足腰の弱っている人にとって、和風便器の利用は困難を伴うため腰掛便器とすることが望ましい。
- ・1以上の腰掛便器には、手すりを設置する。
- ・1以上の和風便器には、手すりを設置する。

## ③ ペーパーホルダー、ボタン（腰掛便座の便房）

- ・腰掛便器の横壁面にペーパーホルダー、洗浄ボタン等を設置する場合は、JIS S0026に基づく配置とすることが望ましい。
- ・ペーパーホルダーは、腰掛便座に座った状態で利用しやすい位置に設置する。
- ・便器洗浄ボタンは、腰掛便座に座った状態で操作しやすいものとする。
- ・便器洗浄ボタンは、押しボタン式等、視覚障害者が触知しやすく誤作動しにくいものとする。
- ・視覚障害者が利用しやすいよう、同一建築物内においては、洗浄装置等の使用法や、**ボタン等**の形状・配置を統一することが望ましい。

### 留意点：便房内の設備

- ・ボタンがたくさん並んでいて、どれがどのボタンかわかりづらいものもあり、利用状況が想定できる場合は、必要最小限にとどめる。
- ・ボタンには、凹凸やふくらみ、へこみ、色のコントラスト等をつけ、また、点字や浮き彫り文字、触覚記号等による表示を行う等、視覚障害者に分かりやすい配慮をするとよい。
- ・洗浄装置は、センサー式が使いやすい一方で、視覚障害者は触れることのできる形式の方が使いやすいため、センサー式の場合は、便器洗浄ボタンを併設する等の配慮をする。

## ④ 洗面器、鏡

- ・1以上の洗面器には手すり等を設け、寄りかかれる等の配慮を行う。
- ・水栓金具は、レバー式、光感知式等、操作が容易なものとする。
- ・1以上の洗面器は、車いす使用者の利用に配慮したものとする。
  - ・洗面器下部に車いすで膝が入るスペースを確保する。
  - ・吐水口の位置は、車いす使用者の利用に配慮した位置（洗面器の手前縁から30～35cm程度）とする。
  - ・鏡は洗面器にできる限り近い位置を下端とし、高さ100cm以上とすることが望ましい。

### 留意点：洗面器

- ・車いす使用者に使いやすいものと、立位で使いやすいものと、高さの異なる複数の洗面器を設けることが望ましい。

## ⑤ 手荷物置き台

- ・手荷物棚やフックを設置する。

### 留意点：フック等

- ・洗面器の脇には、杖を立てかけるくぼみあるいはフックを設けることが望ましい。

## ⑥ おむつ交換台

- ・施設用途や規模を十分に考慮した上で、便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）には、乳幼児のおむつ交換台を1以上設ける。

## ⑦ 非常通報

- ・聴覚障害者が便房でも非常通報の情報がわかるよう、フラッシュライト等を設置することが望ましい。

### 留意点：照明器具の配置

- ・照明器具を、便房、小便器、洗面器に対応させて配置することにより、各設備の位置を分かりやすくする等の工夫も考えられる。外せるタイプとする等の配慮が必要である。

## ⑧ その他の設備

- ・照明は、十分な照度を確保する。

## (5) 仕上げ

- ・床面は滑りにくい材料・仕上げとする。

## (6) 案内表示、情報伝達設備

- ・2. 7. 1 個別機能を備えた便房の設計標準 (1) 共通する事項 ⑥、及び2. 13 G. 1 案内表示を参照。

**留意点：音声案内装置の設置**

- ・多数の視覚障害者が利用する施設の便所では、男性用・女性用の位置等を、音声により案内することが望ましい。
- ・音声案内装置には、便房内において便器や設備・ボタンの位置を案内するものもある。

## 2. 7. 5 改善・改修のポイント

便所・洗面所の改善・改修にあたっては、建築物移動等円滑化基準に適合させることその他、2. 7. 1 個別機能を備えた便房の設計標準、2. 7. 2 多機能便房の設計標準、2. 7. 3 簡易型機能を備えた便房の設計標準、2. 7. 4 その他の便所・洗面所の設計標準に基づいて行うことが望ましい。

**(1) 設置数、配置**

- ・改善・改修により、車いす使用者用便房を設ける場合や、和風便器から腰掛便器に変更する場合には、総便房数が減る可能性があるため、利用者の実態に応じた便房数の設定や、配置に留意する必要がある。

**(2) 面積や構造に制約がある場合等**

- ・面積や構造による制約がある既存建築物の改善・改修で、「個別機能を備えた便房」や「多機能便房」の設置が困難な場合には、「簡易型機能を備えた便房」の設置を検討する。
- ・必要な面積を確保する方法としては、便房や手洗いスペース等の配置を工夫することを検討する。

**(3) 経路**

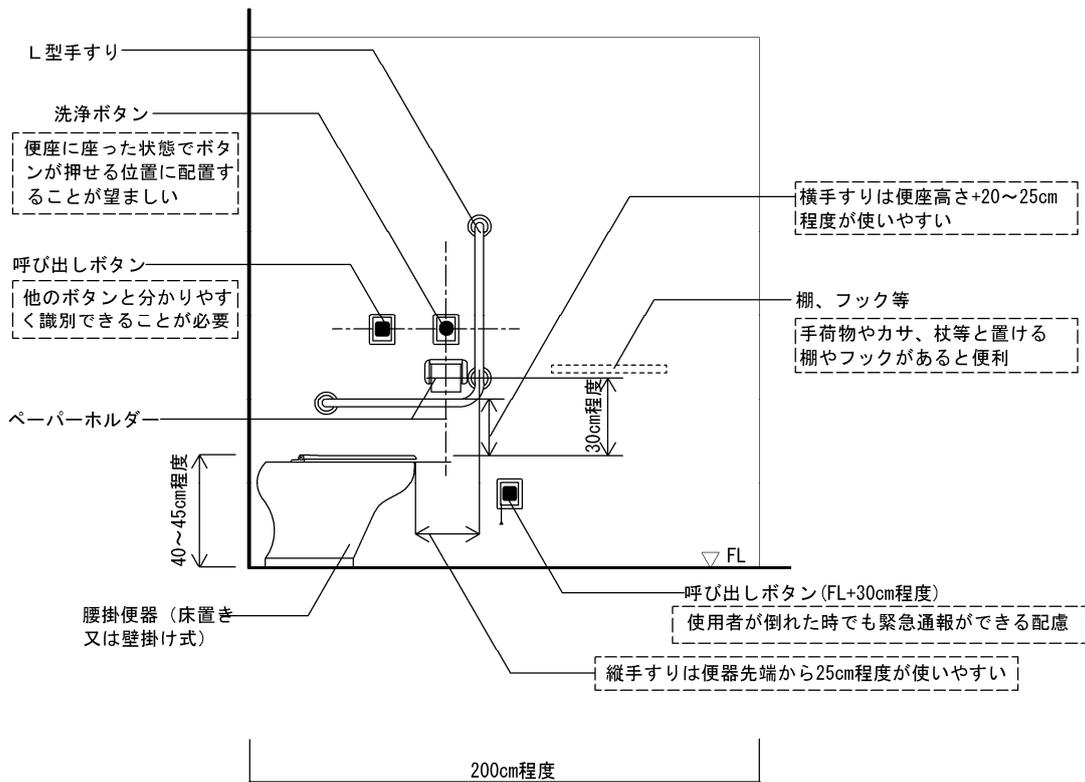
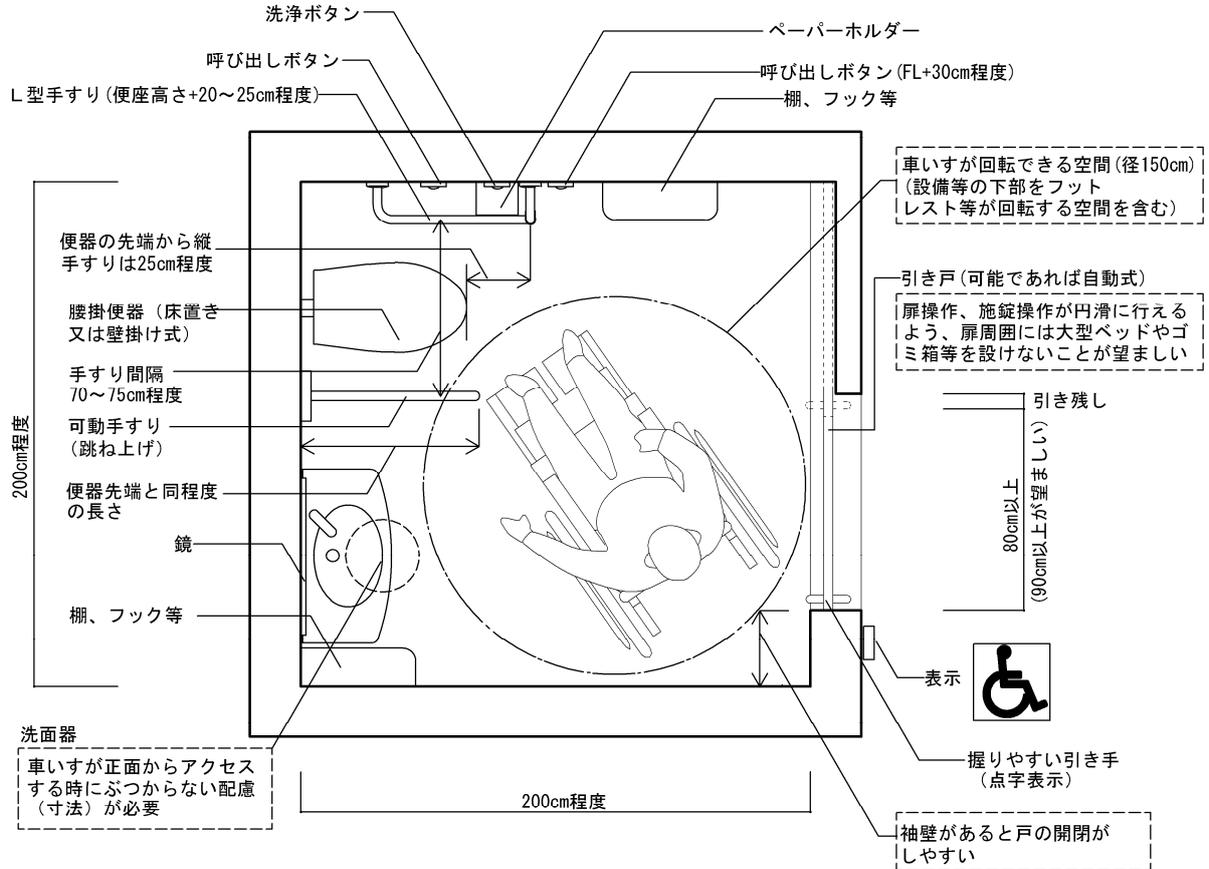
- ・改善・改修により車いす使用者用便房を設置する場合には、利用居室から車いす使用者用便房までの経路についても、段の解消等を図り、高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路として整備する。

**(4) 運営しながらの改善・改修実施**

- ・改善・改修にあたっては、一定規模・期間の工事が必要となることから、施設を運営しながら改善・改修を実施する場合には、工事の実施時期（休館日や夏休み等での工事実施）、仮設便所の設置、工期の短縮に努めること等の工夫が必要となる。

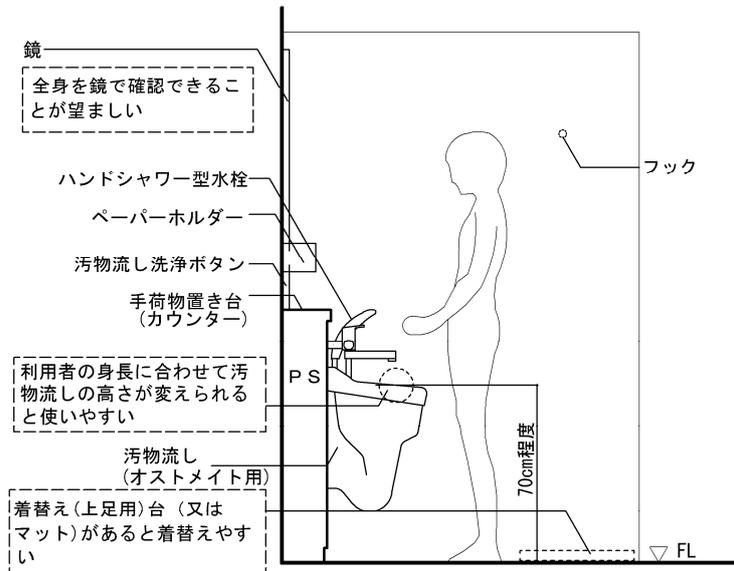
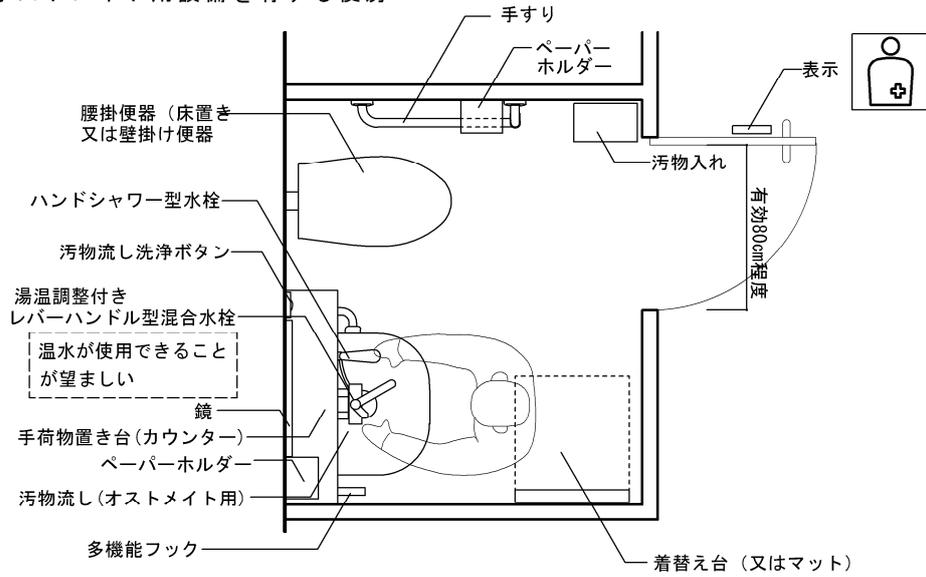
# 便所・洗面所 1

## ●車いす使用者用便房

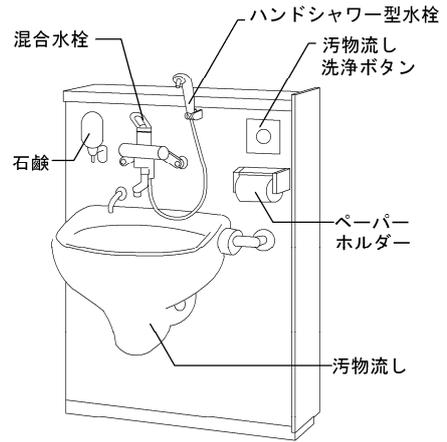


## 便所・洗面所 2

### ●オストメイト用設備を有する便房

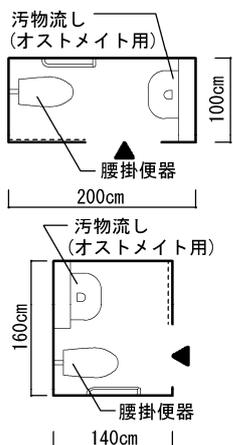


### ○汚物流し (オストメイトに配慮した設備)

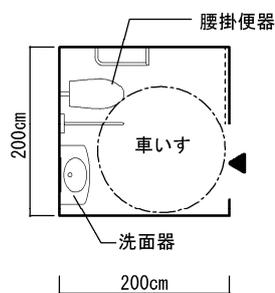


### ●個別機能を備えた便房及び多機能便房の寸法例

#### ○オストメイト用設備を有する便房



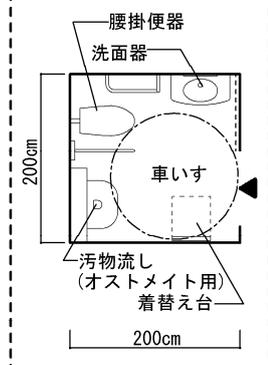
#### ○車いす使用者用便房



#### ○大型ベッド付便房



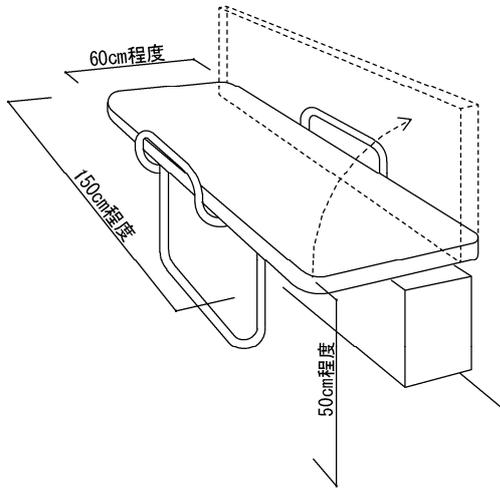
#### ○多機能便房



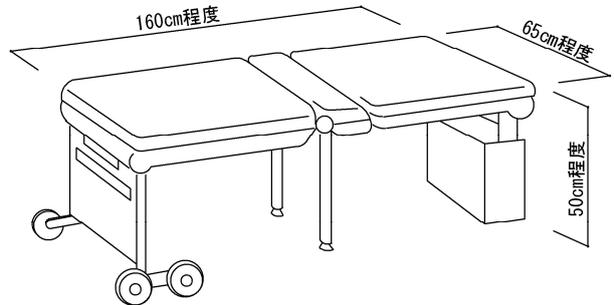
### 便所・洗面所 3

● 大型ベッド

○ 大型ベッド 1  
(幼児～大人まで：折畳み収納型)

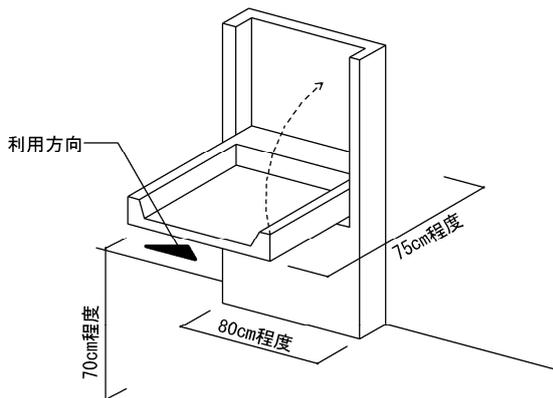


○ 大型ベッド 2  
(幼児～大人まで：折畳み収納型)

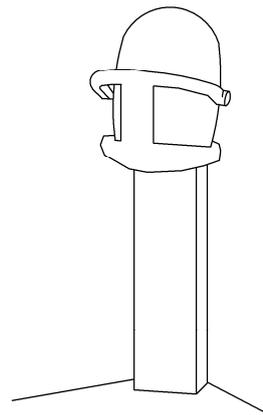


● 乳幼児用おむつ交換台・乳幼児用いす

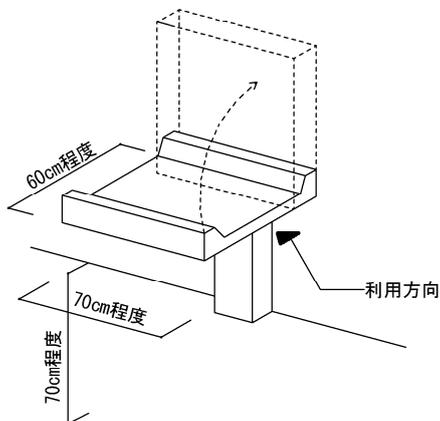
○ 壁・床取付乳幼児用おむつ交換台  
(生後1ヶ月～2歳半程度)



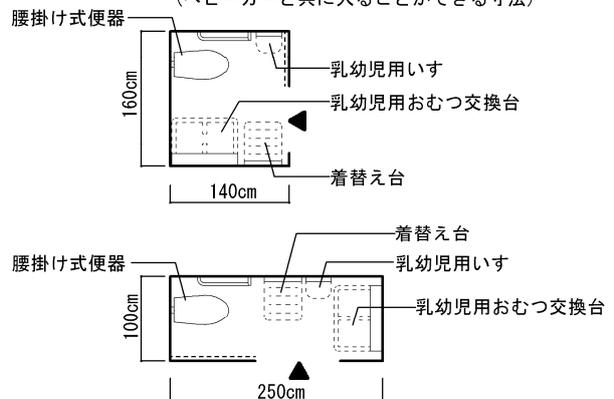
○ 乳幼児用いす  
(生後5ヶ月～2歳半程度)



○ 壁取り付け乳幼児用おむつ交換台  
(生後1ヶ月～2歳半程度)



○ 乳幼児連れに配慮した便所の寸法例  
(ベビーカーと共に入ることができる寸法)

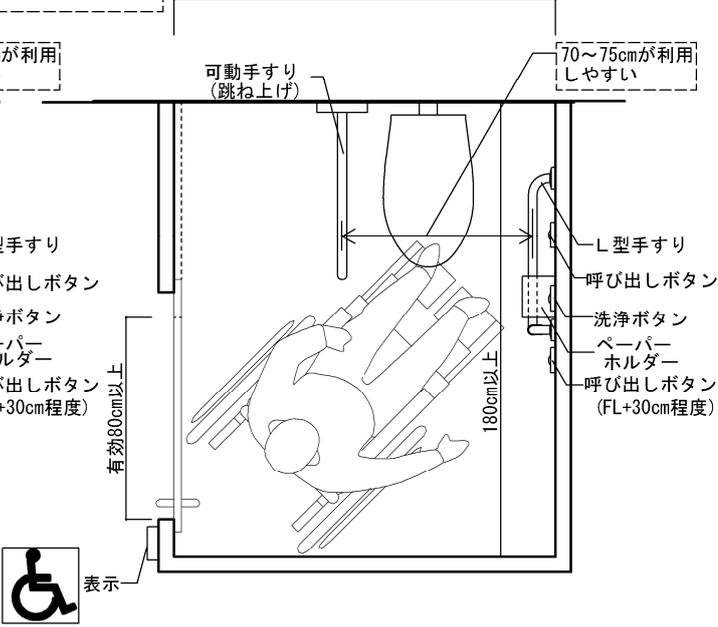
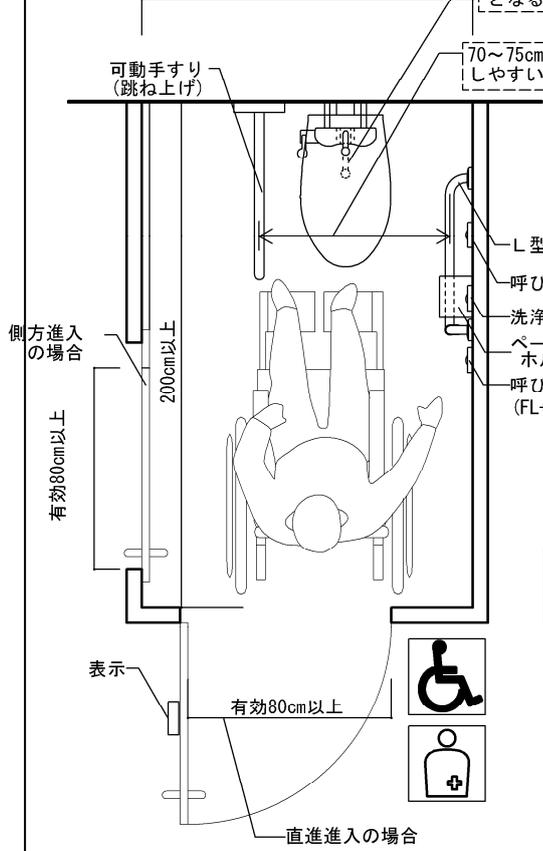


### 便所・洗面所 4

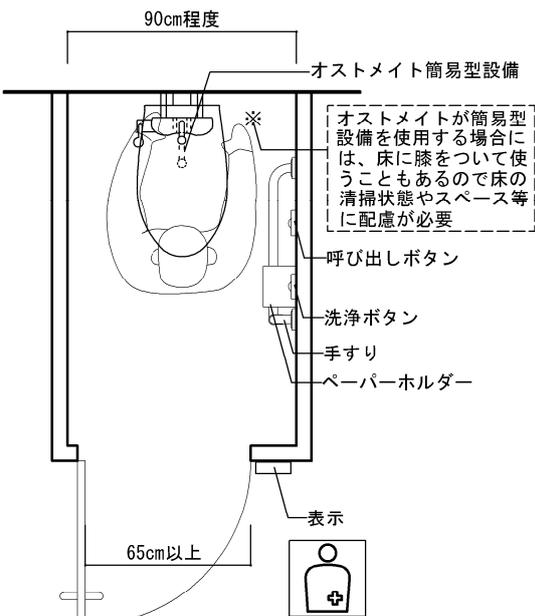
●車いす使用者用簡易型便房  
○直進又は側方進入の場合  
130cm以上

オストメイト簡易型設備  
を設置することでオスト  
メイトの方も利用が可能  
となる

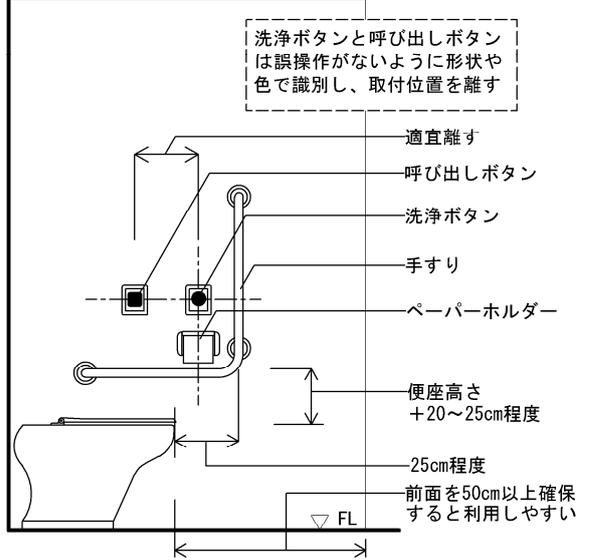
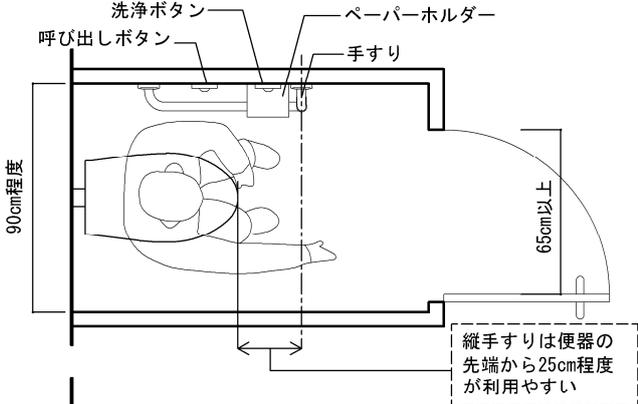
○側方進入の場合  
150cm以上



●オストメイト用簡易型便房

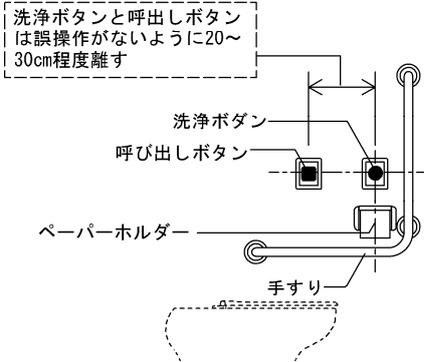


●その他の便所・洗面所

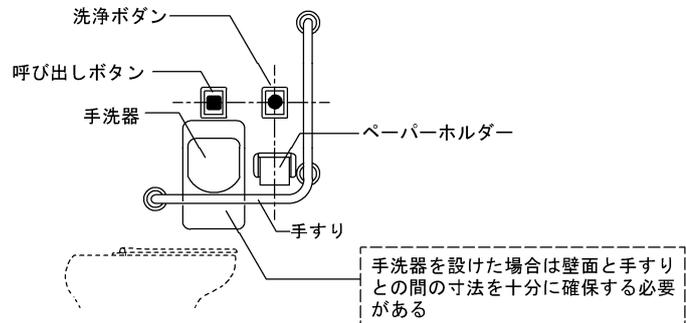


## 便所・洗面所 5

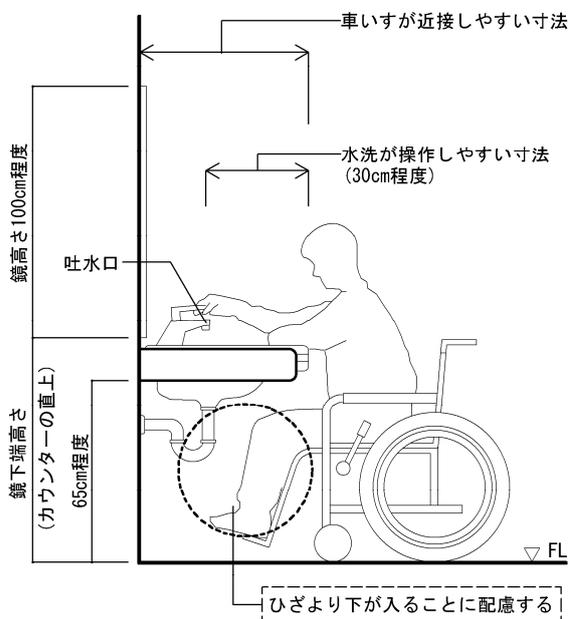
### ● 洗浄ボタン等の標準配置例 (JIS S 0026による)



### ● 手洗器を設ける場合の洗浄ボタン等の配置例



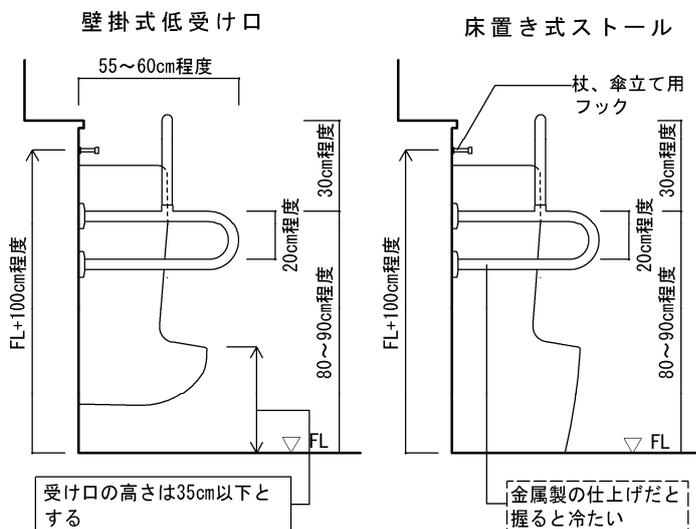
### ● 車いす使用者が利用しやすい洗面化粧台



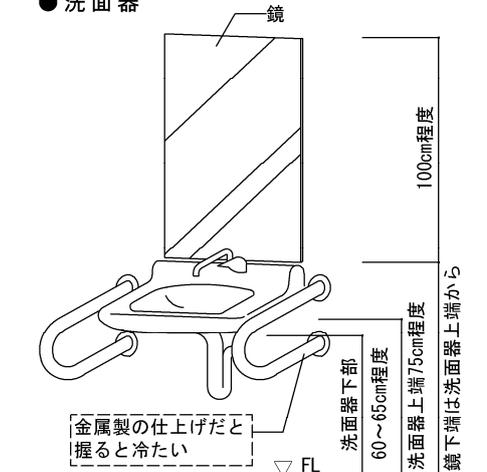
### ● 便所設備の表示例



### ● 小便器

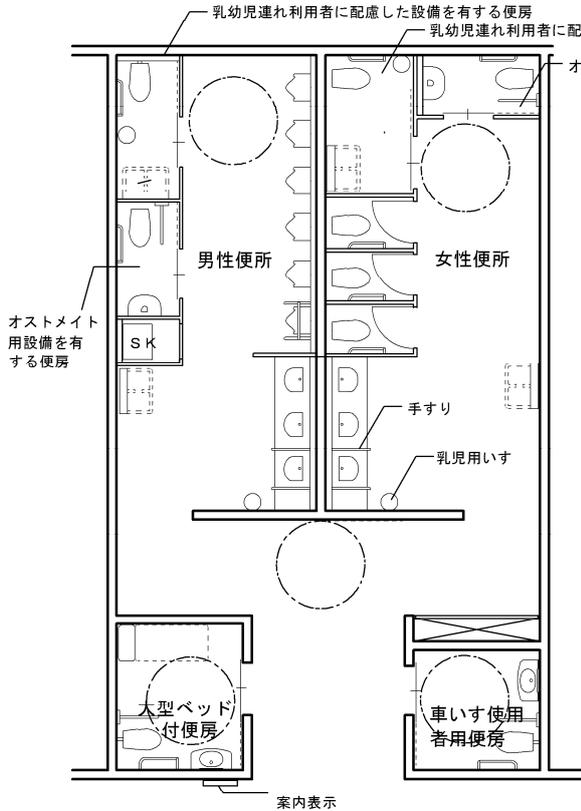


### ● 洗面器

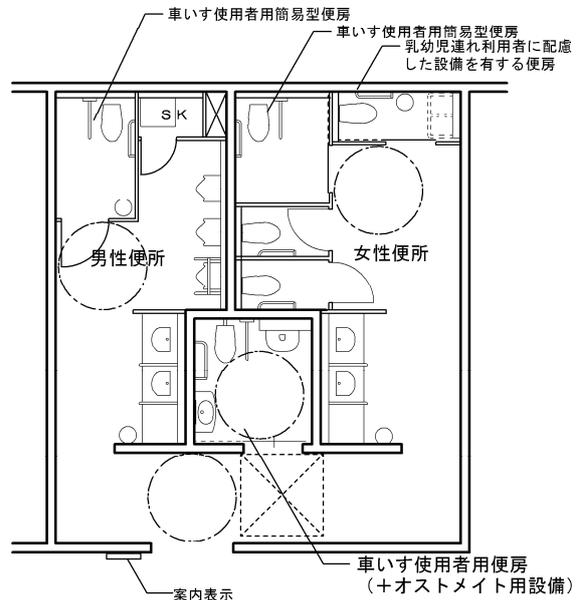


# 便所・洗面所 6

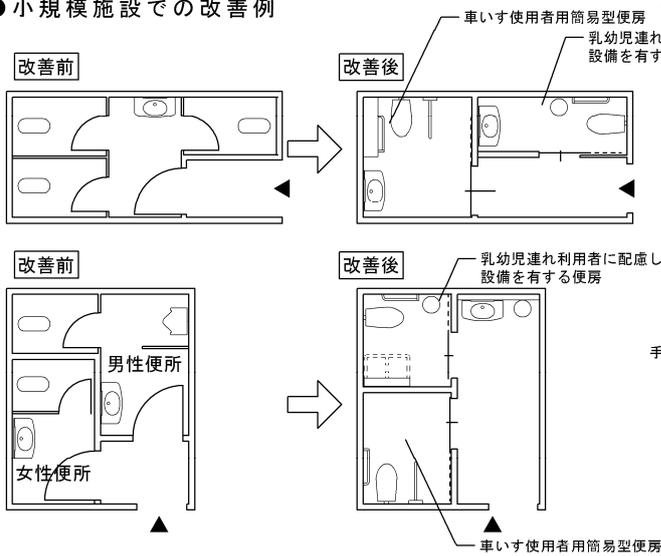
● 便所・洗面所の例 1



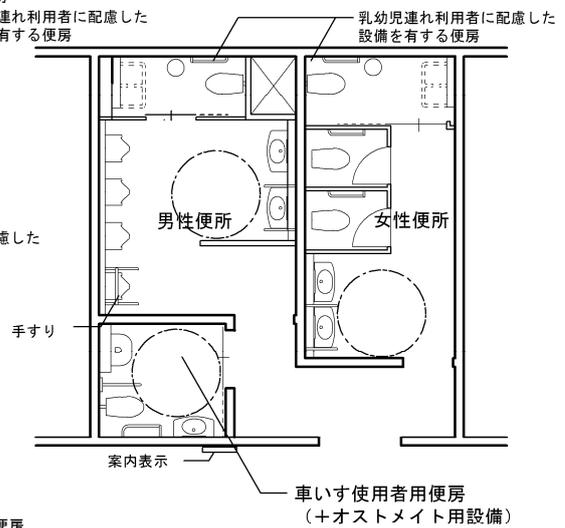
● 便所・洗面所の例 2



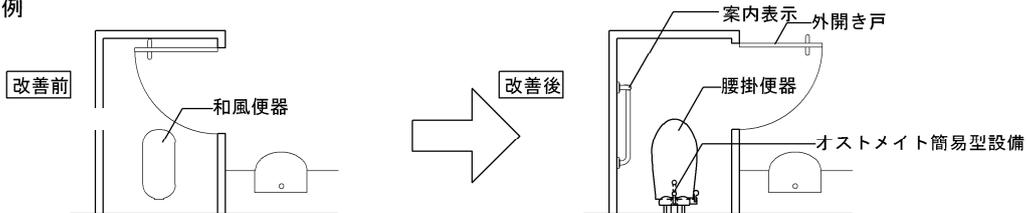
● 小規模施設での改善例



● 便所・洗面所の例 3



● 改善例



・ その他の便所で和風便器の場合

- ・ 和風便器を腰掛便器に交換する
- ・ 内開き戸を外開き戸に改善し緊急時の対応をはかる
- ・ 便座からの立ち座りを補助する手すりを設置する
- ・ オストメイト簡易型設備を設置する

2. 7. 6 設計例



・機能をわかりやすく示し、点字表示・色使いにも配慮された案内表示



・オストメイト用汚物流し



・操作系設備配置 JIS S0026規定



・壁掛式大型ベッドのある便房



・広さにゆとりをもたせ、乳幼児用いすを設けた便房



・色による戸の施錠／開錠表示



・大きめのレバーによる錠

## 2. 8 利用居室の出入口

### ◆ 基準 ◆

#### <建物移動等円滑化基準チェックリスト>

施設等	チェック項目	
＜同上＞ 出入口 (第二号)	①幅は80cm以上であるか	
	②戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	

#### <建築物移動等円滑化誘導基準チェックリスト>

施設等	チェック項目	
＜一般＞ 出入口 (第2条)	①出入口（便所・浴室等の出入口、基準適合出入口に併設された出入口を除く）	—
	(1)幅は90cm以上であるか	
	(2)戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	

### ◆ 設計の考え方 ◆

- ・利用居室<sup>1</sup>の出入口の設計においては、高齢者、障害者等が安全かつ円滑に出入りするための配慮が求められる。
- ・あわせて、利用居室の名称等を、高齢者、障害者等にわかりやすく情報提供する配慮が求められる。

### ◆ 設計のポイント ◆

- ・屋内の動線計画（利用居室と通路の配置）は、利用者にとって、わかりやすいものとする。
- ・利用居室の出入口には、車いす使用者が円滑に利用できる有効幅員、空間を確保し、原則として段を設けない。
- ・戸の形式は、車いす使用者・上肢障害者等の開閉しやすさに配慮したものとする。
- ・利用居室の出入口には、室名称や用途をわかりやすく示す室名板を設置する。
- ・室名表示は、車いす使用者に見やすい位置にも設置する。
- ・室名表示は、視覚障害者の利用にも配慮したものとする。

## 2. 8. 1 利用居室の出入口の設計標準

利用居室の1以上の出入口は、以下に即して設計する。

### (1) 出入口の有効幅員、空間の確保等

- ・出入口の有効幅員は、80cm以上とする。
- ・2以上の出入口を併設する場合には、そのうち1以上の出入口の有効幅員は、90cm以上とすることが望ましい。
- ・出入口前後には、車いすが直進でき、車いすの転回ができるよう140cm角以上の水平なスペースを設けることが望ましい。
- ・出入口には、階段または段を設けない。（傾斜路またはエレベーターその他の昇降機を併設する場合を除く。）

<sup>1</sup>利用居室とは、不特定かつ多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する居室をいう。

## (2) 戸の形式

- ・戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないものとする。
- ・戸は、車いす使用者が開閉しやすい形式とする。
- ・開閉方法は、車いす使用者の利便性を考慮し、自動式引き戸、手動式引き戸が望ましい。
- ・やむを得ず開き戸とする場合は通行者に危険がないよう衝突防止、開閉動作等のスペースを十分考慮する。
- ・ガラス戸の場合は、床上35cm程度までの部分を車いすフットレストあたりとして補強することが望ましい。
- ・戸のガラス等は、衝突時の事故防止のため、安全ガラスを用いる。
- ・廊下に面して外開き戸を設ける場合は、危険防止のため、開閉操作空間として十分なスペース（アルコーブ等）を設ける。
- ・戸の形式については、2. 3. 1 建築物の出入口の設計標準（2）を参照。

### 留意点：戸の認知のしやすさ

- ・視覚障害者に配慮し、戸や枠の色またはドア取っ手と周囲の壁とのコントラストをつけて認知しやすくすることが望ましい。

### 留意点：ガラス窓

- ・聴覚障害者は、ノックをしてもその音がわからないため、部屋の中の様子がわかるように戸にガラス窓を入れる等の工夫をするとよい。
- ・戸にガラス窓を設けることは、児童や幼児にも居室内部の様子が分かるなど、ユニバーサルデザインの視点からも望ましい。

## (3) 案内表示

### ① 室名表示の設置位置

- ・利用居室の出入口には、利用居室の名称等を表示する。
- ・文字による表示は、戸の取っ手側の壁面の目の高さの位置に分かりやすく行うことが望ましい。そのためには、立位の大人から、車いす使用者、子どもまで対応できるように床上110cmと160cm程度の2カ所に表示することが望ましい。
- ・ホテル客室や視覚障害者の利用の多い施設にあたっては、戸の取っ手側の壁面あるいは、利用居室の出入口に点字と浮き彫り文字による室名表示、手すりへの点字表示を行うことが望ましい。
- ・点字表示は、高さ140cm程度の位置とすることが望ましい。

### ② 室名表示のデザイン

- ・文字による室名表示は、大きめの文字を用いる等、高齢者、障害者等に分かりやすいデザインのものとし、図や文字と背景の色及び明度、色相、彩度（輝度比）の差に配慮することが望ましい。また、点字表示も求められる。
- ・表示には、漢字以外にひらがな、ピクトなどを併記することが求められる。
- ・室名表示にカラーデザインを使用する場合は、色弱者の視覚特性に配慮する必要がある
- ・案内表示については、2. 1 3 G. 1 案内表示を参照。

### 留意点：ピクト

- ・知的障害者、発達障害者では、絵や図のほうがより理解しやすい場合もあるが、文字の方が分かりやすい場合もあるため、必ず文字表記を併用する。

## 2. 8. 2 改善・改修のポイント

利用居室の出入口の改善・改修にあたっては、建築物移動等円滑化基準に適合させることその他、2. 8. 1 居室の出入口の設計標準に基づき改善・改修することが望ましいが、特に以下の点に配慮して設計する。

### (1) 出入口の有効幅員の確保等

- ・80cm以上が望ましい。
- ・出入口の段を解消する（スロープでも可）。

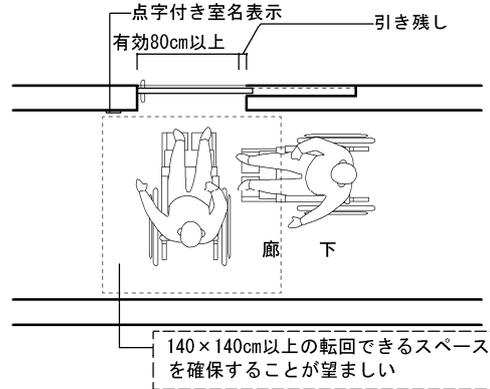
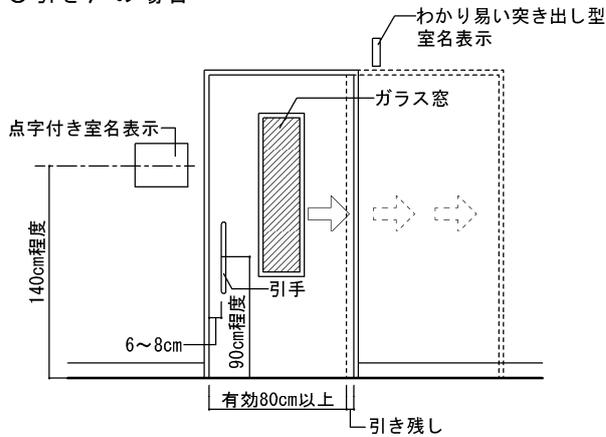
### (2) 戸の形式

- ・引き戸が望ましい。
- ・やむを得ず開き戸とする場合は、衝突防止及び開閉動作スペースを十分考慮する。

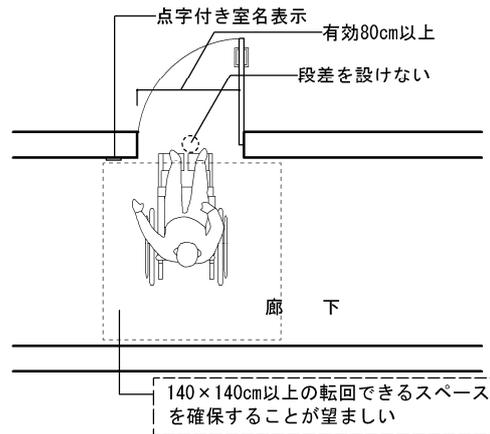
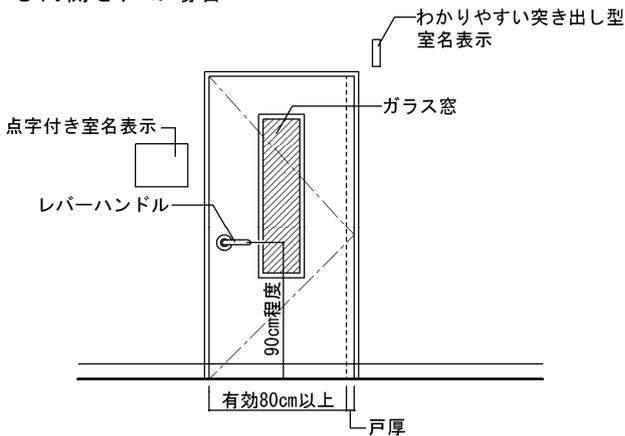
## 利用居室の出入口 1

### ● 利用居室の出入口の設計標準

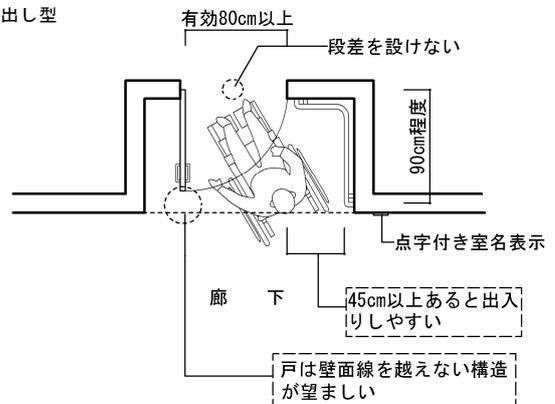
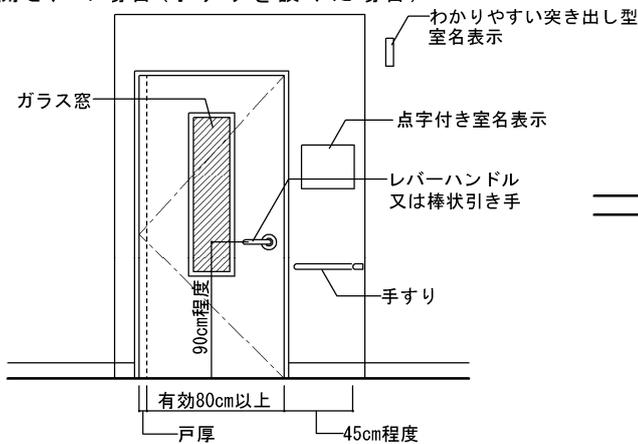
#### ○ 引き戸の場合



#### ○ 内開き戸の場合

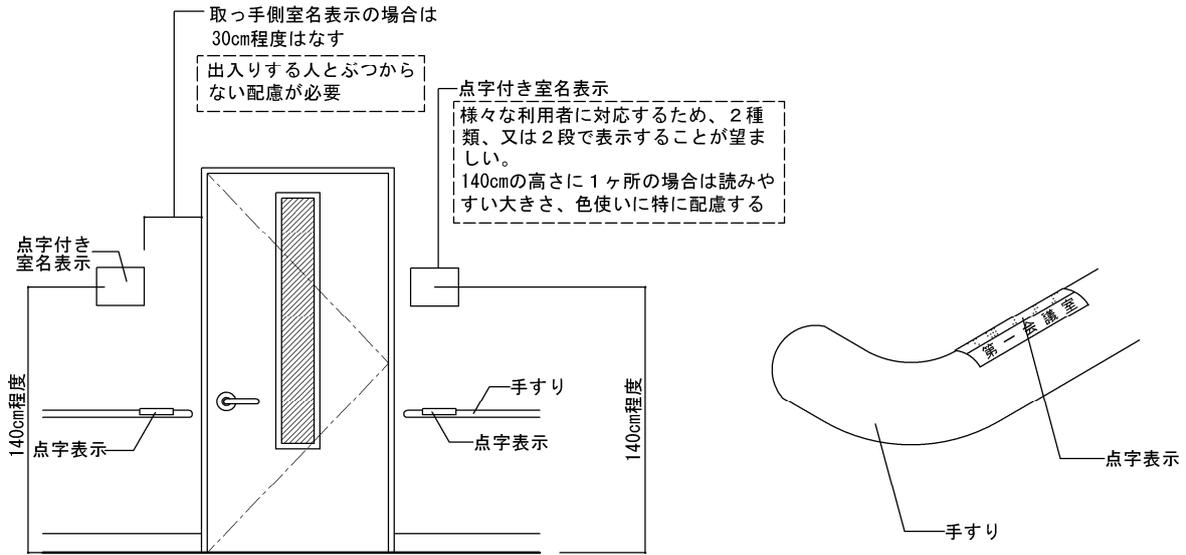


#### ○ 外開き戸の場合(手すりを設けた場合)



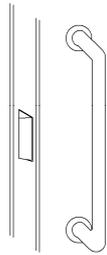
## 利用居室の出入口 2

### ○ 表示例

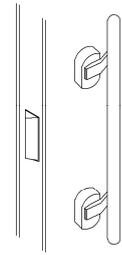


### ○ 使いやすい取っ手

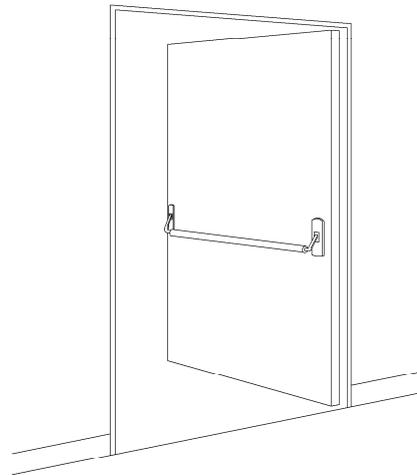
棒状



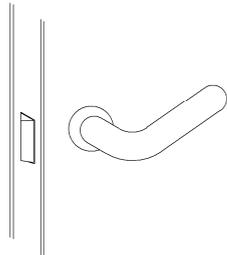
プッシュブルハンドル



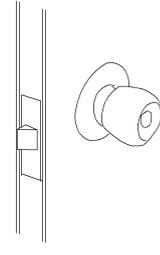
パニックバー



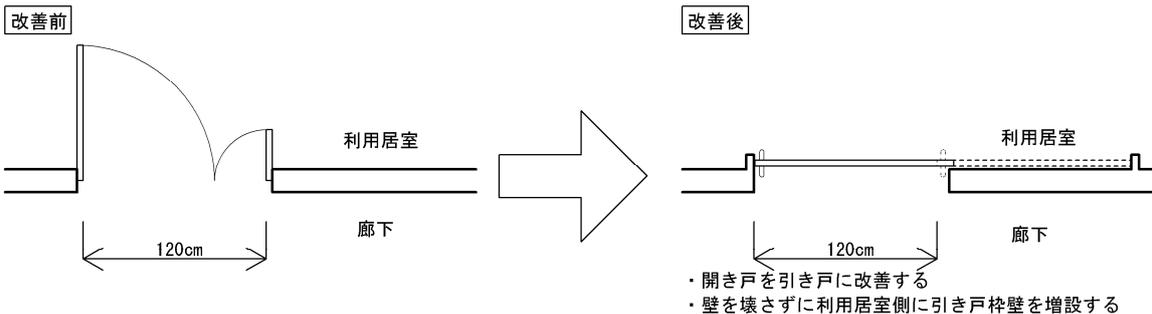
レバーハンドル



握り玉 ×



### ● 改善例



## 2. 8. 3 設計例



- 戸の手前で手すりを立上げ、戸の位置をわかりやすくしている出入口（戸は引き戸で下枠の段がなく、戸と壁の色のコントラストを明確にして認知しやすくし、表示は大きく明瞭である。）

## 2. 9 客室

### ◆ 基準 ◆

#### <建築物移動等円滑化基準チェックリスト>

施設等	チェック項目	
<一般> ホテル 又は 旅館の客室 (第15条)	①客室の総数が50以上で、車いす使用者用客室を1以上設けているか	
	②便所(同じ階に共用の車いす使用者用便房があれば代替可能)	—
	(1)便所内に車いす使用者用便房を設けているか	
	(2)出入口の幅は80cm以上であるか (当該便房を設ける便所も同様)	
	(3)出入口の戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか(当該便房を設ける便所も同様)	
	③浴室等(共用の車いす使用者用浴室等があれば代替可能)	—
	(1)浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されているか	
	(2)車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されているか	
	(3)出入口の幅は80cm以上であるか	
	(4)出入口の戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	

#### <建築物移動等円滑化誘導基準チェックリスト>

施設等	チェック項目	
<一般> ホテル 又は 旅館の客室 (第10条)	①客室の総数が200以下の場合には当該客室の総数の1/50以上、客室の総数が200を超える場合は当該客室の総数の1/100に2を加えた数以上の車いす使用者用客室を設けているか。	
	②車いす使用者用客室の出入口	
	(1)幅は80cm以上であるか	
	(2)戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	
	③便所(同じ階に共用の車いす使用者用便房があれば代替可能)	—
	(1)便所内に車いす使用者用便房を設けているか	
	(2)出入口の幅は80cm以上であるか (当該便房を設ける便所も同様)	
	(3)出入口の戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか(当該便房を設ける便所も同様)	
	④浴室等(共用の車いす使用者用浴室等があれば代替可能)	—
	(1)浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されているか	
	(2)車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されているか	
	(3)出入口の幅は80cm以上であるか	
	(4)出入口の戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	

## ◆ 設計の考え方 ◆

- ・高齢者、障害者等が、他の利用者と同様に外出・旅行等の機会を享受するための環境の整備が求められており、宿泊機能を有する建築物においては、バリアフリー法に義務づけられた「車いす使用者用客室」（車いす使用者が円滑に利用できる客室）を設けることや、「高齢者、障害者等の利用に配慮した一般客室」（高齢者や自立移動が可能な車いす使用者等が利用できるような配慮した客室のこと）を設けることが求められている。
- ・「高齢者、障害者等の円滑な利用に配慮した一般客室」を設けることにより、自立移動が可能な車いす利用者等、より多くの利用者の宿泊が可能となる。
- ・宿泊機能を有する建築物の設計においては、客室のほかに、施設全体のバリアフリー対応として、道路や駐車場から客室に至る経路や共用スペース（レストラン、大浴場、共用便所など）に段差の解消や、フロントにおける車いす使用者に配慮したカウンター設置、緊急時の避難動線の確保や情報提供等への配慮が求められる。また建築物のハード対応とあわせて、情報提供やサービス等のソフト対応（人的な対応）の両面を考慮しつつ設計を行うことも重要である。
- ・高齢者、障害者等の個々の事情等について、予約時や来訪時の質問に的確に答えることのほか、ホームページ等での事前の情報提供（車いす使用者用客室の有無やその仕様、備品の貸し出し等に関する基本的な情報）を行うことが、施設運営者に求められる。
- ・「高齢者、障害者等の円滑な利用に配慮した一般客室」を、客室のバリエーションの一つとして整備することや、施設全体のバリアフリー対応のための様々な配慮を行うことは、施設運営者にとって、今後の利用者拡大につながる重要な取り組みでもある

## ◆ 設計のポイント ◆

- ・ホテルや旅館等の宿泊施設には、車いす使用者が円滑に利用できる客室（以下「車いす使用者用客室」）を設ける。
- ・車いす使用者用客室以外の客室においても、高齢者、障害者等の利用しやすさの確保に配慮し、高齢者、障害者等の利用に配慮した一般客室を設ける。
- ・車いす使用者用客室内には、車いす使用者が円滑に利用可能なスペース及び便所・浴室等を設ける。
- ・車いす使用者用客室は高齢者、障害者等と同伴者が宿泊することに配慮した広さ、間取りとする。
- ・車いす使用者用客室や高齢者、障害者等の利用に配慮した一般客室の出入口においては、高齢者、障害者等の利用に支障がないよう、有効幅員の確保や戸の形式、ドア取っ手、室名表示等に配慮する。
- ・車いす使用者用客室や高齢者、障害者等の利用に配慮した一般客室には、高齢者、障害者等への情報提供等に配慮した設備・備品等を設置する（または貸し出す）。特に、視覚障害者、聴覚障害者にとっては情報提供に係る設備・備品等が重要となる。

## 2. 9. 1 客室の設計標準

客室の設計標準を、  
(1) 車いす使用者用客室、  
(2) 高齢者、障害者等に配慮した一般客室、  
に示す。

### (1) 車いす使用者用客室

車いす使用者用客室は、以下に即して設計する。

#### ① 設置数、配置

- ・客室の総数が50以上の場合は、車いす使用者用客室を1以上設ける。
- ・客室の総数が200以下の場合は、当該客室の総数に1/50を乗じて得た数以上、客室の総数が200を超える場合は、当該客室の総数に1/100を乗じて得た数に2を加えた数以上の車いす使用者用客室を設けることが望ましい。
- ・客室の総数が50未満の場合であっても、車いす使用者用客室を1以上設けることが望ましい。
- ・車いす使用者用客室の位置は、車いす使用者の移動負担の軽減を考慮し、エレベーターからできるだけ近い位置とする。

#### ② 客室出入口の寸法、空間の確保等

- ・客室出入口の有効幅員は、80cm以上とする。
- ・客室出入口前後には、車いす使用者が直進でき、車いすで転回できるよう、140cm角以上の水平なスペースを設ける。
- ・客室内には、車いすで360° 回転できるよう、直径150cm以上の円が内接できるスペースを、1以上設ける。(家具等の下部に車いすのフットレストが通過できるスペースが確保されていれば、その部分も有効スペースとする。)
- ・ベッドの側面には車いすで進入し、ベッドに移乗するためのスペースを設ける。
- ・客室の床には、原則として段を設けない。

#### 留意点：和室

- ・車いす使用者用客室が和室の場合、畳に車いす使用者が容易に移乗できるよう、畳の高さを車いすの座面の高さと同程度とする等の工夫をすることが望ましい。

#### ③ 戸の形式

- ・客室出入口の戸は、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないものとする。
- ・便所、便房及び浴室等の戸は、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないものとする。(※1)

※1 以下の場合を除く。

- ・車いす使用者用客室が設けられている階に、車いす使用者用便房が設けられた共用の便所が、1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けられている場合
- ・車いす使用者用客室が設けられている施設内に、共用の車いす使用者用浴室等が1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けられている場合

- ・客室出入口の戸の取っ手は、大きく操作性の良いレバーハンドル式、又はプッシュプルハンドル式等とする。
- ・客室出入口のドアクローザーは、閉鎖作動時間が十分に確保され、かつ操作の軽いものを設置する。
- ・客室出入口の戸のアイスコープは、一般客室と同じ高さ、床から120cm程度（車いす使用者の目線の高さ）程度の高さに設置する。
- ・そのほか客室出入口の戸の形式については、2. 8. 1 利用居室の出入口の設計標準 を参照。

#### ④ 部品・設備等

##### ア. ベッド

- ・ベッド高さは、マットレス上面で40～45cm程度（車いすの座面の高さ程度）とする。
- ・ヘッドボード高さは、マットレス上面より30cm以上とし、形状はベッド上で寄り掛かりやすいものとする。
- ・ベッドの下に車いすのフットレストが入るものとする。
- ・車いす使用者に配慮し、客室内のレイアウト変更が可能となるよう、ベッドを床に固定することは避ける。

##### イ. ベッドサイドキャビネット

- ・高さは、マットレス上面より10cm程度高くする。
- ・車いす使用者に配慮し、客室内のレイアウト変更が可能となるよう、ベッドサイドキャビネットを床に固定することは避ける。

##### ウ. 照明

- ・ベッド上で点灯・消灯できるものとする。

##### エ. コンセント、スイッチ類

- ・車いす使用者の利用に適した位置とする。
- ・電動車いすのバッテリー充電のため、客室内の利用しやすい位置にコンセントを設置する。
- ・そのほかコンセント、スイッチ類については2. 13 E. 1 コンセント・スイッチ類を参照。

##### 留意点：その他の設備・備品

- ・スイッチ類、緊急通報ボタンを設ける場合、同一施設内では設置位置を統一することが望ましい。
- ・タッチパネル方式のスイッチは、視覚障害者にとって、わかりづらいものであり、望ましくない。

##### オ. 収納等

- ・車いす使用者の利用に適した位置とする。
- ・棚の高さは、下端：床から30cm程度、上端：床から120cm程度とする。
- ・ハンガーパイプやフックの高さは、床から120cm程度の低い位置とするか、高さの調節ができるものとする。
- ・収納の奥行きは、60cm程度とする。
- ・収納の形状は、下部に車いすのフットレストが入るものとする。
- ・戸を設ける場合、取っ手は、高齢者、障害者等が使い易い形状のものとする。
- ・室内のカウンターは、床からの上端高さ70cm程度、下端高さ60～65cm程度とし、奥行きは45cm程度とする。

## ⑤ 仕上げ

- ・客室の床は、滑りにくい材料で仕上げる。
- ・車いすの操作が困難になるような毛足の長い絨毯を、床の全面に使用することは避ける。

## ⑥ 便所

- ・客室内の便所には、車いす使用者が円滑に利用できる便房（以下、「車いす使用者用便房」という。）を設ける。

（※2）

※2 以下の場合には代替可能。

- ・車いす使用者用客室が設けられている階に、車いす使用者用便房が設けられた共用の便所が、1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けられている場合
- ・下記のほか、車いす使用者用便房については、2. 7. 1 個別機能を有する便房の設計標準（1）共通する事項、及び（2）車いす使用者用便房を参照。

## ア. 便所の出入口の寸法、空間の確保等

- ・車いす使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口の有効幅員は、80cm以上とする。
- ・車いす使用者が円滑に利用することができるよう、十分な空間を確保する。
  - ・各設備を使用でき、車いすが360°回転できるよう、直径150cm以上の円が内接できるスペースを、1以上設ける。（設備等の下部に車いすのフットレストが通過できるスペースが確保されていれば、その部分も有効スペースとする。）
- ・床には段を設けない。

## イ. 部品・設備等

- ・車いす使用者用便房には、腰掛便座、手すり等を適切に配置する。

## ⑦ 浴室又はシャワー室

- ・客室内には、車いす使用者が円滑に利用できる浴室又はシャワー室（以下、「車いす使用者用浴室等」という。）を設ける。（※3）

※3 以下の場合を除く。

- ・車いす使用者用客室が設けられている施設内に、共用の車いす使用者用浴室等が1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けられている場合
- ・1以上の共用の車いす使用者用浴室等（個室浴室、貸し切り浴室を含む）は、異性による介助に配慮し、男女が共用できる位置に設けることが望ましい。
- ・下記のほか、車いす使用者用浴室等については、2. 10. 1 浴室・シャワー室の設計標準を参照。

## 留意点：浴室までの経路

- ・車いす使用者用客室から共用の車いす使用者用浴室等までの経路のうち1以上は、高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路とする。

## ア. 浴室等の出入口の寸法、空間の確保等

- ・出入口の有効幅員は、80cm以上とする。
- ・浴室の洗い場やシャワー室には、車いす使用者が円滑に利用することができるよう、十分な空間を確保する。
- ・床には段を設けない。

## イ. 部品・設備等

- ・車いす使用者用浴室等には浴槽、シャワー、手すり等を適切に配置する。

### a. 浴槽

- ・深さは50cm程度、エプロン高さは40～45cm程度（車いすの座面の高さ程度）とする。
- ・車いすから移乗しやすいよう、浴槽の脇に移乗台を設ける。移乗台の高さは、浴槽と同程度とする。移乗台は取り外し可能なものでもよい。
- ・浴槽は濡れても滑りにくく、体を傷つけにくい材料で仕上げる。

### b. シャワー

- ・原則としてハンドシャワーとする。
- ・シャワーホースの長さは150cm以上とすることが望ましい。
- ・浴室等には、浴室用車いす、シャワーチェア等を備える。
- ・浴室用車いすやシャワーチェア等に座った状態で手が届くよう、シャワーヘッドは、垂直に取り付けられたバーに沿ってスライドし高さを調整できるものか、上下2箇所を使いやすい位置に、ヘッド掛けを設けたものとする。

### c. 手すり

- ・浴槽出入り、浴槽内での立ち座りのための手すりを設ける。
- ・シャワー使用中の体を支えるための手すり、及び浴室用車いす等への立ち座りのための手すりを設ける。

### d. 浴槽及びシャワーの水栓金具

- ・洗い場の水栓金具の取り付け高さは、浴室用車いすやシャワーチェア等から手が届く位置とし、浴槽の水栓金具の取り付け高さは浴槽に座った状態で操作可能な位置とする。
- ・水栓金具は、レバー式等の操作のしやすいものとする。
- ・サーモスタット（自動温度調節器）付き混合水栓等、湯水の混合操作が容易なものとする。
- ・サーモスタット（自動温度調節器）には、適温の箇所に認知しやすい印等を付ける。

#### 留意点：浴室等のバリエーション

- ・複数の車いす使用者用客室を設ける場合、高齢者、障害者等が選択ができるよう、便器や浴槽のレイアウトは、右からの移乗用と左からの移乗用のバリエーションを準備することが望ましい。
- ・また車いす使用者用浴室のある客室のほか、車いす使用者用シャワー室のある客室を準備することが望ましい。

#### 留意点：水栓

- ・浴槽からの湯水の溢れ出しを防止するため、水栓は定量止水機能のついたものとすることが望ましい。

- e. 洗面器等（洗面脱衣室に設置する場合を含む。）
- 洗面器下部に、車いす使用者の膝が入るスペースを確保する。
  - 水栓金具はシングルレバー方式等、湯水の混合操作が容易なものとする。
  - 車いす使用者の利用に配慮し、吐水口の位置は、洗面器の手前縁から30～35cm程度とする。
  - 鏡は、洗面器上端部にできる限り近い位置を下端とし、上端は洗面器から100cm以上の高さとするのが望ましい。
- f. 緊急通報ボタン等
- 緊急通報ボタン又は非常用を兼ねた浴室内電話機を設置する。

#### ウ. 仕上げ等

- 床は濡れても滑りにくく、転倒時や床に座ったままで移動する場合にも体を傷つけない材料で仕上げる。
- 車いすでの移動の妨げにならないよう、床は水はけの良い材料で仕上げ、可能な限り排水勾配を緩やかにする。

### （2）高齢者、障害者等の利用に配慮した一般客室

高齢者、障害者等の利用に配慮した一般客室は、以下に配慮して設計する。

#### ① 客室出入口の寸法、空間の確保等

- 客室出入口の有効幅員は、80cm以上とする。
- 客室出入口前後には、車いす使用者が直進でき、車いすで転回できるスペースを設けることが望ましい。
- 客室内には、車いす使用者が直進でき、車いすで転回できるスペースを設けることが望ましい。
- ベッドの側面には車いすで進入し、ベッドに移乗するためのスペースを設ける。
- 客室の床には、原則として段を設けない。やむを得ず段を設ける場合には、高齢者、障害者等が乗り越えやすい形状とするか、傾斜路（据え置き型の設置を含む）により段を解消する。

**留意点：高齢者、障害者等の利用に配慮した一般客室の整備**

- 一人でも多くの高齢者、自立移動が可能な車いす使用者等が、一般客室を利用できる環境を整えるため、できるだけ多くの整備に取り組むことが望ましい。

#### ② 戸の形式

- 客室出入口の戸は、その前後に高低差がないものとする。
- 便所及び浴室等の戸は、その前後に高低差（浴室内側の防水に必要な高低差（立ち上がり高さ）を除く。）がないものとする。
- そのほか客室出入口の戸の形式については、2. 8. 1 利用居室の出入口の設計標準 を参照。

### ③ 部品・設備等

#### ア. コンセント、スイッチ類

- ・コンセント、スイッチ類については2. 13E. 1 コンセント・スイッチ類を参照。

### ④ 便所

- ・出入口の有効幅員は、原則として80cm以上とする。やむを得ず80cmを確保できない場合には、出入口の有効幅員は70cm以上とすることが望ましい。
- ・腰掛便座、手すり等を適切に配置する。

### ⑤ 浴室又はシャワー室

#### ア. 出入口の寸法

- ・出入口の有効幅員は、原則として80cm以上とする。やむを得ず80cmを確保できない場合には、出入口の有効幅員は70cm以上とすることが望ましい。

#### イ. 部品・設備等

- ・浴槽、シャワー、手すり等を適切に配置する。
  - a. 浴槽
    - ・浴槽は濡れても滑りにくく、体を傷つけにくい材料で仕上げる。
  - b. シャワー
    - ・原則としてハンドシャワーとする。
    - ・シャワーチェア等に座った状態で手が届くよう、シャワーヘッドは、垂直に取り付けられたバーに沿ってスライドし高さを調整できるものか、上下2箇所を使いやすい位置に、ヘッド掛けを設けたものとする。
  - c. 手すり
    - ・浴槽出入り、浴槽内での立ち座りのための手すりを設ける。
    - ・シャワー使用中の体を支えるための手すり、及びシャワーチェア等への立ち座りのための手すりを設けることが望ましい。
  - d. 浴槽及びシャワーの水栓金具
    - ・サーモスタット（自動温度調節器）付き混合水栓等、湯水の混合操作が容易なものとする。
    - ・サーモスタット（自動温度調節器）には、適温の箇所に認知しやすい印等を付ける。
  - e. 洗面器等（脱衣場に設置する場合を含む。）
    - ・水栓金具はシングルレバー方式等、湯水の混合操作が容易なものとする。

#### ウ. 仕上げ等

- ・床は濡れても滑りにくく、体を傷つけにくい材料で仕上げる。

### (3) 案内表示、情報伝達設備等

案内表示、情報伝達設備等は、以下に配慮して設計する。

#### ① 室名表示等

- ・戸の取っ手側の壁面又は戸に、部屋番号、室名表示を設置する。
- ・客室出入口の部屋番号、室名表示には、高齢者、障害者等に分かりやすいよう、大きめの文字を用いるほか、特に視覚障害者に配慮し、浮き彫り、点字、図・文字と背景色の明度、色相、彩度（輝度比）の差に配慮したものとする。
- ・客室出入口の戸に設置する避難情報及び避難経路の表示サインは、大きめの文字を用いる等、高齢者、障害者等にわかりやすい表示とする。車いす利用者用客室の戸の表示サインは、車いす使用者の見やすい高さに設置する。
- ・上記のほか案内表示については、2. 13. G. 1 案内表示 を参照。

#### ② 客室の鍵

- ・視覚障害者に配慮し、客室の鍵は、分かりやすく操作しやすいものとする

#### ③ テレビ

- ・聴覚障害者等に配慮し、テレビは字幕放送の表示が可能なものとする。

#### ④ 電話機

- ・車いす利用者用客室の電話は、ベッドから手が届く位置に設置する。

#### ⑤ 非常警報装置

- ・フラッシュライト等の火災警報装置（光警報装置）の設置や、点滅や振動によって伝える室内信号装置（ドアノック音等を受信する装置）の貸し出し等、聴覚障害者等への非常時の情報伝達に十分、配慮する。
- ・室内信号装置については、2. 9. 4 ソフト面の工夫（4）②を参照。
- ・情報伝達設備については、2. 13. I. 1 情報伝達設備 を参照。

#### ⑥ シャンプー等の容器

- ・シャンプー・リンス・ボディソープ等の容器は、視覚障害者が手で触れて区別することのできるものを設置することが望ましい。

#### 留意点：カードキー等

- ・高齢者や視覚障害者は、カードキーを円滑に利用することが困難であるため、フロントでの使用方法の説明等に加え、開錠・施錠が音等でわかるなどの工夫することが望ましい。
- ・客室の電源キーの挿込みと連動している場合、電動車いすの充電等に配慮し、予備キーを貸し出す等の準備をしておくことが望ましい。

#### 留意点：シャンプー等の触覚識別表示

- ・シャンプー等の触覚識別表示については、日本工業標準規格（JIS）S0021の「高齢者・障害者配慮設計指針-包装・容器」に規定されている。
- ・このJISでは、「洗髪料の容器には、ざざざ状の触覚記号を付け、身体用（顔面及び頭髪用は除く）洗浄料の容器には、一直線状の触覚記号を付ける」とされている。
- ・触覚記号を付ける箇所は主に、容器ポンプの頭頂部と胴体の側面である。

## 2. 9. 2 改善・改修のポイント

2. 9. 1 客室の設計標準に基づき改善・改修することが望ましいが、特に以下の点に配慮して設計する。

### (1) 車いす使用者用客室

一般客室から車いす使用者用客室への改善・改修にあたっては、基準に適合させることのほか、2. 9. 1 客室の設計標準(1)(3)に基づいて行うことが望ましい。

既存の客室を車いす使用者用客室とするためには、必要な空間の確保、車いす使用者用便房・浴室の設置、車いす使用者用便房・浴室等の出入口の段差解消等が必要であり、以下のような工夫が必要となる。

#### ① 必要な空間の確保、車いす使用者用便房・浴室の設置

・客室内に車いすの回転スペース等を確保し、また車いす使用者用便房・浴室を設置するためには、一定の客室広さが必要であるが、1室では客室面積が不足する場合には、例えば2つの客室の間仕切り壁を撤去して1室化し、室の間取りを変更することが考えられる。

#### ② 車いす使用者用便房・浴室出入口の段差解消

・既存客室と便房・浴室の出入口にまたぎ段差等がある場合（既存客室より便所・浴室の床が高い場合）には、改善・改修によって車いす使用者用客室内又は廊下部分にスロープ等を設置し客室全体の床を高くして、便房・浴室等の床高さとおわせることや、便房・浴室の出入口手前にスロープを設置することが考えられる。

**留意点：既存躯体や設備配管等の確認**

・客室の床スラブの構成（段差の有無）、階高寸法・梁の位置・梁下寸法（客室出入口やユニットバス設置、配管・配線に必要なスペースの確保）、既存・新設配管等の位置等に留意する必要がある。

#### ③ 運営しながらの改善・改修実施

・宿泊施設等を運営しながら改善・改修を実施する場合には、できる限り利用客に影響しないよう工事動線・避難動線の分離、工事音の低減、工期の短縮に努めることが必要となる。

### (2) 高齢者、障害者等に配慮した一般客室

一般客室から高齢者、障害者等の利用に配慮した一般客室への改善・改修にあたっては、一人でも多くの高齢者、障害者等が一般客室を利用できるように環境を整えることが重要であり、2. 9. 1 客室の設計標準(2)(3)に基づいて行うことが望ましい。

また、改善・改修での対応が著しく困難な場合には、ソフト対応の充実を図ることも重要となる。

・既存の一般客室を高齢者、障害者等の利用に配慮した一般客室とするためには、客室内に必要なスペースの確保、便房・浴室等の出入口の段差解消等が必要であり、前項(1)を参考とした工夫が必要となる。

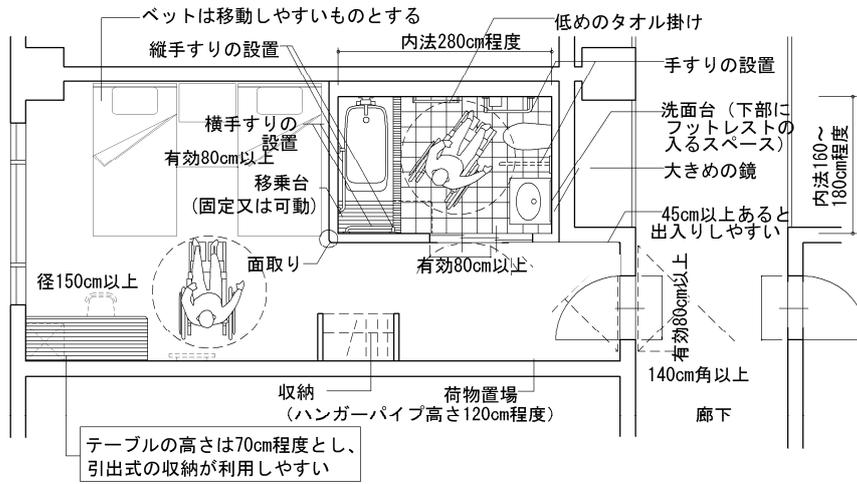
・前項(1)に加え、限られた空間で必要なスペースを確保するには、家具の配置を変えることも有効である。

・また、便房・浴室等の出入口や必要スペースを確保するには、ユニットバスの交換や、戸の形式を引き戸や外開き戸にする等の方法も検討する。

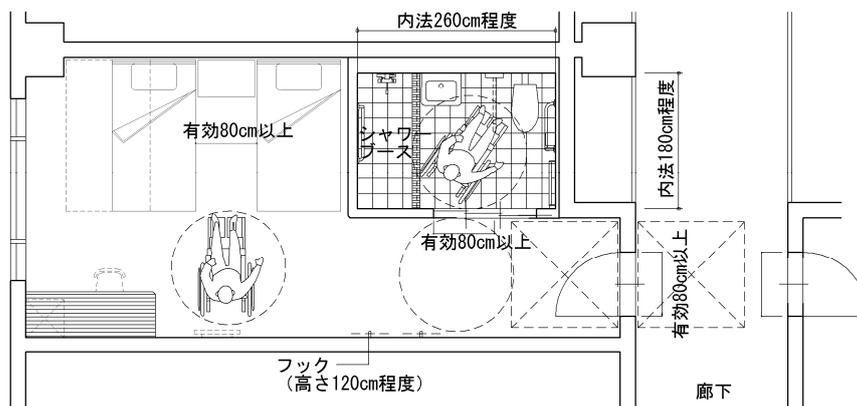
客室 1

●客室の設計標準

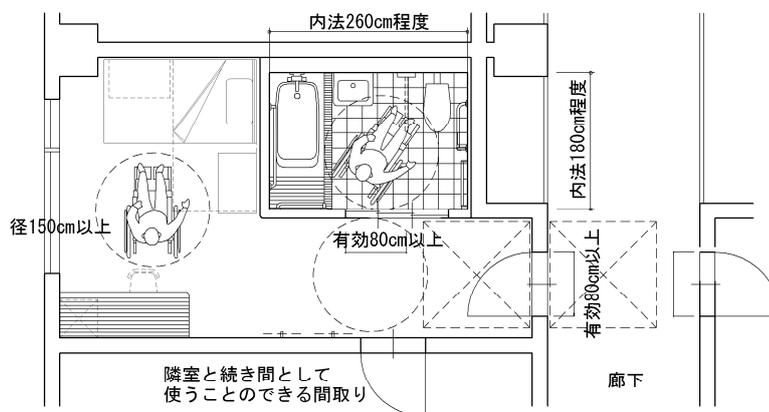
○車いす使用者用客室（ツインルーム）の例



○車いす使用者用客室（ツインルーム）の例

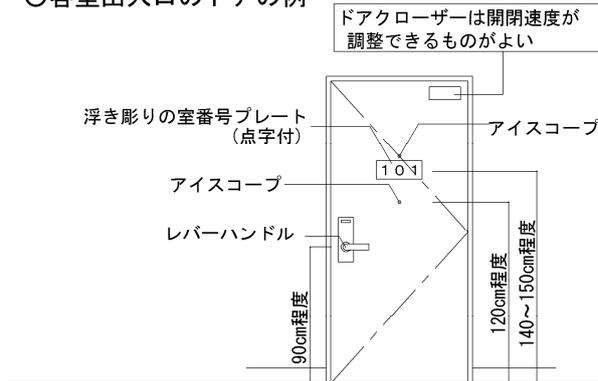


○車いす使用者用客室（シングルルーム）の例

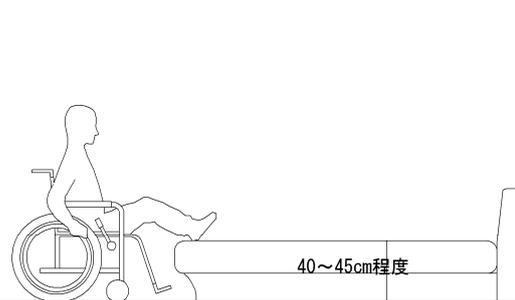


客室 2

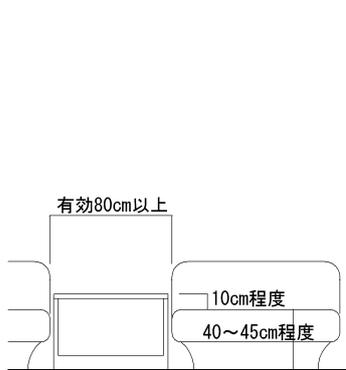
○客室出入口のドアの例



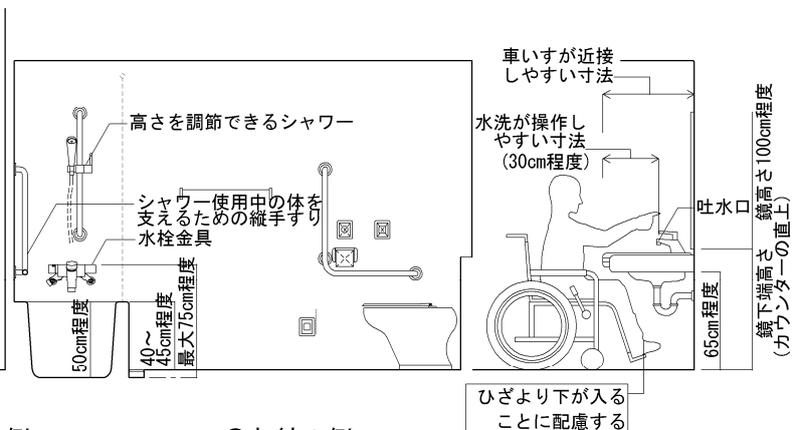
○ベッドの高さの例



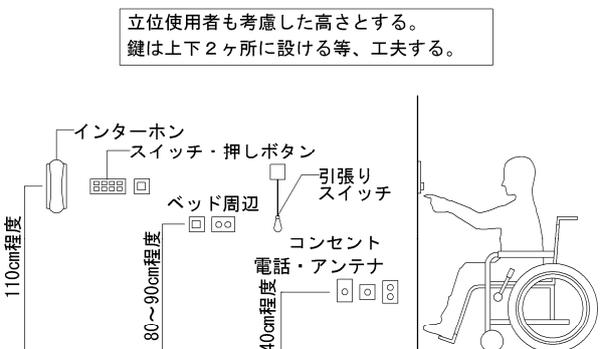
○ベッド廻りの例



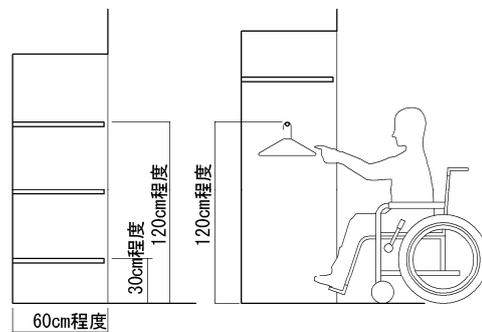
○浴室廻りの例



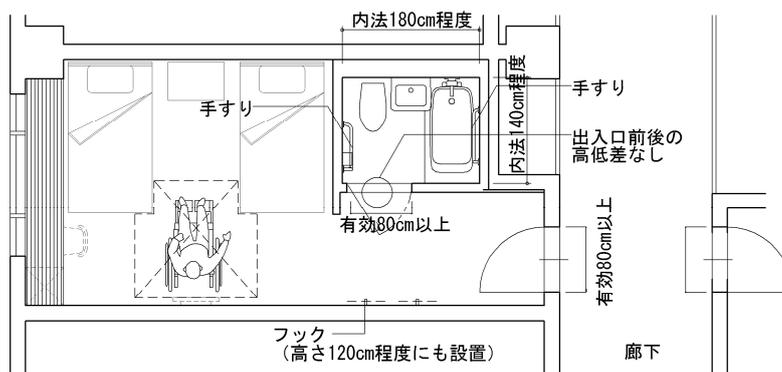
○コンセント、スイッチの高さの例



○収納の例

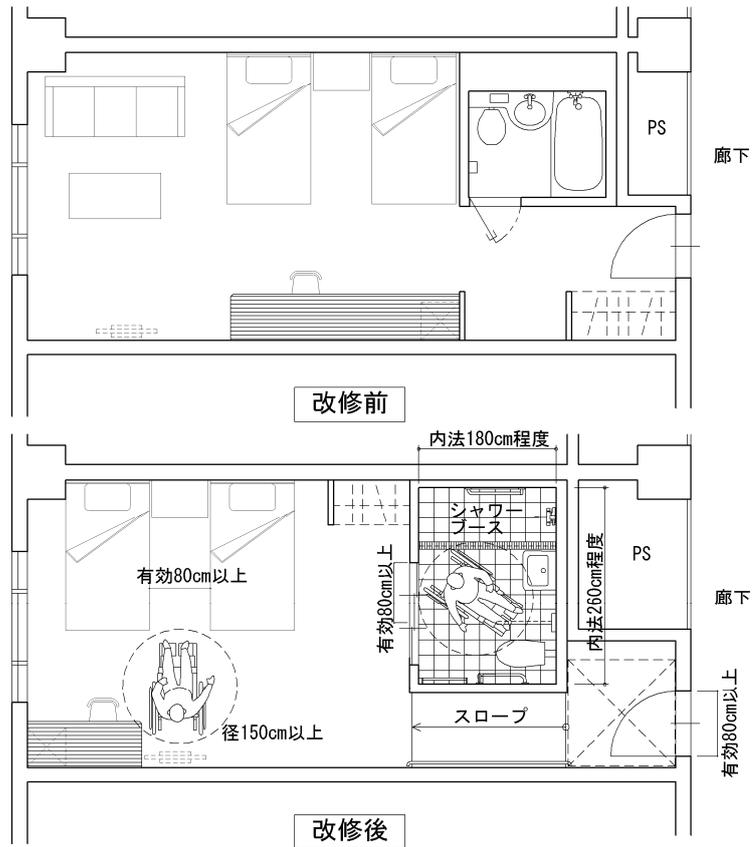


○高齢者、障害者等の利用に配慮した一般客室（ツインルーム）の例

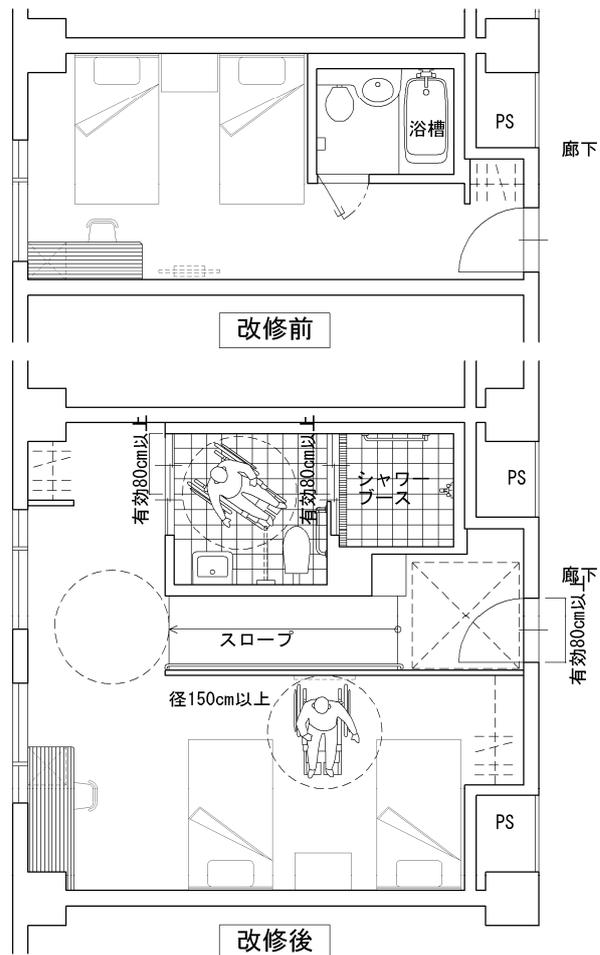


客室 3

○改善例 1



○改善例 2



### 2. 9. 3 設計例



- ・床に段がなく、車いす使用者が回転できるスペースを確保した客室



- ・出入口、床の段をなくし、引き戸とした客室内の便所（改修事例）

## 2. 9. 4 ソフト面の工夫

### (1) 情報提供と蓄積

- ・車いす使用者用客室の有無やその概要（段差・寸法等）、備品等の貸し出しの有無、一般客室や施設全体のバリアフリー化状況等の基本的な情報が、施設のホームページで提供されることが望ましい。
- ・利用者のニーズを把握し・蓄積し、ソフト面の工夫に活かしていくことが望ましい。



・筆談ボード：書いて消せる白板

### (2) 意思疎通

- ・フロントや受付には、耳マークや「聴覚障害者向けの備品の貸し出しがあります」といった表示のほか、聴覚障害者とのコミュニケーションに配慮した筆談ボード、言葉（文字と話言葉）による人とのコミュニケーションが困難な人に配慮したコミュニケーション支援用絵記号等によるコミュニケーション支援ボードを常備することが望ましい。
- ・コミュニケーション支援用絵記号等については、JIS T0103 を参照。

#### 留意点：耳マーク

- ・窓口、受付に設置した場合、聴覚障害者のために筆談などの支援ができるという意味のシンボルマーク。
- ・全日本難聴者、中途失聴者団体連合会が著作権を管理している。

### (3) 客室の位置

- ・視覚障害者が一般客室に宿泊する際には、エレベーターから近く、わかりやすい位置の客室に案内することが望ましい。

### (4) 設備の使用方法等の説明

- ・視覚障害者等が宿泊する際には、チェックイン時に客室に同行し、鍵の使い方（カードキーの裏表等）、スイッチ・リモコン等の位置、水栓や便器洗浄ボタン・レバー等の位置・使い方、シャンプー等のアメニティの区別等について、実際に宿泊者に手で触れてもらいながら説明することが望ましい。
- ・多様な利用者に配慮し、客室には高齢者、障害者等にわかりやすいデザインで、室内の設備の使い方や備品の配置等を表示したイラスト入りの解説図等を準備することが望ましい。

### (5) 備品の設置、貸し出し

#### ① 便所、浴室等の備品

- ・客室に浴室用車いす、ポータブルシャワーチェア、浴槽移乗台、補高便座等を貸し出すことができるように準備することが望ましい。
- ・複数の方が、一度に利用することに配慮する。

## ② 室内信号装置

- ・聴覚障害者等に配慮し、室内信号装置（ドアノック、ドアベルやインターホン、電話のコール、目覚まし時計のアラーム等の音等）を感知して、時計等の受信機器の光を点滅・振動させ、視覚情報や体感情報として伝える機器）を貸し出すことが望ましい。

## ③ 電話機

- ・視覚障害者等に配慮し、大型の表示ボタンの電話機を設置又は貸し出すことが望ましい。
- ・聴覚障害者等に配慮し、点滅灯付音量増幅装置やファクシミリを貸し出すことが望ましい。



- ・ファクシミリ他、様々なセンサー類

### 留意点：電話機、ファクシミリ

- ・電話機には、上肢の巧緻障害者等の利用のための呼気スイッチやペダル状のスイッチ等を取り付けることが可能なものもある。
- ・ファクシミリは、着信時に、フラッシュライトやバイブレーター等の聴覚障害者がわかる方法で知らせる機能がついているとよい。

## ④ 補助犬用の備品の貸し出し等

- ・補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）のための備品（犬用マット、水とえさ用のボウル等）を貸し出すことが望ましい。
- ・屋外に、補助犬の排泄用スペースを設けることが望ましい。

### 留意点：補助犬

- ・目の不自由な方の歩行のサポートをする「盲導犬」、身体の不自由な方の生活のサポートをする「介助犬」、耳の不自由な方に音を知らせる「聴導犬」の3種類の犬を補助犬という。
- ・平成14年に身体障害者補助犬法が施行され、スーパーやレストラン、ホテルなど、不特定多数の人が出入りする民間施設などに、補助犬同伴の受け入れが義務付けられたため、配慮が必要である。

## (6) 非常時の情報伝達、避難

- ・火災等の非常事態の発生が、高齢者、障害者等に適切に伝達されるよう配慮する。
- ・聴覚障害者に非常事態の発生を伝えるために、光警報装置や屋内信号装置（従業員がドアノックして非常事態の発生を伝達する）がある。また筆談ボードは、緊急時のコミュニケーション手段として活用することができる。
- ・車いす使用者や聴覚障害者、視覚障害者等が一般客室に宿泊する際には、より早い情報伝達や、非常時の誘導や救助のしやすい位置の客室に案内することが望ましい。
- ・また障害者等の宿泊する客室位置について、従業員が十分に把握しておく必要がある。

### 留意点：聴覚障害者の避難誘導

- ・火災時の聴覚障害者の避難誘導に関しては、「旅館・ホテルの火災時等における聴覚障害者への情報伝達手段のあり方」総務省消防庁（平成17年3月）の内容が参考となる。

### 留意点：携帯端末の活用

- ・携帯端末等を貸し出し（あるいは聴覚障害者の持つ携帯端末のメールアドレスを確認し）、聴覚障害者に緊急時の情報を配信する、あるいは客室内の聴覚障害者からのフロントへの緊急連絡や問い合わせ等に対応することも考えられる。

(7) 人的対応

- ・車いす使用者をテーブル席のあるレストランに案内することや、知的障害・発達障害・精神障害等の多様な利用者のニーズに応じた対応（例：食事を部屋食とすることや、個室（簡易な仕切りを含む）のあるレストランに案内すること）等の配慮があることが望ましい。

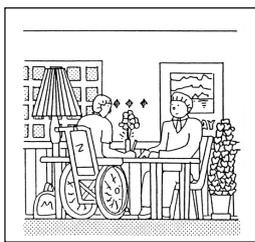
留意点：フロントにおけるソフト面での対応例

・宿泊機能を有する施設では、予約時・フロントにおける丁寧な説明等の人的対応の充実を図ることが望ましい。

・右に（社）日本観光協会の「高齢者・障害者の利用に対応する宿泊施設のモデルガイドライン」の一部を例として示す。



車いす利用者等に対しては、フロントに低いカウンターを用意しておくことが望ましい。



ローカウンターの代わりに、ロビーのテーブル等にて対応することも良い。

対応策・整備項目	利用対象者				
	高齢者	車いす使用者	視覚障害者	聴覚障害者	障害者
◎予約の際に申し出のあった場合には、利用者の障害の種類・程度、年齢等を確認するとともに要望を伺い、整備状況等をふまえて対応可能範囲を的確に判断して伝える	○	○	○	○	○
◎障害の種類や程度によっては一般客室の中で適した部屋を手配する等、臨機応変な対応を心掛ける	○	○	○	○	○
◎予約受付後、利用者の障害の種類・程度等とともに、必要になると思われる誘導・案内・介助等について、各セクションに申し送りを行う	○	○	○	○	○
◎盲導犬の宿泊に際しては、関係箇所への確かな申し送りをしておく	○	○	○	○	○
◎従業員は常に館内の様子に気を配り、要望に応じて速やかな対応をとる	○	○	○	○	○
◎通常のハイカウンターの場合、金銭やキーの受け渡しの際等には、適宜カウンターを出て、目線の高さに合わせた対応をとる	○	○	○	○	○
●車いす使用者の利用に適したタクシー等の手配ができるようにしておくことが望ましい	○	○	○	○	○
○車いすの貸し出しを行なう	○	○	○	○	○
●老眼鏡の貸し出しを行なう	○	○	○	○	○
○コンシェルジュ等によって、手話等を交えたきめ細かい案内を行う	○	○	○	○	○
○館内施設の位置や利用時間、レストランのメニュー、売店の商品、非常口等について、パンフレットや点字ガイド、手話等を用いて説明する	○	○	○	○	○
○通常のパンフレットや客室内のインフォメーションを拡大コピーして渡す	○	○	○	○	○
○視覚障害者に対しては、チェックインの際に館内の各施設やエレベーター操作盤のボタン位置や使用方法、また非常口、客室内の設備について実際に案内・説明する	○	○	○	○	○

- ◎基本事項：宿泊施設においてクリアすることが望まれる、高齢者や障害を持つ人の受け入れに際して必要とされる基本的な事項。
- 重点事項：高齢者や障害をもつ人に対する快適な受け入れ体制を策定していくに際して重点的な整備・取り組みが期待される事項。
- 補完事項：高齢者や障害をもつ人の受け入れ体制づくりに際して、上記の基本事項や重点事項を補完するもの。ごく当然とされるものから、きめ細かな対応策等まで幅広い事項を含む。

## 2. 10 浴室・シャワー室、脱衣室・更衣室

### ◆ 基準 ◆

<建築物移動等円滑化誘導基準チェックリスト>

施設等	チェック項目	
＜一般＞ 浴室等 (第13条)	①車いす使用者用浴室等を設けているか(1以上)	
	(1)浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されているか	
	(2)車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されているか	
	(3)出入口の幅は80cm以上であるか	
	(4)出入口の戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	

### ◆ 設計の考え方 ◆

- ・高齢者、障害者等が、他の利用者と同様に外出・旅行等の機会を享受するための環境の整備が求められており、宿泊機能を有する建築物に付属する共同浴室、独立した公衆浴場等、及びそれらに付帯するシャワー室、脱衣室等におけるバリアフリー対応が求められている。
- ・また高齢者、障害者等が、他の利用者と同様にスポーツ活動の機会を享受するために、体育館や水泳場等のスポーツ施設等においても、シャワー室や更衣室のバリアフリー対応が求められている。
- ・高齢者、障害者等にとって転倒等の危険の大きな場所であるため、浴室・シャワー室、脱衣室・更衣室の設計においては、移動や動作時の安全性確保に十分配慮した動線計画や仕上げ等の配慮が求められる。

### ◆ 設計のポイント ◆

- ・宿泊機能を有する建築物や公衆浴場等、不特定多数の利用者が利用する浴室を設ける場合には、1以上の車いす使用者用浴室等を設ける。また浴室と隣接する位置に、車いす使用者が円滑に利用できる脱衣室を設ける。
- ・体育館やスポーツ施設等、不特定多数の利用者が利用するシャワー室を設ける場合には、1以上の車いす使用者が円滑に利用できるシャワー室（車いす使用者用シャワー室）を設置する。またシャワー室と隣接する位置に、車いす使用者が円滑に利用できる更衣室を設ける。
- ・出入口においては、高齢者、障害者等の利用に支障がないよう、有効幅員の確保や戸の形式、室名表示に配慮する。
- ・浴室・シャワー室では、浴室用車いす等への移乗や入浴等の動作を円滑に行うことができるように配慮する。
- ・脱衣室・更衣室では、脱衣や着替え等の動作を円滑に行うことができるように配慮する。

浴室・シャワー室、脱衣室・更衣室の設計標準を以下の項目において示す。

2. 10. 1 浴室・シャワー室の設計標準

2. 10. 2 脱衣室・更衣室等の設計標準

## 2. 10. 1 浴室・シャワー室の設計標準

### (1) 車いす使用者用浴室

不特定多数の利用者が利用する浴室を設ける場合には、以下に即して設計する。

#### ① 配置、設置数

- ・浴室等のうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）に、車いす使用者が円滑に利用できる浴室又はシャワー室（以下 車いす使用者用浴室等）を設けることが望ましい。
  - ・公衆浴場、宿泊機能を有する建築物では、異性による介助に配慮し、1以上の個室タイプの車いす使用者用浴室（以下、「貸し切り浴室」という。）を、男女が共用できる位置に設けることが望ましい。
  - ・公衆浴場、宿泊機能を有する建築物の共同浴室では、共同浴室の一部に1以上の車いす使用者用の洗い場、浴槽等を設けることが望ましい。

#### ② 出入口の寸法、空間の確保等

- ・出入口の有効幅員は、80cm以上とする。
- ・浴室の洗い場には、車いす使用者が円滑に利用することができるよう、十分な空間を確保する。
  - ・車いすで360°回転できるよう、直径150cm以上の円が内接できるスペースを、1以上設ける。（設備等の下部に車いすのフットレストが通過できるスペースが確保されていれば、その部分も有効スペースとする。）
- ・出入口前後には、車いす使用者が直進でき、車いすで転回できるよう、140cm角以上の水平なスペースを設ける。
- ・床には段を設けない。

#### ③ 戸の形式

- ・出入口の戸は、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないものとする。
- ・転倒等による事故防止を考慮し、扉等のガラスには安全ガラスを用いる。

#### ④ 部品・設備等

- ・車いす使用者用浴室等には浴槽、シャワー、手すり等を適切に配置する。

## ア. 浴槽

- ・深さは50cm程度、エプロン高さは40～45cm（車いすの座面の高さ）程度とする。
- ・浴槽の縁の1箇所に車いすから移乗できる移乗台を設ける。移乗台の高さ及び奥行きは、浴槽と同程度とし、幅は45cm以上とする。**移乗台は取り外し可能なものでもよい。**
- ・浴槽は濡れても滑りにくく、体を傷つけない材料で仕上げる。

**留意点：設備・備品等のわかりやすさ**  
 ・高齢者、障害者等が認知しやすいよう、浴槽、水栓金具、洗面器等の設備・備品等は、周囲の壁等と識別しやすい色とし、形状もわかりやすいものとするのが望ましい。

## イ. シャワー

- ・原則としてハンドシャワーとする。
- ・ホースの長さは150cm以上とすることが望ましい。
- ・シャワーヘッドは、垂直に取り付けられたバーに沿ってスライドし高さを調整できるものか、上下2箇所の使いやすい位置に、ヘッド掛けを設けたものとする。
- ・洗い場には浴室用車いす、又はシャワーチェア等を備える。

## ウ. 手すり

- ・出入口から洗い場や浴槽内まで誘導するための手すりを設置する。
- ・浴槽への移乗台や浴槽に入るための階段付近には、出入りのための手すりを設置する。
- ・浴槽の周囲には手すりを設置する。
- ・洗い場には、シャワー使用中の体を支えるための手すり、を設置する。
- ・必要に応じて洗い場、浴槽の周囲に手すりを連続して設置する。
- ・貸し切り浴室では、浴槽内での立ち座りのための手すりを設置する。
- ・手すりは原則として水平及び垂直に取り付ける。段がある場合には、斜めに手すりを取り付けることができる。
- ・その他 2. 13 A. 1 手すり（7）を参照。

**留意点：手すり**

- ・浴槽内にも手すりを設置することが望ましい。

## エ. 洗い場及びシャワーの水栓金具

- ・水栓金具は、動作の障害にならない位置に設置する。
- ・洗い場の水栓金具の取り付け高さは、洗い場から手が届く位置とする。
- ・水栓金具は、レバー式等の操作のしやすいものとする。
- ・サーモスタット（自動温度調節器）付き混合水栓等、湯水の混合操作が容易なものとする。
- ・サーモスタット（自動温度調節器）には、適温の箇所に認知しやすい印等をつける。

**留意点：水栓**

- ・点字を読めない視覚障害者も多いため、点字表示とともに、浮き彫り文字や音声による案内を併用する等の工夫が望まれる。
- ・洗い場での動作や、とっさの時に、水栓金具で怪我をしないよう取り付け方法、取り付け位置、水栓金具の形状に配慮する。

## オ. 緊急通報ボタン等

- ・貸し切り浴室では、ループやひもをつけた緊急通報ボタンを設置する。

**留意点：緊急通報ボタンの設置位置**

- ・緊急通報ボタンは、浴室内で倒れたとき等に使うので、低い位置にも設けることが望ましい。

### ⑤ 仕上げ等

- ・床は濡れても滑りにくく、転倒時や床に座ったままで移動する場合にも体を傷つけにくい材料で仕上げる。
- ・貸し切り浴室では、浴槽の床が滑りにくいよう、床マットを貸し出すことができるよう準備する。
- ・浴室用車いす等での移動の妨げにならないよう、床は水はけの良い材料で仕上げ、可能な限り排水勾配を緩やかにする。

## (2) 車いす使用者用シャワー室

不特定多数の利用者が利用するシャワー室を設ける場合には、以下に即して設計する。

### ① 設置数、配置

- ・浴室等を設ける場合には、そのうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）に、車いす使用者が円滑に利用できる浴室又はシャワー室（以下 車いす使用者用浴室等）を設けることが望ましい。
  - ・体育館や水泳場等のスポーツ施設等で、男子用及び女子用のシャワー室（ブース）が複数ある場合には、それぞれ1以上に、車いす使用者が円滑に利用できるシャワー室（ブース）を設けることが望ましい。
  - ・体育館や水泳場等のスポーツ施設等では、異性による介助に配慮し、1以上の共用の車いす使用者用シャワー室（個室）を、男女が共用できる位置に設けることが望ましい。

### ② 出入口の寸法、空間の確保等

- ・出入口の有効幅員は、80cm以上とする。
- ・シャワー室には、車いす使用者が円滑に利用することができるよう、十分な空間を確保する。
  - ・車いすで360°回転できるように、直径150cm以上の円が内接できるスペースを、1以上設ける。（設備等の下部に車いすのフットレストが通過できるスペースが確保されていれば、その部分も有効スペースとする。）
- ・出入口前後には、車いす使用者が直進でき、車いすで転回できるように、140cm角以上の水平なスペースを設ける。
- ・床には段を設けない。

### ③ 戸の形式

- ・出入口に戸を設ける場合、戸は、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないものとする。
- ・転倒等による事故防止を考慮し、扉等のガラスには安全ガラスを用いる。

**④ 部品・設備等**

- ・車いす使用者用シャワー室にはシャワー、手すり等を適切に配置する。

**ア. シャワー**

- ・原則としてハンドシャワーとする。
- ・ホースの長さは150cm以上とすることが望ましい。
- ・浴室用車いす、又はシャワーチェア、ベンチ等を備える。
- ・浴室用車いす等に座った状態で手が届くよう、シャワーヘッドは、垂直に取り付けられたバーに沿ってスライドし高さを調整できるものか、上下2箇所を使いやすい位置に、ヘッド掛けを設けたものとする。

**イ. 手すり**

- ・シャワー使用中の体を支えるための手すりを設置する。
- ・手すりは水平及び垂直に取り付ける。
- ・その他 2. 13 A. 1 手すり（7）を参照。

**ウ. シャワーの水栓金具**

- ・水栓金具は、動作の障害にならない位置に設置する。
- ・水栓金具は、レバー式等の操作のしやすいものとする。
- ・サーモスタット（自動温度調節器）付き混合水栓等、湯水の混合操作が容易なものとする。
- ・サーモスタット（自動温度調節器）には、適温の箇所に認知しやすい印等をつける。

**エ. 緊急通報ボタン等**

- ・ループやひもをつけた緊急通報ボタンを設置する。

**オ. 浴室用車いす等**

- ・ベンチの高さは、床面から40～45cm程度とする。

**⑤ 仕上げ等**

- ・床は濡れても滑りにくく、転倒時や床に座ったままで移動する場合にも体を傷つけにくい材料で仕上げる。
- ・浴室用車いす等での移動の妨げにならないよう、床は水はけの良い材料で仕上げ、可能な限り排水勾配を緩やかにする。

**（4）案内表示、情報伝達設備等**

案内表示、情報伝達設備等は、以下に配慮して設計する。

**① 室名表示等**

- ・案内表示については、2. 13. G. 1 案内表示 を参照。

**② シャンプー等の容器**

- ・シャンプー・リンス・ボディソープ等の容器は、視覚障害者が手で触れて区別することのできるものを設置することが望ましい。

**(5) その他**

- ・専ら高齢者が利用する施設、専ら障害者が利用する施設では、利用者や入居者の動作等の特性及び介助の方法に応じた設計とする。
- ・これらの施設の設計は、設計標準を参照しつつ、福祉施設の設計技術書も参照して、実情に合ったものとする。

**2. 10. 2 脱衣室・更衣室等の設計標準**

不特定多数の利用者が利用する脱衣室・更衣室を設ける場合には、以下に配慮して設計する。

**(1) 設置数、配置**

- ・脱衣室・更衣室のうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）に、車いす使用者が円滑に利用できる脱衣・更衣等のスペースを設けることが望ましい。
- ・異性による介助に配慮し、1以上の共用の車いす使用者が円滑に利用できる脱衣室・更衣室等を、男女が共用できる位置に設けることが望ましい。

**(2) 出入口の寸法、空間の確保等**

- ・出入口の有効幅員は、80cm以上とする。
- ・脱衣室・更衣室等には、車いす使用者が円滑に利用することができるよう、十分な空間を確保する。
  - ・車いすで360°回転できるよう、直径150cm以上の円が内接できるスペースを、1以上設ける。（設備等の下部に車いすのフットレストが通過できるスペースが確保されていれば、その部分も有効スペースとする。）
- ・出入口前後には、車いす使用者が直進でき、車いすで転回できるよう、140cm角以上の水平なスペースを設ける。
- ・床には、段を設けない。

**(3) 戸の形式**

- ・出入口の戸は、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないものとする。
- ・転倒等による事故防止を考慮し、扉等のガラスには安全ガラスを用いる。

**(4) 部品・設備等****① 手すり**

- ・手すりを設置する場合には、水平及び垂直に取り付ける。
- ・その他 2. 13 A. 1 手すり（7）を参照。

## ② 収納棚

- ・車いす使用者の利用に配慮した位置に、収納棚やロッカー等を設置する。
- ・収納棚の高さは、下端：床から30cm程度、上端：床から120cm程度とする。
- ・車いす使用者用のロッカー等のハンガーパイプやフックの高さは、床から120cm程度の低い位置とするか、高さの調節ができるものとする。
- ・車いす使用者用の収納棚等の奥行きは、60cm程度とする。
- ・車いす使用者用の収納棚等の形状は、下部に車いすのフットレストが入るものとする。

**留意点：収納、ロッカー**

- ・視覚障害者が、鍵のある収納やロッカーを使用する際には、脱衣室・更衣室に同行し、鍵の位置、使い方等について、実際に手で触れてもらいながら説明することが望ましい。
- ・更衣室の下足入れや収納棚は、視覚障害者が認知をしやすいうように、点字表示等を行うことが望ましい。

## ③ ベンチ等

- ・高齢者、障害者等が着替えの際に、横になる場合もあるため、1以上の脱衣のためのベンチを設置する。
- ・利用者の状況に対応し、介助スペースを確保することができるよう、脱衣のためのベンチを床に固定することは避ける。
- ・脱衣のためのベンチ座面の高さは床から40～45cm程度、幅は180cm程度以上、奥行き60cm程度以上とする。
- ・脱衣のためのベンチには、上体が寄り掛かることのできるヘッドボードのあるものとするのが望ましい。
- ・脱衣のためのベンチ表面の仕上げはクッション材付きとし、滑りにくく耐水性のあるものとする。

**留意点：設備・備品等のわかりやすさ**

- ・脱衣ベンチ等の設備・備品等は、認知しやすいうように周囲の壁等と識別しやすい色とし、形状もわかりやすいものとするのが望ましい。

## ④ 洗面器、鏡

- ・水栓金具はシングルレバー方式等、湯水の混合操作が容易なものとする。
- ・1以上の洗面器は車いす使用者の利用に配慮したものとする。
  - ・洗面器の下部には、車いす使用者の膝が入るスペースを確保する。
  - ・洗面器の吐水口の位置は、車いす使用者の利用に配慮した位置（洗面器の手前縁から30～35cm程度）とする。
  - ・鏡は、洗面器上端部にできる限り近い位置を下端とし、上端は洗面器から100cm以上の高さとするのが望ましい。

## ⑤ 乳幼児連れ利用者への配慮

- ・不特定多数の利用者が利用する脱衣室・更衣室等には、1以上（男女の別があるときはそれぞれ1以上）の乳幼児のおむつ替えができる台を設ける。

## (5) 仕上げ等

- ・床は濡れても滑りにくく、転倒時や床に座ったままで移動する場合にも体を傷つけにくい材料で仕上げる。

### (6) 車いす使用者用便房

- ・ **不特定多数の利用者が利用する脱衣室・更衣室等には、1以上の車いす使用者用便房を設ける。**
- ・ 車いす使用者用便房については、2. 7. 1 個別機能を有する便房の設計標準 (1) 共通する事項及び (2) 車いす使用者用便房を参照。

### (7) 案内表示、情報伝達設備等

- ・ 案内表示については、2. 13. G. 1 案内表示 を参照。
- ・ 情報伝達設備については、2. 13. I. 1 情報伝達設備 を参照。

### (8) その他

- ・ 専ら高齢者が利用する施設、専ら障害者が利用する施設では、利用者や入居者の動作等の特性及び介助の方法に応じた設計とする。
- ・ これらの施設の設計は、設計標準を参照しつつ、福祉施設の設計技術書も参照して、実情に合ったものとする。

## 2. 10. 3 改善・改修のポイント

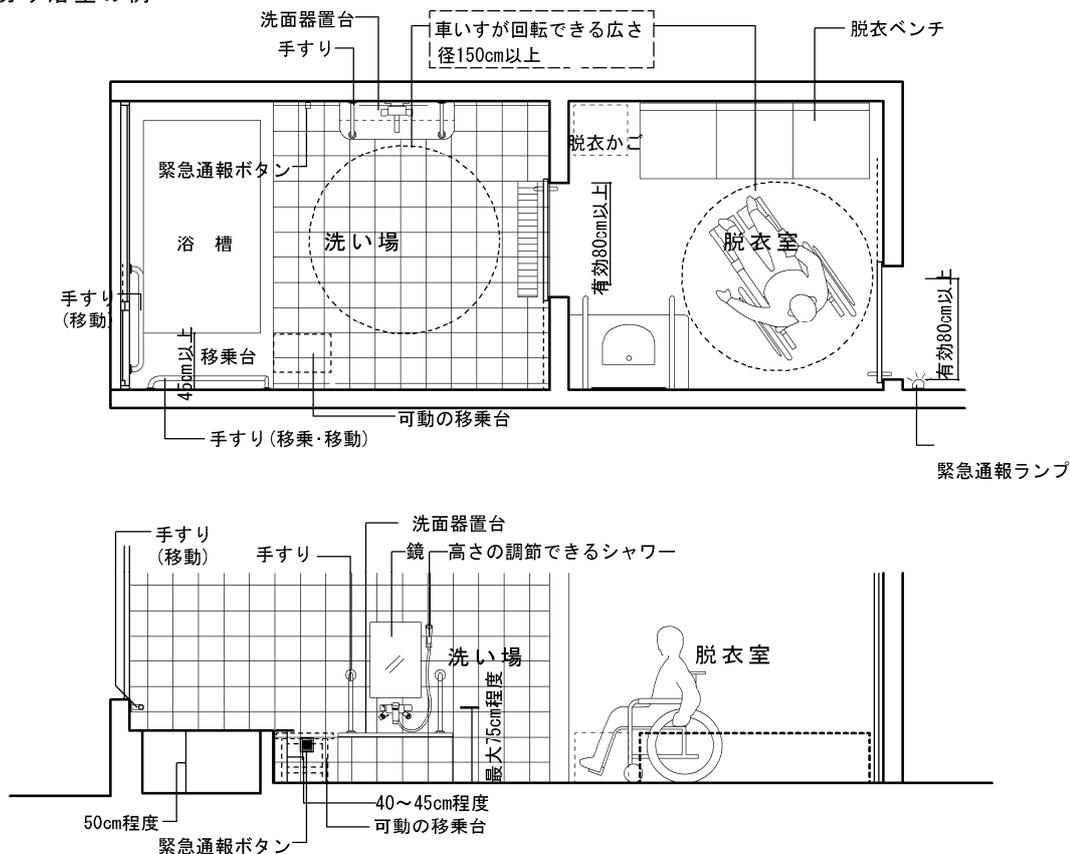
浴室・シャワー室、脱衣室・更衣室の改善・改修にあたっては、建築物移動等円滑化誘導基準に適合させることその他、2. 10. 1 浴室・シャワー室の設計標準、2. 10. 2 脱衣室・更衣室の設計標準に基づいて行うことが望ましい。

### (1) 経路

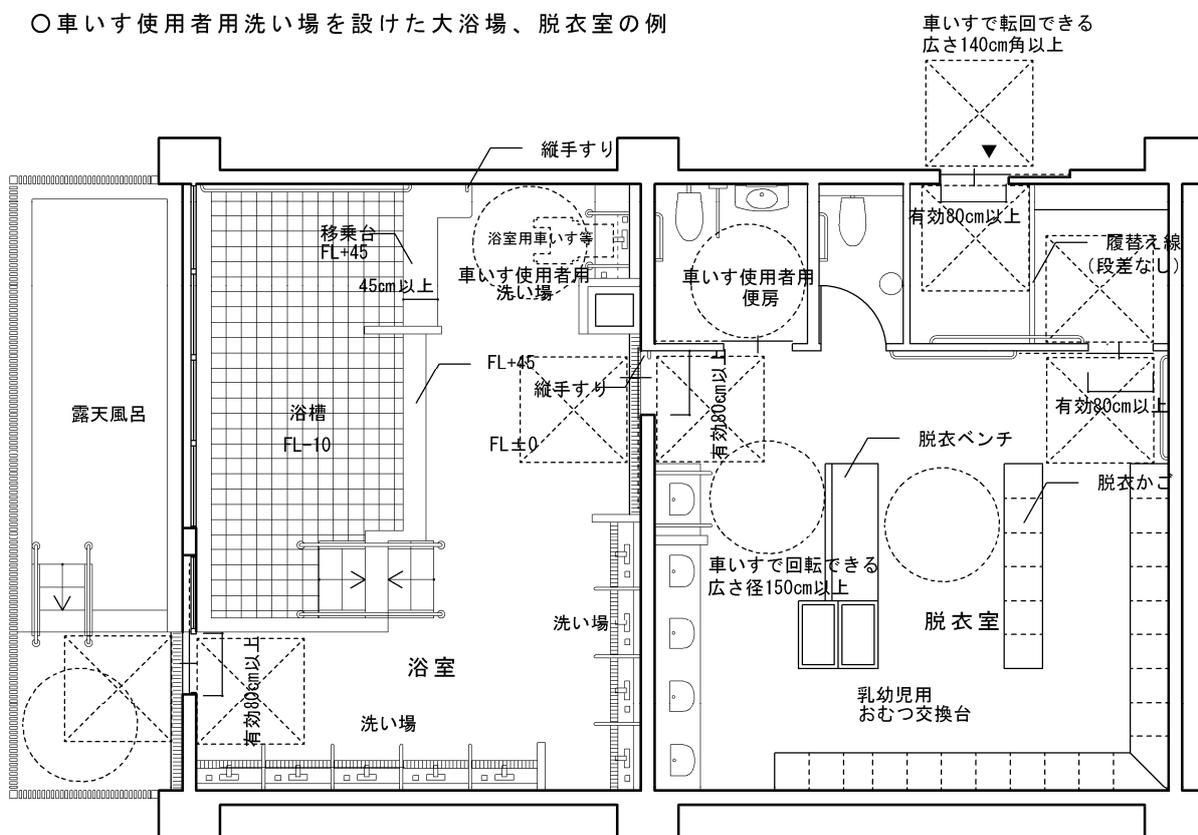
- ・ 改善・改修等により車いす使用者用浴室等を設置する場合には、利用居室から車いす使用者用浴室等までの経路についても、段の解消等を図り、高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路として整備する。

### 浴室・シャワー室・脱衣室・更衣室 1

○貸し切り浴室の例



○車いす使用者用洗い場を設けた大浴場、脱衣室の例





2. 11. 3 設計例



- 車いすでアクセス可能な露天風呂  
(手すり、階段を整備。入浴は歩行による。)



- 浴槽まで車いすでアクセス可能な大浴場  
(手すりを整備。入浴は歩行による。)

## 2. 1 1 劇場、競技場等の客席・観覧席

### ◆ 設計の考え方 ◆

- ・高齢者、障害者等が、他の利用者と同様に外出・旅行等の機会を享受するための環境の整備が求められており、劇場やホール、体育館、競技場等の客席・観覧席を持つ建築物では、高齢者、障害者等が駐車場や建築物の出入口から客席・観覧席まで円滑に移動し、かつ、観劇・観覧できる配慮が求められている。
- ・高齢者、障害者等が、客席・観覧席を自由に選択できる配慮が求められる。
- ・車いす使用者用客席・観覧席からのサイトラインを確保できる配慮が求められる。
- ・視覚障害者や聴覚障害者が、上演内容や競技状況等の情報を得るために、音声・文字情報提供設備等の配慮が求められる。
- ・高齢者、障害者等の舞台や楽屋の利用しやすさへの配慮が求められる。

### ◆ 設計のポイント ◆

- ・車いす使用者用客席・観覧席は、舞台やスクリーン等が見やすい位置とし、客席の選択が可能となるように配慮する。また同伴者と共に利用できるように配慮する。
- ・車いす使用者用客席・観覧席は、避難を考慮し、客席・観覧席の出入口に容易に到達できる位置とする。あわせて、車いす使用者用客席・観覧席は、エレベーター、車いす使用者用便房に容易に到達できる位置とする。
- ・客席・観覧席の出入口から車いす使用者用客席・観覧席までの経路には、段を設けない。経路に段がある場合は、傾斜路を設けるか、エレベーターもしくは段差解消機を設ける。
- ・聴覚障害者、視覚障害者等の観劇・観覧に配慮した設備を設ける。
- ・聴覚障害者のための設備を設けた客席・観覧席は、手話通訳や字幕・文字情報等の見やすさにも配慮する。
- ・乳幼児連れ利用者、知的障害者、発達障害者、精神障害者等の多様な利用者に配慮し、安心して利用できるよう、区画された観覧室を設ける。
- ・多数の車いす使用者の利用が見込まれる場合には、仮設の車いす使用者用客席・観覧席を設けて、客席数・観覧席数を確保することが望ましい。

### 2. 1 1. 1 客席・観覧席の設計標準

- ・客席・観覧席は、以下に配慮して設計する。

#### (1) 車いす使用者用客席・観覧席

##### ① 割合、位置

- ・車いす使用者用客席・観覧席の数（可動席スペースを含む。）は、施設内容や規模に応じ、客席・観覧席総数の0.5～1%以上とする。
- ・車いす使用者用客席・観覧席（可動席スペースを含む。）は、車いす使用者が選択できるよう、2か所以上の異なる位置（異なる階、異なる水平位置）に分散して設けることが望ましい。
- ・車いす使用者用客席・観覧席は、少なくとも同時に2以上の車いす使用者が利用できる専用スペースとして、固定位置に確保する。
- ・多数の車いす使用者の観覧に配慮し、固定位置の車いす使用者用客席・観覧席のほかに、可動席スペース（固定位置の車いす使用者用客席・観覧席を含めた客席・観覧席に隣接している、取り外し可能な客席・観覧席）を設けることが望ましい。

#### 留意点：車いす使用者用客席・観覧席の分散配置の考え方

- ・公会堂や集会場の150～300席程度の小ホール等では、平土間形式や電動式移動観覧席を採用することで客席配置の自由度が増し、車いす使用者の利用が容易になる。
- ・ISO 21542 Building construction Accessibility and usability of the built environment(2011年)には、車いす使用者用客席・観覧席の分散配置について、以下のように推奨されている。
  - ・総座席数が51～100の場合の車いす使用者用客席・観覧席の区域数：最低3か所
  - ・総座席数が101～200の場合の車いす使用者用客席・観覧席の区域数：最低4か所
  - ・総座席数が200席（または200席未満）増えるごとに、さらに1か所の車いす使用者用客席・観覧席の区域を設ける。

- ・劇場・映画館等の車いす使用者用客席については、舞台やスクリーンとの距離や見やすさに配慮した配置とすることが望ましい。

## ② 床

- ・客席・観覧席の床は水平とし、傾斜させない。
- ・車いす使用者用客席・観覧席が他の客席・観覧席より高い位置にある場合には、床の端部に脱輪防止用の立ち上がり設ける。

## ③ 寸法

- ・車いす使用者用客席・観覧席の間口は車いす1台につき90cm以上とし、奥行きは120cm以上とする。
- ・通常の車いすよりも大きなリクライニング式の車いす等の使用者にも対応するため、奥行き140cm以上の車いす使用者用客席・観覧席も設けることが望ましい。

## ④ サイトライン

- ・車いす使用者用客席・観覧席は、前後の客席・観覧席の位置、高低差を考慮し、舞台やスクリーン、競技スペース等へのサイトラインを確保する。
- ・サイトラインは、舞台やスクリーン、競技スペースの形状や位置により異なるので十分に配慮する。
- ・車いす使用者用客席・観覧席の前面に設ける手すりの高さは、サイトラインに十分配慮する。
- ・建築物の構造等により、車いす使用者用客席・観覧席からのサイトラインが確保しにくい場合には、車いす使用者用客席・観覧席と前席との位置をずらし、前席の人の肩越しにサイトラインを確保できるよう配慮する。

## ⑤ 同伴者（介助者、家族、友人等）用の客席・観覧席

- ・車いす使用者の同伴者席は、車いす使用者用客席・観覧席に隣接して設ける。
- ・客席スペースや構造等により、車いす使用者の同伴者席を隣接して設けられない場合には、車いす使用者用客席・観覧席にできるだけ近い位置に設ける。
- ・車いす使用者用客席・観覧席を仮設で設ける場合は、仮設の同伴者席も設ける。

## ⑥ 車いす使用者用客席・観覧席へ至る通路

- ・客席・観覧席の出入口から車いす使用者用客席・観覧席へ至る客席内の通路の有効幅員は、120cm以上とし、区間50m以内ごとに140cm角以上の転回スペースを設ける。
- ・客席・観覧席の出入口から車いす使用者用客席・観覧席までの通路に高低差がある場合は、「建築設計標準 第2部 第2章 2. 1. 2 敷地内通路に設ける傾斜路の設計標準」による傾斜路、または段差解消機を設ける。

### 留意点：可動席スペースによる車いす使用者用客席・観覧席等の確保

- ・大型車いすの使用者をはじめ、乳幼児連れ利用者、盲ろう者（同伴者4名程度）等、多様な利用者の利便性に配慮し、可動席スペースを確保することは重要である。

### 留意点：サイトライン（可視線）

- ・サイトライン（可視線）とは、劇場等の客席・観覧席の各々の人が、前列の人の頭又は肩を越して視焦点（舞台や競技場）を見ることのできる視野の限界線のことである。
- ・サイトラインは、映画のように観客が着座して鑑賞する場合、サッカーやコンサートのように観客が立ち上がることが予想される場合で異なるので、十分な検討が必要である。
- ・サイトライン検討をする際の前席の人の高さの設定にあたっては、日本人男子の平均身長値の最高値を基本とし、さらに履物の高さを加算して算出することが望ましい。
- ・サイトライン検討をする際の車いす使用者の眼高の設定にあたっては、女性の車いす使用者の眼高を基本とすることが望ましい。
- ・上記の検討にあたっては、車いす使用者の様々な人体寸法にも配慮し、眼高がとりわけ低い車いす使用者のサイトラインも想定した客席・観覧席を配置することが望ましい。
- ・車いす使用者用客席・観覧席のサイトライン検討にあたっては、人体寸法や車いすの寸法・形状が様々であることや、車いす使用者は姿勢を変えたり席を移動したりすることが困難な場合があることにも留意する必要がある。
- ・既存建築物の改善・改修等において、車いす使用者用客席・観覧席からのサイトラインが確保できない場合には、前席を空席とする等の運営上の配慮も望まれる。

## (2) 一般・その他の客席・観覧席

### ① 客席・観覧席

- ・客席・観覧席の通路側の肘掛けは、車いす使用者の移乗も想定し、高齢者、障害者等が利用しやすい跳ね上げ式や水平可動式とすることが望ましい。
- ・上演時間以外は、客席・観覧席の照度を十分確保することが望ましい。

#### 留意点：車いす、ベビーカー置場

- ・一般客席への車いす使用者の移乗等を想定し、客席・観覧席スペースやその付近に、車いすやベビーカーを置くことができるスペースを設けることが望ましい。

### ② 通路

- ・通路に段を設ける場合にあつては、高齢者や視覚障害者等が段を認知しやすいよう段鼻と踏み面やけあげを識別しやすい明度差とし、また適度な床面照度と視認性を確保する。
- ・通路に設ける段差は、同一寸法の段差による構成とし、十分な寸法の踊り場を確保する。
- ・客席・観覧席の前後の段差が大きい場合には、舞台等への視線の妨げにならない範囲で、縦通路沿いに、転倒・転落防止のための手すりや手がかりとなる部材・部品等を設けることが望ましい。
- ・歩行の安全を図るため、客席・観覧席が暗い場合には、通路にフットライト等を設ける。フットライトを設ける場合には、劇場等の演出運営に配慮する。
- ・手すりについては、「建築設計標準 第2部 第2章 2. 1 3 A. 1 手すり」を参照。

### ③ 区画された観覧室

- ・乳幼児連れの利用者、知的障害者、発達障害者、精神障害者等の多様な利用者に配慮し、気がねなく観覧できる区画された観覧室を設けることが望ましい。

#### 留意点：区画された観覧室の活用

- ・隣の人や周りが気になって、落ち着いて鑑賞することができない、知的障害者や発達障害者、その同伴者にとって、区画された観覧室は有効なものである。
- ・区画された観覧室では、車いす使用者の利用にも配慮することが望まれる。

## (3) 舞台等

### ① 舞台

- ・客席・観覧席の通路から舞台への通路には段を設けない、または傾斜路とする。段を設ける場合には、段差解消機や階段手すりを設置し、高齢者、障害者等が支障なく舞台上に上がれるように配慮する。
- ・舞台上の手話通訳者や、司会者・解説者等の動作が客席・観覧席から容易に分かるよう、照明（スポットライト等）や適切なコントラストの背景幕を設けることが望ましい。

#### 留意点：体育館等における車いす使用者への配慮

- ・体育館、競技場等においては、競技用の車いすに乗り換えた後に、日常用いる車いすの置き場や、電動車いすの充電用電源コンセントを確保することが望ましい。

## ② 楽屋・控室等

- ・ 通用口や劇場内の通路等から楽屋・控室・舞台等に至る経路は、高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮したものであるとする。
- ・ 楽屋・控室（便所、更衣室・シャワー室を含む。）は、高齢者、障害者等（車いす使用者を含む。）の円滑な移動等に配慮したものであるとする。
- ・ 便所については、「建築設計標準 第2部 第2章 2. 7 便所・洗面所」を参照。
- ・ 浴室・シャワー室・更衣室については、「建築設計標準 第2部 第2章 2. 1 1 浴室・シャワー室・更衣室」を参照。
- ・ 楽屋・控室の化粧台については、「建築設計標準 第2部 第2章 2. 1 3 C. 1 カウンター・記載台・作業台・事務机等」を参照。

## （4）音声・画像等による情報提供

- ・ 難聴者等の観劇・観覧等に配慮し、客席・観覧席には聴覚障害者用集団補聴装置（磁気ループシステム、FM補聴装置（無線式）、赤外線補聴システム）等を設ける。
- ・ 聴覚障害者等の観劇・観覧等に配慮し、舞台等には、字幕・パソコン要約筆記等の文字情報等や手話通訳者の映像を表示するための、スクリーン・電光表示板・ディスプレイ等の配置やプロジェクター等の機器設置スペースを確保することが望ましい。
- ・ スクリーン・電光表示板・ディスプレイ等の位置は、客席・観覧席から容易に見ることができる位置とすることが望ましい。
- ・ 客席・観覧席には、字幕等の作成・操作のための機器等を設けたスペースを設けることが望ましい。他の作業を行うスペースと兼用する場合には、作業が交錯しないよう配慮する。
- ・ 舞台もしくは客席・観覧席周囲に、パソコン要約筆記用スペース（4名分の作業台）を確保することが望ましい。

### 留意点：客席・観覧席、会議室等における難聴者向けの対応

- ・ 集団補聴装置には、アンテナ線を床下にあらかじめ敷設もしくは床上に事前に敷設することで、アンテナ線に囲まれた範囲の難聴者の補聴器に、目的の音声だけをクリアに届けることができる磁気ループシステムや、FM電波を通して雑音を抑えた音声を聴覚障害者に届けることができるFM補聴システムや、赤外線を通して音声の信号を補聴器に届ける赤外線補聴システム等がある。
- ・ アンテナ線を床上に敷設するタイプの磁気ループシステムには、利用者の人数に応じてアンテナを敷設する範囲を設定できる特徴がある。
- ・ 集団補聴システムを利用するためには、事前申し込み（施設の事前準備）が必要な場合等がある。施設管理者や興行主は、集団補聴装置の設置や利用等について、施設案内（ホームページ等）や公演等の案内において、事前に利用者に伝えておくことが重要である。

### 留意点：聴覚障害者への配慮

- ・ 舞台等に字幕を表示する設備として、LEDを用いた電光表示板に表示するもの、映写室等からプロジェクターを用いてスクリーン等に投影するもの等がある。いずれも操作はすべてパソコンで行う。
- ・ また個々の客席・観覧席に対応した字幕表示設備として、前席の背面に設置する小型液晶画面の設備のほか、携帯型の字幕表示機器等もある。
- ・ パソコン要約筆記とは、音声をパソコンに文字入力し、内容を文字情報としてスクリーン上に表示するものである。
- ・ 要約筆記用スペースは、演じられる内容により客席・観覧席から分離することも考えられる。
- ・ 広い会場で手話や要約筆記等を行う場合には、画面を拡大する等の配慮が求められる。
- ・ 字幕等の作成・操作のための機器等を設けたスペースを、他の作業を行うスペースと兼用する場合には、作業や動線が交錯しないよう配慮する必要がある。

- ・高齢者や視覚障害者等の観劇・観覧等に配慮し、客席・観覧席には音声による情報提供設備を設けることが望ましい。
- ・楽屋・控室等には、非常時の情報や開演・集合時間等の文字情報を表示するディスプレイ等を設けることが望ましい。

**留意点：高齢者や視覚障害者等を対象とした解説**

- ・劇場等では、あらすじや舞台装置、衣装等に関する事前説明や、小型受信機を用いた観劇中の同時解説等、高齢者や視覚障害者等の観劇を補助するための取り組みがある。

### (5) 案内表示

- ・客席・観覧席の通路に設ける避難経路や便所位置を示す案内表示におけるサイン・図記号（ピクトグラム）は、高齢者、障害者等にわかりやすいよう、文字の大きさ、色づかい・コントラスト、取り付け位置、照明等に配慮したものとする。
- ・上演中等に通路照明が消えることに配慮し、避難経路等の重要な案内表示には、十分留意する。
- ・客席・観覧席の座席番号、行・列等の表示は、わかりやすく読みやすいように、文字の大きさ、色づかい・コントラスト、点字の併記、取り付け位置等に十分配慮する。
- ・固定位置に設けた車いす使用者用客席・観覧席の床面または手すり等には、車いす使用者用客席であることを、座席番号とともに表示することが望ましい。
- ・案内表示については、「建築設計標準 第2部 第2章 2. 1 3 G. 1 案内表示」を参照。

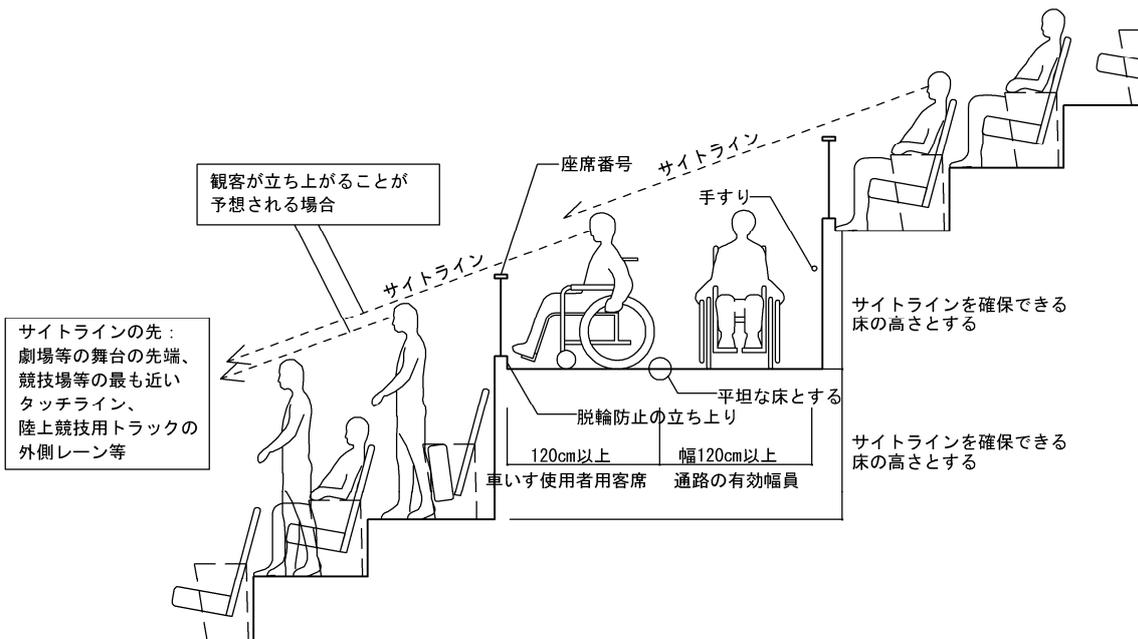
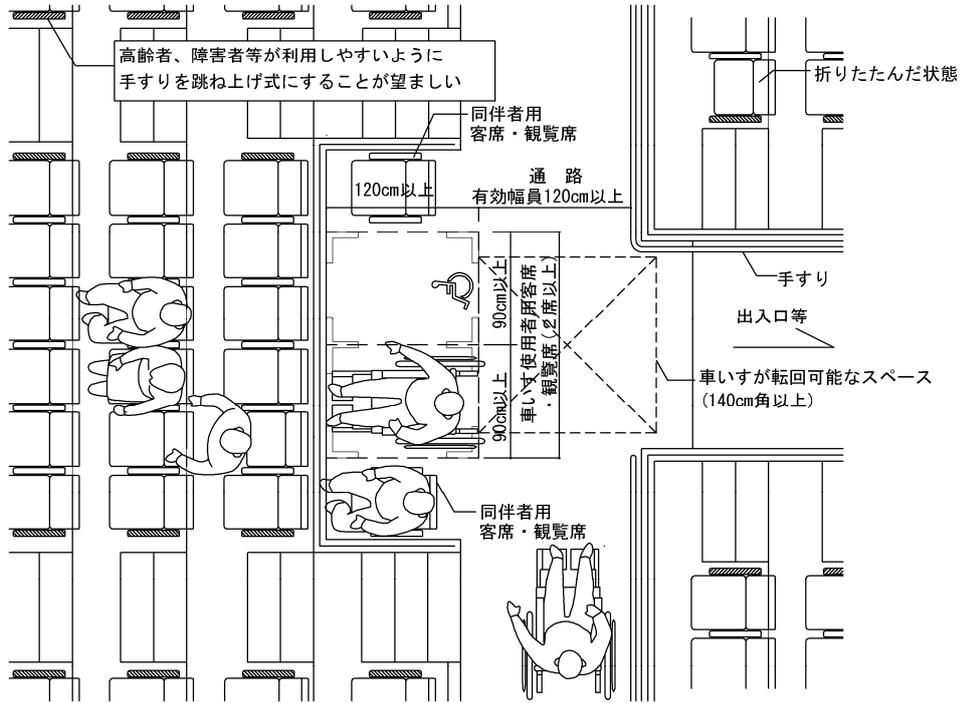
**留意点：客席、観覧席への視覚障害者の誘導**

- ・視覚障害者をチケット売場・窓口等から、客席、観覧席まで誘導する方法としては、従業員（職員）による誘導（人的対応）を検討することが望ましい。
- ・点字表示については、JIS T0921を参照。

## 客席・観覧席

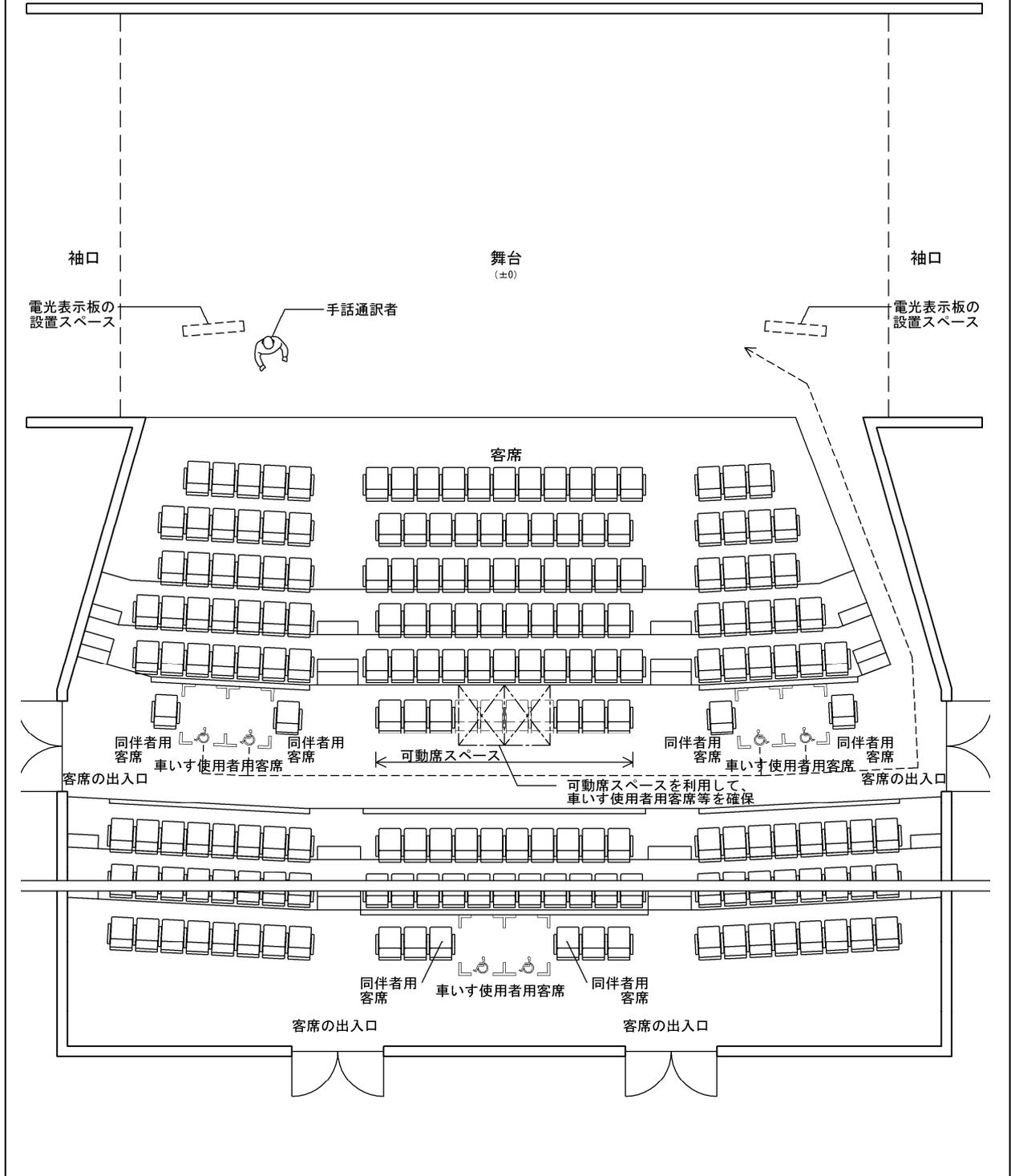
●客席・観覧席の設計標準

○基本寸法

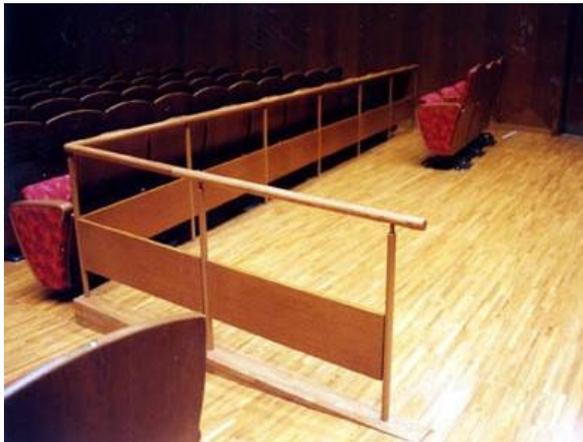


# 客席・観覧席

○車いす使用者用客席の位置



2. 1 1. 2 設計例



- ・音楽ホールに設けられた車いす使用者用客席及び同伴者席



- ・座席番号がわかりやすく表示され、サイトラインが確保された車いす使用者用観覧席（カバーがかかっているのは、可動式の同伴者席）



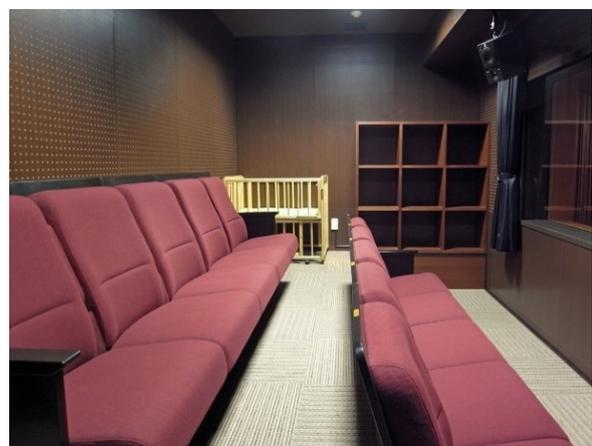
- ・体育館の観覧席に設けられた車いす使用者用観覧席



- ・取り外せば、車いす使用者用観覧席として使うことのできる可動の観覧席



- ・改修により、内野席に設けられた車いす使用者用観覧席



- ・乳幼児や子ども等の利用に配慮して設けられた、親子鑑賞席（区画された観覧室）



・車いす使用者用客席の通路から、段差無しで舞台につながる通路



・舞台の袖に設けられた段差解消機



・通用口から楽屋、舞台裏につながる傾斜路



・場内アナウンス等に合わせて手話通訳・要約筆記の映像が流れるモニター



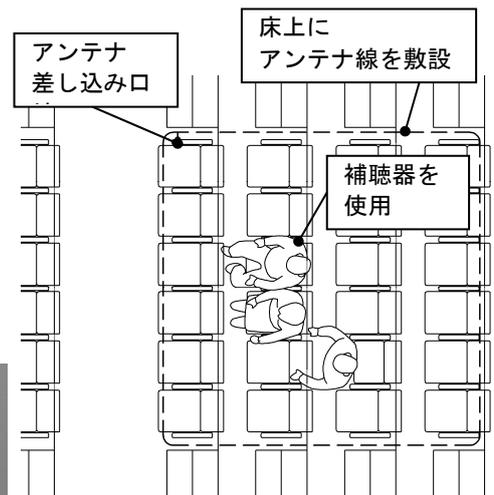
・観覧席の下部に設けられた補聴器用アンテナ線の差し込み口



・アンテナ線



・貸出用の補聴器



・難聴者の補聴器に雑音の少ないクリアな音声を届けることができる磁気ループシステム(写真と図は、床上に設置するタイプ)

多数の障害者が参加するスポーツ大会における、仮設対応・人的対応の工夫

—長崎がんばらんば大会—

① 大会の概要

2014年11月1～3日にかけて、第14回全国障害者スポーツ大会（長崎がんばらんば大会）が長崎県内の各競技会場で開催され、陸上・バスケットボール等の15競技が行われた。

多数の障害者が参加するため、会場となった各施設では、常設に加え必要に応じ、仮設の車いす使用者用観覧席・多機能便房等を増設して対応した。また大会当日は、聴覚障害のある方等が競技状況を知り、観覧を楽しむことができるよう、手話・要約筆記ボランティアが常駐する情報保障席を設置した。さらに、一部の会場では視覚障害者向けにFM実況放送を行った。



② 各施設での取り組み

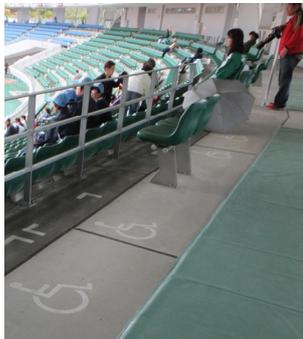
i) 長崎県立総合運動公園陸上競技場（陸上競技会場 総観覧席数：20,022席）

構造：鉄骨鉄筋コンクリート造・一部鉄筋コンクリート造（下部）、鉄骨造（上部）

階数：地上4階

竣工：2013年2月

・旧陸上競技場は、建設後40年以上が経過し、施設の老朽化が目立ち、さらに2014年に開催される第69回国民体育大会の陸上競技場に決定したこともあり、建て替えを行った。



車いす使用者用観覧席（92席）を、2階スタンド外周に分散して配置している。



磁気誘導ループを設置した情報保障席を設けた他、場内アナウンス等に合わせて手話・要約筆記による情報提供を行った。開閉式では、大型スクリーンに手話・要約筆記の映像を流した。



仮設の多機能便房を屋外の3つのゾーンに分散して計9カ所設置した。



入口には、音声案内装置を、臨時で設置した。

ii) 長崎市民総合プール（水泳会場）

構造：鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）

階数：地上4階

竣工：1996年

改修：2012年（電光掲示板・冷房設備の入れ替え等）



幅の広い通路を緑のテープで区画し、仮設の車いす使用者用観覧席を増設した。



磁気誘導ループを設置した情報保障席を設けた他、場内アナウンス等に合わせて手話通訳・要約筆記の映像が流れるモニターを設置した。



## 2. 1 2 避難設備・施設

### ◆設計の考え方◆

- ・建築物の設計においては、施設用途や利用者特性、非常時の対応方法等を踏まえつつ、防火区画、防煙・排煙、避難計画等を総合的に検討する必要がある。
- ・まず火災や地震等の災害等の非常事態発生を、高齢者、障害者等に適切に伝達することが重要となる。特に視覚障害者や聴覚障害者等に情報提供を行うための配慮が重要となる。
- ・高齢者、障害者等の円滑な避難のためには、避難経路の動線計画をわかりやすいものとする。高齢者、障害者等に避難方向等をわかりやすく情報提供する配慮が求められる。
- ・さらに施設用途や規模等によっては、車いす使用者等の避難に時間や支援を必要とする利用者が、火元と隔てられた場所に一時的に避難する空間とそこまでの経路を確保し、適切に誘導することも必要となる。
- ・情報伝達や避難誘導等については、建築設備だけに頼るのではなく、施設管理者等が適切な避難誘導等のあり方や人員配置等の人的対応を図ることも求められる。

### ◆設計のポイント◆

- ・避難のための動線計画は、利用者にとって、わかりやすいものとする。
- ・避難施設となる屋内の通路には、車いす使用者が円滑に利用できる有効幅員、ゆとりある空間を確保し、原則として段を設けない。
- ・階段等には、非常時に車いす使用者等が待避し、安全に救助を待つための一時待避スペースを設置する。
- ・視覚障害者、聴覚障害者等に対応した非常用警報装置や避難誘導のための案内表示・情報伝達設備を設置する。

## 2. 1 2. 1 避難設備・施設の設計標準

避難設備・施設は、以下に配慮して設計する。

### (1) 避難経路、一時待避スペース等の空間の確保

- ・車いす使用者の通行の支障になったり、高齢者や妊婦、肢体不自由者等が、つまずいたり転んだりする危険性があるため、想定される避難経路には段を設けない。
- ・車いす使用者等は、階段を利用して避難することが難しいため、安全に救助を待つための、以下のような一時待避スペースを設けることが望ましい。
  - ・階段の踊場、階段に隣接したバルコニー、階段の付室に設置することが考えられる。
  - ・この場合、設置する場所は、救助を待つために必要な耐火性能や遮煙・遮炎性能等を有するものとする。
  - ・車いす使用者が待避するのに十分なスペースを避難動線の妨げとならない位置に設ける。

### (2) 部品、設備等

- ・一時待避スペースには、助けを求めたり状況を伝えたりするためのインターホンを設置する。

#### 留意点：バルコニー

- ・バルコニーを連続させ、車いす使用者が通行可能な幅員を確保し、隔板を高齢者、障害者等が破りやすくとすると、避難上有効である。
- ・居室から段差なしに出入りできるバルコニーを設け、避難階まで傾斜路を設置すると、車いす使用者も避難できるようになる。

#### 留意点：聴覚障害者への対応

- ・火災時の聴覚障害者の避難誘導に関しては、「旅館・ホテルの火災時等における聴覚障害者への情報伝達手段のあり方」総務省消防庁（平成17年3月）の内容も参考となる。
- ・聴覚障害者に対応した火災警報設備等に関しては、「ユニバーサルデザインを踏まえた火災警報設備等の導入・普及のあり方に関する報告書」総務省消防庁（平成23年4月）や、「光警報装置の設置に係るガイドライン」総務省消防庁（平成28年9月）の内容も参考となる。

### (3) 案内表示、情報伝達設備

#### ① 非常警報装置

- ・非常用警報装置は、視覚障害者、聴覚障害者に対応したものを設置する。

#### ② 避難誘導表示

- ・煙を避けるために低姿勢となっても避難すべき方向が分かるように、床面や腰の高さに、非常口誘導灯や光走行式誘導装置、蓄光性のある誘導タイル等を併設することが望ましい。
- ・聴覚障害者に配慮し、光（フラッシュライト等）・ピクト・文字等による誘導を行うことが望ましい。
- ・視覚障害者等に配慮し、音声による誘導を行うことが望ましい。

**留意点：防火戸等の柱・枠**

- ・エレベーター乗降ロビーに区画を設けるときは、防火戸や防火シャッターの柱や枠が避難を妨げないようにすることが望ましい。

#### ③ 一時待避スペースの表示

- ・一時待避スペースを階段室や付室に設ける場合は、出入口に一時待避スペースが設置してある旨をわかりやすく表示する。

**留意点：緊急避難時の誘導システム**

- ・光走行式の緊急避難時の誘導システム（火災等が発生すると、点滅することで非常口の方向を示す等の工夫）は、聴覚障害者、弱視者だけでなく、誰にとっても有効である。

#### ④ 非常放送設備等

- ・非常放送設備を設置する建築物については、視覚障害者・聴覚障害者に配慮した光、文字、音・音声等による非常放送設備を併設することが望ましい。
- ・非常放送設備とともに、通報装置も重要である。
- ・聴覚障害者に対しては、電子メールや振動機能のついた携帯電話を、視覚障害者に対しては、音声読み上げ機能のついた携帯電話を使用するシステム等も有効である。

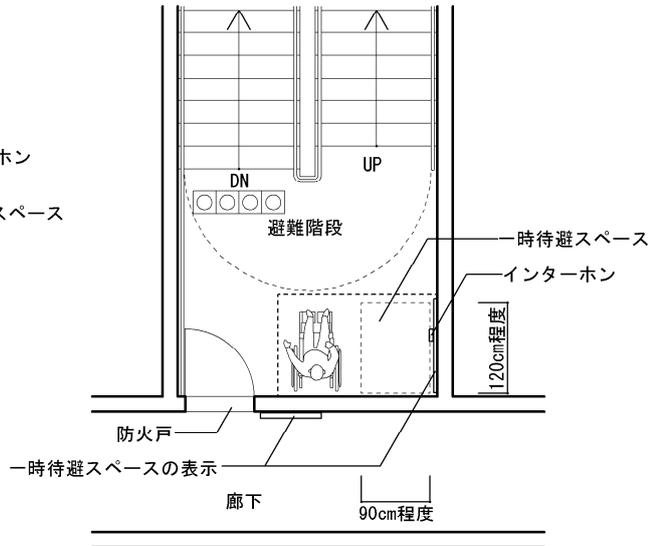
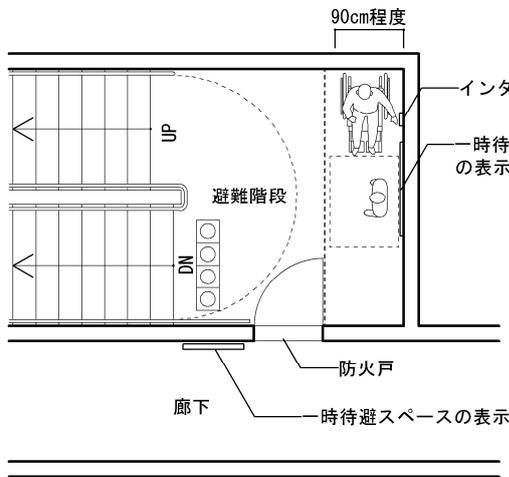
**留意点：聴覚障害者に配慮した通報装置**

- ・聴覚障害者等には、メール、振動機能のある携帯電話等で非常時に連絡する等の方法も考慮することが望ましい。

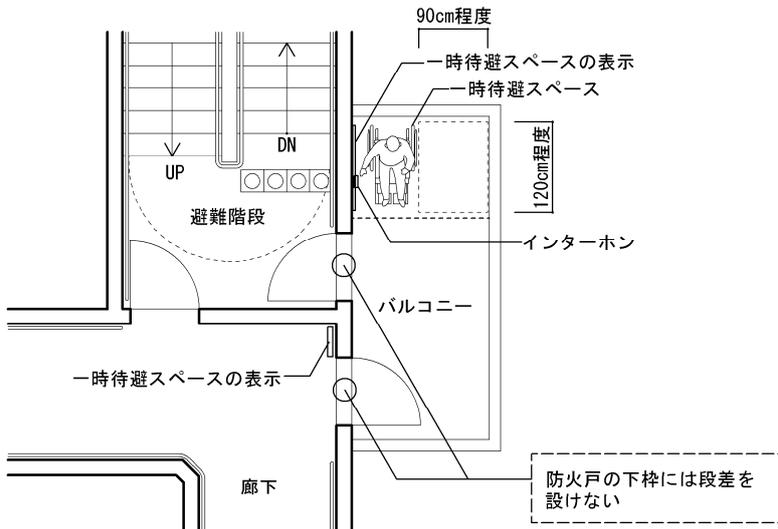
## 避難設備・施設

● 避難設備・施設の設計標準

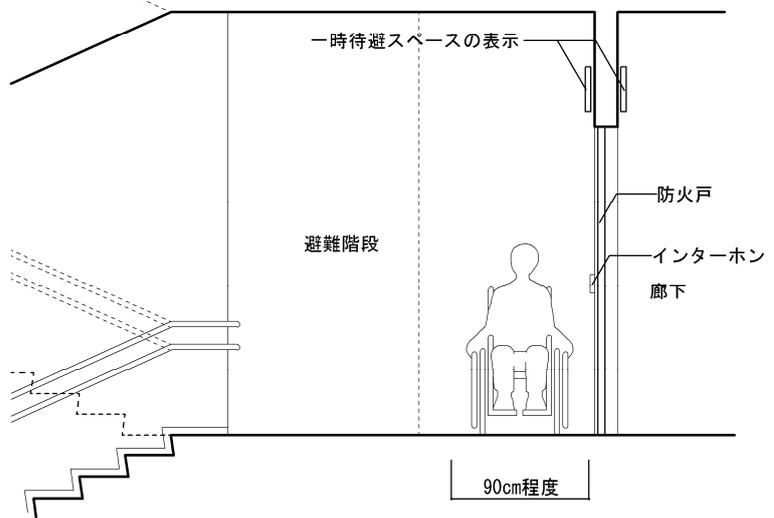
○ 階段の一時待避スペースの例



○ バルコニー等の一時待避スペースの例



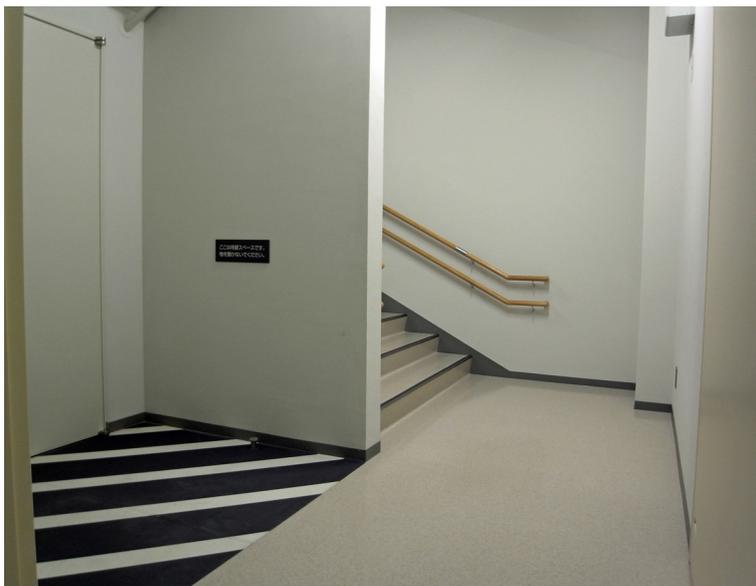
○ 一時待避スペースの断面イメージ (避難階段)



## 2. 1 2. 2 設計例



- ・階段に連続して設けられ、車いす使用者の一時待避スペースとして利用できるバルコニー



- ・緊急時に車いす使用者等が落ち着いて安全に避難できるように、全階に直通する階段に設けられた一時待避スペース（床面と壁面に一時待避スペースであることを表示している。）

## 2. 1 3 造作・機器

### 2. 1 3 A. 1 手すり

手すりは、以下に配慮して設計する。

#### (1) 設置位置等

- ・手すりは、高齢者、障害者等にとって、安全確保(転倒防止)、立上り補助(身体支持)、移動補助、視覚障害者等の誘導のために必要な設備であり、他の設備との組み合わせ内容に応じて適切な場所に設けることが望ましい。
- ・また、施設用途、設置場所、必要性等に応じ、適切な配置、形状及び寸法とすることが望ましい。

#### (2) 設置方法

##### ① 連続性等

- ・手すりは起点から終点まで連続して、壁に堅固に設置することが望ましい。
- ・廊下の手すりは両側に連続して設けることが望ましい。柱型の突出部分についても、手すりをまわすことが望ましい。
- ・移乗等動作補助用手すり(便所、浴室等)は、動作に応じて水平及び垂直に適切に設けることが望ましい。
- ・移乗等動作補助用手すり(便所、浴室等)については、  
2. 7 便所・洗面所、2. 1 1. 1 浴室・シャワー一室・更衣室の設計標準を参照。

##### ② 高さ

- ・手すりの高さ(廊下、階段等)は以下の通りとすることが望ましい。  
(注：手すりの高さは、手すりの上端の高さを示す。)

##### ア. 通路、廊下、傾斜路

- ・1本の場合 H=75~85cm程度
- ・2本の場合 H=75~85cm程度  
H=60~65cm程度

##### イ. 階段

- ・1本の場合 H=75~85cm程度
- ・2本の場合 H=75~85cm程度  
H=60~65cm程度

##### ③ 壁との関係

- ・壁との間隔は、4~5cm程度とし、手すりの支持は、下側で行うことが望ましい。
- ・手すりが取り付く部分の壁の仕上げは、なめらかなものとするが望ましい。
- ・手すりの位置が認識できるよう周囲の壁等と識別しやすい色とすることが望ましい。
- ・手すり端部は壁側にしっかり回して固定することが重要である。

#### 留意点：立上り補助(身体支持)、移動補助の手すり

- ・出入口部分の戸から離れた通路部分に設けた場合などでは、動作の補助とならないため、適切な位置に設ける。
- ・便房内の場合、手すりの設置により、便器洗浄ボタンや緊急通報ボタン、ペーパーホルダー等が利用しにくくなるよう注意する。
- ・手すりを連続設置した場合であっても、ベンチ、案内板、植木鉢、自動販売機、消火器等が動線上に設置されると障害物となり危険である。
- ・これらを防止するため、設計段階から設備・備品の設置場所をあらかじめ計画しておくことが望ましい。

#### 留意点：手すりの設置

- ・手すりを設ける際には、移動動作はもとより、他の設備との位置関係に気を付けなければならない。例えば、手すりの近くに消火器や案内板等が置かれていたりすると、視覚障害者が衝突する危険があるため、このような配置は注意が必要である。
- ・形状、強度等に十分配慮する必要があるが、柵、窓の棧等を握りやすい形状とし、手すりとしても併用できるようにする方法も考えられる。
- ・将来新たな手すりをつけることが可能なように、より広い範囲に、手すりの取り付けが可能な下地を入れて壁を補強しておくことより望ましい。

#### 留意点：不連続の問題点

- ・手すりが連続していないと、高齢者、障害者等の移動に困難が生じ、また、視覚障害者にとっては進むべき方向が分からなくなったりすることが考えられる。

### (3) 手すり

#### ① 形状

- ・断面の形状は、円形など握りやすいことを第1の条件とし、外径3～4cm（小児用の場合3cm）程度とすることが望ましい。
- ・端部は、衝突時の危険性を少なくし、服の袖の引掛りをさける等のため、曲げて納めることが望ましい。

#### ② 材質

- ・肌触りがよく、耐食性、耐久性があり、メンテナンスの容易なものとすることが望ましい。
- ・階段、傾斜路等の手すりは体重をかけた時に滑りにくいものとすることが望ましい。

#### 留意点：手すりの材質

- ・金属製の手すりは、冬期には冷たくなるため、高齢者や視覚障害者、肢体不自由者等、手すりを頼りに移動する者にとって支障となる。気温が低い場合でも冷たさを感じにくい材質とするなどの配慮が望まれる。

### (4) 点字表示

- ・廊下等の手すりの端部、曲がり角部分等には、現在位置と誘導内容等を点字表示することが望ましい。
- ・階段手すりの上端・下端の水平部分には、現在位置及び上下階の情報等を点字表示することが望ましい。
- ・点字表示については、JIS T0921を参照。

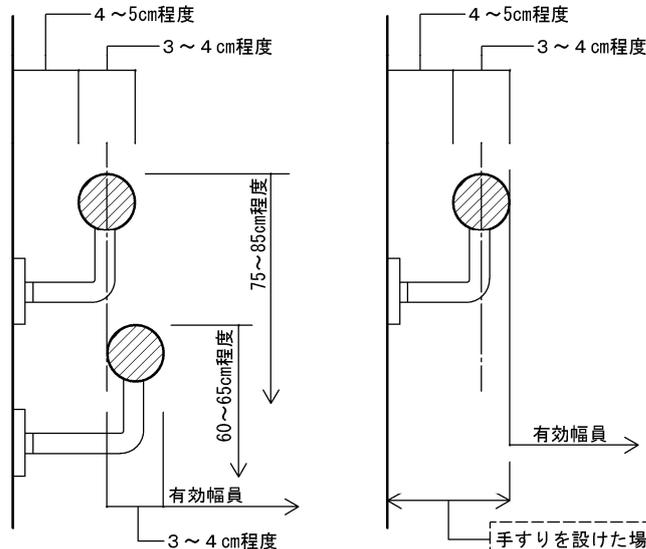
### (5) 施設による配慮の工夫

- ・移動のために手すりによる移動補助、立上り補助（身体支持）の必要な高齢者、障害者等が主に利用する施設においては、致命的な転倒を防止する観点から、玄関ポーチ・玄関・廊下等にも連続して手すりを設置することが望ましい。
- ・施設の用途や構造等により、誘導を目的とした手すりを設置できない場合にあつては、手すりに代わる音声案内、または従業員による誘導とすることが望ましい。

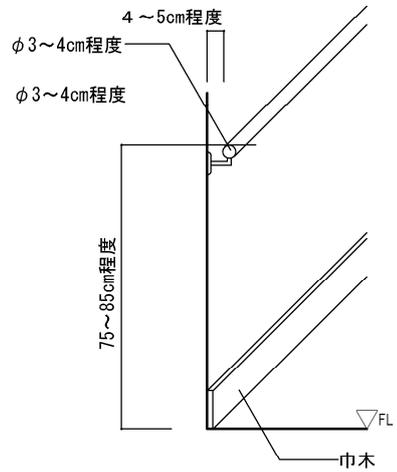
# 造作・機器 13A

## ●手すり

### ○手すりと有効幅員

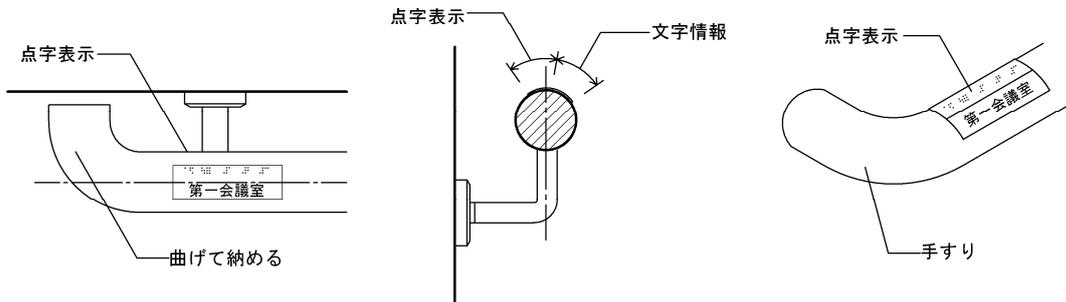


### ○壁面の設置例

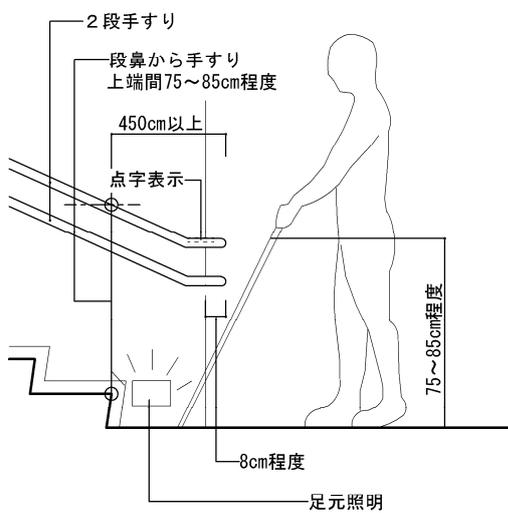


手すりを設けた場合は、10cmまで幅員を緩和することができる  
(階段、敷地内の通路(段がある部分)のみ)

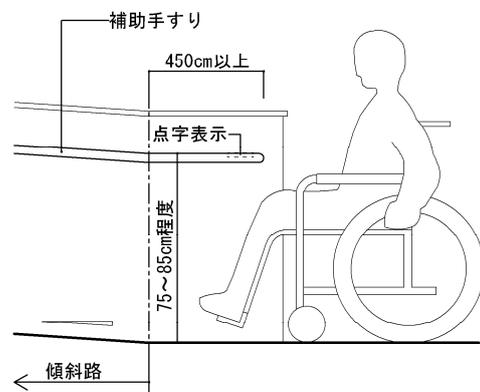
### ○手すりの端部と点字表示



### ○階段の手すり



### ○傾斜路の手すり



## 2. 13 A. 2 設計例



- ・引き戸の戸袋部分にも連続して設けられた手すり



- ・JIS T 0921に基づいてレイアウト・製作された、手すりの点字表示  
 (大きくわかりやすいゴシック体の文字を使用し、弱視者にも配慮している。  
 手すりの色と表示の色のコントラストをつけること、及び手すりの端部に近い位置とすることにより、視覚障害者にとって、表示の設置位置がわかりやすいよう配慮している。)



## 2. 13 B. 1 段差解消機

## ◆ 基準 ◆

## &lt;建築物移動等円滑化基準チェックリスト&gt;

施設等	チェック項目	
<移動等 円滑化経路> (第18条第2項 第一号)	①階段・段が設けられていないか（傾斜路またはエレベーターその他の昇降機を併設する場合は除く）	
<同上> 特殊な構造 または使用 形態のエレ ベーター その他の 昇降機 (第18条第2項 第六号)	①エレベーターの場合	—
	(1)段差解消機(平成12年建設省告示第1413号第1第九号のもの)であるか	
	(2)かごの幅は70cm以上であるか	
	(3)かごの奥行きは120cm以上であるか	
	(4)かごの床面積は十分であるか（車いす使用者がかご内で方向を変更する必要がある場合）	
②エスカレーターの場合	—	
車いす使用者用エスカレーター(平成12年建設省告示第1417号第1ただし書のもの)であるか		

## &lt;建築物移動等円滑化誘導基準チェックリスト&gt;

施設等	チェック項目	
<一般> 傾斜路又は エレベーター その他の 昇降機の設置 (第5条)	①階段以外に傾斜路・エレベーターその他の昇降機(2以上の階にわたるときは第7条のエレベーターに限る)を設けているか	
	②上記①は車いす使用者の利用上支障がない場合 <sup>1</sup> は適用除外	
<同上> 特殊な構造 または使用 形態のエレ ベーター その他の 昇降機 (第8条)	①エレベーターの場合	—
	(1)段差解消機(平成12年建設省告示第1413号第1第九号のもの)であるか	
	(2)かごの幅は70cm以上であるか	
	(3)かごの奥行きは120cm以上であるか	
	(4)かごの床面積は十分であるか（車いす使用者がかご内で方向を変更する必要がある場合）	
②エスカレーターの場合	—	
車いす使用者用エスカレーター(平成12年建設省告示第1417号第1ただし書のもの)であるか		

<sup>1</sup>告示で定める以下の場合を除く(告示第1488号)

・車いす使用者用駐車施設が設けられていない駐車場等のみに通ずる階段である場合(告示第1488号)

段差解消機は、以下に配慮して設計する。

### (1) 設置位置

- ・主要な経路上に、階段又は段が設けられ、かつ傾斜路を併設できない場合には、エレベーターその他の昇降機（段差解消機）を併設する。
- ・多数の利用者が利用する階段を設ける場合には、階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路又はエレベーターその他の昇降機（2以上の階にわたるときには、エレベーターに限る。）を設けることが望ましい。（※1）

※1 以下の場合を除く。

- ・階段が、車いす利用者用駐車施設が設けられていない駐車場等のみに通ずるものである場合
- ・段差解消機は、主要な動線上にある階段等に添って設けることが望ましい。

### (2) 乗降のための空間の確保

- ・段差解消機への乗降時には、車いすの方向転換が必要な場合を考慮し、転回可能な乗降スペースを確保することが望ましい。
- ・乗降スペースの床は、水平とし、間口150cm以上、奥行150cm以上のスペースを確保することが望ましい。
- ・乗降スペース周辺には車いす使用者の転落等を生じる可能性のある段などを設けないものとする。

#### 留意点：非使用時の保管スペース

- ・段差解消機本体はかさばるので、使用していない時の保管場所を、歩行者の障害とならない位置に定めておく。壁際に出張った状態で保管すると、高齢者、障害者等が手すりを利用する際の障害となるので注意を要する。

### (3) かごの出入口の有効幅員、空間の確保等

- ・段差解消機のかごの幅は70cm以上とし、かつ、奥行きは120cm以上とすること。
- ・車いす使用者がかご内で方向を変更する必要がある場合にあっては、かごの幅及び奥行きが十分に確保する。
  - ・車いす使用者がかご内で90度転回して乗降する必要がある場合のかごの大きさは、間口140cm以上、奥行140cm以上とすることが望ましい。

### (4) 構造・規模

- ・段差解消機は、昇降行程が4m以下のエレベーター又は階段の部分、傾斜路の部分その他これらに類する部分に沿って昇降するエレベーターで、かごの定格速度が15m毎分以下で、かつ、その床面積が2.25㎡以下のものとする。
- ・段差解消機は、平成12年建設省告示第1413号第1第七号に規定するものとする。
- ・平成12年建設省告示第1413号、第1415号、第1423号等の基準による。「構造上主要な部分」、「制御器」及び「安全装置」については、国土交通大臣の認定する構造とすることもできる。
- ・その他 4. 7 段差解消機関連告示を参照。

### (5) 設置上の配慮事項

- ・段差解消機は、大別して斜行型と鉛直型があり、敷地条件、建築条件に基づき選択する。

#### ① 斜行型段差解消機

- ・昇降路には、階段と区画した専用路型と共存型がある。原則として共存型の場合は、はさまれ防止措置を講じなければならない。
- ・使用者が単独で使用する場合は安全上、専用路型が望ましい。
- ・改善・改修の場合等で、階段幅員に余裕がない場合は共存型とするが、階段の有効幅員の確保に留意する。

#### ② 鉛直型段差解消機の配慮事項

- ・上部乗降場からの転落防止に配慮し、安全のための措置を講じる。
- ・昇降路とかごの床にはさまれないように、昇降路下部及び出入口には、手すり、柵、戸等の安全のための措置を講じる。

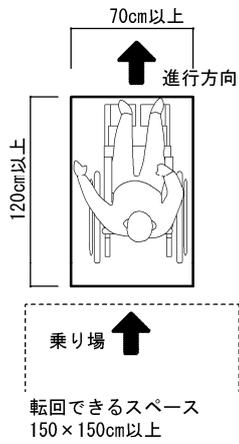
### (5) 運行・運用

- ・使用者が単独で安全に操作できる構造にすることが望ましい。
- ・介助者が同乗して操作できることが望ましい。
- ・段差解消機の利用は車いす使用者に限定せず、段差の昇降を困難と感じる高齢者、障害者等より多様な人々が使える利用システムが望ましい。

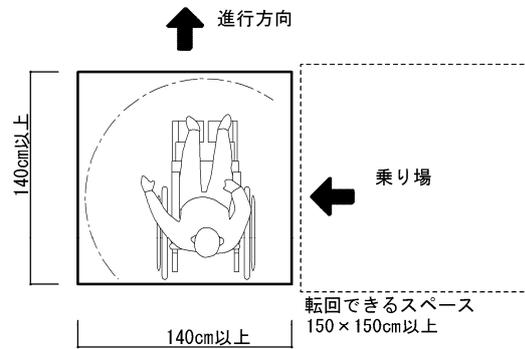
## 造作・機器 1 3 B

● 段差解消機の構造の例

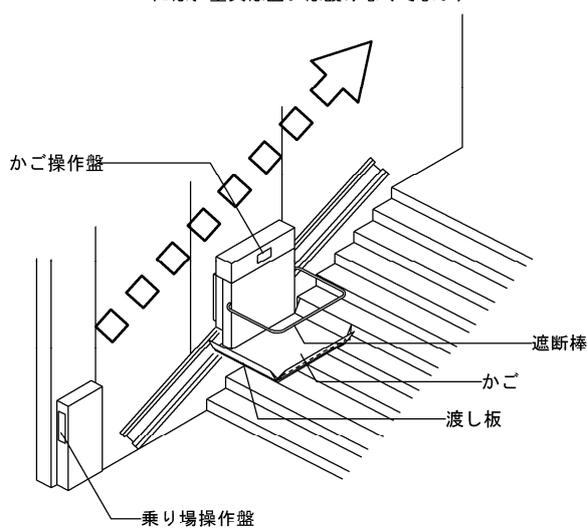
○ 定員 1 名のかご (直線形式の場合)



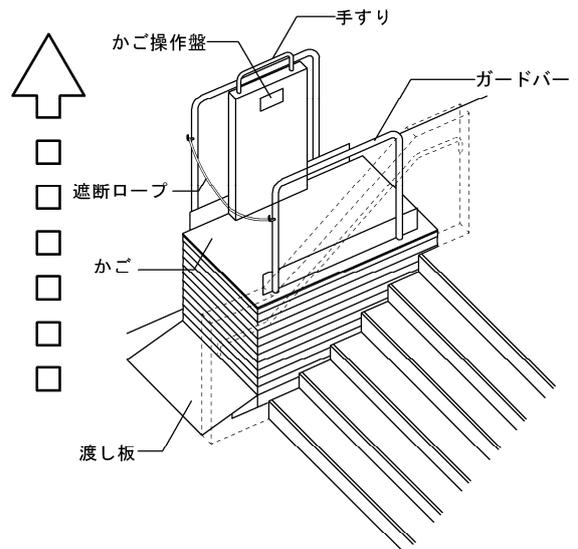
○ 定員 1 名のかご (90° の転回形式の場合)



○ 斜行型 (※障害物検知装置を設置した場合には、壁又は囲いは設けなくてよい)



○ 鉛直型



2. 1 3 B. 2 設計例



・鉛直型段差解消機



・既存施設のホール部分の階段に設置した斜行型段差解消機



・既存施設の階段に設置した斜行型段差解消機

## 2. 13 C. 1 カウンター・記載台・作業台・事務机等

カウンター等は、以下に配慮して設計する。

### (1) 設置位置等

- ・立位で使用するカウンター等は、身体の支えとなるよう床及び壁に固定し、必要に応じ手すりを設けることが望ましい。
- ・立位で使用するカウンター等には、車いす使用者用カウンター等を併せて設置することが望ましい。

#### 留意点：高齢者、障害者等への配慮

- ・カウンター等を設ける場合は、物品の受け渡し、筆記、対話など、使用する内容を考慮し、高齢者、障害者等が使用しやすい形状や設置位置とすることが望ましい。
- ・カウンター等には、杖を立てかけられる場所や、掛けることのできるくぼみ等を設けると使いやすい。
- ・カウンターに溝を設けると、立ち上がる時、車いすで寄り付く時等に手をかけることができる。
- ・机上の照度を十分に確保することが望ましい。ただし、障害によっては明るさが支障となる場合もあるので、手元で点灯・消灯操作ができる手元照明がより望ましい。なお、スポットライトは避ける。

### (2) 車いす使用者用カウンター等の寸法

- ・高さは、カウンター等の下端の高さは60～65cm程度とし、上端の高さは、70cm程度とする。
- ・カウンター等の下部スペースの奥行きは、45cm程度とする。

#### 留意点：カウンター前面のスペース

- ・車いす使用者が接近しやすいように、カウンター等の前面には車いす使用者が転回できるスペースを設け、また、床面は水平であることが望ましい。

### (3) 案内表示

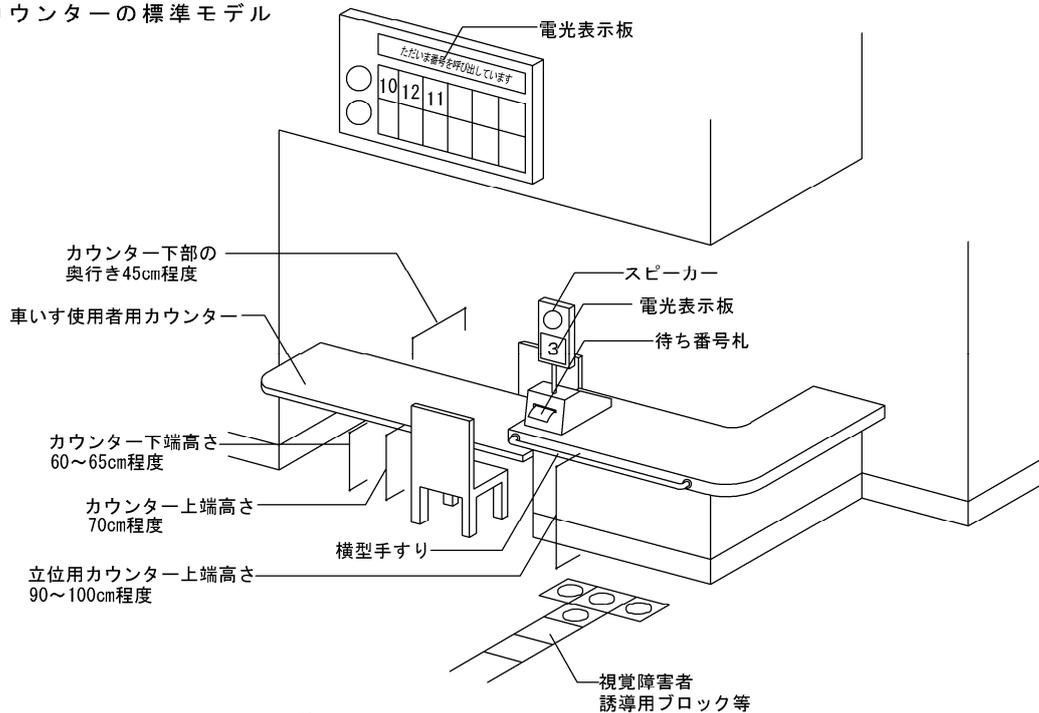
- ・役所、銀行、病院等呼び出しを行うカウンターでは、音声によるほか、聴覚障害者や高齢者等の利用に配慮して電光表示板等を併せて設置することが望ましい。

#### 留意点：電光表示の色彩

- ・赤い光の電光表示は、弱視者や色弱者には見えにくい。色覚に障害がある人（色弱者）には、光った赤は、黒に近い色に見える。

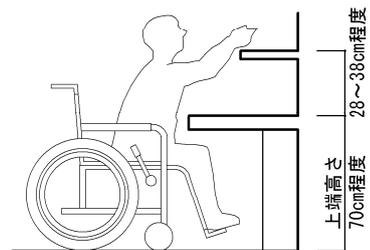
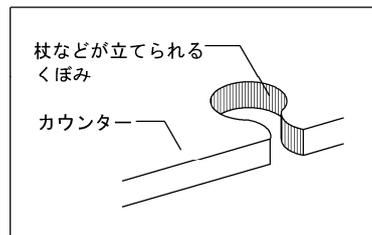
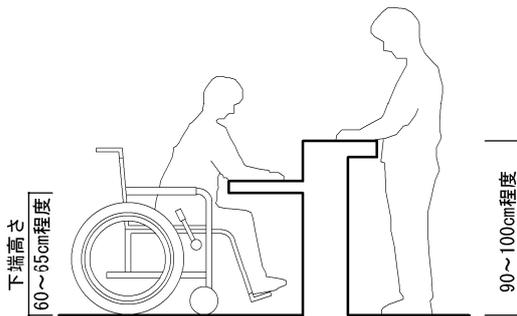
## 造作・機器 13C

### ● カウンターの標準モデル



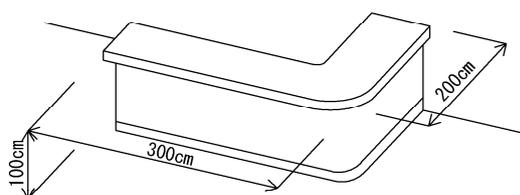
### ○ カウンター・記載台の基本寸法

### ○ カウンターにくぼみをつけた例



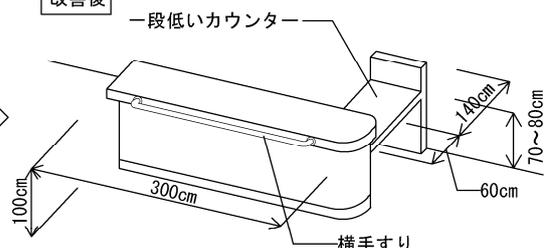
### ● 改善例（カウンター）

改善前



・高さが一律のカウンターの場合

改善後



・高さが2段あるカウンターに改善する  
・手すりを設置する

2. 13 C. 2 設計例



- 子どもや車いす使用者にも使いやすい高さのカウンター



- 車いす使用者の膝が入るように設計されたカウンター

## 2. 13 D. 1 水飲み器・自動販売機等

水飲み器・自動販売機等は、以下に配慮して設計する。

### (1) 空間の確保

- ・水飲み器、自動販売機等の周辺には、車いす使用者が接近できる水平部分を確保することが望ましい。
- ・水平部分は、間口150cm以上、奥行150cm以上のスペースとすることが望ましい。
- ・水飲み器には、杖や傘を立てかけるフック等や腰掛、荷物を置ける台等を設けることが望ましい。

### (2) 水飲み器

#### ① 飲み口高さ

- ・70～80cm程度とすることが望ましい。

#### ② 水栓金具

- ・光電管式、ボタン式またはレバー式とし、足踏み式のもののは手動式のを併設することが望ましい。

#### ③ 下部スペース

- ・車いす使用者の利用に配慮して、下部に膝下が入るスペースを確保することが望ましい。
- ・壁掛け式の場合は、下部にスペースを設けることが望ましい。下部に設けられるスペースには、段を設けないことが望ましい。

#### ④ セルフサービスの場合の給水器等

- ・給水器等の設置台の高さは床から70～75cm程度、コップ等の高さは床から85～95cm程度、給水器等の設置台の下部スペースの奥行きは、45cm程度とすることが望ましい。

#### 留意点：押しボタン

- ・セルフサービスの場合の給水器では、押しボタン等は、視覚障害者に分かりやすい色や形とすることが望ましい。

### (3) 自動販売機

#### ① 金銭投入口等の高さ

- ・金銭投入口、操作ボタン及び取り出し口等がそれぞれ高さ40～110cm程度の範囲に納まるものを選ぶようにすることが望ましい。

#### 留意点：金銭投入口等

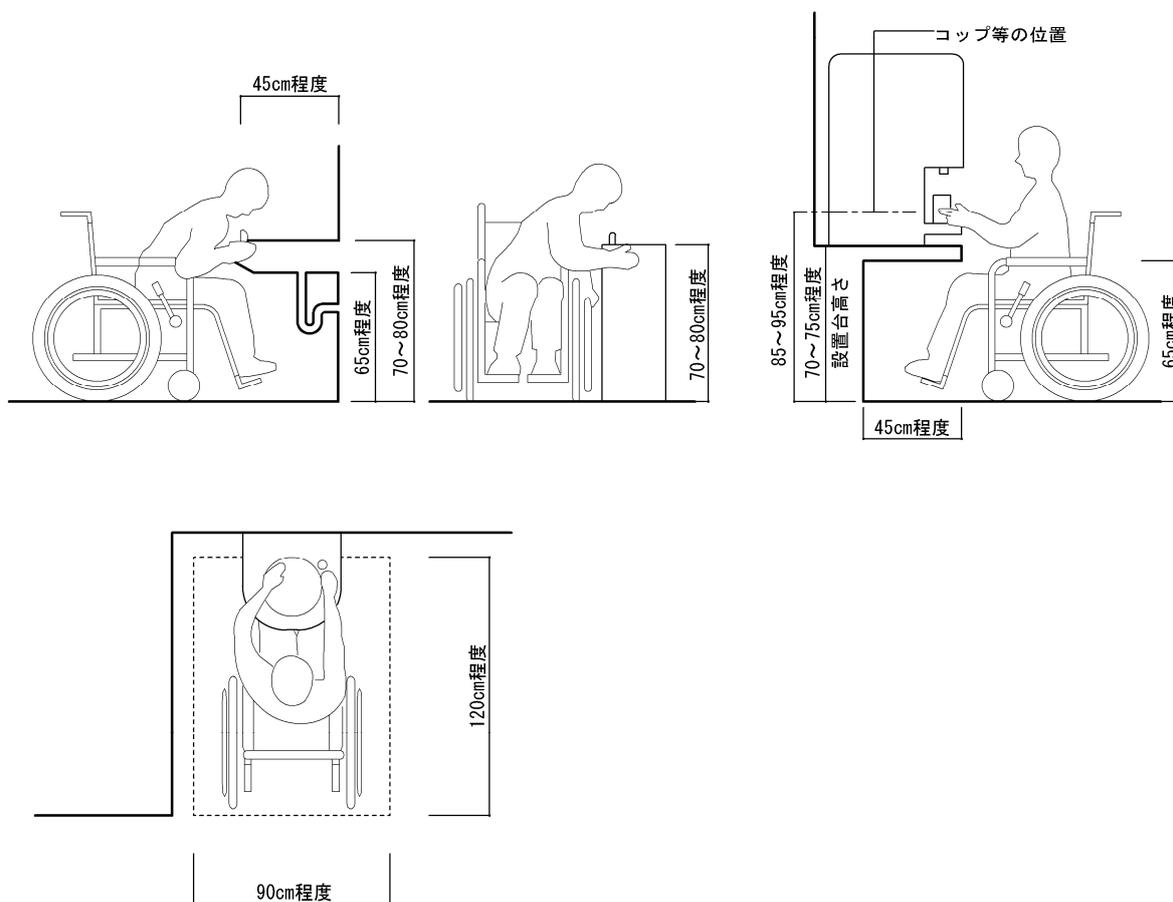
- ・金銭投入口や釣り銭受け等は、大きいものとする使いやすい。また、料金表示等も大きく読みやすい文字や色を採用することが望ましい。

#### 留意点：操作面の見やすさ

- ・操作面が斜めになっている販売機では、車いす使用者等が低い位置から利用する場合に、照明の反射で見づらいことがないよう配慮することが望ましい。

## 造作・機器 13D

## ●水飲み器の基本寸法



## 2. 13D. 2 設計例



- ・車いす使用者に配慮した自動販売機  
(自動販売機の前面に高さ70cm程度のカウンターを設置し、そこに金銭投入口・操作ボタン・取出口を集め、車いす使用者も容易に利用できる機種を選定している。)



- ・2種類の高さで設置した水飲み器

## 2. 1 3 E. 1 コンセント・スイッチ類

コンセント・スイッチ類は、以下に配慮して設計する。

### (1) 設置位置等

- ・コンセントは40cm程度、スイッチ類（特殊なスイッチを除く）は110cm程度（ベッド周辺においては80～90cm程度）とすることが望ましい。

（注：いずれも床から中心までの高さである。）

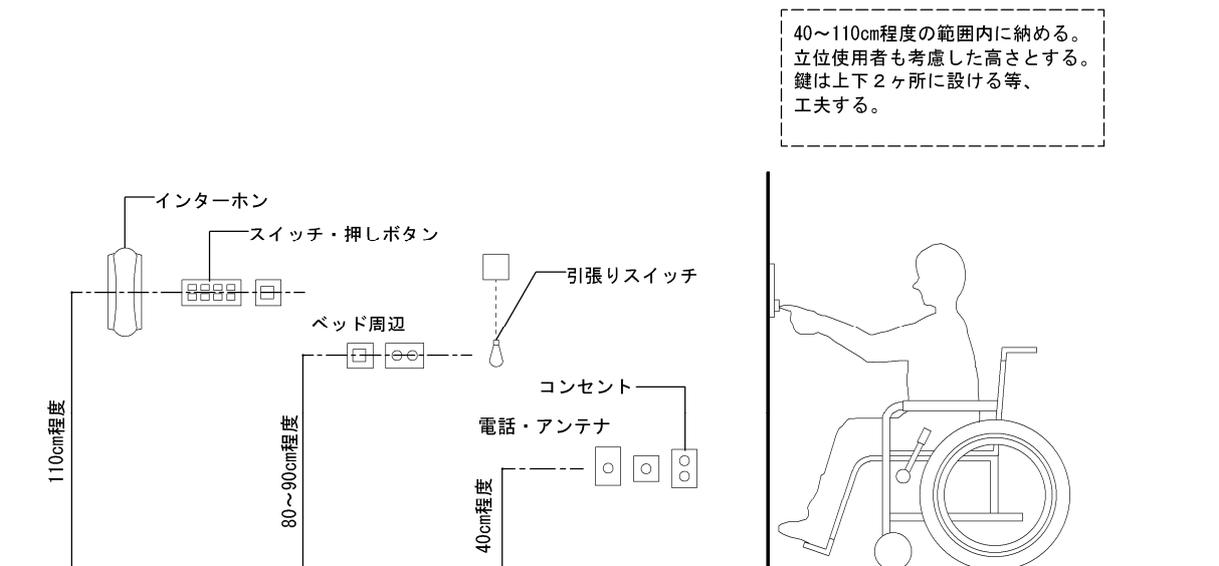
### (2) 操作性

- ・スイッチ等は、大型で操作が容易なボタン形式のものとすることが望ましい。
- ・ボタンとボタン周囲との識別が可能なようにコントラスト等に配慮する。

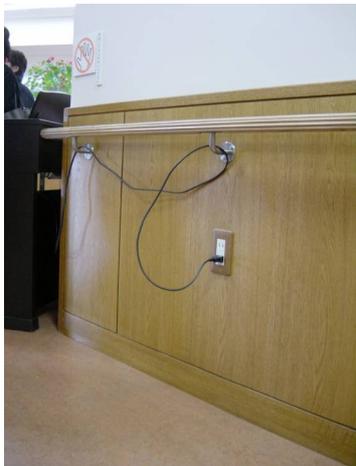
#### 留意点：スイッチのデザイン

- ・同一の建築物内では、同一の用途のスイッチ類は統一した設置高さ、設置位置、デザインとすることが望ましい。
- ・視覚障害者にはタッチパネル式はわかりにくい。

#### ●コンセント、スイッチの高さの例



## 2. 1 3 E. 2 設計例



- ・床面から高さ40cm程度に設けられたコンセント

## 2. 13 F. 1 乳幼児等用設備

乳幼児等用設備は、以下に配慮して設計する。

### (1) 設置位置等

- ・乳幼児連れ利用者が利用する施設では、以下のような設備を設けることが望ましい。
- ・なお、男性も利用できるよう十分配慮をすることが望ましい。

### (2) 授乳及びおむつ替えのための設備

- ・母乳及び哺乳びんによる授乳に対応した、授乳のためのスペースを設けることが望ましい。
- ・授乳のためのスペースは区切られた空間とし、授乳のためのいすを設置することが望ましい。
- ・授乳のためのスペースには、おむつ替えのための台等を適切に設けることが望ましい。
- ・出入口は、ベビーカーの利用に配慮した幅員と戸の形式とすることが望ましい。
- ・出入口付近には授乳のためのスペースである旨を表示することが望ましい。

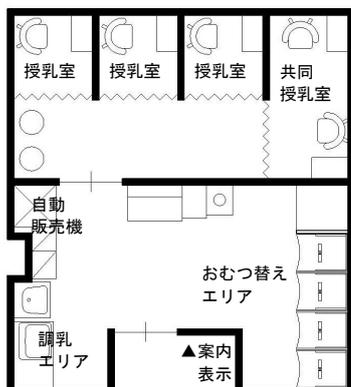
### (3) 便所内の設備

- ・2. 7. 1 個別機能を備えた便所の設計標準 (4) 乳幼児連れ利用者に配慮した設備を有する便房 参照。

#### 留意点：整備の配慮事項

- ・母乳による授乳のためのスペースは、カーテンやついたて等によりプライバシーを確保することが必要である。
- ・授乳のためのいすは、授乳の体勢が安定するよう、ひじ掛け、背もたれがついたものであることが望ましい。
- ・授乳のためのスペースには、荷物置き場や調乳のための給湯設備、哺乳びんの洗浄のための設備を設けることが望ましい。
- ・おむつ替えのための台や乳幼児用いす等の配置は、ベビーカー等の通行を妨げないように配慮する。
- ・男性の哺乳びんによる授乳にも配慮し、内部の設備配置等の状況がわかるよう表示する必要がある。

2. 13 F. 2 設計例



・大規模な授乳室の例



・入口と案内表示



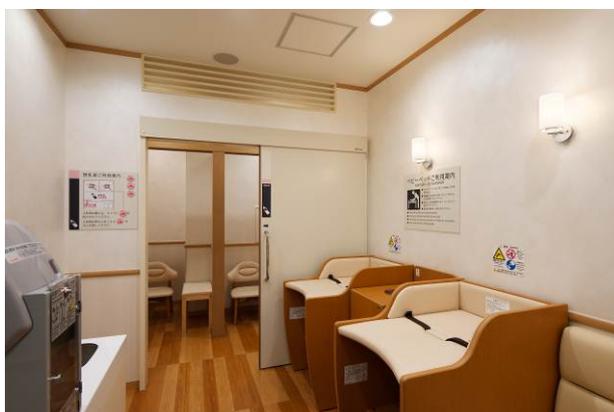
・個室の授乳室



・おむつ交換台、常に清潔かつ使いやすい状態に保たれている



・小規模な授乳室の例



・おむつ交換台や授乳室がコンパクトに集約されている

●授乳及びおむつ替えのための設備

参考図：安心して子育てができる環境整備のあり方に関する調査研究報告書  
(H22.3国土交通省総合政策局) より引用

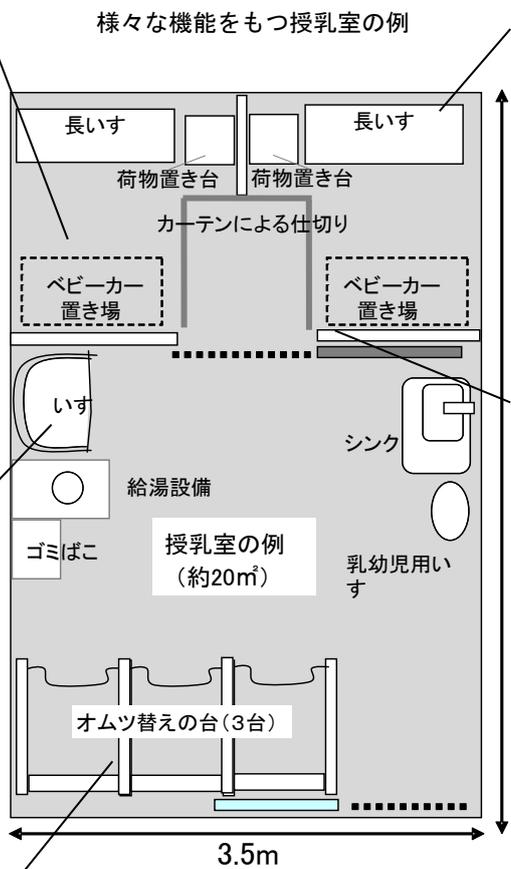
造作・機器 13F

ベビーカーで授乳室内に入れる方が望ましい。  
<解説>  
・ベビーカーから乳幼児を抱き上げて移動するよりベビーカーごとの移動の方がスムーズ。  
・授乳に必要なものをベビーカーに収納しており、近くにおいておきたい。  
・荷物（購入した物品等）の盗難防止。

共用スペースにイスを設置する。  
<解説>  
・人工乳を与える際に男性でも利用が可能となる。哺乳びんを置く台などがあると便利。  
・離乳食を食べさせたりするための子ども用イスがあるとよい。

おむつ替え台をニーズに合わせて設置する。  
<解説>  
・利用ニーズに合わせた台数を設置する。  
・広さにゆとりがあれば、トレーニングパンツ用（立った状態でおむつ替えが可能な高さが低い台）もあるとよい。  
・おむつゴミはにおわないように工夫する。

・授乳のためのイス、おむつ替え台、鍵が最低限必要。  
・スペースさえあればパーティションなどで区切ることによって簡単に設置可能。  
・お湯は近くの職員などが対応（職員用の給湯設備を兼用するなど）。  
・ベビーカーは出入口付近（外）におけるようにする。

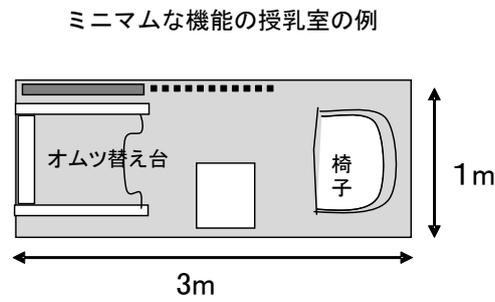


長いイスや肘掛けのつきたいすが望ましい。  
<解説>  
・肘掛けがあると授乳が楽になる場合がある。（クッション等による代替可能）  
・長いイスであれば上の子どもが腰掛けることが可能。  
・背もたれがある方が授乳の体勢が安定する。

男性が入れない授乳（母乳）のためのスペースを設置する。  
<解説>  
・授乳場所には男性が入れないように仕切りを設ける。内部の使用状況がわかるとよい。  
・スペースに余裕があれば個室がよい。ただし、利用者が多く待ちが出る場合などは個室だけでなく共用の授乳スペースを設けることも有効である。

入り口  
・スライドドアにするとともに、内部の様子がわかるようにする。

自販機等  
・おむつや離乳食の自動販売機があると不足した場合に少量のロットで購入できるので便利。  
・ジュースなどの自動販売機や冷水器などがあるとミルクを飲まない上の子や授乳中で水分を多く必要とする母親にとって有効。



・こもって出てこない、他の人が使いたいのに対応するため、使用の状況を管理できる目の届く場所に設置することが望まれる。  
・待ちが多いなど授乳室ニーズが高いと判断される場合には、増設等に対応することを検討。

## 屋内・屋外の休憩スペースと子どもの遊び場が提供されるコンビニエンスストア

### ① 背景

ローソンの創業30周年記念として、2006年12月から約半年間、時限的に日本橋で子育て応援店舗「ハッピーローソン日本橋店」がオープンし、新しい取り組みに多くの人や沢山の声が集まった。その経験を踏まえ、横浜市から山下公園内での売店の公募を機会に、「ハッピーローソン山下公園店」を提案し実現された。

### ② 概要

買い物を行わない人も気軽に立ち寄れる屋内・屋外に広い休憩スペースが設けられている。室内には木の質感を大切にした立体的な子どもの遊び場がつけられている。

これらのスペースは子育て応援のイベント等に利用され、地元の公共団体主催の食育イベント等が行われることもある。また、市のインフォメーションコーナーも設けられており、様々なパンフレット等が置かれ、情報発信の場ともなっている。

子育て応援店舗として、通常のコンビニエンスストアには置いていない紙おむつの少量パック、離乳食、小さなおもちゃなど、赤ちゃんから就学前の子連れに求められる商品が置かれている。粉ミルク用のお湯、授乳用スカーフの貸し出しなども行われている。



子どもの遊び場と屋内・屋外の休憩スペース：木の立体的な遊具、休憩スペースが設置され、多くの子ども連れでにぎわっている。



子育て応援グッズ：離乳食の販売や粉ミルク用のお湯の提供が行われベビー用品のアンテナショップとしても利用されている。



ベビーカー、車イスを考慮した通路幅：ベビーカー、車イス、買物用カート等の利用時にも人とすれ違える1,200mm以上の通路幅

### 店舗イメージ



出典：ハッピーローソン山下公園店HP



買い物用のカート置き場：子ども連れの利用を配慮し買い物用のカートが置かれている。

## 2. 13 G. 1 案内表示

## ◆ 基準 ◆

## &lt;建築物移動等円滑化基準チェックリスト&gt;

施設等	チェック項目
標識 (第19条)	①エレベーターその他の昇降機、便所または駐車施設があることの表示が見やすい位置に設けているか
	②標識は、内容が容易に識別できるものか(日本工業規格Z8210に適合しているか)
案内設備 (第20条)	①エレベーターその他の昇降機、便所または駐車施設の配置を表示した案内板等があるか(配置を容易に視認できる場合は除く)
	②エレベーターその他の昇降機、便所の配置を点字その他の方法(文字等の浮き彫りまたは音による案内)により視覚障害者に示す設備を設けているか
	③案内所を設けているか(①、②の代替措置)

## &lt;建築物移動等円滑化誘導基準チェックリスト&gt;

施設等	チェック項目
<一般> 標識 (第14条)	①エレベーターその他の昇降機、便所または駐車施設があることの表示が見やすい位置に設けているか
	②標識は、内容が容易に識別できるものか(日本工業規格Z8210に適合しているか)
案内設備 (第15条)	①エレベーターその他の昇降機、便所または駐車施設の配置を表示した案内板等があるか(配置を容易に視認できる場合は除く)
	②エレベーターその他の昇降機、便所の配置を点字その他の方法(文字等の浮き彫りまたは音による案内)により視覚障害者に示す設備を設けているか
	③案内所を設けているか(①、②の代替措置)

案内表示は以下に即して設計する。

## (1) 設置位置等

- エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近には、それぞれ、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることを表示する表示板(標識)を設ける。
- 表示板は、高齢者、障害者等の見やすい位置に設ける。
- 建築物又はその敷地には、建築物又はその敷地内のエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した案内板その他の設備を設ける。(当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を容易に視認できる場合、案内所を設ける場合を除く。)
- 案内表示は、建築物の主要な出入口まで、全ての人にわかりやすいように設けることが望ましい。
- 受付カウンターやエレベーターホール等の動線の要所には、わかりやすい案内表示を設置する。
- 車いす使用者や視覚障害者の通行の妨げとならないよう配慮する。
- 誘導用の表示板は、曲がり角ごとにわかりやすい位置に設けることが望ましい。
- 案内表示は、視覚障害者誘導用ブロック、案内板、サイン、音・音声や光による誘導が効果的に組み合わせるよう配慮する。

## 留意点：配置上配慮すべき事項

- 大きな建築物や構造・空間構成が複雑な建築物等においては、案内表示や誘導、音声案内、文字情報等の配置は、特に注意する必要がある。また、人によるサポートがあると誰もが安心して使えるので、建築的な対応に加えて人やインターホン等を配置し、ソフト面でも対応することも考えられる。

- ・掲出高さは、視点からの見上げ角度が小さく、かつ弱視者や目線の低い車いす使用者にも見やすい高さとするのが望ましい。
- ・逆光や反射グレアが生じないように、案内板等の仕上げや、設置位置、照明に配慮することが望ましい。また、ケースがある場合、光の反射により見にくくならないよう配慮することが望ましい。
- ・案内板や表示板は、空間全体や各空間の用途、順路などを示すために有効である。文字が読めない、あるいは、文字より絵のほうが理解しやすいといった障害を持つ人や、子どもに対して情報を提供することができる手段でもある。
- ・障害者が利用可能な便所や車いす使用者用客席の位置等案内板に表示することが望ましい。

## (2) 案内表示の仕様

### ① 図記号

- ・表示板に表示すべき内容が容易に識別できるもの（当該内容がJIS Z8210に定められているときは、これに適合するもの）とする。
- ・案内板等に用いる図記号は、JIS規格等標準化されたものを使用することが望ましい。
- ・標準化された図記号の例としては、以下のようなものがある。

### イ 国際シンボルマーク

- ・身体障害者が使用可能な建物・施設であることを示す。  
※1969年に国際リハビリテーション協会が定めた。

### ロ 日本工業規格「案内用図記号」(JIS Z 8210:2002)

- ・JISの案内用図記号には安全・禁止・注意及び指示図記号に用いる基本形状、色、及び使い方が定められている。また、公共・一般施設を案内する図記号についても定められている。
- ・この中に定められていないものについては、下記ハによるのが望ましい。

### ハ 標準案内用図記号ガイドライン

- ・標準化された各種案内用図記号が定められている。  
※国土交通省の関係公益法人である交通エコロジー・モビリティ財団が日本財団の助成を得て設置した「一般案内用図記号検討委員会」において、2001年3月に策定されたものである。
- ・125種類の図記号と共に、使用上の注意も掲載されており、交通エコロジー・モビリティ財団のホームページ(<http://www.ecomo.or.jp/>)において閲覧できる。

#### 留意点：知的障害、発達障害、精神障害のある人への案内表示の有効性

- ・表示されている内容を読みとることが難しいこともある知的障害、発達障害、精神障害のある人にとって、統一されたデザインによる表示は有効である。

(出典：知的障害、発達障害、精神障害のある人のための施設整備のポイント集(国土交通省HP) (<http://www.mlit.go.jp/common/000045596.pdf>))

#### 留意点：表示板と案内板

- ・表示板の設置に際しては、照明計画、コントラスト等について総合的な検討を行うとともに反射やちらつきがないような配慮をすることが望ましい。
- ・表示板の設置については、「旅客施設の移動円滑化整備ガイドライン」(発行：交通エコロジー・モビリティ財団、2007年9月)及びホームページ(<http://www.ecomo.or.jp/>)が参考となる。
- ・動線を示す主要な案内板は、必要な情報が連続的に得られるように配置することが望ましい。

## ニ オストメイトマーク

- ・オストメイトに配慮した設備が設けられているトイレに表示する。
- ・「公共交通機関の旅客施設の移動円滑化整備ガイドライン」(2007年9月 交通エコロジー・モビリティ財団)及びホームページ (<http://www.ecomo.or.jp/>) 参照。

## ホ コミュニケーション支援用絵記号

- ・文字や話し言葉によるコミュニケーションが困難な障害を持つ人の理解を助けるための手段として、コミュニケーション支援用絵記号が開発されている。
- ・絵記号を描く際の基本形状(面と線での表現、物を正面、真横、斜め方向からとらえた表現等)、作図原則(既存の絵記号との整合性、主題の明確化等)を規定し、描きやすく、伝えたい内容が理解されやすい絵記号を描くためのルールを示している。(JIS T0103)規格は、日本工業標準調査会(JISC)のホームページ(<http://www.jisc.go.jp/>)で閲覧することができる。また、規格には参考として約300の絵記号の例を掲載している。(財)共用品推進機構のホームページ(<http://www.kyoyohin.org/>)参照。

### ② 文字、図

- ・案内板等の表示は、大きめの文字や、図を用いるなど、分かりやすいデザインのものとし、背景色との色及び明度の差に配慮することが望ましい。
- ・文字表記と併用して点字表示も行うことが望ましい。点字については、(2)点字・音声等による案内板 参照。
- ・漢字、ひらがな、ピクトなどを組み合わせて案内することが望ましい
- ・弱視者、色弱者に対応して、色や表示の仕方に工夫をする。( (4)弱視者の特性と案内表示等、(5)色弱者の特性と案内表示等 参照)



ピクトグラムによる表示の例  
(絵、漢字、ひらがなを併記している。)



#### 留意点：文字、図、色

- ・文字が多いものや、デザインが複雑なものは、分かりにくいいため避け、できる限りシンプルなものとする
- ・タッチパネル式の案内表示は、視覚障害者には使いにくい。
- ・案内板等は各フロアに設けることが望ましい。
- ・文字の書体は認知のしやすいものとする
- ・施設の用途により主要な案内板・表示板等は外国語を併記することが望ましい。
- ・色についてはJIS Z 8210:2002や「標準案内用図記号ガイドライン」(「(2)サイン」参照)などが参考となる。(<http://www.ecomo.or.jp/>)
- ・文字と背景の色の組み合わせは、白内障の方や色弱者、弱視者の色の見え方に配慮して明るさや明度を大きく対比させたものとする。
- ・褪色しやすい色を用いない。

### (3) 点字・音声等による案内板

- ・建築物又はその敷地には、建築物又はその敷地内のエレベーターその他の昇降機又は便所の配置を点字、そ音による案内、そのほかこれらに類する方法により視覚障害者に示すための設備を設ける。(案内所を設ける場合を除く。)
- ・点字の表示方法等についてはJIS T0921、触知案内図の情報内容及び形状、表示方法等についてはJIS T0922を参照。
- ・点字等による案内板の機能に、音声案内装置を付加したものは有効である。
- ・音声案内装置については、2. 13 I. 1 情報伝達設備(1) 音声による案内・誘導 を参照。

#### 留意点：点字・音声等による案内板

- ・点字等による案内板だけでは情報を読み取れる視覚障害者はかなり少ないといわれている。設置にあたっては、視覚障害者が読みやすいデザインを心がけると共に、文字等を浮き彫りしたり、音声による案内を行う等の工夫をすることで、より情報が伝わりやすく、誰にでもわかりやすい案内板とする必要がある。
- ・有効に使用するためには、清掃管理を適切に行う必要がある。
- ・点字を設置する際は、施設内、あるいは、近隣施設内では設置位置などを統一し、視覚障害者が点字を見つけられるように配慮する必要がある。
- ・点字等による案内板を設けない場合、受付カウンターまで誘導し、館内の点字等による案内等を貸出しすることも考えられる。

### (4) 弱視者の特性と案内表示等

- ・弱視は、視野の欠損、視野の低下などさまざまな障害や程度があり、個人差が大きい。
- ・弱視者は、点字を読めない場合もあるため、視覚障害者対応として、点字を設置すればよいというわけではない。
- ・案内表示は、接近して読むことができる位置に設置することが望ましい。
- ・弱視者の誘導にあたっては、分かりやすい案内表示、音声案内、人的な誘導などを組み合わせる必要がある。
- ・白内障の高齢者の黄変化視界でもわかりやすいものとするのが望ましい。

#### 留意点：高齢者に多い白内障への対応

- ・白内障の人は、黒い背景と青の組み合わせが見難いため、背景が黒の場合は水色のほうが分かりやすい。
- ・白い背景では、白内障の人は黄色と白の区別がつきにくい。やむを得ずこれらの色を使用する場合には黒で縁取りをつける。

### (5) 色弱者の特性と案内表示等

- ・色弱者は、色と色の違いを見分けにくいという特性を持っているため、案内表示等をデザインするにあたっては、一般的には見分けにくい色の組み合わせを避けることが推奨されている。
- ・色弱者の見え方は、2-148頁の「図 色弱者の色の見え方」の「P型(1型)」、「D型(2型)」の例に示されるように、一般色覚者の見え方とは異なる。例えば、彩度の低い水色とピンクは区別がつきにくい、緑系と赤系の区別がつきにくい等の特徴がある。
- ・従って案内表示等の色づかいについては、「図 色弱者の色の見え方」の例を参考に背景色、対比させる場合の色の選び方に配慮することが求められる。(色の選び方については、「カラーユニバーサルデザイン推奨配色セット」(出典：社団法人日本塗料工業会・特定非営利活動法人カラーユニバーサルデザイン機構)等も参考となる。)

#### 留意点：色弱について

- ・色弱者(色覚障害者、色覚異常者ともいう。)の割合は、日本人の場合、男性では20人に1人、女性では500人に1人の割合で存在する。
  - ・これらの人の視力は普通の人と変わらないが、一部の色の組み合わせについて、一般の人と見え方が異なる。また、老化に伴う白内障や目の疾患によって視力の低下と共に色の見え方が変わることもある。
- 参考資料：「カラーバリアフリー サインマニュアル」  
神奈川県(平成21年3月)

- ・色で識別する案内表示等では、凡例との色対応による識別が困難で表示内容が理解できない場合などがあるため、案内表示に文字による案内を併記したり、模様や線種の違いを併用する等の配慮を行う。
- ・案内表示やボタン等の設備のデザイン・設置の際には、背景色とのコントラストに配慮する必要がある。

**留意点：サイン作成で色・形等について配慮すべきこと**

- ・見分けにくい色の組み合わせを避け、背景の色と文字やサインの色を選ぶ
- ・色分けのみでなく文字を併記して案内する
- ・形だけでも違いが分かるようにする（ハッチング・斜体・下線・枠囲み等の併用）
- ・塗り分けの凡例を別にせず、直接書き込む
- ・色と色の境界には白又は黒の細線で縁取りをする
- ・色の面積を大きくとる（線を色分けするときは太くする）
- ・色名を書く（色名を使った案内が予想される場合）

参考資料：「カラーバリアフリー サインマニュアル」

神奈川県（平成21年3月）

**留意点：色の選び方と施設設備などで配慮すべきこと**

<色の選び方>

**【赤】**

- ・赤は濃い赤を使わず、朱色やオレンジに近い赤を使う

**【黄緑、緑】**

- ・黄色と黄緑は赤緑色弱者にとっては同じ色に見えるので、なるべく黄色を使い、黄緑色は使用しない
- ・濃い緑は赤や茶色と間違えるので、青みの強い緑を使う

**【青】**

- ・青に近い紫は青と区別できないので赤紫を使う

**【黄色と白】**

- ・細い線や小さい字には、黄色や水色を使わない
- ・明るい黄色は白内障では白と混同するので使わない

<確認方法>

- ・白黒でコピーしても内容を識別できるか、確認する
- ・色弱者の見え方のチェックツール（シミュレーションソフト）もある。

ただし、チェックツールは、色弱者にとっての色の見え方をチェックするのではなく、見分けにくい配色があるかを確認するものである。実際の見え方には多様性があることを留意した上で、チェックした結果を活用することが望ましい。

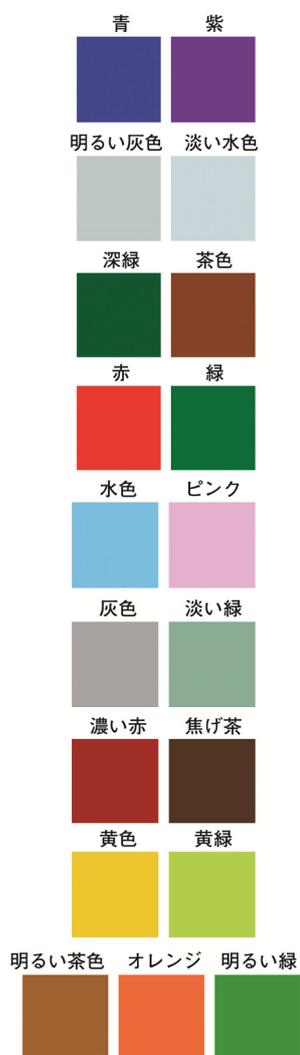
<施設整備で配慮すべきこと>

- ・色弱者は、色は見分けられても色の名前が分からないことがある
- ・受付などを用件にあわせて色分けする場合は、番号も併記する
- ・色分けしたパネルには色名を併記する
- ・案内表示は、大きくわかりやすい平易な文字、図等を使い、これらの色には地色と対比効果があり明暗のコントラストのはっきりした色を使用する

参考資料：「カラーバリアフリー 色使いのガイドライン」神奈川県（平成20年10月）より抜粋し一部加筆

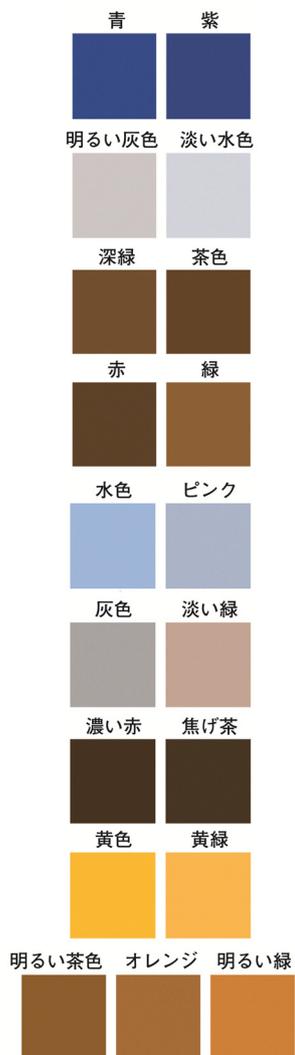
図 色弱者の色の見え方<sup>1</sup>

## 一般色覚者の見え方

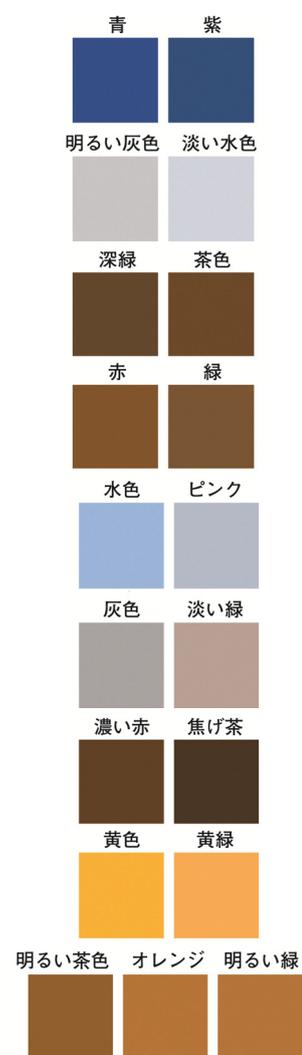


## 色弱者の見え方の例

## P型(1型)



## D型(2型)



色弱者の見え方は例示であって、実際にどのように見えるかは、個人差や照明の環境により異なる。

<sup>1</sup>出典：「カラーバリアフリー サインマニュアル」神奈川県（平成21年3月）

## 2. 13 G. 2 設計例

## &lt;視覚障害者等への配慮&gt;



- 点字等による案内板（図面は、晴眼者にも使えるように、彩色され、墨字の表記もされている。風除室内に設置され、視覚障害者誘導用ブロックにより誘導している。）



- 音声案内機能付きの点字等による案内板（晴眼者も使えるように大きめの墨字を併記するとともに、音声による案内、インターホンも設置している。）



- 点字等による案内板（高齢者や子どもにも利用しやすいように大きめの墨字を併記し、弱視者に配慮した色使いとなっている。車いす使用者にも見やすい高さである。）

## &lt;高齢者、障害者等への配慮&gt;



- 主な出入口のそばに設置されたサテライトカウンター（人がいない時にはインターホンにより対応する。）

## &lt;聴覚障害者等への配慮&gt;

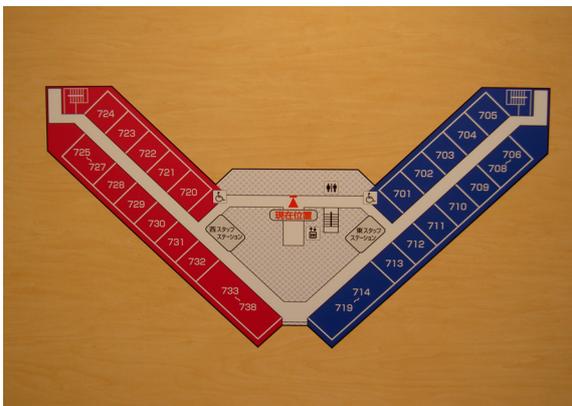


- 難聴者への筆談対応を示すマークが設置されたカウンター（受付、窓口などに設置して、聴覚障害者への対応を行っていることを示すことができる。）

<色弱者等への配慮>



- ・赤色に工夫をし、図を縁取りして視認性を高めている案内表示



- ・色を使って分かりやすく表現している案内図と案内表示



- ・廊下に設置され、大きく分かりやすく、接近して見ることも可能な案内表示



- ・背景色を白、女性用便所のマークの色彩を朱赤にして色弱者の視認性を高めている案内表示



- ・提供する情報量を絞り、色分けだけでなく表示に色名をつけて情報を提供している案内表示

利用者参加型プロジェクトの事例

- ・これらの写真は、利用者参加型のプロジェクトとして建設された草加市民病院（埼玉県草加市）及び、お茶の水・井上眼科クリニック（東京都千代田区）の写真である。視覚障害者の参加のもとに色彩、及びサイン計画が実施された。

### 標準案内用図記号

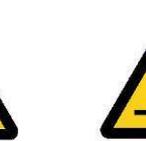
標準案内用図記号は125種類が定められているが、ここではその内の一部を紹介する（推奨度A及び推奨度Bの中から抜粋した）。

詳細及びこの他の図記号については、一般用図記号検討委員会の「標準案内用図記号ガイドライン」を参照のこと。

同ガイドラインには、使用上の注意も掲載されているので、必ず参照すること。

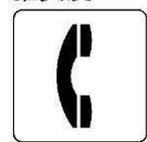
なお、※印のある図記号は、既存のもの等が採用されたものである。

#### ＜推奨度A＞

					
案内所 Question & answer	情報コーナー Information	救護所 First aid	警察 Police	お手洗 Toilets	男子 Men
					
女子 Women	身障者用設備 Accessible facility <small>(国際シンボルマーク)</small>	車椅子スロープ Accessible slope	飲料水 Drinking water	消火器 Fire extinguisher	非常電話 Emergency telephone
					
非常ボタン Emergency call button	非常口 Emergency exit	障害物注意 Caution, obstacles	上り段差注意 Caution, uneven access / up	下り段差注意 Caution, uneven access / down	

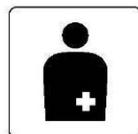
[注1] (文字による補助表示が必要)

#### ＜推奨度B＞

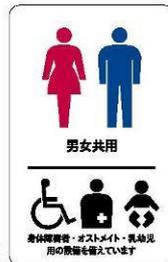
					
電話 Telephone	ファックス Fax	エレベーター Elevator	エスカレーター Escalator	階段 Stairs	乳幼児用設備 Nursery
					
水飲み場 Water fountain	くず入れ Trash box	タクシー / タクシーのりば Taxi / Taxi stop	駐車場 Parking	レストラン Restaurant	喫茶・軽食 Coffee shop

### オストメイトに配慮した設備が設けられている便所に表示するマーク

オストメイトに配慮した設備を設けている便所には、右に示すマークを男性用、女性用の図記号と共に表示することが望ましい。



オストメイトに配慮した設備を設けたトイレ



会計  
Cashier  
[注2] (通貨記号差し替え可)

多機能便所の扉の表示例 (男女共用の場合)

## サイン計画に利用者参加型で取り組んだ事例

東京都大田区における庁舎のユニバーサルデザイン化の取り組み

### ① 背景

- ・大田区本庁舎は開庁から10年以上が経過し、度重なる組織改正によって庁舎内のサインは煩雑になり、抜本的改善が求められていた。
- ・2009年度の組織改正において組織名称が大幅に改正されたことや、本庁舎のオフィスレイアウトが刷新されたことを契機に、本庁舎のサイン（案内板や表示板など）を全面改修することとなった。

### ② 取り組みの概要

- ・サイン計画の全面改修（以下、プロジェクトという。）にあたっては、大田区施設管理課を中心に大田区の関係部署が定期的に参加し、そこにデザイナーが加わる体制とした。また、市民団体と随時連携し、意見交換や検証実験を行った。
- ・プロジェクトの工程は下表の通り。庁舎の全面改修を実施した第1次整備と、更なる改善を実施した第2次整備からなる。
- ・第1次整備完了後の2009年9月と第2次整備完了後の2010年4月に障害当事者による検証実験を実施し、サイン計画の評価を行った。

#### ◆検証実験 i) (2009年9月) の概要

- ・被験者は肢体不自由3名、弱視者2名、全盲1名、聴覚障害者2名、健常者1名
- ・いくつか目的地を設定し、そこに単独で向かう被験者の行動を観察し、迷いや間違いを起こさないかを確認した。
- ・結果、弱視者・全盲の方が目的地にたどり着けない場合があり、特に弱視者がサイン自体を発見できないケースがあることが判明した。

#### ◆検証実験 ii) (2010年4月) の概要

- ・被験者は弱視者4名
- ・検証実験 i) を受けて弱視者との意見交換等を実施し、弱視者にも分かりやすくするため、屋内用点字ブロックの設置や光サインの改善、受付で渡す案内マップの整備を行った上で、再度検証した。検証方法は検証実験 i) と同様。
- ・結果、目的地にたどり着くことが容易になったことを確認できた。
- ・この後も全盲者を対象に検証を行い、サイン計画改善による効果や課題を確認するなど、庁舎ユニバーサルデザイン化に向けた取り組みが進められている。

表 プロジェクトの工程

第1次整備 (庁舎の 全面改修)	2009年3月	現状調査と課題抽出
	4月	サイン基本計画
	5月	区民の会との意見交換会
	6月	サイン実施設計
	7月	本庁舎サイン竣工
	8月	4地域庁舎サイン竣工
	9月	検証実験 i)
	第2次整備 (竣工後に 明らかにな った課題の 改善)	2009年10月
11月		案内マップの整備
12月		光サイン・誘導タイルの試案設置
2010年1月		弱視者問題研究会との意見交換
2月		区民の会との意見交換会
3月		光サイン・誘導タイル施工
4月		検証実験 ii)



改修前



改修後

図 サイン計画の改善の一例  
(窓口案内)



図 検証実験の様子



図 改善後のサイン

## 2. 13 H. 1 視覚障害者誘導用設備

## ◆ 基準 ◆

## ＜建築物移動等円滑化基準チェックリスト＞

施設等	チェック項目
＜一般＞ 廊下等 (第11条)	②点状ブロック等の敷設（階段又は傾斜路の上端に近接する部分） <sup>1</sup>
＜同上＞ 階段 (第12条)	⑤点状ブロック等の敷設（段部分の上端に近接する踊場の部分） <sup>2</sup>
＜同上＞ 傾斜路 (第13条)	④点状ブロック等の敷設（傾斜部分の上端に近接する踊場の部分） <sup>3</sup>
＜視覚障害者 移動円滑化 経路＞ 案内設備 までの経路 (第21条)	①線状ブロック等・点状ブロック等の敷設又は音声誘導装置の設置（風除室で直進する場合は除く） <sup>4</sup>
	②車路に接する部分に点状ブロック等を敷設しているか
	③段・傾斜がある部分の上端に近接する部分に点状ブロック等を敷設しているか <sup>5</sup>

<sup>1</sup>告示で定める以下の場合を除く（告示第1497号）

- ・勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・自動車車庫に設ける場合

<sup>2</sup>告示で定める以下の場合を除く（告示第1497号）

- ・自動車車庫に設ける場合
- ・段部分と連続して手すりを設ける場合

<sup>3</sup>告示で定める以下の場合を除く（告示第1497号）

- ・勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・自動車車庫に設ける場合
- ・傾斜部分と連続して手すりを設ける場合

<sup>4</sup>告示で定める以下の場合を除く（告示第1497号）

- ・自動車車庫に設ける場合
- ・受付等から建物出入口を容易に視認でき、道等から当該出入口まで線状ブロック等・点状ブロック等又は音声誘導装置で誘導する場合

<sup>5</sup>告示で定める以下の部分を除く（告示第1497号）

- ・勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・段部分又は傾斜部分と連続して手すりを設ける踊場等

<建築物移動等円滑化誘導基準チェックリスト>

施設等	チェック項目
<一般> 廊下等 (第3条)	③点状ブロック等の敷設 (階段又は傾斜路の上端に近接する部分) <sup>1</sup> ⑧上記③は車いす使用者の利用上支障がない部分 <sup>4</sup> については適用除外
<同上> 傾斜路 (第6条)	⑦点状ブロック等の敷設 (傾斜部分の上端に近接する踊場の部分) <sup>2</sup>
<同上> 階段 (第4条)	⑧点状ブロック等の敷設 (段部分の上端に近接する踊場の部分) <sup>3</sup>
<視覚障害者 移動円滑化 経路> 案内設備 までの経路 (第16条)	①線状ブロック等・点状ブロック等の敷設又は音声誘導装置の設置 (風除室で直進する場合は除く) <sup>4</sup>
	②車路に接する部分に点状ブロック等を敷設しているか
	③段・傾斜がある部分の上端に近接する部分に点状ブロック等を敷設しているか <sup>5</sup>

視覚障害者誘導用設備は、以下に即して設計する。

(1) 視覚障害者誘導用ブロックの敷設

- 道等から点字・音声等による案内設備又は案内所までの主要な経路には、視覚障害者の誘導を行うために、線状ブロック等及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設ける。(進行方向を変更する必要がない風除室内を除く。) ※1

※1 以下の場合を除く。

- 道等から案内設備までの経路が主として自動車の駐車のために供する施設に設けるもの又は建築物の内にある当該建築物を管理する者等が常時勤務する案内所から直接地上へ通ずる出入口を容易に視認でき、かつ、道等から当該出入口までの経路が線状ブロック等及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けたものである場合

<sup>1</sup>告示で定める以下の場合を除く(告示第1489号)

- 勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- 高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- 自動車車庫に設ける場合

<sup>2</sup>告示で定める以下の場合を除く(告示第1489号)

- 勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- 高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- 自動車車庫に設ける場合
- 傾斜部分と連続して手すりを設ける場合

<sup>3</sup>告示で定める以下の場合を除く(告示第1489号)

- 自動車車庫に設ける場合
- 段部分と連続して手すりを設ける場合

<sup>4</sup>告示で定める以下の場合を除く(告示第1489号)

- 自動車車庫に設ける場合
- 受付等から建物出入口を容易に視認でき、道等から当該出入口まで線状ブロック等・点状ブロック等又は音声誘導装置で誘導する場合

<sup>5</sup>告示で定める以下の部分を除く(告示第1497号)

- 勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- 高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- 段部分又は傾斜部分と連続して手すりを設ける踊場等

留意点：敷設にあたって

- 敷地内の通路上に設けられた樹蓋等により、視覚障害者誘導用ブロック等による誘導が途切れることがないように、あらかじめ屋外計画や設備計画と調整を図ることが望ましい。
- 屈折する場合に直角に配置するのは、全盲者が方向を間違えないよう配慮したものであるが、極端に遠回りな歩行ルートとならないように注意する。
- 敷設位置は、壁・塀に近すぎないように余裕を確保した位置とする。また壁・塀の付属物や電柱等の路上施設に視覚障害者が衝突する場合もあり、敷設位置には十分注意する。
- クリーニング店のように入口に近接して受付カウンターがある場合には、視覚障害者誘導用ブロック等が敷設されていなくてもアプローチできる。
- 視覚障害者誘導用ブロック等は、車いす使用者や高齢者、杖使用者、肢体不自由者にとっては通行の支障になる場合もあるため、敷設位置については十分な検討を行い、車いす使用者が円滑に通行できる余裕を確保することが望ましい。

- ・視覚障害者は、音、人の流れ、風、触知などを感じながら通行している。このような特性を踏まえつつ設計を行う必要がある。
- ・視覚障害者誘導用ブロック等の敷設方法により、視覚障害者が方向を見失い、場所の認知が困難になる場合があるので、視覚障害者誘導用ブロック等は可能な限り標準的敷設方法を踏襲する。
- ・視覚障害者が実際に施設を利用する際の動線を検討して、円滑な利用が可能な経路に設置できるよう配慮する必要がある。
- ・特に歩道から敷地に至る連続的な敷設が得られる場合には、道路管理者と建築主等の十分な協議を行うことが望ましい。

### ① 敷設方法

- ・視覚障害者誘導用ブロック等の敷設にあたっては、「点状ブロック等」と「線状ブロック等」を適切に使い分け、利用者を混乱させないよう十分な配慮が求められる。
- ・誘導の方向と「線状ブロック等」の線状突起の方向を平行にして、連続して敷設する。
- ・原則として湾曲しないよう直線状に敷設し、屈折する場合は直角に配置することが望ましい。
- ・危険の可能性、歩行方向の変更の必要性を予告する部分には「点状ブロック等」を使用する。

### ② 単位空間ごとの敷設方法

- ・各空間ごとの敷設方法については、
  - ・ 2. 3. 1 建築物の出入口の設計標準 (4) ③、
  - ・ 2. 4. 1 屋内通路の設計標準 (4) ④、
  - ・ 2. 5. 1 階段の標準設計 (3) ③、
  - ・ 2. 6. 1 エレベーターの設計標準 (3) ⑤、
  - ・ 2. 6. 5 エスカレーター設計標準 (2) ⑤
 を参照する。
- ・「道路の移動等円滑化整備ガイドライン」を参照する。

### ③ 建築物の用途による敷設方法

- ・不特定多数の人が利用する施設で広いロビーやホワイエがある場合、受付カウンター等の案内設備が建築物の出入口と異なる階にある場合等には、案内設備以外にエレベーターへの誘導の必要性が高い。
- ・役所等の日常的に多様な人が利用する施設では、敷地の入口から受付等案内設備、エレベーター、階段、トイレ、福祉関係の窓口などの利用頻度が高いところまでの連続的な誘導が必要である。
- ・専ら高齢者が利用する施設等については、2. 4. 4 施設による配慮の工夫 (2) 視覚障害者誘導用ブロック等の敷設を参照。

#### 留意点：建築物の用途による配慮

- ・施設の用途により、敷設の考え方は異なる。手すり、音声を併用又は代替することによって、よりわかりやすくなる場合もある。

## (2) 視覚障害者誘導用ブロック等の形状・色

### ① 形状

- ・視覚障害者誘導用ブロック等は、以下のものとする。
  - ・線状ブロック等
    - ・床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるもの
    - ・歩行方向を案内することを目的とし、移動方向を指示するためのもの
  - ・点状ブロック等
    - ・床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるもの
    - ・前方の危険の可能性若しくは歩行方向の変更の必要性を予告することを目的と、注意を喚起する位置を示すためのもの
- ・視覚障害者誘導用ブロック等は、JIS T 9251（視覚障害者誘導用ブロック等の突起の形状・寸法及びその配列）による形状のものを使用する。

### ② 色

- ・視覚障害者誘導用ブロック等の色は、黄色を原則とする。
- ・弱視者が認知し易いよう、敷地内の通路の床仕上げ材料と視覚障害者誘導用ブロック等の明度差、あるいは輝度比に配慮することが望ましい。

### ③ 敷設幅

- ・30cm以上とすることが望ましい。

## (3) 音声による案内・誘導

- ・音声による案内・誘導については、2. 13 I. 1 情報伝達設備（1）を参照。

## (4) 人的な対応

- ・建築物内の案内や誘導については、2. 1. 3 ソフト面の工夫（1）を参照。

## (5) 敷設後の維持・管理

- ・視覚障害者誘導用ブロック等の機能・効果が低下しないよう、継続した適切な維持・管理・保守が望ましい。

#### 留意点：色

- ・視覚障害者誘導用ブロック等の色について黄色を選択した場合であっても、白や薄いグレーの床に敷設した場合、弱視者等には見えにくい。これらの色の組み合わせとする場合には、色が際立つように縁取りを付ける等の配慮が考えられる。
- ・視覚障害者誘導用ブロック等と周囲の床の仕上げとは少なくとも輝度比2.0以上確保することが望ましい。（輝度は輝度計により測定することができる。）
- ・場所により視覚障害者誘導用ブロック等の色が異なると利用者が混乱するためなるべく統一する。特に敷地境界部分などで、道路と敷地の管理区分により色が異ならないように配慮する。

#### 留意点：視覚障害者誘導用ブロック等の材料

- ・視覚障害者誘導用ブロック等の材料には様々なものが考えられるが、採用にあたっては周囲の床の材料との対比、視覚障害者が使いやすいか、等に配慮する。
- ・金属製の視覚障害者誘導用ブロック等は、弱視者には色の違いがわかりにくい場合があること、使用する部位によっては雨滴によりスリップしやすいこと、施工上の精度が悪いものやはがれやすいものがある等の問題がある。

#### 留意点：保守

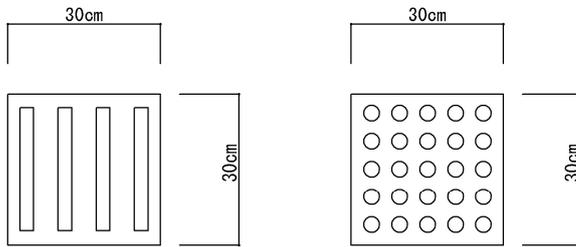
- ・視覚障害者誘導用ブロック等は使用しているうちに輝度比や色が劣化するため、保守は重要である。

## 造作・機器 13H

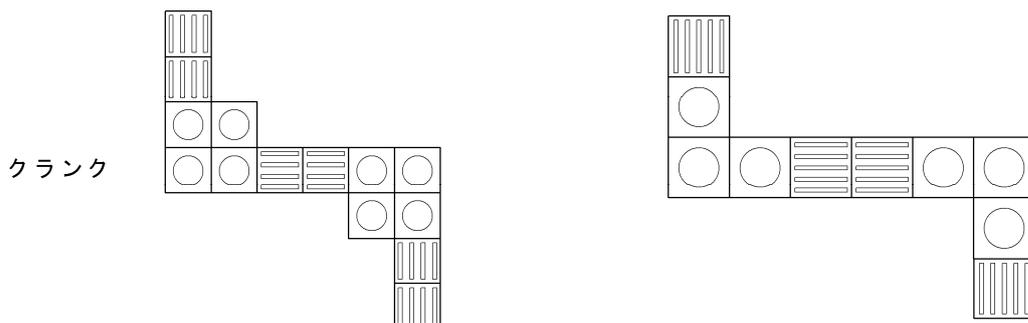
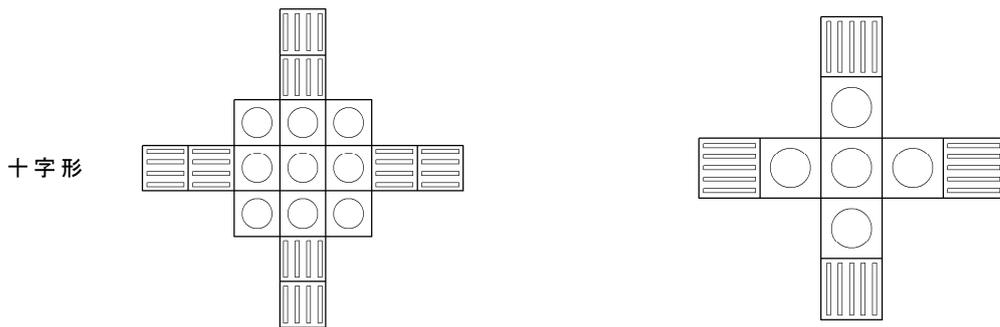
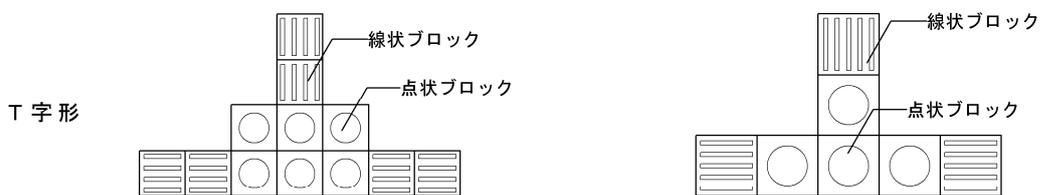
●視覚障害者誘導用ブロック等（4章:JIS T 9251を参照）

○線状ブロック（誘導）

○点状ブロック（警告・注意・喚起）



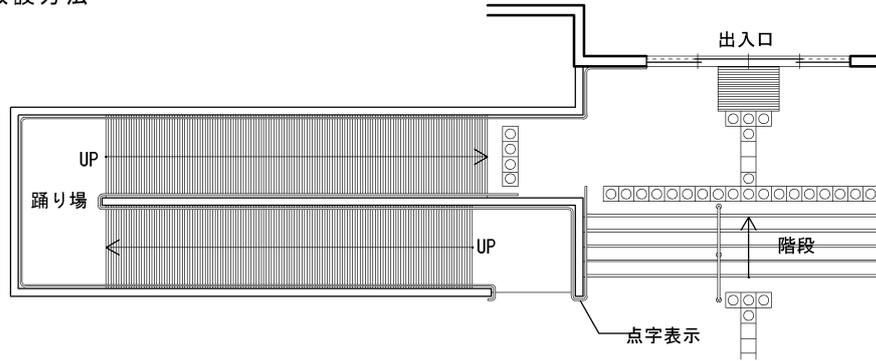
○経路分岐点における標準的な敷設方法の例



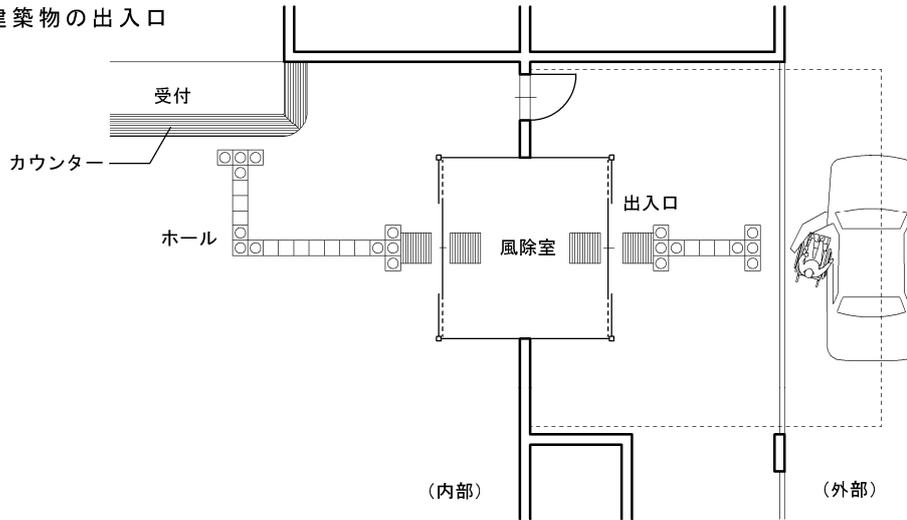
# 造作・機器 1 3 H

● 単位空間ごとの敷設方法

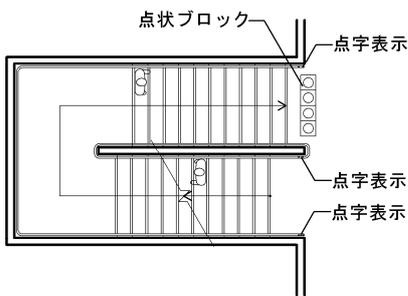
○ 敷地内の通路



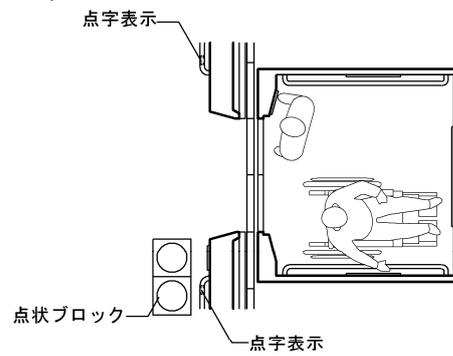
○ 建築物の出入口



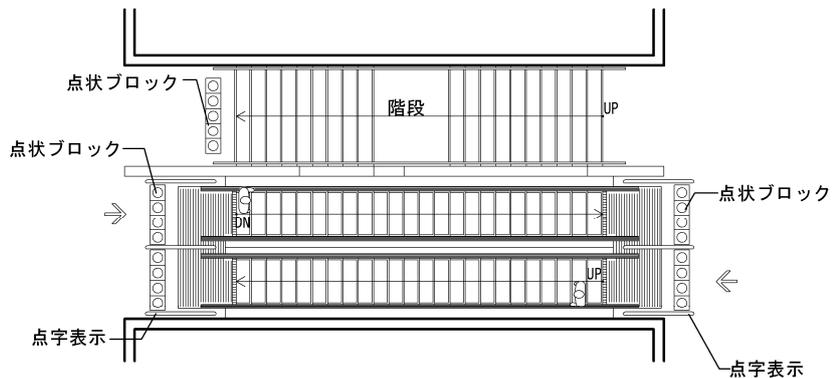
○ 階段



○ エレベーター



○ エスカレーター



2. 13 H. 2 設計例



- ・受付の他に、エレベーター等へも誘導を行う、視覚障害者用誘導ブロックの敷設

## 2. 13 I. 1 情報伝達設備

情報伝達設備は、以下に配慮して設計する。

案内表示や視覚障害者に対する視覚障害者誘導用ブロック等以外にも、下記のような音声や画像・光・振動による情報伝達設備がある。施設用途や規模など必要に応じて設置することが有効である。

### (1) 音声による案内・誘導

#### ① 電波方式

- ・視覚障害者の持つ送信機と、施設側のアンテナ、主装置、固定スピーカーから構成される。
- ・視覚障害者が小型の送信機を持ち、送信機のボタンを押す、あるいは送信機が電波に反応することにより、送信機からアンテナに電波が送信され、主装置を介し、固定スピーカーから音声案内が行われる。

#### ② 赤外線方式

- ・視覚障害者の持つ受信機と、施設側の電子ラベルから構成される。
- ・視覚障害者が小型の受信機を持ち、受信機のボタンを押すことにより、電子ラベルから赤外線で送信される情報を受信し、受信機のスピーカーあるいはイヤホンから音声案内が行われる。

#### ③ その他の方式

- ・上記の他に磁気センサーを用いた方式、人感センサーにより音声案内を行う方式、ICタグや携帯電話のGPS機能を用いて位置情報を得る方式等もある。

#### ④ 性能・設置位置

- ・いずれの方式にあっても、音声をはっきりと聴き取れ、音声の発生場所が把握できるような音響性能を持つものが望ましい。

#### 留意点：音声による案内

- ・音声による案内は開発途上であるため、今後、共通化、標準化を推進することが課題である。
- ・役所等の日常的に多様な人が利用する施設では、敷地や建築物の出入口等に音声案内装置を設置することが有効である。
- ・チャイム音のみでは敷地や建築物の出入口であることは分かっても、目的の建築物の出入口であるかどうか分からないため、併せて建物名称等に関する内容を音声により案内することも有効である。
- ・音声による案内で誘導を行う場合、単純な音とし、同一建築物内においては統一することが望ましい。
- ・不特定多数の人を感知する人感センサーにより音声案内を行う機器等を用いる場合、音声情報はこれを利用しない人から過剰サービスと認識されることがあるため、障害者向けの案内であることを表示することも一案である。

## (2) 画像・光・振動による案内

### ① 計画上の配慮

- ・設備設計の段階で視覚情報設備の導入を検討する必要がある。
- ・聴覚障害者には館内放送やアナウンス、サイレンなどの音声情報が伝達されないため、これらを視覚（文字）・光・振動等の情報に転換して伝えることが望ましい。
- ・ドアに大型のガラス窓のある出入口戸など、内部・外部の様子がわかる工夫は、安心して建築物を使えるため望ましい。

#### 留意点：個室への配慮の必要性

- ・個室(会議室等で1人になった場合、エレベーターやトイレなどで1人になった場合など)で、不安を感じる視覚障害者が多い。

### ② 文字情報

#### ア. 電光表示板

- ・聴覚障害者の利用に配慮し、利用者案内や呼び出し窓口には、電光表示板を設けることが望ましい。

#### 留意点：筆談機等

- ・聴覚障害者とのコミュニケーションの手助けとして、筆談用のメモの他、話したことが文字に変換される音声認識装置や筆談機を受付などに整備することが望ましい。

#### イ. ソフト面の対応

(人的な対応・備品の整備)

- ・聴覚障害者とのコミュニケーションの手助けとして、筆談ができる備品の整備等の配慮も望ましい。

#### 留意点：カラーライトの使用

- ・聾学校では廊下で、赤・黄・緑のカラーライトの点灯により、チャイムや館内放送の意味を知らせる工夫が行われている。施設によっては応用可能な方法と考えられる。

### ③ 光による告知

- ・出入口のドアのロックの振動やインターホンの音、電話のベルなど発生する音の情報を、センサーで受信し、照明器具の点滅やフラッシュライトなどで知らせる方法も望ましい。

#### 留意点：屋内信号装置

- ・屋内信号装置によって、目覚し時計、ドアベル、乳児の泣き声、電話、ファクシミリの受信音などを感知し、照明器具(フラッシュライト、回転灯、スタンドを含む)や振動器を作動させる装置の検討も望ましい。
- ・屋内信号装置の技術は発展途上にあり、まだ統一化・規格化もされていないため様々な方法が採用されている。今後の技術革新、標準化も視野に入れた対応が望ましい。
- ・聴覚障害者対応の技術は、必ずしも建築物ではなく、備品で対応するものも少なくないが、建築物との連携には十分な配慮が望ましい。

### ④ 振動による告知

- ・音声情報をセンサーで受信し、振動器を作動させる方法も望ましい。
- ・振動器は設置するものと携帯するものもある。

### ⑤ 整備の工夫

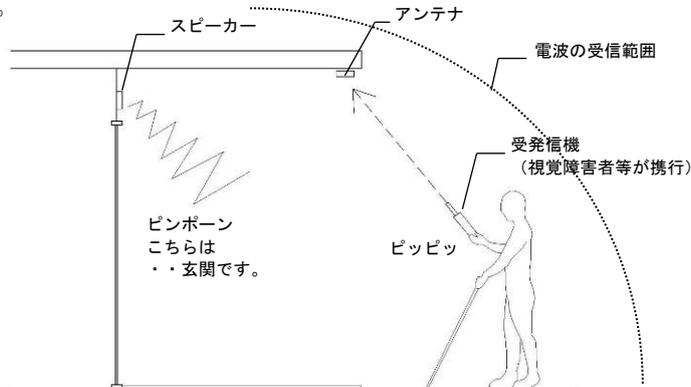
- ・音声情報を視覚・光・振動に転換する方法は、建築物に組み込んだ建築設備によるものと、備品等で対応する方法がある。施設の利用形態により、どの方法を採用するか、十分に検討することが望ましい。
- ・宿泊施設については、2. 9. 1 客室の設計標準(4)設備・備品等⑥、⑦、⑨を参照する。

#### 留意点：IT技術の活用

- ・IT技術の向上により聴覚障害者のための携帯電話のメール等を利用した案内装置の導入などが考えられる。IT技術を活用した案内装置の導入促進のためにも、国内の統一した規格化、国際規格化が望まれる。

・音声案内装置（電波方式）の事例

- ・建築物等に設置された装置側から発信される電波の受信範囲に、専用の受発信機を持つ視覚障害者が入ると、受発信機が反応し、音声による情報を得られるシステム。
- ・まず、受信範囲に入ると受発信機が反応し、音声案内を受けられることを知らせる。情報が必要であれば、視覚障害者が受発信機のスイッチを押すと電波が送信され、具体的な音声案内が放送される。



システムのイメージ図

・屋内信号装置の事例



- ・目覚まし時計、ドアのノック、インターホン、ドアチャイム、乳児の泣き声、火災報知機の警報音、赤外線遮断、電話、ファックスの着信音などを感知し、親機、子機、携帯型バイブレータなどに微弱電波を利用して通報するシステム。
- ・通報は、親機、子機に接続し、振動や電気スタンドの点滅などで知らせる。  
(左記システムは上記機能の一部に対応している。)



大型押しボタンの電話  
(高齢者(難聴・弱視)電話機)



ドアノックセンサー



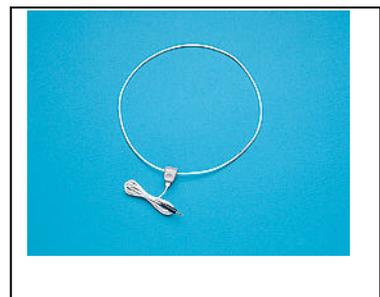
フラッシュライト



フラッシュライト2



テレビレシーバー

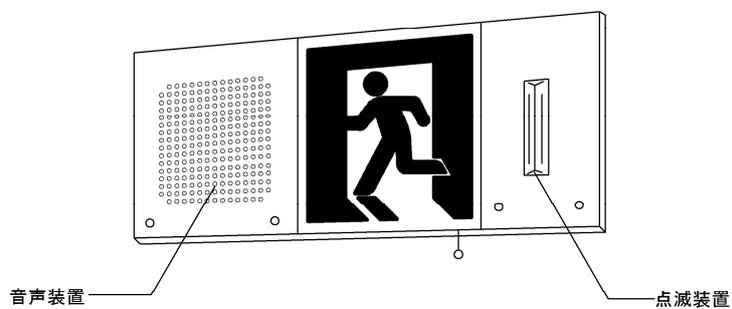


タイループ

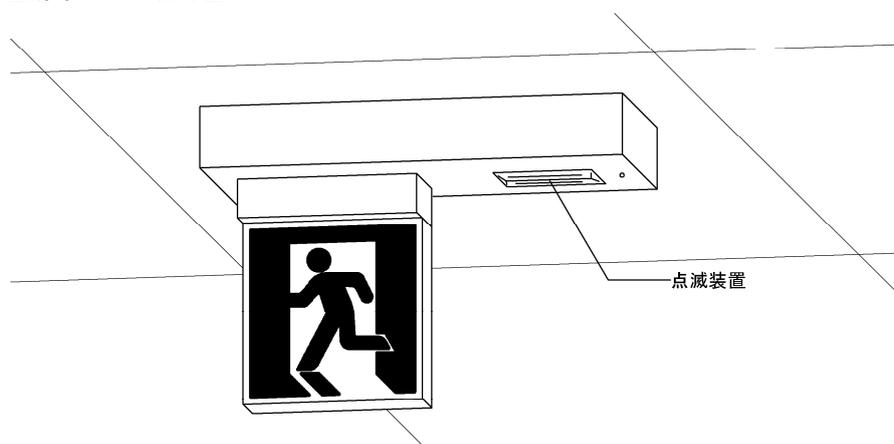
# 造作・機器 13 I

## ●情報伝達設備

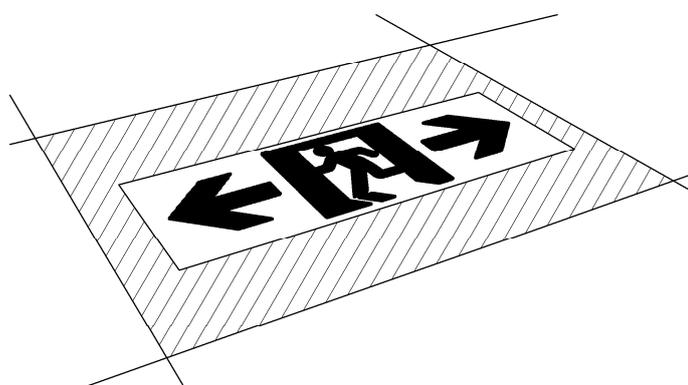
○点滅式誘導音付加誘導灯(壁埋め込み型)



○点滅型誘導灯(天井直付型)



○床埋め込み式誘導灯



## 2. 13 I. 2 設計例



・音声による案内が組み込まれた誘導灯



・視覚障害者誘導用ブロックの敷設と併せて、音声案内設備が設置されている建築物の出入口



・区役所の受付カウンターに設けたLED電光表示板（通常はニュース等をスクロール表示しているが、緊急地震速報発表時は「緊急地震速報」と点滅表示する。）



・LED電光表示板（上部に設けられているのは、緊急情報の表示と連動した回転灯とニュースや緊急情報を受信するアンテナ）



・公衆電話横に備え付けられた誰でも使うことができるFAX（病院）

## 2. 14 写真の出典

章	位置	撮影場所、出典、または提供者
2. 1. 5	上	国際障害者交流センター
	中上	白脇ケアセンター
	中下	代々木オリンピックセンター
	下	〃
2. 2. 2	上	イオン九州佐賀大和店
2. 2. 3	上左	せんだいメディアテーク
	上右	埼玉県北足立福祉保健総合センター・埼玉県鴻巣保健所
	下左	刈谷市総合文化センター
2. 3. 4	上	静岡文化芸術大学
	下	カタログハウス
2. 4. 5	上	草加市民病院
	下左	ぴっぷクリニック
	下右	ふれあいセンターびらとり
2. 5. 3	上	刈谷市総合文化センター
	下	堺市役所
2. 6. 4	上・下左	国際障害者交流センター
	下右	埼玉スタジアム2002
2. 6. 6	上左	MM21ランドマーク・プラザ
	上右	三菱電機株式会社提供
	下左	刈谷市総合文化センター
2. 7. 6	上左	東京ビッグサイト
	上右	I N A X提供
	中左	I N A X提供
	中中	T O T O提供
	中右上	刈谷市総合文化センター
	中右下	お茶の水・井上眼科病院クリニック
	下左	高橋儀平委員長提供
	下右	刈谷市総合文化センター
2. 8. 3		国際障害者交流センター（ビッグアイ）
2. 9. 4	上下	富士レークホテル
2. 10. 4	上	犬吠埼京成ホテル
2. 11. 2	上左	石川県立音楽堂
	上右	広島市民球場
	中左	いしかわ総合スポーツセンター
	中右	日産スタジアム
	下左	日本製紙クリネックススタジアム宮城
	下右	刈谷市総合文化センター
	上左	刈谷市総合文化センター
	上右	横浜ラポール
	中左	横浜ラポール
	中右	長崎市民総合プール
	下	いしかわ総合スポーツセンター

章	位置	撮影場所、出典、または提供者
2. 12. 2	上	東京都江東高齢者医療センター
	下左右	刈谷市総合文化センター
2. 13A. 3	上	ぴっぷクリニック
	中・下	練馬区立施設
2. 13B. 2	上左	(株)メイキコウテクノ商品カタログ
	上右	佐倉市役所
	下	長崎家庭裁判所佐世保支部
2. 13C. 2	上	せんだいメディアテーク
	下	高橋儀平委員長提供
2. 13D. 2	上	北九州市総合保健福祉センター
	下	埼玉スタジアム
2. 13E. 2		玉川学園高齢者在宅サービスセンター
2. 13F. 1	P.2-140	ハッピーローソン
2. 13F. 2	上・中左右	ラゾーナ川崎プラザ
	下	フレル・ウィズ自由が丘東急ストア
2. 13G. 2	上左	浜松市ザザシティ
	上右	静岡文化芸術大学
	中左	国立民族学博物館
	下左	刈谷市総合文化センター
	下右	高橋儀平委員長提供
	P2-150 下段除く全 て	草加市民病院
	下	お茶の水・井上眼科クリニック
	P.2-152	伊藤啓氏提供
2. 13H. 2	上	日本盲人福祉センター
2. 13I. 2	上左	国際障害者センター（ビッグアイ）
	上右	キュポ・ラ（埼玉県川口市）
	中左右	豊島区役所本庁舎
	下	草加市民病院

## 今後のスケジュール

時期	委員会等	検討内容
12/22（木） 16:00	第4回委員会	<ul style="list-style-type: none"><li>➤ 改訂案（全体）の提示</li><li>➤ 改訂案（全体）に対する意見の対応方針</li><li>➤ 今後のスケジュール</li></ul>
12/26（月）	第4回委員会を受けての意見〆切	
1月中旬	パブリックコメントの実施（2月末〆切）	
3月末	建築設計標準の公表	

高齢者・障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計のあり方に関する検討委員会  
委員名簿

【学識経験者】

高橋 儀平	東洋大学ライフデザイン学部	教授
佐藤 克志	日本女子大学家政学部住居学科	教授
松田 雄二	東京大学大学院 工学系研究科建築学専攻	准教授
布田 健	国土技術政策総合研究所 住宅研究部住宅生産研究室	室長

【障害者団体等】

今西 正義	特定非営利活動法人 D P I 日本会議	バリアフリー担当顧問
大竹 浩司	一般財団法人 全日本ろうあ連盟	理事
小幡 恭弘	公益社団法人 全国精神保健福祉会連合会	事務局長
大日方 邦子	一般社団法人 日本パラリンピアンズ協会	副会長
齊藤 秀樹	公益財団法人 全国老人クラブ連合会	常務理事
田中 正博	全国手をつなぐ育成会連合会	統括
妻屋 明	公益社団法人 全国脊髄損傷者連合会	理事長
土岐 達志	社会福祉法人 日本身体障害者団体連合会	副会長
橋口 亜希子	一般社団法人 日本発達障害ネットワーク	事務局長
藤井 貢	社会福祉法人 日本盲人会連合	組織部長 (理事)

【施設管理者・設計施工関係団体等】

風間 淳	一般社団法人 日本ホテル協会 福祉・環境問題等委員会	副委員長
梶原 優	一般社団法人 日本病院会	副会長
黒田 和孝	一般社団法人 全日本駐車協会	専務理事
粉川 季雄	一般社団法人 全日本シティホテル連盟	専務理事
小山 修司	一般社団法人 日本フランチャイズチェーン協会	
高橋 寛	一般社団法人 日本ビルディング協会連合会	政策委員
高橋 広直	一般社団法人 日本建設業連合会 設計企画部会	委員
中山 庚一郎	公益社団法人 国際観光施設協会	名誉会長
成藤 宣昌	公益社団法人 日本建築士会連合会	専務理事
早川 文雄	一般社団法人 日本建築士事務所協会連合会	
村上 哲也	一般社団法人 日本ショッピングセンター協会	事務局長
連 健夫	公益社団法人 日本建築家協会	委員長

【審査側団体】

大宅 宏之	大阪府 住宅まちづくり部 建築指導室 建築企画課	課長補佐
木戸 麻亜子	神奈川県 県土整備局 建築住宅部 建築指導課	主任技師
工藤 秀仁	東京都 都市整備局 市街地建築部 建築企画課	課長代理

【オブザーバー】

名畑 徹	内閣官房 東京オリンピック競技大会・パラリンピック競技大会推進本部 事務局	参事官補佐
前田 百合香	横浜市 建築局 建築指導部 建築環境課	技術職員
西村 文彦	文部科学省大臣官房施設企画部施設企画課	課長補佐
久保 幸司	厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 企画課	課長補佐
橋口 真依	厚生労働省 老健局 高齢者支援課	課長補佐
安倍 利男	厚生労働省 大臣官房会計課 施設整備室	営繕専門官
島村 泰彰	国土交通省総合政策局安心生活政策課	課長補佐
西村 研二	国土交通省 大臣官房官庁営繕部 整備課	課長補佐
中西 浩	国土技術政策総合研究所住宅研究部住宅ストック高度化研究室	室長
小野 久美子	国立研究開発法人建築研究所 建築生産研究グループ	主任研究員

【事務局】

国土交通省住宅局建築指導課  
一般社団法人 新・建築士制度普及協会  
一般財団法人 国土技術研究センター  
株式会社 市浦ハウジング&プランニング

## 高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計のあり方に関する検討委員会

日時：平成28年11月21日（月）13：00～15：00

場所：国土交通省11階特別会議室

### 第3回委員会議事要旨（案）

#### 1. 開会

#### 2. 議事：

##### 2-1 報告事項

（敬称省略）

D P I 今西：ホテルに対するアンケートは継続的に行って頂きたい。アンケートを実施する前にアンケート項目について確認して頂きたかった。2020オリパラ、その後のレガシーとして、ホテルの客室、特に一般客室のユニバーサルデザイン化が課題であり、一般客室について、もう少し掘り下げた聞き方が必要だったのではないかと。

アンケート結果では、ホテルのエントランスに段差が多いこと、大浴場、共用の浴室の入り口にも段差があることが示されており、移動円滑化経路の見直しが必要である。

日盲連 藤井：アンケートについて、2点気になったところがある。1点目は、アンケートは建物の中を対象としているようであるが、一般道路からホテルの玄関口のアクセスがわかりにくいことについても明らかにして頂きたい。

もう1点は、エレベーターにおける音声案内、点字表記、浮彫表記について明らかにしていただきたい。視覚障害者が単独で自室からフロントやレストランに行く際に困難なホテルが多いのが現状である。今後の調査項目として、自動車からの乗り降りや道路からのアクセスなどについても加えて頂きたい。

事務局 沼尻：今回のアンケート項目には、残念ながらご指摘の項目は含まれていない。次回アンケートを実施する機会には、頂いた意見を踏まえて実施させて頂きたい。

ろうあ連盟 大竹：資料1、10pに客室での配慮、貸出備品で、聴覚障害者対応備品の貸し出しが0件との結果であった。備品の貸し出しができますという表示や周知がされていないことが課題である。フロントにろうあ者がきた場合に、見てわかるような表示をするなどの工夫を入れて頂きたい。

全福連 小畑：アンケートの項目としては、「5.1 これまでに対応に困ったこと」というのがある。ホテル側の方で高齢者や障害のある人等の対応に困ったこと具体例や対応例なども共有して頂ければ、ハード面だけでなく、私たち団体としても参考になる。

事務局 沼尻：とりまとめの段階では本日示していない項目も含めて整理する。回答として多かったのは外国人に対する記載であった。

## 2-2 建築設計標準の構成の見直しについて

D P I 今西：「設計の考え方」について、社会的ニーズを踏まえた設計の基本思想が設計の考え方だとすれば、冒頭を書くべきではないか。社会的ニーズについて、設計を担当する人がしっかり理解した上で、義務基準、誘導基準を示した方がよい。そうでないと社会的ニーズが歪曲化されないか懸念する。

また、委任条例について、単に一覧表を掲載するのではなく、それぞれの自治体が基準を強化していることがわかるように示してほしい。

国交省 藤原：今回構成を見直すにあたり、「設計の考え方」と「設計のポイント」の記述が入り混じっていて分かりにくい記述も散見されたため、かき分けて整理することとした。また、設計者がバリアフリーに限らず基準というものを十分に理解していないという状況にあるという認識から、まず基準を冒頭におき、その上で、どういったニーズがあるかを提示する構成とした。今西委員のご指摘も踏まえて検討したい。

また、委任条例については、ご指摘のように設計標準に各自治体の条例の詳細を掲載することも検討した。しかし、各自治体が設計標準の改正を受けて条例を改正するという流動的な部分がありそうだということで、まずは横並びで各自治体の条例の内容を整理、提示した上で、各自治体が基準の引き上げや対象の拡大の検討する際の参考としてもらい、条例での取組が促進されるとよいと考えている。

D P I 今西：「設計のポイント」について、設計の担当者が利用者のニーズをきちっと理解してもらうこと、使い勝手についてもポイントとして示すことで、設計者がどういうものを取り入れればよいかわかるのではないか。実際の現場においては、使い勝手の悪いものがつくられることがある。例えば、多機能トイレの入口近くにおむつ替えのシートや、大型ベッドがおかれてしまい、施錠できないために、実際には使えなかったり使い勝手の悪いものができてしまうといったことである。利用者のニーズ、使い勝手について設計のポイントに取り入れていただきたい。

国交省 藤原：今西委員のご指摘は、発注者と設計者の双方がバリアフリーがどうあるべきかきちんと理解することが大事であるということ。これまでも周知徹底はしてきたが、設計標準の改定をした後に、理解をいただく場を設定したい。また、ご指摘を踏まえ丁寧な記述をしていきたい。

## 2-3 「2.9 客室」について

## 2-4 「2.10 浴室・シャワー室、脱衣室・更衣室」について

日身連 土岐：資料3 客室のチェックリストに、「客席の総数が200以下の場合には当該客室の総数に1/50を乗じて得た数以上～」といった記述があるが、これはどこから割り出した基準（数）なのか教えて頂きたい。

高橋委員長：1994年のハートビル法時代に設定したものがベースである。海外には利用者数に応じた整備の按分比率があり、国内では、当時の身体障害者の実態調査等から車いすユーザーの数を想定し、さらに高齢者社会の進行なども踏まえて高齢者の中の移動困難者を加えて、200室以上に対して概ね2%をベースとして設定した。車いす駐車場も同様に2%を目安としている。

2006年の改正時に、51室以上の基準（客席の総数が200以下の場合には当該客室の総数に1/50を乗じて得た数以上）を新たに追加した。当時の社会的な状況やホテルの客室数などを勘案して

設定したものである。

日身連 土岐：国連の障害者の権利条約の採択では、障害者の数を調査しており、そこでは約 15%（7 人に一人）が障害者であるとされている。ここには身体障害だけでなく、心身機能障害すべてを含んでいる。日本の人口が 1 億 2000 万人ならば、その 15% の約 1900 万人が障害者と想定される。

1 カ月前に岩手県で開催された全国障害者スポーツ大会では、選手団 90 名（うち 16 名が車いす）とともに、長崎から飛行機、新幹線、バスを乗り継いで移動したが、交通機関や宿泊について困難を伴った。個人だけでなく団体でも活動する。ユニバーサルデザインルームがホテルに 1 室しかなければ、分宿しなくてはならない。2016 年 4 月からは差別解消法がスタートし、社会モデルが基本となっているという背景もある中で 2% が妥当なのか、将来のことを考えれば見直すべきではないか。

2 点目、ドアの幅は 80 cm 以上となっているが、車いすユーザーの意見では、あと 5 cm 広がると、ずいぶん違うとのことである。

3 点目、資料 3 チェックリストの③浴室等に「共用の車いす使用者用浴室等があれば免除」との記載があるが、共用の浴室やトイレがある場合は、客室内の浴室やトイレを免除してもよいということなのか。車いすユーザーが客室を使う場合には、風呂やトイレを当然使うはずである。

国交省 藤原：第 1 回目の委員会でもご指摘あったように、基準を見直すべきではないか、とのご意見である。第 1 回でも申し上げたように、今回の設計標準の改定は 2020 オリパラを見据えてまず着手したところである。ホテルの車いす使用者用客室の割合が 2% で適正かについては、まずは現状を把握するところからスタートしていく必要があり、すぐに結論を出すのは難しい。

また、車いす使用者用の浴室や便所が同じフロアの共用部にあればよいという基準についても、それが適正かは、ホテルやトイレの割合などの議論と併せて検討すべきである。この場で結論を出すことは難しいが、基準の見直しのタイミングでは今回のご指摘等を参考としたい。

日身連 土岐：岩手のスポーツ大会では車いす用のトイレに列ができた。健常者に比べ、時間も負荷もかかるという事情を勘案すれば、部屋にトイレや浴室がなくても共用部にあればよいという基準は見直すべきだと考える。

高橋委員長：法律は最低基準なので、それだけ満たせばいいという事業者もいるかもしれないが、実際にはそのような事例はない。例外的に後から改修したユニバーサルルームの場合に、隣接する家族風呂を利用する場合はある。法律として最低限 50 室以上に 1 以上の車いす使用者用客室を設けることと免除規程が提示されているが、実際には同一の客室内で対応されていると捉えて頂きたい。建築設計標準の中では、免除規定が見えないような好事例を積極的に紹介していきたい。

日身連 土岐：免除の書きぶり（表現）については検討いただきたい。

高橋委員長：円滑化基準そのものはいじれないので、本体の記述、事例紹介、標準図などに反映していきたい。

全福連 小畑：資料 3 p 2-101 コンセントか、p 2-101 のスイッチか、p 2-107 のキーか、p 2-113 のソフトに記載する内容はわからないが、多くのホテルでキーを挿しこむと電源が入る方式が採用されている。介助する人や子どもと宿泊している親が部屋をでる際にキーを持ってでると、部屋の電源がおちてしまう。電気を使いながら通路にでるなど居室を離れる場合が困る。キーと切り離れた行動とするのかスペアキーを活用するのかといったことも含め、使い勝手の部分として検

討頂きたい。

高橋委員長：加筆する方向で検討したい。

日盲連 藤井：脱衣室のロッカーのキーについて、表示が悪い、キーの位置がわかりにくいなど、視覚障害者にとって非常に使いにくい。注意を促すような記述をして頂きたい。

D P I 今西：前回の資料として提示された IPC 基準、TOKYO アクセシビリティガイド基準の資料があったが、設計標準の見直しにあたっては、これまでより水準の高いものを参考にしていく必要がある。TOKYO アクセシビリティガイド基準の資料は回収されたが、別途開催されている旅客施設のバリアフリーガイドラインの委員会では資料として配布されていた。本委員会でも資料として提示して頂きたい。

その上で、車いす使用者用客室の場合には、IPC 基準では、客室の通路について推奨 1500 mm、ベッドの片側の移乗のためのスペースとして 1200 mm以上、ドアについてはレバータイプ、ベッド下のフットレストのクリアランスなどあり、これらを是非入れて頂きたい。

今回の検討の柱である新たに追加された p 2-105 一般客室について、通路の幅が標準で 1200 mm、ベッドの片側の移乗スペースの最低幅員 800 mmの確保といった記述が必要である。

最も問題になるのが、ユニットバスの入り口の有効幅員と段差である。一般客室のドア幅は 800 mmの有効幅員、段差は水平、難しい場合 25 mmという表現での記載をお願いしたい。

国交省 藤原：TOKYO アクセシビリティガイド基準の資料の取り扱いについては、内閣官房に改めて確認をさせて頂く。

客室のさまざまな部分の寸法については、ご意見を踏まえて検討させて頂きたい。

D P I 今西：車いす使用者用客室は 2%と示されているが、一般客室のユニバーサル化の整備割合は示されていない。2020 オリパラのみならず、今後の訪日外国時の受け入れまで考えれば、100%を目指していくべきと明示すべきではないか

国交省 藤原：今回、なかなか高齢者、障害者の方に配慮がなされていないという現状があるからこそ、高齢者、障害者の利用に配慮した一般客室のパートを新たに設けた。一般客室というパートを設けることで、一般客室での配慮について考えるきっかけにして頂き、一般客室での配慮を促進していきたい。今西委員のご意見のように一般客室での配慮は 100%を目指すべきであり、数を増やすための設計標準と考えている。車いす使用者用客室を増やしていくこと、一般客室をユニバーサルデザイン化していくことについて、業界の方や設計者の方にきちんと理解をして頂くことをまず行うことが重要である

D P I 今西：設計の考え方には、車いす使用者用客室が不足していること、一般客室でも使える車いすユーザーも多くいること、そのためには一般客室のユニバーサルデザイン化が必要であることを明記して頂きたい。

東大 松田：資料 3 p2-99「高齢者、障害者等の円滑な利用に配慮した一般客室を、客室のバリエーションの一つとして整備すること」の記述で、施設運営者にとって今後の重要な取組であることをもう少し明確するとよいのではないかと。IPC ガイドでは「一般客室を誰もが利用しやすいように整備することで、真にユニバーサルデザインの客室が必要な人以外の利用者は一般客室で賄うことによって、ユニバーサルデザイン客室を本当に必要な人へと振り分けることができ、それは運営上も非常によいことである」という書きぶりであったと記憶している。設計者として、なぜそう

いうことをやらないといけないのかということがわかりやすくなるような、書きぶりについて検討するとよい。

高橋委員長：オリパラ対応と長期的にボトムアップはかるべきことと、勘案しながら設計標準への数値の設定を考えていく必要がある。次回も引き続き議論していきたい。

## 2-5 「2.7 便所・洗面所」について

全脊連 赤城：例えば駅のトイレは多機能で、ベビーチェア、おむつ替え、オストメイトが入っていてよいかもしれないが、多機能＝だれでもトイレとなってしまう。そのため、車いすユーザーの私たちが、使えなくなっているのが現状である。

先ほどの一般客室の洗面所、便所も同じだが、あと 5cm 出入口が広がったら車いすでも入れるところはたくさんある。そういったことを是非伝えていって頂きたい。

JDDNet 橋口：設計の考え方、ポイントについて、今回赤字で提案された内容は、機能分散を具体的に書いて頂いている。機能分散が重要だということが伝わるように記載することが重要である

病院会 梶原：バリアフリー法になる前のハートビル法の頃から建築の基準は出来上がっており、新規のホテルなどではユニバーサルデザインになっていると考えていた。2020 オリパラだけでなく、2025 年には 75 歳以上が 2100 万人となり、その中の 38%は虚弱老人となり、15%くらいは障害を持っているということが現実となってくる。病院、介護施設、福祉施設は全てユニバーサルデザインになっていることを考えれば遅れている。

建築家協会にお訪ねしたいのだが、協会として、1 級建築士を対象としてバリアフリーに関する勉強をして頂くとともに、キャリアパスを組み込むというようなレベルアップの仕組みはあるのか？

JIA 連：1 級建築士に関しては、3 年おきに講習を受けることになっており、バリアフリーだけでなく、構造、設備などについて、新しい内容を学ぶ仕組みがある。また、上級の資格として、登録建築家というのがあり、毎年 CPD の単位をとり、それを継続していくことになっている。つまり、常に勉強してレベルアップする仕組みはある。

設計者側からの意見としては、建築設計標準はとても細かく記載されていて内容的に素晴らしいと思うのだが、限られた設計時間（設計料）の中で、いかに多くの設計者が理解するか、利用できるかという視点も必要である。設計者というのはまず図版をみるという人が多い。図をみながら細部を読み込むという順番である。そのため、まずは図を充実させることが重要である。

客室に関する図をみると、車いすが回転するサークルがいくつか書いているが、基準を満たそうとすれば、足し算になり、部屋の面積が大きくなる。発注者は予算から客室を何室確保できるか、いかに利益が確保できるかという大枠から検討をスタートする。その場合に部屋の面積や幅を示しておいて頂けるとよい。バリアフリーは広いスペースがあれば実現できる。しかしきちんとしたバリアフリーを実現するなら、ツインであれば 1.3 倍必要、シングルであれば 1.9 倍必要になってしまう。

特に一般客室のユニバーサルデザインを考えるのであれば、きちんとしたユニバーサルデザインができているプランをできるだけコンパクトな例で示すことが重要である。そのことによって、一般の客室でもこのくらいだったらがんばってユニバーサルデザインの部屋にしようかと思うと

ころがでてくるのではないかと考える。

便所の方はミニマム寸法も示されている。客室、浴室についてもこのくらいの寸法でこんなことができるという事例を入れて頂ければ設計者のレベルもあがるのではないかと。

病院会 梶原：ホテルのアンケート調査に関連して、昔ながらの旅館やホテルであっても、ソフト面で従業員が対応して好評なホテルもある。例えば障害のある人が来た場合に、どのようにソフト面で対応しているか、例えばバリアがあっても専従のスタッフが対応するといったような具体例についてアンケートで把握するとよい。

シティホテル連盟 粉川：今回のアンケートについては、回答の絶対数はそれほど多くないので、この結果が独り歩きして欲しくない。またアンケートについては、事務局が実施しておりソフト面に関しては聞いていない。

ろうあ連盟 大竹：聞こえない立場では、情報バリアがあることが大きな壁である。情報バリアがあることを知らない方が圧倒的に多い。音声情報が当たり前であればわからないかもしれないが、トイレ、シャワールームのように密室になる場所で、ホテルに災害があった場合に、通常は音声の放送で把握できる。聞こえない場合は情報が入らない。お風呂に入っている場合の15分だとしても不安が大きい。丁寧に記述をしてもらいたい。

D P I 今西：コンビニや小規模店舗では、簡易多機能便房というものも必要になるのではないかと考える。簡易多機能便房の考え方についても数値を入れて提示して頂きたい。

資料 5 p2-93 にある車いす使用者用簡易型便房の直進の場合の図があるが車いすの寸法と見た目の寸法があってないのではないかと。

高橋委員長：ご意見を踏まえ、訂正をできる部分については、訂正をしていきたい。次回の委員会までの作業に反映するため、今回の資料等に対する意見については 11 月 26 日までに事務局に提出をおねがいしたい。

以上

【第4回委員会】 12月22日（木）16：00～19：00 国交省 11階特別会議室

## 意見照会と対応方針について

## ■2.9 客室

	該当箇所	委員等名	意見	対応方針案
1	客室 2.9 冒頭	日身連 土岐委員	・「共用の浴室やトイレがある場合は、客室内の浴室やトイレを免除」の書きぶり(表現)については検討いただきたい。	基準の「免除」を「代替可能」と修正する。
2	客室 2.9 冒頭	松田委員	・東京アクセシビリティガイドを参考に、高齢者、障害者の利用に配慮した一般客室の整備が、ユニバーサルデザイン客室を本当に必要な人へと振り分けることができ、それは運営上も非常によいことであるといった記述を追加すべき。	設計の考え方に記述を追加する。
3	客室 2.9 冒頭	松田委員	【設計の考え方】 ・「客室のバリエーションの一つとして整備することや、共用スペースで様々な配慮を行うこと」とありますが、「共用スペースで様々な配慮」とはどのようなことか、良くわかりません。ある程度具体的に述べた方が良いかと思えます。	共用スペースでの段の解消、フロントへの車いす使用者用カウンターの設置等、具体的に記述する。
4	客室 2.9 冒頭	ホテル協会 風間委員	設計の考え方 ・予約時や来訪時に確認する→予約時や来訪時の質問に的確に答える	ご指摘の通り修正する。
5	客室 2.9 冒頭	ホテル協会 風間委員	p客室-2 設計の考え方(アンダーライン部分) ・「高齢者、障害者等の円滑な利用に配慮した一般客室」を設けることにより、 <u>自立移動が可能な車いす使用者等より多くの利用者の宿泊が可能となる。</u> ・宿泊機能を有する建築物の設計においては、客室のほか、施設全体のバリアフリー対応として、道路や駐車場から客室に至る経路や共用スペース(レストラン、大浴場、共用便所など)の <u>段差の解消</u> や、フロントにおける車いす使用者等に配慮したカウンター設置、緊急時の避難誘導や情報提供への配慮が求められる。また建築物のハード対応とあわせて、情報提供やサービス等のソフト対応(人的な対応)の両面を考慮しつつ設計を行うことも重要である。	ご指摘のとおり修正する。
6	客室 2.9 冒頭	ホテル協会 風間委員	p客室-2 設計のポイント(アンダーライン部分) ・車いす使用者用客室以外の客室においても、高齢者、障害者等の利用しやすさの確保に配慮し、高齢者、障害者等の利用に配慮した一般客室を設ける。 ①客室出入口においては、高齢者、障害者等の利用に支障がないよう、有効幅員の確保や戸の形式、ドアの取っ手、室名表示(等を削除)に配慮する。 ②客室には、高齢者、障害者等への情報提供等に配慮した設備・備品等を設置する(または貸し出す)。特に、視覚障害者、聴覚障害者にとっては情報提供に係る設備・備品等が重要となる。	ご意見を踏まえ、記載の対象範囲を明確にするよう訂正する。

	該当箇所	委員等名	意見	対応方針案
7	客室 2.9.1 客室の設計 標準	松田委員	(1)車いす使用者用客室 ①から④まで: 全般に、文章の横に図が示していないとわかりにくいのでは無いですか。形式として、前半に文章、後半に図版をまとめるスタイルで整理されてきたと思いますが、このように文章のボリュームが増えると、そのような形式では設計者にはよくわからなくなると思われます。	・他の節でも、文章のあとに図を掲載しており、そのままの構成とする。
8	客室 2.9.1 客室の設計 標準	全老連 齊藤委員	・全体的には今回の目的が達せられる内容になっていると思います。 ・今回は間に合わないかと思いますが、今回の件に関してホテルへのクレームが見直しのポイントを示しているのではないかと考えられます。例えばシャンプー、リンスの区別が不明等。また聴覚障害者からのクレームなど。 ・ホテルの自主改修もそのようなクレーム経験が生かされているように思います。  (1)車いす使用者用客室 ①設置数、配置 距離に関する表示がありますが、「エレベーターから遠い位置とすることは避ける」より「できるだけ近くに作る」の表記の方が違和感がないです。	・車いす使用者用客室とエレベーターの位置関係について、ご指摘のとおり修正する。
9	客室 2.9.1 客室の設計 標準	日盲連 藤井委員	(1)車いす使用者用客室 ①設置数、配置 ・車いす使用者用客室の位置は、～避ける。の表現のように、視覚障害者の客室は、エレベーターから比較的に見つけやすい位置にすることが望ましい。という文言をどこかに入れていただきたい。	・2.9.4 ソフト面の工夫 に、「視覚障害者の宿泊の際には、エレベーターから近く、見つけやすい位置の客室に案内することが望ましい」と記述を追加する。
10	客室 2.9.1 客室の設計 標準	松田委員	③戸の形式: ・「自動的に開閉する構造」とありますが、「自動ドア」ではなく「自閉式のドア」という理解で宜しいのでしょうか。その場合、現状の記述では誤解を招く恐れがありませんか。	・政令の表現であるため、そのままの記述とする。(自動的に開閉する構造とは、「自動ドア」のこと)
11	客室 2.9.1 客室の設計 標準	東京都 工藤委員	②客室出入口の寸法 ・80cm以上とすることが望ましい。 → とする。(理由:義務基準であることから) ③戸の形式 ・客室出入口の戸は、・・・その前後に高低差がないものとする。 → ものとする。(〃) ⑦浴室又はシャワー室 ※3 2ポツ目 ・1以上の共用の・・・設ける。 → 設けることが望ましい。(2.10浴室の記載と整合)	・ご指摘の通り修正する。

	該当箇所	委員等名	意見	対応方針案
12	客室 2.9.1 客室の設計 標準	松田委員	④部品・設備等ア. ベッド: ・「室のレイアウトの変更がとなるよう」とありますが(できるような誤植でしょうか)、どのようなレイアウト変更ができれば良いのか、具体的に図示されているとわかりやすいと思います。 イ. ベッドサイドキャビネット、オ. 収納等: ・前項と関連して、これらも可動式であれば、レイアウト変更が容易になります。そのような配慮も盛り込んではいかがでしょうか。	・図に、点線でベッドの移動位置を追加する。 ・ベッドサイドキャビネットについて、記述を追加する。
13	客室 2.9.1 客室の設計 標準	日盲連 藤井委員	エ. コンセント、スイッチ類 ・視覚障害者にも発見しやすく操作しやすいものにして欲しい。というような文言を追加していただきたい。(タッチパネルは使用しずらいため)	2.13E.1 コンセント・スイッチ類に、留意点:スイッチのデザイン「タッチパネル方式のスイッチは、視覚障害者にとって、わかりづらいものであり、望ましくない。」の記述を追加する。
14	客室 2.9.1 客室の設計 標準	日盲連 藤井委員	(3)案内表示、情報伝達設備等③テレビ ・テレビのリモコンについては、機能ボタンを視覚障害者にとって区別しやすく、操作しやすいボタンの配置のものを設置するように配慮することが望ましい。というような文言を追加していただきたい。	・リモコンのボタンのあり方については、製品開発に関連することであり、記述の追加は行わない。
15	客室 2.9.1 客室の設計 標準	ろうあ連盟 大竹委員	・トイレ、シャワールームのように密室になる場所で、ホテルに災害があった場合に、通常は音声の放送で把握できる。聞こえない場合は情報が入らない。お風呂に入っている場合の15分だとしても不安が大きい。丁寧に記述をしてもらいたい。	・2.9.1(3)案内表示、情報伝達設備 ⑤非常警報装置、2.9.4 ソフト面の工夫②室内信号装置の記述を修正する他、2.9.4 ソフト面の工夫(6)非常時の情報伝達、避難に従業員による対応や携帯端末等の機器の貸し出しに関する記述を追加する。
16	客室 2.9.1 客室の設計 標準	全福連 小幡委員	・多くのホテルでキーを挿しこむと電源が入る方式が採用されている。介助する人や子どもと宿泊している親が部屋をでる際にキーを持ってでると、部屋の電源がおちてしまう。電気を使いながら通路にでるなど居室を離れる場合が困る。キーと切り離れた行動とするのかスペアキーを活用するのかといったことも含め、使い勝手の部分として検討頂きたい。	・留意点として、予備のキーの貸し出しについて記載を追加する。

	該当箇所	委員等名	意見	対応方針案
17	客室 2.9.1 客室の設計 標準	全福連 小幡委員	<p>ホテルの客室において、ドアキーと電源スイッチが一体の仕組みの場合、退出などによるキーの取り出しの後に部屋の電源が切れてしまい、電動車いすのバッテリー(予備電源を含む)等の充電に要する電源が OFF になってしまい、充電ができないという問題が発生する。</p> <p>また、知的、精神障害のある方が体調を崩したりして居室内で休息をとってもらっている間に、支援者が手続き等で外にでる場合には、キーを取りだすと空調が切れてしまうという問題が発生する。</p> <p>本人が部屋を退出しても電源ON状態をキープすることや、障害のある方を居室に置いて介助者が客室外に出る時に客室内の電源 ON 状態をキープするための仕組みや配慮について、建築設計標準のどこかで触れられないかについて検討下さい。</p>	ご指摘のとおり、予備のドアキーを貸し出す等のソフト対応を客室-10 の留意点で記載することとする。
18	客室 2.9.1 客室の設計 標準	パラリンピアン ズ協会 大日方委員	<p>ガイドラインの見出しの工夫</p> <p>今回の基準見直しの目的の一つである「高齢者・障害者に配慮した一般客室」がどのようなものなのか、もう少し分かりやすく、目立たせる工夫はできないか。</p> <p>例えば、ガイドラインのページ順番を変える。現状のガイドラインだと車いす使用客室がベースで、「一般客室」になっているが、設計者やホテル側の立場を考えると、逆のほうが理解しやすいのではないだろうか。</p>	ご意見を踏まえ、「高齢者・障害者に配慮した一般客室」を分かりやすくするために、客室-3に目次を追記する。
19	客室 2.9.1 客室の設計 標準	ホテル協会 風間委員	<p>p客室-3 2.9.1 (1)車いす使用者用客室(アンダーライン部分)</p> <p>・客室の総数が50未満の場合であっても、車いす使用者用客室を1以上設けることが望ましい。</p> <p>・車いす使用者用客室は、車いす使用者の移動負担の軽減を考慮した配置とすることが望ましい。</p> <p>(、エレベーターからできるだけ近い位置とするを削除)</p>	ご意見の趣旨を確認させていただきたい。
20	客室 2.9.1 客室の設計 標準	ホテル協会 風間委員	<p>p客室-10 2.9.1 (3)案内表示、情報伝達設備等(アンダーライン部分)</p> <p>⑤ 非常警報装置</p> <p>・フラッシュライト等の火災警報装置(光警報装置)の設置(した一般客室を設けるを削除)や、点滅や振動によって伝える室内信号装置(ドアノック音等を受信する装置)を貸し出す等、聴覚障害者等への非常時の情報伝達に十分配慮する。</p> <p>・室内信号装置については、2.9.4 ソフト面の工夫(4)②を参照。</p> <p>・情報伝達設備については、2.13.1.1 情報伝達設備 を参照。</p> <p>⑥ シャンプー等の容器</p> <p>・シャンプー・リンス・ボディソープ等の容器は、視覚障害者が手で触れて区別することができるものを設置することが望ましい。</p>	ご指摘のとおり修正する。

	該当箇所	委員等名	意見	対応方針案
21	客室 2.9.1 客室の設計 標準	東京都 工藤委員	客室-3 ② 5ポツ目 「やむを得ず、段を設ける場合には…」は不要ではないでしょうか。 高齢者・障害者に配慮した一般客室では、傾斜路の設置を求めているので、そちらともバランスが悪いのではないかと思います。	ご指摘のとおり修正する。
22	客室 2.9.2 改善・改修の ポイント	パラリンピアン ズ協会 大日方委員	水回りの制約、コストの観点からバリアフリー化(客室と浴室の段差解消)が困難、という意見に対して、ガイドラインではなんらかの指針を出したほうが良いのではないかと。例えば、天井高に余裕がある場合には、室内の床をかさ上げするなどの方策は考えられないだろうか。または、それでは使い勝手がわるいし、改修も難しいということであれば、段差のあるホテルは適合基準から外す方法もやむを得ないのではないかと。今後、改修する時には段差を解消することを義務付けるなど、将来にわたり UD ルーム数を増やす道筋、方向性を明らかにすることも有効ではないかと。	段差の解消等の改修方法については、客室 11～12 及び客室○の図において方法を提示する。
23	客室 2.9.2 改善・改修の ポイント	ホテル協会 風間委員	p客室-12 2.9.2 (2)高齢者、障害者等に配慮した一般客室(アンダーライン部分) ・既存の一般客室を高齢者、障害者等の利用に配慮した一般客室とするためには、客室内に必要なスペースの確保、便房・浴室等の出入口の段差解消等が必要であり、前項(1)を参考とした工夫が必要となる。 ・前項(1)に加え、限られた空間で必要なスペースを確保するには、家具の配置を変えることも有効である。	ご指摘のとおり修正する。
24	客室 2.9.4 ソフト面の工 夫	ろうあ連盟 大竹委員	・聴覚障害者対応備品の貸し出しが 0 件との結果であった。備品の貸し出しができませんという表示や周知がされていないことが課題である。フロントにろうあ者がきた場合に、見てわかるような表示をするなどの工夫が必要	・2.9.4ソフト面の工夫に、フロントでの耳マークの設置等について記述を追加する。
25	客室 2.9.4 ソフト面の工 夫	松田委員	(4) 人的対応: ・「宿泊機能を有する施設では、設備に加え、高齢者、障害者等に配慮し、従業員による人的な対応を行っている」とありますが、意味が良くわかりません。ホテルでの「人的対応の具体例」という意味でしょうか。それとも、人的対応は必須であるという意味でしょうか。いずれにせよ、わかりやすく記述した方が良いのではないのでしょうか。	・(3)下2つの「・」の内容を、留意点に移動する。

	該当箇所	委員等名	意見	対応方針案
26	客室 2.9.4 ソフト面の工夫	シティ ホテル 連盟 粉川委員	<p>・昨日の資料 3-資料 5 について、ハードとソフトが一緒になっていて、現在、運営しているホテルから見ますと、わかりずらくなっております。現在の資料はそれとして別にソフト部分を抜粋して作成して頂きたい。</p> <p>・また、時間のない会議ですので障害者の団体の方々に個別アンケートでホテルで宿泊したときに「あれが欲しい・これが欲しい」「あれがあれば便利」等していただいた方が、ソフト面がハッキリしてくると思います。健常者では、わからないものが出てくると思いましたが。会議外で集計してソフト面をまとめて行けば、かなりの部分が浮かび上がってくると思います。</p> <p>・但し、現ホテルがどこまで出来るかは別ですが？ 現状のホテルで幅員を広げるとか、段差をなくせとかは、無理な話です。建築関係とソフト面をできるだけ分けていきたいですね。</p>	<p>・備品等の貸し出しについて、2. 9. 4ソフト面の工夫に移動する。</p>
27	客室 2.9.4 ソフト面の工夫	パラリンピアンズ協会 大日方委員	<p>一般客室の情報提供について ホテルのホームページで以下の情報提供があると、車椅子ユーザー自身が一般客室を使えるかどうか、判断する材料になる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.水回りの段差有無(立ち上がり高さを除く)</li> <li>2.浴室前の有効幅員</li> <li>3.浴室前通路の幅員</li> </ol>	<p>ご意見を踏まえ、一般客室の段差や寸法等に関する情報提供についても、「客室-16(1)情報提供」において記載することとする。</p>
28	客室 2.9.4 ソフト面の工夫	パラリンピアンズ協会 大日方委員	<p>貸出用シャワーチェアの設置数 今後、欧米のように浴槽のないシャワー室を設置するホテルも増えることが予想される。浴槽がないばあい、特に高齢者や下肢に障害のある人は車いすユーザー以外でもシャワーチェアが必要なケースがあるため、貸出台数を十分確保しておく配慮が必要になる。</p>	<p>ご指摘のとおり、客室-16 に複数の障害者等が一度に利用することを考慮する旨を記載する。</p>
29	客室 2.9.4 ソフト面の工夫	ホテル協会 風間委員	<p>p客室-16 2.9.4 ソフト面の工夫 (5)備品の設置、貸し出し(アンダーライン部分)</p> <p>① 便所、浴室等の備品</p> <p>・客室に浴室用車いす、ポータブルシャワーチェア、浴槽移乗台、補高便座等を貸し出すことができるように準備することが望ましい。</p>	<p>ご指摘のとおり修正する。</p>
30	客室 2.9 図版	DPI 今西委員	<p>・東京アクセシビリティガイドに示された具体的な寸法を、これらを是非入れて頂きたい。</p>	<p>・図に、ベッドの側面のスペース、浴室・シャワー室の横手すり、シャワー室の縦手すり、シャワー室の折りたたみイスのサイズの寸法の目安を記載する。</p> <p>・2. 10. 1(2)④に、折りたたみイスの高さ(40～45cm 程度)を記載する。</p>

	該当箇所	委員等名	意見	対応方針案
31	客室 2.9 図版	連委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発注者と設計者にわかるよう、単位寸法の積み上げではなく、室の間口寸法や室面積などを図に記載してはどうか。</li> <li>・特に一般客室については、間口寸法や室面積を示すことにより、このくらいであれば、がんばって対応しようと思えるところも出てくるのではないか。</li> </ul>	ご意見を踏まえ、寸法の追記を検討する。
32	客室 2.9 図版	松田委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・客室の標準設計：ツインルームの例では、入り口入って手前側のベッドの反対側に収納や机が置いてありますが、この場所は通路の邪魔になりませんか。むしろ、シングルルームの例の様に、窓側に寄せた方が良いのではないのでしょうか。実際、どのような設計をされるのが一般的なののでしょうか。</li> </ul>	・ご指摘のとおり、可能な限り通路スペースを確保した図に修正する。
33	客室 2.9 図版	東京都 工藤委員	客室-13 客室の図 車いす用客室であることを記載した方が分かりやすいのではないのでしょうか。	ご指摘のとおり修正する。

■2.10 浴室・シャワー室、脱衣室・更衣室

	該当箇所	委員等名	意見	対応方針案
34	浴室等 2.10 冒頭	松田委員	【設計のポイント】 ・「宿泊機能を有する建築物や公衆浴場等には、1 以上の車いす使用者用浴室を設ける」とありますが、これは「共用の」ということで宜しいのでしょうか。もしそうでない場合、特に「宿泊機能を有する建築物」すなわちホテルでは、UD ルームに車いす使用者浴室があれば良いということになり、あまり効果的な文言ではありません。	・「共同浴室」と記述を修正する。
35	浴室等 2.10 冒頭	松田委員	・「車いす使用者用浴室等と連続する位置に、(中略)脱衣室を設ける」とありますが、「連続する位置」とは設計上一般的な表現では無いと思います。「隣接して」では問題がありますでしょうか。	・ご指摘のとおり修正する。
36	浴室等 2.10.1 浴室・シャ ワ ー 室	松田委員	(2)車いす使用者用シャワー室 ④部品・設備等ア. シャワー: 「壁掛け式折りたたみイスを設置する場合には」とありますが、後段の「オ. 浴室用車いす等」には「浴室用車いす、又はポータブルシャワーチェア等」を設置するとあり、直感的には矛盾するように思います。「ポータブルシャワーチェア等」に壁掛け式折りたたみイスが含まれるのでしょうか。そもそも、推奨はどのような状態なのでしょうか。また、「壁掛け式折りたたみイス」が設置されていた場合、これら浴室用車いすやポータブルシャワーチェア等は設置は必要無いのでしょうか。少しわかりにくいです。	・記述に矛盾が生じないよう「浴室用車いす、又はシャワーチェア、ベンチ等を備える。」と修正する。
37	浴室等 2.10.1 浴室・シャ ワ ー 室	布田委員 建研小野 オブザーバ	(4)案内表示、情報伝達設備等②シャンプー等の容器: ・「・シャンプー・リンス・ボディソープ等の容器は、視覚障害者が手に取って区別することのできるものを設置する」とあるが、最近では壁固定式のタイプも多いので、「手に取る」という表現を修正されてはどうか(例えば、「手で触れて」など)。	・ご指摘の通り修正する。
38	浴室等 2.10.2 脱衣室・更衣 室等	松田委員	(3)戸の形式 ・「出入口の戸は、自動的に開閉する構造」とするとありますが、スポーツ施設であれば運動機能が高いものが利用することが想定するなかで、自動的に開閉する必要はありますか。むしろ、停電時の事を考えると、手動扉の方が安全に思えます。	・省令(浴室等)の表現であるため、脱衣室においても、そのままの記述とする。
39	浴室等 2.10.2 脱衣室・更衣 室等	松田委員	(4)部品・設備等③ベンチ等: ・固定されていると車いす使用者がアクセスできない場合があります。ベンチ等は固定されない方が宜しいかと思えます。また、具体的な計画事例の図があると、よりわかりやすいかと思えます(私は「脱衣ベンチ」がどのようなものか、まったくわかりません)。	・ベンチは固定しない方が良い旨の記述を追加する。 ・「脱衣のためのベンチ」とする。

	該当箇所	委員等名	意見	対応方針案
40	浴室等 2.10.2 脱衣室・更衣室等	日盲連 藤井委員	・大浴場のキー付のロッカー類は視覚障害者が扱いやすい形状のキーを用いる等の配慮が必要。というような文言を追加していただきたい。	・2.10.2(4)②に、留意点として、同行して鍵の使い方を説明する等が望ましい旨の記述を追加する。
41	浴室等 2.10 図版	建設業連合 会 高橋委員	○資料 2-1 浴室等-11 左上の図中で、シャワー室内の折りたたみイスを設ける場合(50cmX100cm 程度)となっておりますが、このサイズの既製品は見当たりません。 もちろん製作することも可能だとは思いますが、設計標準としては、適切なサイズではないと思われます。 注記などが必要ではないでしょうか？	ご意見を踏まえ、実態やメンテナンス等を考慮し、可動ベンチ等の図へ修正する。
42	浴室等 2.10 写真	パラリンピアンズ協会 大日方委員	大浴場での車いす使用 大浴場内において、自身の車いすの持ち込みが拒否され、専用の車いすを使うように言われることがある。しかし、貸出用の車いすが使用直後で濡れていて、脱衣前に移乗することができない場合がある。最も困るのは自走式ではない浴室車いす(浴室等-12 の写真のような)を使うように要求されること。介助者なしで浴場に行くことも多いので、これでは浴室を一人で移動できない。浴室に自身の車いすを乗入れることを拒否できるかのような誤解を生まない表現が必要。写真もできれば差し替えたほうが良いと考える。	ご意見を踏まえ、当該写真が適切かどうか検討する。

■2.7 便所・洗面所

	該当箇所	委員等名	意見	対応方針案
43	便所等 2.7 冒頭	松田委員	<p>【設計の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「車いす使用者用便房」「オストメイト用設備を有する便房」「多機能便房」「個別機能を備えた便房」「簡易型機能を備えた便房」「車いす使用者便房」「オストメイト用簡易型便房」など、類似の用語が逐次説明され、混乱します。設計者にわかりやすいよう、冒頭で図表などにまとめながら定義してはいかがでしょうか。</li> <li>・ここで述べられていることは、「多機能便房」にはオストメイト設備を原則「設置しない」と言うことでしょうか。また、同様に「多機能便房」には「乳幼児連れ利用者に配慮した設備」を原則「設置しない」ということでしょうか。そうした場合、「多機能便房」とは実質的に何を意味するのでしょうか。</li> <li>・簡潔に、従来型の「多機能便房」は設けず、便房はそれぞれ機能特化したものとするということでしょうか。</li> <li>・施設規模が小さい場合のみ、「多機能型便房」は設置できるということでしょうか。</li> <li>・それぞれ、類推はできるのですが、解釈が必要です。もう少し整理し、断定的に述べないとわからないのでは無いでしょうか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ニーズに対応した便所・便房の組み合わせ」や「法の義務付け対象とならない規模・用途の施設での、ニーズに対応した便所・便房との設備の組み合わせ」を表でまとめることにより便所・便房の整理を行う。</li> </ul>
44	便所等 2.7 冒頭	国交省 総政局 島村 課長補佐	<p>「2.7 便所・洗面所」P.2-76 設計のポイント1ポツの2ポツ目「介助者が異性の場合～」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「車いす使用者用便房」は、車いす利用者専用というわけではなく、発達障害や高齢者の異性介助も行うという考えでよいでしょうか。（フルスペックの多機能ではないが、単機能でもない）</li> <li>・その場合、「車いす使用者用便房」という名称を使っているのは、バリアフリー法で位置づけがあるためということでしょうか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「車いす使用者用便房」は、車いす利用者専用ではなく、発達障害や高齢者の異性介助も行うと整理とする。</li> </ul>
45	便所等 2.7 冒頭	布田委員 建研小野 オブザーバー	<p>設計のポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介助者が異性の場合への配慮として、「少なくとも1以上の車椅子使用者便房は、男女が共用できる位置に設ける」との記述があるが、そのトイレのピクトサインやトイレ名称を検討していただきたい（せつかく配慮しても、当事者がそのトイレを使って良いのか、車椅子利用者の方にとってもそういうトイレだと理解してもらうことが必要）。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共用のピクトグラム等については、全国的な統一（JISの取得）が必要であり、そのままの記述とする。</li> </ul>
46	便所等 2.7 冒頭	国交省 総政局 島村 課長補佐	<p>「少なくとも1以上の『車いす使用者用便房』は男女が共用できる位置に設ける」(P.2)とされていますが、P.3の表中「男女共用」欄には「必要に応じて整備」となっています。ここでいう「男女共用」便房とは、男女が共用できる位置に設ける「車いす使用者用便房」とは別に整備するものを想定されているのでしょうか？</p>	<p>男女が共用できる位置に設ける「車いす使用者用便房」のことを指す。</p>

	該当箇所	委員等名	意見	対応方針案
47	便所等 2.7 冒頭	大阪府 大宅委員	「2.7 便所・洗面所」の構成について トイレに関する記載が充実したために、章の構成が分かりにくくなってしまった気がします。 「◆設計のポイント◆」で、「下記に分けて記載する」とすればいかがでしょうか。 ・2-7-1 個別機能を備えた便房の設計標準(P-O) ・2-7-2 多機能便房の設計標準(P-O) ・2-7-3 簡易型機能を備えた便房の設計標準(P-O) ・2-7-4 その他の便所・洗面所の設計標準(P-O)	ご指摘のとおり、追記する。
48	便所等 2.7.1 個別機能を 備えた便房	国交省 総政局 島村 課長補佐	・「車いす使用者用便房」を複数設ける場合は「大型ベッド付き便房」を設けるとありますが、「車いす使用者用便房」の中にベッドを設置するということとは違うのでしょうか。 ・「車いす使用者用便房」が1つの場合は、「大型ベッド付き便房」は必要となるのでしょうか。	・「車いす使用者用便房」が1つの場合であっても、「大型ベッド付き便房」とすることが望まれるが、「施設用途や規模を考慮した上で」設置する旨を追記する。
49	便所等 2.7.1 個別機能を 備えた便房	松田委員	(1)共通する事項・④オ. 視覚障害者誘導用ブロック等： ・視覚障害者の「車いす使用者便房」の使用を制限するものと思われませんが、視覚障害者の「車いす使用者便房」利用ニーズも確かに存在します。この記述の根拠はどのようなことでしょうか(他の場所からの移動とのことですが、気になります)。そもそも視覚障害者誘導用ブロックの敷設方法は、状況により様々に変化します。設計標準で規定することはそぐわないように感じます。	・設計標準では、機能分散・利用者分散を図る方針であり、そのままの記述とする。
50	便所等 2.7.1 個別機能を 備えた便房	松田委員	⑥案内表示、情報伝達設備等 ・「視覚障害者の利用に配慮し、点字等による表示や触知案内図の設置を行う」とありますが、触知案内図は必要でしょうか。TIAIのワークショップでは、当事者からはまったく必要性が求められず、また多くの方から「火急の事態に触知案内板を触ってはいられない」とのご意見を頂いております。積極的に触知案内板が必要であるとの意見を私はこれまで聞いたことが無いのですが、この際整理できませんでしょうか。	・触知案内図の必要性については、本委員会のみでは判断ができないため、削除は行わないが、「案内図は触知案内図を兼ねたものとするのが望ましい」と記述を修正する。
51	便所等 2.7.1 個別機能を 備えた便房	日盲連 藤井委員	⑥案内表示、情報伝達設備等 ・視覚障害者が車いす使用者用便房を共有して使用する場合には、音声案内を設置する等の配慮が望ましい。というような文言を追加していただきたい。 ・便房内の構図の音声案内の設置について、書かれていないので設置することが望ましいというような文言を追加していただきたい。	・設計標準では、機能分散・利用者分散を図る方針であり、そのままの記述とする。 ・便房内の構図の音声案内の設置については、2.7.4 その他の便所・洗面所の設計標準 (6)留意点 に記載済み。

	該当箇所	委員等名	意見	対応方針案
52	便所等 2.7.1 個別機能を備えた便房	東京都 工藤委員	(2)車いす使用者用便房②出入口の寸法 ・出入口の幅は、80cm以上とすることが望ましい。→ とする。(理由:義務基準であることから) ③戸の形式 ・その前後には高低差がないものとすることが望ましい。→ とする。(〃)	・ご指摘の通り修正する。
53	便所等 2.7.1 個別機能を備えた便房	松田委員	(2)車いす使用者便房③戸の形状: ・「可能であれば自動式引き戸とすることが望ましい」とありますが、望ましくない方もいらっしゃいます。特に、脊髄損傷で車いす使用者になった方の場合、扉の開閉は問題無くできるものの、服の脱ぎ着に時間がかかり、便所に30分以上滞在することが普通である方もいらっしゃいます。そのような方にとって、現状の自動式扉は30分で自動で開くことが多く、まったく安心できない設備です。そのような状況を考えると、現状の設備基準で自動式扉を良しとすることには問題があります。	・一定時間の経過で自動で開く機能の自動ドアを前提とした記述ではないため、そのままの記述とする。
54	便所等 2.7.1 個別機能を備えた便房	松田委員	③戸の形状: ・「手動式引き戸の場合は、自動的に戻らないタイプとし」とありますが、自閉式で最大に開いた場合に軽くロックされる形式が望ましいと思いますが、いかがでしょうか。自動的に戻らないタイプの場合、利用者によっては完全に開け閉めできない状況が発生することが予想されます。	・「一定時間開いた後に自動的に閉まるタイプ」の記述を追加する。
55	便所等 2.7.1 個別機能を備えた便房	布田委員 建研小野 オブザーバー	・ここにある「腰掛便座」は「腰掛便器」という表現(または、便器のJISと合わせて、「腰掛大便器」)にした方が良くはないか(腰掛便座は、主に「和式便器の上に置いて腰掛式に変更するもの」、「洋式便器の上に置いて高さを補うもの(補高便座)」等の福祉用具を指す用語としてあるため)。	・告示の表現であるため、そのままの記述とする。(便器のことを指す場合には腰掛便器とする。)
56	便所等 2.7.1 個別機能を備えた便房	布田委員 建研小野 オブザーバー	留意点 ・乳幼児用おむつ交換台:「荷物置き場等」を「荷物置き場、おむつ用ごみ箱等」という表現にすると良くはないか(おむつ交換からごみ捨ては一連の作業の流れになるので、ごみ箱の配置にも配慮があることが望ましい)。	・ご指摘のとおり修正する。
57	便所等 2.7.1 個別機能を備えた便房	布田委員 建研小野 オブザーバー	●その他提案:「2.13F.1 乳幼児等用設備 (2)便所内の設備」に、「2.7.1 個別機能を備えた便房の設計標準 (4)乳幼児連れ利用者に配慮した設備を有する便房 参照」とあるので、これと同様に、「2.7 (5)乳幼児連れ利用者に配慮した設備を有する便房」に、例えば、「④ 授乳及びおむつ替えのための設備 2.13F.1 乳幼児等用設備(1) 参照」と記載してはどうか。	・2.13の授乳及びおむつ替えのための設備の記載は、授乳室等を想定したものであり、そのままの記述とする。

	該当箇所	委員等名	意見	対応方針案
58	便所等 2.7.1 個別機能を 備えた便房	ホテル協会 風間委員	p便所・洗面所-5～6 (アンダーライン部分) ⑥ 案内表示、情報伝達設備等 ア. 便所付近・便所内の標識、案内図 ・便所の付近には、便所があることを表示する標識を設ける。 ・標識は、ピクトグラム等の表示すべき内容が容易に識別できるもの(当該内容が JIS Z8210 案内用図記号に定められているときは、これに適合するもの)とする。 ・便所の出入口には、男女の別、便所内部の配置等をわかりやすく表示した案内図を設置することが望ましい。 ・案内図は、視覚障害者の利用に配慮し、点字等による表示や触知案内図を兼ねたものとする。また必要に応じて音声による案内・誘導を行う。 ・個別機能を備えた便房や簡易型機能を備えた便房等を設けた便所の案内図には、各便房の機能や広さ、位置等を表示することが望ましい。 ・弱視者等にも配慮し、案内図は大きさや設置位置に配慮したものとする。 ・便房の戸には、ピクトグラム等を用いて、便房の設備内容をわかりやすく表示することが望ましい。 ・聴覚障害者の利用に配慮し、便房の戸には使用中か否かのわかりやすい表示装置を設置することが望ましい。 ・触知案内図の情報内容、形状及び表示方法等については JIS T0922 を参照。 ・案内表示については、2. 13G. 1 案内表示を参照。	ご指摘のとおり、修正する。
59	便所等 2.7.1 個別機能を 備えた便房	ホテル協会 風間委員	p便所・洗面所-10 (アンダーライン部分) 2. 7 便所・洗面所 (便所・洗面所-10) 留意点:乳幼児用おむつ交換台 ・乳幼児用おむつ交換台から目や手を離さずに利用できる位置に、荷物置き場(やおむつ用のごみ箱を削除)等を設けることが望ましい	施設用途によってはニーズがあることや、実際に設置している例もあることから、そのままの記載とする。
60	便所等 2.7.1 個別機能を 備えた便房	東京都 工藤委員	便所・洗面所-6 ⑥ ア 5ポツ目 便房の広さを示すとありますが、どのような表示を想定されているのでしょうか。(車いすが利用できる広さであれば、車いすマークを表示するということですか。)	広さを表示することは難しいため、「広さ」を削除。
61	便所等 2.7.1 個別機能を 備えた便房	東京都 工藤委員	便所・洗面所-9 (4) ① 大型ベッドが全ての建物で必須ということでしょうか。 他の記載のように、「施設用途や規模を十分に考慮した上で」等の表現を追加することは可能でしょうか。	ご指摘のとおり、追記する。

	該当箇所	委員等名	意見	対応方針案
62	便所等 2.7.1 個別機能を備えた便房	東京都 工藤委員	便所・洗面所-10 留意点:乳幼児用おむつ交換台 落下防止措置が講じられたものが望ましい⇒「望ましい」は不要ではないでしょうか。	ご指摘のとおり修正する。
63	便所等 2.7.2 多機能便房	東京都 工藤委員	便所・洗面所-10 留意点:多機能便房への乳幼児用おむつ交換台の設置 おむつ交換台に限らず、ベビーチェア、大型ベッド等の設置も同様の配慮が必要	ご指摘のとおり修正する。
64	便所等 2.7.3 簡易型機能を備えた便房	布田委員 建研小野 オブザーバー	留意点 ・2枚引き戸、折れ戸:「改修・改善等」の表現は、不要ではないか(特に、改修・改善に限定する必要はないのではないか)	・折れ戸には安全性や便房内のスペースが減る等の問題があり、原則は、引き戸が望ましいことから、そのままの記述とする。
65	便所等 2.7.3 簡易型機能を備えた便房	布田委員 建研小野 オブザーバー	・扉に関する意見:一般に、車いす利用者にとって使いやすい扉は、引戸>折戸>開戸の順であると言われている。また、外開戸は、扉を開く際、便房の外の通行者にぶつかる危険があること、引戸は、折戸や外開戸の便房と同じ内寸を確保するには、扉の厚みの分、必要寸法が大きくなることを考慮した上で、適切な便房の設計を行う必要があると思う(※別添資料2を参照のこと)。	・折れ戸には安全性や便房内のスペースが減る等の問題があり、原則は、引き戸が望ましいことから、そのままの記述とする。
66	便所等 2.7.4 その他の便所・洗面所	建設業連合会 高橋委員	○資料 2-1 便所・洗面所-12 2.7.4 その他の便所・洗面所の設計標準「その他の便所・洗面所等は以下に配慮して設計する。」となっているので、全体が配慮事項ではありますが、一般的なトイレ全てが対象となることから、寸法系は「望ましい」という表現にできませんでしょうか。例えば一般的なトイレブースの扉幅は 55cm か 60cm です。また内開きの場合は便房内のレイアウトにも影響してきます。また、全体的に車いす利用者への記述がございましたが、個別機能を設けた便房がある便所と、区別して表記した方が良くないでしょうか？	冒頭に「配慮する」と記載があるため、そのままの記載とする。
67	便所等 2.7.4 その他の便所・洗面所	パラリンピアンズ協会 大日方委員	便所・洗面所-12について その他の便所・洗面所の設計標準(2)便房の出入り口有効幅員が 65 cm になっているが、下肢に機能障害のある高齢者は一般弁房が狭くて使いにくい、という指摘がある。便房が狭いと、内開きのドアを閉める動作で体をひねるような姿勢になり、膝や腰に痛みがある人は使いにくい。結果的に広めの個室または UD 室を使用する人が増えてしまっている現状もある。一般的な便房の入口幅員と便座前のスペースにゆとりがあるほうが望ましい。	ご指摘のとおり、「便座前と便房出入口の間の空間にゆとりをもつ」旨を追記する。

	該当箇所	委員等名	意見	対応方針案
68	便所等 2.7.4 その他の便 所・洗面所	大阪府 大宅委員	○トイレの記載について 「2-7-4 その他の便所・洗面所の設計標準」ですが、「その他の便所・洗面所」とはすなわち一般の便所のことでしょうか(何を指しているのか分かりにくいですね)?その前提で記載しますが、「その他の便所・洗面所は、以下に配慮して設計する。」というところについて、例えば、「2-7-1~3 以外においても、施設の利用者等の状況を踏まえ、可能な範囲で以下のような配慮を行うことが望ましい」などとすればいかがでしょうか。	ご指摘のとおり、追記する。
69	便所等 2.7.4 その他の便 所・洗面所	東京都 工藤委員	便所・洗面所-5 ⑥ ア 3ポツ目 個別機能を備えた便房のない一般便所にも案内図が必要ということでしょうか。	視覚障害者等の一般便房を利用する方のために、一般便所にも案内図を備えることが望ましい。
70	便所等 2.7 図版	布田委員 建研小野 オブザーバー	「●車いす使用者用簡易型便房 ○ 直進又は側方進入の場合」: ・外開戸から折戸への修正変更を提案;外開戸は通行者に当たる危険があることと、この図の便房では、引戸の設置は難しいため 「●車いす使用者用簡易型便房 ○ 側方進入の場合」: ・(参考意見)この便房のサイズでも直進進入するプランもある。その際の引戸は 2 枚引き戸となり、扉の重なり厚み分、ブース奥行きを広くする必要がある。 「●その他の便所・洗面所」: ・外開戸から内開戸への修正変更を提案;(2-87)「(3)戸の形式」で、「使用以外は開いているタイプとすることが望ましい」とあるため。 「●オストメイト用簡易型便房」: ・外開戸から内開戸への修正変更を提案;(2-87)「(3)戸の形式」で、「使用以外は開いているタイプとすることが望ましい」とあるため。	・そのままの表現とする。 ・180×150cm の便房では、側方進入が望ましいことから、そのままの表現とする。 ・全ての扉が外開きである必要は無く、本図は車いす使用者が利用できる可能性のある外開き戸を設置する場合を示す目的の図であり、そのままの表現とする。 ・同上
71	便所等 2.7 図版	布田委員 建研小野 オブザーバー	・便所・洗面所の例1~3:ここに記載された、それぞれの「乳幼児連れ利用者に配慮した設備を有する便房」に、着替え台の表現を追加していただきたい;(2-92)右下の図で示された「乳幼児連れに配慮した便房」の表現と統一するべき。 ・便所・洗面所の例2:女性便所の「乳幼児連れ利用者に配慮した設備を有する便房」の内開戸から引き戸への修正変更を提案;内開戸では、ベビーカーと共に入室することが困難であるため。 ・便所・洗面所の例2:「乳幼児連れに配慮した設備を有する便房」を男子便所にも設置した表現にしていきたい;(2-84)(5)「① 設置数、配置」に依拠。 ・「●改善例」:改善後の図で、外開戸から折戸への修正変更を提案;(2-87)「(3)戸の形式」で、「使用以外は開いているタイプとすることが望ましい」とあるため。	・必ず必要なものではないことから、そのままの表現とする。 ・ご指摘の通り修正する。 ・引き続き、対応について検討する。 ・そのままの図とする。

■ その他のご意見

	該当箇所	委員等名	意見	対応方針案
72	第1部第1章	大阪府 大宅委員	○(この内容は今回新たに記載されたものでしょうか？それともどこかで発行されているものでしょうか？ 現行版に比べ、かなり充実した記載をしていただいて、ありがたいと思います。) ○P1-1 本文 2 行目「高齢者、障害者…」となっています。	ご指摘のとおり、修正する。
73	全体	ホテル協会 風間委員	文言等の修正について	・ご指摘の通り修正する。
74	全体	東京都 工藤委員	・全般的に、「望ましい」と、「とすること」の使い分けの基準が明確でないような気がします。設計者からの問い合わせについて、こちらからは、なるべく整備をしてもらいたいと話しても、最終的には「望ましいだからやらないんですね。」で終わってしまうことがあります。設計標準に強制力はないのであまり効果はないのかもしれませんが、当然に配慮が必要な内容については、望ましいという表現を見直すことも必要なのではないでしょうか。※同じ内容でも記載が異なっているものもあります。(例 2-103⑦ア2ポツ目と2-115②2 ポツ目)	記載は以下のとおり整理することとする。 ・原則「する」 ・誘導基準及び施設規模・利用者等によってニーズが異なる内容「望ましい」
75	全体	布田委員 建研小野 オブザーバー	・「車いす」という表記のしかたについて：車椅子に関する JIS が 2016 年度版に改訂され、名称が「車椅子」という漢字に統一されました(JIS T9201:2016 手動車椅子、JIS T9203:2016 電動車椅子)。これを受けて、関連業界では「車椅子」に表現を統一する流れになっていますが、この設計標準では、どのようなお考えでしょうか？	・政令の表現であるため、そのままの記述とする。
76	全体	大阪府 大宅委員	○章の構成について 前回の会議でも議論がありましたが、やはり読む方に法の規定の趣旨を伝えるためにも、現行の設計標準の構成どおり、「設計の考え方」が各章の冒頭にあった方がいいのではないのでしょうか。トイレなどは文書ばかりとなり、重要なポイントがわかりにくい気がします。(ちなみに、委員会で検討していない他の章もこれに倣い構成が変わるのでしょうか？)	「設計の考え方」は高齢者、障害者等のニーズをまとめ、そのニーズを踏まえた「設計のポイント」として記載しているため、修正はおこなわない。 他の章も同様に整理を行う。

	該当箇所	委員等名	意見	対応方針案
77	全体	大阪府 大宅委員	○解説の表現について 法令の義務の項目についての解説は「設計する」、それ以外については「設計することが望ましい」と記載されていると思いますが、混在している部分もあるようです。(例:客室 8 あたりなど)あえて混在させるのもありかと思いますが、意識して書き分けされているのでしょうか。	記載は以下のとおり整理することとする。 ・原則「する」 ・誘導基準及び施設規模・利用者等によってニーズが異なる内容「望ましい」
78	全体	DPI 今西委員	手すりについて ・建築物移動円滑化基準では「階段は、転落、転倒等の事故が多い場所であることに留意し、適切な奥行きのある踏み面を確保した上、すべり止めや手すりを設置して安全対策に留意する。」とされている。 ・近年、階段への手すりとして波形形状の手すり(波形手すり)の設置が急増しているが、「どこを持っていいか迷う」「手を沿わせにくい」「握りにくい」「身体を支えにくい」など、特に「落ちそうで怖い」といった危険を感じている人の数が少なくない。 ・この波形手すりは、階段の昇降という連続性ある動きにも関わらず、波形のパターンにあわせて手すりから手を一旦離す必要が生じるため、歩行が困難な身体障害者や高齢者には手すりをつかみ損ねると転落するのではという恐怖感がある。また、視覚障害者にとっても、変則的な形状の手すりは、手すりの形状が把握できないことにより次の行動の予測がたてづらく不安になり、精神的な負担が大きいとされる。 ・調査でも、階段の段数と波形手すりの波形の数が一致していない場所が多いことと、手すりの高さが下段、中段、上段でそれぞれ異っており、この結果より下半身の動きと上半身の動きの連動性にズレが生じるため身体障害者や身体機能が低下している高齢者等にとっては、階段の昇降が複雑な動きになり身体的負担が増していることが推測された。また、視覚障害者にとっても、一定のリズムで階段の昇降ができず、階段を踏み外してしまう不安が増すものと考えられる。 ・これらを踏まえ、波形手すりは安全性において疑問があり、今回の建築物の設計標準の見直しにあたっては、「階段」や「トイレ及び浴場の立上り」などの用途の手すりについて、手すりの形状として、「区間を直線で結ぶもの」との記述を追加して下さい。	・波型の手すりが有効の有効性についての検証が必要であり、今回の改正で検討することは困難であるため、記述の追加は行わない。
79	アンケート結果	パラリンピアンズ協会 大日方委員	開業年別に UD ルーム設置数と割合を示しているが、この数字から読み解けることは何なのか、見解を聞きたい。バリアフリー法施行後に開業したホテルが少ないようにみえるが、開業数そのものが少ないのか、UD ルームの設置が進んでいないと見るべきなのだろうか。 UD ルーム総数が少なく、さらに 1 ホテルあたりの UD ルームの割合が少ない。2020 年に向けて一般客室の UD 化を急いですすめる必要があることが分かる。	ご指摘のとおり、バリアフリー法施行後に開業したホテルがまだ少ない状況にはあるが、法施行後に開業したホテルは複数のUDルームを設置しているなど、必ずしも設置が進んでいないとは言えない状況である。

	該当箇所	委員等名	意見	対応方針案
80	その他	パラリンピアンズ協会 大日方委員	<p>「高齢者・障害者に配慮した一般客室」普及促進について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基準よりも客室数を多く設置しているホテルを表彰したり、改修によって UD ルームの数が大幅に増やす場合には助成金を増額するなど、誘導するための施策が取れないか。</li> <li>・この基準に該当する客室についての呼称を、ホテル側が使いたくなるような、また予約客も分かりやすいようなネーミングを考えるとよいのではないか。名称を公募するのも一つの方法かもしれない。</li> </ul>	<p>「高齢者、障害者等に配慮した一般客室」のみならず、建築物のバリアフリー全般の普及を図るため、講習会等を実施することとする。また、名称については、業界団体の皆様と、どのような名称がふさわしいかを検討させていただきたい。</p> <p>なお、表彰については、現在、国土交通省バリアフリー化推進功労者大臣表彰等の制度がある。</p>
81	その他	パラリンピアンズ協会 大日方委員	<p>今後の取組の方向性</p> <p>客室の使い勝手向上、ガイドライン改善に向けた取組として、障害当事者自身がアクセシビリティを評価し、ガイドラインをよりよいものに作り替えていくような制度を作るとよいのではないか。ユーザー視点で PDCA サイクル回していき、建設的・前向きな議論をするための土台にする。</p>	<p>ご意見を踏まえ、今後の設計標準の見直しに向けて、来年度以降、フォローアップを実施する。</p>

■ 設計の考え方、設計のポイント（案） 一覧表-1 （赤字：主要な加筆、修正部分）

	2. 1. 敷地内の通路	2. 2. 駐車場	2. 3. 建築物の出入口	2. 4. 屋内の通路	2. 5. 階段	2. 6. エレベーター
設計の考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>○高齢者、障害者等の円滑な移動に配慮した設計においては、様々な移動上の制約を受ける人も、制約を受けない人と同じように利用できるよう配慮することが基本となる。</li> <li>○そのため、敷地内の通路の設計においては、道路や駐車場から建築物の出入口等までの通路、同一敷地内の建築物間の通路を、高齢者、障害者等が<b>他の利用者と同じように安全かつ円滑に利用</b>するための配慮が求められる。</li> <li>○また路面が濡れている状態の利用等も想定され、<b>高齢者、障害者等の安全性確保への配慮が重要</b>となる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○高齢者、障害者等が自動車を利用して外出する機会が増えており、高齢者、障害者等の社会参加を促進する上で、自動車は有効な移動手段であることから、建築物を設計する際には、駐車場の安全性確保や利用のしやすさへの配慮が求められる。</li> <li>○駐車場の設計においては、車いす使用者のための駐車施設を設置し、高齢者、障害者等にわかりやすく案内する配慮が求められる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○敷地内の通路と同様、建築物の出入口の設計においては、建築物の主要な出入口から案内所等や案内表示に至るまでの経路を、<b>高齢者、障害者等が他の利用者と同じように安全かつ円滑に利用</b>するための配慮が求められる。</li> <li>○あわせて、施設内の室配置等を、高齢者、障害者等にわかりやすく案内し、誘導する配慮が求められる。</li> <li>○設計にあたっては、建築物の用途や管理の方法、利用状況等を十分に想定する必要がある。</li> <li>○施設管理者には、高齢者、障害者等が施設の利用に際して情報や支援を必要とした場合に対応できるよう、従業員の配置等の準備をしておくことが求められる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○屋内の通路の設計においては、高齢者、障害者等が迷わず、容易に目的の空間まで到達できるようにすること、その移動等の負担を軽減すること等への配慮が求められる。</li> <li>○そのため、屋内の動線計画をわかりやすいものとする、通路を高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用するための配慮が求められる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○階段は、高齢者、障害者等にとって転落、転倒等の危険の大きな場所であるため、その設計においては、安全性確保への配慮が求められる。</li> <li>○なかでも視覚障害者の転落防止への配慮が重要となる。</li> <li>○また高齢者、障害者等の昇降しやすさへの配慮が求められる。</li> <li>○屋外階段でも日常利用されるものについては、屋内階段と同様の配慮が求められる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○エレベーターは、高齢者、障害者等が安全かつ円滑に垂直移動を行うための有効な手段であり、その設計においては、高齢者、障害者等が容易に目的の空間まで到達できるようにすること、その移動等の負担を軽減すること等への配慮が求められる。</li> <li>○乗降ロビー、エレベーターの設計では、車いす使用者への配慮のほか、視覚障害者・聴覚障害者への情報提供への配慮が求められる。</li> <li>○使用時の安全性確保や利便性等を考慮すると、高齢者、障害者等の垂直移動にエスカレーターのみで対応することは好ましくなく、エレベーターで対応することが原則となる。</li> </ul>
設計のポイント（動線、配置全般）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○<b>高齢者、障害者等と他の利用者が同じ通路を利用できるように計画</b>する。やむを得ず高齢者、障害者等用の通路を別に設ける場合は、他の利用者とは著しく異なる経路としない。</li> <li>○高齢者、障害者等の安全の確保を図るため、原則として歩行者と車の動線を分離する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○建築物の出入口からできるだけ近い位置に、施設用途や規模に応じた台数の、車いす使用者用駐車施設を設置する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○<b>高齢者、障害者等と他の利用者が同じ出入口を利用できるように計画</b>する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○屋内の動線計画（利用居室と通路等の配置）は、利用者にとって、わかりやすいものとする。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○誰もが利用しやすく、わかりやすい位置に、施設用途や規模に応じた台数のエレベーターを設置する。</li> <li>○やむを得ず、エレベーターによるバリアフリー化が困難な場合は、車いす使用者対応エスカレーターを設置する。</li> <li>○エスカレーターは、主要な経路に隣接して設置する。</li> </ul>
（車いす使用者等への配慮）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○道路及び駐車場から建築物の出入口までの通路、同一敷地内の建築物間の通路には、車いす使用者が円滑に利用できる有効幅員を確保し、原則として段を設けない。</li> <li>○傾斜路を設ける場合には、車いす使用者が無理なく上ることができ、また安全に下りることのできる幅員や形状とする。</li> <li>○傾斜路を設ける場合には、車いす使用者や視覚障害者等の壁のない側への落下防止、杖の落下防止等に配慮した形状とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○車いす使用者用駐車施設には、車いす使用者が安全に車から乗降するために十分な広さを確保する。</li> <li>○上・下肢障害者や妊婦、けが人、乳幼児連れ利用者等に対する駐車スペースを、車いす使用者用駐車施設に近い位置に別途、確保する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○建築物の出入口には、車いす使用者が円滑に利用できる有効幅員、空間を確保し、原則として段を設けない。</li> <li>○傾斜路や昇降機の設置については、他の利用者との公平性などの観点から、計画段階で十分に検討を行う。</li> <li>○戸の形式は、車いす使用者・上肢障害者等の開閉しやすさに配慮したものとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○屋内の通路には、車いす使用者が円滑に利用できる有効幅員を確保し、原則として段を設けない。</li> <li>○傾斜路を設ける場合には、車いす使用者が無理なく上ることができ、また安全に下りることのできる幅員や形状とする。</li> <li>○傾斜路を設ける場合には、車いす使用者や視覚障害者等の壁のない側への落下防止、杖の落下防止等に配慮した形状とする。</li> <li>○傾斜路の上端に近接する部分には、視覚障害者に注意を喚起するための措置を講じる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○段鼻の形状等は、階段での転倒等の事故防止に配慮したものとする。</li> <li>○高齢者、障害者等の転落、転倒等を防止するため、階段は、回り段とすることを避ける。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○乗降ロビー、出入口には、車いす使用者が円滑に利用できる有効幅員、空間を確保し、段を設けない。</li> <li>○かごには、車いす使用者が円滑に利用できる空間を確保する。</li> <li>○病院、福祉施設、共同住宅等では利用の特性に配慮したかご形状とする。</li> <li>○乗降ロビーの乗り場ボタンやかご内の操作盤等は、車いす使用者のほか、視覚障害者や上肢障害者の利用に配慮したものとする。</li> </ul>

	2. 1. 敷地内の通路	2. 2. 駐車場	2. 3. 建築物の出入口	2. 4. 屋内の通路	2. 5. 階段	2. 6. エレベーター
(視覚障害者等への配慮)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○道路等から建築物の出入口に至る経路には、視覚障害者を誘導するための措置を講じる。</li> <li>○段や傾斜路の上端に近接する部分には、視覚障害者に注意を喚起するための措置を講じる。</li> <li>○高齢者、障害者等が、段や傾斜路の存在を容易に識別できる措置を講じる。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○建築物の出入口から案内所等の受付カウンター、または案内板・インターホン等の案内設備に至る経路には、視覚障害者を誘導するための措置を講じる。</li> <li>○受付カウンターや、案内板・インターホン等の案内設備の手前には、視覚障害者に注意を喚起するための措置を講じる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○壁には、視覚障害者が杖で把握できないような突出物を設けない。</li> <li>○施設用途や利用者特性により、高齢者や視覚障害者等を利用居室等に誘導するための措置を講ずる。</li> <li>○高齢者、障害者等が、傾斜路の存在を容易に識別できる措置を講じる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○階段の上端に近接する部分には、視覚障害者に注意を喚起するための措置を講じる。</li> <li>○高齢者、障害者等が、階段の存在を容易に識別できる措置を講じる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○エレベーターの手前(乗降ロビー)には、視覚障害者に注意を喚起するための措置を講じる。</li> <li>○かごの昇降方向を表示・音声案内する装置等、視覚障害者や聴覚障害者等の利用に配慮した設備を設置する。</li> <li>○エスカレーターの乗降口には、視覚障害者に注意を喚起するための措置を講じる。</li> </ul>
(仕上げ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○通路及び傾斜路の路面の仕上げは、濡れても滑りにくいものとする。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○床の仕上げは、濡れても滑りにくいものとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○床の仕上げは、滑りにくいものとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○階段の踏み面の仕上げは、滑りにくいものとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○乗降ロビーの床の仕上げは、滑りにくいものとする。</li> </ul>
案内表示		<ul style="list-style-type: none"> <li>○駐車施設には、車いす利用者用駐車施設の位置をわかりやすく示す標識等を設置する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○建築物の出入口付近には、案内所等の受付カウンター、または案内板・インターホン等の案内設備を設ける。</li> <li>○案内板には、施設内の配置や便所・エレベーターの位置、利用案内等をわかりやすく示す。</li> <li>○案内板は、高齢者、視覚障害者のほか、多様な利用者にわかりやすいものとする。</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>○エレベーター付近には、エレベーターのあることをわかりやすく示す標識等を設ける。</li> <li>○エスカレーター付近には、エスカレーターのあることをわかりやすく示す標識等を設ける。</li> </ul>

■ 設計の考え方、設計のポイント（案） 一覧表－２

	2. 8. 便所・洗面所	2. 8. 利用居室の出入口	2. 9. 客室	2. 10. 浴室・シャワー室、脱衣室・更衣室	2. 11. 劇場、競技場等の客席・観覧席	2. 12. 避難設備・施設
設計の考え方	<p>○高齢者、障害者等の社会参加や外出等の機会をさらに促進するため、高齢者、障害者等が円滑に利用できる便所・便房を、整備することが求められている。</p> <p>○便所・便房の設計においては、施設用途や規模の他、多様な利用者を十分に想定することが重要である。</p> <p>○まず、バリアフリー法に義務付けられた「車いす使用者用便房」と「オストメイト用設備を有する便房」を設置する。さらに高齢者、障害者、乳幼児連れ利用者等の多様なニーズを踏まえ、それぞれの利用者特性に配慮した設備や便房の設置を検討する必要がある。</p> <p>○また近年では、知的障害者や発達障害者等への異性介助、高齢者同士の異性介助等により、男女共用の便房設置に対するニーズが高まっており、介助者等の実態に即した便所・便房の設計とすることも求められている。</p> <p>○一方で、「車いす使用者用便房」にオストメイト用設備や大型ベッド、乳幼児用いす、乳幼児用おむつ交換台等を付加した「多機能便房」については、近年、利用者が集中し、便房内に広い空間を必要とする車いす使用者が円滑に利用することが困難になっているとの声が多く寄せられている。</p> <p>○このような実態を踏まえると、多様な利用者の円滑な利用を促進するためには、従来の「多機能便房」内にあった各種設備・機能を、便所全体に適切に分散して配置することが重要となる。</p> <p>○このため、便所・便房の整備においては高齢者、障害者、介助者、乳幼児連れ利用者等の個別のニーズに対応した「個別機能を備えた便房」を設置することを基本的な考え方とし、</p> <p>○小規模施設等の便所で、複数の便房を確保することが困難な場合</p>	<p>○利用居室（不特定かつ多数の利用者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する居室）の出入口の設計においては、高齢者、障害者等が安全かつ円滑に出入りするための配慮が求められる。</p> <p>○あわせて、利用居室の名称等を、高齢者、障害者等にわかりやすく情報提供する配慮が求められる。</p>	<p>○高齢者、障害者等が、他の利用者と同様に外出・旅行等の機会を享受するための環境の整備が求められており、宿泊機能を有する建築物においては、バリアフリー法に義務づけられた「車いす使用者用客室」（車いす使用者が円滑に利用できる客室）を設けることや、「高齢者、障害者等の利用に配慮した一般客室」（高齢者や自立移動が可能な車いす使用者等が利用できるよう配慮した客室のこと）を設けることが求められている。</p> <p>○「高齢者、障害者等の円滑な利用に配慮した一般客室」を設けることにより、自立移動が可能な車いす利用者等、より多くの利用者の宿泊が可能となる。</p> <p>○宿泊機能を有する建築物の設計においては、客室のほかに、施設全体のバリアフリー対応として、道路や駐車場から客室に至る経路や共用スペース（レストラン、大浴場、共用便所など）に段差の解消や、フロントにおける車いす使用者に配慮したカウンター設置、緊急時の避難動線の確保や情報提供等への配慮が求められる。また建築物のハード対応とあわせて、情報提供やサービス等のソフト対応（人的な対応）の両面を考慮しつつ設計を行うことも重要である。</p> <p>○高齢者、障害者等の個々の事情等について、予約時や来訪時の質問に的確に答えることのほか、ホームページ等での事前の情報提供（車いす使用者用客室の有無やその仕様、備品の貸し出し等に関する基本的な情報）を行うことが、施設運営者に求められる。</p> <p>○「高齢者、障害者等の円滑な利用に配慮した一般客室」を、客室のバリエーションの一つとして整備することや、施設全体のバリアフリー対応のための様々な配慮を行うことは、施設運営者にとって、今後の利用者拡大につながる重要な取り</p>	<p>○高齢者、障害者等が、他の利用者と同様に外出・旅行等の機会を享受するための環境の整備が求められており、宿泊機能を有する建築物に付属する共同浴室、独立した公衆浴場等、及びそれらに附帯するシャワー室、脱衣室等におけるバリアフリー対応が求められている。</p> <p>○また高齢者、障害者等が、他の利用者と同様にスポーツ活動の機会を享受するために、体育館や水泳場等のスポーツ施設等においても、シャワー室や更衣室のバリアフリー対応が求められている。</p> <p>○高齢者、障害者等にとって転倒等の危険の大きな場所であるため、浴室・シャワー室、脱衣室・更衣室の設計においては、移動や動作時の安全性確保に十分配慮した動線計画や仕上げ等の配慮が求められる。</p>	<p>○高齢者、障害者等が、他の利用者と同様に外出・旅行等の機会を享受するための環境の整備が求められており、劇場やホール、体育館、競技場等の客席・観覧席を持つ建築物では、高齢者、障害者等が駐車場や建築物の出入口から客席・観覧席まで円滑に移動し、かつ、観劇・観覧できる配慮が求められる。</p> <p>○高齢者、障害者等が、客席・観覧席を自由に選択できる配慮が求められる。</p> <p>○車いす使用者用客席・観覧席からのサイトラインを確保できる配慮が求められる。</p> <p>○視覚障害者や聴覚障害者が、上演内容や競技状況等の情報を得るために、音声・文字情報提供設備等の配慮が求められる。</p> <p>○高齢者、障害者等の舞台や楽屋の利用しやすさへの配慮が求められる。</p>	<p>○建築物の設計においては、施設用途や利用者特性、非常時の対応方法等を踏まえつつ、防火区画、防煙・排煙、避難計画等を総合的に検討する必要がある。</p> <p>○まず火災や地震等の災害等の非常事態発生を、高齢者、障害者等に適切に伝達することが重要となる。特に視覚障害者や聴覚障害者等に情報提供を行うための配慮が重要となる。</p> <p>○高齢者、障害者等の円滑な避難のためには、避難経路の動線計画をわかりやすいものとする、高齢者、障害者等に避難方向等をわかりやすく情報提供する配慮が求められる。</p> <p>○さらに施設用途や規模等によっては、車いす使用者等の避難に時間や支援を必要とする利用者が、火元と隔てられた場所に一時的に避難する空間とそこまでの経路を確保し、適切に誘導することも必要となる。</p> <p>○情報伝達や避難誘導等については、建築設備だけに頼るのではなく、施設管理者等が適切な避難誘導等のあり方や人員配置等の人的対応を図ることも求められる。</p>

	2. 8. 便所・洗面所	2. 8. 利用居室の出入口	2. 9. 客室	2. 10. 浴室・シャワー室、 脱衣室・更衣室	2. 11. 劇場、競技場等の客席・観覧席	2. 12. 避難設備・施設
	<p>○面積や構造による制約がある既存建築物の改善・改修であり、やむを得ず「車いす使用者用便所」にオストメイトや乳幼児連れ利用者に対応した機能等を付加する場合</p> <p>等においては、利用者のニーズを満たす機能を付加した「多機能便所」と「簡易型機能を備えた便所」等の組み合わせにより、可能な限り機能の分散を図る。</p> <p>○また、バリアフリー法に基づくバリアフリー化の義務対象とならない小規模な施設の整備や、既存施設の改善・改修においても、高齢者、障害者等が円滑に利用できる便所・便所の設置を進めることが求められる。こうした施設においても、面積や構造による制約等も考慮しつつ、必要な設備を分散配置した設計を行うことが重要である。</p>		組みでもある			
設計のポイント (共通)	<p>○施設の用途や利用状況を勘案し、利用者の集中を避け、高齢者、障害者等が円滑に利用できる便所・便所の設置を進めるため、「個別機能を備えた便所」を便所内に分散して設ける。</p> <p>○「個別機能を備えた便所」を便所内に分散して設けることが困難な場合には、以下の点に留意し、「多機能便所」及び「簡易型機能を備えた便所※1」を設ける。</p> <p>○あらかじめ利用者が特定される用途(学校(特別支援学校を除く。)、事務所等)である場合は、利用者の想定等を十分に行った上で、「多機能便所」を設置することにより、高齢者、障害者等の利用に備える。</p> <p>○施設全体で便所・便所の数が1~2カ所程度の場合、便所に男子用及び女子用の区別がない場合、面積や構造による制約がある既存建築物の改善・改修の場合、法の義務付け対象とならない小規模な施設の新築で面積による制約がある場合等には、利用者の想定等を十分に行った上で、「個別機能を備えた便所」又は「多機能便所」を設置することにより、高齢者、障害者等の</p>	<p>○屋内の動線計画(利用居室と通路の配置)は、利用者にとって、わかりやすいものとする。</p> <p>○利用居室の出入口には、車いす使用者が円滑に利用できる有効幅員、空間を確保し、原則として段を設けない。</p> <p>○戸の形式は、車いす使用者・上肢障害者等の開閉しやすさに配慮したものとする。</p>	<p>○ホテルや旅館等の宿泊施設には、車いす使用者が円滑に利用できる客室(以下「車いす使用者用客室」)を設ける。</p> <p>○車いす使用者用客室以外の客室においても、高齢者、障害者等の利用しやすさの確保に配慮し、高齢者、障害者等の利用に配慮した一般客室を設ける。</p> <p>○車いす使用者用客室内には、車いす使用者が円滑に利用可能なスペース及び便所・浴室等を設ける。</p> <p>○車いす使用者用客室は高齢者、障害者等と同伴者が宿泊することに配慮した広さ、間取りとする。</p>	<p>○宿泊機能を有する建築物や公衆浴場等、不特定多数の利用者が利用する浴室を設ける場合には、1以上の車いす使用者用浴室等を設ける。また浴室と隣接する位置に、車いす使用者が円滑に利用できる脱衣室を設ける。</p> <p>○体育館やスポーツ施設等、不特定多数の利用者が利用するシャワー室を設ける場合には、1以上の車いす使用者が円滑に利用できるシャワー室(車いす使用者用シャワー室)を設置する。またシャワー室と隣接する位置に、車いす使用者が円滑に利用できる更衣室を設ける。</p> <p>○浴室・シャワー室では、浴室用車いす等への移乗や入浴等の動作を円滑に行うことができるように配慮する。</p> <p>○脱衣室・更衣室では、脱衣や着替え等の動作を円滑に行うことができるように配慮する。</p>	<p>○車いす使用者用客席・観覧席は、舞台やスクリーン等が見やすい位置とし、客席の選択が可能となるように配慮する。また同伴者と共に利用できるように配慮する。</p> <p>○車いす使用者用客席・観覧席は、避難を考慮し、客席・観覧席の出入口に容易に到達できる位置とする。あわせて、車いす使用者用客席・観覧席は、エレベーター、車いす使用者用便所・洗面所に容易に到達できる位置とする。</p> <p>○客席・観覧席の出入口から車いす使用者用客席・観覧席までの経路には、段を設けない。経路に段がある場合は、傾斜路を設けるか、エレベーターもしくは段差解消機を設ける。</p> <p>○多数の車いす使用者の利用が見込まれる場合には、仮設の車いす使用者用客席・観覧席を設けて、客席数・観覧席数を確保することが望ましい。</p>	<p>○避難のための動線計画は、利用者にとって、わかりやすいものとする。</p> <p>○避難施設となる屋内の通路には、車いす使用者が円滑に利用できる有効幅員、ゆとりある空間を確保し、原則として段を設けない。</p> <p>○階段等には、非常時に車いす使用者等が待避し、安全に救助を待つための一時待避スペースを設置する。</p>
(車いす使用者等への配慮)						
(視覚障害者)			○車いす使用者用客室や高齢者、障害者等の利用に配慮した一般		○聴覚障害者、視覚障害者等の観劇・観覧に配慮した設備を設け	

	2. 8. 便所・洗面所	2. 8. 利用居室の出入口	2. 9. 客室	2. 10. 浴室・シャワー室、 脱衣室・更衣室	2. 11. 劇場、競技場等の客席・観覧席	2. 12. 避難設備・施設
等への 配慮)	<p>利用に備える。</p> <p>○面積や構造による制約がある既存建築物の改善・改修、法の義務付け対象とならない小規模な施設の新築で面積による制約があるもので、「個別機能を備えた便所」や「多機能便所」の設置が困難な場合には、「簡易型機能を備えた便所」を設置することにより、高齢者、障害者等の利用に備える。</p>		<p>客室には、高齢者、障害者等への情報提供等に配慮した設備・備品等を設置する(または貸し出す)。特に、視覚障害者、聴覚障害者にとっては情報提供に係る設備・備品等が重要となる。</p>		<p>る。</p> <p>○聴覚障害者のための設備を設けた客席・観覧席は、手話通訳や字幕・文字情報等の見やすさにも配慮する。</p> <p>○乳幼児連れ利用者、知的障害者、発達障害者、精神障害者等の多様な利用者に配慮し、安心して利用できるよう、区画された観覧室を設ける。</p>	
案内 表示		<p>○利用居室の出入口には、室名称や用途をわかりやすく示す室名板を設置する。</p> <p>○室名表示は、車いす使用者に見やすい位置にも設置する。</p> <p>○室名表示は、視覚障害者の利用にも配慮したものとす。</p>	<p>○車いす使用者用客室や高齢者、障害者等の利用に配慮した一般客室の出入口においては、高齢者、障害者等の利用に支障がないよう、有効幅員の確保や戸の形式、ドア取っ手、室名表示等に配慮する。</p>	<p>○出入口においては、高齢者、障害者等の利用に支障がないよう、有効幅員の確保や戸の形式、室名表示に配慮する。</p>		<p>○視覚障害者、聴覚障害者等に対応した非常用警報装置や避難誘導のための案内表示・情報伝達設備を設置する。</p>